

秋田県地域防災計画

(資料編)

令和5年4月修正

秋田県地域防災計画（資料編）R5.4月修正

目 次

第1章 防災組織		
1-1	秋田県防災会議条例	P 1 県総合防災課
1-2	秋田県防災会議運営要綱	P 2 県総合防災課
1-3	秋田県防災会議委員・幹事	P 3 県総合防災課
1-4	秋田県防災会議専門部会設置要綱	P 6 県総合防災課
1-5	秋田県防災会議専門部会の構成	P 7 県総合防災課
1-6	秋田県防災会議小部会の構成	P 9 県総合防災課
1-7	秋田県防災会議通信部会設置要綱	P 11 県総合防災課
1-8	秋田県防災会議雪害対策部会設置要綱	P 12 県総合防災課
1-9	秋田県防災会議災害危険地域対策部会設置要綱	P 13 県総合防災課
1-10	秋田県防災会議災害危険地域小部会運営要領	P 14 県総合防災課
1-11	秋田県防災会議地震対策部会設置要綱	P 16 県総合防災課
1-12	秋田県防災会議地震対策部会運営要領	P 17 県総合防災課
1-13	秋田県防災会議地震小部会運営要領	P 18 県総合防災課
1-14	秋田県災害対策本部条例	P 19 県総合防災課
1-15	秋田県・市町村緊急時連絡会議設置要綱	P 20 県市町村課
第2章 情報の収集・伝達		
2-1	気象観測施設	P 21 秋田地方気象台
2-2	災害時における放送要請に関する協定	P 22 県総合防災課
2-3	災害時における報道要請に関する協定	P 24 県総合防災課
2-4	災害に関する緊急連絡の取扱いについて	P 26 県総合防災課
第3章 通信		
3-1	非常災害時における臨機の措置	P 29 東北総合通信局
3-2	防災関係機関の無線通信網	P 30 県警察本部／東北地方整備局／東北電力ネットワーク／県総合防災課
第4章 秋田県消防防災ヘリコプター		
4-1	秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱	P 34 県総合防災課
4-2	秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領	P 39 県総合防災課
4-3	秋田県消防防災ヘリコプター夜間救急搬送取扱要領	P 41 県総合防災課
4-4	飛行場外離着陸場一覧	P 43 県総合防災課
4-5	秋田県ヘリコプター等運用調整会議設置要綱	P 47 県総合防災課
4-6	大規模災害時における秋田県ヘリコプター等運用調整班活動計画	P 49 県総合防災課

4-7	秋田県ドクターヘリ及び秋田県消防防災ヘリコプター運航における東北地方整備局所管敷地の使用に関する協定書	P 57	県総合防災課／県医務薬事課
第5章 災害援護			
5-1	災害り災者に対する見舞金給付要綱	P 59	県総合防災課
5-2	生活再建支援金支給に係る事務の流れ	P 62	県総合防災課
5-3	税の軽減	P 63	県税務課
5-4	経営資金	P 65	県産業政策課／県生活衛生課
5-5	災害救助法に基づく救助等の実施に関する委託契約	P 66	県総合防災課
5-6	国有林野産物の減額譲渡	P 69	東北森林管理局
5-7	被災建築物応急危険度判定活動の協力に関する協定	P 72	県建築住宅課
5-8	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	P 73	県建築住宅課
5-9	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書	P 74	県建築住宅課
5-10	災害ボランティア活動支援指針	P 75	県総合防災課 ／県地域・家庭福祉課
5-11	災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定	P 77	県建築住宅課
5-12	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定	P 79	県建築住宅課
5-13	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定	P 81	県建築住宅課
5-14	災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	P 82	県地域・家庭福祉課
第6章 救急医療			
6-1	救急告示医療機関	P 84	県医務薬事課
6-2	病院	P 85	県医務薬事課
6-3	災害拠点病院・DMAT指定病院	P 87	県医務薬事課
6-4	医師・看護師数（県内の病院勤務）	P 88	県医務薬事課
6-5	救急自動車・救急隊員（消防本部）	P 89	県総合防災課
6-6	血液製剤備蓄医療機関等	P 90	県医務薬事課
6-7	災害時等緊急医薬品等備蓄店舗一覧	P 91	県医務薬事課
6-8	災害医療救護活動に関する協定（秋田県医師会）	P 92	県医務薬事課
6-9	災害医療救護活動に関する協定書細目（秋田県医師会）	P 94	県医務薬事課
6-10	秋田DMATの派遣に関する協定書	P 102	県医務薬事課
6-11	秋田DMAT設置運営要綱	P 104	県医務薬事課
6-12	災害時の歯科医療救護に関する協定書（秋田県歯科医師会）	P 107	県医務薬事課
6-13	災害時の医療救護に関する協定（秋田県薬剤師会）	P 109	県医務薬事課
6-14	災害時の看護医療救護に関する協定（秋田県看護協会）	P 111	県医務薬事課
第7章 交通輸送			
7-1	災害時における交通の規制に係る標示	P 113	県総合防災課／県警察本部
7-2	災害時の緊急通行車両確認事務処理（秋田県）	P 114	県総合防災課
7-3	災害時の緊急通行車両確認事務処理（秋田県公安委員会）	P 115	県警察本部

7-4	緊急輸送道路ネットワーク計画総括表	P 125	県道路課
7-5	緊急輸送道路ネットワークにおける指定拠点	P 126	県道路課
7-6	災害時における緊急・救護輸送等及び物資の保管等に関する協定	P 141	県総合防災課
7-7	大規模災害時における救援物資の調達・輸送・供給マニュアル	P 148	県総合防災課
7-8	災害時等の応援業務に関する協定（橋梁）	P 157	県道路課
7-9	災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書（AZ-COM丸和・支援ネットワーク）	P 169	県総合防災課
7-10	道路・橋梁施設及び長大トンネルの防災設備整備の現況	P 175	県道路課
第8章 災害応援・派遣			
8-1	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	P 176	県総合防災課
8-2	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目	P 179	県総合防災課
8-3	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	P 181	県総合防災課
8-4	大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細則	P 184	県総合防災課
8-5	災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定	P 189	県総合防災課
8-6	災害時における相互援助に関する協定書	P 198	県内13市
8-7	災害派遣に関する秋田県知事と陸上自衛隊第21普通科連隊長との協定	P 203	県総合防災課
8-8	消防機関と海上保安官署との業務協定	P 205	県総合防災課ほか
8-9	海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書	P 206	秋田海上保安部
8-10	秋田県広域消防相互応援協定書	P 207	県内13消防本部
8-11	大規模災害に關しての消防及び自衛隊の相互協力	P 211	県総合防災課
8-12	緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画	P 212	県総合防災課
8-13	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱	P 223	県総合防災課
8-14	緊急消防援助隊の運用に関する要綱	P 240	県総合防災課
8-15	緊急消防援助隊秋田県応援等実施計画	P 253	県総合防災課
8-16	秋田県緊急消防援助隊受援計画	P 260	県総合防災課
8-17	日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書	P 267	県生活衛生課
8-18	日本水道協会秋田県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱	P 269	県生活衛生課
8-19	秋田県広域火葬計画	P 271	県生活衛生課
8-20	災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定	P 275	県生活衛生課
8-21	秋田空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定	P 277	県港湾空港課
8-22	大館能代空港における航空機事故に対する消火救難活動に関する協定	P 279	県港湾空港課
8-23	秋田空港及び大館能代空港の医療救護活動に関する協定	P 281	県港湾空港課
8-24	秋田空港及び大館能代空港の医療救護活動に関する協定書細目	P 283	県港湾空港課
8-25	大館能代空港医療救護活動に関する覚書	P 291	県港湾空港課
8-26	港湾関係での災害発生時における応急対策業務に関する包括的協定書	P 292	県港湾空港課
8-27	災害時における応急対策業務に関する協定（旧土工協、現日建連）	P 294	県建設政策課

8-28	災害時における調査・設計等の応急対策業務に関する協定	P 296	県技術管理課
8-29	災害時における調査・設計等の応急対策業務に関する協定細目	P 298	県技術管理課
8-30	災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定	P 302	県技術管理課
8-31	災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定書 確認事項	P 303	県技術管理課
8-32	災害時における応急対策業務に関する基本協定	P 310	県河川砂防課
8-33	災害時における応急対策業務に関する基本協定細目	P 311	県河川砂防課
8-34	災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定	P 313	県総合防災課
8-35	災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定細目	P 315	県総合防災課
8-36	県、市町村及び国土交通省保有の建設機械等	P 320	県道路課／各河川国道事務所
8-37	自衛隊の災害派遣に係る様式	P 322	県総合防災課
8-38	秋田県消防防災ヘリコプター応援協定	P 325	県総合防災課
8-39	大規模特殊災害時における広域航空消防応援（抜粋）	P 327	県総合防災課
8-40	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	P 329	県総合防災課
8-41	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目	P 333	県総合防災課
8-42	消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定	P 345	県総合防災課
8-43	巡視船艇	P 347	秋田海上保安部
8-44	秋田県災害対策現地派遣班による情報収集活動マニュアル	P 348	県総合防災課
8-45	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	P 352	県総合防災課
8-46	災害時における下水道管理施設の復旧支援協力に関する協定	P 354	県下水道マネジメント推進課
8-47	災害時における下水道管理施設の復旧支援協力に関する協定実施細目	P 360	県下水道マネジメント推進課
8-48	災害時における下水道施設の技術支援に関する協定	P 368	県下水道マネジメント推進課
8-49	災害時における下水道管理施設の技術支援に関する協定細目	P 371	県下水道マネジメント推進課
8-50	鉄道災害発生時における消防活動に関する協定書	P 378	県内13消防本部／東日本旅客鉄道(株)
8-51	広域防災拠点施設一覧	P 383	県総合防災課
第9章 雪対策			
9-1	除雪機械保有状況一覧	P 388	各河川国道事務所／県道路課
第10章 消防			
10-1	市町村消防計画の基準	P 390	県総合防災課
10-2	秋田県林野火災空中消火運営実施要領	P 393	県総合防災課
10-3	秋田県林野火災空中消火運営実施要領細則	P 398	県総合防災課
10-4	消防本部が保有する救助活動用資機材	P 399	県総合防災課
10-5	災害時における消防用水等の確保に関する協定書	P 402	県総合防災課
第11章 危険物、高圧ガス、毒物・劇物			
11-1	危険物大量貯蔵事業所	P 406	県総合防災課

11-2	高圧ガス	P 409	県総合防災課
11-3	都市ガス	P 416	関東東北産業保安監督部
11-4	LPガス	P 417	県総合防災課
11-5	火薬類	P 422	県クリーンエネルギー産業振興課
11-6	毒物・劇物	P 426	県医務薬事課
第12章 公用負担			
12-1	公用負担	P 427	県総合防災課
第13章 生活必需物資			
13-1	食品の卸売業者及び製造業者	P 432	県農業経済課／県食のあきた推進課
13-2	災害時における生活必需物資の調達に関する協定（ローソン）	P 434	県総合防災課
13-3	災害時における応急生活物資の供給に関する協定（生協連）	P 439	県総合防災課
13-4	災害時における生活必需物資の供給に関する協定（ファミリーマート）	P 441	県総合防災課
13-5	災害時における生活必需物資の供給に関する協定（イオングループ）	P 445	県総合防災課
13-6	災害時における飲料供給に関する協定（サントリーフーズ）	P 450	県総合防災課
13-7	災害時における飲料供給に関する協定（コカ・コーラボトリング）	P 454	県総合防災課
13-8	災害時における物資の供給に関する協定（セブン-イレブン）	P 458	県総合防災課
13-9	秋田県とダイドードリンコ株式会社との連携と協力に関する協定細目	P 463	県総合防災課
13-10	災害時における物資の供給に関する協定（伊徳・タカヤナギ）	P 468	県総合防災課
13-11	災害時における物資の供給に関する協定（コメリ災害対策センター）	P 473	県総合防災課
13-12	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定（アクティオ）	P 475	県総合防災課
13-13	災害時における救援活動に関する協定（東北港運協会）	P 481	県総合防災課
13-14	災害時等における輸送車両提供に関する協定書 （秋田県レンタカー協会）	P 488	県総合防災課
13-15	災害発生時における復興支援に関する協定書（秋田県土地家屋調査士会、秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）	P 492	県総合防災課
13-16	東北地方における災害等の相互応援に関する協定	P 503	県総合防災課
13-17	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	P 512	県総合防災課
13-18	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書（石油連盟）	P 513	県総合防災課
13-19	災害時における秋田県と日本郵便株式会社東北支社との協力に関する協定	P 515	県総合防災課
13-20	災害時の協力に関する協定書（東北電力・東北電力NW）	P 517	県総合防災課
13-21	災害時における電動車両等に関する協定書（三菱自動車）	P 519	県総合防災課
13-22	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書（トヨタ会）	P 523	県総合防災課
13-23	災害発生時における復興支援に関する協定書（不動産鑑定士協会）	P 527	県総合防災課
13-24	災害発生時における天幕等資機材供給に関する協定書（太陽工業）	P 536	県総合防災課
13-25	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	P 541	県総合防災課
13-26	秋田県と東日本電信電話株式会社との多分野連携協定書 （災害・防災に関する協力事項抜粋）	P 543	東日本電信電話(株)

13-27	電気自動車を活用した災害連携協定書（日産）	P 545	県総合防災課
13-28	県の備蓄倉庫及び備蓄状況	P 553	県総合防災課
13-29	県・市町村の備蓄目標量	P 556	県総合防災課
第14章 給食・給水			
14-1	市町村の学校給食施設	P 561	県教育庁保健体育課
14-2	市町村の水道施設	P 563	県生活衛生課
14-3	市町村の給水機材	P 564	県生活衛生課
第15章 防疫・清掃			
15-1	一般廃棄物処理（し尿）	P 571	県環境整備課
15-2	一般廃棄物処理（ごみ）	P 572	県環境整備課
15-3	市町村ごみ収集運搬機材	P 573	県環境整備課
15-4	市町村し尿収集運搬機材	P 574	県環境整備課
15-5	災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定	P 575	県環境整備課
15-6	大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	P 576	県環境整備課
第16章 指定緊急避難場所・指定一般避難所・指定福祉避難所			
16-1	指定緊急避難場所一覧	P 578	県総合防災課
16-2	指定一般避難所一覧	P 642	県総合防災課
16-3	指定福祉避難所一覧	P 673	県総合防災課
第17章 土砂災害による被害のおそれのある地域			
17-1	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	P 677	県河川砂防課
第18章 急傾斜地崩壊危険箇所			
18-1	急傾斜地崩壊危険区域	P 678	県河川砂防課
第19章 地すべり災害危険箇所			
19-1	地すべり危険地区	P 679	東北森林管理局
19-2	地すべり危険地区	P 680	県森林環境保全課
19-3	地すべり災害危険箇所	P 681	県農地整備課
19-4	地すべり防止区域	P 682	県河川砂防課
第20章 砂防指定地			
20-1	砂防指定地	P 683	県河川砂防課
第21章 山地			
21-1	山腹崩壊危険地区	P 684	東北森林管理局
21-2	山腹崩壊危険地区	P 685	県森林環境保全課
21-3	崩壊土砂流出危険地区	P 686	東北森林管理局
21-4	崩壊土砂流出危険地区	P 687	県森林環境保全課
第22章 雪崩			

22-1	なだれ危険箇所	P 688	東北森林管理局
22-2	雪崩危険地区	P 689	県森林環境保全課
22-3	雪崩危険箇所	P 690	県河川砂防課
22-4	スノーシェッド設置箇所	P 691	県道路課
22-5	スノーシェルター設置箇所	P 692	県道路課
22-6	雪崩予防柵設置箇所	P 693	県道路課
22-7	雪崩防護柵設置箇所	P 694	県道路課
22-8	防雪柵設置箇所	P 695	県道路課
22-9	雪崩危険・対策箇所の概況	P 696	東北森林管理局／県森林環境保全課／県道路課／県河川砂防課
第 23 章 重要水防区域			
23-1	重要水防区域調書総括表【東北地方整備局】	P 697	各河川国道事務所
23-2	重要水防区域評定基準【秋田県】	P 699	県河川砂防課
23-3	秋田県重要水防区域総括表	P 700	県河川砂防課
23-4	海岸重要水防区域	P 701	県港湾空港課／県水産漁港課
第 24 章 噴火警戒レベル			
24-1	秋田焼山の噴火警戒レベル	P 702	秋田地方気象台
24-2	秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル	P 704	秋田地方気象台
24-3	鳥海山の噴火警戒レベル	P 705	秋田地方気象台
24-4	栗駒山の噴火警戒レベル	P 706	秋田地方気象台
24-5	十和田の噴火警戒レベル	P 707	秋田地方気象台
第 25 章 その他			
25-1	福祉施設一覧	P 709	県福祉政策課
25-2	耕作面積及び主要農作物収穫量の現状	P 710	県農林政策課
25-3	防災重点農業用ため池箇所数	P 711	県農地整備課

第1章 防災組織

秋田県防災会議条例

昭和37年10月16日
秋田県条例第40号

秋田県防災会議条例をここに公布する。

秋田県防災会議条例

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第8項の規定に基づき、この条例を制定する。

（趣 旨）

第1条 この条例は、秋田県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委 員）

第2条 委員の定数は、災害対策基本法第15条第5項第1号から第4号までに定めるもののほか、次に定めるところによる。

- 一 知事の部内の職員のうちから指名される委員、12人以内
 - 二 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、4人以内
 - 三 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員、20人以内
 - 四 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員 4人以内
- 2 前項第2号から第4号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第3条 専門委員はその調査が終了したときは、解任されるものとする。

（幹 事）

第4条 防災会議に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部 会）

第5条 防災会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（補 則）

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例50号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に任命されるこの条例による改正後の秋田県防災会議条例第2条第1項第四号の委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

秋田県防災会議運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、秋田県防災会議条例（昭和37年秋田県条例第40号）第6条の規定に基づき、秋田県防災会議（以下「会議」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 会議は、必要の都度会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 5 委員又は代理者が共に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。
- 6 前各項の規定にかかわらず、会長が適当と認めるときは、会議を開催することなく、書面による議決を行うことができる。

（職務代理）

第3条 会長に事故があるときは、副知事の職にある委員がその職務を代理する。

（専決処分）

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、会長が決定することができる。

- (1) 緊急事態の発生又はやむを得ない事情により会議を招集することができない場合で、早急に決定を要する事項
- (2) 一部の特定機関にのみ関係がある決定を要する事項
- (3) その他軽易な事項

（幹事会）

第5条 会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が招集し、その議長となる。
- 3 幹事会は、次に掲げる事項を処理する。
 - (1) 会議に提出する議案の作成
 - (2) その他会長から命ぜられた事項

（部会）

第6条 部会は部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（異動報告）

第7条 委員または幹事に異動等があった場合は、後任者がその役職名、氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 会議の庶務は、秋田県総務部総合防災課において処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月24日から施行する。
- 2 秋田県防災会議運営要領（昭和37年11月21日）は、廃止する。

秋田県防災会議委員・幹事

（令和4年12月現在）

会長：秋田県知事			
機関・団体	委員	幹事	法定区分
東北管区警察局	総務監察・広域調整部長	総務監察・広域調整部災害対策官	第1号
東北総合通信局	総務部長	総務部総務課長	〃
東北財務局 秋田財務事務所	所長	総務課長	〃
東北厚生局	局長	総務課長	〃
秋田労働局	労働基準部長	労働基準部健康安全課長	〃
東北農政局	局長	地方参事官(秋田県担当)	〃
東北森林管理局	局長	総務企画部長	〃
東北経済産業局	総務企画部長	総務企画部総務課長	〃
関東東北産業保安監督部 東北支部	支部長	管理課長	〃
東北地方整備局	局長	秋田河川国道事務所長 秋田港湾事務所長	〃
東北運輸局	局長	秋田運輸支局長	〃
東京航空局 仙台空港事務所	所長	秋田空港・航空路監視レーダー事務所長	〃
東北地方測量部	部長	防災情報管理官	〃
秋田地方气象台	台長	防災管理官	〃
秋田海上保安部	部長	警備救難課長	〃
東北防衛局	局長	企画部地方調整課長	〃
東北地方環境事務所	所長	総務課長	〃
陸上自衛隊第21普通科連隊	連隊長	第3科長	第2号
秋田県教育委員会	教育長	教育庁総務課長	第3号
秋田県警察本部	本部長	警備部警備第二課長	第4号
秋田県	副知事	女性幹部職員(4)	第5号
秋田県	総務部長	総務部広報広聴課長	〃
秋田県	総務部危機管理監	総務部総合防災課長	〃
秋田県	企画振興部長	企画振興部総合政策課長	〃

機関・団体	委員	幹事	法定区分
秋田県	あきた未来創造部長	あきた未来創造部あきた未来戦略課長	第5号
秋田県	観光文化スポーツ部長	観光文化スポーツ部観光戦略課長	第〃
秋田県	健康福祉部長	健康福祉部福祉政策課長	〃
秋田県	生活環境部長	生活環境部県民生活課長	〃
秋田県	農林水産部長	農林水産部農林政策課長	〃
秋田県	産業労働部長	産業労働部産業政策課長	〃
秋田県	建設部長	建設部建設政策課長	〃
秋田県	会計管理者(兼)出納局長	出納局会計課長	〃
秋田県市長会	会長	秋田市総務部防災安全対策課長	第6号
秋田県町村会	会長	美郷町住民生活課長	〃
一般財団法人秋田県消防協会	会長	事務局長	〃
秋田県消防長会	会長	秋田市消防本部総務課長	〃
日本銀行 秋田支店	支店長	総務課長	第7号
日本赤十字社 秋田県支部	事務局長	事業推進課長	〃
日本放送協会 秋田放送局	局長	コンテンツセンター長	〃
日本郵便株式会社 秋田中央郵便局	局長	総務部長	〃
東日本高速道路株式会社 東北支社秋田管理事務所	所長	工務担当課長	〃
東日本電信電話株式会社 宮城事業部秋田支店	支店長	秋田災害対策室長	〃
東北電力ネットワーク株式会社 秋田支社	支社長	総務広報部長	〃
日本通運株式会社 秋田支店	支店長	次長	〃
東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社	支社長	総務部安全企画室長	〃
株式会社ドコモCS 東北秋田支店	支店長	ネットワーク担当部長	〃
株式会社秋田放送	取締役報道制作局長	報道部長	〃
秋田テレビ株式会社	代表取締役社長	報道部長	〃
秋田朝日放送株式会社	代表取締役社長	報道制作部長	〃
株式会社エフエム秋田	代表取締役社長	取締役放送・営業統括	〃
秋田中央交通株式会社	代表取締役社長	取締役管理本部長	〃

機関・団体	委員	幹事	法定区分
公益社団法人秋田県トラック協会	会長	専務理事	第7号
東部ガス株式会社 秋田支社	取締役秋田支社長	技術グループマネージャー	〃
一般社団法人秋田県LPガス協会	会長	専務理事	〃
一般社団法人秋田県医師会	副会長	理事	〃
公益社団法人秋田県看護協会	会長	専務理事	〃
（秋田大学教育文化学部教授）	石沢 真貴		第8号
（秋田県自主防災アドバイザー）	一色 順子		〃
（あきたFF推進員・防災士）	加賀谷 七重		〃
（NPO法人秋田パドラーズ理事 長）	後藤 博行		〃
	60 名	60 名	

（注）「法定区分」欄の号は、災害対策基本法第15条第5項の号。

秋田県防災会議専門部会設置要綱

第1 目的

災害対策の推進を図るため、秋田県防災会議条例(昭和37年秋田県条例第40号)第5条第1項の規定に基づき、秋田県防災会議に専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

第2 部会の実施事項

- (1) 各種災害に係る専門的な調査研究に関すること。
- (2) 各種災害対策に係る専門的な指導助言に関すること。
- (3) その他の災害対策の推進に係る専門的事項に関すること。

第3 部会の構成

- (1) 部会は、秋田県防災会議専門委員(以下「専門委員」という。)をもって構成する。
- (2) 部会長は、秋田県防災会議会長が指名する専門委員をもって充てる。

第4 会議

部会は、部会長が招集し、議長となる。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に図って定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月30日から施行する。

秋田県防災会議専門部会の構成

（令和4年12月現在）

名称	構成機関名		委員
通 信 部 会	1	東北森林管理局	局長
	2	秋田地方気象台	台長
	3	秋田海上保安部	部長
	4	東北総合通信局	総務部長
	5	東北地方整備局	局長
	6	陸上自衛隊第21普通科連隊	連隊長
	7	東日本旅客鉄道株式会社	秋田支社長
	8	東日本電信電話株式会社	宮城事業部秋田支店長
	9	株式会社ドコモCS東北	秋田支店長
	10	日本放送協会秋田放送局	局長
	11	株式会社秋田放送	代表取締役社長
	12	秋田テレビ株式会社	代表取締役
	13	株式会社エフエム秋田	代表取締役社長
	14	秋田朝日放送株式会社	専務取締役
	15	東北電力ネットワーク株式会社秋田支社	支社長
	16	秋田県総務部	危機管理監
	17	秋田県建設部	部長
	18	秋田県警察本部	本部長
雪 害 対 策 部 会	1	東北森林管理局	局長
	2	東北運輸局	局長
	3	秋田地方気象台	台長
	4	東北地方整備局	局長
	5	陸上自衛隊第21普通科連隊	連隊長
	6	東日本電信電話株式会社	秋田支店長
	7	東日本旅客鉄道株式会社	秋田支社長
	8	日本通運株式会社	秋田支店長
	9	東北電力ネットワーク株式会社秋田支社	支社長
	10	東日本高速道路株式会社秋田管理事務所	所長
	11	日本赤十字社秋田県支部	事務局長
	12	秋田県総務部	危機管理監
13	秋田県企画振興部	部長	
14	秋田県健康福祉部	部長	
15	秋田県農林水産部	部長	
16	秋田県生活環境部	部長	
17	秋田県産業労働部	部長	
18	秋田県建設部	部長	
19	秋田県教育委員会	教育長	
20	秋田県警察本部	本部長	

名 称	構成機関名		委 員
災害危険地域対策部会	1	東北森林管理局	局長
	2	秋田地方気象台	台長
	3	東北地方整備局	局長
	4	陸上自衛隊第21普通科連隊	連隊長
	5	秋田県総務部	危機管理監
	6	秋田県農林水産部	部長
	7	秋田県建設部	部長
	8	秋田県警察本部	本部長
	9	専門委員	
地震対策部会	1	東北地方整備局	局長
	2	秋田地方気象台	台長
	3	陸上自衛隊第21普通科連隊	連隊長
	4	東日本電信電話株式会社	秋田支店長
	5	東日本旅客鉄道株式会社	秋田支社長
	6	東北電力株式会社	秋田支店長
	7	日本放送協会秋田放送局	局長
	8	秋田県消防長会	会長
	9	秋田県総務部	危機管理監
	10	秋田県健康福祉部	部長
	11	秋田県生活環境部	部長
	12	秋田県産業労働部	部長
	13	秋田県建設部	部長
	14	秋田県教育委員会	教育長
	15	秋田県警察本部	本部長
	16	専門委員	

秋田県防災会議小部会の構成

（令和4年12月現在）

名 称	構成機関名		担当部署
地震地質地盤小部会	1	秋田地方気象台	（防災管理官）
	2	東北地方整備局	秋田河川国道事務所
	3	東北森林管理局	総務部
	4	秋田県農林水産部	農地整備課
	5	秋田県農林水産部	森林整備課
	6	秋田県産業労働部	エネルギー・資源振興課
	7	秋田県産業労働部	公営企業課
	8	秋田県建設部	都市計画課
	9	秋田県建設部	道路課
	10	秋田県建設部	河川砂防課
	11	秋田県建設部	港湾空港課
	12	秋田県建設部	建築住宅課
	13	東日本旅客鉄道株式会社	秋田支社安全企画室
土木建築施設小部会	1	東北地方整備局	秋田河川国道事務所
	2	東北地方整備局	秋田港湾事務所
	3	秋田県農林水産部	水産漁港課
	4	秋田県建設部	都市計画課
	5	秋田県建設部	下水道課
	6	秋田県建設部	道路課
	7	秋田県建設部	河川砂防課
	8	秋田県建設部	港湾空港課
	9	秋田県建設部	建築住宅課
	10	秋田県建設部	営繕課
都市供給施設小部会	1	秋田県生活環境部	環境整備課
	2	秋田県生活環境部	生活衛生課
	3	秋田県産業労働部	エネルギー・資源振興課
	4	秋田県建設部	下水道課
	5	秋田県消防長会	秋田市消防本部
	6	東日本電信電話株式会社	秋田支店災害対策室
	7	東北電力ネットワーク株式会社秋田支社	総務広報G
	8	東部ガス株式会社	秋田支社工務課

名 称	構成機関名		担当部署
火災危険物等小部会	1	秋田県健康福祉部	医務薬事課
	2	秋田県生活環境部	環境管理課
	3	秋田県産業労働部	エネルギー・資源振興課
	4	秋田県消防長会	秋田市消防本部
避難交通小部会	1	東北地方整備局	秋田河川国道事務所
	2	東北運輸局秋田運輸支局	輸送課
	3	秋田海上保安部	警備救難課
	4	東京航空局	秋田空港・航空路監視レーダー事務所
	5	秋田県建設部	道路課
	6	秋田県教育庁	総務課
	7	秋田県警察本部	警備第二課
	8	秋田県警察本部	交通規制課
	9	秋田県消防長会	秋田市消防本部
	10	東日本旅客鉄道株式会社	秋田支社安全企画室
情報通信小部会	1	秋田地方気象台	（防災管理官）
	2	秋田県総務部	広報広聴課
	3	秋田県出納局	財産活用課
	4	秋田県警察本部	地域課
	5	秋田県消防長会	秋田市消防本部
	6	東日本電信電話株式会社	秋田支店災害対策室
	7	東日本旅客鉄道株式会社	秋田支社安全企画室
	8	日本放送協会	秋田放送局放送部
	9	株式会社秋田放送	報道部
	10	秋田テレビ株式会社	報道部
	11	株式会社エフエム秋田	放送第一部
	12	秋田朝日放送株式会社	コンテンツ局報道制作センター
救護対策小部会	1	東北農政局	秋田県拠点
	2	陸上自衛隊第21普通科連隊	第3科
	3	秋田県健康福祉部	医務薬事課
	4	秋田県健康福祉部	健康推進課
	5	秋田県生活環境部	県民生活課
	6	秋田県生活環境部	生活衛生課
	7	秋田県教育庁	総務課
	8	秋田県教育庁	義務教育課
	9	秋田県教育庁	高校教育課
	10	秋田県消防長会	秋田市消防本部
	11	日本赤十字社秋田県支部	事業推進課
防災体制小部会	1	秋田県総務部	人事課
	2	秋田県出納局	財産活用課
	3	秋田県教育庁	総務課
	4	秋田県消防長会	秋田市消防本部

秋田県防災会議通信部会設置要綱

第1 目的

通信部会の円滑的確な運用を踏ため、秋田県防災会議条例（昭和37年秋田県条例第40号）第5条第1項の規定に基づき、秋田県防災会議に通信部会（以下「部会」という。）を設置する。

第2 部会の調査活動事項

- (1) 災害情報の収集に関する事
- (2) 通信の災害応急復旧に関する事
- (3) 電波障害に関する事
- (4) 通信回線の優先利用に関する事
- (5) 通信訓練に関する事
- (6) その他

第3 部会構成

- (1) 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- (2) 部会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

第4 会議

部会は、部会長が招集し議長となる。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会にはかつて定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年1月29日から施行する。

秋田県防災会議雪害対策部会設置要綱

第1 目的

雪害災害対策の推進を図るため、秋田県防災会議条例（昭和37年秋田県条例第40号）第5条第1項の規定に基づき、秋田県防災会議に雪害対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

第2 部会の調査検討事項

- (1) 雪害事故防止に関する事
- (2) 雪害時の交通確保に関する事
- (3) 雪害時の輸送に関する事
- (4) 雪害時の農林業等に関する事
- (5) 雪害時の文教に関する事
- (6) その他雪害に関する事

第3 部会構成

- (1) 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- (2) 部会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

第4 会議

部会は、部会長が招集し議長となる。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会にはかって定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年1月29日から施行する。

秋田県防災会議災害危険地域対策部会設置要綱

1 目的

県内に散在する土砂くずれ、山くずれ、地すべり及び土石流並びに洪水等により災害の発生が予想される危険地域の実態を調査は握し、これに対する対策をたてるため、秋田県防災会議に災害危険地域対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会の調査審議事項

- (1) 災害危険箇所の調査
- (2) 対策措置に必要な事項の審議

3 部会の構成

部会は秋田県防災会議の会長が指名する委員および専門委員をもって構成する。

4 小部会

- (1) 部会の調査検討事項を推進するため、小部会を設置することができる。
- (2) 小部会は、部会長の指名により、防災会議の委員の属する機関の職員で構成する。
- (3) 小部会は、部会長が招集し、部会長が指名する者が会議を主宰する。

5 災害危険箇所調査要領

(1) 調査班の編成

調査班は、部会長が部会の委員、専門委員および関係県職員等をもって適宜そのつど編成する。

(2) 調査方法

調査方法は、資料調査および現地調査とする。

① 資料調査

資料調査は各種関係機関による既調査資料に基づいて行う調査とする。

② 現地調査

現地調査は資料調査の結果必要とする箇所について行う。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

秋田県防災会議災害危険地域小部会運営要領

（目的）

第1条 災害危険地域対策部会の内、総合的な土砂災害対策の円滑な実施を図るため、秋田県防災会議災害危険地域対策部会第4の(1)の規定に基づき小部会を設置し、その名称を秋田県総合土砂災害対策推進連絡会（以下「連絡会」という。）とし組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（所管事務）

第2条 連絡会は秋田県建設部河川砂防課に置き、次の事項について連絡調整を図る。

- 1 土砂及び雪崩災害危険地域である旨の表示の実施及び解除に関する事項
- 2 警戒避難体制の確立に関する事項
- 3 地方連絡会に関する事。
- 4 その他必要な事項

（組織）

第3条 連絡会委員は次のとおりとする。

東北森林管理局森林整備第一部治山課長

東北地方整備局河川部河川調査官

同上 道路部道路調査官

同上 秋田河川国道事務所副所長

同上 湯沢河川国道事務所副所長

秋田地方気象台防災管理官

陸上自衛隊第21普通科連隊第三科長

秋田県警察本部生活安全部地域課長

同上 生活安全部地域課警察航空隊長

同上 警備部警備第二課長

同上 交通部交通規制課長

秋田県総務部総合防災課長

秋田県農林水産部農地整備課長

同上 森林整備課長

秋田県建設部道路課長

同上 河川砂防課長

同上 建築住宅課長

（会長）

第4条 会長は砂防担当である秋田県建設部河川砂防課長をもって充てる。

- 1 会長は連絡会を代表する。
- 2 連絡会に議長を置き、議長は会長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第5条 連絡会は会長が招集する。

（幹事）

第6条 連絡会の事務を処理するために幹事を置く。

1 幹事は次のとおりとする。

東北森林管理局治山課員 1名

東北地方整備局河川計画課建設専門官

同上 秋田河川国道事務所調査第一課長

同上 湯沢河川国道事務所調査第一課長

秋田県総務部総合防災課員 1名

秋田県農林水産部森林整備課員 1名

秋田県建設部河川砂防課員 1名

2 幹事は次の事項を処理する。

(1) 連絡会に提出する議案の作成

(2) その他会長から命じられた事項

（庶務）

第7条 連絡会の庶務は秋田県建設部河川砂防課において処理する。

（その他）

第8条 この要領に定めるものの他、連絡会の運営に関する必要な事項は会長が連絡会に諮って定める。

秋田県防災会議地震対策部会設置要綱

第1 目的

地震災害対策の推進を図るため、秋田県防災会議条例（昭和37年秋田県条例第40号）第5条第1項の規定に基づき、秋田県防災会議に地震対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

第2 部会の調査検討事項

- (1) 地質、地盤等の基礎調査に関すること。
- (2) 地震による被害想定に関すること。
- (3) 地震災害予防措置の推進に関すること。
- (4) 地震災害応急対策の推進に関すること。
- (5) その他地震に関し必要なこと。

第3 部会の構成

- (1) 部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって構成する。
- (2) 部会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

第4 会議

部会は、部会長が招集し議長となる。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会にはかって定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和53年9月5日から施行する。

秋田県防災会議地震対策部会運営要領

第1 趣 旨

この要領は、秋田県防災会議地震対策部会（以下「部会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

第2 会 議

- (1) 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- (2) 委員及び専門委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。
- (3) 部会を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、あらかじめ通知するものとする。

第3 議 事

- (1) 部会の議事は、必要があると認めるときは、防災会議の委員もしくは幹事、その他の関係者の出席を求めることができる。

第4 小部会

- (1) 部会の調査検討事項を推進するため、小部会を設置する。
- (2) 小部会は、部会長の指名により、防災会議の委員の属する機関の職員及び専門委員で構成する。
- (3) 小部会は、部会長が指名する者が会議を主宰する。
- (4) 小部会は、必要がある場合に関係者の出席を求めることができる。

第5 部会の記録

部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

第6 防災会議への報告

部会長は、部会の調査検討した結果を防災会議に報告しなければならない。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、そのつど部会長が定める。

附 則

この要領は、昭和54年8月7日から施行する。

秋田県防災会議地震小部会運営要領

第1 小部会の区分

地震対策部会の調査検討事項を推進するため、秋田県防災会議地震対策部会運営要領第4の(1)の規定による小部会は、次のとおりとする。

- (1) 地震地質地盤小部会
- (2) 土木建築施設小部会
- (3) 都市供給施設小部会
- (4) 火災危険物等小部会
- (5) 避難交通小部会
- (6) 情報通信小部会
- (7) 救護対策小部会
- (8) 防災体制小部会

第2 調査検討事項

小部会の調査検討事項は次のとおりとする。

- (1) 地震地質地盤小部会
 - ア 過去に発生した地震の調査、及び今後発生する地震の予測に関すること。
 - イ 地形、地質、地盤の調査及び今後発生する地盤災害の予測と対策に関すること。
- (2) 土木建築施設小部会
 - ア 土木施設及び建築施設等、施設の安全確保のための調査と対策に関すること。
 - イ 都市防災化に関すること。
- (3) 都市供給施設小部会
 - ガス、電気、水道、通信などの安全確保のための調査と対策に関すること。
- (4) 火災危険物等小部会
 - ア 市街地の火災危険の予測及び対策に関すること。
 - イ 石油類、火薬、高圧ガス、毒劇物等危険物取扱施設及び産業廃棄物施設の安全確保のための調査と対策に関すること。
- (5) 避難交通小部会
 - ア 避難地、避難路の安全確保のための調査と対策に関すること。
 - イ 道路交通規制及び緊急輸送に関すること。
- (6) 情報通信小部会
 - ア 情報連絡体制の整備に関すること。
 - イ 通信運用計画及び広報計画の検討に関すること。
- (7) 救護対策小部会
 - ア 給食、給水、その他生活必需物資の供給対策に関すること。
 - イ 医療救護及び防疫、清掃対策に関すること。
 - ウ 応急教育対策に関すること。
- (8) 防災体制小部会
 - ア 自主的防災組織の育成に関すること。
 - イ 防災施設等の整備に関すること。
 - ウ 組織動員の検討に関すること。

第3 構成

小部会の構成は、別表のとおりとし、必要により補充をするものとする。

第4 専門委員の指導助言

小部会は、調査検討事項について必要に応じ、地震対策部会専門委員の指導助言をうけるものとする。

第5 会議

小部会の会議は、地震対策部会長が招集し、総合防災課長が主宰する。

第6 庶務

小部会の庶務は、総合防災課が行う。

附 則 この要領は昭和54年9月27日から施行する。

秋田県災害対策本部条例

昭和37年10月16日

秋田県条例第39号

秋田県災害対策本部条例をここに公布する。

秋田県災害対策本部条例

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、この条例を制定する。

（趣旨）

第1条 この条例は、秋田県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもってこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（補則）

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県・市町村緊急時連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 新型ウイルス感染症等の未知のウイルスによるパンデミック発生時や大雨・大雪などの自然災害による被害発生時その他緊急対応が必要な場合において、県と市町村が情報を速やかに共有し、被害拡大防止策等を協議するため、秋田県・市町村緊急時連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 会議は、知事、副知事及び市町村長をもって構成する。

- 2 知事及び市町村長は、指定する職員をその代理として出席させることができる。
- 3 知事又は市町村長は、必要に応じ、説明員等として関係職員を会議に出席させることができる。

(協議事項)

第3条 会議において協議する事項は、次に掲げる災害等の被害拡大防止策等とする。

- (1) 新型ウイルス感染症等の拡大
- (2) 豚熱や鳥インフルエンザ等の感染拡大
- (3) 大雨・大雪などによる大規模自然災害
- (4) 熊など鳥獣による人的被害
- (5) 前各号に掲げるもののほか、緊急対応が必要な場合

(運営)

第4条 知事、秋田県市長会長及び秋田県町村会長は、前条各号に掲げる災害等発生時に会議の開催を申し入れることができる。

- 2 会議は、全市町村長の出席を原則とするが、災害等の事案に応じて、関係市町村長の出席により開催できるものとする。
- 3 会議は、オンラインにより開催する。
- 4 会議の議長は、知事が務めるものとする。

(事務局)

第5条 会議の事務局を企画振興部市町村課に置く。

- 2 事務局は、秋田県市長会事務局及び秋田県町村会事務局と連携して会議を運営するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事及び市町村長が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月3日から施行する。

第2章 情報の収集・伝達

資料番号 2-1

〔秋田地方気象台〕

気象観測施設

（令和4年12月31日現在）

観測種別	観測所名	カタカナ綴り	所在地	海面上の高さ (m)
四湿	八森	ハチモリ	山本郡八峰町八森字チコキ	34
雨	藤里	フジサト	山本郡藤里町藤琴字大落	68
雨	陣場	ジンバ	大館市長走字陣場	176
雨	藤原	フジワラ	鹿角郡小坂町上向字藤原	280
四雪	能代	ノシロ	能代市緑町	6
四雪湿	鷹巣	タカノス	北秋田市旭町	29
四	大館	オオダテ	大館市出川字上野	49
四雪	鹿角	カヅノ	鹿角市花輪字荒田	123
官三	脇神	ワキガミ	北秋田市脇神字葉岱（大館能代航空気象観測所）	84
四	湯瀬	ユゼ	鹿角市八幡平湯瀬字一羽根	214
四	八幡平	ハチマンタイ	鹿角市八幡平字熊沢外8国国有林130林班イ小班	578
雨	男鹿真山	オガシンザン	男鹿市北浦相川字小屋ヶ沢	84
四	男鹿	オガ	男鹿市脇本脇本字上野	20
四	大潟	オオガタ	南秋田郡大潟村大潟	-3
四雪	五城目	ゴジョウメ	南秋田郡五城目町上樋口字屋岸	6
四雪	阿仁合	アニアイ	北秋田市阿仁水無字畑町東裏	120
雨	比立内	ヒタチナイ	北秋田市阿仁幸屋渡字山根	210
雨	桧木内	ヒノキナイ	仙北市西木町上桧木内字宮田	255
官	秋田	アキタ	秋田市山王（秋田地方気象台）	6
四湿	岩見三内	イワミサンナイ	秋田市河辺三内字外川原	41
雨	仁別	ニベツ	秋田市仁別字マンタラメ	179
雨	鎧畑	ヨロイバタ	仙北市田沢湖町田沢字鎧畑	281
雨	田沢湖高原	タザワコウゲン	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳	652
官三雪	雄和	ユウワ	秋田市雄和椿川字山籠（秋田航空気象観測所）	93
四雪	角館	カクノダテ	仙北市角館町小勝田鶴の崎	56
四	田沢湖	タザワコ	仙北市田沢湖生保内字宮の後	230
四雪	大正寺	ダイショウジ	秋田市雄和新波字寺沢	20
四	大曲	オオマガリ	大仙市四ツ屋字下古道	30
四雪	本荘	ホンジョウ	由利本荘市埋田字用堰南	11
四	東由利	ヒガシユリ	由利本荘市東由利老方字後田	117
四雪	横手	ヨコテ	横手市横手町大樋	59
四湿	にかほ	ニカホ	にかほ市金浦字南金浦	7
四雪	矢島	ヤシマ	由利本荘市矢島町城内字築館	46
雨	笹子	ジネゴ	由利本荘市鳥海町上笹子字川合	200
四雪	湯沢	ユザワ	湯沢市金谷字樋ノ口	74
雨	東成瀬	ヒガシナルセ	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下	191
四雪	湯の岱	ユノタイ	湯沢市秋の宮字湯の岱	335

観測種別凡例（下表観測の組合せ）

官	気象官署
官三	降水量、気温、風向風速
四	降水量、気温、風向風速、日照時間（推計値）
雨	降水量
雪	積雪の深さ
湿	湿度

災害時における放送要請に関する協定

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）第57条の規定に基づき、秋田県知事が（注1）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

（放送要請）

第2条 秋田県知事は、法第57条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のための特別の必要があるときに（注2）に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第3条 秋田県知事は、（注2）に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時及び通信系統
- (4) その他必要な事項

（放送）

第4条 （注2）は、秋田県知事から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど決定し放送する。

（連絡責任者）

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため秋田県民生部長（注3）及び（注4）を連絡責任者とする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、秋田県知事及び（注2）が協議し定めるものとする。

第7条 この協定は、（注5）から適用する。この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

○ 各放送機関との協定締結年月日及び締結者

昭和 39 年 8 月 29 日	秋田県知事 日本放送協会秋田放送局長	小 畑 勇二郎 道 田 重 雄
昭和 40 年 1 月 16 日	秋田県知事 株式会社 秋田放送社長	小 畑 勇二郎 倉 田 儀 一
昭和 44 年 12 月 1 日	秋田県知事 秋田テレビ株式会社 代表取締役社長	小 畑 勇二郎 長谷山 行 毅
昭和 60 年 3 月 29 日	秋田県知事 株式会社エフエム秋田 代表取締役社長	佐々木 喜久治 伊 藤 正 一
平成 4 年 11 月 10 日	秋田県知事 秋田朝日放送株式会社 代表取締役社長	佐々木 喜久治 伊 藤 雄太郎

- (注 1) 日本放送協会（以下「NHK」という。）
株式会社秋田放送（以下「ABS」という。）
秋田テレビ株式会社（以下「AKT」という。）
株式会社エフエム秋田（以下「FM 秋田」という。）
秋田朝日放送株式会社（以下「AAB」という。）

- (注 2) NHK
ABS
AKT
エフエム秋田
AAB

- (注 3) 「秋田県民生部長」を「秋田県総務部危機管理監」に読み替える。

- (注 4) NHK 秋田放送局放送部長
ABS 報道部長
AKT 制作報道部長
FM 秋田放送第一部長
AAB 報道制作局長

- (注 5) 昭和 39 年 9 月 1 日 (NHK)
昭和 40 年 1 月 20 日 (ABS)
昭和 44 年 12 月 1 日 (AKT)
昭和 60 年 4 月 1 日 (エフエム秋田)
平成 4 年 11 月 10 日 (AAB)

災害時における報道要請に関する協定

（趣 旨）

第1条 この協定は、秋田県知事（以下「甲」という。）が秋田県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、秋田県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲及び秋田県公安委員会（以下「乙」という。）と《別記報道各機関》（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

（報道の要請）

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には丙に対し、報道要請を行うものとする。

- 1 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること。
- 2 消防、水防その他の応急措置に関すること。
- 3 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること。
- 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること。
- 5 施設又は設備の応急の復旧に関すること。
- 6 保健衛生に関すること。
- 7 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること。
- 8 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること。

（要請の手続）

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 報道要請の理由
- 2 必要な報道の内容
- 3 その他の必要な事項

（報道の実施）

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

- 2 丙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、秋田県生活環境部消防防災課長（注）、秋田県警察本部交通規制課長及び秋田魁新報社編集局長をもってこれに充てる。

（注）「秋田県生活環境部消防防災課長」は「秋田県総務部総合防災課長」に読み替える。

（適 用）

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

（協 議）

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年11月10日

（甲）秋田県知事

寺 田 典 城

（乙）秋田県公安委員会委員長

西 村 佑 一

（丙）次表の報道機関

協定締結報道機関一覧

報道機関名	代 表 者	
	職 名	氏 名
秋 田 魁 新 報 社	社 長	林 善次郎
朝 日 新 聞 社 秋 田 支 局	支 局 長	神 野 峯 一
読 売 新 聞 社 秋 田 支 局	支 局 長	中 村 安 宏
毎 日 新 聞 社 秋 田 支 局	支 局 長	岩 橋 豊
産 経 新 聞 社 秋 田 支 局	支 局 長	笹 谷 嘉 和
日 本 経 済 新 聞 社 秋 田 支 局	支 局 長	貝 森 明 彦
共 同 通 信 社 秋 田 支 局	支 局 長	折 笠 全 利
時 事 通 信 社 秋 田 支 局	支 局 長	畠 善 仁
河 北 新 報 社 秋 田 総 局	総 局 長	小 林 正 美
北 羽 新 報 社	社 長	山 木 弘 一

災害に関する緊急連絡の取扱いについて

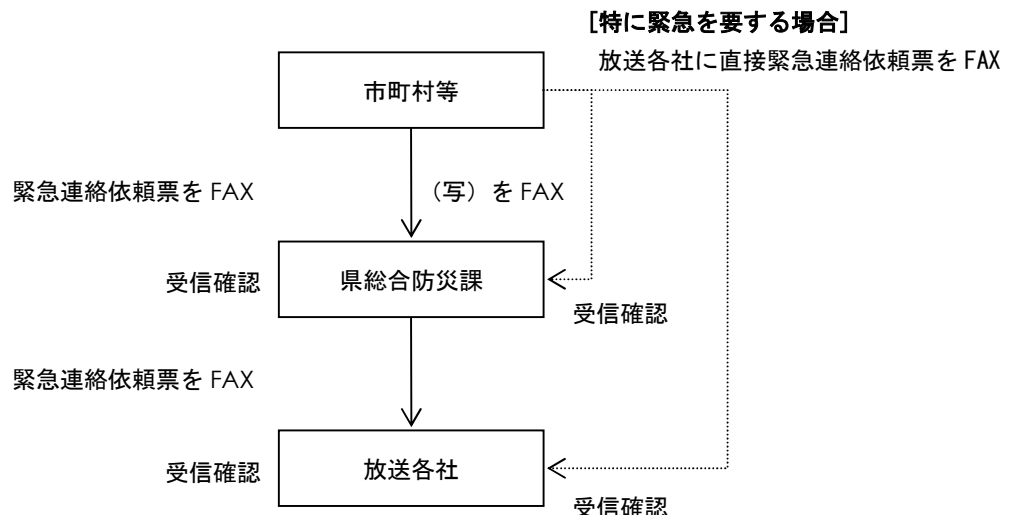
平成 14 年 8 月
総務部総合防災課

- 1 災害に関する緊急連絡（以下「緊急連絡」という）は、事故・災害が発生し、住民の生命、身体、財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合に放送各社に対して行うこととする。
- 2 緊急連絡はファクシミリにより行うこととし、原則として各市町村または各消防本部（以下「市町村等」という）が別紙様式 2 により県に依頼し、依頼を受けた県は別紙様式 1 により行うこととする。しかし、特に緊急を要する場合には、市町村等が直接放送各社へ別紙様式 1 により緊急連絡を行うこととし、この場合に市町村等は、放送各社への連絡と同時に県に対してもその写しを送信することとする。
 なお、同一の災害により、複数の市町村等から依頼があった場合には連絡内容を県が調整した上で緊急連絡を行うことがある。
- 3 ファクシミリ送信後、発信者は送信先に対して、電話により正確に受信されたかどうか、その連絡内容等について確認することとする。
- 4 連絡内容は、簡潔かつわかりやすく記載する。
- 5 緊急連絡を受信した放送各社は、放送による広報の実施について判断をする。

放送各社等連絡先一覧

機関名	連絡先	電 話	FAX
秋 田 県	総務部総合防災課	018-860-4563	018-824-1190
		018-860-4565	
		018-860-4580	
N H K	秋田放送局放送部	018-825-8141	018-831-0585
A B S	報 道 部	018-826-8520	018-825-2777
A K T	報 道 部	018-823-6583	018-888-2252
		018-866-6131	
エフエム秋田	放 送 部	018-824-1155	018-823-7725
A A B	報 道 制 作 局	018-866-5111	018-866-5115

災害に関する緊急連絡系統図



第3章 通信

非常災害時における臨機の措置

非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るため、無線局の開設、周波数等の指定変更、無線設備の設置場所等の変更を行う必要がある場合において、緊急やむを得ないと認められるものについては、下記による臨機の措置を行うことが認められています。

記

1 次の各号に該当する場合は、臨機の措置を行うことができます。

- (1) 震災、火災、風水害、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合（当該非常災害による被害の復旧のための措置を実施する必要がある場合は、その措置が終了するまでの期間を含む。）において、当該期間中に限り使用するものであるとき。
- (2) 通信の内容が次の一に該当するものであるとき。
 - ア 非常通信（新聞社、通信社、放送事業者等の報道機関が非常災害時において有線通信を利用できないか又はこれを利用することが著しく困難な場合に発する非常事態の収拾、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、人心の安定又は秩序の維持等に有効な新聞ニュース又は放送ニュースの通信を含む。）
 - イ 電波法施行規則第37条第26号から第30号まで及び第32号に規定する通信
 - ウ 非常通信に準ずる重要通信（電気通信業務用及び防災関係機関（災害対策基本法第2条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関、指定地方公共機関並びに地方公共団体をいう。）の防災関係業務用の通信を含む。）
 - エ 特定公共施設利用法第18条第1項各号に規定する無線通信（自衛隊法第112条第2項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた周波数によるものを除く。）
 - オ 国民保護法第172条に規定する緊急対処保護措置を実施するために必要な無線通信
 - カ 緊急対処事態における電波法第102条の2第1項各号に掲げる無線通信

2 東北総合通信局において臨機の措置を行うことができる範囲は、すべての無線局について、次に掲げるものです。

- (1) 予備免許及び免許の付与
- (2) 無線設備の変更の工事の許可
- (3) 無線設備の設置場所（移動するものにあつては、移動範囲）の変更の許可
- (4) 電波の型式及び周波数の指定の変更
- (5) 空中線電力の指定の変更
- (6) 通信の相手方の変更の許可
- (7) 通信事項又は放送事項の変更の許可及び運用許容時間の指定の変更
- (8) 識別信号の指定の変更
- (9) 放送区域の変更

3 臨機の措置の手続きは、次のとおりです。

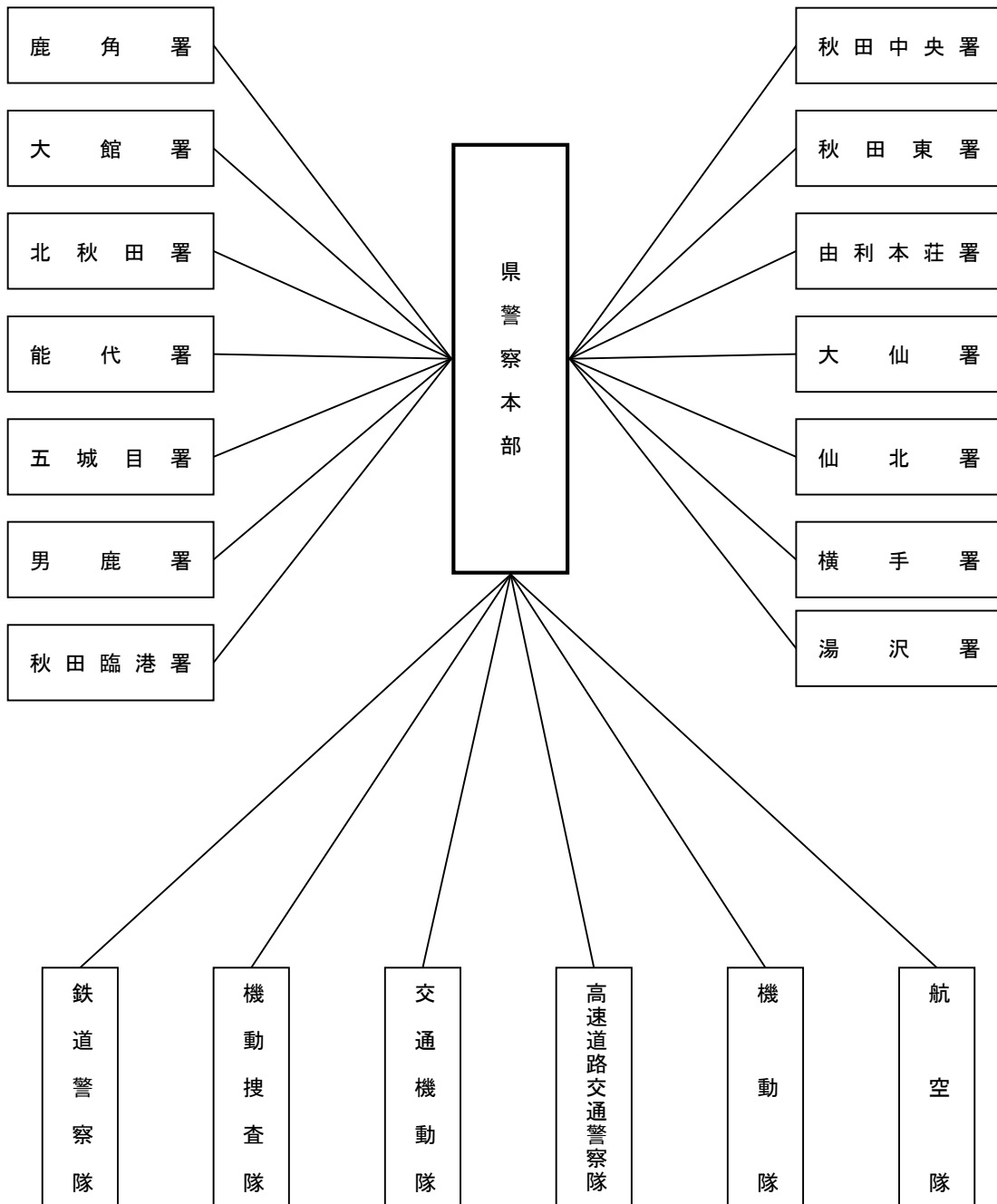
- (1) 申請は、申請者がまず口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の申請書等は、後刻可及的速やかに提出することが必要です。
- (2) 処分は、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の処分通知書の交付は、所定の申請書等の提出を待って遡及処理されます。

資料番号 3-2

〔県警察本部、東北地方整備局、東北電力ネットワーク、県総務部 総合防災課〕

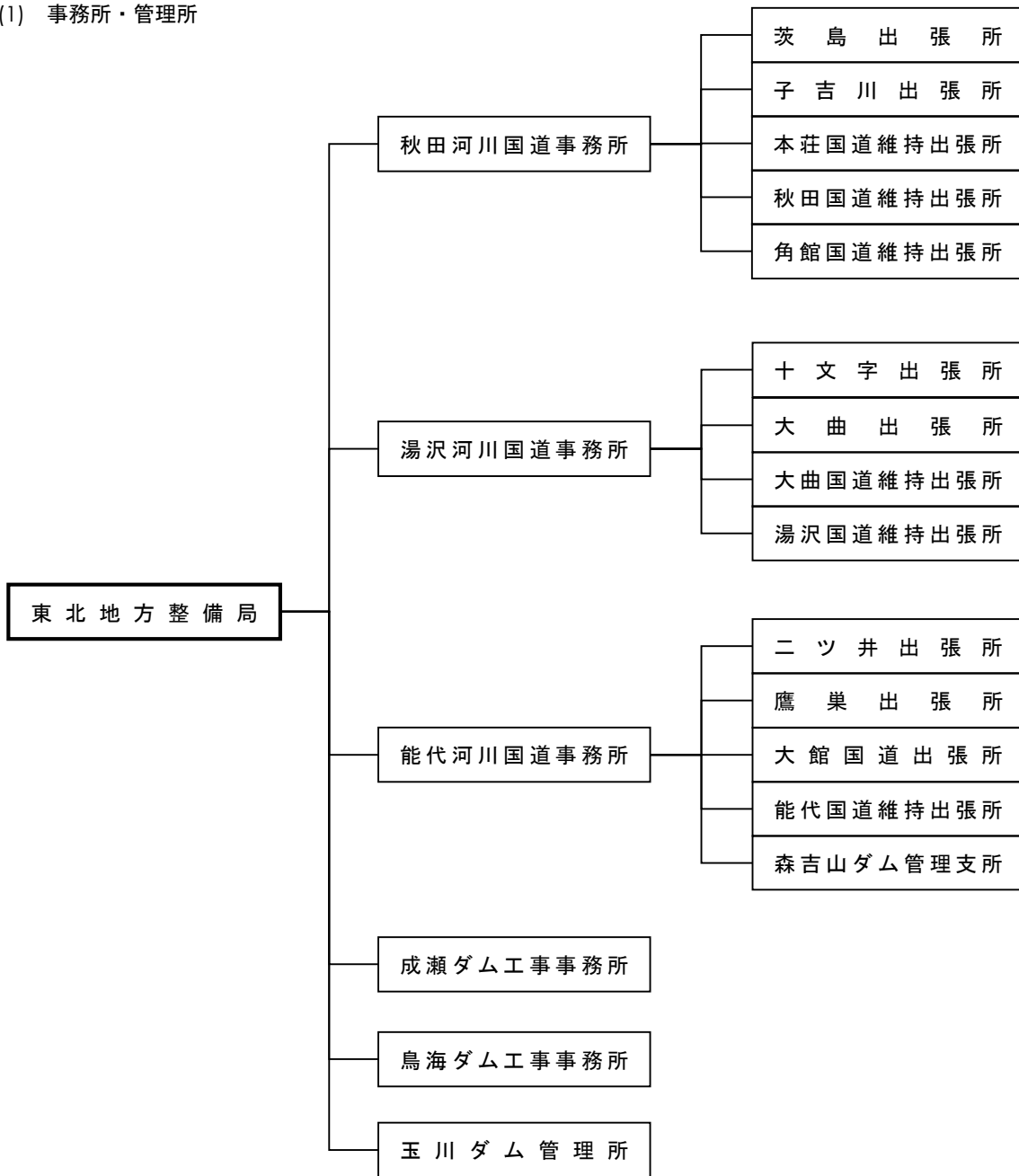
防災関係機関の無線通信網

1 県警察本部

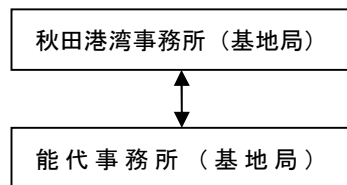


2 東北地方整備局

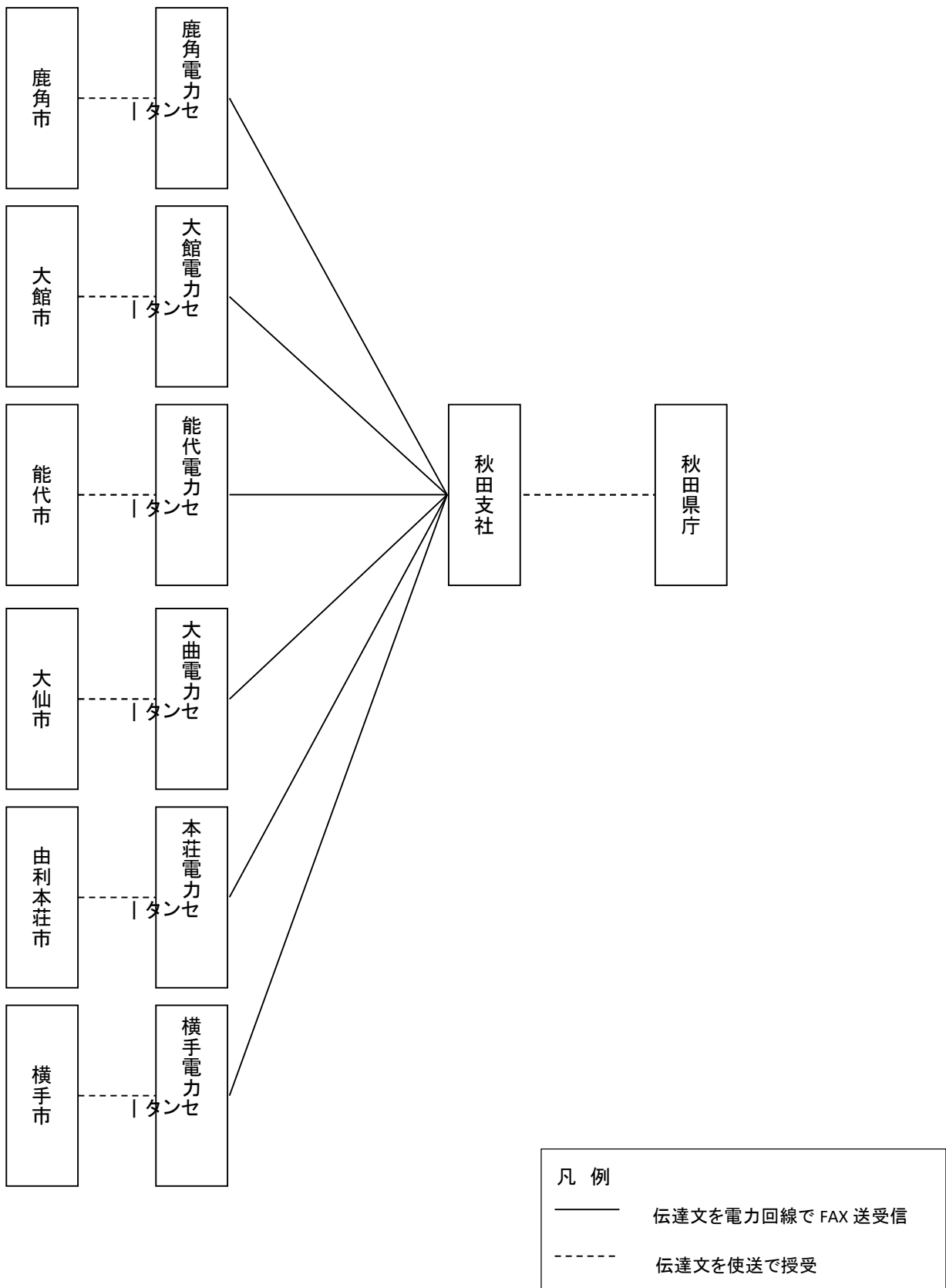
(1) 事務所・管理所



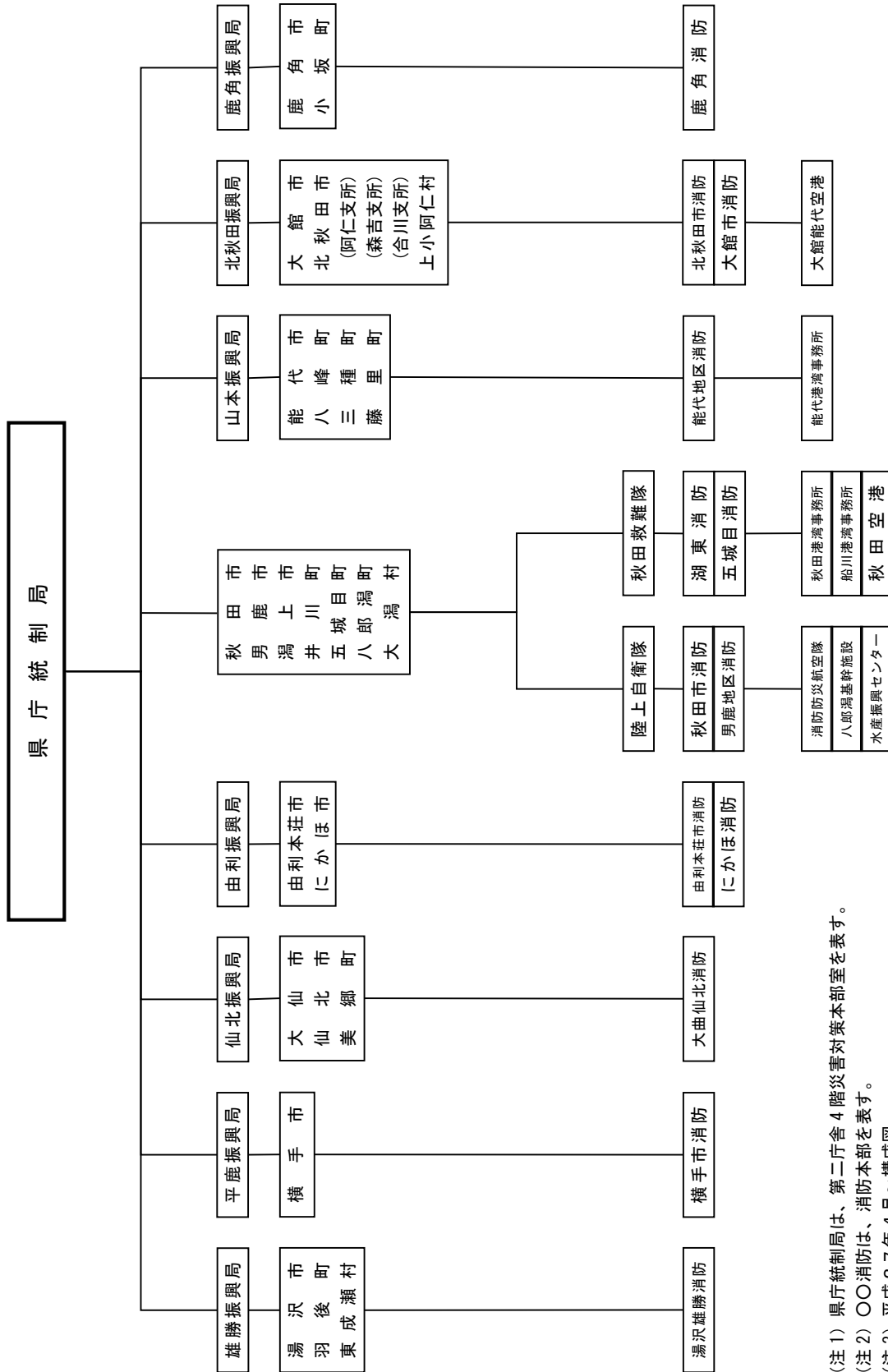
(2) 秋田港湾事務所



3 東北電力ネットワーク(株)



秋田県総合防災情報システム構成図



(注1) 県庁統制局は、第二庁舎4階災害対策本部室を表す。
 (注2) ○○消防は、消防本部を表す。
 (注3) 平成27年4月～構成図

第4章 秋田県消防防災ヘリコプター

秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、秋田県航空消防防災体制整備要綱に基づき、秋田県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）の運用管理に関し必要な事項を定め、秋田県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第2条 航空機の運用管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

航空機、航空機用装備品、航空消防活動用装備品等をいう。

(2) 航空消防活動

航空機を使用して行う救急活動、救助活動、火災防ぎょ活動、災害応急対策活動、その他の航空消防活動に関する業務をいう。

(3) 自隊訓練

航空隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、航空隊が独自で行う訓練をいう。

(4) 運用計画

航空隊の航空消防活動、訓練等の運営を適正かつ円滑に行うため定める計画をいう。

(5) 運航計画

航空機を効率的に運航するため、航空消防活動、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

第2章 航空隊の任務

（隊長の任務）

第4条 消防防災航空隊長（以下「隊長」という。）は、航空隊全般の運営に当たるものとし、小隊長、副小隊長及び隊員を指揮監督して、航空消防活動の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

（小隊長の任務）

第5条 小隊長は、隊長を補佐し、副小隊長及び隊員を指揮監督して航空消防活動の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

2 救助小隊長及び飛行小隊長は、航空消防活動の安全かつ効果的な遂行のため相互に連携しなければならない。

（副小隊長の任務）

第6条 副小隊長は、小隊長を補佐し、隊員を指揮監督して航空消防活動の万全を期さなければならない。

（隊員の任務）

第7条 隊員は、隊長、小隊長及び副小隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害等の状況に即応した航空消防活動に努めなければならない。

2 隊員は、航空消防活動の遂行に当たっては、十分な安全を確保するとともに関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

（代行）

第7条の2 隊長が不在のとき又は欠けたとき（以下「不在のとき」という。）は飛行小隊長が、飛行小隊長が不在のときは救助小隊長が、その職務を代行する。

第3章 運用管理

（総括責任者）

第8条 航空機の運用管理の総括は、危機管理監（以下「総括責任者」という。）が行う。

2 総括責任者が不在のときは副危機管理監が、その職務を代行する。

（運用責任者）

第9条 航空隊の指揮監督及び航空機の運用管理に関する事務は、総合防災課長（以下「運用責任者」という。）が所掌する。

2 運用責任者が不在のときは防災監が、防災監が不在のときは総合防災課政策監が、その職務を代行する。

（運航責任者）

第10条 航空機を運航する場合における、出発の承認、運航目的及び任務等の明示、搭乗する航空隊員の指定、並びに航空消防活動中止の指示等に関する事務は、隊長（以下「運航責任者」という。）が所掌する。

（航空消防活動指揮者）

第11条 航空消防活動に関する指揮者は、救助小隊長を充てる。

2 救助小隊長が搭乗しないときは、救助小隊長が指名する者を航空消防活動指揮者とする。

（運航指揮者）

第12条 航空機の飛行に関する運航指揮者は、飛行小隊長を充てる。

2 運航指揮者は、航空機の飛行について責任を負うとともに、隊員及び搭乗者に対して航空機の飛行の安全上必要な指示を行うことができる。

3 隊員及び搭乗者は、前項の指示に従い安全運航の万全を期さなければならない。

4 飛行小隊長が搭乗しないときは、飛行小隊長が指名する者を運航指揮者とする。

（運用計画）

第13条 隊長は、航空消防活動、訓練等を適正かつ円滑に行うため、運用責任者の承諾を得て、航空隊の運用計画を定めなければならない。

（運航計画等）

第14条 飛行小隊長は、運用計画に基づいて、年間運航計画（様式第1号）及び月間運航計画（様式第2号）を作成するものとする。

（運航基準）

第15条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

- ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送
- イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送
- ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

(2) 救助活動

- ア 河川、湖沼、海岸等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助
- イ 高層建築物火災における救助
- ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助
- エ 高速道路等での事故等における救助

(3) 火災防ぎょ活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
- イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査

(4) 災害応急対策活動

- ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握、情報収集
- イ 大規模事故等の状況把握、情報収集
- ウ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- エ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達

- (5) 広域航空消防防災応援に関する活動
 - (6) 災害予防対策活動
 - ア 災害危険箇所等の調査
 - イ 各種防災訓練等への参加
 - ウ 住民への災害予防の広報
 - (7) 自隊訓練のための活動
 - (8) その他運用責任者が必要と認める活動
- 2 航空機の運航は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、日の出から日の入りまでとする。ただし、第1項第1号ウに規定する転院搬送のための緊急運航は、別に定めるところにより、積雪期を除き夜間に行うことができるものとする。
- 4 運用責任者が特に必要と認める場合は、前2項の規定によらないことができるものとする。

（通常運航）

第16条 前条第1項第6号から第8号までに規定する運航（以下「通常運航」という。）は、第14条に規定する運航計画に基づき出動するものとする。

（緊急運航）

第17条 緊急運航は、次の要請等に基づき出動するものとする。

- (1) 第15条第1項第1号から第4号までに規定する活動で、市町村又は消防事務を所管する事務組合の長から要請があった場合
 - (2) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定又は消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定に基づく要請があった場合
 - (3) 消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づく消防庁長官の措置要求があった場合
 - (4) 秋田県地域防災計画に基づく活動の場合
 - (5) その他運用責任者が特に必要と認めた場合
- 2 緊急運航は、通常運航に優先する。
- 3 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運用責任者は直ちに緊急運航に移行する旨を隊長に連絡し、隊長は運航指揮者に指示しなければならない。
- 4 緊急運航の要請があった場合には、運用責任者は総括責任者にその内容等を報告しなければならない。
- 5 緊急運航に関し必要な事項は、別に定める。

（緊急運航に伴う報告）

第18条 航空消防活動指揮者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書（様式第3号）を作成し、速やかに隊長を経て運用責任者に報告しなければならない。

（情報連絡及び報告）

- 第19条 運航指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等について、隊長を経て運用責任者に報告しなければならない。
- 2 運航指揮者は航空機に搭乗し業務を終了したときは、運航状況等についての飛行報告書（様式第4号）を作成し、隊長を経て運用責任者に報告しなければならない。

（飛行場外離着陸場等）

- 第20条 運用責任者は、市町村等と協議し、航空消防活動を円滑に遂行するため、法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場の確保に努めなければならない。
- 2 運用責任者は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めるものとする。

第4章 安全管理等

（安全管理）

- 第21条 総括責任者は、航空関係法令等の定めるところにより、航空事故防止対策を講じ航空消防活動の適正な執行体制を確立するとともに、安全管理の適正を期さなければならない。
- 2 運用責任者は、航空消防活動の遂行に当たり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対

策を講ずる等、安全管理に万全を期すとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

（隊長等の責務）

第22条 隊長は、航空消防活動の遂行に当たっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

2 救助小隊長は、航空消防活動を遂行するため隊員に対して安全教育を実施し、安全対策を講じなければならない。

3 飛行小隊長は、航空業務を遂行するため隊員に対して安全教育を実施し、安全対策を講じなければならない。

4 運航安全管理者は、航空消防活動の効果的かつ安全な遂行のため、運航安全管理及び運航事務管理について隊長を補佐するとともに、救助小隊長及び飛行小隊長を支援しなければならない。

（緊急運航時の安全対策）

第23条 第17条第1項第1号に基づく出動要請による航空消防活動の遂行に当たっては、要請市町村の指揮者、航空消防活動指揮者及び運航指揮者は密接な連携を図り、安全確保に万全を期さなければならない。

（捜索及び救難体制の確立）

第24条 総括責任者は、航空事故が発生するおそれ、若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制、及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

（航空事故発生時の措置）

第25条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変化により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に万全の措置を講じ、その状況を運用責任者及び最寄りの航空局出先機関に、直ちに報告しなければならない。

2 運用責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括責任者に報告しなければならない。

（事故報告）

第26条 総括責任者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合には、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括責任者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第5章 教育訓練

（航空隊員等の教育訓練）

第27条 総括責任者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運用責任者は、消防防災業務を効果的かつ安全に行うため、自隊訓練のほか、市町村及びその他関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

第6章 雑則

（記録）

第28条 隊長は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、航空消防活動に関する記録を整理しておかなければならない。

（その他）

第29条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成11年4月1日より施行する。

附 則 この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附 則 この要綱は、平成16年4月26日より施行する。

附 則 この要綱は、平成16年11月17日より施行する。

附 則 この要綱は、平成17年5月9日より施行する。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

（趣 旨）

第1 この要領は、秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱（以下「要綱」という。）第17条第5項の規定に基づき、秋田県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（他の規定との関係）

第2 緊急運航については、要綱に定めるもののほか、この要領及び秋田県消防防災ヘリコプター夜間救急搬送取り扱い要領の定めるところによる。

（緊急運航の要件）

第3 緊急運航は、原則として、要綱第15条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で次の要件を充たす場合に運航するものとする。

- (1) 公共性
地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性
緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性
既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合等航空機以外に適切な手段がないこと。

（緊急運航の要請基準）

第4 緊急運航は、第3の要件を充たし、かつ、次に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

- (1) 救急活動
 - ア 山村、へき地等からの救急患者の搬送
交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合
 - イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送
交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、医療器材等を搬送する必要があると認められる場合
 - ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送
高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合
 - エ その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合
- (2) 救助活動
 - ア 河川、湖沼、海岸等での水難事故及び山岳遭難事故等における捜索・救助
水難事故及び山岳遭難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合
 - イ 高層建築物火災における救助
地上からの救助が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合
 - ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助
山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合
 - エ 高速道路等での事故における救助
航空機事故、列車事故、高速道路等での事故で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合
 - オ その他、特に航空機による救助活動が有効と認められる場合
- (3) 火災防ぎょ活動
 - ア 林野火災等における空中からの消火活動
地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合
 - イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査
大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合
 - ウ 交通遠隔地への消火要員の搬送及び消火資機材等の搬送
交通遠隔地の火災等において、人員、資機材等の搬送及び輸送手段がない場合又は航空機による搬送及び

輸送が有効と認められる場合

- エ その他、特に航空機による火災防ぎょ活動が有効と認められる場合
- (4) 災害応急対策活動
 - ア 地震、台風、豪雨等自然災害の状況把握及び情報収集
 - 地震、台風、豪雨、洪水等の自然災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
 - イ ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握及び情報収集
 - ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められる場合
 - ウ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
 - 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合
 - エ 各種災害時における住民への避難誘導及び警報等の伝達
 - 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
 - オ その他、特に航空機による災害応急対策活動が有効と認められる場合
- (5) 広域航空消防防災応援に関する活動
 - 他県等からの応援要請があり、出動する必要があると認められる場合
- (6) その他運用責任者が特に必要と認めた場合

（緊急運航の要請）

第5 緊急運航の要請は、要綱に基づき、災害が発生した市町村及び消防事務を所管する事務組合（以下「市町村等」という。）の長が消防防災航空隊に対して電話等により速報後、出動要請書（様式第1号）によりファクシミリを用いて行うものとする。

（緊急運航の承認）

- 第6 隊長は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況又は現場の気象状況等を確認のうえ、出動の可否について意見を付し、速やかに運用責任者に報告し、その承諾を経て出動を承認するものとする。
- 2 運用責任者は前項の報告を受けたときは、直ちに承諾の可否について判断し、隊長に必要な指示をするものとする。
 - 3 隊長は、市町村等の長に出動の可否について回答しなければならない。
 - 4 隊長は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

（受入れ体制）

- 第7 緊急運航を要請した市町村等の長は、消防防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。
- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
 - (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
 - (3) 空中消火用資材、水利の確保
 - (4) その他必要な事項

（報告等）

- 第8 航空消防活動指揮者は、緊急運航中に把握した災害の状況を、緊急活動速報（様式第2号）により、速やかに隊長を経て運用責任者に報告するものとする。
- 2 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況報告書（様式第3号）により速やかに隊長に報告するものとする。

- 附 則 この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

秋田県消防防災ヘリコプター夜間救急搬送取扱要領

（趣 旨）

第1 この要領は、秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第3項及び第17条第5項の規定に基づき、秋田県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）による第三次医療機関（別表第1）への夜間救急搬送（以下「夜間搬送」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（他の規定との関係）

第2 夜間搬送の実施については、要綱に定めるもののほか、秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（以下「緊急運航要領」という。）及びこの要領の定めるところによる。

（夜間搬送の要件）

第3 夜間搬送は、原則として緊急運航要領第3の要件を満たし、かつ、第4の(1)ウの基準に該当する場合で、救急告示病院（別表第2）から第三次医療機関に搬送するときに実施するものとする。

（要請時間）

第4 夜間搬送は、原則として午前8時30分から午後5時15分までに出勤要請があった場合に、積雪期を除き実施するものとする。

（指定飛行場外離着陸場）

第5 夜間搬送に当たっては、あらかじめ指定した飛行場外離着陸場（別表第3）を使用して行うものとする。

（夜間搬送の要請）

第6 夜間搬送の要請は、緊急運航要領第5に基づき行うものとする。

（出勤の決定）

第7 第6の要請に基づく出勤の可否については、緊急運航要領第6に基づき決定するものとする。

2 次の各号に掲げる事態が発生したときは、出勤を中止するものとする。

- (1) 出勤時刻直前に機体の不具合が発生したとき。
- (2) 出勤時刻直前に夜間照明装置の不具合が発生したとき。
- (3) 緊急出勤事案が発生し、その対応に時間を要し、夜間救急搬送の要請に応じることが困難になったとき。
- (4) その他不測の事態が発生したとき。

（受入れ体制）

第8 夜間搬送を要請した市町村又は消防事務を所管する事務組合（以下「市町村等」という。）の長は、消防防災航空隊と緊密な連絡をとるとともに、必要に応じ次の受入れ体制を整えるものとする。

- (1) 指定飛行場外離着陸場の確保及び安全対策
- (2) 傷病者の搬送先の離着陸場及び第三次医療機関への搬送手配
- (3) 指定飛行場外離着陸場の周辺住民に対する騒音対策
- (4) その他必要な事項

（医師等の搭乗）

第9 夜間搬送を要請した市町村等は、医師等の搭乗については、搬送元と転院先の医療機関の調整状況を確認し、その内容を消防防災航空隊に連絡するものとする。

（報 告）

第10 航空消防活動指揮者は、夜間搬送の状況について、緊急運航要領第8第1項に定める緊急活動速報により、速やかに消防防災航空隊長を経て運用責任者に報告するものとする。

2 夜間搬送を要請した市町村等の長は、搬送が終了したときは、緊急運航要領第8第2項に定める災害状況報告書により速やかに消防防災航空隊長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成16年11月17日より施行する。

この要領は、平成23年2月1日より施行する。

この要領は、令和2年4月1日より施行する。

別表第1（第1関係）

第三次医療機関

秋田大学医学部附属病院
秋田県立循環器・脳脊髄センター
秋田赤十字病院
平鹿総合病院

別表第2（第3関係）

県北・県南地区救急告示医療機関

	圏域名	医療機関名
県北地区	大館鹿角	かつの厚生病院 秋田労災病院 大館市立総合病院
	北 秋 田	北秋田市民病院
	能代山本	能代厚生医療センター 能代山本医師会病院 地域医療機能推進機構秋田病院
県南地区	大曲仙北	市立角館総合病院 大曲厚生医療センター 大曲中通病院
	横手平鹿	市立横手病院 市立大森病院 平鹿総合病院
	湯沢雄勝	雄勝中央病院 町立羽後病院
	計	15

別表第3

指定臨時離着陸場（第5関係）

地区	圏域名	名称
県北	大館鹿角	かつの厚生病院ヘリポート 大館市立総合病院屋上ヘリポート
	北 秋 田	大館能代空港（飛行場）
中央	秋田周辺	秋田赤十字病院ヘリポート 秋田大学病院屋上ヘリポート 秋田空港（飛行場）
県南	大曲仙北	大曲厚生医療センター屋上ヘリポート
	横手平鹿	平鹿総合病院ヘリポート
	湯沢雄勝	雄勝中央病院ヘリポート

飛行場外離着陸場一覧

※座標は世界測地系
(令和4年12月31日現在)

No.	市町村	名称	所在地	座標(北緯)			座標(東経)			面積 (㎡)	土地の状況 長さ・幅
				度	分	秒	度	分	秒		
1	鹿角市	熊取開拓地	十和田大湯字熊取平地内	40°	22′	19″	140°	55′	52″	5,000	100×50
2		黒森山自然公園	十和田大湯字上内野地内	40°	18′	18″	140°	49′	46″	5,200	80×65
3		かづの厚生病院ヘリポート	花輪字向畑18	40°	13′	09″	140°	47′	03″	400	20×20
4		花輪スキー場	花輪字百合沢地内	40°	11′	12″	140°	49′	18″	7,700	110×70
5		秋田八幡平スキー場	八幡平字熊沢国有林地内	39°	58′	40″	140°	48′	03″	4,900	70×70
6	小坂町	町営野球場	小坂町小坂字砂森地内	40°	19′	35″	140°	44′	32″	6,400	80×80
7	大館市	長根山運動公園駐車場	字東台地内	40°	16′	28″	140°	35′	02″	10,800	250×150
8		大館運動公園(田町球場)	字土飛山地下地内	40°	16′	28″	140°	33′	25″	11,800	118×100
9		東北電力ヘリポート	下川原字上野台地内	40°	14′	21″	140°	31′	25″	2,500	50×50
10		達子森公園多目的広場	比内町達子字前田野地内	40°	13′	18″	140°	33′	42″	5,000	100×50
11		米代川市民広場	外川原字前田23-1	40°	16′	05″	140°	26′	43″	11,200	30×70
12		大館市立総合病院 屋上ヘリポート	豊町地内	40°	16′	25″	140°	33′	17″	480	21×17
13		大館樹海ドーム駐車場	上代野字稲荷台地内	40°	17′	34″	140°	35′	22″	9,800	140×70
14	北秋田市	鷹巣陸上競技場	坊沢字上野2	40°	13′	58″	140°	21′	24″		130×90
15		米内沢丹平河原	米内沢字柳田地内	40°	07′	21″	140°	22′	38″		90×50
16		阿仁運動場	阿仁水無字畑町東裏76	39°	59′	35″	140°	24′	14″		70×70
17		合川中学校グラウンド	李岱字家向1	40°	09′	25″	140°	18′	52″		130×50
18		北秋田市民病院ヘリポート	下杉字上清水沢16-29	40°	10′	06″	140°	21′	16″		20×20
19		森吉山野鳥鳥獣センター西側駐車場	森吉字森吉山麓高原地内	39°	59′	21″	140°	36′	50″		18×35
20	上小阿仁村	上小阿仁中学校グラウンド	小沢田字上の岱97	40°	03′	35″	140°	17′	40″		100×60
21	能代市	落合球技場・落合第2球場 (旧落合三面球場)	落合字古悪土1	40°	13′	31″	140°	00′	55″		150×250
22		能代消防署西消防出張所 北側駐車場	能代町字下浜	40°	12′	59″	140°	00′	53″		30×30
23		東能代河川緑地	字中島1-5	40°	11′	49″	140°	03′	35″		450×50
24		能代河川国道事務所 東能代防災ヘリポート	鍼淵字一本柳97-1	40°	11′	14″	140°	04′	28″		40×40
25		赤沼公園多目的広場	浅内字赤沼236	40°	10′	04″	140°	00′	57″		130×50
26		米代川河川運動公園	二ツ井町荷上場字柳生 河川敷内	40°	12′	58″	140°	14′	51″		60×40
27		二ツ井野球場	二ツ井町字稗川原113	40°	11′	53″	140°	13′	29″		120×90
28		二ツ井町総合体育館駐車場	二ツ井町字上台60	40°	12′	10″	140°	14′	04″		100×40
29		二ツ井地区河川防災ステーション	小繫地内	40°	12′	57″	140°	15′	34″		20×20
30		藤里町	藤里小学校グラウンド	藤琴字鳥谷場218	40°	16′	17″	140°	15′	50″	
31	藤里中学校グラウンド		藤琴字草刈野137	40°	16′	47″	140°	15′	16″		110×50
32	藤里町	藤里町営藤里スキー場駐車場	字板清水149-1	40°	19′	11″	140°	17′	27″		50×60
33	八峰町	旧八森中学校グラウンド	八森字榎台112	40°	21′	27″	140°	01′	37″		130×50
34		コミュニティグラウンド	峰浜田中字鳥矢場	40°	16′	59″	140°	02′	47″		130×50
35	三種町	琴丘中央公園スカルパ多目的広場	鹿渡字般若台75-1	40°	02′	17″	140°	05′	40″		100×120
36		八竜中学校グラウンド	鶴川字西本田10	40°	05′	44″	140°	00′	27″		200×150
37		惣三郎沼公園多目的広場	森岳字東堤沢72-44	40°	05′	18″	140°	05′	07″		30×40
38	男鹿市	男鹿北中学校グラウンド	北浦北浦字山玉林40	39°	58′	03″	139°	46′	04″		120×80
39		男鹿南中学校グラウンド	船川港南平沢字大畑台30	39°	52′	37″	139°	50′	18″		110×90
40		男鹿マリナーパーク緑地	船川港船川字海岸通り1-20	39°	53′	01″	139°	51′	15″		400×300

No.	市町村	名称	所在地	座標（北緯）			座標（東経）			面積 (㎡)	土地の状況 長さ・幅
				度	分	秒	度	分	秒		
41	男鹿市	若美中央運動公園球場	角間崎字上台4-1	39°	58'	03"	139°	54'	24"		120×80
42	大潟村	大潟中学校グラウンド	中央5-2	40°	01'	32"	139°	57'	32"		150×100
43		大潟村民野球場サブグラウンド	北2丁目-2	40°	01'	45"	139°	57'	43"		360×360
44	八郎潟町	八郎潟小学校グラウンド	大道111	39°	57'	08"	140°	04'	22"		130×60
45		八郎潟展示館（うたせ館）	川口531-1	39°	56'	50"	140°	03'	20"		80×50
46	井川町	浜井川集会場	浜井川字家の東425-2	39°	54'	35"	140°	04'	43"		80×80
47	潟上市	元木山グラウンド	昭和大久保字元木山根	39°	51'	37"	140°	04'	13"		100×50
48		飯田川南公園	飯田川下虻川字蟹沢12 1外	39°	52'	56"	140°	04'	23"		100×50
49	五城目町	旧五城目小学校	羽黒前26	39°	57'	07"	140°	07'	28"		82×135
50		五城目一中学校	高崎字広ヶ野200	39°	56'	43"	140°	08'	02"		130×50
51		旧大川小学校	大川下樋口字関合13-1	39°	56'	12"	140°	05'	03"		130×50
52		五城目高校	大川西野字田屋下100	39°	56'	26"	140°	06'	25"		130×50
53		五城目消防本部	富津内下山内字奈良崎90-1	39°	56'	54"	140°	08'	03"		60×60
54	秋田市	秋田赤十字病院ヘリポート	上北手猿田苗代沢222-1	39°	41'	18"	140°	08'	59"		20×20
55		旧秋田空港	新屋町割山281	39°	42'	18"	140°	03'	47"		800×40
56		秋田大学病院屋上ヘリポート	本道一丁目1-1	39°	43'	48"	140°	09'	09"		21×21
57		さきがけ八橋野球場	八橋運動公園1-10	39°	43'	12"	140°	05'	49"		90×50
58		秋田厚生医療センターヘリポート	飯島字西袋1-1-1	39°	45'	57"	140°	05'	33"		20×20
59		秋田大学野球場	手形学園町地内	39°	43'	48"	140°	07'	59"		110×90
60		太平山スキー場オーパス駐車場	仁別字蛇馬目沢地内	39°	47'	15"	140°	13'	02"		110×50
61		県立大学秋田キャンパス 陸上競技場、野球場	下新城中新野字街道端西241-438	39°	47'	55"	140°	02'	51"		100×60
62		岩見三内中グラウンド	三内字外川原39	39°	42'	26"	140°	17'	08"		100×100
63		河辺小グラウンド	和田字岡村164	39°	39'	29"	140°	13'	59"		147×120
64		戸島小グラウンド	戸島字本町123	39°	38'	30"	140°	11'	52"		115×100
65		秋田県健康増進交流センター 緑地広場	三内字丸毎1-1	39°	44'	20"	140°	19'	03"		90×30
66		旧大正寺小グラウンド	新波字赤沢32-8	39°	31'	35"	140°	14'	06"		200×150
67		雄和中グラウンド	石田字蟹沢40	39°	35'	34"	140°	10'	18"		200×150
68		秋田防災ステーション	新屋天稗野148-7	39°	42'	34"	140°	04'	28"		50×45
69		由利本荘市	船岡台ヘリポート	船岡字家口台130	39°	20'	47"	140°	02'	01"	
70	鶴舞球場		切道地内	39°	22'	59"	140°	02'	45"		100×100
71	由利本荘市 ポートプラザ・アクアパル河川敷		北裏地54-1	39°	23'	37"	140°	02'	24"		100×50
72	由利組合総合病院ヘリポート		川口字家後38	39°	24'	20"	140°	03'	45"		30×30
73	秋田県消防学校グラウンド		岩城内道川字築館1-1	39°	32'	57"	140°	04'	44"		80×80
74	東由利中学校グラウンド		東由利老方字台山86	39°	17'	51"	140°	16'	47"		90×100
75	西目高等学校サッカーグラウンド		西目町沼田字新道下2-142	39°	21'	07"	139°	00'	49"		130×130
76	矢島ふれあい公園		矢島町七日町字羽坂174	39°	13'	59"	140°	08'	16"		80×80
77	矢島高等学校野球場		矢島町立石字長泥7	39°	13'	57"	140°	08'	49"		120×80
78	由利緑地公園野球場		黒沢字山本68	39°	19'	08"	140°	05'	41"		120×120
79	鳥海トレーニングセンター		鳥海町伏見字折切38-3	39°	11'	07"	140°	11'	13"		100×90
80	笹子交流広場「つきやま」		鳥海町上笹子字石神15	39°	06'	02"	140°	17'	03"		45×40
81	由利本荘市消防本部 屋上ヘリポート	美倉町27-2	39°	23'	04"	140°	02'	55"		22×22	
82	にかほ市	にかほ市象潟野球場	象潟町字屋敷田42	39°	12'	19"	139°	54'	34"	11,660	120×90
83		象潟グラウンド	象潟町字沖ノ田8-1	39°	12'	20"	139°	54'	23"	21,795	170×100
84		仁賀保高校グラウンド	象潟町字下浜山	39°	13'	57"	139°	54'	46"	28,000	100×100

No.	市町村	名称	所在地	座標（北緯）			座標（東経）			面積 (㎡)	土地の状況 長さ・幅	
				度	分	秒	度	分	秒			
85	にかほ市	A S C野球場	黒川字潟頭33-1	39°	15'	57"	139°	55'	56"	14,300	135×135	
86		にかほ市消防本部庁舎前広場	金浦字館ヶ森152	39°	14'	41"	139°	55'	32"	540	20×25	
87		にかほ市仁賀保野球場	平沢字馬銅森	39°	17'	14"	139°	57'	48"	13,800	180×150	
88		象潟中学校跡地	象潟町字浜の田5	39°	12'	14"	139°	54'	23"		90×70	
89		鳥屋森運動広場	象潟町関字鳥谷森26-6	39°	11'	36"	139°	54'	53"		110×110	
90		旧上郷小学校グラウンド	象潟町小滝字舞台64	39°	11'	26"	139°	56'	46"		100×51	
91		旧上浜小学校グラウンド	象潟町大砂川字釜道1-1	39°	09'	32"	139°	53'	54"		130×65	
92		湾頭公園	金浦字南金浦	39°	15'	16"	139°	54'	49"		76×70 (芝) 74×42 (as)	
93		潮風公園	平沢字中町101	39°	17'	38"	139°	57'	48"		80×72	
94		仁賀保高原芝生広場	馬場字冬師山9-80	39°	13'	59"	140°	00'	16"		61×95	
95		釜ヶ台水芭蕉公園	馬場字冬師山8-1	39°	13'	46"	140°	01'	52"		85×54	
96		大仙市	大曲西中学校グラウンド	内小友字中沢176-1	39°	26'	19"	140°	26'	20"		100×80
97			雄物川河川緑地運動公園	小貫高畑地内	39°	27'	29"	140°	27'	56"		100×80
98			大曲防災ヘリポート	大曲字向七ツ小屋乙地内	39°	27'	03"	140°	27'	52"		19×16
99	西仙北高校グラウンド		刈和野字北ノ 沢鳩山5-1	39°	33'	26"	140°	22'	23"		100×80	
100	西仙北緑地公園（野球場）		強首字上野台23-1	39°	32'	29"	140°	19'	28"		120×90	
101	八木山運動公園		大沢郷宿字八木山37-1	39°	30'	03"	140°	18'	34"		50×40	
102	神岡町農村広場グラウンド		北檜岡町字向堀野地内	39°	29'	43"	140°	23'	32"		90×50	
103	南外山村運動公園		南外字梨木田	39°	27'	50"	140°	22'	20"		110×90	
104	大仙市仙北健康広場		堀見内字元田茂木61番外	39°	27'	54"	140°	30'	18"		70×40	
105	大台スキー場駐車場		太田町川口字大台1-2	39°	31'	10"	140°	39'	09"		80×40	
106	奥羽山荘駐車場		太田町太田字惣行大谷地10-5	39°	30'	22"	140°	39'	22"		60×30	
107	東分署		三本扇字野沢268-9	39°	29'	26"	140°	35'	34"		50×50	
108	協和大盛資料館駐車場		協和荒川字川前9-1	39°	37'	56"	140°	23'	58"		30×30	
109	協和スキー場		協和船岡字上庄内230	39°	40'	34"	140°	24'	03"		60×30	
110	メインロード荒川		協和荒川字嗽沢12-3	39°	38'	25"	140°	25'	22"		30×30	
111	中仙中学校グラウンド		長野字新山5-1	39°	32'	36"	140°	31'	56"		120×50	
112	大曲厚生医療センター 屋上ヘリポート		大曲字通町8-65	39°	27'	54"	140°	28'	35"		21×21	
113	道の駅 協和 米ヶ森公園		協和荒川字新田表15	39°	37'	03"	140°	21'	54"		65×55	
114	大曲防災ステーション		東川字屋敷後151	39°	26'	59"	140°	30'	01"		50×40	
115	仙北市		落合河川公園	角館町字西田地内	39°	35'	04"	140°	33'	13"		100×80
116		生保内中学校グラウンド	田沢湖生保内字武蔵野105-1	39°	42'	10"	140°	43'	42"		100×60	
117		田沢湖スキー場かもしか駐車場	田沢湖生保内字駒ヶ岳地内	39°	46'	03"	140°	45'	58"		180×40	
118		玉川発電事務所グラウンド	田沢湖田沢字蟹沢口	39°	46'	24"	140°	39'	58"		60×60	
119		田沢湖高原駐車場	田沢湖生保内字駒ヶ岳	39°	46'	37"	140°	45'	44"		60×40	
120		たつこ茶屋前駐車場	田沢湖潟字中山40	39°	41'	55"	140°	39'	47"		80×30	
121		玉川ダム下流公園	田沢湖玉川字下水無	39°	49'	35"	140°	38'	38"		40×40	
122		市立桧木内小学校グラウンド	西木町桧木内字高屋敷110	39°	44'	27"	140°	35'	27"		100×100	
123		大地田農村公園	西木町上桧木内字大地田3-1	39°	48'	52"	140°	35'	00'		100×80	
124		戸瀬公園 (プレイパーク戸瀬)	田沢湖玉川字戸瀬の沼の沢	39°	53'	51"	140°	41'	27"		80×30	
125	美郷町	美里町仙南カントリーパーク (野球場)	金沢字北沢54	39°	22'	50"	140°	35'	34"		100×100	
126		千畑大台野広場（野球場）	千屋字大台野1-4	39°	27'	22"	140°	37'	07"		100×100	
127		美郷町民の森	六郷東根字潟尻国有林	39°	23'	20"	140°	37'	12"		50×20	
128	横手市	平鹿総合病院ヘリポート	前郷字ハツ口3番1	39°	18'	43"	140°	32'	55"		26×27	

No.	市町村	名称	所在地	座標（北緯）			座標（東経）			面積 (㎡)	土地の状況 長さ・幅
				度	分	秒	度	分	秒		
129	横手市	横手記念公園多目的運動公園	南町13	39°	18'	20"	140°	34'	08"		100×60
130		秋田ふるさと村第2駐車場	赤坂字富ヶ沢	39°	17'	39"	140°	32'	52"		50×50
131		秋田ふるさと村第4駐車場	赤坂字富ヶ沢	39°	17'	29"	140°	32'	41"		100×40
132		蛇ノ崎橋下流河川敷	蛇ノ崎町地内	39°	19'	02"	140°	33'	43"		50×30
133		増田町河川グラウンド	増田町増田字上川原132-1	39°	11'	29"	140°	33'	14"		100×80
134		西成瀬地域センターグラウンド	増田町荻袋字真当722	39°	12'	04"	140°	34'	49"		40×25
135		大森町多目的広場	大森町字持向 38番1号 外	39°	21'	25"	140°	26'	07"		100×70
136		十文字陸上競技場	十文字町十五野新田字坊主沢2 0番1 外	39°	14'	15"	140°	31'	07"		100×60
137		山内小学校	山内土淵字菅生37-1	39°	17'	04"	140°	37'	18"		100×100
138		浅舞陸上競技場	平鹿町浅舞字道川南 19番1 外	39°	15'	34"	140°	30'	14"		100×70
139		浅舞スポーツセンター駐車場	平鹿町浅舞字野ヶ助 80番2	39°	15'	35"	140°	29'	24"		80×20
140		雄物川河川敷	雄物川町深井地内	39°	17'	16"	140°	24'	37"		50×50
141		赤坂総合公園	赤坂字大沼沢48	39°	17'	55"	140°	32'	38"		100×50
142		横手北中学校・北小学校	静町鶴田37	39°	19'	39"	140°	32'	45"		200×100
143		横手防災ステーション	新藤柳田字笹崎220	39°	16'	12"	140°	33'	08"		50×45
144	湯沢市	松ノ木河川グラウンド	山田字下新山沖	39°	08'	52"	140°	28'	50"		120×100
145		雄勝中央病院ヘリポート	山田字勇が岡25	39°	08'	38"	140°	27'	17"		15×15
146		市立体育館駐車場	沖鶴	39°	10'	29"	140°	28'	47"		60×30
147		多目的広場 (ヘルシーパーク)	沖鶴地内	39°	10'	31"	140°	28'	36"		15×15
148		南中学校グラウンド	南台6	39°	08'	35"	140°	29'	20"		100×100
149		上新田採草地	高松字上新田	39°	00'	59"	140°	36'	31"		50×40
150		湯沢市農村広場	高松字会ノ山5-2	39°	03'	42"	140°	32'	02"		120×100
151		高松地区センター (旧高松小学校)	高松字上地6-2	39°	03'	54"	140°	31'	45"		60×30
152		稲川陸上競技場	三梨字間明田57	39°	08'	39"	140°	34'	24"		100×70
153	役内川河川公園	横堀字六郎川原	39°	03'	24"	140°	26'	48"		100×50	
154	湯沢市	旧中山小学校	秋ノ宮字中山222	38°	58'	53"	140°	29'	10"		60×30
155		湯沢市営皆瀬野球場	皆瀬字上小保内3	39°	12'	01"	140°	37'	46"		120×100
156		旧小安小学校	皆瀬字坂ノ上6	39°	01'	16"	140°	39'	12"		60×30
157		湯沢市幡野地区センターグラウンド	金谷字樋口123	39°	11'	12"	140°	27'	49"		80×80
158	羽後町	羽後高校陸上競技場、野球場	字大戸1	39°	11'	32"	140°	23'	49"		陸上競技場100×70 野球場120×100
159		羽後中学校野球場	羽後町字雄勝野1	39°	12'	05"	140°	23'	55"		60×30
160		軽井沢山村広場	軽井沢字下杉沢山5-3	39°	13'	20"	140°	17'	09"		60×40
161	東成瀬村	田代福祉センター (旧上到米小学校グラウンド)	上到米字高橋39-6	39°	13'	57"	140°	18'	06"		60×30
162		総合グラウンド	田子内字上林	39°	10'	39"	140°	39'	30"		100×60
163		ジュネス栗駒スキー場駐車場	椿川字柳沢52-12	39°	09'	41"	140°	43'	48"		60×40

(注) 本表は、離着陸について土地所有者等と事前調整し位置や構造等を登録している「緊急離着陸場」（航空法第81条の2関係）のリストである。

秋田県ヘリコプター等運用調整会議設置要綱

（目的）

第1条 秋田県内における大規模な災害の発生時に、災害対策活動を行うヘリコプター又は固定翼機（以下「ヘリコプター等」という。）を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立し、災害対策活動の効率的な運用調整及び安全運航確保を図るため、秋田県ヘリコプター等運用調整会議（以下「ヘリ運用調整会議」という。）を設置する。

（組織構成）

第2条 ヘリ運用調整会議の構成は、別表（秋田県ヘリコプター等運用調整会議参画機関）のとおりとする。

（所掌事項）

第3条 ヘリ運用調整会議は、次の事項について所掌する。

（1） 平時における所掌事項

- ア 大規模な災害の発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動についての調査・検討に関すること。
- イ 大規模な災害の発生時におけるヘリコプター等の安全運航確保についての調査・検討に関すること。
- ウ 関係機関が保有するヘリコプター等についての情報共有に関すること。
- エ 災害時に活動拠点となる場外離着陸場についての情報共有に関すること。
- オ ヘリコプター等の運航に関する情報交換に関すること。
- カ ヘリコプター等を保有する機関が参加する防災訓練に関すること。
- キ その他ヘリ運用調整会議の目的遂行のため必要な事項に関すること。

（2） 大規模な災害発生時

別途定める「大規模災害時における秋田県ヘリコプター等運用調整班活動計画」に基づき、秋田県災害対策本部内に設置されるヘリコプター等運用調整班としてヘリコプター等の運用調整を行う。

（座長）

第4条 ヘリ運用調整会議に座長を置く。

- 2 座長は、秋田県総務部総合防災課長をもって充てる。
- 3 座長は、ヘリ運用調整会議の議事運営の全般を総括する。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する構成員がその職を代理する。

（会議）

第5条 ヘリ運用調整会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、座長があたるものとする。
- 3 座長は、必要があると認めたときは、会議に構成員以外の者の出席を求め意見を徴することができる。

（庶務）

第6条 ヘリ運用調整会議の事務局は、秋田県総務部総合防災課が担当する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、ヘリ運用調整会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

別表

秋田県ヘリコプター等運用調整会議参画機関

	構成機関名
1	陸上自衛隊東北方面總監部
2	陸上自衛隊第9師団司令部
3	陸上自衛隊第21普通科連隊
4	陸上自衛隊第9師団第9飛行隊
5	海上自衛隊舞鶴地方總監部
6	航空自衛隊北部航空方面隊司令部
7	航空自衛隊航空救難団秋田救難隊
8	国土交通省東北地方整備局
9	国土交通省東北地方整備局 秋田河川国道事務所
10	国土交通省東京航空局 秋田空港・航空路監視レーダー事務所
11	第二管区海上保安本部
12	第二管区海上保安本部 秋田海上保安部
13	第二管区海上保安本部 仙台航空基地
14	秋田県警察本部警備部警備第二課
15	秋田県警察本部警備部警備第二課警察航空隊
16	秋田県建設部港湾空港課
17	秋田県秋田空港管理事務所
18	秋田県大館能代空港管理事務所
19	秋田県健康福祉部医務薬事課
20	秋田赤十字病院
21	秋田県総務部総合防災課
22	秋田県消防防災航空隊

大規模災害時における秋田県ヘリコプター等運用調整班活動計画

1 目的

この計画は、秋田県内で大規模な災害（注1）が発生し、多数のヘリコプター又は固定翼機（以下「ヘリコプター等」という。）が、災害対策活動に従事する必要がある場合に、ヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用調整を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（注1） 大規模な災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象による災害、又は大規模な火事、若しくは爆発、放射性物質、可燃物、薬液等有害物の大量放出、海上災害、航空災害、陸上交通災害、産業災害その他の人為的な事故で、多数の人的・物的被害が発生したものを。

2 ヘリコプター等運用調整班の設置

- （1）秋田県内で大規模な災害が発生し、多数のヘリコプター等が災害対策活動に従事する必要がある場合に、ヘリコプター等の安全運航及び効率的な運用調整を行うため、秋田県災害対策本部長の指示により、秋田県ヘリコプター等運用調整班（以下「ヘリ運用調整班」という。）を設置する。
- （2）ヘリ運用調整班は、災害時におけるヘリコプター等の安全かつ効率的な活動調整を行うため、別に定める秋田県ヘリコプター等運用調整会議参画機関から参集した要員等（以下「ヘリ運用調整班員」という。）で構成するものとする。
- （3）ヘリ運用調整班長は、秋田県防災航空隊副小隊長がその任にあたるものとする。
ただし、秋田県防災航空隊副小隊長に事故あるときは、あらかじめ秋田県総務部総合防災課長が指名した職員があたるものとする。
- （4）ヘリ運用調整班は、設置後速やかに、場外離着陸場一覧等の事前に準備している情報の提供体制を整えるものとする。

3 ヘリ運用調整班員の派遣要請及び参集

秋田県災害対策本部長は、ヘリ運用調整班を設置した場合には、参画機関に対してヘリ運用調整班設置の旨を通知するとともに、ヘリ運用調整班員の派遣を要請するものとする。（注2）

参画機関は、自らの活動に支障を生じない範囲において職員を派遣するものとし、その際、次の情報等を可能な範囲で携えて、秋田県庁第二庁舎4階災害対策本部室に参集するものとする。

- （1）参画機関が収集した災害情報及び映像
- （2）参画機関が既に実施した災害対策活動状況
- （3）参画機関が予定している災害対策活動及び飛行計画
- （4）ヘリコプター等の性能・装備情報及び整備までの飛行残時間情報
- （5）その他必要な事項

（注2） 関係様式

- 別紙1「秋田県ヘリコプター等運用調整班連絡先一覧」
- 別紙4「秋田県ヘリコプター等運用調整班活動系統図」
- 別紙5「派遣依頼」
- 別紙6「派遣報告」

4 ヘリ運用調整班の活動調整事項

ヘリ運用調整班は、次の任務を行うものとする。

- (1) 秋田県災害対策本部及び関係機関との活動連絡調整
- (2) 拠点空港等における受援体制の調整
- (3) 参画機関への災害対策活動及び活動拠点の振り分け調整（注3）
- (4) 地上支援活動の調整
- (5) 航空燃料の確保及び給油に関する調整
- (6) 参画機関ヘリコプター等の駐機に関する調整
- (7) 他県との広域的な連携及び調整
- (8) その他必要な事項

（注3） 関係様式

別紙2「ヘリコプター等活動振分書」

別紙3「応援航空隊活動表」

別紙4「秋田県ヘリコプター運用調整班活動系統図」

5 参画機関ヘリコプター等の集結場所

参画機関ヘリコプター等の集結場所は、原則として秋田空港及び大館能代空港とする。

6 秋田空港及び大館能代空港における受援体制の調整事項

ヘリ運用調整班は、秋田県災害対策本部及び関係機関と次の事項を調整するものとする。

- (1) 駐機場所の調整
- (2) 通行ゲート開閉に伴う警備員の配置
- (3) 時間外運用の調整
- (4) 航空燃料の確保及び給油方法
- (5) 応援航空隊員等の待機及び宿泊場所の確保
- (6) 空港内配置の調整
- (7) その他必要な事項

7 ヘリコプター等の安全運航に関する調整事項

ヘリ運用調整班は、ヘリコプター等の安全運航を確立するため、次の事項について調整するものとする。

- (1) 安全運航確保のための航空情報（ノータム）
- (2) 参画機関の飛行計画及び災害対策活動
- (3) 使用航空波
- (4) 使用場外離着陸場
- (5) 報道ヘリコプター等の活動
- (6) その他ヘリコプター等の安全運航に関する事項

8 ヘリ運用調整班の活動終了等

ヘリ運用調整班長は、災害の推移等により、参画機関によるヘリコプター等の災害対策活動等の調整を要しないと認めた場合には、秋田県災害対策本部長にヘリ運用調整班員の任務終了及びヘリ運用調整班の廃止を具申するものとする。

9 計画の準用

秋田県総務部総合防災課長は、秋田県災害対策本部の設置に至らない災害が発生した場合（注4）であっても、参画機関の保有するヘリコプター等が、秋田県内で災害対策活動に従事する可能性がある場合には、この計画を準用してヘリ運用調整班を設置し、適切に対応するものとする。

（注4） 小規模の災害であっても、参画機関の保有するヘリコプター等が、秋田県内で災害対策活動に従事する可能性がある場合や、隣県又は複数の市町村に関係する災害等で、ヘリコプター等の運用を調整する必要がある場合を想定。

10 その他

本計画は、参画機関等から提言された場合など、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

この計画は、平成25年2月20日から施行する。

附 則

この計画は、令和3年3月31日から施行する。

別紙－1

秋田県ヘリコプター等運用調整班連絡先一覧

	構成機関名	電話番号
1	陸上自衛隊東北方面總監部	022-231-1111
2	陸上自衛隊第9師団司令部	017-781-0161
3	陸上自衛隊第21普通科連隊	018-845-0125
4	陸上自衛隊第9師団第9飛行隊	0178-28-3111
5	海上自衛隊舞鶴地方總監部	0773-62-2250
6	航空自衛隊北部航空方面隊司令部	0176-53-5463
7	航空自衛隊航空救難団秋田救難隊	018-886-3320
8	国土交通省東北地方整備局	022-225-2171
9	国土交通省東北地方整備局 秋田河川国道事務所	018-864-2293
10	国土交通省東京航空局 秋田空港・航空路監視レーダー事務所	018-886-3161
11	第二管区海上保安本部	022-363-0111
12	第二管区海上保安本部 秋田海上保安部	018-845-1622
13	第二管区海上保安本部 仙台航空基地	0223-22-2891
14	秋田県警察本部警備部警備第二課	018-863-1111
15	秋田県警察本部警備部警備第二課警察航空隊	018-886-3110
16	秋田県建設部港湾空港課	018-860-2541
17	秋田県秋田空港管理事務所	018-886-3362
18	秋田県大館能代空港管理事務所	0186-63-1001
19	秋田県健康福祉部医務薬事課	018-860-1406
20	秋田赤十字病院	018-829-5000
21	秋田県総務部総合防災課	018-860-4565
22	秋田県消防防災航空隊	018-886-8103

別紙－2

ヘリコプター等活動振分書

受付番号		任務担当航空機関	
要請機関	TEL 発信者		
災害の種別	暴風 豪雨 豪雪 洪水 高潮 地震 津波 地すべり 山崩れ がけ崩れ 火災 その他（ ）		
要請の内容	情報収集 捜索救助救急 救急患者搬送 医師等の人員搬送 救援物資等搬送 孤立地域被害者搬送 空中消火 後方撮影 その他（ ）		
県への要請時間	〇〇 年 月 日（ ） 時 分		
発生場所	(市・町・村) (目標) (離着陸場所) GPS座標（日本測地系・世界測地系） N： ° ' " E： ° ' "		
捜索・救助の場合	要救助者	氏名 (男・女) 歳 (M・T・S・H・R) 年 月 日生 住所 TEL 職業	
	要救助者に係わる特記事項	※ 既往症など	
災害の概況（事故等の状況、地上の捜索体制、ヘリの活用方法等を記載すること。）			
現場指揮者	所属・職・氏名		
現場との連絡手段	無線等種別 携帯電話等 コールサイン等		

※ ヘリ運用調整班において各機関に活動を振り分ける際に使用する様式である。

別紙5

〇〇 年 月 日

参画機関の代表者あて

秋田県ヘリコプター等運用調整会議
事務局 秋田県総務部総合防災課長

ヘリコプター等運用調整班への職員の派遣について（依頼）

〇月〇日〇時〇分に発生した〇〇〇による大規模災害に伴い、秋田県災害対策本部長がヘリコプター運用調整班を設置しましたので、「大規模災害時における秋田県ヘリコプター等運用調整班活動計画」に基づき、貴所属職員を派遣くださるようお願いします。

つきましては、「大規模災害時における秋田県ヘリコプター等運用調整班活動計画」別紙6により報告してください。
なお、集合場所は秋田県庁第二庁舎4階災害対策本部室とします。

担当（報告先）

秋田県総務部 総合防災課
消防保安班 〇〇 〇〇〇〇
電話 018-860-4565 F A X 018-824-1190
E-mail

別紙6

年 月 日 時 分現在

運用調整班への職員派遣報告

参画機関名 _____

担当課・班（係名） _____

担当者職氏名 _____ 電話番号 _____

職員派遣の可否	可 ・ 否
---------	-------

派遣職員 職氏名	
出発予定時刻	
到着予定時刻	
使用交通手段	

派遣職員 職氏名	
出発予定時刻	
到着予定時刻	
使用交通手段	

派遣職員 職氏名	
出発予定時刻	
到着予定時刻	
使用交通手段	

秋田県ドクターヘリ及び秋田県消防防災ヘリコプター運航における 東北地方整備局所管敷地の使用に関する協定書

国土交通省東北地方整備局（以下「甲」という。）と秋田県（以下「乙」という。）は、甲が管理する河川敷地及び道路敷地（河川管理者及び道路管理者以外が権限を有し管理する土地を除く。以下「河川敷地及び道路敷地」という。）を、秋田県ドクターヘリ（以下「ドクターヘリ」という。）及び秋田県消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）のための離着陸場として使用するにあたって次のとおり協定を締結する。

1. 目的

本協定は、ドクターヘリ及び消防防災ヘリによる救急活動を実施する際に、甲が管理する河川敷地及び道路敷地を一時的に使用するためのものである。

2. 管理

- (1) 甲は、河川管理及び道路管理の必要の範囲内で河川敷地及び道路敷地の管理を行うこととし、ドクターヘリ及び消防防災ヘリの離着陸場としての特別な整備・維持管理は行わず、甲の使用は乙の使用に対して優先するものとする。
- (2) 甲は、ドクターヘリ及び消防防災ヘリが降雪期においても円滑に離着陸ができるよう、業務に支障の無い範囲で、協力するものとする。
- (3) 乙は、離着陸場として河川敷地及び道路敷地を利用することによる、河川敷地及び道路敷地の管理の義務を負わないものとする。

3. 運用手順等

- (1) 河川敷地及び道路敷地の使用にあたっては、ドクターヘリにおいては「秋田県ドクターヘリ運航要領」（平成30年7月制定）、消防防災ヘリにおいては「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」及び「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」（平成11年4月制定）に基づき、現場の安全を確保するものとし、安全が確保できる場合に限り、使用することができるものとする。
- (2) 本協定の対象とする河川敷地及び道路敷地、及び当該敷地を使用する際の運用手順等については、別に定める。
- (3) 河川敷地及び道路敷地を使用した際、要請者側は甲に使用状況報告書をもって報告するものとし、その様式は別に定める。

4. 問題・事故等への対応

ドクターヘリ及び消防防災ヘリの運航によって生じた問題及び事故等については、ドクターヘリにおいては「秋田県ドクターヘリ運航要領」により、また消防防災ヘリにおいては乙の責任により対応するものとする。

5. 有効期間

本協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなかった場合は、期間満了の日の翌日から1年間継続するものとし、以後も同様とする。

6. 協定の変更

本協定は、甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

7. 応援要請時の取り扱い

本協定は、乙が結ぶ「北東北三県ドクターヘリの広域連携に係る協定」、「秋田県、山形県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定」及び「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定」に基づき出動した、乙以外のヘリについても対象とするものとする。

8. 疑義の解決その他

本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議し、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和4年12月1日

甲 国土交通省 東北地方整備局長

乙 秋田県知事

第5章 災害援護

災害り災者に対する見舞金給付要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害（以下「災害」という。）により被害を受けたり災者に対し、見舞金の給付を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

（対 象）

第2条 この要綱による見舞金の給付対象は、次のとおりとする。

- 一 災害により死者または行方不明者を出した世帯。
- 二 災害により精神または身体に著しい障害を受けた者。
- 三 災害により住宅を全壊、流失又は半壊した世帯。
- 四 床上浸水により住家に被害を受けた世帯。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの。

（見舞金の額）

第3条 見舞金の給付は、次の範囲内で行うものとする。

- 一 前条第1項第1号及び2号 60万円
- 二 前条第1項第3号及び4号
 - (一) 自己所有家屋で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主
 - 全壊、流失 60万円
 - 半壊、床上浸水 20万円
 - (二) 借家で現に居住している家屋の被災世帯主
 - 全壊、流失 20万円
 - 半壊、床上浸水 6万円

（市町村長の報告）

第4条 市町村長は、災害により見舞金の給付対象となりうるり災世帯が発生した場合は、災害見舞金給付適用報告書（様式第1号）を県地域振興局総務企画部長に提出するものとする。ただし、大規模な災害により該当する世帯が多い場合は、報告書を省略することができるものとする。

（給付の方法）

第5条 知事は、見舞金の給付を決定したときは、当該市町村長に通知するとともに、り災者に交付するものとする。

- 2 前項の見舞金の給付の決定の通知及び見舞金の給付は、地域振興局総務企画部長が行うものとする。
- 3 地域振興局総務企画部長は、り災者に見舞金を交付完了したときは、見舞金交付調書（様式第2号）に様式第1号の写しを添えて速やかに総合防災課長に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和47年9月1日から施行する。
- 2 小災害り災者に対する見舞措置要綱（昭和39年6月15日施行）は廃止する。
- 3 この要綱は、昭和50年7月11日発生の災害から施行する。
- 4 この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、昭和59年8月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成9年10月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、平成19年9月17日から施行する。

資料番号 5-2

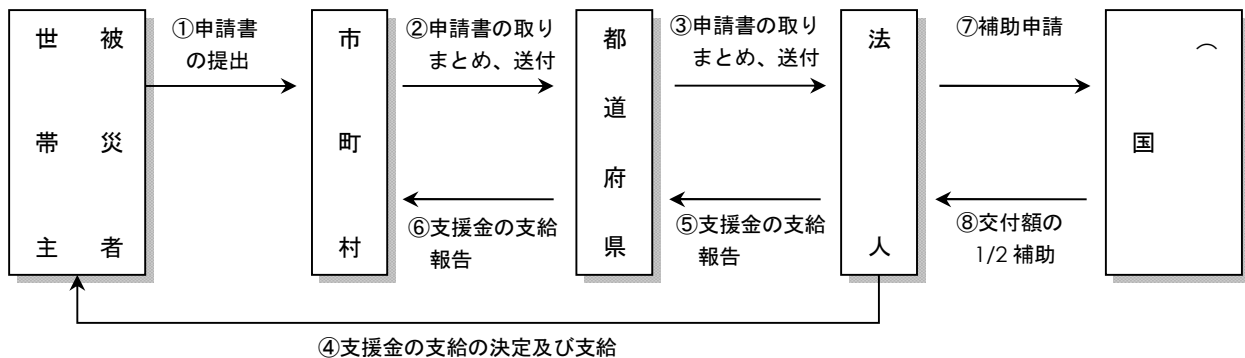
〔県総務部 総合防災課〕

生活再建支援金支給に係る事務の流れ

◎ 支援金の申請

- ① 被災者生活再建支援法の適用が決定された場合、支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主（特段の事情がある場合には、当該世帯主に準ずる者）は、申請書を作成し、必要書類を添えて、地元市町村（被災時の市町村）に提出。
- ② 市町村は、受け付けた申請書類を取りまとめ、速やかに都道府県に送付。
なお、市町村は、被災者（世帯主等）からの申請書類について、世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付された必要書類を十分確認した上で受付を行う。
- ③ 都道府県は、市町村から送られてきた申請書類を取りまとめ、速やかに支援法人（財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部）に送付。
- ④ 支援法人は、申請書類の内容審査を行い、支給金額を決定し、速やかに支援金支給通知書を交付するとともに支援金を支給。

【参考】支援金支給事務の基本的な流れ



税の軽減

1 国税

所得税法の雑損控除による方法	災害、盗難又は横領により生活に通常必要な資産に損害を受けた場合 次のうちいずれか多い方の金額を雑損控除額として所得金額から控除する。 1 (損害金額－保険金等で補填される金額)－総所得金額等の合計額×10% 2 損失の金額のうち災害関連支出の金額－5万円	所得税法 第72条1項
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による方法	1 所得税の減免 災害により住宅又は家財について、その時価の2分の1以上の損害（保険金等で補填される金額を除く。）を受けた者で、その年の合計所得金額が1,000万円以下であるものに対し、次により減免を行う。 合計所得金額が・500万円以下の場合 所得税額の全額 ・500万円超 750万円以下の場合 所得税額の2分の1 ・750万円超 1,000万円以下の場合 所得税額の4分の1	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条
	2 相続税、贈与税の免除 相続、遺贈又は贈与により取得した財産について申告書の提出期限後に甚大な被害を受けた者に対し、被害があった日以後に納付すべき相続税又は贈与税のうち被害を受けた部分に対する税額を免除する。	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第4条

2 地方税

県 税	個人の県民税 (地方税法第45条)	市町村による個人の市町村民税の減免の割合と同じ割合で減免する。
	個人の事業税 (県税条例第62条)	当該年度の前年度の事業税の最終の納期限の翌日から当該年度の事業税の最終の納期限の日までの間に災害により損害を受けた者に対し、次により減免を行う。 1 災害による事業用資産の損害額が、資産価格総額の10分の3以上であり、かつ、事業の所得金額が1,000万円以下の者 事業の所得金額が・500万円以下の場合 事業税額の全額 ・500万円超 750万円以下の場合 事業税額の2分の1 ・750万円超 1,000万円以下の場合 事業税額の4分の1 2 自己又は控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有する住宅又は家財の損害額が、資産価格総額の10分の3以上であり、かつ、合計所得金額が1,000万円以下の者 合計所得金額が・400万円以下の場合 事業税額の2分の1 ・400万円超 1,000万円以下の場合 事業税額の4分の1 ※ 1・2とも、損害額は保険金・損害賠償金等で補填される金額を差し引いた後の金額
	不動産取得税 (県税条例第79条)	1 災害により滅失又は損壊した不動産に代わる不動産を取得する場合、滅失又は損壊した不動産の価格に税率を乗じて得た額を限度に、滅失又は損壊の日から3年以内に取得したものに限り減免する。 2 取得した不動産が、その取得の日から1年以内に災害により滅失又は損壊した場合、その不動産の取得に対し減免する。
	自動車税環境性能割 (軽自動車税環境性能割) (県税条例第124条の13)	1 災害により滅失又は損壊した自動車又は軽自動車（以下「自動車等」という。）（2の適用を受けた自動車等を除く。）に代わる自動車等を取得する場合、滅失又は損壊した自動車等の価額に当該自動車等に係る税率を乗じて得た額を限度に、滅失又は損壊の日から3月以内に取得したものに限り減免する。 2 取得した自動車等が、その取得の日から1月以内に災害により滅失又は損壊した場合、その自動車等の取得に対し減免する。

	<p>軽油引取税 (地方税法第144条の30)</p>	<p>軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した軽油引取税額を失ったことについて天災等の理由がある場合、相当する額を免除等する。 ※ 特別徴収義務者が対象</p>
	<p>自動車税種別割 (県税条例第135条)</p>	<p>当該課税年度の納期限が未到来の場合で、災害により自動車に損害を受け、その修繕に要した費用の額が自動車税種別割の年額を超える場合、次により減免する。 ・修繕費が自動車税種別割の年額の2倍を超える場合 自動車税種別割額の2分の1 ・修繕費が自動車税種別割の年額を超え2倍以下の場合 自動車税種別割額の4分の1 なお、修繕に要した費用の額は、保険金・損害賠償金等で補填される金額を差し引いた後の金額である。</p>
	<p>産業廃棄物税 (産業廃棄物税条例第12条)</p>	<p>産業廃棄物の埋立処分の料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災等の理由がある場合、相当する額を免除等する。 ※ 特別徴収義務者が対象</p>
<p>市町村税</p>		<p>地方税法に基づき市町村条例の規定により減免する。 1 個人の市町村民税（地方税法第323条） 2 固定資産税（地方税法第367条） 3 軽自動車税種別割（地方税法第463条の23） 4 特別土地保有税（地方税法第605条の2） 5 法定外普通税（地方税法第684条） 6 事業所税（地方税法第701条の57） 7 都市計画税（地方税法第702条の8） 8 国民健康保険税等（地方税法第717条） 9 法定外目的税（地方税法第733条の13）</p>

資料番号 5-4

〔県産業労働部 産業政策課、県生活環境部 生活衛生課〕

経営資金

1 秋田県中小企業災害復旧資金（県単）

- ・ 貸付限度額 3,000 万円
- ・ 償還期間 10 年以内（うち据置 1 年以内（知事が特に定めた場合は 2 年以内））
- ・ 年 利 知事が定める利率

2 日本政策金融公庫災害貸付（生活衛生貸付）

目 的	地震、台風、豪雪や大規模な火災などの災害を受けた生活衛生関係事業者の事業の復旧を図るものです。
融資対象者	公庫が指定した被災地域内で生活衛生関係の事業を営む方で、次のいずれかに該当する方です。 (1) 災害により直接に被害を受けた方 (2) 前(1)以外の方で、売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められる方 (3) (1)、(2)に該当する方のために共同購入を行う組合等
資金使途	(1) 被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金 (2) 被災した生活衛生関係の事業を営む方のために組合等が行う共同購入運転資金
融資限度の特 例	(1) 一般貸付又は振興事業貸付の融資限度額に、1 災害につき 3,000 万円（組合等は 5,000 万円）を加えた額。 (2) 特に異例の災害の場合は、災害のつど閣議決定により定められます。
融 資 条 件	(1) 利率 ① 生活衛生貸付の例によります。 ② 特に異例の災害の場合は、災害のつど閣議決定により定められます。 (2) 融資期間 ① 設備資金 各種融資制度に定められた融資期間以内 ② 運転資金（組合等の共同購入運転資金に限る。） 各種融資制度に定められた融資期間以内 (3) 据置期間 ① 設備資金 2 年以内 ② 運転資金（組合等の共同購入運転資金に限る。） 6 ヶ月以内 (4) その他 返済方法、保証人等については、普通貸付（一般貸付）と同様です。ただし、元利均等払いはお取り扱いできません。

災害救助法に基づく救助等の実施に関する委託契約

災害救助法に基づく救助又はその応援の実施に関する委託契約書

秋田県（以下「甲」という。）と日本赤十字社秋田県支部（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づく救助又はその応援の実施に関し、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙に対し、法第16条及び第19条の規定に基づき、救助又はその応援の実施に関する事項を委託する。

（委託の範囲）

第2条 甲が乙に委託する事項は、次のとおりとする。

（1）避難所の設置

ア 生活環境の整備

救援物資の配布及び衛生管理対策を含めた生活環境の整備を行うこと。

イ こころのケア

避難所の被災者の精神的なショック及び避難生活による心労に対し、健康相談等のこころのケアを行うこと。

（2）医療及び助産

ア 医療

災害のため医療の途を失った者に対して、応急的な措置を行うこと。

イ 助産

災害のため助産の途を失った者に対して、分べんの介助及び分べん前・分べん後の処置を行うこと。

（3）死体の処理

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 検案

2 前項の規定にかかわらず、緊急の必要があると認めるときは、甲乙協議の上、直ちに書面等により委託事項を明確にしてそれを実施することができる。

3 本条の委託事項は、原則として乙の編成する救護班等によって行うものとする。ただし、災害の状況により必要があると認めるときは、甲乙協議の上、甲が直接行うことができる。

（大規模災害等における救助又はその応援の実施）

第3条 大規模災害又は複数の区域にわたり発生した災害においては、乙は、日本赤十字社が全国に有する支部及び施設と連携・協力して、委託事項を実施するものとする。

（委託事項の完了報告）

第4条 乙は、委託事項が完了したときは、甲が定める様式により、委託事項の完了報告を甲に行うものとする。

（委託費用の補償）

第5条 法第19条の規定に基づき乙が委託事項を実施するため支弁した費用は、その費用のための寄付金その他の収入を除き、甲が補償するものとする。

（補償の額及びその請求）

第6条 法第19条の規定による乙が支弁した費用に対する甲が行う補償の額及びその請求は、次のとおりとする。

（1）補償の額

乙が委託事項を実施するために支弁した費用であって、その費用に充当すべき寄附金その他の収入がある場合には、それを控除した額とする。

（2）寄附金その他の収入

当該災害の際に、特に救助又はその応援のために使用することを指定されて乙が受けた金品であり、国又は地方公共団体の災害設備整備に要する補助金及び日本赤十字社に対し活動資金又は義援金として寄付された金品は含まないものとする。

(3) 補償の請求

乙は、「災害救助法第19条の規定による補償請求書（別紙様式）」を甲に提出する。なお、補償請求書に添付する書類のうち、乙の支弁費用に係る証拠書類等については、その写しを添付することとし、正本は乙が保管する。

（救助等の支弁費用等）

第7条 乙が支弁した費用の区分及び算定基準は、次のとおりとする。

(1) 人件費

委託事項の実施に従事した救護員の旅費、役務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の有給職員を除く。）、時間外手当及び深夜手当については、日本赤十字社旅費規則、同救護規則第28条の規定による費用弁償に関する規程及び同職員給与要綱により又は準じて算定した額とする。

(2) 救助費

ア 避難所の設置

① 生活環境の整備

生活環境の整備のために使用した器物の購入費又は借上料等の実費とする。

② こころのケア

こころのケアのために使用した消耗品及び消耗材料等の購入費又は借上料等の実費とする。

イ 医療及び助産

医療及び助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具被損修理等の実費とする。

ウ 死体の処理

① 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として内閣府告示第228号（平成25年10月1日）に定める基準の額とする。

② 検案

検案の処置のために使用した材料、器具破損修理等の実費とする。

エ その他必要な事項

① 救護所の設置のために使用した救護器材費、消耗器材費、建物等の借上料及び破損修理費を含む損料の実費とする。

② 上記エ①のほか、委託事項の実施のために要した費用の実費とする。

(3) 輸送費

当該災害で法が適用された区域における通常の実費とする。

(4) 賃金職員等雇上費

当該災害で法が適用された区域における通常の実費とする。

(5) 扶助費

委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く。）が業務上の理由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法第32条の規定により支給した扶助金（療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金）の額とする。

(6) 事務費

文房具等の消耗品費、通信運搬費等の実費とする。

（契約の有効期間）

第8条 この契約の有効期間は、契約締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この契約の有効期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは、この契約は更に1年間継続するものとし、以

降同様とする。

（その他）

第9条 この契約に関し、疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議の上定める。

附 則

- 1 この契約は、締結の日からその効力を生ずる。
- 2 災害救助法第32条の規定による救助業務契約（昭和39年4月1日締結）については、この契約の締結と同時に解約する。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和2年1月21日

甲 秋田県秋田市山王4-1-1
秋 田 県 知 事 佐 竹 敬 久

乙 秋田県秋田市旭北栄町1-5
日 本 赤 十 字 社 秋 田 県 支 部
副 支 部 長 堀 井 啓 一

※別紙様式（略）

国有林野産物の減額譲渡

減額譲渡の規定

農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令

（平成19年6月1日農林水産省令第58号）抄

（国有林野産物の譲渡）

第十三条 農林水産大臣等は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項に規定する国有林野の所在する地方の市町村の区域内に発生した災害により著しい被害があり、かつ、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に基づき救助が行われた場合において、木材その他の国有林野産物を、都道府県が当該救助の用に供し、又は当該市町村がその管理に属する事務所、学校、病院、診療所、託児所、道路、橋若しくは堤防で当該災害により被害を受けたものの応急復旧の用に供しようとするときは、当該国有林野産物を、当該都道府県又は市町村に時価からその五割以内を減額した対価で譲渡することができる。

（国有林野産物の譲渡の申請）

第十四条 農林水産大臣等は、前条の規定による国有林野産物の譲渡を受けようとする都道府県又は市町村から、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該災害が発生した日から二十日以内に提出させなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、事後に申請書を提出することを条件として口頭による申請をさせることができる。

- 一 申請都道府県又は市町村名
- 二 被災状況
- 三 譲渡を受けようとする国有林野産物の品名及び数量
- 四 使用計画
- 五 その他参考となる事項

（国有林野産物の譲渡の承認）

第十五条 農林水産大臣等は、前条の規定による譲渡の申請書を受理したときは当該書類を審査し、譲渡を承認する場合は次に掲げる事項を記載した承認書を交付し、譲渡を承認しない場合はその旨を記載した通知書により申請者に通知するものとする。

- 一 譲渡する国有林野産物の品名及び数量
- 二 譲渡価額
- 三 使用範囲
- 四 譲渡期日及び引渡場所
- 五 譲渡に際して条件を付する必要があると認めるときは、その条件

（国有林野産物の譲渡の受領書）

第十六条 農林水産大臣等は、国有林野産物を譲渡するときは、当該国有林野産物の譲受人から次に掲げる事項を記載した受領書を提出させなければならない。ただし、農林水産大臣等が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 一 譲渡する国有林野産物の品名及び数量
- 二 譲渡条件に従う旨

（国有林野産物の使用状況の報告）

第十七条 前条の国有林野産物の譲受人は、農林水産大臣等の要求があるときは、当該国有林野産物の使用状況について報告しなければならない。

（経由）

第十八条 第二条第九号に掲げる病菌害虫防除用機具の貸付けを希望する者は、当該防除事業の施行地を管轄する植物防疫所長を経由して、この省令の規定に基づく書類を農林水産大臣等に提出しなければならない。

2 第十三条の規定による国有林野産物の譲渡を希望する都道府県又は市町村は、当該災害に係る区域を管轄する森林管理署長（当該区域が森林管理署の支署の管轄区域内にある場合にあっては、森林管理署支署長）を経由して、この省令の規定に基づく書類を農林水産大臣等に提出しなければならない。

非常災害の場合における国有林材の売払いに関する特別措置一覧表

特別措置		代金延納			減額譲渡		
売却の相手	用途	根拠法令	法律			物品の無償貸付及び譲与等に関する法律	
			国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律に基づく財務大臣協議内容			農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令	
			期 間	担 保	利 息	可 否	適用条項
都道府県	災害救助法に基づく災害救助用	応急復旧住宅等（避難所）	1年以内	免除	免除	可	法第4条第3号令第13条
	都道府県の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設一般（公営住宅を含む）	同上	同上	徴収	否	
	個人用施設の復旧用	住宅店舗等	同上	同上	同上	否	
市町村	災害救助法が発動された災害で市町村の管理に属する公共施設の応急復旧用	・事務所 ・学校 ・病院 ・診療所 ・託児所 ・道路 ・橋梁 ・堤防	同上	同上	免除	可	法第4条第3号令第13条
	市町村の管理に属する公共施設の復旧用	公営施設一般（公営住宅を含む）	同上	同上	徴収	否	
	個人用施設の復旧用	住宅店舗等	同上	同上	同上	否	
個人	災害復旧用	住宅店舗等	6カ月以内	提供	同上	否	

被災建築物応急危険度判定活動の協力に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田県建築士会及び一般社団法人秋田県建築士事務所協会の各団体（以下「乙」という。）は、災害時における被災建築物の応急危険度判定活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が、秋田県地域防災計画及び秋田県被災建築物応急危険度判定要綱に基づく被災建築物の応急危険度判定活動等に関し、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「判定士」とは、秋田県被災建築物応急危険度判定要綱第2条第2号に定める応急危険度判定士のうち、甲及び市町村等の職員を除く民間の者をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、判定士の派遣が必要と認めるときは、乙に協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、派遣の可能な判定士の確保に最大限努め、その情報を甲に提供するとともに、その他必要な協力を行うものとする。

（連絡体制）

第5条 乙は、甲の要請内容を判定士に伝達するための連絡網を整備し、甲に報告するものとする。連絡網に変更があったときも、同様とする。

2 甲及び乙の構成員は、あらかじめ連絡担当者を定め、この協定に基づく活動が円滑に行われるよう、随時、必要な連絡を行うものとする。

（訓練等）

第6条 甲が、被災建築物の応急危険度判定の実施に関して訓練等を行うときは、乙はこれに協力するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲及び乙の協議のうえ定めるものとする。

（適用）

第8条 この協定は、平成25年4月3日から適用する。

附 則

平成8年5月21日、甲及び乙の構成員である社団法人秋田県建築士会との間で締結した「被災建築物応急危険度判定技術者の震災後の判定活動に関する協定書」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成25年4月3日

甲 秋 田 県
秋田県知事 佐 竹 敬 久

乙 秋田市山王一丁目7番3号
一般社団法人秋田県建築士会
会 長 小 竹 哲 夫

秋田市山王三丁目1番7号
一般社団法人秋田県建築士事務所協会
会 長 渡 邊 淳 悦

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

（趣 旨）

第1条 この協定は、秋田県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、秋田県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

（所要の手続）

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

（協 力）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあつせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条 乙のあつせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長、次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては秋田県土木部建築住宅課（注）、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

（報 告）

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿等の提供）

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提出するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

（協 議）

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（適 用）

第11条 この協定は平成8年8月30日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成8年8月30日

甲 秋田県知事 佐々木 喜久治

乙 社団法人 プレハブ建築協会
会 長 辻 昇 平

（注）「社団法人プレハブ建築協会」を「一般社団法人プレハブ建築協会」に、「災害救助法第23条」を「災害救助法第4条」に、「秋田県土木部建築住宅課」を「秋田県建設部建築住宅課」に読み替える。

災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した県民の住宅の早期復興を支援するために、秋田県地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（情報の交換）

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した県民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

（住宅相談窓口開設）

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（職員の派遣）

第3条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から県民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

（住宅ローン返済中の県民への支援）

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

（周知）

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の市町村の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

（施策実施上の課題等の調整）

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した県民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

（適用等）

第9条 この協定は、平成27年10月15日から適用する。

2 秋田県知事と住宅金融公庫東北支店長との間で締結した平成17年9月15日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本通2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年10月15日

甲	秋田県		
	秋田県知事	佐竹	敬久
乙	独立行政法人住宅金融支援機構		
	理事長	加藤	利男

災害ボランティア活動支援指針

平成 15 年 3 月 15 日制定
秋田県

第1 目的

県内で大規模な災害が発生した場合、県、市町村等防災行政機関はもとより地域住民の自主的な防災組織が災害応急活動を担うこととなるが、被災者のニーズにきめ細やかに応えるためには、各種ボランティアの組織的な活動が大きな力として期待される。

このため、県、市町村及び関係機関が協力して災害ボランティアの活動が迅速かつ効果的に行われるよう、必要な事項を定める。

第2 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後の被災者に対する生活や自立の支援、県、市町村及び関係機関等が実施する応急対策の支援を行う、自発的に能力や時間を提供する個人・団体」とする。

なお、本指針では、ボランティアの態様によって行政等の対応が異なる場合があることから、災害ボランティアを次のように分類する。

1 専門ボランティア

- (1) 救急・救助活動
- (2) 医療・救護活動
- (3) 被災した建物の倒壊等の危険度調査と使用可否の判定
- (4) 手話、点訳等福祉分野及び語学分野での専門技術を要する活動
- (5) その他輸送や無線などの専門技術を要する活動

2 一般ボランティア

- (1) 炊き出し、給食の配食
- (2) 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- (3) 清掃及び防疫の補助
- (4) 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- (5) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (6) 避難所等における被災者に対する介護、看護の補助
- (7) 献血、募金活動
- (8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
- (9) その他被災者の生活支援に関する活動

3 ボランティアコーディネーター（専門ボランティア）

- (1) 被災者ニーズの把握、整理、活動メニューの作成
- (2) ボランティア活動申出者の相談指導、受付
- (3) ボランティアの組織化、グループ化、オリエンテーション
- (4) ボランティアの配置調整
- (5) 行政との連絡調整（行政の救援活動状況等の情報収集）など

第3 活動に対する県、市町村の支援

県及び市町村は、災害ボランティア活動が効果的に行えるよう、被災状況、被災地のボランティアニーズの収集を行うとともに、避難所、救護所、物資集積場所、交通規制、公共交通の復旧状況など必要な情報を提供するほか、活動資機材の調達や活動拠点となる施設の提供・斡旋に努めるものとする。

第4 秋田県災害ボランティア連絡会議

行政と県内ボランティア関係団体間の連絡調整体制を確立するとともに、災害ボランティア活動に関する必要事項の検討を行うため、「秋田県災害ボランティア連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

第5 災害発生時の体制

県内で大規模な災害が発生し、救援活動等に多くのボランティア活動が必要と見込まれる場合、県内外から駆け付けてくるボランティアを被災地が混乱なく受け入れられるとともに効果的な活動が行えるよう、県は社会福祉法人秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に「秋田県災害ボランティア支援センター」（以下「支援センター」という。）を要請する。

また、被災地の市町村及び市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）は「現地災害ボランティアセン

ター」（以下「現地センター」という。）を設置し活動・支援体制を整備するものとする。

なお、業務を適切に進めるため、県社協は連絡会議と連携し支援センターの運営体制を定めておくとともに、市町村、市町村社協においても、現地センターの運営体制や近隣市町村及び市町村社協との協力体制の構築に努める。

1 秋田県災害ボランティア支援センター

秋田県災害対策本部と連絡調整を行うとともに、現地センター業務を支援するため、以下の役割や機能を果たすものとして県社協内に設置する。

(1) 現地災害ボランティアセンターへの対応

- ① コーディネーター等運営スタッフの派遣
- ② 各種行政情報及びボランティア情報の提供等
- ③ 現地ボランティアセンター間におけるボランティアの配置調整

(2) 災害対策本部及び現地災害ボランティアセンター等との連絡調整

- ① 各種行政情報及びボランティア需給情報等の収集、提供
- ② ボランティア団体との連携、活動の調整
- ③ 全国社会福祉協議会等への応援要請
- ④ 活動資機材の把握、調達

(3) ボランティア活動に関する広報・報道窓口

- ① ボランティア活動参加申出者への対応
- ② 報道機関（県災害対策本部経由）へのボランティア募集等の広報
- ③ 運営資金等募金の広報

2 現地災害ボランティアセンター

被災地市町村における災害ボランティアの活動を支援するため、支援センターや関係機関と連携し、以下の役割や機能を果たすものとして市町村社協内又は市町村が指定する場所に設置する。

(1) 市町村災害対策本部及び秋田県災害ボランティア支援センターとの連絡調整

- ① 各種行政情報及びボランティア情報の収集、提供
- ② コーディネーター等運営スタッフ、ボランティアの派遣要請
- ③ 活動資機材の募集等の要請

(2) ボランティアニーズ及び被害状況の把握

- ① 相談窓口の設置
- ② 避難所や被災地等の巡回
- ③ ボランティアからの情報収集

(3) ボランティアの受け入れ、活動支援

- ① ボランティアの受付
- ② ボランティア保険未加入者の加入手続き
- ③ ボランティアニーズに応じた配置調整、オリエンテーションの実施
- ④ 宿泊場所等の確保、健康管理

(4) その他の支援活動等

救援物資の仕分け、配付等

3 活動拠点

ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き・保管、宿泊及び休憩などの場となる災害ボランティアの活動拠点は、原則としてボランティアを受け入れる市町村が用意する。

また、県は、被害が甚大で被災市町村が活動拠点を設置することが困難な場合や、県域又は広域の活動拠点の設置が必要な場合は、関係市町村等と協議のうえ、活動拠点となる県有施設の提供に努める。

第6 平常時における取り組み

県、市町村、秋田県社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部等は連携し、ボランティア関係団体との連携の強化に努めるとともに、災害発生時に備え次の取組をするものとする。

1 専門ボランティアの募集及び登録

県内在住の個人及び県内に住所を有する企業・団体を対象に、専門ボランティアを募集し、各分野ごとの登録等を行うとともに、各専門ボランティアに必要な研修・訓練等を随時開催するものとする。

2 災害ボランティアコーディネーターの養成

災害ボランティアコーディネーターは、災害時の応急対応支援のためにボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動へと導く重要な役目を担っていることから、県、市町村、ボランティア関係団体等は連携し、コーディネーター養成に努めるものとする。

3 災害ボランティア活動の啓発

県、市町村、関係機関は、広報誌の活用などにより、災害ボランティア活動の普及啓発を行うとともに、災害ボランティアの確保を図るものとする。

また、ハンドブックの作成や災害ボランティアの防災訓練等への参加を働きかけることにより、平常時からの体制の整備に努めるものとする。

災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と秋田県建設技能組合連合会、秋田建築労働組合及び一般社団法人全国木造建設事業協会の各団体（以下「乙」という。）は、災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が、秋田県地域防災計画に基づく災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関して、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において住宅とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の規定により供与する収容施設（応急仮設住宅を含む。）で木造のものをいう。

（協力要請の手続）

第3条 甲は、住宅建設の協力の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、甲（甲が住宅の建設を市町村長に委任した場合又は市町村長が甲を補佐する場合は、当該市町村長。次条及び第6条において同じ。）に対し、乙の会員である住宅建設業者のあっせんを行うほか、住宅の建設について可能な限り協力するものとする。

2 乙は、前項の協力を行うに当たり、関係法令を遵守し、また反社会的勢力が関与しないようにしなければならない。

3 乙は、円滑な住宅の建設ため、乙の構成員相互の連携及びその他の関係者との調整に努めるものとする。

（住宅の建設）

第5条 乙は、住宅の建設を行うこととなった住宅建設業者（以下「受託業者」という。）に対し、甲の指示に従い住宅の建設を行うよう指導するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 前条の住宅の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、受託業者が住宅の建設を終了したときは速やかに検査を行い、検査に合格したときは受託業者の請求により前項の費用を遅滞なく支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては秋田県建設部建築住宅課とし、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会本部・建設部会事務局とする。

（報告）

第8条 乙は、本協定に係る乙の業務担当者名を毎年1回、甲に報告するものとする。業務担当者に異動があった場合には速やかにその旨報告するものとする。

2 乙は、住宅建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、2年に1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は、平成25年3月29日から適用する。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。
平成25年3月29日

- 甲 秋 田 県
秋田県知事 佐 竹 敬 久
- 乙 秋田市高陽青柳町1番43号
秋田県建設技能組合連合会
会 長 金 森 勝 三
- 秋田市卸町三丁目4番5号
秋田建築労働組合
組合長 佐 藤 正 治
- 東京都中央区八丁堀三丁目4番10号
一般社団法人全国木造建設事業協会
理事長 青 木 宏 之

（注）「災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条」を「災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条」に読み替える。

災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と社団法人秋田県宅地建物取引業協会、社団法人全日本不動産協会秋田県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会の各団体（以下「乙」という。）は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合において、甲が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し必要と認める場合、乙に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、甲に可能な限り協力するものとする。

2 次条第1項各号に掲げる事務の一部について、甲が市町村に委任した場合又は市町村が甲を補助する場合、乙は、当該市町村に対し協力するものとする。

（甲の役割）

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居及び退去に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

（乙の役割）

第5条 乙は、第3条に基づき甲及び市町村に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転賃を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 前号の意向確認された民間賃貸住宅の情報の整理及び管理に関すること
- 三 応急借上げ住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に関すること
- 四 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 五 甲から委託を受けた業務に関すること
- 六 その他の関係者及び乙の構成員相互の調整に関すること

（協議）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

（雑則）

第7条 この協定は、平成24年11月1日から適用する。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年10月24日

甲 秋田県
秋田県知事

佐竹 敬久

乙 秋田市川尻大川町1番33号
社団法人秋田県宅地建物取引業協会
会 長 金 子 健 三

秋田市東通三丁目11番5号
社団法人全日本不動産協会秋田県本部
本部長 佐 藤 誠 蔵

東京都中央区八重洲二丁目1番5号
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会
会 長 川 口 雄一郎

（注）「社団法人秋田県宅地建物取引業協会」を「公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会」に、「社団法人全日本不動産業協会秋田県本部」を「公益社団法人全日本不動産業協会秋田県本部」に読み替える

災害時における被災住宅の応急修理に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と秋田県建設技能組合連合会及び秋田建築労働組合の各団体（以下「乙」という。）は、災害時における被災住宅の応急修理に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が、秋田県地域防災計画に基づく災害時における被災住宅の応急修理に関して、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において応急修理とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第6号に規定するものをいう。

（協力要請の手続）

第3条 甲は、応急修理の協力の要請にあたっては、住宅の被災状況、応急修理の実施方針その他必要な事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、対応に必要な応急修理業者の確保に最大限努め、その情報を甲に提供するとともに、その他必要な協力を行うものとする。

2 前項の規定により情報提供された応急修理業者は、甲（甲が応急修理を市町村長に委任した場合又は市町村長が甲を補佐する場合は、当該市町村長。次条において同じ。）の依頼に基づき応急修理を行うものとする。

3 乙は、第1項の協力を行うに当たり、関係法令を遵守し、また反社会的勢力が関与しないようにしなければならない。

4 乙は、円滑な応急修理の実施のため、乙の構成員相互の連携及びその他の関係者との調整に努めるものとする。

（費用の負担）

第5条 応急修理業者が前条の応急修理に要した費用（平成12年3月31日付け厚生労働省告示第144号「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める限度額の範囲内に限る。）は、甲が負担するものとする。

（応急修理業者名簿等の提供）

第6条 乙は、応急修理業者及び応急修理に係る業務担当者名簿を毎年1回、甲に報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲及び乙の協議のうえ定めるものとする。

（連絡窓口）

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては秋田県建設部建築住宅課、乙においては秋田県建設技能組合連合会事務局とする。

（適用）

第9条 この協定は、平成25年4月18日から適用する。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年 4月18日

甲	秋田県 秋田県知事	佐竹 敬久
乙	秋田市高陽青柳町1番43号 秋田県建設技能組合連合会 会長 秋田市卸町三丁目4番5号 秋田建築労働組合 組合長	金森 勝三 佐藤 正治

（注）「災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条」を「災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条」に、「平成12年3月31日付け厚生労働省告示第144号」を「平成25年10月1日付け内閣府告示第228号」に読み替える。

災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、要配慮者等への支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に、甲が乙に対して要配慮者等への宿泊施設の提供等を要請する時に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定で「災害時等」とは、秋田県内において、地震、津波、風水害等、秋田県地域防災計画で対象とする災害が発生し又は発生するおそれがある場合並びに甲が他の都道府県等から災害応急対策について応援を要請された場合をいう。

2 この協定で「要配慮者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 高齢者（65歳以上の者をいう。）のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けており、避難生活で特に配慮が必要な者
- 二 障害者（原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）のうち、避難生活で特に配慮が必要な者
- 三 前各号に掲げる者と同一世帯の者又は介護者
- 四 乳児及びその保護者
- 五 妊産婦及びその介助者
- 六 避難所での集団生活では健康を損なうおそれがある等、甲又は市町村が特に配慮が必要と認める者

（業務の内容）

第3条 甲の要請に基づき乙が協力する業務の内容は、次に掲げるもののうち、乙が対応可能なものとする。

- 一 乙の組合員が所有する宿泊施設における要配慮者等の宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供
- 二 乙の組合員が所有する宿泊施設への要配慮者等の移送
- 三 前各号の業務に係る乙の組合員等との調整

（要請方法）

第4条 甲は、要配慮者等への支援を行うに当たり、前条に掲げる乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し協力を要請できるものとする。

- 2 前項の規定による要請（以下「要請」という。）は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、後日速やかに要請文書を送付するものとする。
- 3 乙は、前項の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、甲の要請に応じるものとする。

（要請への対応）

第5条 乙は、要請を受けたときは、応諾の可否を文書により回答するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、後日速やかに回答文書を送付するものとする。

- 2 乙は、要請に応じる場合は、速やかに乙の組合員に調査を行い、要配慮者等の受入れ可能な宿泊施設の名称、人数及び期間等を取りまとめ、前項の回答と併せて甲に報告するものとする。
- 3 甲は、市町村と協力して、乙の協力が必要と認められる要配慮者等の情報を集約するとともに、乙と協議のうえ宿泊施設を選定し、当該要配慮者等への支援を実施するものとする。

（協力の期間）

第6条 第3条第1号に規定する業務の期間は、乙の組合員の宿泊施設で要配慮者等の受入れが可能になった日から、当該要配慮者等が応急仮設住宅等へ入居する等により宿泊施設を利用する必要がなくなるまでの期

間とする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

（実績の報告）

第7条 乙は、第3条各号に規定する業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 甲は、乙が第3条各号に規定する業務を実施するために要した費用を負担するものとする。
2 前項の規定により甲が負担する費用の額及び支払方法等は、甲乙協議の上決定するものとする。

（取消料等損害賠償）

第9条 乙及び乙の組合員は、要配慮者等の宿泊施設への宿泊について取消しがあった場合は、甲及び要配慮者等に対し、取消料等の損害賠償は要求しないものとする。

（秘密の保持）

第10条 乙及び乙の組合員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（実施細目）

第11条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項については、実施細目で定めるものとする。

（協議事項）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年1月22日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事

乙 秋田市大町一丁目3番8号
秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長

第6章 救急医療

救急告示医療機関

（令和5年2月1日現在）

圏域名	開設者	施設名	所在地	一般病床※	救急病床	当初告示年月日
大館・鹿角	厚生連	かづの厚生病院	鹿角市	197	10	22.5.1
	独立行政法人	秋田労災病院	大館市	194	5	S60.8.16
	大館市	大館市立総合病院	大館市	375	10	S46.1.1
北秋田	北秋田市	北秋田市民病院	北秋田市	224	14	22.4.1
能代・山本	厚生連	能代厚生医療センター	能代市	329	30	元.10.6
	一般社団法人	能代山本医師会病院	能代市	162	11	元.10.6
	独立行政法人	地域医療機能推進機構秋田病院	能代市	163	4	5.6.30
秋田周辺	国立大学法人	秋田大学医学部附属病院	秋田市	577	20	S62.1.6
	地方独立行政法人	県立循環器・脳脊髄センター	秋田市	184	20	S59.9.11
	地方独立行政法人	市立秋田総合病院	秋田市	333	16	S39.6.30
	男鹿市	男鹿みなと市民病院	男鹿市	145	4	10.7.21
	日本赤十字社	秋田赤十字病院	秋田市	480	50	10.7.1
	厚生連	秋田厚生医療センター	秋田市	429	30	12.7.14
	社会医療法人	中通総合病院	秋田市	450	8	S39.6.30
	医療法人	藤原記念病院	潟上市	140	2	2.10.3
由利本荘・にかほ	厚生連	由利組合総合病院	由利本荘市	602	10	6.11.12
	医療法人	佐藤病院	由利本荘市	137	7	S46.8.24
	社会医療法人	本荘第一病院	由利本荘市	142	6	S63.10.25
大仙・仙北	仙北市	市立角館総合病院	仙北市	170	5	S53.3.28
	厚生連	大曲厚生医療センター	大仙市	433	30	S51.4.1
	社会医療法人	大曲中通病院	大仙市	60	4	S51.3.9
横手	横手市	市立横手病院	横手市	225	5	S39.6.30
	横手市	市立大森病院	横手市	100	3	10.8.21
	厚生連	平鹿総合病院	横手市	558	10	S39.6.30
湯沢・雄勝	厚生連	雄勝中央病院	湯沢市	362	27	S51.4.1
	羽後町	町立羽後病院	羽後町	58	5	10.1.16
計		(26施設)		7,229	326	

※一般病床数は令和4年12月末日現在

開設者別	国立大学法人	1
	独立行政法人	2
	地方独立行政法人	2
	市町村	7
	日本赤十字社	1
	厚生連	7
	社会医療法人	3
	医療法人	2
	一般社団法人	1

資料番号 6-2

〔県健康福祉部 医務薬事課〕

病 院

（令和4年12月末日現在）

病 院 名	院 長 名	所 在 地	電 話 番 号	病 床 数	備 考
秋田労災病院	奥山 幸一郎	大館市軽井沢字下岱 30	0186 (52) 3131	194	
大館市立総合病院	吉原 秀一	大館市豊町 3-1	0186 (42) 5370	443	災害拠点病院
大館市立扇田病院	大本 直樹	大館市比内町扇田字本道端 7-1	0186 (55) 1255	104	
かづの厚生病院	吉田 雄樹	鹿角市花輪字向畑 18 番地	0186 (23) 2111	199	災害拠点病院
大館記念病院	清水 幸雄	大館市御成町 3 丁目 2-3	0186 (42) 2305	98	
今井病院	今井 理子	大館市片山町 3 丁目 12-30	0186 (42) 5858	114	※精神病床のみ
鹿角中央病院	高橋 今日子	鹿角市花輪字六月田 97	0186 (23) 4131	44	
東台病院	畠山 光徳	大館市柄沢字稻荷山下 69	0186 (42) 5121	150	※精神病床のみ
大湯リハビリ温泉病院	小笠原 真澄	鹿角市十和田大湯字湯ノ岱 16-2	0186 (37) 3511	109	
北秋田市民病院	神谷 彰	北秋田市下杉字上清水沢 16-29	0186 (62) 7001	320	災害拠点病院
鷹巣病院	三木 志保	北秋田市綴子字釜堤脇 12	0186 (62) 1210	144	※精神病床のみ
能代厚生医療センター	太田原 康成	能代市落合字上前田地内	0185 (52) 3111	393	災害拠点病院
独立行政法人地域医療機能推進機構秋田病院	大塚 博徳	能代市緑町 5-22	0185 (52) 3271	163	
能代山本医師会病院	加藤 裕治郎	能代市檜山字新田沢 105-11	0185 (58) 3311	197	
能代病院	野口 幹雄	能代市大手町 4-1	0185 (52) 6331	60	
島田病院	五嶋 能伸	能代市字西赤沼 14-4	0185 (52) 5363	210	※精神病床のみ
森岳温泉病院	大淵 宏道	山本郡三種町森岳字木戸沢 199	0185 (83) 5111	134	
男鹿みなと市民病院	下間 信彦	男鹿市船川港船川字海岸通り 1-8-6	0185 (23) 2221	145	
湖東厚生病院	波多野 善明	南秋田郡八郎潟町川崎字貝保 98-1	018 (875) 2100	100	
杉山病院	杉山 和	潟上市昭和大久保字北野出戸道脇 41	018 (877) 6141	264	
藤原記念病院	白山 公幸	潟上市天王字上江川 47	018 (878) 3131	140	
秋田大学医学部附属病院	南谷 佳弘	秋田市広面字蓮沼 44-2	018 (834) 1111	615	災害拠点病院
秋田県立循環器・脳脊髄センター	石川 達哉	秋田市千秋久保田町 6-10	018 (833) 0115	184	災害拠点病院
秋田県立医療療育センター	澤石 由記夫	秋田市南ヶ丘 1 丁目 1-2	018 (826) 2401	100	
市立秋田総合病院	伊藤 誠司	秋田市川元松丘町 4-30	018 (823) 4171	396	災害拠点病院
秋田厚生医療センター	遠藤 和彦	秋田市飯島字西袋 1 丁目 1-1	018 (880) 3000	431	災害拠点病院
秋田赤十字病院	小棚木 均	秋田市上北手猿田字苗代沢 222-1	018 (829) 5000	480	災害拠点病院
中通総合病院	奥山 慎	秋田市南通みその町 3-15	018 (833) 1122	450	
中通リハビリテーション病院	小貫 渉	秋田市中通 6 丁目 1-58	018 (833) 1131	220	
土崎病院	小林 匡	秋田市土崎港中央 4 丁目 4-26	018 (845) 4121	110	
秋田回生会病院	松本 康宏	秋田市牛島西 1 丁目 7-5	018 (832) 3203	397	※精神病床のみ
五十嵐記念病院	石川 浄基	秋田市土崎港中央 1 丁目 17-23	018 (845) 0251	60	
秋田緑ヶ丘病院	高橋 賢一	秋田市飯島字堀川 84	018 (845) 2161	372	※精神病床のみ
笠松病院	金山 隆夫	秋田市浜田藍ノ原 52	018 (828) 2258	187	※精神病床のみ
外旭川病院	須藤 まき子	秋田市外旭川字三後田 142	018 (868) 5511	241	
御野場病院	石黒 英明	秋田市御野場 2 丁目 14-1	018 (839) 6141	151	

病 院 名	院 長 名	所 在 地	電 話 番 号	病 床 数	備 考
細谷病院	細谷 貴美子	秋田市南通宮田 3-10	018 (833) 3455	107	
今村病院	新山 喜嗣	秋田市下新城中野字琵琶沼 124-1	018 (873) 3011	223	※精神病床のみ
秋田東病院	豊田 洋	秋田市山内字丸木橋 167-3	018 (827) 2331	140	※精神病床のみ
清和病院	藤枝 信夫	秋田市柳田字石神 59	018 (832) 7667	133	※精神病床のみ
小泉病院	伊藤 正直	秋田市中通 4 丁目 1-28	018 (833) 6371	70	
飯川病院	福田 二代	秋田市中通 6 丁目 1-21	018 (833) 2535	40	
加藤病院	加藤 倫紀	秋田市河辺戸島上野 4 番地 3	018 (882) 3701	160	※精神病床のみ
独立行政法人 国立病院機構あきた病院	奈良 正之	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢 84-40	0184 (73) 2002	340	
由利組合総合病院	軽部 彰宏	由利本荘市川口字家後 38	0184 (27) 1200	606	災害拠点病院
由利本荘医師会病院	海法 恒男	由利本荘市水林 456-4	0184 (22) 0054	150	
菅原病院	菅原 和彦	由利本荘市石脇字田尻 33	0184 (22) 1604	200	※精神病床のみ
本荘第一病院	鈴木 克彦	由利本荘市岩瀬下 110	0184 (22) 0111	142	
象潟病院	菅我 正人	にかほ市象潟町小滝字麻針堰 16	0184 (44) 2341	136	※精神病床のみ
佐藤病院	佐藤 泰和	由利本荘市小人町 117-3	0184 (22) 6555	137	
秋田県立リハビリテーショ ン・精神医療センター	下村 辰雄	大仙市協和上淀川字五百刈田 352	018 (892) 3751	300	
大曲厚生医療センター	三浦 雅人	大仙市大曲通町 8-65	0187 (63) 2111	437	災害拠点病院
市立角館総合病院	伊藤 良正	仙北市角館町岩瀬 3 番地	0187 (54) 2111	206	災害拠点病院
市立田沢湖病院	星野 良平	仙北市田沢湖生保内字浮世坂 17-1	0187 (43) 1131	60	
市立大曲病院	大谷 和生	大仙市飯田字堰東 210	0187 (63) 9100	120	※精神病床のみ
大曲中通病院	佐藤 幸美	大仙市大曲上栄町 6-4	0187 (63) 2131	106	
協和病院	関根 篤	大仙市協和上淀川字五百刈田 277-1	018 (892) 2881	177	
花園病院	寺邑 敏彦	大仙市大曲あけぼの町 9-26	0187 (63) 3100	50	
市立横手病院	丹羽 誠	横手市根岸町 5-31	0182 (32) 5001	229	
市立大森病院	小野 剛	横手市大森町菅生田 245-205	0182 (26) 2141	150	
平鹿総合病院	齊藤 研	横手市前郷字八ツ口 3-1	0182 (32) 5121	564	災害拠点病院
横手興生病院	杉田 多喜男	横手市根岸町 8-21	0182 (32) 2071	263	※精神病床のみ
町立羽後病院	鎌田 敦志	雄勝郡羽後町西馬音内字大戸道 44-5	0183 (62) 1111	113	
雄勝中央病院	小松田 敦	湯沢市山田字勇ヶ岡 25	0183 (73) 5000	366	災害拠点病院
佐藤病院	佐藤 宣夫	湯沢市字中屋敷 75	0183 (73) 3195	170	※精神病床のみ

災害拠点病院・DMAT指定病院

（令和5年1月1日現在）

病 院 名	災害拠点病院	指定日	DMAT		所在地	圏域名
			指定病院	指定日		
1 かつの厚生病院	○	H22.5.1	○	H26.1.21	鹿角市	大館・鹿角
2 大館市立総合病院	○	H8.12.26	○	H24.6.22	大館市	
3 北秋田市民病院	○	H23.10.28	○	H25.11.28	北秋田市	北秋田
4 能代厚生医療センター	○	H8.12.25	○	H23.1.14	能代市	能代・山本
5 秋田大学医学部附属病院	○	H9.1.23	○	H22.11.25	秋田市	秋田周辺
6 秋田県立循環器・脳脊髄センター	○	H24.1.24	○	H22.5.31	秋田市	
7 市立秋田総合病院	○	H30.8.20	○	H23.10.21	秋田市	
8 秋田赤十字病院	○	H8.12.26	○	H22.5.18	秋田市	
9 秋田厚生医療センター			○	H22.5.17	秋田市	
10 中通総合病院			○	H31.2.1	秋田市	
11 由利組合総合病院	○	H8.12.25	○	H22.6.23	由利本荘市	由利本荘 ・にかほ
12 市立角館総合病院	○	H8.12.24	○	H26.1.7	仙北市	大仙・仙北
13 大曲厚生医療センター	○	H8.12.25	○	H23.3.11	大仙市	
14 平鹿総合病院	○	H8.12.25	○	H22.5.12	横手市	横手
15 雄勝中央病院	○	H8.12.25	○	H22.5.17	湯沢市	湯沢・雄勝
計	13		15			

資料番号 6-4

〔県健康福祉部 医務薬事課〕

医師・看護師数（県内の病院勤務）

（単位：人）

区分 圏域名	医 師 数			看 護 師 准看護師 (常勤換算)
	常 勤	非 常 勤 (常勤換算)	計	
大館・鹿角	108	36.7	144.7	812.4
北 秋 田	20	8.1	28.1	175.0
能代・山本	88	25.6	113.6	672.4
秋田周辺	880	141.1	1,021.1	3,691.9
由利本荘・にかほ	132	36.1	168.1	975.5
大仙・仙北	118	26.9	144.9	870.6
横手	136	38.1	174.1	795.7
湯沢・雄勝	38	15.3	53.3	303.0
計	1,520	327.9	1,847.9	8,296.5

（令和2年医療施設調査）

資料番号 6-5

〔県総務部 総合防災課〕

救急自動車・救急隊員（消防本部）

（令和4年4月現在）

区 分	救急自動車数			救急隊員数			
	高規格	普 通	計	専 任	兼 任	計	うち 救急救命士
鹿角広域行政組合消防本部	4		4	23	41	64	23
大館市消防本部	4		4		92	92	33
北秋田市消防本部	5		5		89	89	33
能代山本広域市町村圏組合消防本部	9		9		147	147	48
五城目町消防本部	2		2		28	28	13
湖東地区行政一部事務組合消防本部	3		3		53	53	20
男鹿地区消防一部事務組合消防本部	8		8	8	108	114	33
秋田市消防本部	12		12	44	138	182	58
由利本荘市消防本部	9		9	15	119	134	41
にかほ市消防本部	3		3	17	32	49	18
大曲仙北広域市町村圏組合消防本部	10	1	11	52	130	182	58
横手市消防本部	8		8		140	140	50
湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部	7		7		101	101	25
合 計	84	1	85	159	1,218	1,377	453

資料番号 6-6

〔県健康福祉部 医務薬事課〕

血液製剤備蓄医療機関等

（令和4年12月現在）

医療機関名等	所在地	電話番号	備考
秋田県赤十字血液センター	秋田市川尻字大川反 233-186	018-865-5542	災害時優先電話（総務課）
		018-824-7745	災害時優先電話（献血推進課）
		018-865-5548	災害時優先電話（品質情報課）
		018-865-5549	災害時優先電話（学術情報・供給課）

資料番号 6-7

〔県健康福祉部 医務薬事課〕

災害時等緊急医薬品等備蓄店舗一覧

（令和4年12月現在）

地区	名称	所在地	電話番号
県北	株式会社メディセオ大館支店	大館市有浦 5-3-2	0186-42-5555
	株式会社バイタルネット大館支店	大館市清水 4-4-43	0186-43-1255
	東北アルフレッサ株式会社大館支店	大館市釈迦内字街道上 3-8	0186-48-3288
	株式会社スズケン大館支店	大館市餌釣字前田 68-2	0186-44-6556
能代	株式会社メディセオ能代支店	能代市能代町字中川原 33-44	0185-54-8300
	株式会社バイタルネット能代支店	能代市落合字上悪土 208	0185-54-3271
	東邦薬品株式会社能代営業所	能代市字寿域長根 26-36	0185-55-1161
中央	株式会社メディセオ秋田支店	秋田市卸町 4-9-5	018-865-0111
	株式会社バイタルネット秋田支店	秋田市泉字登木 221-1	018-824-3473
	東北アルフレッサ株式会社秋田支店	秋田市卸町 3-4-3	018-862-6666
	株式会社マルタケ秋田支店	秋田市卸町 1-9-18	018-866-6310
	東邦薬品株式会社秋田営業所	秋田市川尻町字大川反 233-130	018-823-2366
	株式会社スズケン秋田支店	秋田市山王沼田町 6-5	018-867-8817
本庄	株式会社バイタルネット本庄支店	由利本庄市川口字堂の腰 126-6	0184-23-3371
	東邦薬品株式会社本庄営業所	由利本庄市川口字家後 20-3	0184-23-6411
県南	株式会社メディセオ横手支店	横手市杉沢字鶴谷地 270	0182-32-6313
	株式会社バイタルネット秋田県南支店	大仙市飯田字家の前 15	0187-62-4311
	東北アルフレッサ株式会社横手支店	横手市婦気大堤字平林 1-26	0182-33-5331
	東邦薬品株式会社横手営業所	横手市横手町字大関越 91-5	0182-36-3233
	株式会社スズケン横手支店	横手市八幡字八幡 79	0182-35-4687

災害医療救護活動に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と社団法人秋田県医師会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく秋田県地域防災計画（昭和38年作成。以下「防災計画」という。）及び災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）の災害時における適用にあたり、甲が行う医療救護活動の万全を期するため、災害医療救護活動に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、甲が行う災害救助のうち、医療救護に関する救助活動（以下「医療救護活動」という。）に対する乙の協力等について必要な事項を定める。

- 2 甲は、防災計画に定める医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、「秋田県災害医療救護計画」（以下「医療救護計画」という。）を策定するものとする。
- 3 災害の発生、又はその恐れがある場合の医療救護活動については、甲が定める医療救護計画に基づいて行われるものとする。
- 4 乙は、医療救護計画の策定及び医療救護活動の実施が円滑に行われるよう、甲に協力し、かつ、必要な関係機関との調整に努めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、医療救護計画に基づき、乙に対して医師及び看護婦等の医療救護活動に従事する者（以下「医療従事者」という。）の派遣又は待機の要請を行うものとし、その他甲が必要があると認めた場合においても同様とする。

- 2 乙は、前項に規定する甲の要請があった場合、医療従事者の派遣又は待機等に必要な措置を講じるものとする。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に前項に規定する措置を講じた場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

この場合、甲の承認を得た乙の措置は、甲の要請に基づくものとみなす。

（医療従事者の業務）

第3条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
 - (2) 傷病者等に対する医療及び助産
 - (3) 医療機関への搬送の指示
 - (4) その他医療救護活動に必要な事項
- 2 医療従事者は、前項に規定する業務を遂行する上で必要な医薬品、食料品及び宿泊等の準備については、原則として自らこれを行うものとする。

（医療従事者の活動場所）

第4条 医療従事者は、甲又は市町村が設置する救護所又は避難所（以下「救護所等」という。）その他医療救護計画に基づき医療救護活動が実施される場所において、前条に規定する業務に当たるものとする。

（指揮命令等）

第5条 医療従事者に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、医療救護計画に定める災害医療対策本部がこれを行う。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医療救護計画に基づき医薬品及び医療用具の補給、救護班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑にできるよう必要な措置を講じるものとし、乙はこれに協力するものとする。

（訓 練）

第7条 甲は、医療救護活動に関する訓練（以下「訓練」という。）を、乙と協議のうえ計画実施することとし、乙は医療従事者の訓練への参加を要請するものとする。

2 甲は、前項に規定する訓練参加者に対し、訓練に使用する医療資機材等の提供に努めるとともに別に定める方法により、その参加費等を支弁するものとする。

（医療費等）

第8条 医療救護活動に係る医療費については、以下の取り扱いをする。

- (1) 救護所等における患者（被災者）の医療・助産費は無料とする。
- (2) 医療機関に転送収容された場合の医療・助産費は、医療保険の適用の例による。

（費用弁償等）

第9条 医療従事者に係る次の費用については、救助法及び同法施行細則（昭和39年10月1日秋田県規則第38号）の規定を適用又は準用する。

- (1) 医療従事者の派遣又は待機に要した費用
- (2) 医療従事者が必要に応じて使用した医薬品及び医療資機材等の費用
- (3) 医療救護活動により生じた設備等の損傷に係る費用
- (4) 医療従事者が医療救護活動又は訓練において負傷し疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (5) 前各号に該当しないもので、この協定を実施するために必要とした費用

（細 目）

第10条 この協定を実施するために必要な細目については、甲が乙と協議のうえ別に定める。

（協 議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ定める。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日の翌日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙両者に異存がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し当事者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成8年5月31日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県

秋田県知事 佐々木 喜久治

乙 秋田市千秋久保田町6番6号
社団法人 秋田県医師会

会 長 藤 原 慶 之

災害医療救護活動に関する協定書細目

災害医療救護活動に関する協定書（平成8年5月31日締結。以下「協定書」という。）第10条の規定により、協定を実施するための細目を次のように定める。

（連絡調整事項）

第1条 甲及び乙は、次の事項に係る連絡調整を医療救護計画に基づいて行うものとする。

- (1) 医療救護班に関すること。
- (2) 医療救護所に関すること。
- (3) 死亡の確認に関すること。
- (4) 患者等の搬送に関すること。
- (5) 医薬品及び医療資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 緊急連絡網の整備に関すること。
- (7) 医療救護活動に関すること。
- (8) その他指揮系統、医療確保等に関すること。

（紛争の処理）

第2条 協定書に係る医療救護活動について紛争が生じた場合は、甲及び乙は、関係者と協議を行い協力して処理に当たるものとする。

- 2 前項の場合において、甲が損害賠償を行ったときは、甲は、医療従事者に故意又は重大な過失がない限り乙又は当該医療従事者に対して求償しないものとする。

（報告書等の提出）

第3条 乙は、協定書第2条の規定に基づき、医療従事者の派遣又は待機の要請など必要な措置を講じた場合には、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護班名簿（第1号様式）
 - (2) 医療救護活動実施報告書（第2号様式）
 - (3) 医薬品・医療資器材等使用報告書（第3号様式）
- 2 乙は、協定書第7条の規定に基づき、医療従事者を訓練に参加させた場合には、訓練参加者名簿（第4号様式）を甲に提出するものとする。

（費用弁償等の請求）

第4条 協定書第7条第2項又は第9条第1項第1号から第3号及び第5号に規定する費用については、乙が「費用弁償請求書」（第5号様式）により、甲に請求するものとする。

- 2 協定書第9条第1項第4号に規定する扶助金については、当該支給を受けようとする者が乙を経由して「扶助金支給申請書」（第6号様式）を甲に提出するものとする。

（費用弁償等の額）

第5条 協定書第7条第2項又は第9条第1項第1号から第3号及び第5号に規定する費用の額は、災害救助法施行細則に定めるところによる。

- 2 第1項に規定する額の改定があった場合には、改定後の額に基づくものとする。

（協 議）

第6条 この協定書細目に定めのない事項又はこの協定書細目に関し疑義を生じた場合には、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

第2号様式

医療救護活動実施報告書

年 月 日

災害発生場所

班 名	医療救護活動場所	医療救護班員出動数	活 動 状 況
		医 師 名 看護要員 名 補助要員 名	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 搬 送 件 死体処理 件
		医 師 名 看護要員 名 補助要員 名	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 搬 送 件 死体処理 件
		医 師 名 看護要員 名 補助要員 名	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 搬 送 件 死体処理 件
		医 師 名 看護要員 名 補助要員 名	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 搬 送 件 死体処理 件

費用弁償請求書

秋田県知事 殿

（社）秋田県医師会

会長

印

医療救護活動（医療救護活動に関する訓練）に従事（参加）した者にかかる費用弁償として、災害医療救護活動に関する協定書細則第 4 条第 1 項の規定に基づき下記の金額を請求します。

請求金額 円

従事者 医師（氏 名） 他 名

詳細は別紙のとおり

扶助金支給申請書

年 月 日

秋田県知事 殿

住 所

氏 名

印

療養（休業、障害、遺族、葬祭、打切）扶助金の支給について（申請）

次のとおり、災害時の医療救護活動に関する協定書第 9 条第 4 項の規定に基づく扶助金の支給について、関係書類を添えて申請します。

負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の住所及び氏名					
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
負傷し、疾病にかかり又は死亡したときに本人と関係のあった主な親族の状況	氏 名	本人との関係	生年月日	職 業	備 考

秋田 DMAT の派遣に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と（注1）（以下「乙」という。）とは、大規模災害発生時等における災害派遣医療チーム秋田 DMAT（以下「DMAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の急性期等に、専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場へ出動し、迅速な救命措置を行うことにより、重篤な救急患者の救命率向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（指定病院の指定等）

第2条 甲は、乙を秋田 DMAT 設置運営要綱（以下、「要綱」という。）に定める秋田 DMAT 指定病院（以下「指定病院」という。）として指定するものとする。

2 甲は、乙が指定病院の指定要件を欠くこととなった場合等特別の事情が生じた場合には、乙と協議のうえ、指定病院の指定を取り消すことができる。

（出動要請等）

第3条 甲は、要綱に定める基準に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DMAT の出動又は待機を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに DMAT を出動させるものとする。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により、要綱に定める出動基準に照らし必要があると認められたときは、乙の判断により DMAT を出動させることができる。

4 乙は、前項の規定により DMAT を出動させた場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、乙が出動させた DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（DMAT の業務）

第4条 乙が派遣する DMAT は、災害現場等において医療救護活動を行うものとする。

2 DMAT の業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場での医療情報の収集及び伝達
- (2) 災害現場でのトリアージ並びに応急治療及び搬送等
- (3) 広域医療搬送拠点等での医療活動
- (4) 他の医療施設に対する医療支援
- (5) その他災害現場での医療救護活動に必要な措置

（指揮系統等）

第5条 DMAT は、被災した市町村等の災害対策本部等のもので活動することを基本とする。

2 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動した場合には、被災都道府県の DMAT 受入に係る体制の中で活動する。

（身分）

第6条 乙が派遣する DMAT の隊員は、派遣元である乙の職員として医療救護活動に従事する。

（輸送）

第7条 乙が派遣する DMAT の輸送は、原則として乙が行うものとする。

（搬送先医療機関の確保）

第8条 甲は、災害時における医療救護活動が円滑に行えるよう、県内の災害拠点病院、災害支援病院及び災害協力医療機関に対して協力の要請を行うとともに、入院患者の収容可能数等を把握しておくものとする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が派遣した DMAT が救命活動を実施した場合に要する次の費用については、甲が負担するものとする。

- (1) 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費
- (2) 救助のための輸送費及び賃金職員等の雇上費
- (3) DMAT の隊員が救命活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金等
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

（災害救助法が適用された場合の実費弁償）

第10条 甲の要請に基づき乙が派遣した DMAT が、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第23条（救助）及び第24条（救助業務従事の命令）の規定による救助に関する業務に従事した場合の実費弁償については、法に定めるところによる。

（待機に係る費用）

第11条 DMAT 派遣のための待機に要する費用は、県からの要請の有無にかかわらず乙の負担とする。

（細目）

第12条 この協定を実施するために必要な細目については、甲が乙と協議のうえ別に定める。

（協議）

第13条 この協定に定めない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ定める。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙両者に異存がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2部作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 年 日（注2）

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹敬久

乙 秋田県□□□□□□□□
○○○○○○
○○○病院長 ○○ ○○

※ 協定締結医療機関

協定の相手方（注1）	協定締結年月日（注2）	協定の相手方（注1）	協定締結年月日（注2）
平鹿総合病院	平成22年5月12日	大曲厚生医療センター	平成23年3月11日
秋田厚生医療センター	平成22年5月17日	市立秋田総合病院	平成23年10月21日
雄勝中央病院	平成22年5月17日	大館市立総合病院	平成24年6月22日
日本赤十字社秋田県支部	平成22年5月18日	北秋田市民病院	平成25年11月18日
秋田県立循環器・脳脊髄センター	平成22年5月31日	市立角館総合病院	平成26年1月7日
由利組合総合病院	平成22年6月23日	かづの厚生病院	平成26年1月21日
秋田大学医学部附属病院	平成22年11月25日	中通総合病院	平成31年2月1日
能代厚生医療センター	平成23年1月14日		

秋田 DMAT 設置運営要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、地震などの自然災害及び大規模な事故等の災害時や新興感染症等のまん延時（以下「災害等」という。）に、地域において、必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守る活動を行う秋田県災害派遣医療チーム（以下「秋田 DMAT」という。）の設置並びに編成及び運営に関し、必要な事項を定める。

なお、本要綱に定めるもののほかは、日本 DMAT 活動要領（平成 18 年 4 月 7 日付け医政指発第 0407001 号厚生労働省医政局指導課長通知）に定めるところによる。

* DMAT : Disaster Medical Assistance Team（災害派遣医療チーム）

（指定病院）

第2条 秋田県（以下「県」という。）は、次の要件を満たす秋田県内の医療機関のうち、秋田 DMAT の設置並びに編成及び運営に関し、協力を申し出た医療機関を秋田 DMAT 指定病院（以下、「指定病院」という。）として指定する。

- (1) 医療機関として DMAT 派遣を行う意志をもつこと
- (2) 秋田 DMAT の活動に必要な人員、装備を持つこと

2 県は、指定病院と秋田 DMAT の派遣に関する協定を締結する。

（編 成）

第3条 秋田 DMAT は、指定病院の職員をもって編成する。

2 秋田 DMAT1 隊の編成は、医師 1 名、看護師 2 名、業務調整員 1 名の 4 名を基本とする。

3 前項の秋田 DMAT 隊員は、厚生労働省が実施する「日本 DMAT 隊員養成研修」を修了し、又はそれと同等の学歴・技術を有する者として厚生労働省から認められ、厚生労働省に登録された者とする。

4 指定病院の長は、自施設に勤務する秋田 DMAT 隊員について、別添 1 により県に報告する。

（リーダー及び統括）

第4条 秋田 DMAT の各隊に医療活動を統括するリーダーを置く。リーダーは各指定病院の長が選任する。

2 秋田 DMAT に統括を 1 名置く。統括は、厚生労働省が実施する「統括 DMAT 研修」を修了し、厚生労働省に登録された者の中から、県が選任する。

3 統括は、複数の DMAT が派遣要請される災害等の現場において、各リーダー及び現地の DMAT 現地対策本部等との連携を図り、秋田 DMAT の医療活動全体を統括する。

4 統括は、DMAT の派遣要請及び他都道府県への派遣要請等の判断にあたって、県に対して必要な助言をする。

（発災直後の対応等）

第5条 県は、災害等による被害が発生もしくは発生が見込まれる場合には、状況に応じて EMIS を警戒もしくは災害モードに切り替える。

2 県は、災害等による被害が発生もしくは発生が見込まれる場合には、秋田 DMAT 統括等の助言を参考にし、必要に応じて、秋田県 DMAT 調整本部を立ち上げる。

3 秋田県 DMAT 調整本部は、秋田県保健医療調整本部の指揮・調整のもとに活動し、秋田県保健医療調整本部と情報共有を行う。

4 秋田県 DMAT 調整本部の立ち上げにあたっては、以下の基準を参考に検討する。

- (1) 派遣要請基準
- (2) 自動待機基準

5 隣接県が被災した場合においても、秋田 DMAT の派遣要請や患者の受け入れ要請に備え、秋田県 DMAT 調整本部を立ち上げることを検討する。

* EMIS : Emergency Medical Information System（広域災害救急医療情報システム）

（派遣要請基準）

第6条 県は、次の基準に基づき、秋田 DMAT 統括等の助言を参考にし、必要に応じて速やかに DMAT の派遣要請を行う。

- (1) 県内で震度 6 弱以上の地震又は死者数が 2 人以上 50 人未満若しくは傷病者数が 20 名以上見込まれる災害等の場合
- (2) 他の都道府県で発生した災害又は事故により、当該都道府県又は厚生労働省から秋田 DMAT の派遣要請がなされた場合
- (3) 秋田 DMAT の派遣が効果的であると認められる場合

（派遣要請）

- 第7条 県は、前条の派遣要請基準に照らし、秋田 DMAT の派遣が必要と認められるときは、指定病院の長に対して秋田 DMAT の派遣を要請する。
- 2 指定病院の長は、県から派遣要請を受けたときは、秋田 DMAT を派遣する。ただし、病院運営に多大な支障が生じるおそれがある場合は、派遣しないことができる。
 - 3 指定病院の長は、緊急やむを得ない事情により、県から派遣要請を受ける前に秋田 DMAT を派遣した場合は、速やかに県に報告し、その承認を得るものとする。
 - 4 前項の規定により県が承認した秋田 DMAT の派遣は、県の要請に基づく派遣とみなす。
 - 5 指定病院の長は、秋田 DMAT を派遣したときは、派遣した秋田 DMAT の活動を把握し、必要な支援、連絡及び調整を行う。
 - 6 指定病院の長は、EMIS の情報を派遣した秋田 DMAT に伝えるとともに、秋田 DMAT から得た情報を EMIS に入力することにより、情報の共有化を図るものとする。
 - 7 秋田 DMAT は、現場での活動が終了した後、指定病院の長を通じて、医療救護活動の実施状況等を別添2により県に報告する。

（待機要請）

- 第8条 県は、災害等の発生により秋田 DMAT の派遣が必要となる可能性があるときは、指定病院の長に対し待機を要請する。
- 2 指定病院の長は、前項の待機要請を受けたときは、秋田 DMAT を待機させるものとする。ただし、病院運営に多大な支障が生じるおそれがある場合は、待機させないことができる。

（自動待機基準）

- 第9条 指定病院の長は、次の基準に該当するときは、被災の状況にかかわらず、県等からの要請を待たずに、秋田 DMAT 派遣のための待機を行う。
- (1) 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、特別警報が発出された場合
 - (2) 東北ブロックで震度6弱の地震が発生した場合、特別警報が発出された場合
 - (3) 東北、北海道、関東の各ブロックに属する都道府県で震度6強の地震が発生した場合
 - (4) 全国で震度7の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合
- 2 前項の基準に基づく待機は、厚生労働省（DMAT 事務局を含む）が解除する。その場合、県が引き続き待機を必要と判断した場合は、県が改めて指定病院の長に対し待機を要請する。
- * 東北ブロック：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
 - * 北海道ブロック：北海道
 - * 関東ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

（活動内容）

- 第10条 秋田 DMAT は、DMAT 本部（DMAT 事務局、秋田県 DMAT 調整本部、DMAT 活動拠点本部、DMAT 参集拠点本部）、DMAT 指揮所（DMAT・SCU 指揮所、DMAT 病院支援指揮所、DMAT 現場活動指揮所等）、医療機関、SCU、災害現場等において、本部活動、搬送、情報収集・共有、診療等を行う。また、現地の医療ニーズに応じて柔軟に活動する。
- 2 必要な場合には、初期の避難所、救護所、社会福祉施設での活動のサポートを考慮する。
 - * SCU：Staging Care Unit（航空搬送拠点臨時医療施設）

（活動支援）

- 第11条 県は、秋田 DMAT の派遣を要請したときは、参集場所の連絡等の DMAT 活動に必要な事項について、秋田 DMAT 及びその他関係機関と調整を行う。

（装備機材）

- 第12条 秋田 DMAT が現場に携行する医療資器材、ユニフォーム等は、指定病院が整備する。
- 2 装備機材の内容については、別添3を標準とする。

（研修等）

- 第13条 指定病院の長は、秋田 DMAT の技術の向上等を図るため、隊員の研修及び訓練の機会の確保に努める。
- 2 指定病院の長は、自施設の秋田 DMAT 隊員が以下の役割を担う環境整備に努める。
 - (1) 自施設の災害対策委員会のマネージメント
 - (2) 地域の災害医療対策委員会への関与
 - (3) 地域の災害訓練への参加
 - (4) EMIS の平時入力項目の定期的な更新 等

（費用負担）

第 14 条 県の要請に基づき、指定病院の長が派遣した秋田 DMAT の医療救護活動に要する費用は、県が負担する。

（補 償）

第 15 条 秋田 DMAT の医療救護活動に伴う事故等に対応するため、県は、隊員の傷害保険に加入する。

（協 議）

第 16 条 この要綱に定めのない事項、又はこの要綱に関し疑義が生じた事項については、県と指定病院の長が協議の上、決定する。

（日本赤十字社秋田県支部との協働）

第 17 条 日本赤十字社秋田県支部の救護班は、本要綱による秋田 DMAT と協働して活動する。

2 前項の規定による協働の内容は、県と日本赤十字社秋田県支部が協議の上、決定する。

附 則

この要綱は平成 22 年 5 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

災害時の歯科医療救護に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は災害救助法（昭和22年法律第118号）及び秋田県地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動（以下「救護活動」という。）に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、救護活動を実施する必要が生じた場合は、秋田県地域防災計画に基づき、乙に対し歯科医療救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（歯科医療救護計画の策定等）

第3条 乙は、前条の規定による救護活動の円滑な実施を図るため、救護班の編成、派遣その他歯科医療救護の実施に関する歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、原則として、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において、救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への移送の要否及び移送順位の決定
- (3) 災害時における死体の個別判別、検案等への協力
- (4) その他状況に応じた必要な措置

（救護班に対する指揮）

第5条 救護班に対する指揮命令及び救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医薬品等の補給）

第6条 乙が派遣する救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、必要に応じて甲が提供するものとする。

（救護班に対する措置）

第7条 甲は、医薬品の補給、救護班の輸送及び通信の確保等、救護班の救護活動が円滑に実施できるような措置を講ずるものとする。

（収容歯科医療機関の決定）

第8条 乙は、甲が歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第9条 救護所における医療費は無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第10条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等使用した場合の実費
- (3) 救護班員が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもので甲が認めたもの

（市町村及び地区歯科医師会との調整）

第11条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づいて行われる市町村救護活動が、本協定に準じ、地区歯科医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の救護活動が円滑に実施されるよう、地区歯科医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

（歯科医療救護班の他県からの受入及び他県への派遣）

第12条 甲は、他県に救護班の派遣を要請したときは、乙に対してその旨を伝え、救護活動が円滑に実施できるよう図るものとする。

2 甲は、他県から救護班の派遣についてあつせんの求めがあった場合には、乙に対して協力を依頼することとし、乙は可能な限り、甲に協力するものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月4日

甲 秋田県知事 佐竹敬久

乙 秋田市川尻町字大川反 170-102
一般社団法人 秋田県歯科医師会
会 長 藤原元幸

災害時の医療救護に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は災害救助法（昭和22年法律第118号）及び秋田県地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動（以下「救護活動」という。）に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、救護活動を実施する必要が生じた場合は、秋田県地域防災計画に基づき、乙に対し薬剤師班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに薬剤師班を編成し、災害現場救護所等に派遣するものとする。

（医療救護計画の策定等）

第3条 乙は、前条の規定による救護活動の円滑な実施を図るため、薬剤師班の編成、派遣その他医療救護の実施に関する医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（薬剤師班の業務）

第4条 薬剤師班は、原則として、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所、医薬品等の集積場所その他甲が指定する場所において救護活動を行う。

2 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における調剤及び服薬指導
- (2) 救護所等における傷病者等の服薬情報の把握及び医師への情報提供
- (3) 救護所、医薬品等の集積場所における医薬品等の仕分け、管理
- (4) 消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導その他救護活動に必要な事項

（薬剤師班に対する指揮）

第5条 薬剤師班に対する指揮命令及び救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医薬品等の補給）

第6条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するもののほか、必要に応じて甲が提供するものとする。

（薬剤師班に対する措置）

第7条 甲は、薬剤師班の輸送及び通信の確保等、薬剤師班の救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（調剤費）

第8条 救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第 9 条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等使用した場合の実費
- (3) 薬剤師班員が救護活動において負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもので甲が認めたもの

（市町村及び薬剤師会の支部との調整）

第 10 条 甲は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づいて行われる市町村救護活動が、本協定に準じ、乙の支部等の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の救護活動が円滑に実施されるよう、乙の支部等に対し、必要な調整を行うものとする。

（協議）

第 11 条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して 1 年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 28 年 3 月 30 日

甲 秋田県知事 佐竹敬久

乙 秋田県秋田市千秋久保田町 6 番 6 号
一般社団法人秋田県薬剤師会
会 長 大越英雄

災害時の看護医療救護に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と公益社団法人秋田県看護協会（以下「乙」という。）とは、災害時の看護医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は災害救助法（昭和22年法律第118号）及び秋田県地域防災計画に基づき、甲が行う看護医療救護活動（以下「救護活動」という。）に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（看護医療救護班の派遣）

第2条 甲は、救護活動を実施する必要が生じた場合は、秋田県地域防災計画に基づき、乙に対し看護医療救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（看護医療救護計画の策定等）

第3条 乙は、前条の規定による救護活動の円滑な実施を図るため、救護班の編成、派遣その他看護医療救護の実施に関する看護医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、看護医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の看護医療救護計画を甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、原則として、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において、救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 避難所等における被災者等に対する健康管理、健康相談、保健指導、衛生管理
- (2) 避難所における軽易な傷病者等に対する看護

（救護班に対する指揮）

第5条 救護班に対する指揮命令及び救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（衛生材料等の補給）

第6条 乙が派遣する救護班が使用する衛生材料等は、当該救護班が携行するもののほか、必要に応じて甲が提供するものとする。

（費用弁償等）

第7条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した衛生材料等使用した場合の実費
- (3) 救護班員が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもので甲が認めたもの

（市町村及び看護協会支部との調整）

第8条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づいて行われる市町村救護活動が、本協定に準じ、看護協会支部等の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の救護活動が円滑に実施されるよう、看護協会支部等に対し、必要な調整を行うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月4日

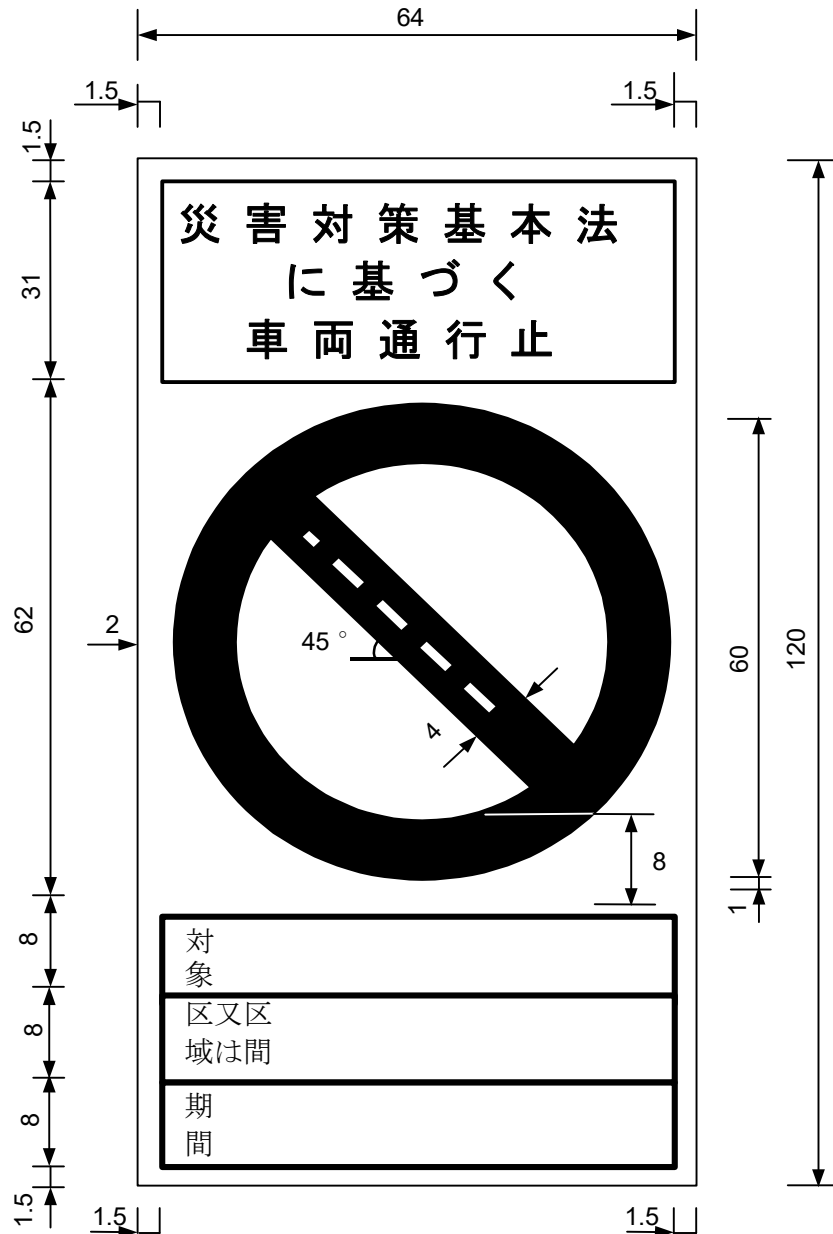
甲 秋田県知事 佐竹敬久

乙 秋田県秋田市千秋久保田町6-6
公益社団法人 秋田県看護協会
会 長 高島幹子

第7章 交通輸送

災害時における交通の規制に係る標示

◎ 災害対策基本法施行規則別記様式第2（第5条関係）



【備考】

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

災害時の緊急通行車両確認事務処理（秋田県）

災害対策基本法第76条及び同法施行令第33条に基づいて、知事が行う緊急通行車両の確認事務手続は次によって行うものとする。

1 緊急通行車両の意義

緊急通行車両とは、当該車両の使用者の申出により知事又は公安委員会が、災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するため必要であると認めて確認した車両である。

2 確認対象車両

災害応急対策のため、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両として確認する車両は、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する車両である。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関するもの。
- (2) 消防・水防その他応急措置に関するもの。
- (3) 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの。
- (4) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するもの。
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関するもの。
- (6) 清掃、防疫その他保健衛生に関するもの。
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止又は拡大防止のための措置に関するもの。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行の確認は、県知事及び公安委員会が行うことになっているが、県における確認は次のとおりである。

- (1) 県有の車両及び借り上げ車両の確認は、総合防災課が行う。
上記車両のうち、災害応急対策に使用することがあらかじめ決定しているものについては、使用者の申出により、事前に確認することができる。
- (2) 上記(1)以外の緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により、警察本部及び各警察署が行う。

4 確認事務処理

(1) 申請受理

緊急通行車両確認の申出は、別紙様式1「緊急通行車両確認申請書」により受理するが、その場で申請内容を慎重に審査して確認し、別紙様式4「緊急通行車両確認申請受理簿」に記載し、その処理経過を明らかにすること。

(2) 確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を行ったときは当該車両の使用者に対し、別紙様式2「緊急通行車両確認証明書」及び別紙様式3「緊急通行車両の標章」を交付すること。

(3) 報告

確認証明書及び標章を交付したときは、その都度緊急通行車両確認申請受理簿の様式により知事（総合防災課危機管理・防災支援班）に報告すること。

5 留意すべき事項

確認証明書、標章等関係書類は担当者を定めて管理保管し、いつでも申請を受理できるようにしておくこと。
また、保管には十分留意し紛失などのないようにすること。

災害時の緊急通行車両確認事務処理（秋田県公安委員会）

大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づいて、秋田県公安委員会が行う緊急通行車両等の確認は次の事務手続により行うものとする。

- 1 緊急通行車両とは、災害応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための車両で、当該車両の使用者の申出により、公安委員会が必要と認めた車両をいう。
- 2 確認対象車両（緊急通行車両及び規制除外車両）
 - (1) 災害対策基本法の規程に基づく車両（緊急通行車両）
 - ア 警報の発令及び伝達ならびに避難の勧告又は指示に従事するもの。
 - イ 消防、水防その他の応急措置に従事するもの。
 - ウ 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの。
 - エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に従事するもの。
 - オ 施設及び設備の応急の復旧に従事するもの。
 - カ 清掃、防疫その他保健衛生に従事するもの。
 - キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に従事するもの。
 - ク 緊急輸送の確保に従事するもの。
 - ケ その他災害発生の防禦又は拡大防止のための措置に従事するもの。
 - (2) 災害対策基本法の規定に基づく交通規制から除外する車両（規制除外車両）
 - ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
 - ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
 - オ その他災害応急対策に従事する車両
 - (3) 大規模地震対策特別措置法の規程に基づく車両
 - ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に従事するもの。
 - イ 消防、水防その他の応急措置に従事するもの。
 - ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に従事するもの。
 - エ 施設及び設備の整備及び点検に従事するもの。
 - オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に従事するもの。
 - カ 緊急輸送の確保に従事するもの。
 - キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫、その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に従事するもの。
 - ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に従事するもの。
 - (4) 原子力災害対策特別措置法に基づく車両
 - ア 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に従事するもの。
 - イ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に従事するもの。
 - ウ 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの。
 - エ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急に復旧に従事するもの。
 - オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に従事するもの。
 - カ 緊急輸送の確保に従事するもの。
 - キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に従事するもの。
 - ク その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に従事するもの。
 - (5) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規程に基づく車両
 - ア 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に従事するもの。

- イ 施設及び設備の応急の復旧に従事するもの。
- ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に従事するもの。
- エ 輸送及び通信に従事するもの。
- オ 国民の生活の安定に従事するもの。
- カ 被害の復旧に従事するもの。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、公安委員会が行うこととなっているが、車両の使用者の申出により、各警察署長が専決事務として行う。また、緊急通行車両の証明書及び標章の交付は、警察本部及び交通検問所においても行うことができる。

4 確認事務処理

(1) 事務担当

緊急通行車両等確認の事務処理は、各警察署において行う。

(2) 事前届出車両の確認

ア 公安委員会は、届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申し出に優先して確認を行うものとする。

イ 公安委員会は確認に当たっては、当該車両の使用者に既に交付されている届出済証を提出させるとともに、確認証明書に必要事項を記載させることにより手続きを行うものとする。

ウ 届出済証による確認は、警察本部、警察署及び交通検問所において行うことができるものとする。

(3) 事前届出車両以外の緊急通行車両等に対する確認

ア 別記様式 6 の緊急通行車両等届出書に必要事項を記載の上、緊急通行車両等であることを疎明する書面及び当該車両の自動車検査証の写しとともに、出発地を管轄する警察署長に提出させる。

イ 公安委員会は、当該車両が災害応急対策等を実施するための緊急通行車両等に該当するか否かについて、届出書及び添付書類を審査する。

(4) 確認証明書及び標章の交付

審査結果により緊急通行車両等に該当すると認められた場合は、確認標章と確認証明書に必要事項を記入の上、申請者に交付する。

災害対策基本法施行規則 別記様式第3（第6条関係）



【備考】

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

災害対策基本法施行規則 別記様式第4（第6条関係）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
秋 田 県 公安委員会 ㊟			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

別記様式第 1

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		第 号
緊急通行車両等事前届出書		緊急通行車両等事前届出済証		
秋田県公安委員会 殿		左記のとおり事前届出を受けたことを証する		年 月 日
番号 標に表 示 されている番号		届出者住所 (電話) 氏名		秋 田 県 公 安 委 員 会 印
車両の用途 (緊急輸送を 行う車両にあつては、輸 送人員又は品名)				(注) 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規 制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問 所等に提出して所要の手続を受けてください。
住 所		() 局 番		2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場 合には、警察署を経由して公安委員会に届け出て再交付を受けてください。
使 用 者		氏 名		3 次に該当するときは、本届出済証を返還しててください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
出 発 地				
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業 務の内容を疎明する書類及び当該車両の自動車検査証の写しを 添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出し てください。				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3

災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 秋田県公安委員会 殿		災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する		年 月 日 秋 田 県 公 安 委 員 会 印
番号標に表示されている番号 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		届出者住所 (電話) 氏名		
使用者		() 局 番		
住 所		氏 名		
出 発 地		(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類及び当該車両の自動車検査証の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		
(注)		1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、警察署を經由して公安委員会に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5

第 号		年 月 日	
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書			
秋 田 県 公 安 委 員 会 印			
番号標に表示 されている番号			
車両の用途（緊急輸送を 行う車両にあつては、輸 送人員又は品名）			
使用者	住 所		
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

別記様式 第6

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等届出書 年 月 日 秋田県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名	
番号標に表示 されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う 車両にあつては、輸送人員又 は品名）	
使用 者	住 所 () 局 番
	氏 名
通 行 日 時	
出 発 地	
(注) この届出書は1部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類及び当該車両 の自動車検査証の写しを添付の上、出発地を管轄する警察署に提出してください。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

緊急輸送道路ネットワーク計画総括表

（平成31年4月現在）

道路種別	緊急輸送道路区分						
		第一次		第二次		第三次	
		路線数	道路延長(km)	路線数	道路延長(km)	路線数	道路延長(km)
高速自動車国道	既設	5	329.3				
		秋田道等					
	計画						
	既設						
都市高速道路	計画						
	既設						
その他有料道路 (公団・公社)	計画						
	既設						
一般国道 (指定区間)	既設	3	379.2				
	国道7号等						
一般国道 (指定区間外)	計画						
	既設	7	109.2	12	551.1	3	20.5
	計画						
	国道101号等		国道101号等		国道341号等		
主要地方道	既設	15	49.1	29	283.0	10	17.4
	横手大森大内線等		仁賀保矢島館合線等		男鹿琴丘線等		
一般都道府県道	計画						
	既設	4	12.4	24	88.4	15	28.2
	計画						
	あきた空港西線等		御所野安田線等		払戸箱井線等		
市町村道	既設	15	7.6	75	68.2	49	23.8
	長根町1号線等		長根町1号線等		御伊勢下中島線等		
その他道路	計画						
	既設	4	110.2	12	14.0	4	1.1
	計画						
	能代港臨港道路等		秋田臨港道路等		国道7号道路敷等		
小計	既設	53	997.0	152	1,004.6	81	91.0
	計画						
合計 (第一次～三次)	既設	286		2,092.6			
	計画						

緊急輸送道路ネットワーク計画における指定拠点

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
1	県庁	秋田県庁（議会棟舎）	秋田市山王 4-1-1	●			
2	市役所	鹿角市役所	鹿角市花輪荒田 4-1	●			
3	市役所	大館市役所	大館市中城 20	●			
4	市役所	北秋田市役所	北秋田市花園町 19-1	●			
5	市役所	能代市役所	能代市上町 1-3	●			
6	市役所	秋田市役所	秋田市山王 1丁目 1	●			
7	市役所	男鹿市役所	男鹿市船川港船川泉台 66-1	●			
8	市役所	潟上市役所	潟上市天王字棒沼台 226-1	●			
9	市役所	由利本荘市役所	由利本荘市尾崎 17	●			
10	市役所	にかほ市役所	にかほ市象潟町字浜/田 1	●			
11	市役所	大仙市役所	大仙市大曲花園町 1-1	●			
12	市役所	仙北市役所	仙北市田沢湖生保内字宮/後 30	●			
13	市役所	横手市役所条里北庁舎	横手市 条里 1丁目 1-64	●			
14	市役所	湯沢市役所	湯沢市佐竹町 1-1	●			
15	町村役場	小坂町役場	鹿角郡小坂町小坂字上谷地 41-1		●		
16	町村役場	上小阿仁町役場	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原 118 番地		●		
17	町村役場	三種町役場	山本郡三種町鶴川岩谷子 8		●		
18	町村役場	八峰町役場	山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田 118		●		
19	町村役場	藤里町役場	山本郡藤里町藤琴藤琴 8		●		
20	町村役場	五城目町役場	南秋田郡五城目町西磯/目 1丁目 1-1		●		
21	町村役場	八郎潟町役場	南秋田郡八郎潟町大道 80		●		
22	町村役場	井川町役場	南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋/口 78-1		●		
23	町村役場	大潟村役場	南秋田郡大潟村中央 1-1		●		

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
24	町村役場	美郷町役場	仙北郡美郷町土崎上野乙170-10		●		
25	町村役場	羽後町役場	雄勝郡羽後町西馬音内中野177		●		
26	町村役場	東成瀬村役場	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1		●		
27	地域振興局	鹿角地域振興局	鹿角市花輪六月田1		●		
28	地域振興局	北秋田地域振興局	北秋田市鷹巣東中岱76-1		●		
29	地域振興局	山本地域振興局	能代市御指南町1-10		●		
30	地域振興局	秋田地域振興局	秋田市山王4丁目1-2		●		
31	地域振興局	由利地域振興局	由利本荘市水林366		●		
32	地域振興局	仙北地域振興局	大仙市大曲上栄町13-62		●		
33	地域振興局	平鹿地域振興局	横手市旭川1丁目3-41		●		
34	地域振興局	雄勝地域振興局	湯沢市千石町2丁目1-10		●		
35	下水処理センター	大館処理センター	大館市川口中川口1		●		
36	下水処理センター	秋田臨海処理センター	秋田市向浜2丁目3-1		●		
37	下水処理センター	大曲処理センター	大仙市花館上大戸下川原74-36		●		
38	警察本部	秋田県警察本部	秋田市山王4丁目1-5		●		
39	警察署	鹿角警察署	鹿角市花輪向畑100		●		
40	警察署	大館警察署	大館市根下戸新町1-70		●		
41	警察署	北秋田警察署	北秋田市鷹巣下家下		●		
42	警察署	能代警察署	能代市日吉町1-24		●		
43	警察署	男鹿警察署	男鹿市船川港船川新浜町1-4		●		
44	警察署	五城目警察署	南秋田郡五城目町七倉178-4		●		
45	警察署	秋田臨港警察署	秋田市土崎港西3丁目1-8		●		
46	警察署	秋田中央警察署	秋田市千秋明德町1-9		●		
47	警察署	秋田東警察署	秋田市上北手百崎内山60-2		●		
48	警察署	由利本荘警察署	由利本荘市中町27		●		
49	警察署	にかほ警察署	にかほ市象潟町入道島15-8		●		

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
50	警察署	大仙警察署	大仙市大曲日の出町1丁目1-30		●		
51	警察署	仙北警察署	仙北市角館町西野川原34-6		●		
52	警察署	横手警察署	横手市安田字越廻71		●		
53	警察署	湯沢警察署	湯沢市千石町1丁目3-5		●		
54	各隊	交通機動隊	秋田市八橋下八橋191		●		
55	各隊	機動隊	秋田市新屋勝平台9		●		
56	各隊	鉄道警察隊	秋田市中通7丁目1-2		●		
57	各隊	機動捜査隊	秋田市上北手百崎内山60-2		●		
58	各隊	高速道路交通警察隊	秋田市上北手古野大繫沢30-2		●		
59	各隊	航空隊	秋田市雄和椿川山籠40-1		●		
60	消防本部	鹿角広域行政組合消防本部	鹿角市花輪向畑100-2		●		
61	消防本部	大館市消防本部	大館市根下戸新町1-1		●		
62	消防本部	北秋田市消防本部	北秋田市鷹巣北中家下85		●		
63	消防本部	能代山本広域市町村圏組合消防本部	能代市緑町2-22		●		
64	消防本部	秋田市消防本部	秋田市山王1丁目1-1		●		
65	消防本部	男鹿地区消防一部事務組合消防本部	男鹿市船川港船川海岸通り二 号12-7		●		
66	消防本部	五城目町消防本部	南秋田郡五城目町富津内下山 内字奈良崎90-1		●		
67	消防本部	湖東地区消防本部	南秋田郡井川町浜井川喜兵衛 堰10-1		●		
68	消防本部	由利本荘市消防本部	由利本荘市美倉町27-2		●		
69	消防本部	にかほ市消防本部	にかほ市金浦館ヶ森152		●		
70	消防本部	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部	大仙市大曲栄町13-47		●		
71	消防本部	横手市消防本部	横手市条里1丁目1-1		●		
72	消防本部	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部	湯沢市材木町2丁目1-3		●		
73	消防署	鹿角消防署	鹿角市花輪向畑100-2		●		
74	消防署	大館市消防署	大館市根下戸新町1-1		●		
75	消防署	北秋田市消防署	北秋田市鷹巣北中家下85		●		

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
76	消防署	能代消防署	能代市緑町 2-22		●		
77	消防署	二ツ井消防署	能代市二ツ井町中坪 41-4		●		
78	消防署	三種消防署	山本郡三種町川尻東大堤下 23-1		●		
79	消防署	八峰消防署	山本郡八峰町峰浜目名瀧下谷地 152-3		●		
80	消防署	秋田消防署	秋田市山王 1丁目 1-1		●		
81	消防署	土崎消防署	秋田市土崎港西 4丁目 2-10		●		
82	消防署	城東消防署	秋田市東通 6丁目 16-16		●		
83	消防署	秋田南消防署	秋田市御野場 2丁目 15-5		●		
84	消防署	男鹿地区消防署	男鹿市船川港船川海岸通り二 号 12-7		●		
85	消防署	五城目消防署	五城目町富津内下山内字奈良 崎 90-1		●		
86	消防署	湖東地区消防署	南秋田郡井川町浜井川喜兵衛 堰 10-1		●		
87	消防署	本荘消防署	由利本荘市美倉町 27-2		●		
88	消防署	矢島消防署	由利本荘市矢島町元町大川原 127-1		●		
89	消防署	にかほ市消防署	にかほ市金浦館ヶ森 152		●		
90	消防署	大曲消防署	大仙市大曲栄町 13-47		●		
91	消防署	角館消防署	仙北市角館町西野川原 25-10		●		
92	消防署	横手市消防署	横手市条里 1丁目 1-1		●		
93	消防署	湯沢消防署	湯沢市材木町 2丁目 1-3		●		
94	国土交通省	能代河川国道事務所	能代市鹹淵一本柳 97-1		●		
95	国土交通省	秋田河川国道事務所	秋田市山王 1丁目 10-29		●		
96	国土交通省	湯沢河川国道事務所	湯沢市関口上寺沢 64-2		●		
97	国土交通省	大館国道出張所	大館市根下戸新町 1-68		●		
98	国土交通省	能代国道維持出張所	能代市鹹淵家/下 19		●		
99	国土交通省	秋田国道維持出張所	秋田市泉字登木 73-3		●		
100	国土交通省	本荘国道維持出張所	由利本荘市石脇田尻野 18		●		
101	国土交通省	大曲国道維持出張所	大仙市飯田字大道端 128		●		

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
102	国土交通省	角館国道維持出張所	仙北市角館町小勝田前田 96-3		●		
103	国土交通省	湯沢国道維持出張所	湯沢市愛宕町 5 丁目 1-3		●		
104	国土交通省	秋田空港・航空路監視レーダー事務所	秋田市雄和椿川山籠 49		●		
105	国土交通省	東北地方整備局秋田港湾事務所	秋田市土崎港西 1 丁目 1-49		●		
106	国土交通省	秋田運輸支局	秋田市泉登木 74-3		●		
107	国土交通省	秋田海上保安部	秋田市土崎港西 1 丁目 7-35		●		
108	農林水産省	東北森林管理局	秋田市中通 5 丁目 9-16		●		
109	農林水産省	東北農政局秋田県拠点	秋田市山王 7-1-5		●		
110	財務省	秋田財務事務所	秋田市山王 7 丁目 1-4		●		
111	厚生労働省	秋田労働局	秋田市山王 7 丁目 1-3		●		
112	NEXCO 東日本	NEXCO 東日本 青森管理事務所	青森市大字岩渡字熊沢 250-259		●		
113	NEXCO 東日本	NEXCO 東日本 秋田管理事務所	秋田市上北手古野字大繫沢 30-2		●		
114	東北電力	東北電力（株）秋田支店	秋田市山王 5 丁目 15-6		●		
115	NTT 東日本	東日本電信電話（株）秋田支店	秋田市中通 4 丁目 4-4		●		
116	NTT ドコモ	（株）NTT ドコモ東北支社秋田支店	秋田市大町 4 丁目 2-39		●		
117	ガス	のしろエネルギーサービス（株）	能代市万町 11-21		●		
118	ガス	東部瓦斯（株）秋田支社	秋田市檜山川口境 1-1		●		
119	ガス	（一社）秋田県 LP ガス協会	秋田市山王 3 丁目 1-7 東カビルディング 7F		●		
120	ガス	湖東瓦斯（株）	潟上市昭和豊川竜毛下斉藤田 64		●		
121	鉄道会社	秋田内陸縦貫鉄道株式会社	北秋田市阿仁銀山字下新町 41-1		●		
122	鉄道会社	東日本旅客鉄道（株）秋田支社	秋田市中通 7 丁目 1-1		●		
123	鉄道会社	日本貨物鉄道株式会社（東北支社秋田総合鉄道部）	秋田市泉菅野 1 丁目 19-1		●		
124	鉄道会社	秋田臨海鉄道株式会社	秋田市土崎港西一丁目 12 番 6 号		●		
125	鉄道会社	由利高原鉄道株式会社	由利本荘市矢島町七日町字羽坂 21 番地 2		●		
126	放送機関	日本放送協会秋田放送局	秋田市東通仲町 4-2		●		

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
127	放送機関	(株) 秋田放送	秋田市中通7丁目1-1-2		●		
128	放送機関	秋田テレビ(株)	秋田市八橋本町3丁目2-14		●		
129	放送機関	秋田朝日放送(株)	秋田市川尻町大川反233-209		●		
130	放送機関	(株) エフエム秋田	秋田市八橋本町3丁目7-10		●		
131	放送機関	株式会社秋田ケーブルテレビ	秋田市 八橋南一丁目1-3		●		
132	日本赤十字支部	日本赤十字社秋田県支部	秋田市旭北栄町1-5		●		
133	秋田県医師会等	(一社) 秋田県医師会	秋田市千秋久保田町6-6		●		
134	秋田県医師会等	(一社) 秋田県歯科医師会	秋田市川尻町大川反170-102		●		
135	秋田県医師会等	(一社) 秋田県薬剤師会	秋田市千秋久保田町6-6		●		
136	秋田県医師会等	(公社) 秋田県看護協会	秋田市千秋久保田町6-6		●		
137	秋田県医師会等	秋田県厚生農業協同組合連合会	秋田市八橋南2丁目10-16		●		
138	運送業	日本通運(株) 秋田支店	秋田市泉北1丁目7-21		●		
139	運送業	佐川急便株式会社 (北東北支店秋田営業所)	秋田市飯島穀丁大谷地250		●		
140	運送業	ヤマト運輸株式会社 (秋田主管支店)	秋田市御所野湯本2丁目1-1		●		
141	運送業	福山通運株式会社 (秋田支店)	秋田市御所野湯本6丁目1-1		●		
142	運送業	西濃運輸株式会社 (秋田支店)	秋田市寺内神屋敷295-71		●		
143	運送業	(公社) 秋田県トラック協会	秋田市寺内蛭根1丁目15-20		●		
144	バス	秋北バス(株)	大館市御成町1丁目11		●		
145	バス	秋田中央交通(株)	秋田市川元山下町6-12		●		
146	バス	羽後交通(株)	横手市前郷二番町4-10		●		
147	自衛隊	陸上自衛隊第21普通科連隊 秋田駐屯地	秋田市寺内将軍野1		●		
148	自衛隊	航空自衛隊秋田救難隊	秋田市雄和椿川山籠23-26		●		
149	医療施設	かづの厚生病院	鹿角市花輪向畑18		●		
150	医療施設	大館市立総合病院	大館市豊町3-1		●		
151	医療施設	秋田労災病院	大館市軽井沢下岱30		●		

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
152	医療施設	北秋田市民病院	北秋田市下杉上清水沢 16-29		●		
153	医療施設	能代厚生医療センター	能代市落合字上前田地内		●		
154	医療施設	地域医療機能支援機構 (JCHO) 秋田病院	能代市緑町 5-22		●		
155	医療施設	能代山本医師会病院	能代市檜山新田沢 105-11		●		
156	医療施設	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢 222-1		●		
157	医療施設	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面蓮沼 44-2		●		
158	医療施設	秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋 1丁目 1-1		●		
159	医療施設	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町 6-10		●		
160	医療施設	中通総合病院	秋田市南通みその町 3-15		●		
161	医療施設	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4-30		●		
162	医療施設	男鹿みなと市民病院	男鹿市船川港船川海岸通り一 号 8-6		●		
163	医療施設	藤原記念病院	潟上市天王字上江川 47		●		
164	医療施設	由利組合総合病院	由利本荘市川口家後 38		●		
165	医療施設	本荘第一病院	由利本荘市岩渕下 110		●		
166	医療施設	由利本荘市 佐藤病院	由利本荘市小人町 117-3		●		
167	医療施設	大曲厚生医療センター	大仙市大曲通町 1-30		●		
168	医療施設	大曲中通病院	大仙市大曲上栄町 6-4		●		
169	医療施設	市立角館総合病院	仙北市角館町岩瀬 3		●		
170	医療施設	平鹿総合病院	横手市前郷八ツ口 3-1		●		
171	医療施設	市立横手病院	横手市根岸町 5-31		●		
172	医療施設	市立大森病院	横手市大森町菅生田 245-205		●		
173	医療施設	雄勝中央病院	湯沢市山田勇ヶ岡 25		●		
174	医療施設	町立羽後病院	雄勝郡羽後町西馬音内大戸道 44-5		●		
175	支援医薬品集積 センター	株式会社メディセオ大館 支店	大館市有浦 5丁目 3-2		●		
176	支援医薬品集積 センター	株式会社バイタルネット 大館支店	大館市清水 4丁目 4-43		●		

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
177	支援医薬品集積センター	株式会社小田島大館支店	大館市釈迦内街道上 3-8		●		
178	支援医薬品集積センター	株式会社恒和薬品大館営業所	大館市餅田向田 119-3		●		
179	支援医薬品集積センター	株式会社スズケン大館支店	大館市餌釣前田 68-2		●		
180	支援医薬品集積センター	株式会社メディセオ能代支店	能代市能代町中川原 33-44		●		
181	支援医薬品集積センター	株式会社バイタルネット能代支店	能代市落合上悪土 208		●		
182	支援医薬品集積センター	東邦薬品株式会社能代営業所	能代市字寿域長根 26-36		●		
183	支援医薬品集積センター	株式会社メディセオ秋田	秋田市卸町 4-9-5		●		
184	支援医薬品集積センター	株式会社バイタルネット秋田支店	秋田市泉登木 221-1		●		
185	支援医薬品集積センター	株式会社小田島秋田支店	秋田市卸町 3丁目 4-3		●		
186	支援医薬品集積センター	株式会社マルタケ秋田支店	秋田市卸町 1丁目 9-18		●		
187	支援医薬品集積センター	東邦薬品株式会社秋田営業所	秋田市川尻町大川反 233-130		●		
188	支援医薬品集積センター	株式会社恒和薬品秋田営業所	秋田市新屋豊町 3-21		●		
189	支援医薬品集積センター	株式会社スズケン秋田支店	秋田市山王沼田町 6-5		●		
190	支援医薬品集積センター	株式会社バイタルネット本荘支店	由利本荘市川口堂/腰 126-6		●		
191	支援医薬品集積センター	東邦薬品株式会社本荘営業所	由利本荘市川口家後 20-3		●		
192	支援医薬品集積センター	株式会社バイタルネット大曲支店	大仙市飯田家/前 15		●		
193	支援医薬品集積センター	株式会社メディセオ横手支店	横手市杉沢鶴谷地 270		●		
194	支援医薬品集積センター	株式会社小田島横手支店	横手市婦気大堤平林 1-26		●		
195	支援医薬品集積センター	東邦薬品株式会社横手営業所	横手市横手町大関越 91-5		●		
196	支援医薬品集積センター	株式会社恒和薬品横手営業所	横手市横手町大関越 91-1		●		
197	支援医薬品集積センター	株式会社スズケン横手支店	横手市八幡八幡 79		●		
198	赤十字血液センター	赤十字血液センター	秋田市川尻町大川反 233-186		●		
199	空港	大館能代空港管理事務所	北秋田市脇神からむし岱 21-144	●			
200	空港	秋田空港管理事務所	秋田市雄和椿川字山籠 49	●			
201	重要港	能代港湾事務所	能代市大森山 1-2	●			

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
202	重要港	秋田県秋田港湾事務所	秋田市土崎港西1丁目7	●			
203	重要港	船川港湾事務所	男鹿市船川港船川外ヶ沢134	●			
204	地方港	秋田県漁業協同組合 北浦総括支所戸賀支所	男鹿市戸賀戸賀小沢5		●		
205	地方港	秋田県漁業協同組合 南部総括支所本荘西目支所	由利本荘市観音町34-1		●		
206	秋田駅	秋田駅	秋田市中通7丁目1-2	●			
207	主要駅	鹿角花輪駅	鹿角市花輪下中島		●		
208	主要駅	大館駅	大館市御成町1丁目3		●		
209	主要駅	鷹巣駅	北秋田市松葉町3		●		
210	主要駅	能代駅	能代市元町14		●		
211	主要駅	男鹿駅	男鹿市船川港船川新浜町		●		
212	主要駅	羽後本荘駅	由利本荘市西梵天		●		
213	主要駅	大曲駅	大仙市大曲通町6		●		
214	主要駅	角館駅	仙北市角館町中菅沢14		●		
215	主要駅	横手駅	横手市駅前町5		●		
216	主要駅	湯沢駅	湯沢市表町2丁目2		●		
217	広域防災拠点 （一次物資集積 拠点）	大館樹海ドーム	大館市上代野稻荷台1-1		●		
218	広域防災拠点 （一次物資集積 拠点）	県立中央公園スカイドーム	秋田市雄和椿川駒坂台4-1		●		
219	広域防災拠点 （一次物資集積 拠点）	神岡中央公園屋内多目的 施設「巖ドーム」 （B&G海洋センターを含む）	大仙市神宮寺中瀬古川敷212		●		
220	広域防災拠点 （一次物資集積 拠点）	協和多目的交流施設「樹パ ール」	大仙市協和船岡大袋2-2		●		
221	広域防災拠点 （一次物資集積 拠点）	秋田ふるさと村ドーム劇 場	横手市赤坂字富ヶ沢62-46		●		
222	広域防災拠点 （航空搬送拠点 臨時医療施設）	大館能代空港	北秋田市脇神字からむし岱21 番地144		●		
223	広域防災拠点 （航空搬送拠点	秋田空港	秋田市雄和椿川字山籠49		●		

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
	臨時医療施設)						
224	広域防災拠点 (集結場所・ベースキャンプ)	長根山運動公園	大館市東台地内		●		
225	広域防災拠点(集結場所・ベースキャンプ)	長木川河川緑地	大館市片山字中道ほか		●		
226	広域防災拠点 (集結場所・ベースキャンプ)	北欧の杜公園	北秋田市上杉中山沢 128		●		
227	広域防災拠点 (集結場所・ベースキャンプ)	県立中央公園運動広場	秋田市雄和椿川駒坂台 4-1		●		
228	広域防災拠点 (集結場所・ベースキャンプ)	大仙市総合公園 (農業科学館・大曲西中学校を含む)	大仙市内小友字中沢頭ほか		●		
228-1	広域防災拠点 (集結場所・ベースキャンプ)	農業科学館	大仙市内小友中沢 171-4		-		大仙市総合公園を含む
228-2	広域防災拠点 (集結場所・ベースキャンプ)	大曲西中学校	大仙市内小友中沢 176-1		-		大仙市総合公園を含む
228-3	広域防災拠点 (集結場所・ベースキャンプ)	大仙市総合公園 駐車場	大仙市内小友字中沢頭地内		-		大仙市総合公園を含む
229	広域防災拠点 (集結場所・ベースキャンプ)	横手市赤坂総合公園 (横手南中学校を含む)	横手市赤坂地内		●		
229-1	広域防災拠点 (集結場所・ベースキャンプ)	横手南中学校	横手市赤坂字郷土館 32-1		-		横手市赤坂総合公園を含む
230	広域防災拠点	由利本荘総合防災公園	由利本荘市		●		
231	道の駅	道の駅 かつの	鹿角市花輪字新田町 11-4		●		
232	道の駅	道の駅 おおゆ	鹿角市十和田大湯字中谷地 19		●		
233	道の駅	道の駅 こそか七滝	鹿角郡小坂町上向藤原 35-3		●		
234	道の駅	道の駅 やたて峠	大館市長走字陣場 311		●		
235	道の駅	道の駅 ひない	大館市比内町扇田新大堤下 93-11		●		
236	道の駅	道の駅 たかのす	北秋田市綴子大堤道下 62-1		●		
237	道の駅	道の駅 あに	北秋田市阿仁比立内家ノ後 8-1		●		
238	道の駅	道の駅 大館能代空港	北秋田市脇神字からむし岱 21番地 144		●		

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
239	道の駅	道の駅 かみこあに	北秋田郡上小阿仁村小沢田向川原 66-1		●		
240	道の駅	道の駅 ふたつい	能代市二ツ井町小繫字湯ノ沢中島 109-10		●		
241	道の駅	道の駅 ことおか	山本郡三種町鹿渡高石野 126-1		●		
242	道の駅	道の駅 はちもり	山本郡八峰町八森乙の水 72-4		●		
243	道の駅	道の駅 みねはま	山本郡八峰町峰浜沼田杵谷地 147		●		
24	道の駅	道の駅 あきた港	秋田市土崎港西 1丁目 9-1		●		
245	道の駅	道の駅 五城目	南秋田郡五城目町富津内下山内宇上広ヶ野 76-1		●		
246	道の駅	道の駅 てんのう	潟上市天王字江川上谷地 109-2		●		
247	道の駅	道の駅 しょうわ	潟上市昭和豊川竜毛字山の下 1-1		●		
248	道の駅	道の駅 おおがた	南秋田郡大潟村字西 5丁目 2		●		
249	道の駅	道の駅 岩城	由利本荘市岩城内道川新鶴湯 192-43		●		
250	道の駅	道の駅 にしめ	由利本荘市西目町沼田新道下 1112		●		
251	道の駅	道の駅 東由利	由利本荘市東由利老方畑田 28		●		
252	道の駅	道の駅 おおうち	由利本荘市岩谷町西越 36		●		
253	道の駅	道の駅 清水の里・鳥海郷	由利本荘市鳥海町上笹子塚台 100		●		
254	道の駅	道の駅 象潟	にかほ市象潟町大塩越 73-1		●		
255	道の駅	道の駅 協和	大仙市協和荒川新田表 15-2		●		
256	道の駅	道の駅 かみおか	大仙市北檜岡船戸 187		●		
257	道の駅	道の駅 なかせん	大仙市長野高畑 95-1		●		
258	道の駅	道の駅 雁の里せんなん	仙北郡美郷町金沢下館 124		●		
259	道の駅	道の駅 さんない	横手市山内土淵小目倉沢 34-8		●		
260	道の駅	道の駅 十文字	横手市十文字町字海道下 21番地 4		●		
261	道の駅	道の駅 おがち	湯沢市小野橋本 90		●		
262	道の駅	道の駅 うご	雄勝郡羽後町西馬音内中野 200		●		
263	道の駅	道の駅 おが	男鹿市船川港船川字新浜町 1番地 19		●		
264	広域避難地	高清水公園	秋田市寺内字高野		●		

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
265	広域避難地	八橋運動公園	秋田市		●		
266	広域避難地	秋田カントリークラブ	秋田市新屋町砂奴寄 5-1		●		
267	広域避難地	大森山公園	秋田市浜田		●		
268	広域避難地	千秋公園	秋田市千秋公園		●		
269	広域避難地	本荘公園	由利本荘市尾崎		●		
270	備蓄倉庫	鹿角地域振興局防災備蓄倉庫	鹿角市花輪六月田 1		●		
271	備蓄倉庫	県北地区防災備蓄倉庫	北秋田市脇神からむし岱		●		
272	備蓄倉庫	山本地域振興局防災備蓄倉庫	能代市御指南町 1-10		●		
273	備蓄倉庫	中央地区防災備蓄倉庫	秋田市雄和椿川山籠 40-1		●		
274	備蓄倉庫	消防学校防災備蓄倉庫	由利本荘市岩城内道川築館 1-1		●		
275	備蓄倉庫	仙北地域振興局防災備蓄倉庫	大仙市大曲上栄町 13-62		●		
276	備蓄倉庫	県南地区防災備蓄倉庫	横手市赤坂大沼沢 2-9		●		
277	備蓄倉庫	雄勝地域振興局防災備蓄倉庫	湯沢市千石町 2 丁目 1		●		
278	ヘリコプター常駐場	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢 222-1		●		
279	ヘリコプター常駐場	秋田空港	秋田市雄和椿川字山籠 49		●		
280		小坂町向陽体育館	小坂町小坂字上谷地 41 番地 1			●	
281		大館市中央公民館体育館	大館市字桜町南 45-1			●	
282		大館市役所比内総合支所	大館市比内町扇田字新大堤下 93-6			●	
283		大館市役所田代総合支所	大館市早口字上野 43-1			●	
284		森吉総合窓口センター	北秋田市米内沢字七曲 23			●	
285		鷹巣体育館	北秋田市鷹巣字東中岱 11			●	
286		合川総合窓口センター	北秋田市新田目字大野 82-2			●	
287		合川体育館	北秋田市李岱字下豊田 25			●	
288		森吉総合スポーツセンター	北秋田市米内沢字七曲 172			●	
289		阿仁総合窓口センター	北秋田市阿仁銀山字下新町 41-1			●	
290		健康増進トレーニングセンター	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原 118			●	

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
291		向能代地域センター	能代市向能代字上野越 83 番地			●	
292		南地域センター	能代市河戸川字南後田 134 番地 1			●	
293		扇淵地域センター	能代市扇田字道地 155 番地 1			●	
294		道の駅ふたつ	能代市二ツ井町小繋字湯ノ沢中島 109 番地 10			●	
295		三種町琴丘総合体育館	三種町鹿渡字盤若台 75-1			●	
296		八峰町役場車庫	八峰町峰浜目名湯字目長田 118			●	
297		八森除雪センター	八峰町八森字五輪台上段 122-3			●	
298		特殊車両車庫	八峰町峰浜田中字鳥矢場 11-11			●	
299		藤里町町民体育館	藤里町藤琴字家の後 60			●	
300		藤里町土床体育館	藤里町粕毛字清水岱 91			●	
301		秋田市立体育館	秋田市八橋本町六丁目 12 番 20 号			●	
302		秋田市中央卸売市場	秋田市外旭川字待合 28 番地			●	
303		西部体育館	秋田市新屋島木町 2 番 55 号			●	
304		秋田テルサ	秋田市御所野地蔵田三丁目 1 番 1 号			●	
305		男鹿市総合体育館	男鹿市船川港比詰字大沢田 111			●	
306		若美総合体育館	男鹿市鞆木字中角境 36			●	
307		男鹿北中学校	男鹿市北浦北浦字山王林 40			●	
308		車庫（建設課）	五城目町西磯/目一丁目 4-1			●	
309		八郎潟町役場	南秋田郡八郎潟町大道 80			●	
310		飯田川南公園一帯	潟上市飯田川下虻川字蟹沢 12-1			●	
311		老人福祉センターゆうゆう	南秋田郡井川町寺沢字綱木沢 145-1			●	
312		由利本荘市職業訓練センター	由利本荘市石脇字田尻 30-22			●	
313		本荘南中学校	由利本荘市水林 466			●	
314		本荘東中学校	由利本荘市薬師堂字境橋 77 番地			●	
315		矢島中学校	由利本荘市矢島町七日町字助の淵 1-4			●	
316		岩城中学校	由利本荘市岩城二古字向村 20-1			●	

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
317		由利中学校	由利本荘市前郷字根堀台 39			●	
318		由利本荘市総合体育館	由利本荘市岩谷町字西越 62			●	
319		東由利中学校	由利本荘市東由利老方字台山 85			●	
320		西目中学校	由利本荘市西目町出戸字浜山 6-107			●	
321		鳥海中学校	由利本荘市鳥海町上川内字西野 108			●	
322		象潟中学校体育館	にかほ市象潟町字屋敷田 108			●	
323		とんがり童夢パオ	にかほ市中三地字中野 59-1			●	
324		井戸尻倉庫（旧奥山鉄工）	にかほ市平沢字井戸尻 19-1			●	
325		大曲体育館	大仙市大曲花園町 1-1			●	
326		大仙市役所神岡庁舎	大仙市神宮寺字蓮沼 16 番地 3			●	
327		大仙市役所西仙北庁舎	大仙市刈和野字本町 5 番地			●	
328		大仙市役所中仙庁舎	大仙市北長野字茶畑 141 番地			●	
329		大仙市役所協和庁舎	大仙市協和境字野田 4 番地			●	
330		大仙市役所南外庁舎	大仙市南外字下袋 218 番地			●	
331		大仙市役所仙北庁舎	大仙市高梨字田茂木 10 番地			●	
332		大仙市役所太田庁舎	大仙市太田町太田字新田田尻 3 番地 4			●	
333		美郷町役場六郷出張所（美郷町学友館）	美郷町六郷字安楽寺 122			●	
334		仙北市田沢湖総合開発センター	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 27			●	
335		仙北市西木総合開発センター	仙北市西木町上荒井字古堀田 47			●	
336		仙北市角館東公民館	仙北市角館町外ノ山 11			●	
337		横手市役所条里南庁舎	横手市条里一丁目 1-64			●	
338		稲川交流スポーツエリア	湯沢市川連町字大館中野 87 番地 1			●	
339		小町の郷公園	湯沢市小野字橋本 90 番地			●	
340		羽後町総合体育館	羽後町西馬音内字中野 187			●	
341		多目的研修集会施設（活性化センター）	羽後町西馬音内字中野 187			●	
342		東成瀬村役場 建設機械車庫	東成瀬村田子内字仙人下 81			●	

No	機関	施設・拠点名	所在地	防災拠点			備考
				1次	2次	3次	
343		杉ホールひびき	能代市二ツ井町仁鮎字後山38番地2			●	
344		種梅ふるさとの家	能代市二ツ井町種字下樋ノ口167番地			●	
345		大信田多目的集会施設	八峰町峰浜埜字大信田46-3			●	
346		秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34-1			●	
347		秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62-2			●	
348		狙半内地域センター	横手市増田町狙半内字七曲下10			●	
349		農林業体験交流施設	羽後町飯沢字瀬後野50			●	
350		青少年山の家	東成瀬村岩井川字野頭36-2			●	
351		成瀬川交流館	東成瀬村椿川字大柳下村56-1			●	

災害時における緊急・救援輸送等及び物資の保管等に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と公益社団法人秋田県トラック協会（以下「乙」という。）及び秋田県倉庫協会（以下「丙」という。）は、次のとおり、災害時における緊急・救援輸送等及び物資の保管等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田県内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合若しくは秋田県以外の災害について甲が支援する場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙又は丙に対して行う緊急・救援輸送等及び物資の保管等の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（緊急・救援輸送等に関する要請）

第2条 甲は、災害時において、次に規定する支援（以下「緊急・救援輸送等」という。）を必要と認めるときは、乙に対し、別紙1により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- （1） 物資等の緊急・救援輸送
- （2） （1）に必要な車両（霊柩車を含む。）、作業員、荷役機械及び資機材の手配
- （3） 物流専門家の県及び関係市町村の災害対策本部等への派遣による支援・助言等
- （4） その他必要な業務

2 乙は、前項の規定による甲の要請があったときは、緊急・救援輸送等を可能な限り通常業務に優先して行うものとする。

3 甲は、乙の行う緊急・救援輸送等に必要な燃料の優先確保及び緊急通行車両の指定その他円滑な輸送に必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第3条 乙は、緊急・救援輸送等を行ったときは、速やかに甲に対し、別紙2により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（経費の負担）

第4条 緊急・救援輸送等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用のうち、事業用自動車に係る運賃及び料金は、国土交通省の通達（平成11年3月26日自貨第39号）に基づき公示された運賃及び料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第1項の費用のうち、前項の費用以外の費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（事故等）

第5条 乙が提供した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに事業用自動車を交換して緊急・救援輸送を継続するよう努めるものとする。

2 乙は、事業用自動車の運行に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（物資の保管等に関する要請）

第6条 甲は、災害時において、次に規定する支援（以下「物資の保管等」という。）を必要と認めるときは、丙に対し、別紙3により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- （1） 甲の指定する施設又は丙の会員事業所等での緊急・救援物資の入出庫、仕分け及び保管
- （2） 緊急・救援物資の在庫状況の把握及び甲への報告

- (3) (1)及び(2)に必要な作業員、荷役機械及び資機材の手配
 - (4) 物流専門家の県及び関係市町村の災害対策本部等への派遣による支援・助言等
 - (5) その他必要な業務
- 2 丙は前項の規定による甲の要請があったときは、物資の保管等を可能な限り通常業務に優先して行うものとする。
- 3 甲は、丙の行う物資の保管等に必要な燃料の優先確保及び通信機器の配備その他施設の円滑な運営に必要な措置を講じるものとする。

(報告)

第7条 丙は、物資の保管等を行ったときは、速やかに甲に対し、別紙4により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(経費の負担)

- 第8条 物資の保管等に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用のうち、保管料及び荷役料は、丙の会員事業者が倉庫業法施行規則（昭和38年運輸省令第59号）に基づき国土交通大臣等に届出した料金を基準として、甲丙協議の上、決定するものとする。
- 3 第1項の費用のうち、前項の費用以外の費用は、甲丙協議の上、決定するものとする。

(事故等)

- 第9条 事故の発生等により物資の保管が困難な事由が発生したときは、丙は、速やかに他の倉庫の提供その他の措置により保管を継続するよう努めるものとする。
- 2 丙は、物資の保管に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(相互手配)

- 第10条 甲は、必要と認めるときは、第2条及び第6条の規定にかかわらず、緊急・救援輸送等を丙に、物資の保管等を乙に要請することができる。
- 2 乙及び丙は、前項の規定による甲の要請があったときは、相互に連携の上、可能な限り通常業務に優先して行うものとする。
- 3 前2項の既定を適用する場合には、第2章中「乙」とあるのは「丙」と、第3章中「丙」とあるのは「乙」と読み替えるものとする。

(市町村からの要請)

- 第11条 甲が行う緊急・救援輸送等及び物資の保管等を、秋田県内の市町村（以下「市町村」という。）が甲の委任を受け、又は甲の補助として行う場合において、市町村から乙及び丙に要請があったときは、乙及び丙は、前条までの既定に準じて支援するものとする。
- 2 前項のほか、市町村が独自に乙及び丙の支援を必要と認め、市町村から乙及び丙に要請があったときは、乙及び丙は、前条までの既定に準じて支援するよう努めるものとする。

(情報提供)

第12条 甲、乙及び丙は、それぞれが知り得た災害に関する諸情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(防災訓練の実施)

第13条 甲、乙及び丙は、災害の発生に備え、緊急・救援輸送等及び物資の保管等に関する防災訓練を、それぞれ協議の上で実施するよう努めるものとする。

(担当部署及び連絡責任者)

第14条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく緊急・救援輸送等及び物資の保管等に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。

（補償）

第15条 甲の要請により、緊急・救援輸送等又は物資の保管等に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲は、次に掲げる場合を除き、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年秋田県条例第8号）」の例により、その損害を補償する。

- （1） 緊急・救援輸送等又は物資の保管等に従事した者の故意又は重大な過失による場合
- （2） 当該損害につき、乙、丙又は応援に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- （3） 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

（協定の有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも更新しない旨の意思表示がない場合は、有効期間満了日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

（協定の改定）

第17条 この協定は、甲、乙又は丙のいずれかから申し出があったときは、協議して協定を解除又は改定することができる。

（準用及び協議）

第18条 この協定に定めのない事項については、「標準貨物自動車運送約款」及び「標準倉庫寄託約款（乙）」を準用するほか、この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、各者記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月6日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹敬久

乙 秋田市寺内蛭根一丁目15番20号
公益社団法人 秋田県トラック協会
会長 嶋田康子

丙 秋田市土崎港西二丁目5番9号
秋田県倉庫協会
会長 西宮公平

（別紙1）

記 号 一 番 号
平成 年 月 日

（要請先）

様

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

緊急・救援輸送等に関する要請書

「災害時における緊急・救援輸送等及び物資の保管等に関する協定書」第2条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況及び要請事由

2 輸送に関する要請内容

物資等の種類・数量	積み込み 日時・場所	取り下ろし 日時・場所	備 考

3 物流専門家の派遣に関する要請内容

派遣場所	
人 数	
業務内容	
派遣期間	

4 その他参考となる事項

※この様式を基本に双方協議のうえで、別紙の添付や項目の追加等を行うことができる。

（別紙2）

緊急・救援輸送等に関する報告書

平成 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

（報告者）

要請のあった緊急・救援輸送等を次のとおり実施したので報告します。

1 輸送に関する実施内容

輸送 月日	事業者名	物資等の 種類・数量	輸送区間	使用車種 ・台数	乗員 数	備考

2 物流専門家の派遣に関する実施内容

派遣場所	
人数	
業務内容	
派遣期間	

3 その他参考となる事項

※この様式を基本に双方協議のうえで、別紙の添付や項目の追加等を行うことができる。

（別紙3）

記 号 一 番 号

平成 年 月 日

（要請先）

様

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

物資の保管等に関する要請書

「災害時における緊急・救援輸送等及び物資の保管等に関する協定書」第6条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況及び要請事由

2 物資の保管等に関する要請内容

要請項目	物資の種類 ・数量	作業場所	作業期間	備 考
<input type="checkbox"/> 入出庫 <input type="checkbox"/> 仕分け <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 在庫状況把握 <input type="checkbox"/> 処分				

3 物流専門家の派遣に関する要請内容

派遣場所	
人 数	
業務内容	
派遣期間	

4 その他参考となる事項

※この様式を基本に双方協議のうえで、別紙の添付や項目の追加等を行うことができる。

（別紙4）

物資の保管等に関する報告書

平成 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

秋田県倉庫協会
会 長 ○ ○ ○ ○

要請のあった物資の保管等を次のとおり実施したので報告します。

1 物資の保管等に関する実施内容

実施項目	物資の種類 ・数量	作業場所	作業期間	延べ 作業人員	備 考
<input type="checkbox"/> 入出庫 <input type="checkbox"/> 仕分け <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 在庫状況把握 <input type="checkbox"/> 処分					

2 物流専門家の派遣に関する実施内容

派遣場所	
人 数	
業務内容	
派遣期間	

3 その他参考となる事項

※この様式を基本に双方協議のうえで、別紙の添付や項目の追加等を行うことができる。

大規模災害時における救援物資の調達・輸送・供給マニュアル

制定：平成 26 年 3 月 24 日

改正：平成 31 年 4 月 1 日

第1章 物資班の設置等

第1 物資班の自動設置

大規模災害が発生し、県災害対策本部が設置された場合、県は、地域防災計画に基づき、災害対策本部事務局物資班（以下「物資班」という。）を自動的に設置する。

第2 物資班の体制等

(1) 県関係各課の職員の参集確認

県に災害対策本部が設置された際、物資班の班長（以下「物資班長」という。）となる県総合防災課の職員は、物資班員となる県職員の参集を確認するほか、参集できない職員がある場合は、当該課の課長等に代替職員の参集を要請する。

(2) 物流事業者に対する派遣要請

物資班長は、県による物資の輸送、保管等のため、物流の専門知識について支援・助言が必要と判断した場合、県災害対策本部事務局長（総合防災課長。以下「事務局長」という。）の指示のもと、県トラック協会及び県倉庫協会に対し、物資班及び一次物資集積拠点（以下「物資拠点」という。）への、物流専門家の派遣を電話等で要請する。（両協会との災害協定（別紙1）に基づき、後日要請文書を送付する。）

また、両協会は、県災害対策本部の設置を覚知した場合、県総合防災課危機管理・防災支援班に状況を確認するほか、必要に応じて県災害対策本部室に自主的に参集する。

(3) 物資班の体制

物資班を構成する各グループ、主な役割及び各職員の配置は次のとおりとする。

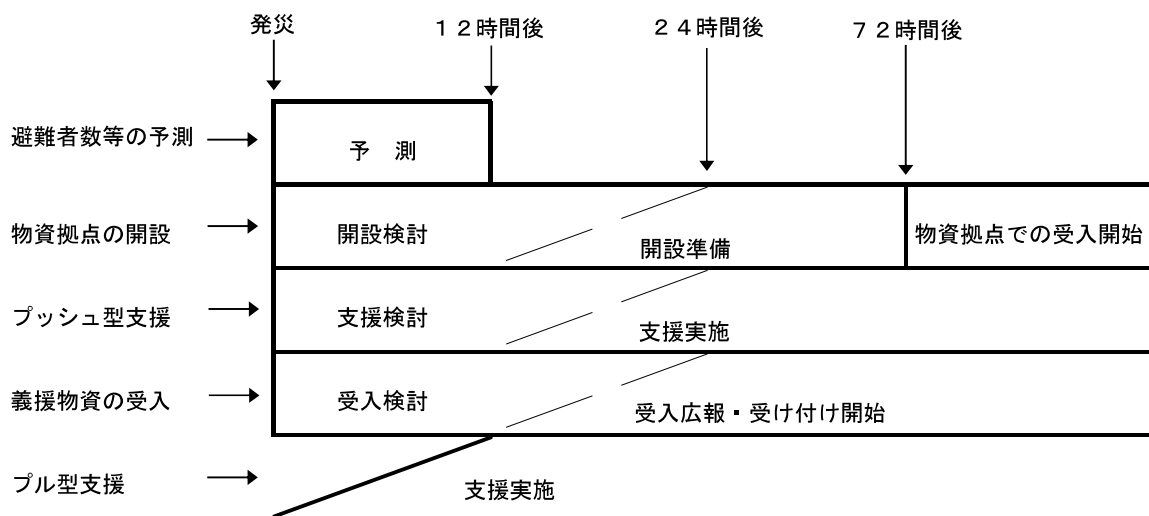
なお、必要な人数は、災害の規模や物資量等により異なるほか、24時間体制も想定されるため、物資班長は、災害対策本部事務局対策班長、県トラック協会、県倉庫協会と調整し、増員や交代要員の確保などにより体制を維持する。

	所属及び人数	主な役割
班 長	県総合防災課 1人	班の総括
情報グループ (以下「情報G」という。)	県各課 3人 ・総務課 ・地域づくり推進課 ・あきた未来戦略課 ・高等教育支援室	必要物資量の予測※（～12H） プッシュ型支援の要否の判断※（～24H） 物資拠点開設要否の判断と開設場所や開設日時等の決定※（～24H） 必要に応じて県外への物資拠点の開設要請※（～24H） 義援物資の物資提供申出及び物資供給要請の受理とその進行管理 在庫情報の管理
調整グループ (以下「調整G」という。)	県各課 4人 ・観光戦略課 ・県民生活課 ・農業経済課 ・水田総合利用課	義援物資の受入品目や受入制限品目の決定※（～24H） 物資拠点の職員や資機材等の確保※（～72H） 提供申出のあった義援物資の受入先の決定 供給要請のあった物資の調達先の決定
物流グループ (以下「物流G」という。)	県トラック協会 1人 県倉庫協会 1人 県各課 2人 ・交通政策課 ・産業政策課	物資拠点の被災状況確認と開設の承諾要請※（～72H） 物資拠点の職員や資機材等の確保※（～72H） 輸送事業者への配車指示 物資拠点からの出庫指示 物資拠点への入庫指示
計	計 12人	県庁各課 10人、県トラック協会 1人、県倉庫協会 1人

（「主な役割」欄の※印のある項目は、発災初期に必要な業務であり、（ ）内の文字はその業務が終了する目安の時間である。）

第2章 発災初期の作業工程

発災初期における物資班及び物資拠点の作業工程は、災害の規模や物資量等により大きく異なるが、概ね次の工程を目安に作業を進める。



第3章 各工程の作業概要

第1 避難者数及び物資量の予測等

1 避難者数の予測

情報Gは、物資拠点の開設やプッシュ型支援等を迅速に判断するため、次により避難者数や必要な物資量を予測する。

- ① 地震災害の場合は震源域・マグニチュード・震度等を、河川氾濫の場合は雨量や河川水位等の情報やハザードマップを確認
- ② 県の現地派遣職員や防災関係機関から報告された被害状況や避難者数等を確認
- ③-1 地震の場合で、①・②が「秋田県地震被害想定調査報告書」（別紙2）の想定地震に類似する場合は、当該調査報告書における避難者数や実避難者数を参考に、避難者数を予測
- ③-2 ③-1以外の場合は、①・②の状況や実避難者数、直近の「国勢調査における小地域別人口」（別紙3）を参考に、避難者数を予測

2 物資量の算定

上記「1」で予測した避難者数に対し、「避難者1人あたりの必要物資量」（別紙4）等を参考にしながら、下記の計算式より必要物資量を算出する。

品目	計算式
飲料水、食料、粉ミルク、紙おむつ、生理用品、トイレトペーパー	「予測した避難員数」×「避難者1人あたりの必要物資量」×日数
毛布、タオル	「予測した避難員数」×「避難者1人あたりの必要物資量」
その他の物資	被災市町村の希望を参考に算定

※1 日数について、初回は「3日間」を基準としながら、被災市町村と調整を行い決定する。

※2 2回目以降は市町村の希望を聴取しながら、必要物資量の算定を行う。

第2 物資拠点の開設

1 物資拠点開設の判断等

(1) 物資拠点の開設判断

情報Gは、被害状況や必要物資量を把握したうえで、事務局長及び物資班長の指示のもと、次の基準により物資拠点の開設の要否を判断する。

【物資拠点の開設基準】

- ① 後日必要となる義援物資の提供申出が多数あり、一旦保管が必要な場合
- ② 義援物資の受入希望が多数あるため、物資提供者が受入先に直接輸送できない場合

③ 多数の品目の供給要請があり、効率的な輸送のため、それらをまとめて輸送する必要がある場合

(2) 物資拠点の選定

物資拠点の開設・運営には、物流事業者、施設の管理者、地元市等の協力が必要なことから、情報Gは当該関係者と調整し、事務局長及び物資班長の指示のもと、被害のない（又は少ない）市にある施設の中から次の選定基準により最適な施設を選定する。

【選定基準1】・・・一次物資集積拠点リスト（別紙5）にある施設について、次の順に選定

- ① 県が指定している物資拠点
- ② 県倉庫協会が指定している民間倉庫

【選定基準2】・・・選定基準1に該当する施設の中で、以下の条件が有利な施設を選定

- ① 電気や通信などのライフラインが確保できる
- ② 使用可能なスペースが広い
- ③ 遠方からのアクセス又は被災地へのアクセスに優れている
- ④ 施設内でのフォークリフトの使用やトラックの乗り入れが可能
- ⑤ トラック等の待機スペースが広い
- ⑥ 速やかな開設が可能

(3) 物資拠点開設の承諾要請及び被災状況等の確認

上記(2)の選定に当たり、物流Gは、次の役割により、一次物資集積拠点リストにある施設の所有者等に、物資拠点開設の承諾を求めるとともに、物資拠点被災状況チェックシート（別紙6）により被災状況を確認する。

物流Gの担当職員	承諾要請及び被災状況の確認先
物流G（県職員）	県指定の一次物資集積拠点
物流G（県倉庫協会）	県倉庫協会指定の民間施設

(4) 県外への物資拠点の設置

情報Gは、県内に物資拠点を設置することが困難な場合は、事務局長及び物資班長の指示のもと、東北運輸局を通じて隣県等への物資拠点の設置を要請する。

2 物資拠点の開設準備

(1) 受入開始日時等の決定

県内に物資拠点を開設する場合、情報Gは物流Gと調整し、事務局長及び物資班長の指示のもと、次を目安に、物資拠点での受入開始日時及び運営時間を決定する。

【物資拠点での受入開始日時等の目安】

- ① 受入開始日時：発災から72時間後
- ② 運営時間：当面は毎日24時間体制

その後は入出庫の状況を踏まえながら、運営時間の短縮等を判断

(2) 物資拠点の体制

物資拠点には、班長のほか各グループをおき、各グループの所属や人数及び主な役割を次のとおりとする。なお、人数については、災害の規模や物資量等により異なるほか、24時間体制も想定される。また、フォークリフトによる入出庫が可能となる前に、物資を受け入れる場合も考えられる。このため、物資班各グループ及び物資拠点の班長が連携し、物資班長及び事務局長の指示のもと、増員や交代要員の確保などにより体制を維持する。

		人数	配置する職員の所属(人数)	主な役割
班長		1人	県振興局1	物資拠点の総括
管理グループ	施設管理	2人	施設管理者2	施設使用の助言、施設・設備の維持管理
	入出庫管理	5人	県倉庫協会会員事業者5	入庫可否判断、仕分け・出庫・保管場所指示
	情報管理	3人	県倉庫協会会員事業者1、県振興局1、地元市1	物資班との調整、在庫情報の管理

作業グループ	警備・車両誘導	3人	警備業者3	入庫車両チェック、車両誘導
	後方支援	3人	県トラック協会会員事業者1、 県振興局1、地元市1	資機材等の手配・維持、要員管理
	フォークリフト操作	8人	県トラック協会及び県倉庫協会 会員事業者8	フォークリフト操作
	作業要員	30人	県トラック協会及び県倉庫協会 会員事業者20、県振興局5、地元市 5	入出庫・仕分け、在庫確認
計		55人		

（3）物資拠点の職員確保

物資班の各グループは、次の役割により、物資拠点に配置する職員を確保する。

物資班の担当職員	確保する職員（調整相手先）
調整G	県振興局8人、地元市7人、
物流G（県職員）	施設管理者2人（県指定施設の場合）、警備業者3人
物流G（県トラック協会）	県トラック協会及び県倉庫協会会員事業者35人
物流G（県倉庫協会）	施設管理者2人（県倉庫協会指定施設の場合）

（4）物資拠点の資機材確保

物資班の各グループは、次の役割等により、物資拠点に必要な資機材等を確保する。

調達担当者	資機材等の種類	数量	調達先	備考
調整G	ノートPC	3台	県地域振興局及び デジタル政策推進課	
	ドラムリール	3台	県地域振興局 (備蓄倉庫)	停電時
	発電機、投光器、燃料携行缶	各2台		
	コピー用紙等消耗品	1式	県地域振興局	不足する物品は施設管理者に提供を要請
	衛星携帯電話	2台	総合防災課	通信輻輳時
物流G (県職員)	フォークリフト用燃料	各200ℓ	県石油商業協同組合	以後も逐次配送を要請
	加入電話回線	4回線	NTT東日本秋田支店	新設までは施設管理者に機器使用を要請
	FAX複合機	1台	リース業者	
	スマートフォン	3台	NTTドコモ東北	災害時優先回線
物流G (県倉庫協会)	フォークリフト	8台	県トラック協会 県倉庫協会会員事業者 リース業者	一次物資集積拠点リスト(別紙2-2)にある機材等を中心に調達
	パレット	600枚		
物流G (県トラック協会)	フォークリフト用ドラム缶	6個	ホームセンター	ガソリン・軽油用各1
	ドラム缶用手動ポンプ	2個		

第3 プッシュ型支援の実施

(1) 被害等の状況確認及びプッシュ型支援の判断

市町村が自ら物資を調達・供給できない場合、市町村から県に物資の供給要請があるが、市町村が壊滅的な被害を受けた場合など、市町村が県に要請できない状況にあると判断した場合には、県がプッシュ型支援として、市町村からの要請を待たずに必要な物資を提供する。

このため、情報Gは、県の災害対策現地派遣職員や防災関係機関等から次の状況を確認のうえ、事務局長及び物資班長の指示のもと、プッシュ型支援の要否を決定する。

【確認すべき事項】

- ① 市町村の役場庁舎・支所及び市町村内の被災状況
- ② 市町村との通信確保の状況
- ③ 避難所の開設・避難者数の状況
- ④ 避難者への物資調達・提供の状況
- ⑤ 県によるプッシュ型支援に対する市町村の意向

なお、プッシュ型支援の量が過大な場合や、市町村が物資を提供できる体制が整っていない場合のプッシュ型支援は、被災地の一層の混乱を招くことから、プッシュ型支援を決定する際には、必要に応じて、県内各市町村や全国からのプッシュ型支援の状況の把握や調整、避難所での支援物資の管理や提供を行う要員の支援も合わせて検討する。

プッシュ型支援の実施決定後、情報Gは速やかに市町村の受入体制を確認し、支援の実施を当該市町村に伝達する。

(2) プッシュ型支援の輸送先や品目等

情報Gは、次の基準を参考に輸送先や提供する品目・数量を決定する。

【プッシュ型支援の基準】

輸送先：避難所の開設状況が確認できる場合は、各避難所

避難所の開設状況が確認できない場合は、小学校区又は中学校区ごとの代表的な避難施設（学校・公民館等）

品目・数量等

品目	数 量	備 考
食料	避難者数×3食×3日分	次の順に調達可能なものを提供 1 市販の弁当・おにぎり・パン等（賞味期限に留意） 2 市販のレトルトパック・缶詰等 3 備蓄しているアルファ化米・副食等
飲料	避難者数×3ℓ×3日分	次の順位で調達可能なものを提供 1 給水車による給水（給水袋を含む） 2 市販のペットボトル飲料 3 備蓄している保存水
毛布	避難者数×2枚	備蓄している毛布

※1 避難者数は、各避難所の避難者数が確認できる場合は当該避難者数を、確認できない場合は第1の「避難者数等の予測」で予測した避難者数を用いる。

※2 食料については、調理不要の食品を優先しながら調整を行う。

第4 救援物資の調達・輸送・提供

1 救援物資の提供方法

被災市町村への救援物資の提供には次の方法があり、物資班は、第3の救援物資の提供方法別作業フローにより、迅速かつ円滑な物資提供を行う。

- ① 義援物資の提供・・・他の自治体や民間事業者等から寄せられる義援物資を、被災市町村からの要請に応じて輸送する方法
- ② プル型支援・・・被災市町村からの要請に応じて、物資を確保・輸送する方法
- ③ プッシュ型支援・・・被災市町村からの要請を待たず、県の判断で物資を確保・輸送する方法

2 救援物資に関する情報管理

(1) 情報Gによる進行管理

義援物資の提供の申出、プル型支援の要請及びプッシュ型支援の実施に関する情報は、情報Gが一括して受理して進捗状況を管理するとともに、その後の問い合わせ等に対応する。

(2) 情報Gの作業フロー

① 義援物資の提供の申出またはプル型支援の要請があった場合、情報Gは、次のカードを作成し、調整Gに配布するとともに、次の一覧表に入力する。なお、プッシュ型支援に関する情報もプル型支援と同じ様式で管理する。

	使用する物資カード	入力する一覧表
義援物資の提供の申出	物資提供カード（別紙7） （以下「提供カード」という。）	物資提供情報一覧表（別紙9）
プル型支援及びプッシュ型支援	物資要請カード（別紙8） （以下「要請カード」という。）	物資要請情報一覧表（別紙10）

② 物資提供及び物資要請の情報は、発災直後は電話による受付も行うが、可能な限り速やかにFAX・電子メール等による提供カード及び要請カードの受理に移行する。

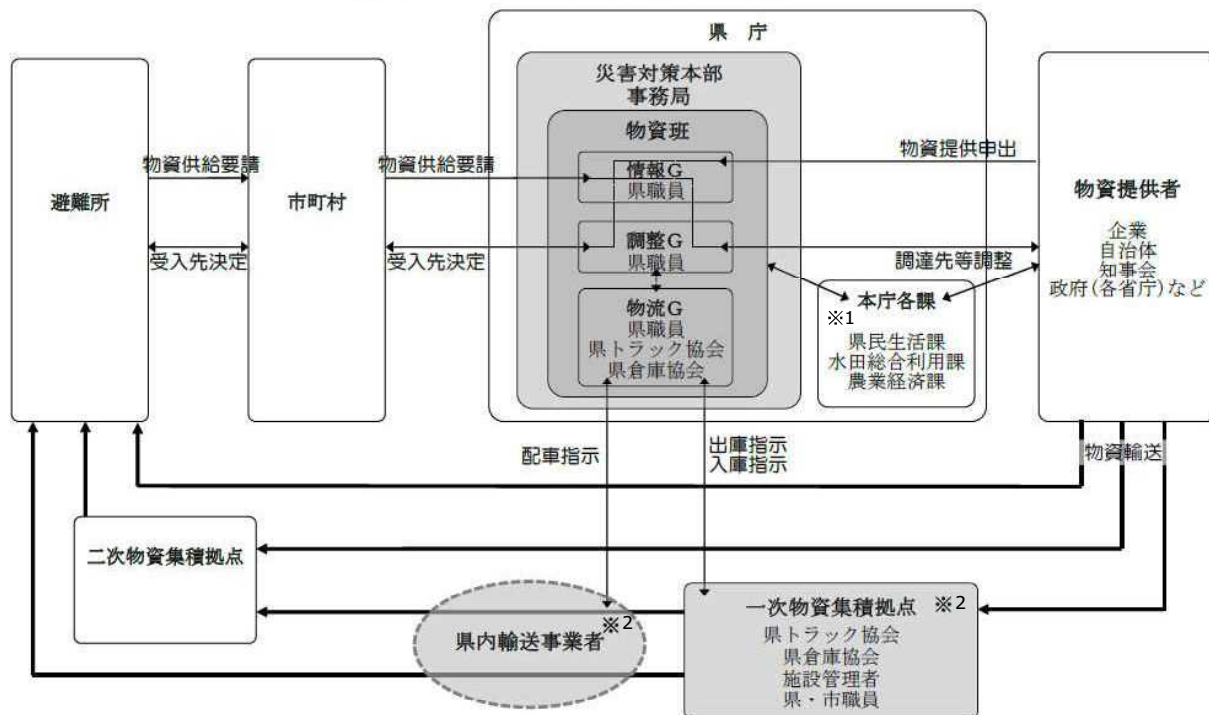
③ 調整G又は物流Gが受入先や調達先、配車等を調整・決定し、又は受入先が物資を受領し、情報Gに物資カードが配布された場合、情報Gは、その情報をそれぞれの一覧表に入力する。

3 救援物資の調達・供給・輸送

(1) 救援物資の調達・供給・輸送の全体像

救援物資に関する全体像は次のとおりである。

救援物資の調達・供給・輸送の全体像



※1 物資供給に関する本庁各課（災害対策本部各部各班）の所掌業務については、別紙11参照。

※2 一次物資拠点の運営及び一次物資拠点からの輸送について、自衛隊以外に手段がない場合などは、県が自衛隊に対して運営・輸送に関する災害派遣を要請する。

(2) 義援物資に関する作業フロー

情報Gから調整Gに提供カード①が配布された場合、その後の調整状況に応じて次のフローにより物資の受入・輸送等を調整する。

調整Gは、被災市町村に受入希望の有無を照会する。

① 受入先がある場合

調整Gは、物資提供者に受入先への直接輸送を要請する。

a 物資提供者が直接輸送を承諾した場合

ア 調整Gは、受入先を決定し、提供カード②を物資提供者、受入先及び情報Gに送付する。

b 物資提供者が複数箇所への直接輸送を承諾しなかった場合

ア 調整Gは、物流Gに物資拠点での仕分け及び物資拠点からの輸送を依頼する。

イ 物流Gは、物資拠点や輸送事業者と調整して物資拠点での受入日時と物資拠点からの配車日時等を決定する。

ウ 調整Gは、物資提供者には提供カード②を、受入先及び情報Gには提供カード②③を送付する。

エ 物流Gは、提供カード②③を物資拠点及び輸送事業者に送付する。

② 受入先がない場合

調整Gは、当該物資が今後必要になるかどうかを判断する。

a 今後必要になると判断した場合

ア 調整Gは、物流Gに物資拠点での保管を要請する。

イ 物流Gは、物資拠点と調整して物資拠点での保管の可否と、可能な場合の受入日時を決定する。

(i) 物資拠点で保管が可能な場合

・ 調整Gは、提供カード②を物資提供者及び情報Gに送付する。

・ 物流Gは、提供カード②を物資拠点に送付する。

(ii) 物資拠点で保管できない場合

・ 調整Gは、新たな物資拠点の設置について事務局長及び物資班長に具申する。

b 当面必要ないと判断した場合

ア 調整Gは、物資提供者に「必要な場合に連絡する」旨を連絡し、提供カード②にその旨記載し、情報Gに送付する。

(3) プル型支援及びプッシュ型支援に関する作業フロー

情報Gから要請カード①が配布された場合、その後の調整状況等に応じて次のフローにより物資の調達・輸送等を調整する。

調整Gは、次の中から適切な方法を選択し、又はこれらを組み合わせ、要請のあった物資を確保する。なお、物資の調達等は、物資班が自ら行うほか、必要に応じて、災害対策本部の関係各部に調達・調整を指示する。

- ・ 県の備蓄物資（別紙12参照）
- ・ 物資拠点で保管している義援物資
- ・ 政府（政府から派遣された職員）への要請
- ・ 県内市町村及び全国都道府県の備蓄物資や協定締結事業者からの物資提供を要請（別紙13参照）
- ・ 県との災害協定締結事業者への要請（別紙14参照）
- ・ 上記以外の卸売・小売事業者等からの調達（上記の協定締結事業者から調達できず、他に調達が可能と見込まれる卸売・小売業者がある場合は、協定締結の有無にかかわらず、これらの事業者に協力を求める）（別紙15参照）

① 県の備蓄物資又は物資拠点で保管している物資を提供する場合

調整Gは、物流Gに備蓄倉庫又は物資拠点の物資の輸送を依頼する。

物流Gは、物資拠点や輸送事業者と調整して配車日時等を決定する。

調整Gは、要請カード②を受入先及び情報Gに送付する。

物流Gは、要請カード②を輸送事業者及び物資拠点に送付する。

- ② 事業者からの調達など、①以外の物資を提供する場合
調整Gは、物資提供者に受入先への直接輸送を要請する。
- a 物資提供者が直接輸送を承諾した場合
 - ア 調整Gは、要請カード②を物資提供者、受入先及び情報Gに送付する。
 - b 物資提供者が複数箇所への直接輸送を承諾しなかった場合
 - ア 調整Gは、物流Gに物資拠点での仕分け及び物資拠点からの輸送を依頼する。
 - イ 物流Gは、物資拠点や輸送事業者と調整して配車日時等を決定する。
 - ウ 調整Gは、物資提供者には要請カード②を、受入先、物流G及び情報Gには要請カード②③を送付する。
 - エ 物流Gは、要請カード②③を物資拠点、輸送事業者に送付する。

(4) 作業上の留意点

物資班の各グループが上記のフローにより作業する際は、次の点に留意する。なお、各グループ及び物資拠点の作業工程については、別紙20及び21参照。

- ① 情報G
- a 救援物資の分類や在庫情報は、品目分類表（別紙16）及び在庫管理システム（別紙17）により管理し、物資拠点と情報を共有しながら、常に正確な在庫を把握する。
 - b 物資拠点で在庫となっている物資は、在庫の一覧表を被災市町村に提供し、有効利用を促す。
- ② 調整G
- a 物資の受入先での円滑な作業を行うため、物資提供者に対し、可能な限り次の事項に協力するよう要請する。
 - 一箱に複数の品目を混在させないこと
 - 一箱ごとに内容表示ラベル（別紙18）を貼付して発送すること
 - 提供していただく物資は、直接市町村の避難所や二次物資集積拠点に配送すること
 - 物資拠点に大量の物資を輸送する際は、トラックから直接フォークリフトでの荷下ろしができるように「ウイングボディ車両」に「パレット積み」により輸送すること
 - b 弁当などの食料の調達は、製造業者の原材料確保等の必要から、1週間程度の期間の毎食の必要量を一旦把握・発注したうえで、毎食の必要量を一日ごとに確定させて調達する。
 - c 輸送車両の円滑な交通の確保のため、物資提供者に対し、災害対策本部事務局情報班に集約されている最新の道路交通情報を提供する。また、緊急通行路を物資輸送車両が通行する場合は、物資提供者に対し、警察署への緊急通行車両等確認証明書の提出を促すとともに、各警察署に対し、緊急通行車両確認証明書等の速やかな交付を要請する。
 - d 道路による輸送が困難な場合には、海路・空路・鉄道による輸送について、災害対策本部事務局関係機関調整班と調整する。
- ③ 物流G
- a 輸送車両用及び物資拠点で使用する燃料は、県と県石油商業協同組合との協定に基づき、災害対応型中核給油所からの優先給油を要請する。
 - b 物資拠点からの出庫は、特に緊急を要する場合を除き、毎日定時に出庫するよう設定する。
（例：8時積み込み→11時出庫、12時積み込み→15時出庫、16時積み込み→翌7時出庫）
 - c 物資拠点の入庫スペースの確保のため、不要な梱包資材や当面使用しない物資を保管する新たな物資拠点を確保し移送する。
 - d 移送した梱包資材は、廃棄物処理業者へ処分を依頼する。

第4章 災害に備えた平時の取り組み

第1 人材の確保

(1) 物流専門家及び運転手等

県トラック協会及び県倉庫協会は、災害時の物流専門家及び運転手等の派遣に備え、会員事業者の中から十分な人数の候補職員を予め指定し、確保に努める。

(2) 物資拠点の市町村応援職員

県は県内市町村と連携し、救援物資の輸送や物資拠点の運営に必要な市町村職員の確保に努めるほか、マニュアル等の情報を共有し、災害時の迅速な対応に備える。

第2 緊急通行車輛の事前届出

県トラック協会は十分な台数の輸送車両を選定のうえ、最寄りの警察署に対して予め緊急通行車輛の事前届出を行い、災害時における救援物資の円滑な輸送に備える。

第3 物資拠点の運営**（1）機材の調達先の確認**

県は、物資拠点の運営に必要な資機材の調達先を把握するほか、災害協定締結事業者と定期的に情報交換を行い、提供可能な資機材や災害時の優先供給について確認を行う。また、県トラック協会及び県倉庫協会は、物資拠点での出入庫や保管に必要な資機材について、県の求めに応じて助言を行う。

（2）作業体制の整備

県は、県トラック協会及び県倉庫協会と連携し、物資拠点の荷卸及び積込場所や床強度等の物資拠点の構造と特性を確認し、利用可能な資機材の把握に努める。また、救援物資の保管位置や作業動線図等を予め策定し、災害時に滞りなく輸送を行える体制を整備する。

災害時等の応援業務に関する協定（橋梁）

秋田県知事（以下「甲」という。）と、社団法人日本橋梁建設協会長（以下「乙」という。）とは、災害時等における秋田県所管施設（橋梁等）の災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・津波・風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等により、甲が管理、若しくは工事中の橋梁等の施設が被災した場合において、発生した災害等の緊急的な応急対策を実施するにあたり、必要な建設資材、技術者及び労力等の確保及びその派遣等について定め、甲及び乙が協力して被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（応援要請の窓口）

第2条 甲及び乙はあらかじめ応援業務に関する連絡担当を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

（応援業務の種類）

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- （1）橋梁の被災状況の調査及び対策工の検討・取りまとめ
- （2）被災した橋梁の応急対策工事
- （3）前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

（応援要請）

第4条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては、次の事項を文書により連絡する。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に送付しなければならない。

- （1）応援の場所
- （2）被害の状況
- （3）応援業務の内容
- （4）その他必要な事項

（協力）

第5条 乙の会員は、甲からの応援要請があったときは、できる限り速やかに出動し、甲の指示により応援業務を実施するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲が乙の会員に出動を要請したときは、出動した乙の会員と速やかに工事請負契約を締結するものとし、応援業務に要した費用は甲が負担する。

（資料の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換する。

- （1）地域防災計画
- （2）連絡担当者及び補助者の職、氏名並び連絡方法等
- （3）その他必要な事項

（有効期限）

第8条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成23年3月31日までの期間とする。

ただし、上記に規定する期間満了の一箇月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出のないときには、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

（協定細目）

第9条 この協定に基づく業務の実施に関し必要な事項については、協定細目に定める。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方押印の上、各自1通を保有する。

平成22年9月1日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県
秋田県知事 佐竹敬久

乙 東京都港区西新橋一丁目6番11号
西新橋光和ビル9階
社団法人 日本橋梁建設協会
会長 須賀安生

災害時等の応援業務に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田県地域防災計画に基づき、秋田県が社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会に対し、県の地域における災害の予防・応急対策及び災害復旧に関する応援を要するときの必要な事項について定める。

（応援要請の窓口）

第2条 秋田県知事（以下「甲」という。）及び社団法人プレストレスト・コンクリート建設協会（以下「乙」という。）はあらかじめ応援業務に関する連絡担当を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

（応援業務の種類）

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- （1）橋梁の被災状況の調査及び対策工の検討・取りまとめ
- （2）被災した橋梁の応急対策工事
- （3）前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

（応援要請）

第4条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては、次の事項を文章により連絡する。ただし、緊急の場合は電話等により行うことができる。この場合において、甲は後に前記文章を速やかに乙に送付しなければならない。

- （1）応援の場所
- （2）被害の状況
- （3）応援業務の内容
- （4）その他必要な事項

（協力）

第5条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、速やかに乙の会員を動員する。

（費用の負担）

第6条 甲の要請により、乙の会員が応援業務に要した費用は甲が負担する。

（資料の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換する。

- （1）地域防災計画
- （2）連絡担当者及び補助者の職、氏名並び連絡方法等
- （3）その他必要な事項

（有効期限）

第8条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成23年3月31日までの期間とする。

ただし、上記に規定する期間満了の一箇月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出のないときには、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

（協定細目）

第9条 この協定に基づく業務の実施に関し必要な事項については、協定細目に定める。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方押印の上、各自1通を保有する。

平成22年9月1日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1-1
秋 田 県
秋田県知事 佐 竹 敬 久

乙 東京都新宿区津久戸町4番6号 第3都ビル
社団法人 プレストレスト・コンクリート建設業協会
会 長 勝 木 恒 男

災害時等の応援業務に関する協定

秋田県知事（以下「甲」という。）と、秋田県橋梁・水門技術協会長（以下「乙」という。）とは、災害時等における秋田県所管施設（橋梁等）の災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・津波・風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等により、甲が管理、若しくは工事中の橋梁等の施設が被災した場合において、発生した災害等の緊急的な応急対策を実施するにあたり、必要な建設資材、技術者及び労力等の確保及びその派遣等について定め、甲及び乙が協力して被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（応援要請の窓口）

第2条 甲及び乙はあらかじめ応援業務に関する連絡担当を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

（応援業務の種類）

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- （1）橋梁の被災状況の調査及び対策工の検討・取りまとめ
- （2）被災した橋梁の応急対策工事
- （3）前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

（応援要請）

第4条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては、次の事項を文書により連絡する。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に送付しなければならない。

- （1）応援の場所
- （2）被害の状況
- （3）応援業務の内容
- （4）その他必要な事項

（協力）

第5条 乙の会員は、甲からの応援要請があったときは、できる限り速やかに出動し、甲の指示により応援業務を実施するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲が乙の会員に出動を要請したときは、出動した乙の会員と速やかに工事請負契約を締結するものとし、応援業務に要した費用は甲が負担する。

（資料の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換する。

- （1）地域防災計画
- （2）連絡担当者及び補助者の職、氏名並び連絡方法等
- （3）その他必要な事項

（有効期限）

第8条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成23年3月31日までの期間とする。

ただし、上記に規定する期間満了の一箇月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出のないときには、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

（協定細目）

第9条 この協定に基づく業務の実施に関し必要な事項については、協定細目に定める。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方押印の上、各自1通を保有する。

平成22年9月1日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県
秋田県知事 佐竹敬久

乙 秋田県秋田市茨島一丁目二番三号
秋田県橋梁・水門技術協会
会長 工藤良廣

災害時等の応援業務に関する協定細目 （各協定に共通）

（趣旨）

第1 この協定細目は、「災害時等の応援業務に関する協定」（以下「協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制の整備）

第2 協定第2条に定める「連絡担当」は、秋田県建設交通部道路課政策監とし、不在の場合は道路課道路環境・維持班長あるいは同班員とする。

2 休日・夜間を含めた具体の連絡先を秋田県と協会の間で交わすものとする。

また、当該連絡先に変更があった場合は、速やかに変更内容を相手方に通知するものとする。

3 協会は、応援業務を速やかに実施するため、次に掲げる項目について、毎年度当初に道路課に通知するものとする。

（1）乙を構成する会員のうち、本協定に賛同する会員（以下「乙の会員」

という）の名簿

（2）乙の会員の応援業務要請時の連絡体制

（3）その他必要と認めるもの

（応援要請）

第3 協定第4条に定める文書は、別紙「応急対策業務応援要請書（様式1）」により作成するものとする。

2 橋梁等を所管する地方機関においても、当該要請書により道路課に依頼するものとする。この際の要請は道路課の「連絡担当」に要請概要を電話連絡のうえ、ファクシミリ、電子メールにより道路課あて送信するものとする。

3 道路課は、地方機関から依頼を受けたときは、速やかに内容を確認し、協会に応援要請するものとする。

（応援業務実施者の紹介）

第4 協定第5条において、協会は応援を要請された場合、応援業務実施者を選定し、別紙「応援業務実施者の紹介について（様式2）」により、道路課へ通知するものとし、応援業務実施者は「承諾書（様式3）」により、道路課へ承諾書を提出するものとする。

また、道路課は地方機関へこの旨を通知するものとする。

（協力）

第5 協定第5条に定める甲の指示とは、被災した橋梁等を所管する地方機関による指示を基本とする。

（費用の負担）

第6 請負契約は地方自治法施行令及び秋田県財務規則に基づき速やかに締結するものとする。

請負契約の精算は、工事日報及び写真・図面等による作業人員、使用機材、使用資材の確認、さらに資材納入・機械リースの伝票等により、協議のうえ行うものとする。

（災害補償）

第7 応援業務に従事した者が、当該応援業務に従事したことにより負傷し、あるいは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、応援業務実施者の責任において行うものとする。

（被災状況等報告書の書式）

第8 協会の会員は、被災状況の調査依頼を受けた場合は、別紙「被災状況等報告書（様式4）」に基づき報告書を作成し、早期に第1報を提出し、調査の進捗に合わせ逐次報告書を提出するものとする。

附則

この細目は、「災害等の応援業務に関する協定」の締結日から施行する。

（注）「秋田県建設交通部」を「秋田県建設部」に読み替える。

様式2（第4関係）

〇〇-〇〇〇〇
 平成 年 月 日

秋 田 県 知 事 様

協会長

応援業務実施者の紹介について

平成 年 月 日付け〇〇-〇〇〇〇により要請があった応急業務実施者は、以下のとおりです。

応援業務 箇所					
実 施 者	住所				
	会社名 代表者				
	連絡先	職 氏 名			
		TEL		FAX	
E-mail					

様式3（第4関係）

平成 年 月 日

秋 田 県 知 事 様

会社名

応援協力業務実施者 印

承 諾 書

平成 年 月 日付け〇〇-〇〇〇〇により要請のあった応急対策業務の実施について承諾します。

様式4（第7関係）

被災状況等報告書第報

発信時刻	年 月 日 () 時 分		
発 信 者	会社名：	受 信 者 ※受信者記入	課・班名：
	発信者：		受信者：
	連絡先：		連絡先：
路線・橋名等	位置、箇所等		被災施設名称に○
	_____市町村		照明、高欄、地覆、舗装、床版、伸縮装置、支承、橋台、橋脚、護岸、擁壁、 ()
調査月日	年 月 日 () 時 分		
調 査 者	会社名：	調査者：	
被 災 状 況			
① 被災の状況（被災部位、被災の程度等）			
被災部位を示す簡略図		・説明文（箇条書き）	
② 周辺の状況（河川状況、護岸、周辺道路、家屋、工作物の状況等）			
③ 交通の状況（通行の可否、通行規制・荷重制限等の必要性等）			
④ 被害拡大の見通し			
⑤ その他			

※必要に応じて写真、図面を添付のこと。対策工の検討・取りまとめは任意様式とする。

災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）及び一般社団法人AZ - COM丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田県内で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、又は秋田県以外の都道府県で災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、甲が乙に対し支援協力を求めるに当たって、必要な事項を定め、もって災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

（支援協力の要請）

第2条 甲は、災害応急対策のため必要があると判断したときは、乙に対し、支援の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、協力を行うものとする。

3 前項の規定において、甲は、乙の会員運送事業者と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により、乙の会員運送事業者の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

4 甲は、乙及び乙の会員運送事業者による物資の輸送や荷役作業等が円滑に行われるよう、輸送ルートの変状状況に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保及びその他の必要な支援に努めるものとする。

（支援協力の内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- 一 物資等の輸送力の提供
- 二 荷役作業
- 三 物資の調達及び供給
- 四 物資拠点の提供及び運営
- 五 前各号に定めるもののほか、甲が必要と認めるもの

2 甲は、前項の業務を円滑に実施するため、乙に対して物資の輸送・荷役等に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）の派遣を要請することができる。

（要請の方法）

第4条 甲は、前条の支援協力が必要と認めるときは、「物資の輸送・荷役等に関する支援協力要請書（様式第1号）」により、乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、事後速やかに書面を乙に提出するものとする。

（支援協力）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、乙が可能と認める範囲内において、当該要請に基づき業務を行うものとする。

(報告)

第6条 乙は、前条の規定による業務を実施したときは、速やかに「物資の輸送・荷役等に関する業務実施報告書(様式第2号)」により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により報告し、後日速やかに書面を提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 第5条の規定による業務に要した費用については、甲が負担するものとする。ただし、災害対策基本法第68条又は第74条第1項の規定により、甲が他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、災害応急対策を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 前項の規定により甲が負担する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定するものとする。

(費用の支払)

第8条 第5条の規定による業務に要した費用については、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(損害補償)

第9条 第5条の規定による業務に従事した者が、本業務を起因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(第三者への損害賠償責任)

第10条 乙は、第5条の規定による業務の実施中に、乙の責めに帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員運送事業者で協議の上、決定するものとする。

3 乙は、第5条の規定による業務の実施中に、自らの責めに帰することができない理由により第三者に損害を与えた場合は、甲と乙が協議の上、その対応にあたるものとする。

(連絡責任者の報告)

第11条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、「災害時における連絡窓口(様式第3号)」により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(情報提供)

第12条 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する諸情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年2月15日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 佐 竹 敬 久

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

一般社団法人AZ - COM丸和・支援ネットワーク

理 事 長 和 佐 見 勝

（様式第1号）

年 月 日

一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク理事長 様

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

物資の輸送・荷役等に関する支援協力要請書

「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書」第4条の規定に基づき、次のとおり支援協力を要請します。

1 災害の状況

2 支援協力の要請内容

支援協力を要請する業務	<input type="checkbox"/> 物資等の輸送力の提供 <input type="checkbox"/> 荷役作業 <input type="checkbox"/> 物資の調達及び供給 <input type="checkbox"/> 物資拠点の提供及び運営 <input type="checkbox"/> その他、甲が必要と認めるもの
具体的な業務内容	
業務の実施場所	
支援協力の要請期間	年 月 日 ～ 年 月 日
その他必要な事項	

（問い合わせ先） 担 当 電 話 F A X E-mail

(様式第2号)

年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク理事長

物資の輸送・荷役等に関する業務実施報告書

「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書」第6条の規定に基づき、次のとおり業務の実施内容を報告します。

1 業務を実施した期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 業務の実施内容

事 項	内 容
調達車両台数	
配車場所	
輸送場所	
荷役作業場所	
荷役作業量	
物資拠点の提供及び運営	
物資拠点に搬入・保管する物資の品目・数量・保管期間	
連絡調整員の派遣場所	
その他業務	
備 考	

(問い合わせ先)

担 当

電 話

F A X

E-mail

（様式第3号）

災害時における連絡窓口

1 秋田県（ 現在）

所在地		〒	
担当部署	名称		
	電話番号(一般)		
	電話番号(衛星)		
	FAX番号(一般)		
	E-mailアドレス		
担当者	第1順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-mailアドレス	
	第2順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-mailアドレス	

2 一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク

所在地		〒	
担当部署	名称		
	電話番号(一般)		
	電話番号(衛星)		
	FAX番号(一般)		
担当者	責任者	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-mailアドレス	
	第1順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-mailアドレス	
	第2順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-mailアドレス	

道路・橋梁施設及び長大トンネルの防災設備整備の現況

【道路・橋梁施設の現状】

区分	管理区分	道路延長 (km)	橋梁 (箇所)	横断歩道橋 (橋)
指定国道	国土交通省	503.5	707	22
指定外国道	県	875.9	754	2
主要地方道	県	1,258.5	696	5
一般県道	県	1,113.7	851	2
市町村道	市町村	19,936.4	8,630	7
高速道路	東日本高速道路(株)	203.2	372	0
計	—	23,891.2	12,010	38

※出典 道路延長：「道路統計年報 2020」、橋梁・横断歩道橋：「道路メンテナンス年報（2022年3月末時点）」

【長大トンネルの防災設備整備現況】

路線名	トンネル名	延長	防 災 設 備						
			消 火 栓		自 動 噴 霧 機		貯水槽	照明設備	待避所
			設置箇所	箇所	設置 区画	区画			
国道 46 号	仙 岩	2,544m	50m 間隔	51	—	—	230m ³	基本照明 NX35 606 入口照明 NHT180L～ 360L 202	3
東北縦貫 自動車道	坂 梨	上り 4,254m (2,745m) 下り 4,265m (2,764m)	〃	170	—	—	60m ³	低圧ナトリウム 35-135W 2,700 (蛍光灯 123)	5
国道 108 号	仙秋鬼首	3,527m	〃	71	—	—	60m ³	低圧ナトリウム 35-180W 589	3
秋田自動車道	山 内	2,439m	〃	50	—	—	60m ³	低圧ナトリウム 35-180W 770	6
秋田中央道路	秋 田 中 央	2,015m	〃	41	1 区画 50m	41	535m ³	基本照明 Hf32 269 入口照明 NHT110～360 220	避難口 4 箇所 非常駐 車帯 2 箇所

第8章 災害応援・派遣

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（都道府県の役割）

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自立的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

（ブロック幹事県の設置等）

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。

4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。

5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

（災害対策本部等の設置）

第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等（以下「対策本部」という。）を設置することができる。

2 対策本部の設置及び運営等は、別に定める。

（広域応援の実施）

第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

（業務の代行）

第6条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

（経費の負担）

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

（他の協定との関係）

第8条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

（訓練の実施）

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

（その他）

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和3年11月22日

全 国 知 事 会 会 長
鳥 取 県 知 事
全国知事会
危機管理・防災特別委員会委員長
神 奈 川 県 知 事
全国知事会
東日本大震災復興協力本部本部長
静 岡 県 知 事
北 海 道 東 北 地 方 知 事 会 会 長
青 森 県 知 事
関 東 地 方 知 事 会 会 長
山 梨 県 知 事
中 部 圏 知 事 会 会 長
愛 知 県 知 事
近 畿 ブ ロ ッ ク 知 事 会 会 長
大 阪 府 知 事
中 国 地 方 知 事 会 会 長
山 口 県 知 事
四 国 知 事 会 常 任 世 話 人
愛 媛 県 知 事
九 州 地 方 知 事 会 会 長
大 分 県 知 事

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

（趣旨）

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「協定」という。）のうち地震等による大規模災害への対応の実施に関し、必要な事項を定める。

（所属ブロック知事会の決定等）

第2条 協定第3条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、次表を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック幹事県の間で協議のうえ、決定する。

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

- 各ブロックの幹事県は、幹事県を定めたとき又は変更したときは、全国知事会に報告するものとする。
- 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

（要員の派遣に要する経費の内容等）

第3条 協定第7条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

（経費の請求）

第4条 協定第7条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事から、被災県の知事に請求する。

（その他）

第5条 その他、協定及び協定実施細目の実施に関して必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成30年11月9日から適用する。

2 平成24年5月18日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、令和2年12月1日から適用する。

2 平成30年11月9日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、令和3年11月22日から適用する。

2 令和2年12月1日から適用した実施細目は、これを廃止する。

大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

（趣 旨）

- 第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2、第8条第2項第12号及び第74条の規定により、地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする道県（以下「被災道県」という。）の要請に基づき、相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（連絡担当部局）

- 第2条 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時には、速やかに相互に連絡するものとする。

（カバー道県の設置）

- 第3条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条第4項に規定するカバー（支援）県（以下「カバー道県」という。）については、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目（以下「実施細目」という。）で定めるものとする。
- 2 カバー道県は、被災道県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。

（幹事道県等の役割）

- 第4条 全国協定第3条第1項に規定する幹事県（以下「幹事道県」という。）及び同条第6項に規定する幹事代理県（以下「副幹事道県」という。）は、実施細目で定めるものとする。
- 2 幹事道県は、全国協定第3条第5項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会等に対する広域応援の要請を行うものとする。
- 3 副幹事道県は、幹事道県を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 副幹事道県にも事故があるときの職務の代理順序は、実施細目で定める。

（連絡調整員の派遣）

- 第5条 カバー道県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。
- 2 被災道県は、連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。

（応援の内容）

- 第6条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋その他被災道県が必要とする支援とする。ただし、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき支援することが国の応援職員確保調整本部により決定された業務を除く。

（応援の要請）

- 第7条 被災道県は、第2条に規定する連絡担当部局を通じ、カバー道県又は幹事県へ応援の要請を行うものとする。

2 被災道県は、前項の規定により応援を要請しようとするときは、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまがない場合は、電話又は電子メール等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
- (3) 職種及び人数
- (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (5) 応援期間（見込みを含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の自主出動）

第8条 カバー道県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

- 2 カバー道県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり幹事道県へ必要な応援の要請を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定に基づく被災道県からの要請があったものとみなす。

（応援現地本部の設置）

第9条 カバー道県は、第7条第1項又は前条第2項に基づく応援の要請があったときは、被災道県に応援現地本部を置く。

- 2 カバー道県は、前項の規定により応援現地本部を設置したときは、速やかに幹事道県へ報告する。
- 3 応援現地本部は、被災道県の現地において、主に次の役割を担う。
 - (1) 応援のニーズの把握
 - (2) 国及び全国知事会その他の関係機関との連絡調整
 - (3) 幹事道県（次条の規定により広域応援本部が設置された場合にあっては同本部）との連絡調整
- 4 応援現地本部は、カバー道県及び応援を行う他の道県で構成し、カバー道県がその業務を掌理する。

（広域応援本部の設置）

第10条 幹事道県は、ブロック内の複数道県が同時被災したときその他の必要があると認めるときは、ブロック内応援及び全国的な広域応援に係る総合調整を行うため、広域応援本部を設置することができる。

- 2 広域応援本部は、原則として幹事道県庁に置く。
- 3 広域応援本部の本部長は、幹事道県知事をもって充てることとし、本部員は、各道県の防災担当責任者をもって充てる。
- 4 前項までの規定の他、広域応援本部の設置及び運営に関して必要な事項は、実施細目で定める。

（応援経費の負担）

第11条 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県と応援道県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災道県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、応援道県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

- 3 被災道県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした応援道県に対し繰戻しをしなければならない。

（資料の交換）

第12条 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（連絡会議の設置）

第13条 道県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

- 2 前項の規定の他、連絡会議の開催に必要な事項は、実施細目で定める。

（その他）

第14条 この協定に定めのない事項は、特に必要が生じた場合に、その都度、道県が協議して定める。

- 2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成19年11月8日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成7年10月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成26年10月21日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成19年11月8日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則

- 1 この協定は、令和4年4月1日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成26年10月21日に締結された協定は、これを廃止する。

大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細則

（趣 旨）

第1条 この実施細目は、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部局等は、別表1のとおりとする。

（カバー道県）

第3条 協定第3条に規定するカバー道県は、別表2のとおりとする。

（幹事道県等）

第4条 協定第4条第1項に規定する幹事道県及び副幹事道県は、別表3に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。同条第4項に規定する職務の代理順序も同表に定めるところによる。

2 協定第4条第1項に規定する副幹事道県は、次年度の幹事道県とする。

3 第1項の規定に関わらず、災害対応が翌年度に及ぶ場合には、当該災害が発生した時の担当道県が務めるものとする。ただし、次期担当道県との間で協議が整った場合にはこの限りでない。

（ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制）

第5条 協定第9条第1項に規定する情報収集を、迅速かつ的確に行うためヘリコプターを活用した緊急被災状況収集体制は、別表4のとおりとする。

2 ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制の担当道県がカバー道県になっていない場合には、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

（応援職員等の表示）

第6条 協定第5条に規定する連絡調整員及び被災道県への応援職員（以下「応援職員等」という。）は、応援道県名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

（応援職員等の携行品）

第7条 応援職員等は、災害等の状況に応じ、必要な被服、当座の食料、携帯電話等を携行するものとする。

（応援職員等の活動拠点の確保）

第8条 被災道県は、応援職員等が被災道県庁舎において活動する拠点（執務スペース）を確保するものとする。

（応援等状況の報告）

第9条 カバー道県は、協定第5条に基づき派遣した連絡調整員及び協定第9条に基づき設置した応援現地本部の活動について、幹事道県（広域応援本部が設置されているときは 同本部。第2項に同じ。）に対し、適宜状況報告を行う。

2 幹事道県は、応援状況の集約を行い、前項で収集した情報等を活用して応援に係る総合的な調整を行う。

（広域応援本部の設置通知等）

第10条 幹事道県は、広域応援本部を設置したときは、道県に通知するとともに、必要に応じ本部員及び事務局員の派遣要請を行う。

（広域応援本部の会議）

第11条 広域応援本部の本部員会議は、本部長が招集し、議長は、本部長をもって充てる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（広域応援本部の事務局）

第12条 広域応援本部の事務局は本部が設置された道県の防災担当部局及び各道県から派遣された連絡調整員が担当する。この場合において、事務局長は、設置道県防災担当者の中から選任する。

（応援に関するガイドラインの策定）

第13条 協定及び実施細目で定めるほか、応援の実施に関し必要な事項は、別にガイドラインを策定し、迅速かつ確かな応援の実現に努めるものとする。

（防災訓練等）

第14条 道県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練等を適時行うものとする。

（応援職員等の派遣に要する経費負担等）

第15条 協定第11条に規定する経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）被災道県が負担する経費の額は、応援道県が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額を範囲内とする。
- （2） 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、応援道県が必要な補償を行う。
- （3） 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道県が、被災道県への往復の途中において生じたものについては、応援道県が賠償するものとする。
- （4） 前3号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災道県及び応援道県が協議して定める。

（経費の支払方法）

第16条 応援道県が、協定第11条第2項の規定により、応援に要した経費を繰替支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災道県に請求するものとする。

- （1） 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
 - （2） 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
 - （3） 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - （4） ヘリコプター、車両、船艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - （5） 施設の提供については、借上料
 - （6） 前5号に定めるもののほか、業務の提供等については、その実施に要した額
- 2 前項に規定する請求は、応援道県の知事名による請求書（関係書類添付）により連絡担当部局を経由して被災道県の知事に請求する。
- 3 前2項により難しいときは、被災道県及び応援道県が協議して定める。

（資料の交換）

第17条 協定第11条に定める資料の交換は、毎年度、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料の相互交換の際に行うものとする。

2 交換する資料は、道県の地域防災計画及び国民保護計画、第6条に規定する応援の種類及びその他必要と認める資料とする。

（連絡会議の開催）

第18条 協定第12条に規定する連絡会議は、必要に応じて随時開催するものとし、その事務処理については、副幹事道県が担当するものとする。

（協定の見直し）

第19条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、副幹事道県が担当するものとする。

附 則

- 1 この実施細目は、平成19年11月8日から施行する。
- 2 平成11年4月1日の実施細目は、これを廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、平成26年10月21日から施行する。
- 2 平成19年11月8日の実施細目は、これを廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 平成26年10月21日の実施細目は、これを廃止する。

（経過措置）

- 1 第4条の規定に基づく別表3に定める幹事道県等の持ち回り順序は、令和6年4月1日から適用し、幹事道県を岩手県から始める。
- 2 前項の適用までの間、令和4年度は、幹事道県を青森県、副幹事道県を北海道とし、令和5年度は、幹事道県を北海道、副幹事道県を岩手県とする。

別表1

(略)

別表2 カバー道県

被災道県名	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

別表3 幹事道県等の持ち回り順序

順番	道県名
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	新潟県

※1 副幹事道県は、翌年度の幹事道県担当道県が務めることとし、幹事道県に事故があるときは、その職務を代理する。

※2 副幹事道県に事故があるときは、副幹事道県の次の順番の道県がその職務を代理する。

※3 幹事道県と副幹事道県のいずれにも事故があった場合は、副幹事道県の次の番号以降の道県で、番号の若い順に幹事道県、副幹事道県をそれぞれ代理するものとする。

別表4 ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制

被災道県名	正	副
北海道	青森県	岩手県
青森県	北海道	秋田県
岩手県	秋田県	北海道
宮城県	福島県	山形県
秋田県	岩手県	青森県
山形県	宮城県	新潟県
福島県	新潟県	宮城県
新潟県	山形県	福島県

災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、秋田県内において大規模な災害が発生した場合等において、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等が十分に実施できない場合に、秋田県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定に基づく応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供
- (2) 避難所の開設及び避難者の受け入れ
- (3) 廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供
- (4) 応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市町村から特に要請のあったもの

（応援の要請）

第3条 被災市町村は、当該市町村の地域にかかる災害が発生した場合等において、応急活動等を実施するため必要があるときは、県に対して応援を要請することができる。

2 前項の規定による要請をしようとする被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
 - ア 前条第1号に掲げる応援の場合は、物資の品目、数量、搬入先等
 - イ 前条第2号に掲げる応援の場合は、避難者数、避難期間等
 - ウ 前条第3号に掲げる応援の場合は、応急活動の種類、数量、期間等
 - エ 前条第4号に掲げる応援の場合は、職種、人数、活動内容、派遣期間等

(3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の規定にかかわらず、応援要請市町村は、県に要請するいとまがないときは、他の市町村に直接要請できるものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

（要請を受けた県及び市町村の役割）

第4条 県は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、速やかに他の市町村に応援の要請を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村は、応援が可能な場合には、その内容を速やかに県に報告するものとする。

3 前項の規定による報告を受けた県は、速やかに応援内容を調整し、その結果を前項の規定により報告した市町村及び応援要請市町村に通知するものとする。

4 前条第3項の規定による要請又は前項の規定による調整により応援を行う市町村は、直ちに応援を実施するものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、県は、前条第2項の規定による要請の内容を踏まえ、県自ら実施することが適当と判断

した場合には、直ちに応援を実施するものとし、その内容を応援要請市町村に通知するものとする。

（自主応援）

第5条 県及び市町村は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、被災市町村が第3条第2項の規定による要請を行うことができない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合には、同項の規定による要請があったものとみなす。

2 前項の規定による応援を実施した市町村は、その内容を事後速やかに県に報告するものとする。

（要請等の手段）

第6条 第3条から前条までの規定による要請等は、電話等により行うことができるものとし、事後速やかに、次表に定める区分に従い、当該各号に規定する様式による文書を送付するものとする。

区 分	様 式
第3条第2項及び第3項に規定する応援要請	第1号
第3条第3項に規定する直接応援要請の報告	第2号
第4条第1項に規定する応援要請の通知	第3号
第4条第2項に規定する応援内容の報告	第4号
第4条第3項及び第5項に規定する応援実施の通知	第5号
第5条第2項に規定する自主応援の報告	第6号

（経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、応援要請市町村の負担とする。

（その他）

第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県及び市町村がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書26通を作成し、県及び各市町村が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年1月20日

秋田市山王四丁目1番1号

秋 田 県 知 事 佐 竹 敬 久

秋田市山王一丁目1番1号

秋 田 市 長 穂 積 志

能代市上町1番3号

能 代 市 長 齊 藤 滋 宣

横手市条里一丁目1番1号

横 手 市 長 五十嵐 忠 悦

大館市字中城20番地

大 館 市 長 小 畑 元

男鹿市船川港船川字泉台66番地1

男 鹿 市 長 渡 部 幸 男

湯沢市佐竹町1番1号
湯 沢 市 長 齊 藤 光 喜

鹿角市花輪字荒田4番地1
鹿 角 市 長 児 玉 一

由利本荘市尾崎17番地
由利本荘市長 長谷部 誠

潟上市天王字上江川47番地100
潟 上 市 長 石 川 光 男

大仙市大曲花園町1番1号
大 仙 市 長 栗 林 次 美

北秋田市花園町19番1号
北 秋 田 市 長 津 谷 永 光

にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
に か ほ 市 長 横 山 忠 長

仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地
仙 北 市 長 門 脇 光 浩

小坂町小坂鉱山字尾樽部37番地2
小 坂 町 長 細 越 満

上小阿仁村小沢田字向川原118番地
上小阿仁村長 中 田 吉 穂

藤里町藤琴字藤琴8番地
藤 里 町 長 佐 々 木 文 明

三種町鶴川字岩谷子8番地
三 種 町 長 三 浦 正 隆

八峰町峰浜目名潟字目長田118番地
八 峰 町 長 加 藤 和 夫

五城目町西磯ノ目1丁目1番地1
五 城 目 町 長 渡 邊 彦 兵 衛

八郎潟町字大道80番地
八 郎 潟 町 長 畠 山 菊 夫

井川町北川尻字海老沢樋ノ口78番地1
井 川 町 長 齋 藤 正 寧

大潟村字中央1番地1
大 潟 村 長 高 橋 浩 人

美郷町土崎字上野乙170番地10
美 郷 町 長 松 田 知 己

羽後町西馬音内字中野177番地
羽 後 町 長 大 江 尚 征

東成瀬村田子内字仙人下30番地1
東 成 瀬 村 長 佐 々 木 哲 男

（様式第1号）

○ ○ - ○ ○ ○ ○
○ ○ 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○
（又は市町村長）

（市町村長） ○ ○ ○ ○ 印

災害応急活動等の応援要請書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり応援を要請します。

- 1 被害状況

- 2 要請内容

- 3 その他参考となる事項

（様式第2号）

○ ○ - ○ ○ ○ ○
○ ○ 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

（市町村長） ○ ○ ○ ○ 印

災害応急活動等の直接応援要請報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり直接応援要請したので報告します。

- 1 被害状況

- 2 要請先市町村

- 3 要請内容
別紙のとおり

- 4 その他参考となる事項

（様式第3号）

〇 〇 - 〇〇〇〇
〇〇 年 月 日

（市町村長）〇〇 〇〇 様

秋田県知事 〇〇 〇〇 印

災害応急活動等の応援要請通知書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり応援要請があったので通知します。

ついては、応援が可能な場合には、その内容を速やかに報告してください。

1 要請市町村

2 要請内容

別紙のとおり

3 その他参考となる事項

（様式第4号）

○ ○ - ○ ○ ○ ○
○ ○ 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

（市町村長） ○ ○ ○ ○ 印

災害応急活動等の応援内容報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づく応援要請について、本市（町村）が可能な応援内容を次のとおり報告します。

1 要請市町村

2 本市（町村）が可能な応援内容

3 その他参考となる事項

（様式第5号）

〇 〇 - 〇〇〇〇
〇〇 年 月 日

（市町村長）〇〇 〇〇 様

秋田県知事 〇〇 〇〇 印

災害応急活動等の応援（調整）通知書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり応援することとした（調整した）ので通知します。

- 1 応援自治体
- 2 応援内容
- 3 その他参考となる事項

（様式第6号）

○ ○ - ○ ○ ○ ○
○ ○ 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

（市町村長） ○ ○ ○ ○ 印

災害応急活動等の自主応援報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり自主応援したので報告します。

1 応援先市町村

2 応援内容

3 その他参考となる事項

災害時における相互援助に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定書は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）の規定の趣旨にのっとり、秋田県市長会を構成する各市（以下「各都市」という。）の市長の協議により、各都市の全部又は一部において大規模な災害が発生し、これにより被災した都市（以下「被災都市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合に、都市間の相互援助又は協力（以下「援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（援助の種類）

第2条 援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧および生活必需品ならびにこれらの供給に必要な資機材および物資の提供
- (2) 救助および救助必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療および防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (4) 被災者を一時入所させるための施設の提供
- (5) 救助および応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災都市が特に必要があると認められるもの

（援助要請の手続き）

第3条 援助を受けようとする被災都市は、次の各号に掲げる事項を明らかにした電話等による要請を行い、後日速やかに別記様式第1号による文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を受ける場所およびその経路
- (3) 援助を受ける期間
- (4) 前条第1号から第4号に掲げるものを要請する場合は、品名、規格、数量等
- (5) 前条第5号に掲げる職員の派遣要請をする場合は、事務職、技術職、技能職の職種別および人員
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急援助活動の実施）

第4条 各都市のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、当該被災都市のほかの市は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

（調整都市）

第5条 災害時における援助に係る事務を迅速かつ円滑に実施するため、第2条に規定する援助又は前条に規定する緊急援助活動（以下「援助業務」という。）を行う都市（以下「援助都市」という。）と被災都市との総合的な調整を行うための都市（以下「調整都市」という。）を置く。

2 前項の調整都市は、各被災都市に応じて、別紙に定めるとおりとする。

（経費の負担）

第6条 援助業務に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、これにより難しい場合は、関係都市が協議して決めるものとする。

（賠償責任）

第7条 援助業務に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは重度障害者となった場合においては、本人又はその家族が被った損害は、援助都市がその賠償の責めを負うものとする。

2 援助都市の職員が援助業務を実施している際に、第三者に傷害を与えた場合（その損害が被災都市と援助都市との往復途上に生じた場合を除く。）は、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。

（連絡体制）

第8条 各都市は、別記様式第2号のとおり、この協定書に係る連絡担当課（室）を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取り合うものとする。

2 各都市は、この協定の実効性を高めるため、秋田県都市間災害時相互援助協定連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

3 会議は、必要に応じて大規模災害時における相互援助に関する対策を研究し、又は協議するものとする。

（効力の発生日）

第9条 この協定書は、平成18年4月26日から効力を発するものとする。

（協議）

第10条 この協定書に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書13通を作成し、各都市記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成18年4月26日

秋田市山王1丁目1番1号
秋田市
秋田市長 佐竹 敬久
能代市上町1番3号
能代市
能代市長 斉藤 滋宣
横手市前郷字下三枚橋269番地
横手市
横手市長 五十嵐 忠悦
大館市字中城20番地
大館市
大館市長 小畑 元
由利本荘市尾崎17番地
由利本荘市
由利本荘市長 柳田 弘
男鹿市船川港船川字泉台66番地1
男鹿市
男鹿市長 佐藤 一誠
湯沢市佐竹町1番1号
湯沢市
湯沢市長 鈴木 俊夫
大仙市大曲花園町1番1号
大仙市
大仙市長 栗林 次美
鹿角市花輪字荒田4番地1
鹿角市
鹿角市長 児玉 一
潟上市天王字上江川47番地100
潟上市
潟上市長 石川 光男
北秋田市花園町19番1号
北秋田市
北秋田市長 岸部 陞
仙北市田沢湖生保内字宮の後30番地
仙北市
仙北市長 石黒 直次
にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
にかほ市
にかほ市長 横山 忠長

様式第1号

号

年 月 日

様

住 所

氏 名

災害発生による援助要請について

災害時における相互援助協定書第3条に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

項 目	内 容
被害状況	
援助内容の種類	
援助を要する職種 別人員	
援助場所到達経路	
援助を受ける期間	
その他援助に必要な事項	

災害時の連絡担当部課室

() 市)

連絡部課室			
連絡担当者	責任者	課・室長	
	補助者		
連絡先	勤務時間内	責任者	
		T E L	
		F A X	
		責任者	
		T E L	
		F A X	
	勤務時間外	責任者	
		T E L	
		F A X	
		責任者	
T E L			
F A X			
備考			

連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

別紙（5条関係）

援助調整都市

被災した都市	援助調整都市名	
	正	副
秋 田 市	湯 沢 市	大 仙 市
能 代 市	北 秋 田 市	仙 北 市
横 手 市	秋 田 市	男 鹿 市
大 館 市	大 仙 市	横 手 市
由利本荘市	鹿 角 市	大 館 市
男 鹿 市	大 館 市	鹿 角 市
湯 沢 市	能 代 市	に か ほ 市
大 仙 市	男 鹿 市	秋 田 市
鹿 角 市	由利本荘市	潟 上 市
北 秋 田 市	に か ほ 市	由利本荘市
潟 上 市	仙 北 市	湯 沢 市
仙 北 市	潟 上 市	能 代 市
に か ほ 市	横 手 市	北 秋 田 市

災害派遣に関する秋田県知事と陸上自衛隊第21普通科連隊長との協定

秋田県知事（以下「知事」という。）と陸上自衛隊第21普通科連隊長（以下「連隊長」という。）との間に災害派遣に関し、その業務の円滑を期するため、この協定を締結する。

（自衛隊の任務の周知）

第1条 知事は、自衛隊が行う災害派遣の目的を平素から一般に周知し、災害派遣要請が適切に行われるよう配慮するものとする。

（防災関係資料調査に対する協力）

第2条 知事は、防災に関して連隊長が行う防災関係資料調査その他に積極的に協力するものとする。

（防災訓練等に対する参加支援）

第3条 連隊長は、知事等が行う防災訓練には知事の要請により、部隊業務に支障のない限り部隊等を参加させこれらを支援するものとする。

2 連隊長は、市町村その他が行う防災訓練についても要請があるときは、県と調整のうえ前項に準じて可能な範囲で支援するものとする。

（災害発生予想時の連絡）

第4条 知事は、自衛隊の災害派遣を必要とする災害の発生が予想されるときは、すみやかに連隊長に現状と事後の見通し等について情報を提供するものとする。

2 連隊長は、前項の情報に基づき必要であると認めるときは、県庁に連絡員を派遣し、情報の円滑な収集を図るものとする。

3 知事は、前項による連絡員の業務が円滑に行われるよう便宜を供与するものとする。

（偵察者の派遣）

第5条 災害の発生が予想され、又は発生し、連隊長が現地に偵察者を派遣する場合は、知事は必要に応じて県職員を当該偵察者に同行させ現地関係者との連絡調整にあたらせるものとする。

（現地責任者の指定）

第6条 知事及び連隊長は、災害派遣に関し、現地における県及び部隊の連絡責任者をそれぞれ指定し、相互の円滑な連絡を保つものとする。

（合同連絡所の設置）

第7条 知事は、災害の様相、規模等により必要があるときは、現地に関係機関からなる合同連絡所を設置し、災害応急業務の円滑を期するものとする。

（現地の受入体制）

第8条 知事は、派遣部隊が現地到着後迅速、効率的な業務の遂行を図るため予め現地関係者をして、次の措置を講ずるものとする。

- 1 派遣部隊誘導のための要員を主要地に配置すること。
- 2 実施作業の手順を定め派遣部隊到着後直ちに調整に入れる体制を整えること。
- 3 通信連絡手段の準備及び作業に必要な資器材を整備すること。
- 4 必要に応じ災害地の区域、災害程度を示した地図又は略図を準備すること。
- 5 派遣部隊の宿営に伴って必要な施設（光熱、給水通信、衛生等）の設備を整備すること。

（資材の使用及び補償等）

第9条 災害派遣のため使用する資材等は、知事又は現地関係者が準備するものとする。

- 2 前項に備えて知事又は現地関係者は所要地区ごとの資器材等の集積を計画しておくものとする。
- 3 災害派遣に伴って自衛隊が使用した資器材については「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令第1号」（昭和35年2月16日改正）によるほか、その都度協議して定めるものとする。

（経費の負担）

第10条 自衛隊の災害派遣に伴って生ずる経費の負担区分は次のとおりとする。ただし、その負担区分を定めがたいものについては、その都度協議のうえ決定するものとする。

- 1 県、又は派遣先現地機関が負担すべきもの
 - (1) 施設の借上料及び損料、光熱料、電話料、水道料、衛生費
 - (2) 災害復旧、救援、防疫、医療、給水等に必要な資材、消耗品
- 2 自衛隊が負担すべきもの
 - (1) 部隊等の宿営、給与、装備、器材及び被服等の整備損耗更新
 - (2) 災害地への往復輸送に伴う経費
 - (3) 人員・物資輸送支援のための車両用燃料等

附 則

締 結	昭和46年1月16日
改 正	昭和50年4月1日
〃	昭和55年1月7日
〃	昭和55年1月7日

秋田県知事 佐々木 喜久治

陸上自衛隊第21普通科連隊長 小 野 晴 男

資料番号 8-8

秋田県、秋田海上保安部、秋田市消防本部、男鹿地区消防一部
事務組合消防本部、能代山本広域市町村圏組合消防本部

消防機関と海上保安官署との業務協定

沿岸域における消防活動について次の基準（海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書）により現状に即した協定の締結を指導し、その協力関係を確立するものとする。

なお、本県においては、秋田海上保安部と秋田市消防本部、男鹿地区消防一部事務組合消防本部及び能代山本広域市町村圏組合消防本部との間にそれぞれ業務協定を締結している。

また、船舶からの流出油事故対策に関しても、同業務協定を準用し締結している。

海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書

領海内における船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。）の火災について、海上保安官署と消防機関が協力し、円滑に消火活動を行なうため、両機関が締結する業務協定の基本を次のとおり定める。

1 次に掲げる船舶の消火活動は主として消防機関が担任するものとし、海上保安官署はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
- (2) 河川湖沼における船舶

上記以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、消防機関はこれに協力するものとする。

なお、現地の実情に応じて、両者の協議により上記(1)および(2)以外の船舶の消火活動について特別の定めをすることができる。

2 船舶の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、海上保安官署と消防機関が協議して、これを行なうものとする。

3 法令に定めるもののほか入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

4 海上保安官署又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通知するものとする。

5 海上保安官署又は消防機関が、単独で船舶の火災の消火に従事したときは、すみやかに、そのてん末を相互に連絡するものとする。

6 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議の上定めるものとする。

7 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行なうため、海上保安官署および消防機関は地方防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行なうものとする。

- (1) 情報および資料の交換
- (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

昭和43年3月29日

海上保安庁長官	亀山 信 郎
消防庁長官	佐久間 疆

秋田県広域消防相互応援協定書

（目的等）

第1条 この協定書は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、秋田県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立し、大規模災害等に対処することを目的とする。

（大規模災害等）

第2条 この協定において「大規模災害等」とは、次の各号に掲げるもののうち、応援活動を必要とするものをいう。

- (1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災
- (2) 地震、風水害その他大規模な自然災害
- (3) 航空機事故、列車事故等のうち、大規模又は特殊な事故
- (4) 毒性物質、生物剤又は放射性物質に係る事故による災害
- (5) 前各号に掲げるもののほか、大規模若しくは特殊な災害又は事故

（地域ブロック区分）

第3条 秋田県内を次の地域に区分するものとする。

(1) 県北地域ブロック

能代山本広域市町村兼組合消防本部管内、大館市消防本部管内、鹿角広域行政組合消防本部管内及び北秋田市消防本部管内

(2) 中央地区ブロック

秋田市消防本部管内、男鹿地区消防一部事務組合消防本部管内、五城目町消防本部管内及び湖東地区消防本部管内

(3) 県南地区ブロック

大曲仙北広域市町村圏組合消防本部管内、横手市消防本部管内、由利本荘市消防本部管内、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部管内及びにかほ市消防本部管内

（代表消防機関及び代行消防機関の設置）

第4条 この協定による相互の応援活動を円滑に実施するため、代表消防機関、代表消防機関代行及び地域ブロック代表消防機関（以下「代表消防機関等」という。）を設置する。

2 前項の代表消防機関及び代表消防機関代行は、緊急消防援助隊秋田県隊応援等実施計画第2によるものとし、代表消防機関等を次のとおり定める。この場合において、代表消防機関代行は、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できないときは、当該任務を代行するものとする。

(1) 代表消防機関

秋田市消防本部

(2) 代表消防機関代行

ア 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部

イ 能代山本広域市町村圏組合消防本部

(3) 地域ブロック代表消防機関

次のアからウまでに掲げる地域ブロックの区分に応じ、当該アからウまでに定める消防本部

ア 県北地域ブロック 能代山本広域市町村圏組合消防本部

イ 中央地区ブロック 秋田市消防本部

ウ 県南地区ブロック 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部

（応援隊の登録）

第5条 市町等は、応援出動が可能な指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。

（代表消防機関等の任務）

第6条 代表消防機関の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 秋田県との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域ブロック代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 秋田県内の応援可能な応援隊の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における秋田県内の応援可能な応援隊の調整に関すること。

2 地域ブロック代表消防機関の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な応援隊の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な応援隊の調整に関すること。

（応援要請）

第7条 応援要請は、大規模災害等が発生した市町等（以下「要請側」という。）の長又は消防長が、次に掲げる区分により、他の市町等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対し、代表消防機関等を通じて行うものとする。ただし、代表消防機関等を通じて要請するいとまがない場合は、直接応援側へ要請できるものとする。この場合、当該要請後に代表消防機関等へ報告するものとする。

- (1) 第1要請
同一地域ブロック内の市町等に対する応援要請
- (2) 第2要請
他地域ブロックの市町等に対する応援要請
- (3) 第3要請
県内全域の市町等に対する応援要請

2 前項の応援要請は、災害発生時においては電話等により迅速に行うものとし、当該応援要請後においては、遅滞なくその内容を書面にするものとする。

3 応援要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

4 代表消防機関等は、第1項に規定する応援要請があった場合には、秋田県に対して必要な事項を報告するとともに、要請側の長又は消防長と応援隊編成等の調整を行うものとする。

（応援出動準備体制）

第8条 各市町等は、災害の規模に照らし出動が予想される場合には、速やかに管内の被害状況を確認し、応援隊としての出動の可否を代表消防機関及び地域ブロック代表消防機関に報告するとともに、出動準備を行うものとする。

（応援隊の派遣等）

第9条 第7条第1項の規定により応援要請を受けた応援側の長又は消防長は、応援側の市町等の消防力に支障が生じる等特別な理由がある場合を除き、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長又は消防長は、応援隊を派遣する場合は、属する地域ブロック代表消防機関を通じ、代表消防機関に対して出動隊数、出動隊員数、無線の呼称その他の必要な事項について報告するものとする。
- 3 代表消防機関の長は、応援隊の派遣が決定した場合は、速やかに要請側の長又は消防長に対してその旨を連絡し、併せて秋田県に報告するものとする。
- 4 応援側の長又は消防長は、応援隊を派遣することができない場合は、速やかに属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に報告するものとする。

（応援隊の指揮）

第10条 応援隊は、法第47条第1項の規定に基づき、要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

（指揮支援体制）

第11条 応援隊の指揮は、代表消防機関等の職員が行うものとし、原則として被災地消防本部において、要請側の長の指揮の下、応援隊を統括し活動の管理を行うものとする。

（応援の中断）

第12条 応援側の都合により応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議の上、応援活動を中断することができるものとする。

（経費の負担）

第13条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援側が負担する経費は、次に掲げるものとする。

- ア 旅費及び出動手当等の人件費
- イ 公務災害補償に要する経費
- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料に係る経費を除く。）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 要請側との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償費等

(2) 要請側が負担する経費は、次に掲げるものとする。

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償費を除く。）
- エ 化学消火薬剤等の資機材費

(3) 前2号に掲げる以外の費用については、当該大規模災害等に関する市町等相互がその都度協議して定めるものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市町等相互が協議の上、決定するものとする。

（委任）

第15条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して別に定めるものとする。(1) 応援側の負担する経費は、次に掲げるものとする。

- ア 旅費及び出動手当等の人件費
- イ 公務災害補償に要する経費
- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料に係る経費を除く。）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 要請側との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償費等

(2) 要請側が負担する経費は、次に掲げるものとする。

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食糧費
- ウ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償費を除く。）
- エ 化学消火薬剤等の資機材費

(3) 前2号に掲げる費用以外の費用については、当該大規模災害等に関する市町等相互がその都度協議して定めるものとする。

（効力の発生等）

第16条 この協定は、平成29年4月1日から効力を発生するものとし、秋田県広域消防相互応援協定（平成22年12月22日締結）は、平成29年4月1日をもって廃止する。

本協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、市町等において各1通を保有するものとする。

平成29年3月27日

秋 田 市		
市長	穂 積	志
横 手 市		
市長	高 橋	大
大 館 市		
市長	福 原	淳 嗣

由利本荘市		
市長	長谷部	誠
北秋田市		
市長	津谷	永光
にかほ市		
市長	横山	忠長
五城目町		
町長	渡邊	彦兵衛
湯沢雄勝広域市町村圏組合		
管理者	齊藤	光喜
能代山本広域市町村圏組合		
理事会代表理事	齊藤	滋宣
大曲仙北広域市町村圏組合		
副管理者	門脇	光浩
鹿角広域行政組合		
管理者	児玉	一
男鹿地区消防一部事務組合		
管理者	渡部	幸男
湖東地区行政一部事務組合		
管理者	畠山	菊夫

大規模災害に関する消防及び自衛隊の相互協力

消防救 第 27 号
平成 8 年 2 月 7 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁救急救助課長

大規模災害に関する消防および自衛隊の相互協力について

この度、先の阪神・淡路大震災における教訓にかんがみ、特に、大規模災害に関する消防および自衛隊の相互の協力に関し必要な事項について明確にするため、別添のとおり防衛庁と「大規模災害に際しての消防および自衛隊の相互協力に関する協定」（平成 8 年 1 月 17 日付消防救第 3 号防運第 153 号。以下「協定」という。）を締結したので、下記事項に留意の上、大規模災害時における自衛隊との協力に関し遺憾のないようお願いしたい。

また、貴管下市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対してもよろしく周知願いたい。

なお、消防および警察の相互協力については、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 24 条に明記されており、従来より協力がなされてきたところであるので、念のため申し添える。

記

1 協定第 2 条 1 に定める情報交換について

大規模災害に際しては、すみやかに、当該災害に係る情報を収集し、消防と自衛隊との間で相互に提供するものとする。

なお、情報交換の対象となるものは、

- ① 大規模災害の状況に係る情報
- ② 救援活動の態勢に係る情報
- ③ 上記のほか、消防および自衛隊の任務遂行に資する情報とし、相互に積極的に連絡を取り合い、情報の共有に努めるものとする。

2 協定第 2 条 2 に定める連携のための調整について

大規模災害の発生地その他の目的地（以下「被災地等」という。）における人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、消防と自衛隊と連携してその任務に当たるよう相互に調整を行うものとする。

なお、具体的には被災地等を管轄する消防および災害派遣を命ぜられた自衛隊で現地調整機関を設け、原則として当該消防の施設における調整のための会議により行うものとする。ただし、消防、警察および自衛隊において、協議のうえ別に定めるときはこの限りでないこと。

3 協定第 2 条 3 に定める消防職員等の移動のための協力について

自衛隊は、消防組織法第 24 条の 3 の規定に基づき、災害が発生した市町村のため応援出動する消防機関の職員および当該応援出動に必要な資機材の被災地等への迅速な移動を確保するため、当該消防職員等の航空輸送その他の輸送支援を行うものとされていること。

なお、救助工作車Ⅳ型（「広域航空消防応援体制等整備費補助金交付要綱」（平成 7 年 11 月 21 日付消防消第 254 号）第 4 条に規定する救助工作車Ⅳ型をいう。）を配置する特定の消防本部（東京消防庁、名古屋市消防局、大阪市消防局、福岡市消防局）にあっては、自衛隊の輸送支援を受ける場合の参集場所等について予め定めておくこと。

4 協定第 3 条に定める消防および自衛隊の平素の連絡調整について

平素から消防と自衛隊との間で、密接な連絡調整が行われるよう協力するものとする。

なお、平素の連絡調整の責任者は、原則として別表のとおりとし、連携要領を定める等必要な連絡調整を行うものとする。

また、自衛隊側責任者は、消防との連絡調整において他の自衛隊との調整を必要とする事項が生じた際は、関係する他の自衛隊に通報するとともに、消防側責任者に対し当該自衛隊の責任者、所在地等を連絡するものとされていること。

別 表 （略）

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

（平成31年3月8日変更）

第1章 総則

第1節 本計画の目的

この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第2項の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項について定めることを目的とする。

第2節 緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害（当該災害が発生した市町村（以下「被災地」という。）の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。）の発生に際し、消防庁長官（以下「長官」という。）の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

第2章 緊急消防援助隊の編成

第1節 緊急消防援助隊の構成単位

1 基本的な構成単位

緊急消防援助隊の基本的な構成単位は、都道府県大隊、中隊、小隊とし、各隊の長は、それぞれ都道府県大隊長、中隊長、小隊長とする。

2 部隊

被災地における緊急消防援助隊の活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急消防援助隊に特別の任務を行う部隊として、指揮支援部隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊及び航空部隊を編成するものとし、各部隊の長は、それぞれ指揮支援部隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長とする。ただし、航空部隊にあつては、部隊の長を設けないものとする。

第2節 都道府県大隊の編成

1 都道府県大隊は、当該都道府県又は当該都道府県内の市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に設置された都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な中隊をもって編成する。

2 長官は、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき、当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとする。

3 都道府県大隊長

（1）都道府県大隊長は、都道府県大隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県大隊の活動を指揮することを任務とする。

（2）都道府県大隊長は、2の代表消防機関の職員である都道府県大隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、都道府県大隊指揮隊を編成するものとする。ただし、当該代表消防機関が被災等により出動できない場合は、長官が別に定めるところによるものとする。

第3節 都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務

都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び

特殊装備中隊の任務は、次のとおりとする。

- 1 都道府県大隊指揮隊 主として被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うこと。
- 2 消火中隊 主として被災地における消火活動を行うこと。
- 3 救助中隊 主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。
- 4 救急中隊 主として被災地における救急活動を行うこと。
- 5 後方支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。
- 6 通信支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して通信の確保等に関する支援活動を行うこと。
- 7 水上中隊 主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。
- 8 特殊災害中隊 主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。
- 9 特殊装備中隊 主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

第4節 小隊の装備等の基準

都道府県大隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊、水上小隊、特殊災害小隊及び特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

1 都道府県大隊指揮隊

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
- (2) 都道府県大隊指揮隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

2 消火小隊

- (1) 消火中隊を構成する消火小隊は、隊員4人以上で編成されるものであること。
- (2) 消火小隊は、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車を備えること。
- (3) 消火小隊は、口径65ミリメートルのホースを積載すること。

3 救助小隊

- (1) 救助中隊を構成する救助小隊は、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号）第6条に規定する救助隊員の資格を有する隊員（以下「救助隊員」という。）5人以上で編成されるものであること。ただし、(2)イの車両を備える救助小隊の隊員は、救助隊員であることを要しない。
- (2) 救助小隊は、次のいずれかの車両を備えること。
 - ア ウインチ、クレーン及び発電照明灯を装備した四輪駆動の救助工作車
 - イ 四輪駆動の津波・大規模風水害対策車両
- (3) 救助小隊は、(2)の車両の区分に応じ、それぞれ次の資機材を備えること。

ア (2)アの救助工作車

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）別表第1及び別表第2に掲げる救助器具並びに要救助者を検索するための高度救助用資機材

イ (2)イの津波・大規模風水害対策車両

浸水域での高度な救助活動を行うための資機材

4 救急小隊

- (1) 救急中隊を構成する救急小隊は、救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する隊員又は救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）第2条第1項に規定する隊員3人以上で編成されるものであること。
- (2) 救急小隊は、四輪駆動の高規格救急自動車を備えること。
- (3) 救急小隊は、高度救命処置用資機材を備えること。

5 後方支援小隊

- (1) 後方支援中隊を構成する後方支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
- (2) 後方支援小隊は、被災地において、消火中隊、救助中隊及び救急中隊等が発災直後から長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

6 通信支援小隊

- (1) 通信支援中隊を構成する通信支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
- (2) 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、緊急消防援助隊の通信確保を可能とするために必要な設備、資機材及び車両を備えること。

7 水上小隊

- (1) 水上中隊を構成する水上小隊は、船舶の種類に応じて必要とされる船長、機関長及び2人以上の隊員で編成されるものであること。
- (2) 水上小隊は、消火その他の消防活動に必要な設備を有する消防艇を備えること。

8 特殊災害小隊

- (1) 特殊災害中隊を構成する毒劇物等対応小隊（毒性物質の発散等による特殊災害への対応隊を含む。以下同じ。）、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。
- (2) 毒劇物等対応小隊、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

9 特殊装備小隊

- (1) 特殊装備中隊を構成する遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊、水難救助小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。
- (2) 遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊、水難救助小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

第5節 部隊の任務

指揮支援部隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊及び航空部隊の任務等は、それぞれ1から6までのとおりとする。

1 指揮支援部隊

- (1) 指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地へ赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。
- (2) 指揮支援部隊は、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊をもって編成するものとし、各隊の長は、それぞれ統括指揮支援隊長、指揮支援隊長及び航空指揮支援隊長とする。

(3) 指揮支援部隊長

- ア 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は消防応援活動調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。
- イ 指揮支援部隊長は、統括指揮支援隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより統括指揮支援隊を編成するものとする。
- ウ 指揮支援部隊長は、陸上（水上を含む。以下同じ。）の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援隊長に委任することができる。
- エ 指揮支援部隊長は、航空の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を航空指揮支援隊長に委任することができる。

(4) 指揮支援隊長

- ア 指揮支援隊長は、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。
- イ 指揮支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより指揮支援隊を編成するものとする。

(5) 航空指揮支援隊長

- ア 航空指揮支援隊長は、航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行っている者（以下「ヘリベース指揮者」という。）を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。
- イ 航空指揮支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより航空指揮支援隊を編成するものとする。

2 統合機動部隊

- (1) 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、迅速に先遣出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに

に、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。

(2) 統合機動部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

(3) 統合機動部隊長は、原則として第2節2の代表消防機関の職員である統合機動部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、統合機動部隊指揮隊を編成するものとする。

3 エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）

(1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。

(2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮支援隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。

4 NBC災害即応部隊

(1) NBC災害即応部隊は、NBC災害（緊急消防援助隊に関する政令（平成15年8月29日政令第379号）第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。以下同じ。）に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。

(2) NBC災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

(3) NBC災害即応部隊長は、NBC災害即応部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、NBC災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。

5 土砂・風水害機動支援部隊

(1) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。

(2) 土砂・風水害機動支援部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

(3) 土砂・風水害機動支援部隊長は、原則として第2節2の代表消防機関の職員である土砂・風水害機動支援部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊を編成するものとする。

6 航空部隊

(1) 航空部隊は、被災地において航空に係る消防活動を行うことを任務とする。

(2) 航空部隊は、航空小隊をもって編成し、必要に応じて、航空後方支援小隊を加えるものとする。

(3) 航空小隊は、主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とする。

(4) 航空後方支援小隊は、主として航空機の活動拠点における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とする。

第6節 部隊の隊の装備等の基準

統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊、統合機動部隊指揮隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、NBC災害即応部隊指揮隊、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、航空小隊及び航空後方支援小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

1 統括指揮支援隊及び指揮支援隊

(1) 指揮支援部隊を構成する統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。

(2) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

2 航空指揮支援隊

(1) 指揮支援部隊を構成する航空指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員3人以上で編成されるものであること。

(2) 航空指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

3 統合機動部隊指揮隊

(1) 統合機動部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。

(2) 統合機動部隊指揮隊は、発災後迅速に出動し、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

4 エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊

(1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、特殊災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。

(2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

5 NBC災害即応部隊指揮隊

(1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員3人以上で編成されるものであること。

(2) NBC災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

6 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊

(1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。

(2) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

7 航空小隊

(1) 航空小隊は、任務等に応じて必要とされる操縦士、整備士、救助隊員等で編成されるものであること。

(2) 航空小隊は、航空機を備えること。

(3) 航空小隊は、救助用資機材、救急用資機材、消火用タンク、ヘリコプターテレビ電送システム等のうちその任務に応じて必要なものを備えること。

8 航空後方支援小隊

(1) 航空後方支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。

(2) 航空後方支援小隊は、航空機の活動拠点において、航空指揮支援隊及び航空小隊が長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

第3章 緊急消防援助隊の登録

1 長官は、都道府県知事又は市町村長からの緊急消防援助隊の登録の申請に基づき、本計画に適合するかどうか審査し、必要と認める緊急消防援助隊の登録を行うものとする。

2 登録する緊急消防援助隊の規模については、全国の消防機関の現有消防隊数等を考慮し、また、緊急消防援助隊の施設の整備推進及び教育訓練の充実を図ることにより、2023年度（平成35年度）末までに、都道府県及び市町村の協力を得て、別表第1のとおり、おおむね6,600隊規模とすることを目標とする。

第4章 緊急消防援助隊の出動計画等

1 出動決定のための措置等

(1) 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。また、東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震又はNBC災害に対し、速やかに同条第5項の規定に基づき適切な措置をとるものとし、その他の大規模な災害に対しても、災害の状況、災害対策基本法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部の設置状況、応援の必要性等を考慮し、同様の措置をとるものとする。

(2) 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合においては、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条又は第48条の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は応援等を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に活動するものとする。また、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。

(3) 大規模な地震等が発生した場合においては、長官が別に定めるところにより、都道府県及び消防機関は、緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。

2 基本的な出動計画

(1) 第一次出動都道府県大隊

大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊を第一次出動都道府県大隊とし、災害が発生した都道府県（以下「災害発生都道府県」という。）ごとの第一次出動都道府県大隊を別表第2のとおりとする。

(2) 出動準備都道府県大隊

（1）の第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊を出動準備都道府県大隊とし、災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県大隊を別表第3のとおりとする。

3 出動及び活動における重要関係機関との連携

緊急消防援助隊の出動及び活動に関しては、次に掲げる関係機関と密接な連携を図るものとする。

- （1）自衛隊、警察、海上保安庁、日本DMAT（厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいう。以下「DMAT」という。）等
- （2）緊急消防援助隊の活動に必要な交通、輸送、通信、燃料及び物資の確保等に関する関係機関

4 南海トラフ地震等についての出動の考え方

南海トラフ地震、首都直下地震その他の大規模地震については、著しい地震災害が想定され、上記2（1）及び（2）の第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に当該地震ごとにアクションプランを定め、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国的規模での緊急消防援助隊が出動するものとする。この場合において、関係機関等との連携による迅速な移動手段的確保を図るものとする。

5 NBC災害についての出動の考え方

NBC災害により多数の負傷者が発生した場合においては、被災地を管轄する消防機関及び被災地が属する都道府県内の消防機関だけでは、消防力が不足すると考えられることに加え、高度で専門的な消防活動を迅速かつ確に行う必要があることから、長官が別に運用計画を定め、当該運用計画に基づき、迅速にNBC災害即応部隊等が出動するものとする。

第5章 緊急消防援助隊の施設の整備等

1 緊急消防援助隊の施設の整備

第2章で示した緊急消防援助隊の編成、装備等の基準に基づき、必要な隊の登録並びに的確かつ迅速な出動及び活動を確保するため、消防組織法第49条第2項の規定に基づき、都道府県及び市町村が行う緊急消防援助隊の施設の整備を推進するものとする。2019年度（平成31年度）から2023年度（平成35年度）末までに整備を推進する車両及び航空機等の整備規模の目標は、別表第4のとおりとし、その他別表第5に掲げる施設の整備を推進するものとする。各年度における整備を推進する施設の整備規模は、当該年度の予算の範囲内とする。

この計画については、緊急消防援助隊の編成、装備等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 消防用の国有財産・物品の無償貸与

緊急消防援助隊の活動に必要なときは、消防組織法第50条の規定に基づき、消防用の国有財産・物品を都道府県又は市町村に無償で使用させるものとする。

第6章 緊急消防援助隊の教育訓練

第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等

1 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練（以下「地域ブロック合同訓練」という。）を定期的実施するものとする。全国規模の訓練については、当面、2021年度（平成33年度）に図上訓練及び全国合同訓練を実施するものとする。

2 地域ブロック合同訓練に関する重点推進事項

長官は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等との連携、大規模災害時における通信確保、後方支援活動の充実その他の緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上のため、特に訓練が必要な事項について毎年度定めるものとする。

第2節 消防大学校における教育訓練等

1 消防大学校における教育訓練

緊急消防援助隊の部隊運用能力の向上、航空隊の連携活動能力の向上及び毒性物質の発散等による特殊災害に対する対応能力の向上等のため、消防大学校において必要な教育訓練を実施するものとする。

2 その他の教育訓練

緊急消防援助隊として登録された隊を設置している都道府県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、的確かつ迅速な出動及び活動が行えるように、平常時から必要な教育訓練に努めるものとする。

第7章 その他

- 1 緊急消防援助隊の編成については、大規模災害又は特殊災害の状況に応じ、この基本計画に定める事項を基本としつつ、弾力的かつ適切に行うものとする。
- 2 この計画に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な事項は、長官が別に定める。

附 則

この計画は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（登録する隊の規模）

区分		登録規模
統括指揮支援隊及び指揮支援隊		50 隊程度
航空指揮支援隊		60 隊程度
統合機動部隊指揮隊		50 隊程度
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊		10 隊程度
NBC災害即応部隊指揮隊		50 隊程度
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊		50 隊程度
都道府県大隊	都道府県大隊指揮隊	160 隊程度
	消火小隊	2,500 隊程度
	救助小隊	540 隊程度
	救急小隊	1,500 隊程度
	後方支援小隊	890 隊程度
	通信支援小隊	50 隊程度
	水上小隊	20 隊程度
	特殊災害小隊	350 隊程度
特殊装備小隊	500 隊程度	
航空部隊	航空小隊	80 隊程度
	航空後方支援小隊	60 隊程度
計		6,600 隊程度 (重複を除く)

別表第2（第一次出動都道府県大隊）

災害発生都道府県	第一次出動都道府県大隊			
北海道	青森	岩手	宮城	秋田
青森	岩手	宮城	秋田	山形
岩手	青森	宮城	秋田	山形
宮城	岩手	秋田	山形	福島
秋田	青森	岩手	宮城	山形
山形	宮城	秋田	福島	新潟
福島	宮城	山形	栃木	新潟
茨城	福島	栃木	埼玉	千葉
栃木	福島	茨城	群馬	埼玉
群馬	栃木	埼玉	新潟	長野
埼玉	茨城	群馬	千葉	東京
千葉	茨城	埼玉	東京	神奈川
東京	埼玉	千葉	神奈川	山梨
神奈川	千葉	東京	山梨	静岡
新潟	山形	福島	群馬	長野
富山	新潟	石川	長野	岐阜
石川	富山	福井	岐阜	滋賀
福井	石川	岐阜	滋賀	京都
山梨	東京	神奈川	長野	静岡
長野	群馬	新潟	山梨	岐阜
岐阜	富山	福井	長野	愛知
静岡	神奈川	山梨	長野	愛知
愛知	岐阜	静岡	三重	滋賀
三重	愛知	滋賀	奈良	和歌山
滋賀	福井	岐阜	三重	京都
京都	福井	滋賀	大阪	兵庫
大阪	京都	兵庫	奈良	和歌山
兵庫	京都	大阪	鳥取	岡山
奈良	三重	京都	大阪	和歌山
和歌山	三重	京都	大阪	奈良
鳥取	兵庫	島根	岡山	広島
島根	鳥取	岡山	広島	山口
岡山	兵庫	鳥取	広島	香川
広島	島根	岡山	山口	愛媛
山口	島根	岡山	広島	福岡
徳島	兵庫	香川	愛媛	高知
香川	岡山	徳島	愛媛	高知
愛媛	広島	徳島	香川	高知
高知	広島	徳島	香川	愛媛
福岡	山口	佐賀	熊本	大分
佐賀	福岡	長崎	熊本	大分
長崎	福岡	佐賀	熊本	大分
熊本	福岡	大分	宮崎	鹿児島
大分	福岡	佐賀	熊本	宮崎
宮崎	福岡	熊本	大分	鹿児島
鹿児島	福岡	熊本	大分	宮崎
沖縄	福岡	熊本	宮崎	鹿児島

別表第3（出動準備都道府県大隊）

災害発生都道府県	出動準備都道府県大隊											
北海道	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
青森	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
岩手	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
宮城	北海道	青森	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
秋田	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
山形	北海道	青森	岩手	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川
福島	北海道	青森	岩手	秋田	茨城	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	長野
茨城	青森	岩手	宮城	秋田	山形	群馬	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
栃木	青森	岩手	宮城	秋田	山形	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
群馬	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	千葉	東京	神奈川	富山	山梨	静岡
埼玉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	神奈川	新潟	富山	山梨	長野	静岡
千葉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	群馬	新潟	山梨	長野	静岡	愛知
東京	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	新潟	富山	長野	岐阜	静岡	愛知
神奈川	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	新潟	長野	岐阜	愛知	滋賀
新潟	宮城	秋田	茨城	栃木	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨
富山	群馬	埼玉	東京	神奈川	福井	山梨	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良
石川	新潟	群馬	山梨	長野	静岡	愛知	三重	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取
福井	新潟	富山	山梨	長野	静岡	愛知	三重	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取
山梨	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	新潟	富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重
長野	栃木	茨城	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	静岡	愛知	三重
岐阜	東京	神奈川	石川	山梨	静岡	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
静岡	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	石川	福井	岐阜	三重	滋賀	京都	大阪
愛知	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨	長野	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
三重	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	京都	大阪	兵庫	徳島	香川
滋賀	富山	石川	山梨	長野	静岡	愛知	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	徳島
京都	富山	石川	岐阜	静岡	愛知	三重	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川
大阪	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	鳥取	岡山	広島	徳島	香川
兵庫	石川	福井	岐阜	愛知	三重	滋賀	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川
奈良	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	岡山	徳島	香川
和歌山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	岡山	徳島	香川	
鳥取	福井	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	山口	徳島	香川	愛媛
島根	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀
岡山	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	山口	徳島	愛媛	福岡
広島	大阪	兵庫	奈良	鳥取	徳島	香川	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分
山口	兵庫	鳥取	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
徳島	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	福岡	佐賀
香川	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	広島	山口	福岡	佐賀
愛媛	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
高知	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
福岡	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	宮崎	鹿児島
佐賀	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
長崎	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
熊本	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
大分	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	鹿児島	沖縄
宮崎	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
鹿児島	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
沖縄	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	大分

別表第4（車両及び航空機等の整備規模）

区分		整備規模
車 両	消防ポンプ自動車	630 台
	救助工作車	109 台
	救急自動車	567 台
	その他の消防用自動車	217 台
	小 計	1,523 台
航空機等	ヘリコプター	4 機
	消防艇	2 艇
	小 計	6 機（艇）

備考

- この表において「消防ポンプ自動車」とは、災害対応のための特殊消防ポンプ自動車、特殊水槽付消防ポンプ自動車及び特殊化学消防ポンプ自動車をいう。
- この表において「救急自動車」とは、災害対応のための特殊救急自動車をいう。
- この表において「その他の消防用自動車」とは、災害対応のための特殊はしご付消防ポンプ自動車、特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、特殊高発泡車、大型高所放水車、泡原液搬送車及び毒性物質の発散等の特殊災害対応自動車、支援車、海水利用型消防水利システム並びに災害対応特殊小型動力ポンプ付き水槽車及び消防活動二輪車をいう。

別表第5（その他の整備を推進する施設）

区分	施設
資機材	救助用資機材、高度救助用資機材、高度探査装置、高度救命処置用資機材、支援資機材、テロ対策用特殊救助資機材、検知型遠隔探査装置、ヘリコプター高度化資機材、ヘリコプター消火用タンク、ヘリコプター用衛星電話
無線その他の情報通信を行うための施設	消防救急デジタル無線設備、ヘリコプターテレビ電送システム

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

（別記様式は省略）

（令和4年6月24日改正）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- （2）指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- （3）指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- （4）航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- （5）応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- （6）受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- （7）応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- （8）代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- （9）登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- （10）登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- （11）航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- （12）消防庁ヘリコプターとは、法第50条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- （13）進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- （14）迅速出動とは、法第44条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- （15）震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- （16）震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- （17）最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- （18）部隊移動とは、法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 応援等の要請

（都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

2 災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 前二項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式1-1）。

（1）災害の概況

（2）出動を希望する区域及び活動内容

（3）緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。

5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び第2項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

（応援等の要請のための市町村長等の連絡）

第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式1-2）。

2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。

3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする（別記様式1-2）。

4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

第3章 出動の求め又は指示等

（出動可能隊数の報告及び出動準備）

第5条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。

2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式2-2）。この場合にお

いて、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

- 3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表A-1及び別表A-2に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2-1）。
- 4 前項の出動可能隊報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。
- 5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2-2）。
- 6 消防庁は、別表A-1及び別表A-2に定める災害発生後、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、第3項の規定に基づき出動準備を行っている登録都道府県及び登録市町村の消防本部に対して、出動準備の解除を連絡（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする。

（長官による出動の求め、指示等）

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3-1）。

- 2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第14条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 3 前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
- 4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第11条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。
- 5 長官は、第1項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第4章1（1）の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する被災地の市町村長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする。

（応援等決定通知）

第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する被災地の市町村長に対してその旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする（別記様式3-2）。

（都道府県知事による出動の求め又は指示）

第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

（緊急消防援助隊の出動）

第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

- 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式2-2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数をとりまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。
- 3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式3-3）。

（指揮支援部隊の基本的な出動計画）

第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。

- （1）統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第2位の消防本部が出動する。
- （2）指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。
- （3）航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。

（航空小隊の基本的な出動計画）

第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

- （1）原則として第一次に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。
 - （2）原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。
- 2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。
- （1）統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。
 - （2）情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。
 - （3）救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。
 - （4）消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。
- 3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。
- （1）ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信
 - （2）第15条に規定する現地派遣職員の輸送

（航空小隊の出動に関する留意事項）

第12条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。

- 2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。
- 3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。
- 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。
- 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。
- 6 各地域ブロックに、原則として、残留する航空小隊を1隊以上確保するものとする。
- 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。
- 8 航空隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。

（航空後方支援小隊の基本的な出動計画）

第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

第4章 受援体制

（消防応援活動調整本部の設置）

第14条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。）に近接した場所に設置するものとする。
- 3 調整本部は自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。
- 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第39条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。
 - （1）法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
 - （2）法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行
 - （3）法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員
 - （4）法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長
- 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - （1）被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - （2）被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - （3）緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
 - （4）自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。
 - （5）当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - （6）第16条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - （7）都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
 - （8）その他必要な事項に関すること。
- 6 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。
- 7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。
- 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。
- 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

（消防庁職員の現地派遣）

第15条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。

- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
 - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 報道機関への対応に関すること。
 - (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

（航空運用調整班の設置）

第16条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

（進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等）

第17条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

- (1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。
- (2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

（情報共有等）

- 第18条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。
- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

第5章 部隊移動及び増援要請

（部隊移動の基本）

- 第19条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点から考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。
- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
 - (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
 - (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合
- 2 前項の部隊移動については、大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、水上小隊、航空小隊、特別の資機材を有している中隊の部隊移動を行う場合等、被害状況を考慮し特別の事情がある場合は、この限りではない。

（長官による部隊移動の求め又は指示）

第20条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）及び緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求め（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）るものとする（別記様式6-1）。

- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6-2）。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6-2）。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式6-3）。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式6-4）。
- (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする（別記様式6-5）。

（受援都道府県の知事による部隊移動の指示）

第21条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長又は土砂・風水害機動支援部隊長に対して、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式6-6）。
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-7）。
- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-8）。
- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6-9）。
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

（受援都道府県の知事による増隊要請）

第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする（別記様式1-1）

第6章 応援等の引揚げの決定

（活動終了に関する市町村長の連絡）

第23条 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

（都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定）

第24条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援

助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び当該都道府県に出動した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-1）。

（指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡）

第25条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げするものとする。

- （1）活動概要（場所、時間、隊数等）
- （2）活動中の異常の有無
- （3）隊員の負傷の有無
- （4）車両、資機材等の損傷の有無
- （5）その他必要な事項

4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げするものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。

5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げするものとする。

- （1）活動概要（場所、時間、隊員数等）
- （2）活動中の異常の有無
- （3）隊員の負傷の有無
- （4）航空機、車両、資機材等の損傷の有無
- （5）その他必要な事項

7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げするものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。

8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の了承を得て引揚げするものとする。

（長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知）

第26条 第24条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-2）。

（帰署（所）報告）

第27条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

（活動結果報告）

第28条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署（所）後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書（別記様式5-1、5-2）を作成し、消防庁及び受援都道府県に対して、報告するものとする。

第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準

（迅速出動の適用条件）

第29条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度6弱（政令市等は5強）以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。

- （1）基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合
- （2）発生した地震の震央が海域の場合

（迅速出動に係る措置要求等の内容）

第30条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表E-1及び別表E-2のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第33条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

- 2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。
- 3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表E-1及び別表E-2に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式（別記様式3-1又は3-4）を送付するものとする。
- 4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

（迅速出動に係る応援等決定通知）

第31条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする（別記様式3-2）。

（迅速出動の中止）

第32条 長官は、震央が無人島、原野等で、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

（迅速出動適用時の出動先）

第33条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。

（1）指揮支援部隊

ア 統括指揮支援隊

震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。）

（2）統合機動部隊及び都道府県大隊

震央管轄消防本部の庁舎

（3）航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

（迅速出動適用時の出動先の変更等）

第34条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

- 2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

（迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告）

第35条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

- 2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

第8章 防災関係機関との連携

（防災関係機関等との連絡調整等）

第36条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

（調整本部等における防災関係機関との連携）

第37条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

- 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

第9章 応援等実施計画及び受援計画

（応援等実施計画）

第38条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

- 2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - （1）都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
 - （2）統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
 - （3）エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
 - （4）NBC災害即部隊の編成及び出動体制に関すること。
 - （5）土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
 - （6）航空部隊の編成及び出動体制に関すること。
 - （7）情報連絡体制に関すること。
 - （8）その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

（受援計画）

第39条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定す

るものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。

4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

（都道府県知事の事務の委任等）

第40条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする

第10章 その他

（都道府県の訓練）

第41条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

（都道府県の即応体制等の強化）

第42条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

（その他）

第43条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日消防広第80号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日消防広第93号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日消防広第35号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月17日消防広第190号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日消防広第89号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月24日消防広第211号）

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

（第5条及び第31条関係）

別表A-1（震度6弱（政令市等については震度5強）以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動）

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する部が、出動準備（第5条関係）及び迅速出動（第31条関係）の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区分	指揮支援部隊				都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
	航空指揮支援部隊		指揮支援部隊		第1次出動 都道府県大隊		出動準備 都道府県大隊		第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
	航空指揮支援部隊	指揮支援部隊	統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊		
I	震央が海域	出動準備	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)
	最大震度7の地震の震央管轄都道府県 ₁ に対する措置	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)
II	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	最大震度7の地震の震央管轄都道府県 ₁ に対する措置	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)
III-ア	震央が海域	出動準備	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)
	最大震度7弱（東京都特別区は6弱）の地震の震央管轄都道府県 ₁ に対する措置	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)
III-イ	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	最大震度7弱（東京都特別区は6弱）の地震の震央管轄都道府県 ₁ に対する措置	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)
IV	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	最大震度7弱（東京都特別区は6弱）の地震の震央管轄都道府県 ₁ に対する措置	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。
 ※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表A-2（複数の都道府県において震度6弱（政令市等については震度5強）以上の地震等が発生した場合の出勤準備及び迅速出動）
 （第5条及び第31条関係）
 下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出勤準備（第5条関係）及び迅速出動（第31条関係）の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず。当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊		出動準備 都道府県大隊		第1次出動 航空小隊	出勤準備 航空小隊
			統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊		
I 最大震度7の地震の震央管轄都道府県 ^{※1} に対する措置	震央が海域	出勤準備	出勤準備	出勤準備	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)
	震央が陸域	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)
II 最大震度6強（東京都特別区は6弱）の地震の震央管轄都道府県 ^{※1} に対する措置	震央が海域	出勤準備	出勤準備	出勤準備	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)
	震央が陸域	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)
III-A 最大震度6弱（東京都特別区は6弱、政令市は6強又は6弱）の地震の震央管轄都道府県 ^{※1} に対する措置	震央が海域	出勤準備	出勤準備	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)
	震央が陸域	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)
III-I 最大震度が海 域に對する措置	震央が海域	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)
	震央が陸域	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)	迅速出動 (出勤準備を含む。)

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。
 ※2 災害の状況を踏まえ、出勤準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表B （統括指揮支援隊及び指揮支援隊）

災害発生都道府県	統括指揮支援隊の所属する消防本部		指揮支援隊の所属する消防本部				
	統括指揮支援隊指定順位第1位	統括指揮支援隊指定順位第2位					
北海道	札幌市消防局	仙台市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
青森県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
岩手県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
宮城県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
秋田県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
山形県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
福島県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
茨城県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
栃木県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
群馬県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
埼玉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
千葉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
東京都	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
神奈川県	横浜市消防局	東京消防庁	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
新潟県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
富山県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
石川県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
福井県	京都市消防局	名古屋市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
山梨県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局
長野県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	新潟市消防局	静岡市消防局
岐阜県	名古屋市消防局	京都市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局
静岡県	横浜市消防局	名古屋市消防局	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局
愛知県	名古屋市消防局	京都市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
三重県	名古屋市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
滋賀県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
京都府	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
大阪府	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
兵庫県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
奈良県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
和歌山県	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
鳥取県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
島根県	広島市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	北九州市消防局
岡山県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
広島県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
山口県	広島市消防局	福岡市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
徳島県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
香川県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
愛媛県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
高知県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
福岡県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
佐賀県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
長崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
熊本県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
大分県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
宮崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
鹿児島県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
沖縄県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局

※統括指揮支援隊指定順位第1位及び第2位の消防本部について、統括指揮支援隊として出動しない場合は、指揮支援隊として出動する。

別表C(第一次出動航空小隊)

災害発生 都道府県	第一次出動航空小隊										
	統括指揮支援隊 輸送航空小隊	情報収集航空小隊	救助・救急・輸送航空小隊等								
北海道		青森県 宮城県	岩手県 仙台市	秋田県 山形県	福島県 茨城県	栃木県	新潟県				
青森県	仙台市	岩手県 宮城県	北海道 札幌市	秋田県 山形県	福島県 栃木県	新潟県					
岩手県	仙台市	青森県 宮城県	北海道 札幌市	秋田県 山形県	福島県 栃木県	新潟県					
宮城県		岩手県 山形県	青森県 秋田県	福島県 茨城県	栃木県 埼玉県	千葉県	新潟県				
秋田県	仙台市	岩手県 宮城県	北海道 札幌市	青森県 山形県	福島県 栃木県	新潟県					
山形県	仙台市	岩手県 宮城県	青森県 秋田県	福島県 栃木県	茨城県 埼玉県	新潟県					
福島県	仙台市	宮城県 栃木県	岩手県 山形県	茨城県 埼玉県	東京都 川崎市	新潟県					
茨城県	東京	栃木県 埼玉県	宮城県 福島県	千葉県 横浜市	川崎市 山梨県	静岡県					
栃木県	東京	茨城県 埼玉県	宮城県 福島県	千葉県 横浜市	川崎市 山梨県	静岡県					
群馬県	東京	栃木県 埼玉県	茨城県 千葉県	横浜市 川崎市	新潟県 山梨県	長野県					
埼玉県	東京	茨城県 栃木県	福島県 千葉県	横浜市 川崎市	山梨県 長野県	静岡県					
千葉県	東京	茨城県 埼玉県	栃木県 横浜市	川崎市 山梨県	長野県 静岡県	静岡県					
東京都		埼玉県 山梨県	茨城県 栃木県	千葉県 横浜市	川崎市 長野県	静岡県	静岡市				
神奈川県		埼玉県 山梨県	茨城県 栃木県	千葉県 東京	長野県 静岡県	静岡市	名古屋				
新潟県	仙台市	埼玉県 富山県	宮城県 山形県	福島県 栃木県	東京 横浜市	長野県					
富山県	名古屋	埼玉県 新潟県	東京都 石川県	福井県 山梨県	長野県 岐阜県	京都市					
石川県	名古屋	埼玉県 富山県	福井県 長野県	岐阜県 浜松市	愛知県 滋賀県	京都市					
福井県	京都市	富山県 滋賀県	石川県 岐阜県	愛知県 名古屋市	三重県 大阪市	神戸市					
山梨県	東京	埼玉県 静岡県	栃木県 横浜市	川崎市 長野県	岐阜県 静岡県	浜松市					
長野県	東京	埼玉県 山梨県	横浜市 新潟県	富山県 岐阜県	静岡県 浜松市	名古屋市					
岐阜県	名古屋市	愛知県 京都市	富山県 石川県	福井県 長野県	浜松市 三重県	滋賀県					
静岡県	横浜市	埼玉県 山梨県	千葉県 東京	川崎市 長野県	岐阜県 愛知県	名古屋市					
愛知県		滋賀県 京都市	富山県 山梨県	長野県 岐阜県	静岡県 静岡県	浜松市 三重県					
三重県	名古屋市	愛知県 京都市	滋賀県 福井県	岐阜県 大阪市	神戸市 奈良県	和歌山県					
滋賀県	京都市	愛知県 兵庫県	福井県 岐阜県	名古屋市 三重県	大阪市 神戸市	奈良県					
京都府		滋賀県 兵庫県	福井県 愛知県	名古屋市 三重県	大阪市 神戸市	奈良県 鳥取県					
大阪府		京都市 兵庫県	愛知県 名古屋市	三重県 滋賀県	神戸市 奈良県	和歌山県 徳島県					
兵庫県	大阪市	京都市 岡山市	三重県 滋賀県	奈良県 和歌山県	鳥取県 岡山県	徳島県					
奈良県	京都市	滋賀県 和歌山県	愛知県 名古屋市	三重県 大阪市	兵庫県 神戸市	徳島県					
和歌山県	大阪市	徳島県 愛知県	三重県 滋賀県	京都市 兵庫県	神戸市 奈良県	岡山市					
鳥取県	大阪市	京都市 鳥取県	兵庫県 神戸市	岡山県 岡山県	広島県 広島市	香川県					
鳥取県	広島市	京都市 鳥取県	兵庫県 神戸市	岡山県 岡山市	広島県 山口県	愛媛県					
岡山県	広島市	京都市 広島県	兵庫県 神戸市	鳥取県 島根県	徳島県 香川県	愛媛県					
広島県		岡山県 高知県	鳥取県 島根県	岡山市 山口県	香川県 愛媛県	福岡市 北九州市					
山口県	広島市	愛媛県 高知県	鳥取県 岡山県	岡山市 広島県	福岡市 北九州市	大分県					
徳島県	大阪市	愛媛県 高知県	兵庫県 神戸市	和歌山県 岡山県	岡山県 岡山市	広島市 香川県					
香川県	広島市	徳島県 高知県	大阪市 兵庫県	神戸市 岡山県	岡山市 岡山市	広島県 愛媛県					
愛媛県	広島市	広島県 高知県	岡山県 岡山市	山口県 徳島県	香川県 北九州市	大分県					
高知県	広島市	徳島県 愛媛県	兵庫県 神戸市	岡山県 岡山市	広島県 山口県	香川県					
福岡県		高知県 大分県	岡山市 広島県	広島市 山口県	愛媛県 長崎県	熊本県 宮崎県					
佐賀県	福岡市	高知県 長崎県	広島市 山口県	愛媛県 北九州市	熊本県 大分県	宮崎県					
長崎県	福岡市	高知県 大分県	広島県 広島市	山口県 北九州市	熊本県 宮崎県	鹿児島県					
熊本県	福岡市	高知県 大分県	広島県 広島市	山口県 北九州市	長崎県 宮崎県	鹿児島県					
大分県	福岡市	愛媛県 高知県	広島県 広島市	山口県 北九州市	長崎県 熊本県	宮崎県					
宮崎県	福岡市	高知県 鹿児島県	広島市 山口県	愛媛県 北九州市	長崎県 熊本県	大分県					
鹿児島県	福岡市	高知県 宮崎県	広島市 山口県	愛媛県 北九州市	長崎県 熊本県	大分県					
沖縄県	福岡市	高知県 鹿児島県	山口県 愛媛県	北九州市 長崎県	熊本県 大分県	宮崎県					

※ 東京：東京消防庁を示す。
 ※ 消防庁へリを使用している航空隊：宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県
 注1：網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

別表D(出動準備航空小隊)

災害発生 都道府県	出動準備航空小隊													
	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市		
北海道	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市		
青森県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県		
岩手県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県		
宮城県	北海道	札幌市	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市		
秋田県	茨城県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県		
山形県	北海道	札幌市	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県		
福島県	札幌市	青森県	秋田県	千葉県	横浜市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市		
茨城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市		
栃木県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市		
群馬県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	富山県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市		
埼玉県	宮城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	大阪市		
千葉県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	岐阜県	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市		
東京都	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	富山県	岐阜県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市	
神奈川県	宮城県	仙台市	福島県	新潟県	富山県	福井県	岐阜県	静岡県	浜松市	愛知県	三重県	滋賀県	大阪市	
新潟県	札幌市	秋田県	茨城県	千葉県	川崎市	石川県	福井県	山梨県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市		
富山県	千葉県	横浜市	川崎市	静岡県	静岡県	浜松市	愛知県	三重県	滋賀県	大阪市	兵庫県	神戸市		
石川県	東京都	新潟県	山梨県	静岡県	静岡県	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県		
福井県	新潟県	東京都	埼玉県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市	兵庫県	奈良県	鳥取県	岡山市		
山梨県	福島県	茨城県	千葉県	新潟県	富山県	石川県	福井県	愛知県	名古屋市	三重県	京都市	大阪市		
長野県	栃木県	茨城県	千葉県	川崎市	石川県	福井県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市		
岐阜県	埼玉県	東京都	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	静岡県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県		
静岡県	茨城県	栃木県	新潟県	富山県	石川県	福井県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	神戸市	奈良県		
愛知県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	石川県	福井県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県		
三重県	埼玉県	東京都	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市	兵庫県	岡山市	徳島県		
滋賀県	埼玉県	東京都	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市	和歌山県	鳥取県	徳島県		
京都府	東京都	石川県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	和歌山県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	高知県		
大阪府	東京都	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県		
兵庫県	東京都	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	鳥取県	広島県	香川県	高知県	
奈良県	東京都	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県		
和歌山県	東京都	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	愛知県	名古屋市	鳥取県	岡山県	香川県		
鳥取県	東京都	福井県	名古屋市	滋賀県	奈良県	山口県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡市	北九州市	熊本県		
島根県	東京都	三重県	滋賀県	大阪市	奈良県	徳島県	香川県	高知県	福岡市	北九州市	熊本県	大分県		
岡山県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市	奈良県	和歌山県	山口県	高知県	福岡市	北九州市	熊本県		
広島県	東京都	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県	長崎県	熊本県	大分県		
山口県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	徳島県	香川県	長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県		
徳島県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	鳥取県	島根県	広島県	福岡市	北九州市	熊本県		
香川県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	和歌山県	鳥取県	広島県	福岡市	北九州市	熊本県		
愛媛県	東京都	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	広島県	福岡市	熊本県	宮崎県		
高知県	東京都	滋賀県	京都市	大阪市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	大分県	熊本県	宮崎県		
福岡県	東京都	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	徳島県	香川県	鹿児島県		
佐賀県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	香川県	鹿児島県		
長崎県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県		
熊本県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県		
大分県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	鹿児島県		
宮崎県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県		
鹿児島県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県		
沖縄県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	岡山県	岡山県	広島県	広島市	徳島県	香川県		

※ 東京都：東京消防庁を示す。

※ 消防庁ヘリを使用している航空隊：宮城県、東京都、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

緊急消防援助隊の運用に関する要綱

（別記様式は省略）

（平成31年3月8日改正）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- （2）指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- （3）指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- （4）航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- （5）応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- （6）受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- （7）応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- （8）代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- （9）登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- （10）登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- （11）航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- （12）C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- （13）B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- （14）N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- （15）進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- （16）部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

（都道府県大隊の編成）

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第38条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- （1）都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- （2）大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）大隊」と呼称する。
- （3）中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「（第〇）中隊」、「（〇〇消防本部）中隊」、「（消火）中隊」等と呼称する。なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- （4）小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「（〇〇）小隊」と呼称する。
- （5）C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- （6）水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

（指揮支援部隊の編成）

第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第38条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

- （1）統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。
- （2）航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- （3）統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」と呼称する。

（統合機動部隊の編成）

第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- （1）統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- （2）統合機動部隊は、統合軌道部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊を中心として編成するものとし、対応する災害種別や、迅速な出動や情報収集等の目的に応じ、柔軟な編成、運用により対応するものとする。
- （3）統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- （4）統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）統合機動部隊」と呼称する。
- （5）統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

（エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の編成）

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- （1）エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- （2）エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊（大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの）、消火中隊（化学消防ポンプ自動車を備えたもの）を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。
- （3）エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）エネルギー・産業

基盤災害即応部隊」と呼称する。

（NBC災害即応部隊の編成）

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- （1）NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- （2）NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。
- （3）NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「（〇〇消防本部）NBC災害即応部隊」と呼称する。

（土砂・風水害機動支援部隊の編成）

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- （1）土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- （2）土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊（津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの）、特殊装備小隊（重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの）、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- （3）土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

（特殊災害小隊の装備等の基準）

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

（1）毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

（ア）一般の毒劇物災害対応小隊呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服（又は陽圧式化学防護服）

（イ）C災害及びB災害対応小隊陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

（ウ）N災害対応小隊簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

（2）大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

（3）密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

（特殊装備小隊の装備等の基準）

第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

（1）水難救助小隊

- ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。
- イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。
- ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

（2）遠距離大量送水小隊

- ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。
- イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

（3）消防活動二輪小隊

- ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。
- イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

（4）震災対応特殊車両小隊

- 震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

（5）その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

- その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

- ア はしご車
- イ 照明車
- ウ 空気ボンベ充填車
- エ 無人消火ロボット
- オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

（指揮本部の設置）

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

- 2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - （1）被害情報の収集に関すること。
 - （2）緊急消防援助隊の活動方針（活動スケジュールを含む。）に関すること。
 - （3）被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - （4）緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - （5）その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

（航空指揮本部の設置）

第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

- 2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - （1）被害情報の収集に関すること。
 - （2）被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
 - （3）航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - （4）その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

（後方支援本部の設置）

第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りではない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- （1）緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- （2）後方支援体制の確立に関すること。
- （3）関係機関との連絡調整に関すること。
- （4）緊急消防援助隊の交替に関すること。
- （5）物資等の搬送計画に関すること。
- （6）緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- （7）消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。
- （8）その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

（都道府県大隊の出動）

第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

（指揮支援部隊の出動）

第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動するものとする。なお、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

（統合機動部隊の出動等）

第16条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

- （1）被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。
 - （2）被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関すること。
 - （3）都道府県大隊が後続する場合の（1）及び（2）に規定する情報の提供に関すること。
 - （4）被災地消防本部との連絡調整に関すること。
 - （5）被災地における通信の確保に関すること。
 - （6）初期の消火、救助及び救急活動に関すること。
 - （7）航空消防活動の支援に関すること。
 - （8）宿営場所の設営に関すること。
 - （9）被害状況、部隊の活動等の記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。
- 2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

（エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動）

第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

（NBC災害即応部隊の出動）

第18条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

（土砂・風水害機動支援部隊の出動等）

第19条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

（航空部隊の出動）

第20条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに出動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

（集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等）

第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

（1）集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。なお、災害の状況等により応援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該応援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

（2）進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

（3）宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

（4）出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

（進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務）

第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

（被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務）

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

（1）被害状況

（2）活動方針

（3）活動地域及び任務

（4）安全管理に関する体制

（5）使用無線系統

- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。また、指揮支援隊が出動していない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲で、事項の指揮支援隊長の役割も担うものとする。

- 2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。ただし、次に掲げる者を指名できない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、指揮支援本部長の役割を担うものとする。
 - (1) 第1順位 指揮支援隊長
 - (2) 第2順位 都道府県大隊長
 - (3) 第3順位 統合機動部隊長
 - (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整（活動方針の調整を含む）に関すること。
 - (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整（活動方針の調整を含む）に関すること。
 - (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
 - (6) 調整本部に対する報告に関すること。
 - (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策

本部へ隊員を派遣するものとする。

- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。
- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

（緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置）

第26条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。
- 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - （1）受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - （2）航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - （3）調整本部に対する報告に関すること。
 - （4）被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - （5）その他必要な事項に関すること。
- 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。
- 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
- 6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。
- 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

（消防庁職員の現地派遣）

第27条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - （1）被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
 - （2）都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
 - （3）緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
 - （4）自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - （5）報道機関への対応に関すること。
 - （6）被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

（都道府県大隊本部の設置）

第28条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

- 2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - （1）都道府県大隊の活動管理に関すること。
 - （2）隊員の安全管理に関すること。
 - （3）都道府県大隊の後方支援に関すること。
 - （4）被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。

- (5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
- (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
- (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

（現地合同調整所の設置）

第29条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。

3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

（情報共有等）

第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊（次項において「消防庁等」という。）は、被害状況や活動状況等について、動画及び静止画により、積極的に情報収集を行うものとする。

3 消防庁等は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況等について、動画及び静止画により、積極的に情報収集を行うものとする。

4 指揮本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部等は、前2項により収集された情報や、前項により共有された情報を指揮に活用するものとする。

（活動報告等）

第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。

2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。

5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。

6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。

7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。

8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊

長に対して報告するものとする。

- 9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

（通信連絡体制等）

第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- (1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。
 - (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を使用する。
 - (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
 - (4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
 - (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
 - (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
 - (7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
 - (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
 - (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。
 - (10) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。
- 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。
- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
 - (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
 - ア 応援要請を行う場合
 - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
 - ウ 新たな災害が発生した場合
 - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合
- 3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第5章 防災関係機関との連携

（防災関係機関等との連絡調整等）

第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

（実動関係機関との連携）

第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

（医師等との連携）

第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。

（調整本部等における防災関係機関との連携）

第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

（消防機関との連携）

第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

（指揮支援実施計画）

第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- （2）指揮支援の基本的事項に関すること。
- （3）関係機関との活動調整に関すること。
- （4）現地合同調整所への参画に関すること。
- （5）情報連絡体制に関すること。
- （6）通信支援小隊との連携に関すること。
- （7）その他必要な事項に関すること。

3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。

5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- （2）航空指揮支援の基本的事項に関すること。
- （3）情報連絡体制に関すること。
- （4）その他必要な事項に関すること。

6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

（消防本部の受援計画）

第39条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。

- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
 - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
 - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
 - (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
 - (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
 - 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第7章 その他

（消防本部等の訓練）

第40条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

（緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗）

第41条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

- 2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

（その他）

第42条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日消防広第80号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで（第4号を除く。）及び同条第2項の規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日消防広第93号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日消防広第35号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月17日消防広第190号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日消防広第89号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月24日消防広第211号）

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

別表 主運用波の割当て

周波数名	割当都道府県
主運用波 1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波 2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波 3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波 4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波 7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

緊急消防援助隊秋田県応援等実施計画

（別紙、別表等の様式は省略）

第1章 総則

（目的）

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、秋田県大隊、秋田県統合機動部隊、秋田市消防本部NBC災害即応部隊、秋田県土砂・風水害機動支援部隊（以下「秋田県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、秋田県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

（用語の定義）

第2 代表消防機関は、秋田市消防本部とする。

2 代表消防機関代行は、次のとおりとする。

適用順序	消防機関名
1	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部
2	能代山本広域市町村圏組合消防本部

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 秋田県大隊等の編成

（県内ブロック）

第3 秋田県大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第2のとおりブロック分けするものとする。

2 各ブロックに幹事消防本部を置き、ブロック内の次に掲げる任務を行うものとする。

- （1）出動に係る連絡及び調整
- （2）後方支援活動に係る連絡及び調整
- （3）その他必要な事項

（連絡体制等）

第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- （1）応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- （2）応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。
- （3）秋田県から各消防本部に対して連絡を行う場合は、原則として直接行う。
- （4）各消防本部から秋田県に対して連絡を行う場合は、原則と得して幹事消防本部、代表消防機関を経由して行う。
- （5）連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAX（これと併せて電子メール又は秋田県総合防災情報システム（専用回線）によっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には秋田県総合防災情報システム（衛星携帯電話）等を活用するものとする。

（秋田県大隊等の編成）

第5 秋田県隊の登録部隊は、別表第4のとおりとする。

- 2 地震災害における秋田県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第5のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- 3 土砂・風水害における秋田県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第6のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- 4 地震災害及び土砂・風水害以外の災害における秋田県大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第5及び別表第6を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。
- 5 大隊は、県単位とし、「秋田県大隊」と呼称するものとする。なお、秋田県大隊長は、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の職員をもって充てるものとする。
- 6 統合機動部隊は、「秋田県統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、秋田県統合機動部隊長は、代表消防機関の職

員をもって充てるものとする。

- 7 中隊は、消火、救助、救急等の任務単位とし、「消火中隊等」と呼称するものとする。なお、中隊長は秋田県大隊長又は部隊長が指定するものとする。
- 8 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「〇〇小隊（又は各消防本部の呼出し名称）」と呼称するものとする。
- 9 後方支援中隊の編成は、別表第7のとおりとし、秋田県（又はブロック）単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は、代表消防機関及び代表消防機関代行消防本部の職員（又は幹事消防本部の職員）の内から秋田県大隊長又は部隊長が指定するものとする。
- 10 NBC災害即応部隊は、別表第8のとおりで編成し、「秋田市消防本部NBC災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、秋田市消防本部NBC災害即応部隊長は、秋田市消防本部の職員をもって充てるものとする。
- 11 土砂・風水害機動支援部隊は別表第9のとおりで編成し、「秋田県土砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、秋田県土砂・風水害機動支援部隊長は、秋田市消防本部の職員をもって充てるものとする。

（指揮体制等）

第6 秋田県大隊等の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。

- 2 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）別記様式1のとおりとする。
- 3 秋田県大隊長は、秋田県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは緊急消防援助隊指揮支援本部長（以下「指揮支援本部長」という。）の管理の下で、秋田県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 4 秋田県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、秋田県大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、秋田県大隊長が被災地に到着するまでの間とする。
- 5 秋田市消防本部NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 秋田県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 中隊長は、秋田県大隊長又は部隊長の指揮の下で、小隊の活動を指揮するものとする。

第3章 秋田県大隊等の出動

（地震時等の出動等に係る取決め）

第7 要請要綱別表A-1及びA-2並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、秋田県に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動（迅速出動を含む。）を行う対象となる事象は、別表第10のとおりとする。

（秋田県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備）

- 第8 別表第10に定める地震等が発生し、秋田県に属する緊急消防援助隊が出動準備（迅速出動に伴う出動準備を含む。）を行う対象となっている場合、秋田県及び各消防本部は次のとおりで対応するものとする。
- (1) 秋田県は、消防庁から要請要綱別記様式2-1を受けた後、要請要綱別記様式2-2により、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊（別表第5）のとおりで出動可能隊数を報告するものとする。
 - (2) 各消防本部は、地震等の発生後速やかに、秋田県及び代表消防機関に対して事前に計画された隊（別表第5）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 2 土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から秋田県大隊又は秋田県土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、秋田県及び各消防本部は次のとおりで対応するものとする。
- (1) 秋田県は、消防庁から要請要綱別記様式2-1を受けた後、要請要綱別記様式2-2により、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊（別表第6又は別表第9）のとおりで出動可能隊数を報告するものとする。
 - (2) 秋田県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに秋田県及び代表消防機関に対して事前に計画された隊（別表第6又は別表第9）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 3 前2項の場合のほか、消防庁から秋田県大隊（NBC災害における救急小隊を中心とした秋田県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした秋田県大隊等）の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、秋田県及び各消防本部は次のとおりで対応するものとする。
- (1) 秋田県は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。
 - (2) 秋田県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 4 秋田県は、消防庁から秋田県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認められた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。

（海路による移動）

- 第9 秋田県大隊等の移動にあたり海路による移動が必要な場合（以下「海路移動を要する場合」という。）で、県内のフェリー埠頭から発着する場合は、秋田県及び代表消防機関が協議し、集合場所及び集合時間を決定するものとする。
- 2 フェリー運航会社との車両輸送可能台数、乗員数及び乗船時間等の調整は、代表消防機関と連携し、県が行うものとする。
 - 3 秋田県及び代表消防機関は、前項の調整結果を受け、必要に応じて出動隊数等を調整するものとする。
 - 4 海路移動を要する場合は、各消防本部は、早急に別紙第4により乗船員名簿を作成し、乗船する車両の車検証の写しとともに、県へ報告するものとする。秋田県は報告された乗船員名簿を取りまとめ代表消防機関へ提供する。
 - 5 海路移動を要する場合で、県外のフェリー埠頭から発着する場合は、秋田県が当該フェリー埠頭の存する県の消防防災主幹課または代表消防本部と調整を図るものとする。
 - 6 秋田県は第4項の手続きを迅速に行うため、緊急消防援助隊登録車両の車検証の写しを予め取りまとめておくものとする。なお、緊急消防援助隊に登録された車両に異動があった消防本部は秋田県に対し速やかに報告するものとする。

（集結場所）

- 第10 集結場所は、別表第11のとおりとする。

（秋田県大隊及び統合機動部隊の出動）

- 第11 秋田県知事は、消防庁長官から要請要綱別記様式3-1又は同様式3-4により秋田県大隊（又は統合機動部隊）の出動の求め又は指示を受けた場合は、各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。
- 2 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5又は別表第6に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、幹事消防本部を経由して各消防本部と調整するものとする。
 - 3 出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部は次のとおり対応するものとする。
 - （1）秋田県統合機動部隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね1時間以内に出動するものとする。
 - （2）各ブロックの陸上隊は、秋田県統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、直ちに集結場所に集結し、出動するものとする。
 - （3）代表消防機関は、別表第11に基づき秋田県大隊等の集結場所及び集結時間を決定し、秋田県及びブロック幹事消防本部に対して連絡するものとし、ブロック幹事消防本部は、ブロック内消防本部に対して連絡するものとする。
 - （4）迅速出動を行う場合、後方支援本部は、秋田県統合機動部隊及び秋田県大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

（その他の部隊の出動）

- 第12 秋田市長は、消防庁長官から要請要綱別記様式3-1により秋田市消防本部NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。
- 2 秋田県知事は、消防庁長官から要請要綱別記様式3-1により秋田県土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けた秋田県土砂・風水害機動支援部隊長は、別表第11に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

（国家的な非常災害における出動）

- 第13 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、秋田県に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、秋田県は、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。
- 2 長官から出動の指示があった場合には、第11第3項に定める出動を行うほか、別表第5に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。
 - 3 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、幹事消防本部を経由して各消防本部と調整するものとする。
 - 4 特別編成陸上隊は、地震発生後おおむね24時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。
 - 5 各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。

（秋田県大隊等の出動隊数の報告）

- 第14 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、秋田県に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。

のとする。

- 2 秋田県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。
- 3 各小隊を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について、秋田県及び代表消防機関に対して別紙第2により報告するものとする。
 - (1) 出動させた隊員の代表者の職階級、氏名及び連絡先
 - (2) 出動隊数、車両及び資機材
 - (3) 集結場所到着予定時刻
 - (4) その他必要な事項

（緊急消防援助隊の車両表示）

第15 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

（集結場所への集結完了）

- 第16 秋田県大隊長、秋田県統合機動部隊長、秋田県土砂・風水害機動支援部隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。
- 2 後方支援本部は、前項の内容について秋田県に対して報告するものとする。

（進出拠点への進出）

- 第17 秋田県大隊長、秋田県統合機動部隊長、秋田市消防本部NBC災害即応部隊長及び秋田県土砂・風水害機動支援部隊長（以下「秋田県大隊長等」という。）は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- 2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
 - 3 秋田県大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。
 - (1) 被災地の被害概要
 - (2) 秋田県大隊等の活動地域及び任務
 - (3) 秋田県大隊等の進出拠点及び出動ルート
 - (4) その他必要な事項

（高速自動車国道等の通行）

- 第18 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。
- (1) 被災地への出動途上等で道路交通法第39条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
 - (2) 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署（所）途上である旨を申し出て、別紙第3「公務従事車両証明書」を提出するものとする。
 - (3) 緊急でやむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。
 - (4) 名刺を提出した場合、後日、秋田県を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

（情報共有）

第19 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

（進出拠点到着）

- 第20 秋田県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに隊名、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。
- 2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、秋田県大隊長等（NBC災害即応部隊長は除く。）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該秋田県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

（現地到着）

- 第21 秋田県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。
- (1) 災害状況

- (2) 活動方針
 - (3) 活動地域及び任務
 - (4) 都道府県大隊本部の設置場所
 - (5) 安全管理に関する体制
 - (6) 使用無線系統
 - (7) 地理及び水利の状況
 - (8) その他活動上必要な事項
- 2 秋田県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する秋田県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が秋田県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、秋田県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。
- 3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する秋田県大隊が被災地に到着後は、秋田県大隊に帰属し、秋田県大隊長の指揮の下、秋田県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4章 現場活動

（秋田県大隊本部の設置）

- 第22 秋田県大隊長は、秋田県大隊長を本部長とする秋田県大隊本部を設置するものとする。
- 2 秋田県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。
- 3 秋田県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。
- 4 秋田県大隊長は、被害状況及び秋田県大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。

（活動時における無線通信運用及び情報収集）

- 第23 活動時の無線通信運用体制は、別表第12のとおりとする。
- 2 秋田県大隊長等は、被災地において通信が途絶した場合に通信担当者を指名し、秋田県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

（各隊の保有資機材等）

- 第24 後方支援中隊の保有資機材は、別表第7のとおりとする。
- 2 後方支援中隊を除く各隊の保有資機材は、別表第13のとおりとする。

（日報）

- 第25 秋田県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第5章 後方支援活動

（後方支援本部の設置）

- 第26 秋田県大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。
- 2 後方支援本部長は、秋田市消防本部の消防長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。
- 3 本部長は、秋田市消防本部の職員をもって充てるものとする。
- 4 後方支援本部長は、秋田県及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求められることができるものとする。
- 5 後方支援本部は、秋田県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
- (1) 消防庁、指揮支援（部）隊長、秋田県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
 - (2) 秋田県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
 - (3) 秋田県大隊等の隊数及び人員数の集計
 - (4) 秋田県大隊等の活動記録の集約
 - (5) 各消防本部に対する秋田県大隊等の活動状況に関する情報提供
 - (6) 秋田県大隊等に対する災害に関する情報提供
 - (7) 必要な資機材等の手配及び提供
 - (8) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
 - (9) 後方支援に係る秋田県及び各消防本部との調整
 - (10) その他必要な事項

（後方支援中隊の任務等）

第27 後方支援中隊は、秋田県大隊長又は部隊長の指揮の下、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援本部との連絡
- (2) 宿営場所の設置及び維持
- (3) 物資の調達及び搬送
- (4) 交替要員の搬送
- (5) 活動の記録
- (6) その他必要な事項

（相互協力）

第28 秋田県及び各消防本部は、秋田県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食糧調達等の後方支援体制の構築のため相互協力に努めるものとする。

2 後方支援活動に係るその他詳細については、「緊急消防援助隊秋田県大隊後方支援活動要領」に定めるものとする。

第6章 活動終了

（秋田県大隊等の引揚げ）

第29 秋田県大隊長等は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 秋田県大隊長等は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げのものをとする。

- (1) 秋田県大隊等の活動概要（時間、場所、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

（帰署（所）報告）

第30 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、秋田県及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

2 秋田県は、県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第7章 活動報告等

（活動結果報告）

第31 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、秋田県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。

2 秋田県は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。

第8章 その他

（航空部隊の応援等）

第32 航空部隊に係る応援等については、別に定めるものとする。

（事前準備）

第33 各消防本部は、秋田県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 秋田県及び各消防本部は、後方支援資機材、食糧等の整備に努めるものとする。

（訓練等）

第34 秋田県は、必要に応じて、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応援体制の強化を図るものとする。

2 秋田県は、受援体制及び応援体制の強化を図るため、年に1回以上県内の消防本部と緊急消防援助隊の運用に関する会議を開催する。

附 則

この計画は、平成25年12月24日から施行する。

附 則

- 1 この計画は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 従前の緊急消防援助隊秋田県隊応援等実施計画は廃止する。

附 則

- 1 この計画は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 従前の緊急消防援助隊秋田県隊応援等実施計画は廃止する。

附 則

- 1 この計画は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 従前の緊急消防援助隊秋田県隊応援等実施計画は廃止する。

秋田県緊急消防援助隊受援計画

（別紙、別表、運用要綱別記様式は省略）

第1章 総則

（目的）

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2 代表消防機関は、秋田市消防本部とする。

2 代表消防機関代行は、次のとおりとする。

適用順序	消防機関名
1	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部
2	能代山本広域市町村圏組合消防本部

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

（連絡体制）

第3 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。

2 連絡方法は、原則として有線電話又は秋田県（以下「県」という。）防災情報ネットワークシステム（ファクシミリ）によるものとする。ただし、有線断絶時には消防無線（主運用波）、地域衛星ネットワーク等を活用するものとする。

第2章 応援等の要請

（応援等要請の手続き）

第4 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続きは、別図第2のとおり行うものとする。

（知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

第5 秋田県知事（以下「知事」という。）は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び秋田県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、秋田県総合防災情報システム（ファクシミリ）により速やかに行うものとする。（要請要綱別記様式1-1）

（1）災害の概況

（2）出動が必要な区域や活動内容

（3）その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

2 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 知事は、被災地の市町村長から応援等要請の連絡がなくとも、秋田県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関の意見を聴くものとする。

4 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。

5 知事は、被災地の市町村長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。

6 知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

（応援等の要請のための市町村長等の連絡）

- 第6 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合、別図第1を参考に被災地を所管するブロック幹事消防機関及び代表消防機関と協議のうえ、緊急消防援助隊の応援等要請の判断を行うものとする。
- 2 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、緊急消防援助隊の応援が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で秋田県総合防災情報システム（ファクシミリ）により速やかに行うものとする。（要請要綱別記様式1-2）
- 3 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。
- 4 被災地の市町村長は、知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする。（要請要綱別記様式1-2）
- 5 被災地の市町村長は、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、前3項の連絡と併せて報告するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知）

- 第7 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。
- なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町村を指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町村を調整するものとする。
- 2 秋田県は、消防庁から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村に対して通知するものとする。

（迅速出動等適用時の対応）

- 第8 被災地の市町村長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が秋田県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。
- （1）最大震度6弱以上の地震が発生した場合
- （2）大津波警報が発令された場合
- （3）噴火警報（居住区域）が発表された場合
- 2 知事は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が秋田県内で発生した場合は、早期に秋田県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。
- 3 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

第3章 受援体制

（消防応援活動調整本部の設置）

- 第9 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。
- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、県庁第2庁舎4階の災害対策本部室に設置するものとする。
- 3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又はその委任を受けた者）をもって充てるものとする。
- 4 調整本部の副本部長は、秋田県総務部総合防災課長及び秋田県に出動した指揮支援部隊隊長をもって充てるものとする。
- 5 調整本部の本部長は、次に掲げるとおりとする。
- なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。
- （1）秋田県総務部総合防災課の職員
- （2）代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
- （3）被災地を管轄する消防本部の職員
- （4）秋田県消防防災航空隊の職員
- 6 調整本部は、「秋田県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

- 7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。
- 8 調整本部は、秋田県災害対策本部（以下「災対本部」という。）及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被災状況、秋田県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、秋田県内応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等の関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 秋田県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (6) 災対本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - (7) 災対本部に設置された災害医療対策本部との連絡調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 9 秋田県は、調整本部の設置に必要な資機材等を整備しておくものとする。
- 10 調整本部は、様式1、様式2、様式3及び様式4を活用し、運用するものとする。
- 11 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 12 調整本部長は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 13 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 14 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、秋田県内応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 15 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。

（指揮本部の設置）

- 第10 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ確かな活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
 - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、秋田県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、秋田県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

（進出拠点）

- 第11 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。
 - (1) 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第4-1のとおりとする。
 - (2) 水上小隊の進出拠点は、別表第4-2のとおりとする。
- 2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
- 4 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊等の長に対して応援先市町村、任務、道路の通行障害等について情報提供を行うとともに、活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

（活動拠点ヘリベース）

- 第12 航空隊の進出拠点ヘリベースは、別表第5のとおりとする。

（宿営場所）

- 第13 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第9のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。
- 2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

（指揮体制等）

- 第14 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、秋田県内で活動する指揮支援部隊を統括し、災対本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ）に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮下で被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 6 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の指揮を行うものとする。
- 9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 10 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 11 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。
- 12 秋田県内応援隊の指揮系統は秋田県広域消防相互応援協定書に基づくこととする。

（通信運用体制）

- 第15 秋田県内の無線通信運用体制は、別表第3-1及び3-2のとおりとする。
- 2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第3-3のとおりである。

第5章 消防応援活動の調整等

（任務付与）

- 第16 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。
- (1) 被害状況
 - (2) 活動方針
 - (3) 活動地域及び任務
 - (4) 安全管理に関する体制
 - (5) 使用無線系統
 - (6) 地理及び水利の状況
 - (7) 燃料補給場所
 - (8) その他活動上必要な事項

（関係機関との活動調整）

- 第17 知事は、災害対策本部において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

（資機材の貸出し及び地図の配布）

- 第18 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で

貸出すものとする。

- 2 各市町村のスピンルドライバーの形状は、別表第6のとおりとする。
- 3 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配布するものとする。

（ヘリコプター離着陸場所）

第19 ヘリコプター離着陸場は、別表第7のとおりとする。

（ドクターヘリランデブーポイント）

第20 ドクターヘリランデブーポイントは、別表第8のとおりとする。

（燃料補給場所）

- 第21 調整本部は、燃料の補給場所について、統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。
- 2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第10のとおりとする。
 - 3 航空小隊の燃料補給場所は、秋田県緊急消防援助隊航空小隊受援計画に定める。
 - 4 航空機燃料取扱業者は、別表第11のとおりとする。
 - 5 水上小隊の燃料補給場所は、別表第4-2のとおりとするほか、状況に応じて調整本部が別途調整する。

（燃料調達要請）

第22 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。

（重機派遣要請）

第23 調整本部長は、建設重機等が必要と判断した場合は、災対本部に対して、災害時における応急対策業務に関する基本協定等に基づく要請を行うよう協議するものとする。

（物資等調達要請）

第24 調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定締結団体に要請を行うよう協議するものとする。

（増隊要請）

第25 知事は緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

（部隊移動）

第26 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別図第3又は別図第4のとおり行うものとする。

（長官の求め又は指示による部隊移動）

- 第27 知事は、長官から要請要綱別記様式6-1により意見を求められた場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。
- 2 被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。
 - 3 知事は、被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。
 - 4 知事は、長官から要請要綱別記様式6-4により連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。
 - 5 知事は、長官から要請要綱別記様式6-5により秋田県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長に対して連絡するものとする。

（知事による部隊移動）

- 第28 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- 2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長の意見を把握するよう努めるとともに、秋田県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
 - 3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式6-6により指示を行うものとする。
 - 4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町村長に対して要請要綱別記様式6-7により通知するものとする。

のとする。

- 5 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式6-8により通知するものとする。
- 6 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

（部隊移動に係る連絡）

第29 調整本部は、部隊移動を行う場合は、災対本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第6章 応援等の引揚げの決定

（活動終了及び引揚げの決定）

- 第30 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
- 2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び指揮支援本部長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式4-1）。
 - 3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

第7章 その他

（情報共有）

- 第31 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。
- 特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。
- 2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

（災害時の体制整備）

第32 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

（都道府県の受援計画の策定）

- 第33 知事は、県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。
 - 3 知事は、受援計画の策定又は変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
 - 4 知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、秋田県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに秋田県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

（消防本部の受援計画の策定）

- 第34 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。
- 2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、秋田県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
 - 3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

（航空隊の受援計画）

第35 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項のほか、秋田県緊急消防援助隊航空隊受援計画に定めるものとする。

（地理情報）

- 第36 各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。
- (1) 広域地図
 - (2) 住宅地図
 - (3) ヘリコプター離着陸場一覧表及び位置図

- (4) 燃料補給場所一覧表及び位置図
- (5) 消防水利位置図
- (6) 物資等調達可能場所位置図
- (7) 救急搬送医療機関位置図

（訓練）

第37 秋田県は、必要に応じて、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

2 秋田県は、受援体制及び応援体制の強化を図るため、年に1回以上県内の消防本部と緊急消防援助隊の運用に関する会議を開催する。

附則

- 1 この計画は、平成25年12月24日から施行する。
- 2 従前の秋田県緊急消防援助隊受援計画（平成19年3月31日制定）は廃止する。
- 3 この計画は、平成29年4月1日から施行する。
- 4 この計画は、令和5年4月1日から施行する。

日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書

日本水道協会東北地方支部内において、大規模な災害が発生した際、災害時の相互応援に関し、東北地方支部長、青森県支部長、秋田県支部長、岩手県支部長、山形県支部長、宮城県支部長、および福島県支部長は、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震、異常湧水等による水害災害において、日本水道協会東北地方支部（以下「地方支部」という。）内の被災事業者がすみやかに給水能力を回復できるよう地方支部会員（以下「会員」という。）相互間で行う応援活動について必要な事項を定める。

（相互応援体制）

第2条 地方支部内の日本水道協会に属する県支部（以下「県支部」という。）内で対応不可能な災害が発生した場合は、地方支部長の要請により、各県支部は被災事業者の応急給水および応急復旧等に全面的に協力するものとする。

（連絡担当部課）

第3条 地方支部長都市および県支部長都市は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者および連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生の恐れがあるときは、すみやかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援要請の方法）

- 第4条 県支部長は、県内の被災事業者から応援の要請があり、県内での対応が困難と認めるとき又は県支部長都市が被災し、応援を受ける必要があると認めるときは、地方支部長に対して他の県支部の会員からの応援の要請を行うものとする。
- 前項により応援の要請を受けた地方支部長は、必要に応じ、直ちに他の県支部長に対して応援の要請を行うものとする。
 - 前項により地方支部長から応援の要請を受けた県支部長は、県支部内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果をすみやかに地方支部長に報告するものとする。
 - 地方支部長は、各県支部長からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。
 - 地方支部長は、地方支部内での応援が困難と認めるときは、日本水道協会本部に対して応援の要請を行うものとする。

（応援要請の連絡内容）

第5条 応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは口頭、電話等により行い文書を省略することができるものとし、後日すみやかに正式の文書を送付するものとする。

- 災害の状況
- 必要とする資機材、物資等の品目および数量
- 必要とする職員の職種別人員
- 応援の場所および応援場所への経路
- 応援の期間
- 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（情報連絡担当事業体）

- 第6条 地方支部長都市および県支部長都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業者（以下「情報連絡担当事業体」という。）を置く。
- 情報連絡担当事業体は、隣接する県支部長都市があたるものとし、対象となる県支部長都市ごとに別に定める。
 - 情報連絡担当事業体は、別に定める規模以上の災害が発生した場合には、被災した県支部長都市と連絡をとりあい、被災の状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行うものとする。

（地方支部現地救援本部の設置）

- 第7条 地方支部長は、災害の規模が大きく応援を行う事業者間の連絡調整を行う必要があると認めるときは、東北地方支部現地救援本部（以下「地方支部現地救援本部」という。）を設置することができる。
- 地方支部現地救援本部は、地方支部長都市、情報連絡担当事業体、応援要請を受けた県支部長都市および応援事業者の職員、その他必要があると認められる者で構成する。

3 災害の規模が特に大きく、厚生労働省、日本水道協会等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときは、地方支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

（応援活動）

第8条 各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水
- (2) 応急復旧
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 漏水調査
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要員の派遣）

第9条 第4条により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え被災事業体に協力するものとする。

- 2 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。
- 3 派遣応援隊員は、被災事業体の指示に従って作業に従事する。
- 4 派遣応援隊員は、応援水道事業体名を表示した腕章等を着用する。

（応援要員の受入）

第10条 応急給水、応急復旧および漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災事業体は応援要員の宿泊施設および応援車両の集合場所等を指定するものとする。

（費用負担）

第11条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費およびその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

（情報の交換）

第12条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため協議会を設け、毎年定期的に情報の交換を行うものとする。

（会員以外への協力）

第13条 会員は、会員以外の水道事業体が地震、異常渇水等により被災したときは、前各条に順じ応急給水等の協力につとめるものとする。

（指 針）

第14条 この協定の実施に関して必要な指針については、地方支部長が別に定める。

（協 議）

第15条 この協定に定めのない事項およびこの協定の内容に疑義が生じた場合は、そのつど協議して定めるものとする。

（その他）

第16条 この協定の成立を証するため、本協定書7通を作成し、地方支部長および県支部長がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

附則

（適 用）

- 1 この協定は、平成9年5月1日から適用する。
（日本水道協会東北地方支部水道施設の震害に伴う相互応援計画の廃止）
- 2 日本水道協会東北地方支部水道施設の震害に伴う相互応援計画（平成3年9月1日改正計画）は、廃止する。

附則（平成18年3月23日改定）

（適 用）

この協定は、平成18年3月23日から適用する。

日本水道協会秋田県支部水道施設の災害に伴う相互応援計画要綱

（別表・様式等は省略）

（目的）

第1条 この要綱は、公益社団法人日本水道協会秋田県支部（以下「県支部」という。）に所属する正会員及び準正会員（以下「会員」という。）が非常災害等の発生により水道に被害（以下「災害」という。）を受けた場合に給水能力の早期回復ができるようにするため、会員の相互応援活動に必要な事項を定めることを目的とする。

（相互応援体制）

第2条 会員に災害が発生した場合は、県支部長の要請に基づき、各会員は当該被災した会員（以下「被災会員」という。）の水道復旧に全面的に協力するものとする。

- 2 前項の相互応援活動を迅速かつ適切に行うため、県支部を地域別に6ブロックに分け、各ブロックに代表都市を置く。
- 3 前項の規定に基づく組織及び連絡系統は別表のとおりとする。

（連絡担当課）

第3条 県支部長都市及び代表都市は、この計画の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生の恐れがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

- 2 代表都市が被災したときは、近隣の代表都市が被災代表都市の被害状況等必要な情報収集に務め、県支部長に連絡するものとする。
- 3 被災会員のブロックに属する会員（代表都市を除く。）及び被災会員に隣接する会員は、当該被災会員の被害状況等必要な情報の把握に協力し、代表都市に連絡するものとする。

（応援要請の方法）

第4条 代表都市は、ブロック内の被災会員から応援要請があり、ブロック内での対応が困難と認めたととき又は代表都市が被災し、応援を受ける必要があると認めたとときは、県支部長に対し応援要請を行うものとする。

- 2 前項により、被災会員から応援の要請を受けた県支部長は、必要に応じ、直ちに他の代表都市に対して応援の要請を行うものとする。
- 3 前項により、県支部長からの応援要請を受けた代表都市は会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに県支部長に報告するものとする。
- 4 県支部長は、代表都市からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。
- 5 県支部長は、県支部内での応援が困難と認めたとときは、日本水道協会東北地方支部長に対して、応援の要請を行うものとする。

（応援要請の連絡内容）

第5条 被災会員は、県支部長及び代表都市に対し応援の要請をするときは、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請することが困難な場合は、電話、口頭及び防災無線等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の場所及び状況
- (2) 必要とする救援作業の内容等
- (3) 必要とする職種別所要人員、資機材の種類及びその数
- (4) 応援隊の集合場所及びその経路
- (5) 被災会員の災害対策責任者及び連絡担当者の職、氏名、連絡場所、電話番号
- (6) 応援の期間

（県支部現地救援本部の設置）

第6条 県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う会員間の連絡調整を行う必要があると認めるときは、県支部現地救援本部を設置することができる。

- 2 県支部現地救援本部は、県支部長都市、情報連絡担当代表都市、応援要請を受けた会員の職員、その他必要があると認められる者で構成する。
- 3 災害の規模が特に大きく、東北地方支部等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときは、県支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

（応援活動）

第7条 会員が被災会員に対して行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水
- (2) 応急復旧
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 漏水調査
- (5) 工事業者等の斡旋
- (6) その他必要と認められる応援活動

（応援要員の派遣等）

第8条 第4条の規定により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え、被災会員に協力するものとする。

- 2 応援要員を派遣するときは、被害状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食糧その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。
- 3 派遣応援要員は、被災会員の指示に従って作業に従事する。
- 4 派遣応援要員は、所属会員名を表示した腕章を着用する。

（応援要員の受入れ）

第9条 応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災会員は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所を指定するものとする。

（費用の負担）

第10条 この要綱に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

（指針）

第11条 この要綱の実施に関して必要な指針については、県支部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年5月27日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月27日から適用する。

秋田県広域火葬計画

（別記様式は省略）

第1 総則

1 目的

この計画は、大規模災害発生時における広域火葬を円滑に実施するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定める。

2 定義

この計画において、「広域火葬」とは、大規模災害による被害により被災市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、広域火葬が必要となった場合は、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

4 県、市町村及び火葬場設置者の役割

- (1) 県は、広域火葬を円滑に実施するため、情報を一元的に管理し、提供するとともに、市町村、火葬場設置者及び都道府県間の調整を行うなど必要な措置を講じる。
- (2) 市町村は、広域火葬を円滑に実施するため、市町村内の情報収集と整理を行う。
- (3) 火葬場設置者は、県及び市町村と連携し、広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。

第2 平常時の対応

1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、広域火葬を円滑に実施するため市町村及び火葬場設置者に情報提供するものとする。

- (1) 県内及び近隣県内の火葬場の名称、所在地、連絡先、火葬炉数、火葬炉の型式、使用燃料、周辺交通事情及びその他必要な事項
- (2) 県内市町村、県内火葬場設置者及び近隣県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

2 広域火葬実施体制の整備

- (1) 市町村は、大規模災害時における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場設置者は、大規模災害時における火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 県は、前記(1)及び(2)に関して必要な協力等を行うものとする。

3 資機材等の確保及び関係事業者との協定締結等

- (1) 市町村は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア 資機材等の確保

- ・ 棺及び遺体保存剤並びに作業要員の確保
- ・ 大規模災害時に使用する遺体安置所の確保
- ・ 大規模災害時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路の確保

イ 協定等の締結

大規模災害時における資機材等の確保を目的とした葬業者、霊柩車運業者等の関係事業者又は関係団体との協定等の締結

ウ 緊急通行車両の事前届出

遺体の搬送及び資機材の搬送に使用する車両に係る災害対策基本法（以下「法」という。）第76条第1項の規定による緊急通行車両の事前届出

(2) 火葬場設置者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア 資機材等の確保

火葬に必要な燃料及び資機材並びに火葬要員の確保

イ 協定等の締結

大規模災害時における火葬に必要な燃料及び資機材の確保を目的とした関係事業者又は関係団体との協定等の締結

ウ 緊急通行車両の事前届出

資機材の搬送に使用する車両に係る法第76条第1項の規定による緊急通行車両の事前届出

(3) 県は、必要に応じ遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等を関係事業者又は関係団体と締結し、市町村及び火葬場設置者を支援するものとする。

4 訓練等

(1) 県は、市町村及び火葬場設置者等の協力の下に広域火葬の訓練を必要に応じて行うものとする。

(2) 火葬場設置者は、大規模災害時を想定した訓練を必要に応じて行うものとする。

第3 大規模災害発生時の対応

1 広域火葬の実施体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、生活環境部生活衛生課に広域火葬のための担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

2 被災状況等の把握

(1) 被災市町村は、大規模災害発生後、速やかに区域内の死者数及び平常時に使用している火葬場の被災状況等について把握するものとする。

(2) 被災地域の火葬場設置者は、大規模災害発生後、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の安否、出動の可能性及び火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。（別記第1号様式）

(3) 県は、火葬場設置者からの報告等に基づき、広域火葬に必要な情報を集約し、被災市町村及びその他の関係機関に周知するとともに、国に報告するものとする。

3 広域火葬の応援要請

(1) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に広域火葬の応援を要請するものとする。（別記第2号様式）

(2) 県は、被災市町村からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被災状況等に基づき、広域火葬の実施を決定し、被災していない火葬場設置者（別記第3号様式）又は近隣県に対し広域火葬の応援を依頼するとともに、国に報告するものとする。

(3) 県は、県内の火葬場及び近隣県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに国に対して近隣県以外の都道府県への応援要請を依頼するものとする。

(4) 県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答するものとする。（別記第4号様式）

(5) 県は、前記(2)において広域火葬の実施を決定したときは市町村及び火葬場設置者に、市町村は、住民及び葬業者等関係団体に速やかにその旨を周知するものとする。また、県は、速やかに県民に広報するものとする。

4 応援火葬場の調整

(1) 県は、火葬場設置者、近隣県等からの回答に基づき応援火葬場を割り振り、被災市町村（別記第5号様式の

- 1) 及び協力の承諾のあった火葬場設置者（別記第5号様式の2）又は近隣県等に通知するものとする。
- (2) 被災市町村は、県の割り振りに基づき、さらに遺体ごとに火葬場を割り振り、協力の承諾のあった火葬場と火葬実施方法等について、詳細を調整するものとする。

5 火葬要員の派遣要請等

- (1) 火葬場設置者は、火葬要員の被災により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請するものとする。

火葬に必要な燃料又は資機材の確保が困難な場合にあっても同様とする。（別記第6号様式）

- (2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。

また、県は燃料又は資機材の確保のための手配の要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

6 相談窓口の設置

被災市町村は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行うものとする。その際、広域火葬実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限及び焼骨の受け渡し方法等について、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等への説明を行うものとする。

なお、大規模災害事由以外の自然死、病死等による遺体の火葬についても同様に受付を行い、必要に応じて広域火葬の対象とするものとする。

7 遺体の保存及び搬送

- (1) 被災市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに遺体保存に必要な資機材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。

なお、遺体保存のための資機材の搬入等の経路が、法第76条第1項に基づく交通規制が行われている道路の場合は、緊急通行車両による搬送とする。

- (2) 被災市町村は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。

なお、遺体の火葬場までの搬入等の経路が、法第76条第1項に基づく交通規制が行われている道路の場合は、緊急通行車両による搬送とする。

- (3) 被災市町村は、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合、又は遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。（別記第7号様式）

- (4) 県は、被災市町村から遺体保存に必要な資機材の確保の要請があった場合には、関係事業者及び関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

また、遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係団体等への応援・協力依頼を行うものとする。

8 火葬に係る特例的取扱い

- (1) 市町村及び火葬場設置者は、被災市町村による迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、県を通じ戸籍確認の事後実施等火葬に係る特例的取扱いについて国に要望するものとする。

- (2) 県は、前記(1)の依頼を受けた場合は直ちに国にその旨を伝え、その結果を市町村及び火葬場設置者に連絡するものとする。

- (3) 市町村及び火葬場設置者は、国の承認が得られた場合には、火葬に係る特例的取扱いを行うものとする。

9 引き取り者のいない焼骨の保管等

引き取り者のいない焼骨は、被災市町村が火葬場から引き取り、引き取り者が現れるまでの間、保管することを原則とする。

10 火葬状況の報告

- (1) 広域火葬が実施された場合、大規模災害により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬状況を集計し、広域火葬が終了するまでの間、日報として県に報告するものとする。

- ア 広域火葬協力を行った火葬場（別記第8号様式の1）
 - イ 被災市町村が平常時に使用している火葬場（別記第8号様式の2）
- (2) 県は、火葬場からの報告をとりまとめ、国に報告するものとする。

11 広域火葬の終了

- (1) 被災市町村は、広域火葬を行う必要がなくなった場合には、県に連絡するものとする。
- (2) 県は、被災市町村からの連絡又は火葬状況の報告から判断して支障がないと認める場合には、広域火葬を終了し、関係する市町村及び火葬場設置者等に周知するとともに、国に報告するものとする。
- (3) 広域火葬を依頼した市町村は、依頼実績を取りまとめ、県に報告するものとする。（別記第9号様式）
- (4) 大規模災害により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬実績を取りまとめ、県に報告するものとする。（別記第10号様式）

12 広域火葬等の協力

- (1) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣県で大規模災害が発生したときは、速やかに協力体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (2) 県及び火葬場設置者は、近隣県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合には、第3の3、4及び5を準用し、対応するものとする。

13 大規模な疾病の流行等への準拠

この計画は、大規模災害時に対応することを目的にしたものであるが、大規模な疾病の流行その他広域火葬が必要となる危難や非常事態が生じた場合にも、必要に応じてこの計画の定めるところにより対応するものとする。

第4 雑則

1 他の協定等との関係

この計画は、市町村又は火葬場設置者が、他の市町村又は火葬場設置者と締結している大規模災害発生時等の協定その他の契約に基づく火葬の応援・協力の実施を妨げるものではない。

附則

この計画は、平成25年2月27日から適用する。

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定

（様式等は省略）

秋田県（以下「甲」という。）と秋田県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、秋田県内において地震、風水害その他災害が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害が発生した市町村（以下「市町村」という。）から甲に対して棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の円滑な実施に関する協力の要請があったとき、甲と乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務）

第2条 本協定において、甲が乙及び丙に協力を要請する業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体の搬送（主に検案後の遺体の搬送とする。）
- (3) その他、甲の要請により乙及び丙が応じられる事項

（協力の要請）

第3条 甲は、市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力の要請を受け、必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。ただし、乙が対応できない場合等は、丙に対して直接協力を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請を行う場合は、原則として文書によるものとし、甲から乙又は丙への要請は様式第1号により行うものとする。ただし、急を要するときは、口頭などで要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。
- 3 乙は、甲から要請を受けたときは、必要に応じて丙に対して協力を求めることができる。
- 4 協力要請する棺及び葬祭用品は次の各号のとおりとする。
 - (1) 棺（納棺用品一式含む）
 - (2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
 - (3) 骨つぼ等その他必要な用品

（要請に対する措置）

第4条 乙及び丙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を取るとともに、応諾の有無を速やかに甲に通知するものとする。

- 2 甲は、乙及び丙から応諾状況の通知を受けたときは、その旨を速やかに市町村へ通知するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙及び丙は、第3条第1項の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

（報告）

第6条 乙及び丙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を様式第2号により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙及び丙が実施した協力業務に要した費用は、原則として協力を要請した市町村が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用される場合はこれに基づくものとする。

（守秘義務）

第8条 乙及び丙は、協力業務を通じて知り得た個人情報等の非公開情報を第三者に漏らしてはならない。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義の生じた事項については、甲乙丙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに甲乙丙いずれからも文書をもって協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年10月8日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹 敬久

乙 秋田県大仙市花館字常保寺91番地の3
秋田県葬祭業協同組合
理事長 半田 雅之

丙 東京都港区港南二丁目4番12号
港南YKビル4階
全日本葬祭業協同組合連合会
会長 松井 昭憲

秋田空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定

秋田県知事及び秋田市長は、秋田空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生の恐れのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、秋田空港管理事務所（以下「甲」という。）と秋田市消防機関（以下「乙」という。）が緊密な協力のものに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区分）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第一次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。
2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第一次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行うものとする。

- （1）緊急事態の種類
- （2）航空機の機種及び搭乗人員
- （3）緊急事態発生の場所及び時刻
- （4）消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- （5）その他必要な事項

3 通報に応じて出動した甲または乙は、現場に到着したときは速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（費用の負担）

第4条 消防救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（事故等の調査に対する協力）

第5条 甲及び乙は、消防救難業務を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通報）

第6条 甲又は乙が単独で消防救難活動に従事したときは、速やかにその顛末を相互に通報するものとする。

（訓練）

第7条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

（資料の交換）

第8条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

平成18年12月20日

秋 田 県 知 事 寺 田 典 城

秋 田 市 長 佐 竹 敬 久

大館能代空港における航空機事故に対する消火救難活動に関する協定

秋田県と鹿角広域行政組合、大館周辺広域市町村圏組合、鷹巣阿仁広域市町村圏組合、二ツ井町藤里町消防一部事務組合、能代地区消防一部事務組合、山本郡南部地区消防一部事務組合及び五城目町は、大館能代空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災、若しくは空港におけるその他の火災、又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、秋田県大館能代空港管理事務所（以下「甲」という。）と鹿角広域行政組合、大館周辺広域市町村圏組合、鷹巣阿仁広域市町村圏組合、二ツ井町藤里町消防一部事務組合、能代地区消防一部事務組合、山本郡南部地区消防一部事務組合及び五城目町の各消防機関（以下「乙」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（出動要請）

第2条 緊急事態が発生した場合又は発生の恐れがある場合において、甲の出動要請があったときは、乙はすみやかに消防隊及び救急隊を出動させるものとする。

2 前項の出動要請は、電話その他の方法により、次の事項を明確にして行う。

- (1) 災害の種類
- (2) 当該航空機の機種及び搭乗員
- (3) 災害発生の場所及び時刻
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

（費用の負担）

第3条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（事故調査に対する協力）

第4条 甲及び乙は消火救難業務を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他事故の原因調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（訓練）

第5条 甲及び乙は、両者協議のもとに立案計画して緊急事態における消火救難に関する総合訓練を定期的実施するものとする。

（資料の交換）

第6条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めるもののほか、大館能代空港における消火救難業務に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

本協定の発効は平成10年7月18日とする。

平成10年7月16日

秋田県知事	寺 田 典 城
鹿角広域行政組合管理者職務代理者	
鹿角広域行政組合副管理者	佐 藤 秀 朗
大館周辺広域市市町村圏組合管理者	小 畑 元
鷹巣阿仁広域市町村圏組合管理者	松 橋 久太郎
二ツ井町藤里町消防一部事務組合管理者	丸 岡 一 直
能代地区消防一部事務組合管理者	宮 腰 洋 逸
山本郡南部地区消防一部事務組合管理者	石 井 洋 佑
五城目町長	佐 藤 邦 夫

秋田空港及び大館能代空港の医療救護活動に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と社団法人秋田県医師会（以下「乙」という。）は、秋田空港及び大館能代空港（以下「空港」という。）並びに空港の周辺において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が協力して医療救護活動を迅速、かつ適切に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合で、医療救護活動を実施する必要が生じたときには、乙に対して直ちにその内容を通報するとともに、別に定める医療救護要員派遣要請区分（以下「要請区分」という。）に応じ、医師及び看護婦（以下「医療救護要員」という。）の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護要員の派遣及び待機）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護要員の業務）

第4条 医療救護要員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
- (2) 傷病者等に対する応急処置及び医療
- (3) 医療機関への搬送の要否

（医療資器材等の提供）

第5条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医薬品及び医療資器材等を提供するものとする。

（訓練）

第6条 甲は、医療救護活動に関する訓練（以下「訓練」という。）を計画した場合には、乙と訓練内容について協議し、必要に応じて医療救護要員の参加を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から訓練の参加要請があった場合にはこれに協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。
- 4 甲は、乙が第2項の規定に基づき、訓練に医療救護要員を参加させた場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

（費用弁償等）

第7条 この協定による次の費用については、事後すみやかに関係者で協議のうえ、乙が甲を通じて、費用を負担すべき者に対して請求書を提出するものとする。

- (1) 医療救護要員の派遣又は待機に要した費用
- (2) 医療救護要員が必要に応じて携行した医薬品及び医療資器材等の費用

（災害補償）

第8条 医療救護要員が医療救護活動又は訓練参加において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合には、「空港救急医療従事者傷害補償制度」（平成元年4月20日東空飛第190号東京航空局長通知）に基づき補償を受けるものとする。

（細目）

第9条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じた場合には、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙両者に異存がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成10年7月18日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県
秋田県知事 寺田典城

乙 秋田市千秋久保田町6番6号
社団法人 秋田県医師会
会長 寺田俊夫

秋田空港及び大館能代空港の医療救護活動に関する協定書細目

秋田空港及び大館能代空港の医療救護活動に関する協定書（平成10年7月18日締結以下「協定書」という。）第9条の規定により、協定を実施するための細目を次のように定める。

（医療救護要員派遣要請区分）

第1条 協定書第2条の医療救護要員派遣要請区分は、次のとおりとする。

- (1) 待機要請
医療救護要員が医師会館または自宅等において待機を要する事態
- (2) 派遣要請
現場救護所に派遣を要する事態

（連絡調整事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連絡調整を行うものとする。

- (1) 医療救護要員に関すること。
- (2) 医療救護所に関すること。
- (3) 死亡の確認に関すること。
- (4) 後方医療施設への搬送に関すること。
- (5) 医薬品及び医療資器材等に関すること。
- (6) 緊急連絡網の整備に関すること。
- (7) 医療救護活動に関すること。
- (8) その他指揮系統、医療確保等に関すること。

（紛争の処理）

第3条 協定に係る医療救護活動について紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

- 2 甲は前項の連絡を受けたときは、すみやかに調査し、甲、乙協議のうえ誠意をもって解決のための適切な措置をとるものとする。

（報告書等の提出）

第4条 乙は、協定書第3条の規定に基づき、医療救護要員の派遣又は待機を行った場合には、医療救護要員名簿（第1号様式）及び医療救護活動実施報告書（第2号様式）並びに医薬品・医療資器材等使用報告書（第3号様式）を甲に提出するものとする。

- 2 乙は、協定書第6条第2項の規定に基づき、訓練に医療救護要員を参加させた場合には、訓練参加者名簿（第4号様式）を甲に提出するものとする。

（費用弁償等の請求）

第5条 協定書第6条4項に規定する費用については、乙が「訓練謝金請求書」（第5号様式）により、甲に請求するものとする。

- 2 協定書第7条の規定に基づき、乙から「費用弁償請求書」（第6号様式）の提出があった場合は、甲は、当該費用負担義務者において遅滞なく執行されるように務めるものとする。
- 3 協定書第8条に規定する災害補償金については、当該支給を受けようとする者が乙及び甲を経由して「傷害事故通報書」（第7号様式）を財団法人航空保安協会に提出するものとする。

（費用弁償等の額）

- 第6条 協定書第6条第4項に規定する訓練謝金の額は、「空港消火救難訓練協力要員に対する謝金単価の改定について」（平成6年3月28日空管第52号航空局飛行場部管理課長通知）に基づく国管理空港の場合の時間単価を準用する。
- 2 協定書第8条に規定する災害補償金の額は、「空港救急医療従事者傷害補償制度」に定めるところによる。
- 3 第1項に規定する額の改定があった場合には、改定後の額に基づくものとする。

（協 議）

- 第7条 この協定書細目に定めのない事項又はこの協定書細目に関し疑義を生じた場合には、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この細目の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成10年7月18日

甲 秋田県知事 寺田 典 城

乙 社団法人秋田県医師会
会 長 寺 田 俊 夫

平成 年 月 日

（あて先）秋田県知事

社団法人 医師会

会 長

印

医療救護要員名簿

職 種	氏 名	所属医療機関	住 所	従事期間

平成 年 月 日

（あて先）秋田県知事

社団法人

医師会

会 長

印

医療救護活動実施報告書

出動日時 平成 年 月 日 時 分から
平成 年 月 日 時 分まで

要請区分 派遣要請 待機要請

活動場所

活動状況

出動医療救護要員数

医 師 名

看護師 名

別紙、救護班活動状況表を添付する。

第3号様式

平成 年 月 日

（あて先）秋田県知事

社団法人 医師会
会 長

印

医薬品・医療資器材等使用報告書

品 名	規 格	数 量	薬 価 等	
			単 価	金 額

平成 年 月 日

（あて先）秋田県知事

社団法人 医師会
 会 長 印

訓練参加者名簿

訓練実施日時 平成 年 月 日 時 分から
 平成 年 月 日 時 分まで

訓練内容

職 種	氏 名	所属医療機関等	住 所

第5号様式

訓練謝金請求書

平成 年 月 日

（あて先）秋田県知事

社団法人 医師会
会 長 印

金 額 円

ただし、「秋田空港及び大館能代空港の医療救護活動に関する協定書」第6条第4項の協定に基づく訓練謝金として別紙内訳書により、上記のとおり請求します。

第6号様式

平成 年 月 日

費用弁償請求書

様

社団法人 医師会
会 長 印

請求金額 円

ただし、航空機事故の医療救護活動に対する費用として、上記のとおり請求します。なお、内訳は別紙のとおりです。

平成 年 月 日

財団法人 航空保安協会

救急医療従事者障害補償センター 御中

傷害事故通報書

空港救急医療従事者傷害補償制度に基づく傷害事故につき、以下のとおり通報いたします。

1 日 時 平成 年 月 日 時 分

2 場 所

3 受傷者

氏名： 年齢： 才

住所： TEL：

区分： 医者 看護師

4 受傷者の治療にあたる医療機関

病院名： TEL：

5 傷害事故内容および傷害の程度

大館能代空港医療救護活動に関する覚書

秋田県（以下「甲」という。）と社団法人大館市北秋田郡医師会（以下「乙」という。）は、大館能代空港（以下「空港」という。）及びその周辺において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲と社団法人秋田県医師会との間で締結した「秋田空港及び大館能代空港の医療活動に関する協定書」（平成10年7月18日締結。）に基づき、乙が迅速かつ確な医療救護活動を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（活動マニュアル）

第2条 空港及びその周辺において発生した航空機事故に対して、秋田県災害医療救護計画の下で迅速かつ確な医療救護活動を実施するため、甲乙協議のもとに「大館能代空港医療救護活動マニュアル（仮称）」を定めるものとする。

（協議）

第3条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義を生じた場合には、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から起算して1年間とする。ただし、この覚書の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙両者に異存のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この覚書は延長され、以後同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成10年10月1日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 寺田典城

乙 大館市根下戸新町1番8号
社団法人大館市北秋田郡医師会
会長 佐藤祥男

港湾関係での災害発生時における応急対策業務に関する包括的協定書

国土交通省東北地方整備局副局長（以下「甲」という。）並びに青森県知事（重要港湾 青森港及び八戸港及びむつ小川原港港湾管理者）、岩手県知事（重要港湾 久慈港及び宮古港及び釜石港及び大船渡港港湾管理者）、宮城県知事（国際拠点港湾 仙台塩釜港港湾管理者）、秋田県知事（重要港湾 秋田港及び能代港及び船川港港湾管理者）、山形県知事（重要港湾 酒田港港湾管理者）、福島県知事（重要港湾 小名浜港及び相馬港港湾管理者）（以下「乙」という。）と民間協力者（一般社団法人海洋調査協会会長、一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長、一般社団法人日本埋立浚渫協会東北支部長、一般社団法人日本海上起重技術協会東北支部長、一般社団法人日本潜水協会会長、全国浚渫業協会日本海支部長、全国浚渫業協会東日本支部長、東北港湾空港建設協会連合会会長）（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合における応急対策業務に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東北地方整備局管内において災害が発生した場合における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧により港湾機能の早期回復に資することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における用語の定義は以下のとおりとする。

- （1）「災害」とは、地震・津波・高潮その他の異常な自然現象による被害をいう。
- （2）「大規模災害」とは、複数の港湾管理者が管理する港湾にわたる広域かつ重大な災害をいう。
- （3）「港湾施設」とは、国際拠点港湾及び重要港湾に係る港湾法第二条第五項の港湾施設をいう。
- （4）「応急対策業務」とは、港湾施設の被災状況の把握、障害物の撤去、応急復旧、その他の緊急的な応急対策に関する活動をいう。
- （5）「事務所長」とは、東北地方整備局の港湾空港関係事務所の長をいう。
- （6）「地方機関の長」とは、港湾施設等の管理を所掌する乙の地方機関の長をいう。
- （7）「人員及び資機材等情報」とは、配置可能な人員及び使用可能な資機材等の数量・配置等の情報をいう。
- （8）「TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）活動」とは、「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置に関する訓令」に基づき、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関して、被災地方公共団体等に対する国の技術的な支援活動をいう。

（応急対策業務の範囲）

第3条 応急対策業務の範囲は、第2条に規定する港湾施設における災害発生箇所及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とする。

（応急対策業務の内容等）

第4条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、被災状況に応じて、丙の会員を特定し、出動要請を行うものとし、丙の会員は出動要請の諾否について回答する。

2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に丙に対して資機材等情報の報告を求めるものとし、丙は、求めに応じて速やかに人員及び資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。

ただし、東北地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は、自発的に人員及び資機材等情報の収集を開始するものとする。

3 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の会員へ出動要請を行った場合、その状況を甲乙相互及び事務所長、地方機関の長相互に情報共有するものとする。

4 丙の会員は、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長から出動要請があり承諾した場合、出動要請者の指示により応急対策業務を実施するものとする。

5 丙の会員は、東北地方整備局がTEC-FORCE活動を開始し、甲若しくは事務所長から出動要請があった場合、同活動を迅速かつ円滑に実施するため、TEC-FORCEとともに被災地へ向かい同活動の支援を行うものとする。

6 丙は、本協定に基づく甲の出動要請があり承諾した場合、必要に応じて東北地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。

7 甲及び乙と丙は、緊急時の連絡体制を整えるものとする。加えて、丙は、会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。

8 丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員が有する人員及び資機材等情報について、毎年6月末までに甲及び乙に報告するものとする。

- 9 丙の会員は、応急対策業務を迅速に実施できるよう、人員及び資機材の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は、丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。
- 10 乙が丙と前2項と同様の報告を求める協定を締結している場合は、同項における連絡先は、乙を除くものとする。

（契約の締結）

- 第5条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の会員に出動要請し承諾を得たときは、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。
- 2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の複数の会員と請負契約等を締結したときは、請負契約等を締結した会員との合意に基づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する応急対策業務の取りまとめを行わせる者を指名することができるものとする。
- 3 前項に基づき指名された者は、会員間で連絡体制を定め、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長に報告するものとする。

（大規模災害時の場合）

- 第6条 甲は、大規模災害が発生した場合は、第4条にかかわらず、乙若しくは地方機関の長が行う丙の会員への出動要請に対して、秩序ある応急対策業務のため必要な調整を行うことができるものとする。

（訓練の実施）

- 第7条 本協定の締結者は、相互協力体制の充実・強化を図るために、出動要請に係る手順等の訓練を少なくとも年1回実施するものとする。

（本協定の適用範囲）

- 第8条 本協定は、甲又は乙と丙が締結する同様の目的の個別の協定締結を妨げないが、大規模災害が発生した場合においては、本協定を優先するものとし、甲が第6条に基づき必要な調整を行うことができるものとする。

（有効期限）

- 第9条 この協定の期間は、協定締結日より平成28年3月31日の期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（損害の負担）

- 第10条 丙の会員は、第4条に基づく応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び資機材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により契約相手である甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長に報告し、その負担については、甲若しくは事務所長に係るものについては甲若しくは事務所長と、乙若しくは地方機関の長に係るものについては乙若しくは地方機関の長と協議して、その復旧又は賠償に要する費用について決定するものとする。

（その他）

- 第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書15通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成28年2月29日

甲	国土交通省東北地方整備局副局長
乙	青森県知事（重要港湾 青森港及び八戸港及びむつ小川原港港湾管理者） 岩手県知事（重要港湾 久慈港及び宮古港及び釜石港及び大船渡港港湾管理者） 宮城県知事（国際拠点港湾 仙台塩釜港港湾管理者） 秋田県知事（重要港湾 秋田港及び能代港及び船川港港湾管理者） 山形県知事（重要港湾 酒田港港湾管理者） 福島県知事（重要港湾 小名浜港及び相馬港港湾管理者）
丙	一般社団法人海洋調査協会会長 一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会会長 一般社団法人日本埋立浚渫協会東北支部長 一般社団法人日本海上起重技術協会東北支部長 一般社団法人日本潜水協会会長 全国浚渫業協会日本海支部長 全国浚渫業協会東日本支部長 東北港湾空港建設協会連合会会長

災害時における応急対策業務に関する協定

国土交通省東北地方整備局（以下「甲」という。）並びに東北6県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）及び仙台市（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務（以下「業務」という。）の実施に関し、（社）日本土木工業協会東北支部（以下「丙」という。）と次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙が管理若しくは工事中の施設が、地震・大雨等の異常な自然現象、予期できない災害等により被災したときに丙が実施する業務の方法を定め、もって、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、甲又は乙が管理若しくは工事中の公共土木施設（以下「所管施設」という。）における災害発生箇所とする。

（業務の内容）

第3条 甲又は甲の所掌する事務所等の長は、甲の所管施設に災害が発生し必要と認めるときは、丙の会員に出動を要請することができるものとし、出動を要請したときには、速やかに要請内容を丙に連絡するものとする。

2 丙の会員は、前項に定める要請があったときは、速やかに要請内容を丙に報告するとともに、できる限り速やかに甲の所管施設の被災状況を把握し、甲又は甲の所掌する事務所等の長の指示により業務を実施するものとする。

3 乙は、乙の所管施設に災害が発生し必要と認めるときは、甲を通じて丙の会員の出動を丙に要請することができるものとする。

4 丙の会員は、前項に定める要請があったときは、できる限り速やかに乙の所管施設の被災状況を把握し、乙又は乙の所掌する地方機関の長の指示により業務を実施するものとする。

（業務の実施体制）

第4条 丙は、業務を早急に実施できるよう前もって必要な建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及び動員の方法を定め、その実施体制を甲に報告するものとする。

2 前項に基づき丙が甲に報告する実施体制は、丙の会員による編成表及び連絡系統とする。なお、丙は実施体制に変更が生じた場合には速やかに甲に報告するものとする。

3 甲は、甲の所掌する事務所等の長及び乙に第1項に基づく実施体制を通知しておくものとする。

（建設資機材等の報告）

第5条 丙は、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、速やかにその資料を甲に提出するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲又は甲の所掌する事務所等の長が丙の会員に出動を要請したときは、甲又は甲の所掌する事務所等の長は丙の当該会員と工事請負契約を速やかに締結するものとする。

2 乙が甲を通じて丙の会員の出動を丙に要請したときは、乙又は乙の所掌する地方機関の長は丙の当該会員と工事請負契約を速やかに締結するものとする。

（有効期限）

第7条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までの期間とする。

ただし、期間満了の1月前までに甲、乙又は丙のいずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

（実施範囲の特例）

第8条 第2条に規定する範囲以外に特に必要として甲又は甲の所掌する事務所等の長が丙の会員に出動を要請した場合は、特別な理由がない限り、丙の会員はこれに応じるものとする。

2 第2条に規定する範囲以外に特に必要として乙が甲を通じて丙の会員の出動を丙に要請した場合は、特別な理由がない限り、丙及び丙の会員はこれに応じるものとする。

（損害の負担）

第9条 業務の実施に伴い甲、甲の所掌する事務所等の長、乙、乙の所掌する地方機関の長、丙又は丙の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は建設資機材等の損害が生じた場合には、丙又は丙の会員は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により、甲に係るものについては甲又は甲の所掌する事務所等の長に、乙に係るものについては乙又は乙の所掌する地方機関の長に報告するものとする。

2 前項の損害に対する処置については、甲、甲の所掌する事務所等の長、乙又は乙の所掌する地方機関の長と、丙又は丙の会員が協議して定めるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書9通を作成し、それぞれ甲、乙及び丙が捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年2月19日

甲 国土交通省 東北地方整備局長

乙 青森県知事
岩手県知事
宮城県知事
秋田県知事
山形県知事
福島県知事
仙台市長

丙 社団法人日本土木工業協会 東北支部長

（注）「社団法人日本土木工業協会東北支部」を「一般社団法人日本建設業連合会東北支部」に読み替える。

災害時における調査・設計等の応急対策業務に関する協定

秋田県（以下「県」という。）と一般社団法人建設コンサルタンツ協会東北支部（以下「協会」という。）は、秋田県内において地震、津波、豪雪、豪雨その他の異常な自然現象及び大規模な事故等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の調査・設計等の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県が協会に対し、応急対策業務の実施について応援を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 県は、災害発生時等に、応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、協会に応援を要請することができるものとする。

2 協会は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、応援するものとする。

（応援業務）

第3条 県が協会に対し応援を要請する応急対策業務（以下「応援業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況の調査
- (2) 応急対策に関する調査・測量・設計の実施
- (3) その他特に必要な業務

（応援業務の実施手続）

第4条 協会は、応援業務を速やかに実施するため、必要な協力体制の整備に努めるものとする。

2 県は、応急対策業務への応援が必要と認めるときは、協会の会員のうち応援業務を実施することができる者と認められる者（以下「応援業務候補者」という。）の推薦を協会に要請するものとする。

3 協会は、前項の規定による要請があった場合は、応援業務の実施箇所ごとに応援業務候補者の推薦を行うものとする。

4 県は、協会の推薦に基づき応援業務を実施する者（以下「応援業務実施者」という。）を選定したときは、遅滞なくこれを協会及び当該応援業務実施者に通知するものとする。

5 応援業務実施者は、県の指示を受けて、応援業務を行うものとする。

6 応援業務実施者が応援業務を実施したときは、当該応援業務の完了後速やかに業務内容を記載した報告書を県に提出するものとする。

（費用負担）

第5条 応援業務の実施に要する費用は、県の負担とする。

（災害補償）

第6条 応援業務に従事した者が当該応援業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、応援業務実施者の責任において行うものとする。

（市町村に対する応援）

第7条 市町村は、当該市町村が実施する応急対策業務について、協会による応援の推薦要請を県に依頼することができるものとする。

2 県は、前項の規定による依頼があった場合は、当該市町村に対する応援業務候補者の推薦を協会に要請するものとする。

3 協会は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

4 応援業務の実施に要する費用の負担その他の必要な事項については、推薦を要請した市町村と応援業務実施者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。

2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに県、協会いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（補則）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、県、協会が協議して定める。

（他の協定の適用）

第10条 この協定に定めるもののほか県と協会又は協会の会員との間において応急対策業務への応援活動に関し別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、県、協会記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月25日

秋田市山王四丁目1番1号

秋田県

秋田県知事 佐竹敬久

仙台市青葉区国分町3-6-11 アーク仙台ビル

一般社団法人建設コンサルタンツ協会

東北支部 支部長 遠藤敏雄

災害時における調査・設計等の応急対策業務に関する協定細目

（趣旨）

第1 この協定細目は、「災害時における調査・設計等の応急対策業務に関する協定」（以下「協定」という。）第9条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制の整備）

第2 一般社団法人建設コンサルタンツ協会東北支部（以下「協会」という。）は、応援業務を速やかに実施するため、必要な連絡体制を整備するとともに、その内容を明らかにした書面を秋田県建設部技術管理課（以下「技術管理課」という。）に提出するものとする。

（応援の要請）

第3 秋田県の地方機関は、応急対策業務において協会による応援が必要と判断した場合は、応急対策業務の応援要請書（様式1）により、地域振興局にあっては、技術管理課に、地域振興局以外の地方機関にあっては、本庁主管課を経由して技術管理課に依頼するものとする。

2 技術管理課は、地方機関からの依頼を受けたときは、速やかに当該依頼文書を協会に送付し、応援を要請するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、緊急を要する場合は、技術管理課からの要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等（以下「電話等」という。）により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（応援業務候補者の推薦）

第4 協会は、応援を要請された場合は、応援業務の実施箇所、技術者及び機材等の確保状況等を勘案して応援業務候補者を選定し、応援業務候補者名簿（様式2）により地方機関に通知するとともに、技術管理課に報告するものとする。

2 前項に規定する通知及び報告は、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（応援業務実施者の選定）

第5 地方機関は、応援業務候補者名簿のうちから応援業務実施者を選定するものとし、選定した場合は、協会に通知するとともに、技術管理課及び本庁主管課に報告するものとする。

（応援業務の実施）

第6 応援業務実施者は、地方機関の指示に従い、速やかに応援業務に着手するものとする。

2 地方機関は、協定第3条に掲げる応援業務を要請した場合は、遅滞なく業務委託契約等を締結するものとする。

（市町村からの応援の要請）

第7 市町村は、応急対策業務において協会による応援が必要と判断した場合は、応急対策業務の応援要請依頼書（様式3）により当該市町村を管轄する地域振興局を経由して、技術管理課に依頼するものとする。

2 技術管理課は、市町村からの依頼を受けたときは、速やかに当該依頼文書を協会に送付し、当該市町村に対する応援業務候補者の推薦を要請するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、緊急を要する場合は、市町村からの要請の依頼及び技術管理課からの要請は、電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

附則 この細目は、協定締結の日から施行する。

様式第1（第3関係）

〇〇-〇〇〇〇

平成 年 月 日

一般社団法人建設コンサルタンツ協会
東北支部 支部長 様

(地方機関の長) 印

応急対策業務の応援要請書

災害時における調査・設計等の応急対策業務に関する協定細目第3第1項の規定に基づき、応急対策業務への応援を次のとおり要請します。

場 所	※位置図等を添付してください。	
内 容	※該当するものに○	
	1 被災状況の調査 2 応急対策に関する調査・測量・設計の実施 3 その他特に必要な業務	
	※上記の詳細	
担当者	所属	
	職氏名	
	連絡先	T E L F A X

様式第2（第4関係）

平成 年 月 日

（地方機関の長）

一般社団法人建設コンサルタンツ協会
東北支部 支部長 印

応援業務候補者名簿について(通知)

平成 年 月 日付け〇〇-〇〇〇〇により要請のあった応急対策業務の応援を実施する候補者は、次のとおりです。

候補者①	住所	
	氏名	
	連絡先	TEL FAX
候補者②	住所	
	氏名	
	連絡先	TEL FAX
候補者③	住所	
	氏名	
	連絡先	TEL FAX

※法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

様式第3（第7関係）

〇〇-〇〇〇〇
平成 年 月 日

秋田県知事

(市町村長) 印

応急対策業務の応援要請依頼書

応急対策業務に関し、一般社団法人建設コンサルタンツ協会東北支部による応援について、次のとおり要請するようお願いします。

場 所	※位置図等を添付してください。	
内 容	※該当するものに○	
	1 被災状況の調査 2 応急対策に関する調査・測量・設計の実施 3 その他特に必要な業務	
	※上記の詳細	
担当者	所属	
	職氏名	
	連絡先	T E L F A X

災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と公益社団法人地盤工学会東北支部（以下「乙」という。）において、地盤災害発生時における調査及び防災の連携・協力に関する協定を次の条項に定めるところにより締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携の下に相互に協力し、地盤災害発生時の調査や地盤災害の減災及び防災対策に向けた取組を通して、災害対応力の強化や防災技術の向上に資することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、地盤災害に関する次の事項について連携及び協力を図るものとする。

- （1）地盤災害発生時の調査における技術的な助言、社会資本の整備及び管理における技術的課題解決に関すること。
- （2）地域の防災力向上と技術者の技術力の向上及び育成に関すること。
- （3）その他、甲と乙が必要と認める事項。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のどちらも申出がないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（経費の負担）

第4条 地盤災害発生時の調査における技術的な助言や社会資本の整備及び管理における技術的課題解決に関することに要する費用については、原則として乙が負担するものとする。

2 前項以外に要する費用については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（その他）

第6条 この協定を円滑に実施するために、別途確認事項を定めるものとする。

上記協定の証として、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年11月9日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設部長 柴田 公博

乙 宮城県仙台市青葉区本町二丁目5番1号
公益社団法人地盤工学会
東北支部長 松崎 薫

災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定書 確認事項

1 第2条「連携及び協力する事項」について

(1) 第2条(1)の「地盤災害発生時の調査における技術的な助言や、社会資本の整備及び管理における技術的課題解決に関すること」とは、次のとおりとする。

①「地盤災害発生時の調査における技術的な助言」とは

- ・地盤災害が発生した時に県からの要請により現地踏査による調査を行い、技術的な助言を行うこと等をいう。
なお、地盤災害とは、自然災害により発生する地盤に関する災害のことをいい、斜面崩壊、落石、地すべり、地盤沈下、陥没、地震などによって発生する液状化現象、火山噴火による火砕流などを含むものとする。

②「社会資本の整備及び管理における技術的課題解決に関すること」とは

- ・道路や河川、砂防、港湾、空港等の社会資本の整備や管理をしている際に発生する、地盤や地質に関する突発的な異常事態や通常の業務の範囲内では対処できない技術的な課題に関して調査方針や対策方針の提案・助言を行うことをいう。

(具体例)

- トンネルや橋梁下部工施工時の地盤変状、斜面変状、地盤沈下、路面の陥没・亀裂等の異常事態への対応等を行うもの。
- 土構造物の設計や工法の選定、施工などを検討する技術検討会等へのアドバイザー派遣を行うもの。

(2) 第2条(2)の「地域の防災力向上と技術者の技術力向上及び育成に関すること」とは、次のとおりとする。

①「地域防災力向上と技術者の技術力向上及び育成」とは

- ・地盤災害の減災・防災に関連した職員向けの研修や出先機関等で地域住民等を対象に実施する出前講座などへの講師の派遣を行うことをいう。

(具体例)

- 地域住民の出前講座の実施
大雨による崖崩れや土石流、地すべり等の地盤に係る災害について、地域住民を対象にした出前講座などを実施することをいう。
- 部内研修会の実施
大雨による崖崩れや土石流、地すべり等の地盤に係る災害についてのメカニズム、応急対策、対策方法などの研修を実施することをいう。

2 第4条「経費の負担」について

(1) 第4条の「地盤災害発生時の調査における技術的な助言や社会資本の整備及び管理における技術的課題解決に関することに要する費用について」は、次のとおりとする。

①「乙（地盤工学会東北支部）の負担」について

- ・地盤災害発生時の初動期の現地調査や所見等に関する費用については、乙の負担とする。なお、現地調査にあたっては、県の送迎が可能な場合は、極力その対応を行う。

②「前項以外に要する費用について、甲と乙が協議して決める」とは

- ・初動期の現地調査後の検討委員会の立ち上げや測量、地質調査等に費用が発生した場合には、甲・乙相談の上負担方法等を定めるものとする。
- ・第2条(2)の「地域の防災力向上と技術者の技術力向上及び育成」に関し、県の依頼により研修講師の派遣を行った場合、県の規定による報償費を甲から支払うことができるものとする。

3 連絡体制の整備について

(1) 地盤工学会東北支部は、応援業務を速やかに実施するため、必要な連絡体制を整備するとともに、その内容を明らかにした書面を毎年度支部総会終了後、秋田県技術管理課に提出するものとする。

様式1（記載例1）

〇〇 ー 〇〇〇〇
平成 年 月 日

公益社団法人地盤工学会東北支部長 様

秋田県建設部長
（公印省略）

災害時における調査及び防災の連携・協力の依頼について

「災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり災害発生の調査における技術的助言について、連携協力を依頼します。

記

- 1 応援要請月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 業務対象箇所
〇〇建設事務所管内（主要地方道 〇〇線 〇〇市〇〇地内）
- 3 業務内容
〇〇地震による〇〇施設の斜面崩壊に伴う調査及び技術的助言
- 4 問い合わせ先
秋田県建設部〇〇課 担当者〇〇 電話番号〇〇

様式1（記載例2）

〇〇 ー 〇〇〇〇
平成 年 月 日

公益社団法人地盤工学会東北支部長 様

秋田県建設部長
（公印省略）

災害時における調査及び防災の連携・協力の依頼について

「災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり社会資本整備及び管理における技術的課題解決について、連携協力を依頼します。

記

- 1 応援要請月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 業務対象箇所
〇〇建設事務所管内（主要地方道 〇〇線 〇〇市〇〇地内 〇〇トンネル）
- 3 業務内容
〇〇〇〇トンネル施工による地盤変状に伴う対策工法等の技術検討会へのアドバイザー派遣
- 4 問い合わせ先
秋田県建設部〇〇課 担当者〇〇 電話番号〇〇

様式1（記載例3）

〇〇 ー 〇〇〇〇
平成 年 月 日

公益社団法人地盤工学会東北支部長 様

秋田県建設部長
（公印省略）

災害時における調査及び防災の連携・協力の依頼について

「災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり地域の防災力向上と技術者の技術力向上及び育成について、連携協力を依頼します。

記

- 1 応援要請月日
平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 業務対象箇所
〇〇建設事務所管内
- 3 業務内容
大雨により土石流や地すべり災害の発生メカニズムについて、〇〇建設事務所主催の地域住民を対象とした出前講座への研修講師の派遣
- 4 問い合わせ先
秋田県建設部〇〇課 担当者〇〇 電話番号〇〇

様式2

平成 年 月 日

秋田県建設部長 様

公益社団法人地盤工学会東北支部長
（公印省略）

緊急点検の報告について

平成 年 月 日付け〇〇-〇〇〇〇で連携協力依頼のあった災害発生の調査における技術的助言について、完了したので別添のとおり報告します。

様式3

平成 年 月 日

地盤災害調査報告書（2/2）

路線・河川名等	
調査場所	
(写真)	

災害時における応急対策業務に関する基本協定

（趣 旨）

第1条 この協定は、秋田県内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、秋田県地域防災計画に基づき、秋田県（以下「県」という。）が一般社団法人秋田県建設業協会（以下「協会」という。）に対し、県建設部が所管する公共土木施設（県営住宅団地を含む。）の応急対策の実施について協力を要請するために必要な事項を定める。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、津波、豪雨その他の異常な自然現象及び大規模な事故等によるものであって、県が協会に対し応急対策業務の実施について協力を要請する必要があると認めたものをいう。

（協力業務の内容）

第3条 この協定に基づく協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び連絡
- (2) 被災状況の調査
- (3) 重機・資機材等の調達
- (4) 応急対策工事の実施
- (5) その他特に必要な業務

（協力業務に関する費用の負担）

第4条 前条(1)に掲げる協力業務の実施に要する費用は無償とする。

2 前条(2)、(3)、(4)及び(5)に掲げる協力業務の実施に要する費用は県が負担する。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、県においては建設部河川砂防課長、協会においては専務理事とする。

（実施規定）

第6条 この協定に基づき、地域振興局長、建設部下水道マネジメント推進課長及び建設部出先機関の長と正会員協会の会長は、実施事項に関し協定を締結するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間が満了する日の1月前までに双方のいずれからも申し出のないときは、引き続き同一条件で更に1年間協定を継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

（基本協定細目）

第8条 この協定に基づく業務の実施に関し必要な事項については、基本協定細目に定める。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項については、双方が協議して定める。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、県及び協会が記名押印の上各自1通を保有する。

令和2年4月1日

秋田市山王四丁目1番1号
秋 田 県
秋田県知事 佐竹 敬久

秋田市山王四丁目3番10号
一般社団法人秋田県建設業協会
会 長 村岡 淑郎

附 則

本協定は平成18年2月21日から施行する。

本協定は平成24年8月21日から施行する。（一部改正）

本協定は令和2年4月1日から施行する。（一部改正）

災害時における応急対策業務に関する基本協定細目

（趣 旨）

第1 この基本協定細目（以下「細目」という。）は、災害時における応急対策業務に関する基本協定第8条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡調整）

第2 協力業務の円滑な執行を確保するため、地域振興局建設部長は、地域振興局の所管区域内に県管理の下水道が整備されている場合においては建設部下水道マネジメント推進課長、所管区域内の建設部出先機関及びその区域を所管する一般社団法人秋田県建設業協会の正会員である協会（以下「正会員協会」という。）との連絡調整に当たるものとする。

（構成会員名簿の提出）

第3 正会員協会の会長（以下「正会員協会会長」という。）は、当該正会員協会の区域を所管する地域振興局建設部長に対し、正会員協会の構成会員の名簿を毎年度4月20日までに提出するものとする。

- 2 正会員協会会長は、前項の規定による名簿に変更が生じたときは、速やかに地域振興局建設部長に通知するものとする。
- 3 地域振興局建設部長は、正会員協会会長から名簿の提出又は変更の通知があったときは、地域振興局の所管区域内に県管理の下水道が整備されている場合においては建設部下水道マネジメント推進課長及び、所管区域内の建設部出先機関の長にその写しを送付するものとする。

（被災情報収集等担当会員）

第4 地域振興局建設部長、建設部マネジメント推進課長及び建設部出先機関の長（以下「地域振興局建設部長等」という。）は、あらかじめ正会員協会会長と協議して、所管する区域を細分し被災情報収集区域（以下「収集区域」という。）を定めるものとする。

- 2 地域振興局建設部長等は、第3の規定に基づき正会員協会会長から提出された構成会員の名簿の中から、正会員協会会長の推薦を得て、前項の規定に基づきあらかじめ定めた収集区域毎に、災害発生時において被災情報の収集等を行う被災情報収集等担当会員（以下「担当会員」という。）を選定し、正会員協会会長に通知するものとする。
- 3 前項の規定に基づき通知を受けた正会員協会会長は、担当会員に通知するものとする。
- 4 地域振興局建設部長等及び担当会員は、災害時における連絡体制をあらかじめ協議して定めるものとする。

（被災情報の収集及び連絡）

第5 担当会員は、次に掲げる場合は、自主的に担当収集区域の被災情報の収集を行うものとする。

- (1) 地域振興局の管内に震度5弱以上の地震が発生した場合
- (2) 地域振興局の管内に津波が発生した場合
- (3) 地域振興局の管内に豪雨その他異常な自然現象による災害が発生した場合又は発生のおそれのある場合
- (4) 地域振興局の管内に大規模な事故等が発生した場合

- 2 担当会員は、前項の規定に基づき収集した被災情報を、第4第4項に定める連絡体制により連絡するものとする。
- 3 地域振興局建設部長等は、前項の規定に基づき受領した災害情報を地域振興局長に報告するものとする。
- 4 前項の規定に基づき報告を受けた地域振興局長は、地域振興局建設部長等に必要の対応を指示することができるものとする。

（被災状況の調査）

第6 地域振興局建設部長等は、災害の発生に伴い緊急かつ詳細に被災状況を把握する必要があると認められるときは、

担当会員に対し、担当する収集区域の被災状況の詳細な調査を要請するものとする。

- 2 前項の規定に基づき被災状況の詳細な調査を要請したときは、地域振興局長、建設部下水道マネジメント推進課長及び建設部出先機関の長は、遅滞なく委託契約を締結するものとする。

（重機・資機材等の調達の手続き）

第7 地域振興局建設部長等は、災害の発生に伴う応急対策のため、重機・資機材等の調達が必要と認められるときは、正会員協会長に対しこれらの調達の手続を要請するものとする。

- 2 正会員協会長は、正会員協会の区域を所管する地域振興局建設部長等から前項規定に基づく要請があったときは、速やかに構成会員又は重機・資機材等のリース、販売業者等（以下「リース業者等」という。）の手続を行うものとする。
- 3 正会員協会長は、構成会員又はリース業者等自身の被災等により、前項の規定に基づく手続が困難と判断したときは、その旨を地域振興局建設部長等に連絡するとともに、他の正会員協会等に対し手続の協力を要請するものとする。
- 4 前3項の規定に基づき、構成会員又はリース業者等から重機・資機材等を調達したときは、地域振興局長、建設部下水道マネジメント推進課長及び建設部出先機関の長は、遅滞なく契約を締結するものとする。

（応急対策工事の実施）

第8 地域振興局建設部長等は、速やかな応急対策工事が必要と認められるときは、応急対策工事の施行箇所等を勘案し、原則として構成会員の中から応急対策工事施工者（以下「工事施工者」という。）を選定し、出勤を要請するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域振興局建設部長等は、構成会員自身の被災が著しいことなどにより出勤を要請することが適当でないと判断したときは、所管する区域以外の構成会員に対し要請することができるものとする。
- 3 工事施工者は、地域振興局建設部長等の指示に従い、速やかに応急対策工事に着手するものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定による要請をしたときは、地域振興局長、建設部下水道マネジメント推進課長及び建設部出先機関の長は遅滞なく工事請負契約を締結するものとする。

（協力業務の実施に伴う損害の負担）

第9 協力業務の実施に伴い、地域振興局建設部長等及び工事施工者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は重機・資機材等に損害が生じたときは、工事施工者は速やかにその状況を書面により地域振興局建設部長等に報告するものとし、その処置については、地域振興局建設部長等及び工事施工者が協議して定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第10 協力業務の従事者が本人の責に帰さない理由により、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、協力業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

附 則

この細目は、平成18年2月21日から施行する。

この細目は、平成24年8月21日から施行する。（一部改正）

この細目は、令和2年4月1日から施行する。（一部改正）

災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と秋田県建設産業団体連合会（以下「乙」という。）は、秋田県内において地震、津波、豪雪、豪雨その他の異常な自然現象及び大規模な事故等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）への応援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙に対し、応急対策業務の実施について応援を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害発生時等に、応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、乙に応援を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、応援するものとする。

（応援業務）

第3条 甲が乙に対し応援を要請する応急対策業務（以下「応援業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災情報の収集及び連絡
- (2) 被災状況の調査
- (3) 重機、資機材等の調達
- (4) 応急対策工事の実施
- (5) その他特に必要な業務

（応援業務の実施手続）

第4条 乙は、応援業務を速やかに実施するため、必要な協力体制の整備に努めるものとする。

- 2 甲は、応急対策業務への応援が必要と認めるときは、乙に加盟する各団体の会員のうち応援業務を実施できると認められる者（以下「応援業務候補者」という。）の斡旋を乙に要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による要請があった場合は、応援業務の実施箇所ごとに、応援業務候補者の斡旋を行うものとする。
- 4 甲は、乙の斡旋に基づき応援業務を実施する者（以下「応援業務実施者」という。）を選定したときは、遅滞なくこれを乙及び当該応援業務実施者に通知するものとする。
- 5 応援業務実施者は、甲の指示を受けて、応援業務を行うものとする。
- 6 応援業務実施者が応援業務を実施したときは、当該応援業務の完了後速やかに業務内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第5条 第3条第1号に掲げる応援業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。

- 2 第3条第2号から第5号までに掲げる応援業務の実施に要する費用は、甲の負担とする。

（災害補償）

第6条 応援業務に従事した者が当該応援業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、応援業務実施者の責任において行うものとする。

（市町村に対する応援）

第7条 市町村は、当該市町村が実施する応急対策業務について、乙による応援の要請を甲に依頼することができるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による依頼があった場合は、当該市町村に対する応援業務候補者の斡旋を乙に要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、協力するものとする。
- 4 応援業務の実施に要する費用の負担その他の必要な事項については、斡旋を要請した市町村と応援業務実施者が協議して決めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成20年3月31日までとする。

- 2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で延長されるものとし、その後も同様とする。

（補則）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

（他の協定の適用）

第10条 この協定に定めるもののほか甲と乙又は乙に加盟する各団体との間において応急対策業務への応援活動に関し別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年8月21日

秋田市山王四丁目1番1号

秋 田 県

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田市山王四丁目3番10号

秋田県建設産業団体連合会

会 長 菅 原 三 朗

災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定細目

（趣旨）

第1 この協定細目は、「災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定」（以下「協定」という。）第9条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制の整備）

第2 連合会は、応援業務を速やかに実施するため、必要な連絡体制を整備するとともに、その内容を明らかにした書面を秋田県総務部総合防災課（以下「総合防災課」という。）に提出するものとする。

（応援の要請）

第3 地方機関は、応急対策業務において連合会による応援が必要と判断した場合は、応急対策業務の応援要請書（様式1）により、地域振興局にあつては、総合防災課に、地域振興局以外の地方機関にあつては、本庁主管課を経由して総合防災課に依頼するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、地方機関は、連合会に加盟する団体の地域の責任者に直接要請できるものとし、その後速やかに総合防災課及び本庁関係課に報告するものとする。

2 総合防災課は、地方機関からの依頼を受けたときは、速やかに当該依頼文書を連合会に送付し、応援を要請するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、緊急を要する場合は、地方機関からの要請の依頼及び総合防災課からの要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等（以下「電話等」という。）により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（応援業務候補者の斡旋）

第4 連合会は、応援を要請された場合は、応援業務の実施箇所及び重機、資機材等の保管状況等を勘案し、応援業務候補者を選定し、応援業務候補者名簿（様式2）により地方機関に通知するとともに、総合防災課及び本庁主管課に報告するものとする。

2 前項に規定する通知及び報告は、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（応援業務実施者の選定）

第5 地方機関は、応援業務候補者名簿のうちから応援業務実施者を選定するものとし、選定した場合は、連合会に通知するとともに、総合防災課及び本庁主管課に報告するものとする。

（応援業務の実施）

第6 応援業務実施者は、地方機関の指示に従い、速やかに応援業務に着手するものとする。

2 地方機関は、協定第3条第2号から第5号までに掲げる応援業務を要請した場合は、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

（完了報告書）

第7 協定第4条第6項に規定する報告書は、作業人員、作業機械、資材等の使用状況を記載し、図面、写真、作業日報、資材納入伝票等の資料を添付するものとする。

（市町村からの応援の要請）

- 第8 市町村は、応急対策業務において連合会による応援が必要と判断した場合は、応急対策業務の応援要請依頼書（様式3）により当該市町村を管轄する地域振興局を経由して、総合防災課に依頼するものとする。
- 2 総合防災課は、市町村からの依頼を受けたときは、速やかに当該依頼文書を連合会に送付し、当該市町村に対する応援業務候補者の斡旋を要請するものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、緊急を要する場合は、市町村からの要請の依頼及び総合防災課からの要請は、電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

附則

この細目は、平成19年8月21日から施行する。

附則

この細目は、平成22年7月 8日から施行する。

様式第1（第3関係）

〇〇-〇〇〇〇

平成 年 月 日

（秋田県建設産業団体連合会長等） 様

（地方機関の長） 印

応急対策業務の応援要請書

「災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定細目」第3第1項の規定に基づき、応急対策業務への応援を次のとおり要請します。

場所	※位置図等を添付してください。	
内容	※該当するものに○	
	1 被災情報の収集及び連絡 3 重機、資機材等の調達 5 その他特に必要な業務	2 被災状況の調査 4 応急対策工事の実施
	※上記の詳細	
担当者	所属	
	職氏名	
	連絡先	TEL FAX

様式第2（第4関係）

平成 年 月 日

（地方機関の長）

（秋田県建設産業団体連合会長等） 印

応援業務候補者名簿について（通知）

平成 年 月 日付け〇〇-〇〇〇〇により要請のあった応急対策業務の応援を実施する候補者は、次のとおりです。

候補者①	住所	
	氏名	
	連絡先	TEL FAX
候補者②	住所	
	氏名	
	連絡先	TEL FAX
候補者③	住所	
	氏名	
	連絡先	TEL FAX

※法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。

様式第3（第8関係）

〇〇-〇〇〇〇

平成 年 月 日

秋田県知事

(市町村長) 印

応急対策業務の応援要請依頼書

応急対策業務に関し、秋田県建設産業団体連合会による応援について、次のとおり要請するようお願いします。

場所	※位置図等を添付してください。	
内容	※該当するものに○	
	1 被災情報の収集及び連絡 3 重機・資機材等の調達 5 その他特に必要な業務	2 被災状況の調査 4 応急対策工事の実施
	※上記の詳細	
担当者	所属	
	職氏名	
	連絡先	TEL FAX

県、市町村及び国土交通省保有の建設機械等

1 県保有分

（令和4年3月現在）

区分	ロータリー 除雪車	除雪 トラック	除雪 グレーダー	除雪 ドーザー	小型除雪車	凍結防止剤 散布機	計
鹿角	6	2	6	9	5	4	32
北秋田	6	2	9	6	6	6	35
山本	3	4	3	3	7	5	25
秋田	3	5	11	4	9	9	41
由利	5	4	9	2	15	7	42
仙北	10	4	13	9	13	8	57
平鹿	10	3	12	3	7	4	39
雄勝	9	1	11	4	8	5	38
合計	52	25	74	40	70	48	309

2 市町村保有分

（令和4年3月現在）

区分	ロータリー 除雪車	除雪 トラック	除雪 グレーダー	除雪 ドーザー	小型除雪車	凍結防止 剤散布機	その他	計
秋田市	2	1	6	4	13	7	0	33
能代市	2	0	2	6	3	1	0	14
横手市	9	0	3	40	9	1	0	62
大館市	3	1	5	12	2	0	0	23
男鹿市	0	0	1	3	0	2	0	6
湯沢市	4	0	2	22	2	1	0	31
鹿角市	0	0	0	0	0	2	0	2
由利本荘市	11	2	5	33	7	3	0	61
潟上市	0	0	0	5	0	0	0	5
大仙市	10	3	7	25	8	1	0	54
北秋田市	5	2	2	17	3	1	0	30
にかほ市	2	0	0	7	4	0	0	13
仙北市	5	0	2	13	1	0	0	21
小坂町	0	0	0	4	1	1	0	6
上小阿仁村	1	0	0	3	1	0	0	5
藤里町	1	0	0	4	1	0	0	6
三種町	0	0	2	8	1	0	0	11
八峰町	3	0	0	9	4	2	0	18
五城目町	0	0	0	1	0	0	0	1
八郎潟町	0	0	0	2	0	0	0	2
井川町	0	0	0	0	0	0	0	0
大潟村	1	2	0	0	0	0	0	3
美郷町	3	1	2	10	4	0	0	20
羽後町	3	0	1	10	1	1	1	17
東成瀬村	3	0	0	4	0	1	0	8
合計	68	12	40	242	65	24	1	452

自衛隊の災害派遣に係る様式

1 災害派遣要請

(1) 市町村長から知事への派遣要請

様式-1

文書番号

令和 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

市町村長

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、次のとおり依頼します。

1 災害の状況及び派遣要請の理由

(1) 災害の種類

(2) 災害発生日時 令和 年 月 日 時 分

(3) 災害発生場所

(4) 派遣要請の事由

2 要請の日時 令和 年 月 日 時 分

3 派遣を希望とする期間

令和 年 月 日 時 分から、救出活動に必要とする時間

4 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣希望区域

(2) 活動内容

5 その他参考事項（判明している事項で良い）

(1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況

(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況

(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法

・ 連絡責任者 機関名 職・氏名 電話／FAX番号

・ 現地対策本部 機関名 職・氏名 電話／FAX番号

(4) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の数（明らかにできる場合に記載）

(注) 要請の依頼は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出すること。

(2) 知事から指定部隊長に対する派遣要請

様式-2

		文書番号	
		令和	年 月 日
様			
		知 事	
自衛隊の災害派遣について（要請）			
このことについて、自衛隊法第83条の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請します。			
1	災害の状況及び派遣要請の理由		
	(1) 災害の種類		
	(2) 災害発生日時	令和	年 月 日 時 分
	(3) 災害発生場所		
	(4) 派遣要請の事由		
2	要請の日時		
	令和	年 月 日	時 分
3	派遣を希望とする期間		
	令和	年 月 日	時 分から、救出活動に必要とする時間
4	派遣を希望する区域及び活動内容		
	(1) 派遣希望区域		
	(2) 活動内容		
5	その他参考事項（判明している事項で良い）		
	(1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況		
	(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況		
	(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法		
	・ 連絡責任者	機関名	職・氏名 電話／FAX番号
	・ 現地対策本部	機関名	職・氏名 電話／FAX番号
	(4) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の数（明らかにできる場合に記載）		
(注) 要請の依頼は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出すること。			

2 撤収要請

(1) 市町村長から知事への撤収要請

様式-3

<p>(あて先) 秋田県知事</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）</p> <p>秋田県 郡 町の捜索・救助活動に当たっていた災害派遣部隊は、令和 年 月 日 時 分をもって撤収するようお願いします。</p>	<p style="text-align: right;">文書番号 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町村長</p>
--	--

(2) 知事から指定部隊長に対する撤収要請

様式-4

<p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）</p> <p>秋田県 郡 町の捜索・救助活動に当たっていた災害派遣部隊は、令和 年 月 日 時 分をもって撤収するよう、要請くださるようお願いします。</p>	<p style="text-align: right;">文書番号 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">知 事</p>
---	---

3 自衛隊が保有する航空機の諸元及び性能

区 分		陸上自衛隊		航空自衛隊（秋田救難隊）		
		OH-6J 観 測	UH-1J 多用途	CH-47 輸 送	U-125A 捜索機	UH-60J 救助機
乗 員		1 (P) 2 人	2 (P) 11 人	2 (P) 55 人 整備員×1 人	2 (P) 9 人	2 (P) 14 人
機 体	全 幅	8.03m	14.69m	16.26m	15.66m	5.41m
	全 長	9.24m	17.44m	30.18m	15.60m	19.76m
	全 高	2.71m	3.97m	5.69m	5.36m	3.76m
	ローター直径	8.03m	14.69m	18.29m	—	16.36m
最大全備重量			1,157kg	1,760kg	22,680kg	12,700kg
最大速度			243km/h	240km/h	274km/h	845km/h
航続距離			515km	439km	474km	4,450km
実用上昇限度			4,389m	約 5,300m	2,674m	13,100m
備 考		1 本表の諸元はおおむね実用諸元である。 2 ヘリコプターの性能は、気象、地形等の相互関係によって相当の変化がある。 3 陸上自衛隊が所有する航空機については、県内所在部隊には装備されていない。				

秋田県消防防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第 1 条 この協定は、秋田県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、秋田県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第 2 条 この協定に基づき市町等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町等の区域とする。

（災害の範囲）

第 3 条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第 4 条 この協定による応援要請は、災害発生の市町等の長が、消防防災ヘリの特性を十分に発揮することができると思われる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に秋田県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 消防防災ヘリによる活動が最も有効であること。

第 5 条 応援要請は、秋田県消防防災航空隊（以下「消防防災航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行現場離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

（消防防災航空隊の派遣）

第 6 条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨をすみやかに、災害発生の市町等の長に通報するものとする。

（消防防災航空隊の隊員の指揮）

第 7 条 前条第 1 項の規定により消防防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生の市町等の消防長が行うことができるものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第8条 応援要請に基づき消防防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合には、災害発生の市町等の長から消防防災航空隊の隊員を派遣している市町等の長に対し、秋田県消防相互応援協定書（平成6年12月1日締結。以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、秋田県が負担するものとする。

2 前条に該当する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、秋田県が負担するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、秋田県及び市町等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本18通を作成し、知事及び市町等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成11年4月1日から施行する。

秋田県	知事	寺田典城
秋田市	市長	石川錬治郎
五城目町	町長	佐藤邦夫
鹿角広域行政組合	管理者	杉江宗祐
大館周辺広域市町村圏組合	管理者	小畑元
鷹巣阿仁広域市町村圏組合	管理者	金田陽太郎
二ッ井町藤里町消防一部事務組合	管理者	丸岡一直
能代地区消防一部事務組合	管理者	宮腰洋逸
山本郡南部地区消防一部事務組合	管理者	石井洋佑
湖東地区行政一部事務組合	管理者	北嶋義則
男鹿地区消防一部事務組合	管理者	佐藤一誠
河辺雄和地区消防一部事務組合	管理者	大山博美
本荘地区消防事務組合	管理者	柳田弘
仁賀保地区消防組合	管理者	巴徳雄
矢島地区消防組合	管理者	佐藤清圓
大曲仙北広域市町村圏組合	管理者	高橋司
横手平鹿広域市町村圏組合	理事会代表理事	五十嵐忠悦
湯沢雄勝広域市町村圏組合	理事会代表理事	二坂信邦

大規模特殊災害時における広域航空消防応援（抜粋）

昭和 61 年 5 月 30 日消防救第 61 号
各都道府県知事あて消防庁次長

標記の件については、これまでの大規模な地震、風水害、林野火災等の例をひくまでもなく、消防行政における極めて重要な課題であるが、消防庁としてはこの点について昨年 10 月以来都道府県消防主管課長会、全国消防長会、市町村消防機関の協力を得てその円滑な実施方策について検討を進めてきたところである。今般その結果をふまえ、別添のとおり「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（以下「要綱」という。）及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目」（以下「細目」という。）を定めたので、その趣旨を御理解の上、下記事項にも十分留意してその円滑かつ適切な実施が図られるようお願いする。

なお、貴管下市町村（消防の事務を処理する一部事組合を含む。）にもこの旨周知するとともによろしく御指導願いたい。

記

- この要綱及び細目は、消防組織法第 24 条の 3 の規定に基づいて大規模特殊災害発生地 of 市町村が他の都道府県の市町村が保有するヘリコプターを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請する場合の一般的なマニュアルを定めたものである。従って、消防組織法第 21 条第 2 項の規定に基づき同趣旨の相互応援協定がすでに締結されている場合又は費用負担等について別途の協議が成立している場合には、当該応援協定等によることで差し支えない。
- 広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、要綱第 3 項に掲げる災害でヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものである。
大規模特殊災害に該当するか否かの判断は、具体的事例に即して関係機関が協議して行うものであるが、この協議は要請側市町村の消防長の判断に基づく当該市町村長の要請により始まることになるので、要請側市町村の消防長及び長は迅速、適確な要請が行えるよう平素より留意しておくこと。
- 要請第 5 項に基づく別表に示された応援側市町村の保有するヘリコプターの応援可能地域は、一応の目安として都道府県名を表示しているため、条件によってはその周辺地域においても応援が可能な場合があることに留意すること。
- 応援要請手続きは、迅速性を担保するために災害発生場所、日時、概要及び必要な応援の概要を明らかにした要請等とその後の詳細な情報提供という二段階に区分している。
この場合において、要請側市町村の消防長は、要請後の情報提供については、全ての項目が判明しなくても飛行可能な場合があることに留意し、応援側市町村の消防長と連絡を密にしながら判明した部分から随時行うこととする。

- 5 応援側市町村の消防長は、応援可能と判断した場合には、できるだけ速やかに市町村長に報告して応援の決定、通知等を行うこと。この場合において、必ずしも都道府県、消防庁長官を通じた要請を待つことなく、要請側市町村からの直接の連絡に基づいて応援を行うよう努めるとともに、要請後の情報提供についても可能なものは応援決定又は飛行後に求めることとするなど弾力的に行うよう留意すること。
- 6 応援出動したヘリコプターと要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者との連絡は、消防無線の全国共通波によるものとされているので、応援側市町村の消防本部及び要請側市町村の消防本部は全国共通波を実装した無線機の整備に努めること。
- 7 広域航空消防応援を円滑かつ適切に行うためには、要請側市町村においてヘリコプターの適切な受入体制が準備されていなければならない。このため要請側市町村及び要請側都道府県は事前計画を作成し、そのうちの必要事項については消防庁長官に届出等を行うものとされている。事前計画の内容及び消防庁長官に届出を要する事項については、細目第3項及び第4項に示されているとおりであるから、要請側の市町村及び都道府県においては早急に検討を行い、消防庁長官に届出を行う等の措置を講ずるとともに、その大綱を地域防災計画に盛り込んでおくこと。
また、ヘリポート又は臨時離着陸場の整備については、避難地整備の一環として防災まちづくり事業の対象となる場合があるのでよく検討を行うこと。
- 8 ヘリコプターの性能に変更があったとき又は新たにヘリコプターを保有することとなった時には、その性能、活動能力等を消防庁長官に提供しておくこととされているので留意すること。
- 9 広域航空消防応援に要する経費の負担区分の原則は、要綱第14項及び細目第7項に定めるとおりである。要請側都道府県においては、ヘリコプターの応援が要請される災害の広域的対応の必要性を考慮して、要請側市町村が負担することとなる経費の一部を補助することについて検討しておくことが望ましいこと。
また、経費の負担については、従来の応援出動の場合、応援側と要請側との協議によりその都度定められている例が多いので、要綱に定める経費負担の原則に拘泥して応援要請の機会を逸することのないよう特に留意することとし、適時適切に消防庁に連絡、協議されたいこと。
- 10 要綱の実効性を高めるために、要請側市町村と応援側市町村とは随時協議の上広域航空消防応援の訓練を行うことについて積極的に検討を行うこと。
- 11 要綱第5項に基づき別表に示されたヘリコプターの応援可能地域を参考として、各都道府県及び市町村においては消防防災ヘリコプターの積極的導入に努めること。この場合、都道府県及び市町村の共同による多目的かつ広域的な利用の方式を十分検討すること。
- 12 ヘリコプター以外の手段による消防機関相互の広域的応援が必要な場合で、当該応援に関し相互応援協定の締結等が行われていない場合にも、この要綱の考え方を参考として広域的応援に積極的に行うよう努めること。

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

昭和61年5月30日 消防救第61号

最終改正 令和2年7月17日 消防広第190号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地各市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地各市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出場

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）

(4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

(1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

- ① 応援側市町村
- ② 要請者・要請日時
- ③ 災害の発生日時・場所・概要
- ④ 必要な応援の概要

(2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。

(3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。

(4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

(5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

(1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

(2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項(第4号を除く。)を準用する。
この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続による要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続きをしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。
この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。
要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届けておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届けている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
 - ② 特別救助隊等の隊員数
 - ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量
- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届けておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届けている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担

広域航空消防応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 消防組織法第49条第1項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）第5条各号に掲げる経費は、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村等が負担するものとする。
- (3) 前2号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める

- 18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

- 19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目

昭和 61 年 5 月 30 日 消防救第 61 号

最終改正 令和 2 年 7 月 17 日 消防広応第 119 号

1 目的

この細目は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）第 19 項の規定に基づき、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施の手続等の細部事項について定めるものとする。

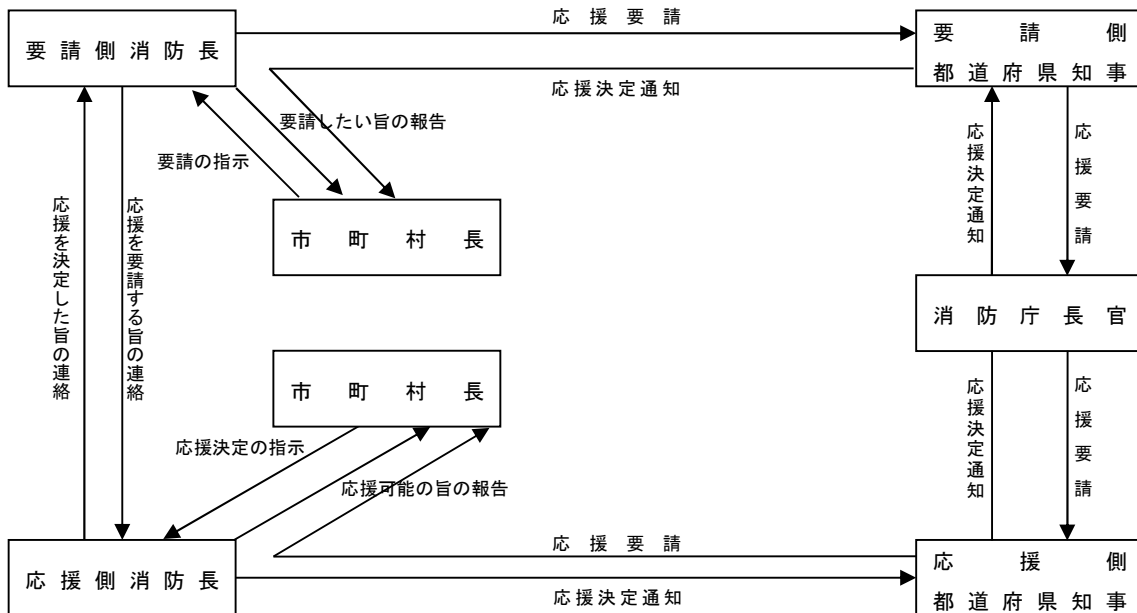
2 用語の定義

- (1) 要請側市町村
要綱第 2 項第 1 号における要請側市町村をいう。
- (2) 要請側都道府県
要綱第 2 項第 2 号における要請側都道府県をいう。
- (3) 応援側市町村
要綱第 2 項第 3 号における応援側市町村をいう。
- (4) 応援側都道府県
要綱第 2 項第 4 号における応援側都道府県をいう。

3 広域航空消防応援の要請手続

- (1) 要綱第 6 項及び第 7 項に定める要請及び決定通知手続きの順序は、次図のとおりとする。

図 広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート



- (2) 要綱第 6 項第 1 号から第 4 号までに定める要請又は連絡は、電話、無線、ファックス等によって様式 1（①から⑦までに限る。）により行うとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (3) 要綱第 6 項第 5 号に定める要請を行った場合の通報事項は、電話、無線、ファックス等によって様式 1（⑧から⑩までに限る。）により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。
- (4) 様式 1 の各項の一部が未確定の場合は、内容が判明次第、随時連絡するものとする。
- (5) 要綱第 8 項に定める要請及び決定通知の手続については、前 4 号を準用する。

4 通信連絡

要綱第12項第2号に定める通信連絡の使用電波は統制波とし、無線の運用統制については、要請側消防本部の統制に従うものとする。

5 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画に定める事項等

(1) 要綱第13項の要請側市町村の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。

- ① 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等
- ② 燃料の補給体制
- ③ 応援航空隊と要請側消防本部等との通信連絡方法
- ④ 離発着場への職員の派遣
- ⑤ 応援に伴い生ずることが予想される一般人及び建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
- ⑥ 空中消火薬剤、救急救助用資機材、隊員等の補給体制
- ⑦ その他必要と認める事項

(2) 要綱第13項第2号に定める必要事項は、前号の①、②及び③とし、様式2により届け出るものとする。

6 要請側都道府県の事前計画に定める事項等

(1) 要綱第14項の要請側都道府県の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。

- ① 要綱第13項に基づく届出により把握した離発着場及び位置図等
- ② 昼間、夜間における連絡体制
- ③ 市町村が定める空中消火薬剤、救急救助用資機材、燃料等の補給体制の補完措置
- ④ 広域航空消防応援に関する費用の補助

(2) 要綱第14項第2号に定める必要事項は、前号の①とし、様式3により届け出るものとする。

(3) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。

なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。

7 事故時の連絡等

(1) 要請側市町村の消防長は、応援航空隊に関する次の事故を覚知したときは、応援側市町村の消防長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）に速やかに連絡するものとする。

- ① 人の死傷を伴う事故
- ② 航空機の重大な損傷事故
- ③ 救難対策を必要とする事故

(2) 応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、応援側都道府県の知事を通じて消防庁長官へ連絡しておくものとする。

(3) ヘリを保有する都道府県の知事は、ヘリの長期間運航不能等により応援不能が予測されるときは、消防庁長官へ連絡しておくものとする。

8 応援側市町村及び応援側都道府県の届出

(1) 要綱第15項第1号及び第2号に定める事項について届出を行う場合は、次の様式によるものとする。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力 様式4
- ② 特別救助隊等の種別及び隊員数 様式5
- ③ 救助器具 様式6

(2) 前号の届出は、毎年12月に見直しを行い、12月15日までに届け出るものとする。

なお、その内容に変更があつた場合は、その都度届け出るものとする。

9 消防庁長官の情報提供

- (1) 要綱第16項第1号に定める情報提供は、様式3によるものとする。
- (2) 要綱第16項第2号に定める情報提供は、様式6及び様式7によるものとする。

10 費用の支払方法

要綱第17項に定める応援に要した経費の負担区分及び支払方法については、次の各号による。

- (1) 応援側市町村の長（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県の知事を含む。）は、応援終了後14日以内に当該応援に要した経費の総額を算定し、要請側市町村の長に通知するものとする。
- (2) 要請側市町村の長は、通知を受けてから7日以内に通知書の写を要請側都道府県の知事に送付するものとする。
- (3) 要請側市町村は、第1号の通知があった日から90日以内に応援に要した経費を応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う場合には、当該都道府県を含む。）に支払うものとする。

様式1

広域航空消防応援（ヘリコプター）要請連絡表

要請側消防 本部連絡者	要請側都道 府県連絡者	消 防 庁	応援側都道 府県連絡者	応援側消防 本部連絡者

① 応 援 側 市 町 村 名	
② 要 請 者 職 ・ 氏 名	消防本部消防長 市 町 村 長
③ 要 請 日 時	年 月 日 時 分
④ 災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分 (要請時に災害発生日時が判明していない場合は覚知日時を記入)
⑤ 災 害 発 生 場 所 災 害 の 概 要	
⑥ 応 援 の 種 別 活 動 拠 点	①調査 ②火災 ③救助 ④救急 ⑤救援 ①定置場 ②離発着場
⑦ 応 援 の 概 要	
⑧ 応 援 の 具 体 的 内 容 及 び 応 援 資 機 材	

⑨ 離着陸可能な場所	第1順位	
	第2順位	
⑩ 給油体制	給油の可否	可・否
	給油方法	
	体制作りの所要時分	
⑪ 現場最高指揮者 職・氏名・無線局名		
⑫ 離発着場における 資機材の準備状況		
⑬ 他機関の航空機及 びヘリの活動状況		
⑭ 他の消防本部に対す る応援ヘリ要請状況		
⑮ 気象の状況	天候 風向 風力	m/s 視界 m
⑯ ヘリの誘導方法		
⑰ 要請側消防本部 連絡先		
⑱ その他		

様式2

離着陸場調査表

離着陸場名				公共用	
				非公共の別	
所在地	地名・地番				
	座 標		北緯		東経
	所有者又は管理者	住所			電話番号
		氏名			職業
土地の 状 況	長さ・幅				
	勾 配	縦断勾配		横断勾配	
	表 面				
	散水の必要性				
恒 風 方 向					
付近障害物の状況					
離発着場との連絡方法					
給 油 体 制		給油の可否			
		給油用法			
応援航空部隊と要請側 消防本部との連絡方法					
その他参考事項					

<p>離発着場位置図（1／ ）</p>	<p>離発着場位置図（1／ ）</p>
<p>1／50,000</p>	<p>1／10,000</p>
<p>離発着場見取図（恒風方向を矢印のこと）</p>	
<p>1／3,000</p>	

様式3

離発着場一覧

番号	離発着場名	地名・地番	座標	長さ×幅 (m)	燃料補給の可否	公共用、 非公共用の別
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			
			N E			

様式4

ヘリの性能・活動可能地域調査表

消防本部名又は都道府県名			
機 種			
機 名			
機体	製 造 会 社 名		
	型 式		
	全 長 (m)		
	主回転翼直径 (m)		
座席数	乗 務 員 (人)		
	旅 客 (人)		
重量	全 備 重 量 (kg)		
	空 虚 重 量 (kg)		
	有 効 搭 載 量 (kg)		
エ ン ジ ン	製 造 会 社		
	型 式		
	基 数		
性能	最大速度 (km/h)		
	巡航速度 (km/h)		
	航続距離 (km)		
	航続時間 (h)		
	実用上昇速度 (m)		
	耐風性能 (m/s)		
燃料	使 用 燃 料		
	タ ン ク 容 量 (l)		
	増槽タンク容量 (l)		
	消 費 量 (l / h)		
装置	カーゴスリング (kg)		
	ホ イ ス ト (k g)		
	タ ン カ (人 分)		
	照 明 装 置 の 性 能		
	他の 主な 装置		

使用可能な無線波 （消防・航空すべて）		
全備重量から、予備飛行時間30分を差し引いて算出した航続距離（時間） 【航空隊基地を拠点】	km （時間 分）	km （時間 分）
上記航続距離によりカバー可能な都道府県名 【各都道府県管轄航空隊基地を拠点】		

（注）1 全長——主及び尾部回転翼展開時の最先端から最後端までの長さ

2 旅客等——最大座席数から2名を差し引いた数

3 巡航速度——全備重量での標準大気中の高速巡航速度

4 航続距離——巡航速度による航続距離（標準燃料タンク使用、残燃料なし）

5 航続時間—— “ 航続時間（ “ ” ）

様式5

特別救助隊等一覧

項目	隊員数	消防本部名
特別救助隊	名	
水難救助隊	名	
山岳救助隊	名	

（注）ヘリを保有する都道府県が当該ヘリを用いて消防業務を行う航空隊を構成する消防本部以外の消防本部から特別救助隊等を選定する場合は、ヘリによる迅速な応援出動を考慮し、ヘリ定置場の近隣消防本部から選定するよう留意すること。

様式6

救助器具等一覧

<救助用器具>

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行き (mm)	重量 (kg)	

<水難救助用器具>

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行き (mm)	重量 (kg)	

<山岳救助用器具>

名 称	サ イ ズ		数 量
	縦×横×奥行き (mm)	重量 (kg)	

(注) サイズについては救助器具が収納されている状態で計測したものを記載すること。

様式7

へりに搭乗可能な特別救助隊員等隊員数一覧

へりを保有する都道府県名及びへり保有市町村の消防本部名	特別救助隊の隊員数	水難救助隊の隊員数	山岳救助隊の隊員数
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名
	名	名	名

消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定

（目的）

第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）において、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（応援要請）

第2条 この協定に基づく応援要請は、道県が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務等のために出動できない場合で、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救急第61号消防庁次長通知）」の対象となる場合を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

（応援体制）

第3条 前条による応援要請は、各道県毎に他の道県に対して行うものとする。

応援要請を受けた道県は、所掌事務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

（応援活動の位置付け）

第4条 ヘリの応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法第21条第1項による応援活動があったものとする。

（応援要請の手続）

第5条 応援要請の手続は、電話又はファクシミリにより、下記事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高責任者の職・氏名及び現場との連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

（応援要請先）

第6条 応援要請の連絡先は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目に定める「連絡・要請窓口の名称」とする。

（応援の中断）

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合には、応援側の長は、ヘリの応援を要請側と協議のうえ中断することができる。

（応援の始期及び終期）

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けて飛行場を出発したときから始まり、飛行場に帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリが飛行場以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって、この協定による応援は終了するものとする。

（応援のために出動したヘリの指揮）

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高責任者が行うものとする。

また、応援活動の内容が第4条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって、前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

（経費の負担）

第10条 応援に要する派遣職員の給与、旅費、ヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補償費
- (2) ヘリの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

（情報交換）

第11条 この協定に基づき道県は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出動時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

（その他）

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、道県が協議して定めるものとする。

附 則

（実施時期）

この協定は、平成12年3月1日から実施する。この協定の締結を証するため本協定書8通を作成し、道県がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成12年3月1日

資料番号 8-43

〔秋田海上保安部〕

巡視船艇

（令和3年12月末現在）

船 艇	船 名	全長 (m)	総トン数 (t)	馬力 (ps)	速力 (kt 以上)	備 考
巡視船	で わ	79	770	—	30	複合型ゴムボート 警備救難艇 広帯域受信装置 レーダー GPS 無線電話 船舶電話
巡視船	しんざん	46	195	—	35	複合型ゴムボート 広帯域受信装置 レーダー GPS 無線電話 船舶電話
巡視艇	すぎかぜ	20	26	—	30	レーダー GPS 無線電話 船舶電話 放水銃

秋田県災害対策現地派遣班による情報収集活動マニュアル

第1 マニュアルの趣旨

1 マニュアル作成の背景と目的

大規模災害が発生した場合、市町村には県や国の各部署やマスコミなどから多くの問い合わせなどが寄せられる。市町村では、これらの対応に多くの人員・時間が割かれ、特に職員数の少ない市町村では、これによる災害対策活動への影響を危惧しており、「県が職員を派遣し、自ら情報収集・共有する仕組みづくり」を要請している。

このため、県では、大規模災害が発生した市町村の庁舎内に「秋田県災害対策現地派遣班（以下「現地派遣班」という。）」を派遣し、県と市町村との連絡窓口を一本化して情報収集する体制を整えることとし、その円滑な実施のためのマニュアルとして、現地派遣班の体制の目安、活動内容、派遣手順などを示すことにより、県・市町村双方の適切な災害対策活動に資することを目的とする。

2 マニュアルの位置付け

このマニュアルは、秋田県地域防災計画に規定する「秋田県災害対策現地派遣班」による活動の運用マニュアルと位置付ける。

また、秋田県地域防災計画の対象とならない事案（武力攻撃事態及び危機管理事案）が発生した場合も、このマニュアルに準じた体制を執ることができるものとする。

第2 派遣の要件

現地派遣班は、次のいずれかに該当する場合に派遣するものとする。

- ① 管内で震度6弱以上の地震を観測した場合又は大津波警報が発表された場合
- ② 次のいずれかに該当し、地域振興局長が必要と認めた場合
 - ア 市町村に災害対策本部等が設置された場合
 - イ 市町村から県に対する被害報告等が円滑に行われぬ事態となった場合
 - ウ 市町村から派遣要請があった場合

第3 現地派遣班の体制

1 体制の目安

現地派遣班を構成する人数、派遣する職員の所属、派遣期間などは、災害の状況や規模等によって異なり、一律な体制を示すことはできないが、おおよその目安は次のとおりとする。

【 現地派遣班の体制の目安 】

項目	体制
派遣職員数	○2名程度
派遣職員	○派遣先市町村を管轄する地域振興局管内に勤務する地方機関の職員 ※当該地域振興局管内で職員を確保できない場合は、近隣の地域振興局又は本庁の関係各課（以下「近隣振興局等」という。）に勤務する職員
派遣期間	○始期：派遣職員の移動時の安全を確認後速やかに ○終期：避難や救助等の災害応急対策が終了するまで
その他	○長期化する場合は交代要員を派遣し、体制を維持

2 夜間・休日における派遣候補職員の指定

地域振興局長は、夜間・休日に派遣を開始する場合の派遣候補職員を、次によりあらかじめ指定するものとする。

- (1) 派遣候補職員数：1市町村当たり5名程度
- (2) 派遣候補職員：管轄する地域振興局管内に勤務する地方機関の職員で、派遣先の市町村庁舎まで数km以内（該当職員がいない場合はできるだけ近い場所）に居住する職員

第4 派遣の手順

1 派遣の決定

- (1) 地域振興局長は、管内において第2の②に該当する場合、現地派遣班の派遣に関する次の事項その他必要な事項を検討し、派遣の要否を決定するものとする。

【 派遣に関する検討事項 】

検討事項	検討にあたって考慮する事項
派遣の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市町村の被害状況 ・当該市町村からの被害報告の状況
派遣職員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域災害対策部等の活動状況 ・他の市町村の被害の状況

- (2) 地域振興局長は、管内において第2の①に規定する災害等を覚知した場合又は上記(1)において派遣が必要と判断した場合は、第3の1に規定する「現地派遣班の体制の目安」を参考に、速やかに派遣体制を決定し、職員を派遣するものとする。

2 派遣職員の決定等

- (1) 上記1で派遣する職員は、派遣開始時期等に応じて次により決定するものとする。
- ① 夜間・休日に派遣を開始する場合は、地域防災監が第3の2で指定した派遣候補職員の現在地や安否等を確認したうえで、当該候補職員の中から地域振興局長が決定する。
 - ② 上記以外の場合、地域振興局長は、管内に勤務する地方機関の職員の中から派遣職員を決定するが、管内から派遣職員を確保できない場合には、近隣振興局等からの派遣について、危機管理監に協議する。
 - ③ 危機管理監は、近隣振興局等からの派遣が必要と判断した場合には、関係所属長に協力を要請し、要請を受けた所属長は、特段の事情がない限り協力する。
- (2) 上記(1)にかかわらず、派遣候補職員は、夜間・休日において、自らが指定されている市町村への第2の①に規定する災害等を覚知し、かつ通信の途絶等により地域防災監との連絡が困難なときは、可能な限り指定された市町村に自ら赴き、派遣職員として活動を開始するものとする。この場合、派遣職員は、十分に安全を確認したうえで、市町村庁舎への移動や移動後の活動を行うものとする。

3 派遣等の連絡

- (1) 地域振興局長は、上記2の(2)の場合を除き、派遣を決定したときは、次により関係機関等に口頭で連絡するものとする。

【 派遣の連絡 】

連絡先	連絡内容
当該市町村長	<ul style="list-style-type: none"> ・現地派遣班による情報収集体制を執ること ・派遣体制（派遣職員の所属及び氏名、派遣期間、活動時間等をいう。以下同じ。） ・その他必要な事項
県災害対策本部又はこれに準ずる組織（これらが設置されていない場合は危機管理監）	<ul style="list-style-type: none"> ・現地派遣班による情報収集体制を執ること ・派遣体制 ・現地派遣班の連絡先 ・その他必要な事項
派遣職員及びその所属長	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣することとしたこと ・派遣体制 ・現地派遣班の連絡先 ・その他必要な事項

- (2) 上記の連絡を受けた県災害対策本部又はこれに準ずる組織（これらが設置されていない場合は危機管理監）は、その内容を速やかに県の各課所長に連絡するものとする。

4 派遣前の確認事項

- 地域振興局長は、上記2の(2)の場合を除き、現地派遣班を派遣するにあたっては、派遣職員に対し、次の事項を事前に確認させたうえで派遣するものとする。

【 派遣前に確認すべき事項 】

- 被害の状況
- 県、市町村その他関係機関の対応の状況
- 今後の見通し
- 現地派遣班の業務内容
- 派遣職員相互の役割分担（派遣職員が複数の場合）
- その他必要な事項

第5 現地派遣班による情報収集活動等

1 現地派遣班が収集する情報

現地派遣班が収集する情報は、次のとおりとする。

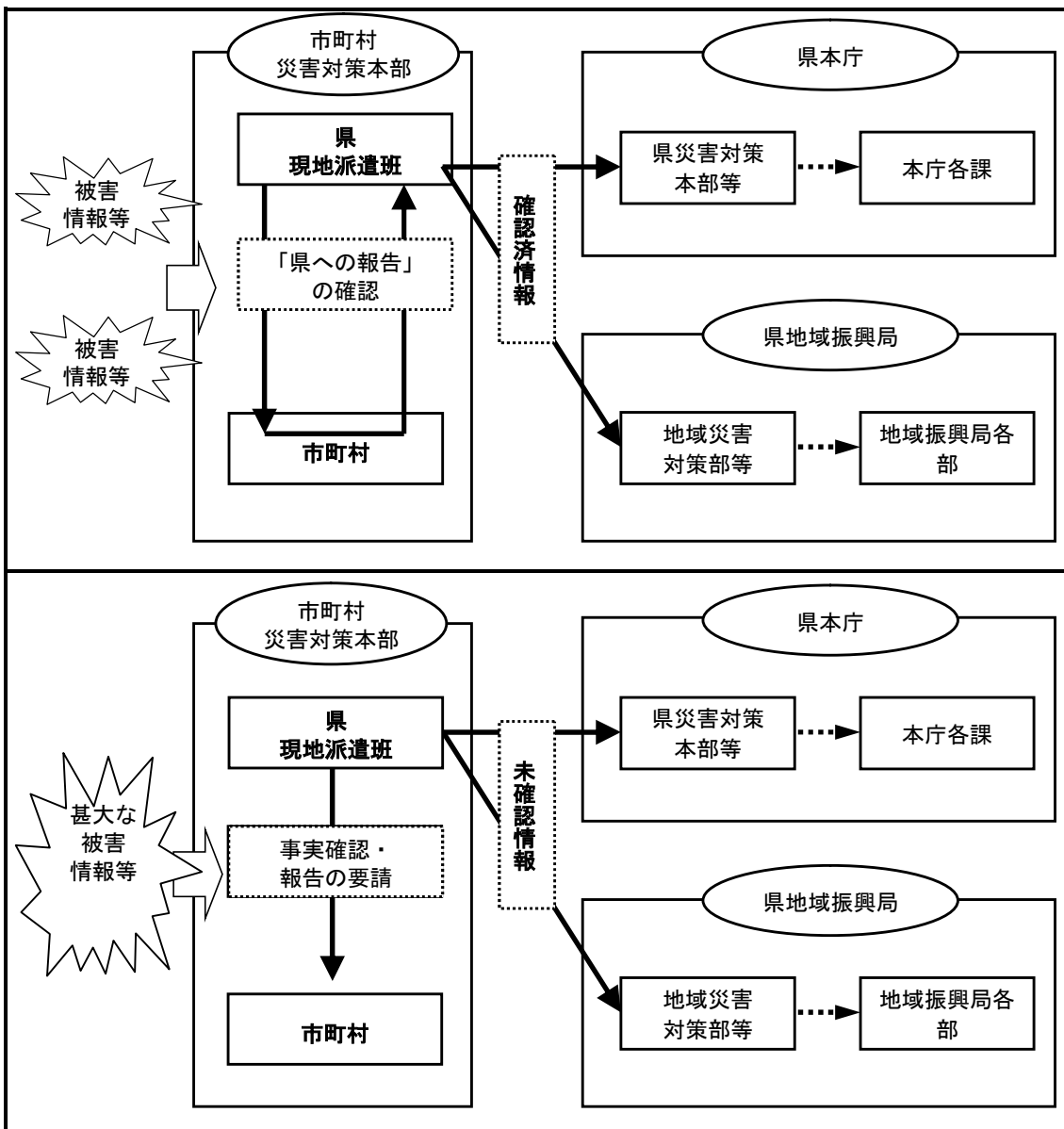
【 現地派遣班が収集する情報 】

- 警戒体制・・・体制の種類及び統括者、設置・改廃日時等
- 人的被害の状況・・・被害者の住所地・年齢・性別等、被害の原因、被害の程度等
- 建物被害の状況・・・場所、被害の状態・程度等
- 崖崩れ等・・・場所、被害の状態・程度等
- 住民の避難の状況・・・避難の種類、発令(解除)日時、対象地区、避難先、世帯数及び人数等
- 交通・ライフラインの状況（道路の通行規制、停電、断水、ガス供給停止、電話不通等）・・・規制開始(解除)日時、対象区間(地区)、対象戸数等
- 危機管理監又は地域振興局長（以下「危機管理監等」という。）が特に必要と認めた事項

2 現地派遣班による情報収集活動の流れ

- (1) 現地派遣班は、市町村内で共有されている情報を積極的に収集し、県災害対策本部又はこれに準ずる組織（以下「県災害対策本部等」という。）及び県地域災害対策部又はこれに準ずる組織（以下「地域災害対策部等」という。）に報告するものとする。
- (2) 報告にあたっては、「県に報告すること」について市町村と確認のうえで報告することを原則とする。ただし、次に掲げる情報については、確実性の低い情報であっても速やかに県災害対策本部等及び地域災害対策部等（以下「県本部等」という。）に報告するとともに、市町村に対し速やかな事実確認や報告を要請するものとする。
 - ①被害規模に大きな影響を及ぼすと思われる甚大な被害情報
 - ②県民への速やかな情報提供が必要となる避難指示等の情報
 - ③その他、危機管理監等から指示があった情報
- (3) 県本部等は、現地派遣班から報告があった情報を、必要に応じて関係各課所に提供するものとする。

【 被害情報の流れ 】



3 県から市町村に照会する場合

- (1) 県本部等は、被害情報等を市町村に照会する場合は、直接市町村に照会せず、現地派遣班を通じて行うものとする。
- (2) 県の関係各課所が被害情報等を市町村に照会する場合も同様とするが、現地派遣班への照会は、県本部等を通じて行うものとする。

4 情報収集等以外の業務

現地派遣班は、上記の業務に加え、次の業務を行うものとする。

- (1) 県から市町村への助言等の伝達
- (2) 市町村災害対策本部室内等の防災関係機関との連絡調整
- (3) その他危機管理監等が指示する業務

5 県の各課所の対応

現地派遣班が派遣された場合、県の各課所は、本マニュアルにのっとり被害情報等を収集するものとする。

災害時における帰宅困難者支援に関する協定

（目的）

第1条 秋田県（以下「甲」という。）と【別表注1】（以下「乙」という。）は、地震等の発生時（以下「災害時」という。）において、交通の途絶により帰宅が困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援する災害時帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置などについて、必要な事項を定めるものとする。

（協定の効力）

第2条 この協定は、乙の直営店及び乙のフランチャイズ契約により加盟している店舗（以下併せて「乙の店舗」という。）が所在する秋田県内の市町村が、以下に記載する制限及び前提の範囲内において、乙と個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（支援ステーションの設置）

第3条 甲は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する多数の通勤者、通学者、観光客等の帰宅困難者を支援するため、乙の店舗に対し、支援ステーションの設置を依頼することができるものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、乙の店舗に対し、最大限の努力をもって支援ステーションの設置を求めらるものとする。

3 前項にかかわらず、甲は、乙のフランチャイズ契約における制限から、乙の店舗に協定の履行を強制することが困難であることを承諾し、これを支援ステーション設置の前提とする。

（支援の内容）

第4条 甲は、乙に対し、支援ステーションとしての次の各号に掲げる協力を要請することができるものとする。

（1） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等を提供すること

（2） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること

2 前項に規定する乙の店舗とは、支援ステーションの設置に賛同し、前項各号の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができるものとする。

（支援の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲で帰宅困難者に対する支援を実施するものとする。ただし、通信の途絶等の事由により、甲が乙に要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに、乙の店舗に対し、状況に応じ自主的に可能な範囲で支援を実施することを求めることができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第6条 乙は、乙の店舗に対し、住民に対する支援ステーションとしての取組みの周知と防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」（以下「本件ステッカー」という。）の掲出を求めるものとする。

2 甲は、乙の店舗に掲出中の本件ステッカーの劣化等を鑑みて、毎年2月1日までに、本件ステッカーの次年度の必要数を乙に提供するものとする。

（経費の負担）

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 本件ステッカーの作成に要する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換等）

第8条 甲及び乙は、平素から必要に応じて情報の交換を行うとともに、甲又は秋田県内の市町村が行う防災訓練に乙又

は乙の店舗が可能な範囲で参加するなど、この協定が円滑に運用されるよう相互に連携するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに甲乙いずれからも更新しない旨の意思表示がない場合は、有効期間の満了日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日【別表注2】

（甲）秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹敬久

（乙）【別表注3】
【別表注1】
【別表注4】

【別表】

注1 (相手方)	注2 (協定締結年月日)	注3 (相手方所在地)	注4 (相手方代表者)	備考
(株) 壱番屋	平成24年1月23日	愛知県一宮市三ツ井6-12-23	代表取締役 浜島 俊哉	
(株) オートバックスセブン		東京都江東区豊洲5-6-52	代表取締役 湧田 節夫	※
(株) たけや製パン		秋田県秋田市川尻町 字大川反233-60	代表取締役社長 武藤 真人	※
(株) ファミリーマート		東京都豊島区東池袋3-1-1	代表取締役社長 上田 準二	
(株) モスフードサービス		東京都品川区大崎2-1-1	代表取締役社長 櫻田 厚	
(株) 吉野家		東京都北区赤羽南1-20-1	代表取締役社長 安部 修仁	
(株) ローソン		東京都品川区大崎1-11-2	代表取締役社長 新浪 剛史	
(株) ダスキン	平成24年10月4日	大阪府吹田市豊津町1-33	代表取締役社長 山村 輝治	※
(株) セブン-イレブン ・ジャパン	平成25年7月5日	東京都千代田区二番町8-8	代表取締役社長 COO 井阪 隆一	

備考欄に※印の記載のある協定書は、一部の条文において上記と異なる部分がある。

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

秋田県（以下「甲1」という。）、秋田市（以下「甲2」という。）、能代市（以下「甲3」という。）、横手市（以下「甲4」という。）、大館市（以下「甲5」という。）、男鹿市（以下「甲6」という。）、湯沢市（以下「甲7」という。）、鹿角市（以下「甲8」という。）、由利本荘市（以下「甲9」という。）、潟上市（以下「甲10」という。）、大仙市（以下「甲11」という。）、北秋田市（以下「甲12」という。）、にかほ市（以下「甲13」という。）、仙北市（以下「甲14」という。）、小坂町（以下「甲15」という。）、上小阿仁村（以下「甲16」という。）、藤里町（以下「甲17」という。）、三種町（以下「甲18」という。）、八峰町（以下「甲19」という。）、五城目町（以下「甲20」という。）、八郎潟町（以下「甲21」という。）、井川町（以下「甲22」という。）、大潟村（以下「甲23」という。）、美郷町（以下「甲24」という。）及び羽後町（以下「甲25」という。）（以下甲1から甲25までを総称して「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに行う乙の復旧支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定めることにより、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、津波、豪雨、洪水、その他の異常な自然現象による災害
- (2) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援の内容）

第3条 乙が行う復旧支援は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況の調査
- (2) 応急復旧のために必要な業務
- (3) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援の要請）

第4条 甲の乙に対する復旧支援の要請は、甲が自ら又は第10条に規定する甲の事務局を介して次条に定める方法により第10条に規定する乙の事務局を通じて行うものとする。

(要請の方法)

第5条 甲は、乙に対し災害により被災した下水道管路施設の復旧支援を要請するときは、支援内容等を記した文書をもってするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができないときは、口頭又は電話によることができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、事後において、速やかに同項本文に規定する文書を提出するものとする。

(復旧支援の実施)

第6条 乙は、第4条の規定による復旧支援の要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲において、復旧支援を行うものとする。

(個人情報等の保護)

第7条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(復旧支援の終了報告)

第8条 乙は、甲の要請により行った復旧支援の業務が終了したときは、速やかに甲及び第10条に規定する甲の事務局に対し文書をもって報告を行うものとする。

(広域被災)

第9条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合には、乙は、下水道対策本部による活動を優先する。

(事務局)

第10条 甲及び乙の復旧支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、秋田県建設部下水道マネジメント推進課とする。
- (2) 乙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部秋田県部会とする。

(復旧支援に要する費用)

第11条 第3条に規定する復旧支援に係る費用は、被災した甲1から甲25までの個々による負担とし、それぞれが個別に乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の1ヶ月前までに甲乙双方から変更又は解除の申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 乙はこの協定の期間が更新された場合は、4月1日現在における協力会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、4月30日までに甲の事務局に文書で報告するものとし、甲の事務局は、甲1から甲25までに対し、文書で通知するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときも、また同様とする。

2 甲又は乙がこの協定に違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への文書による通告をもってこの協定を廃止することができる。

この協定を証するため、本書26通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年4月1日

甲1 秋田県秋田市山王4-1-1

秋田県知事 佐竹敬久

甲2 秋田県秋田市川尻みよし町1-4-8

秋田市上下水道事業管理者
高橋洋樹

甲3 秋田県能代市上町1-3

能代市下水道事業
能代市長 齊藤滋宣

甲4 秋田県横手市中央町8-2

横手市長 高橋大

甲5 秋田県大館市字中城20

大館市長 福原淳嗣

甲6 秋田県男鹿市船川港船川字泉台66-1

男鹿市長 渡部 幸男

甲7 秋田県湯沢市佐竹町1-1

湯沢市長 齊藤 光喜

甲8 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1

鹿角市長 児玉 一

甲9 秋田県由利本荘市尾崎17

由利本荘市長 長谷部 誠

甲10 秋田県潟上市天王字棒沼台226-1

潟上市長 石川 光男

甲11 秋田県大仙市大曲花園町1-1

大仙市長 栗林 次美

甲12 秋田県北秋田市花園町19-1

北秋田市長 津谷 永光

甲13 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1

にかほ市長 横山 忠長

- 甲 14 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 3 0
仙北市長 門 脇 光 浩
- 甲 15 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地 4 1 - 1
小坂町長 細 越 満
- 甲 16 秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原 1 1 8
上小阿仁村長 小 林 悦 次
- 甲 17 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴 8
藤里町長 佐々木 文 明
- 甲 18 秋田県山本郡三種町鶉川字岩谷子 8
三種町長 三 浦 正 隆
- 甲 19 秋田県山本郡八峰町峰浜目名瀉字目長田 1 1 8
八峰町長 加 藤 和 夫
- 甲 20 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目 1 - 1 - 1
五城目町長 渡 邊 彦兵衛
- 甲 21 秋田県南秋田郡八郎瀉町字大道 8 0
八郎瀉町長 畠 山 菊 夫

甲 22 秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口 7 8 - 1

井川町長 齋藤多聞

甲 23 秋田県南秋田郡大潟村字中央 1 - 1

大潟村長 高橋浩人

甲 24 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙 1 7 0 - 1 0

美郷町長 松田知己

甲 25 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野 1 7 7

羽後町長 安藤豊

乙 東京都千代田区岩本町 2 - 5 - 1 1

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会長 長谷川健司

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1 この実施細目は、災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 協定に基づく復旧支援の円滑な執行を確保するため、公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「管路協」という。）から発行されている下水道管路施設災害復旧支援マニュアル（以下「復旧支援マニュアル」という。）を参考とするものとする。

(復旧支援の対象施設)

第2 協定による復旧支援は、秋田県内の下水道施設の復旧支援を主とするが、集落排水施設等下水道類似施設の管路施設、水路等の施設が地震等の災害で被害を受け、被災した秋田県及び県内市町村（以下「被災自治体」という。）から復旧支援の要請を管路協が受けた場合は、協定に準じて適用することができるものとする。

(復旧支援の内容)

第3 管路協が協定により主として携わる復旧支援の内容は、次のとおりとする。ただし、被災自治体から他業務についても支援要請を受けた場合は、両者協議の上、実施するものとする。（復旧支援マニュアル参照）

- (1) 緊急調査：地上から下水道施設の被災状況を把握し、大きな機能支障や二次災害の原因となる被害を発見するために行う調査。
 - (2) 緊急措置：大きな二次災害につながる危険性が認められる被害箇所に対し、道路利用者、周辺住民及び周辺施設の安全確保を図るため緊急に行う措置。
 - (3) 応急復旧工事：緊急調査又は一次調査の結果により構造的な被害の程度、機能的な被害の程度、周辺施設に与える影響の程度に応じ、本復旧が完了するまでの短期間に、災害査定を待たずに、被災した下水道施設の暫定機能を確保するために行う応急工事。
 - (4) 一次調査：本復旧の必要性を判断し、対応方針を決定するための情報収集を目的として行う調査。
 - (5) 二次調査：本復旧工事が必要な箇所及びその施工法等の判断、災害査定資料の作成を目的とし、流下能力や異状原因の構造的障害の程度を詳細に把握するために行う調査。
- 2 復旧支援による調査結果は災害査定の際の判断資料となることから、手戻り作業等が生じないよう、管路協は被災自治体の指示に従うものとする。特に、被災自治体から他の民間コンサルタント等が、当該調査に関連する別途業務を受託している場合は、報告書の作成に際し調整が必要になることに留意するものとする。

(甲の事務局を介して行う復旧支援の要請)

第4 被災自治体の下水道管理者は、協定第2条に規定する災害発生時において、協定第3条に規定する復旧支援の実施が必要と判断した場合は、協定第4条、第5条及び第10条の規定により、被災自治体の復旧支援要請窓口(甲の事務局)である秋田県建設部下水道マネジメント推進課の課長(以下「下水道マネジメント推進課長」という。)に対し、災害の状況、支援活動日時、支援場所及び必要とする支援活動内容等を明示した文書(様式第1)により要請することができるものとする。

2 前項の規定に基づき被災自治体の下水道管理者から要請を受けた下水道マネジメント推進課長は、管路協の窓口(乙の事務局)である公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部秋田県部会長(以下「秋田県部会長」という。)に対し、文書(様式第2)により速やかに復旧支援を要請するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、事態が急迫して文書による復旧支援要請をすることができない場合等においては、口頭又は電話等による復旧支援要請をすることができるものとし、その後速やかに文書(様式第2)を提出するものとする。

(被災自治体が自ら行う復旧支援の要請)

第5 被災自治体の下水道管理者は、協定第2条に規定する災害発生時において、協定第3条に規定する復旧支援の実施が必要と判断した場合は、協定第4条、第5条及び第10条の規定により、自ら秋田県部会長に対し、災害の状況、支援活動日時、支援場所及び必要とする支援活動内容等を明示した文書(様式第3)により要請することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事態が急迫して文書による復旧支援要請をすることができない場合等においては、口頭又は電話等による復旧支援要請をすることができるものとし、その後速やかに文書(様式第3)を提出するものとする。

3 被災自治体の下水道管理者が前2項の規定により要請したときは、下水道マネジメント推進課長に対し、要請の内容を文書(様式第4)により報告するものとする。なお、前項に規定する場合等においては、その後速やかに文書(様式第4)による報告を行うものとする。

(復旧支援に要する費用)

第6 被災自治体は、第3の1項の規定に基づく復旧支援の業務を管路協に要請したときは、遅滞なく管路協と委託契約を締結するものとする。

2 前項の費用については、被災自治体と管路協の両者協議の上、業務終了後、被災自治体が支払うものとする。

(労災及び損害補償等)

第7 被災自治体の要請に基づき、管路協が実施する復旧支援活動において、管路協の協会員及びその従業員に負傷、疾病又は死亡等が発生した場合は、管路協の協会員の労災保険により補償するものとする。

- 2 被災自治体の要請に基づき、管路協が実施する復旧支援活動において、第三者に損害を与えた場合は、被災自治体及び管路協の両者協議の上、対処するものとする。
- 3 復旧支援活動先で宿泊が必要な場合は、原則として、派遣される管路協の協会員が自ら宿泊先を確保するものとする。

(復旧支援終了報告の内容)

第8 協定第8条の規定による乙の復旧支援終了報告は、次に掲げる事項を明らかにした文書により行うものとする。

- (1) 出動場所及び出動時間
- (2) 出動人員
- (3) 使用した資機材
- (4) その他必要な事項

(連絡窓口)

第9 この実施細目に基づく業務に関する連絡窓口は、別表のとおりとする。

(附則)

この実施細目は、平成29年3月16日から施行する。

この実施細目は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1 (実施細目第4関係)

第 号
平成 年 月 日

秋田県建設部下水道マネジメント推進課長
(復旧支援に係る甲の事務局)

〇〇〇市町村(下水道管理者) 印
(甲〇)

復 旧 支 援 要 請 書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第4の規定に基づき、次のとおり要請します。

- 1 災害の状況(緊急の場合は概要を記載)
- 2 支援活動日時(緊急の場合は想定内容を記載)
- 3 支援活動場所(緊急の場合は概要を記載)
- 4 支援活動内容
- 5 要請担当者及び連絡先
〇〇市町村〇〇部〇〇課
担当者名
連絡先(電話)
(F A X)
(E-m a i l)
- 6 その他

様式第2 (実施細目第4関係)

下水 ー
平成 年 月 日(公社) 日本下水道管路管理業協会東北支部
秋田県部会長 様
(復旧支援に係る乙の事務局)秋田県建設部下水道マネジメント推進課長 印
(復旧支援に係る甲の事務局)

復 旧 支 援 要 請 書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第4の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 復旧支援要請自治体

自治体名	災害の状況	支援活動日時	支援活動場所	支援活動内容	要請担当者及び連絡先
秋田県 (甲1)					
〇〇市 (甲〇)					
〇〇市 (甲〇)					

※複数の被災自治体からの要請について、本様式を同時に使用できるものとする。

※本表は、復旧支援要請自治体数及び要請内容によって適宜変更することができる。

2 その他

甲の事務局 担当者	所属		職名		氏名	
	担当名		電話		FAX	

様式第3 (実施細目第5関係)

第 号
平成 年 月 日

(公社) 日本下水道管路管理業協会東北支部
秋田県部会長 様
(復旧支援に係る乙の事務局)

〇〇〇市町村 (下水道管理者) 印
(甲〇)

復 旧 支 援 要 請 書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第5の規定に基づき、次のとおり要請します。

- 1 災害の状況 (緊急の場合は概要を記載)
- 2 支援活動の日時 (緊急の場合は想定内容を記載)
- 3 支援活動の場所 (緊急の場合は概要を記載)
- 4 支援活動内容
- 5 要請担当者及び連絡先
〇〇市町村〇〇部〇〇課
担当者名
連絡先 (電話)
(FAX)
(E-mail)
- 6 その他

様式第4 (実施細目第5関係)

第 号
平成 年 月 日

秋田県建設部下水道マネジメント推進課長
(復旧支援に係る甲の事務局)

〇〇〇市町村 〇〇課(所)長
(甲〇)

復 旧 支 援 の 要 請 報 告 書

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定細目」第5の3項の規定に基づき、次のとおり乙の事務局へ支援要請したことを報告します。

- 1 災害の状況 (緊急の場合は概要を記載)
- 2 支援活動の日時 (緊急の場合は想定内容を記載)
- 3 支援活動の場所 (緊急の場合は概要を記載)
- 4 支援活動内容
- 5 要請担当者及び連絡先
〇〇市町村〇〇部〇〇課
担当者名
連絡先 (電話)
(F A X)
(E-m a i l)
- 6 その他

別表 連絡窓口(実施細目第9関係)

令和2年4月現在

整理番号	自治体等名	部 等	課 等
甲1	秋田県	建設部	下水道マネジメント推進課
甲2	秋田市	上下水道局	下水道整備課
甲3	能代市	都市整備部	上下水道整備課
甲4	横手市	上下水道部	下水道課
甲5	大館市	建設部	下水道課
甲6	男鹿市	企業局	上下水道課
甲7	湯沢市	上下水道部	下水道課
甲8	鹿角市	建設部	上下水道課
甲9	由利本荘市	建設部	上下水道課
甲10	潟上市	産業建設部	上下水道課
甲11	大仙市	上下水道部	下水道課
甲12	北秋田市	建設部	上下水道課
甲13	にかほ市	農林水産建設部	建設課
甲14	仙北市	建設部	下水道課
甲15	小坂町		建設課
甲16	上小阿仁村		建設課
甲17	藤里町		生活環境課
甲18	三種町		上下水道課
甲19	八峰町		建設課
甲20	五城目町		建設課
甲21	八郎潟町		建設課
甲22	井川町		産業課
甲23	大潟村		産業建設課
甲24	美郷町		建設課
甲25	羽後町		建設課
甲の 事務局	秋田県	建設部	下水道マネジメント推進課
乙の 事務局	(公社)日本下水道管路 管理業協会	秋田県部会	事務局：山岡工業株式会社

災害時における下水道施設の技術支援に関する協定

秋田県（以下「県」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会東北支部（以下「協会」という。）は、秋田県内において地震、津波、豪雪、豪雨、その他の異常な自然現象及び大規模な事故等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の下水道施設の技術支援に係る業務（以下「技術支援業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県が協会に対し、技術支援業務の実施について支援を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(支援の要請)

第2条 県は、災害発生時等に、協会による技術支援業務が必要であると判断した場合は、協会に支援を要請することができるものとする。

2 協会は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、支援するものとする。

(支援業務)

第3条 県が協会に対し支援を要請する技術支援業務（以下「支援業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況の調査
- (2) 応急復旧対策に関する調査・測量・設計の実施
- (3) 災害査定資料の作成
- (4) その他特に必要な業務

(支援業務の実施手続)

第4条 協会は、支援業務を速やかに実施するため、必要な協力体制の整備に努めるものとする。

2 県は、協会による技術支援業務が必要と判断した場合は、協会の会員のうち支援業務を実施することができる者と認められる者（以下「支援業務候補者」という。）の推薦を協会に要請するものとする。

3 協会は、前項の規定による要請があった場合は、支援業務の実施箇所ごとに、複数の支援業務候補者の推薦を行うものとする。

4 県は、協会の推薦に基づき支援業務を実施する者（以下「支援業務実施者」という。）を選定したとき

は、遅滞なくこれを協会及び支援業務実施者に通知するものとする。

- 5 支援業務実施者は、県の指示を受けて、支援業務を行うものとする。
- 6 支援業務実施者が支援業務を実施したときは、支援業務の完了後、速やかに業務内容を記載した報告書を県に提出するものとする。

(費用負担)

第5条 県は、支援業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結するものとする。

- 2 支援業務の実施に要する費用は、県の負担とする。

(災害補償)

第6条 支援業務に従事した者が当該支援業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、支援業務実施者の責任において行うものとする。

- 2 その他の条項については、委託契約書による。

(市町村に対する支援)

第7条 市町村は、当該市町村に係る支援業務について、協会への技術支援業務の要請を県に依頼することが出来るものとする。

- 2 県は、前項の規定による依頼があった場合は、当該市町村に対する支援業務候補者の推薦を協会に要請するものとする。
- 3 協会は、前項の規定による要請があった場合は、支援業務の実施箇所ごとに、複数の支援業務候補者の推薦を行い、県へ通知するものとする。
- 4 県は、協会より推薦のあった複数の支援業務候補者を、前項の規定による要請があった市町村へ通知し、当該市町村が支援業務実施者を選定し、県、協会及び支援業務実施者へ通知するものとする。
- 5 支援業務の実施に要する費用の負担その他の必要な事項については、推薦を要請した市町村と支援業務実施者が協議し、速やかに業務委託契約を締結するものとする。
- 6 支援業務の実施に要する費用は、当該市町村の負担とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。

- 2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに県、協会いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(補則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、県、協会が協議して定める。

(他の協定の適用)

第10条 この協定に定めるもののほか、県と協会又は協会の会員との間における技術支援業務に関し別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、県、協会記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年7月17日

秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 佐竹 敬久

仙台市青葉区国分町3-8-14

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会

東北支部 支部長 高橋 郁

災害時における下水道施設の技術支援に関する協定細目

(趣 旨)

第1 この協定細目は、「災害時における下水道施設の技術支援に関する協定」(以下「協定」という。)第9条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制の整備)

第2 協会は、支援業務を速やかに実施するため、必要な連絡体制を整備するとともに、その内容を明らかにした書面を秋田県建設部下水道マネジメント推進課(以下「下水道マネジメント推進課」という。)に提出するものとする。

(支援の要請)

第3 下水道マネジメント推進課は、協会による技術支援業務が必要と判断した場合は、速やかに「技術支援業務の支援要請書」(様式1)を協会に送付し、支援を要請するものとする。

2 前項の規程に関わらず、緊急を要する場合は、下水道マネジメント推進課からの要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等(以下「電話等」という。)により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(支援業務候補者の推薦)

第4 協会は、支援を要請された場合は、支援業務の実施箇所、技術者及び機材等の確保状況等を勘案して支援業務候補者を推薦し、「支援業務候補者推薦名簿」(様式2)により下水道マネジメント推進課に通知するものとする。

2 前項に規定する通知は、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(支援業務実施者の選定)

第5 下水道マネジメント推進課は、支援業務候補者推薦名簿のうちから支援業務実施者を選定するものとし、選定した場合は、協会へ通知するとともに、支援業務実施者へ「支援業務実施者選定通知書」(様式3)により通知するものとする。

(支援業務の実施)

第6 支援業務実施者は、下水道マネジメント推進課の指示に従い、速やかに支援業務に着手するものとする。

2 下水道マネジメント推進課は、協定第3条に掲げる支援業務を要請した場合は、遅滞なく業務委託契約を締結するものとする。

(市町村からの支援の要請)

第7 市町村は、協会による技術支援業務が必要と判断した場合には、「技術支援業務の支援要請依頼書」(様式4)により、県に依頼するものとする。

2 下水道マネジメント推進課は、市町村からの依頼を受けたときは、速やかに当該依頼文書を協会に送付し、当該市町村に対する支援業務候補者の推薦を要請するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、緊急を要する場合は、市町村からの要請の依頼及び下水道マネジメント推進課からの要請は、電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(市町村における支援業務実施者の選定)

第8 市町村は、県からの通知を受け、支援業務実施者を選定した場合は、「支援業務実施者選定通知書」(様式5)により、支援業務実施者へ通知するものとする。

附則 この細目は、協定締結の日から施行する。

公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会
東北支部 支部長 様

秋田県建設部下水道マネジメント推進課長 印

技術支援業務の支援要請書

災害時における調査・測量・設計等の技術支援業務に関する協定細目第3条第1項の規定に基づき、次のとおり技術支援を要請します。

場 所	※位置図等を添付してください。	
内 容	※該当するものに○ 1. 被災状況の調査 2. 応急復旧対策に関する調査・測量・設計の実施 3. 災害査定資料の作成 4. その他特に必要な業務	
	※上記の詳細等	
担 当 者	所 属	
	職氏名	
	連絡先	T E L F A X

秋田県建設部下水道マネジメント推進課長

公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会
東北支部 支部長 印

支援業務候補者推薦名簿（通知）

令和 年 月 日付け第 号により要請のあった技術支援業務を実施する支援業務候補者は、次のとおりです。

候補者①	企業名 住所 代表者氏名	
	担当者	
	連絡先	TEL FAX
候補者②	企業名 住所 代表者氏名	
	担当者	
	連絡先	TEL FAX
候補者③	企業名 住所 代表者氏名	
	担当者	
	連絡先	TEL FAX

第 号
令和 年 月 日

（支援業務実施者）

秋田県建設部
下水道マネジメント推進課長 印

支援業務実施者選定通知書

令和 年 月 日付け第 号にて、公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会へ依頼した次の支援業務に
貴社を支援業務実施者として選定しましたのでお知らせします。

場所	
内容	※該当するものに○ 1. 被災状況の調査 2. 応急復旧対策に関する調査・測量・設計の実施 3. 災害査定資料の作成 4. その他特に必要な業務
	※上記の詳細等

秋田県知事

(市町村代表者) 印

技術支援業務の支援要請依頼書

技術支援業務に関し、公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会による支援業務について、次のとおり要請するようお願いします。

場 所	※位置図等を添付してください。	
内 容	※該当するものに○ 1. 被災状況の調査 2. 応急復旧対策に関する調査・測量・設計の実施 3. 災害査定資料の作成 4. その他特に必要な業務	
	※上記の詳細等	
担 当 者	所 属	
	職氏名	
	連絡先	T E L F A X

第 号
令和 年 月 日

（支援業務実施者）

（市町村契約者）

印

支援業務実施者選定通知書

令和 年 月 日付け第 号にて秋田県を通し、公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会へ依頼した次の支援業務
貴社を支援業務実施者として選定しましたのでお知らせします。

場所	
内容	※該当するものに○ 1. 被災状況の調査 2. 応急復旧対策に関する調査・測量・設計の実施 3. 災害査定資料の作成 4. その他特に必要な業務
	※上記の詳細等

鉄道災害発生時における消防活動に関する協定書

秋田県内の消防機関（以下「甲」という。）および鉄道事業者（以下「乙」という。）は、秋田県内を運行する鉄道の駅構内および軌道敷内における災害ならびに鉄道沿線における火災（以下「鉄道災害」という。）への対応について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田県内において発生した鉄道災害に際し、甲と乙が、緊密な協力のもとに一貫した活動を実施し、安全かつ迅速な災害対応および公共交通機関の早期運転再開を図ることを目的とする。

（災害発生の通報）

第2条 甲および乙は、鉄道災害が発生し、または鉄道災害が発生するおそれがあると認める情報を覚知したときは、速やかに相互の緊急連絡先に通報するものとする。

2 乙は、前項の通報に際して、甲が消防活動を行うために必要な次の事項について、可能な限り甲に伝達するものとする。甲が災害発生場所に到着するまでの間に新たに判明した情報についても同様とする。

- (1) 災害の種別および発生状況
- (2) 発生場所および進入経路
- (3) 乗客数、死傷者数および避難状況
- (4) 列車の運行状況
- (5) 活動危険および活動障害に関する情報
- (6) 積載物の名称、性状および数量
- (7) 現地責任者の氏名および連絡先
- (8) 乙が実施済みの事項

3 甲は、鉄道災害の発生を覚知した場合に、当該災害の発生場所が管轄区域外におけるものであるときは、速やかに発生場所を管轄する消防機関に連絡するものとする。

4 甲および乙の緊急連絡先は、別に定める。

（情報の共有）

第3条 甲および乙は、現地責任者を明確にし、共通の認識のもとで災害対応を行うものとする。

2 甲および乙の現地責任者は、災害発生現場に到着した際、相互に把握している情報を伝達するものとする。

3 甲の現地責任者は、消防活動を実施するにあたり、活動方針を乙の現地責任者に説明し、必要に応じて消防活動に対する協力を要請するものとする。

4 乙の現地責任者は、必要に応じてアナウンス等により乗客に災害の状況を説明し、動揺を押さえるとともに、甲と協力して円滑な避難誘導に努めるものとする。

5 甲の現地責任者は、消防活動が終了した場合、速やかに乙の現地責任者に連絡するものとする。

（現場誘導）

第 4 条 甲が消防活動を実施するために駅構内および軌道敷内に立ち入る際、乙は安全確保のため必要な社員を同行させて甲を誘導するとともに、必要に応じて監視員を配置して列車の監視にあたるものとする。

- 2 高架、鉄橋、トンネル等、徒歩で進入することが危険かつ困難を伴う場所で鉄道災害が発生した場合、甲はこれらの場所への進入方法について乙と協議し、乙は安全が確保される範囲内において、可能な限り消防隊および必要な資機材を発生場所または発生場所付近まで搬送するための措置を講じるものとする。

（二次災害の防止）

第 5 条 乙は、災害の発生を覚知した場合、災害発生場所に社員を派遣し、必要に応じて、災害発生区間の列車の運行停止、電源遮断、監視員の配置、退避場所の確保等の安全措置を講じ、駅構内および軌道敷内における消防隊の安全確保について協力するものとする。

- 2 甲は、災害現場において消防活動を開始する前に、乙の現地責任者に列車の運行状況および乙が実施した安全措置の状況を確認し、活動隊員の安全を確保してから軌道敷内に進入するものとする。
- 3 乙は、甲の消防活動が終了した後、甲と協議し、活動隊員全員が軌道敷外に退避し、安全確認を行った後、運行を再開するものとする。

（消防活動に対する支援）

第 6 条 乙は、消防活動を安全かつ効率的に実施するため、乙の保有する資機材および技術者に関する情報を甲に提供するものとし、甲から資機材の提供および技術者の派遣について要請があった場合は、可能な限りこれに協力するものとする。

- 2 消防活動に際して、鉄道車両の破壊や挙上を行う場合、乙は甲に対して鉄道車両に関する技術的助言を行い、甲は乙の助言のもとに活動するものとする。

（応援要請）

第 7 条 甲は、出動した消防隊のみでは対応が困難と判断した場合には、速やかに応援要請等の措置を図るものとする。

- 2 前項の応援要請を行った場合、甲は乙に対して情報提供するとともに、応援部隊の受け入れについて協力を要請するものとする。

（訓練の実施）

第 8 条 甲および乙は、相互に定期的な合同訓練の実施に努めるものとする。

（情報の交換）

第 9 条 甲および乙は、路線の状況、鉄道車両の構造、救助方法、資機材の整備状況等、鉄道災害発生時の対応に必要と認める事項について、平素から相互に情報交換を行うよう努めるものとする。

（その他）

第 10 条 この協定に定めのない事項またはこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲および乙が協議のうえ定める。

（附 則）

この協定の締結を証するため、協定書 15 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

平成20年9月17日

消防機関（甲）

秋田市山王1丁目1番1号

秋田市消防本部 消防長 石川 勝直

横手市前郷字下三枚橋269番地

横手市消防本部 消防長 川村 東吉

大館市根下戸新町1番1号

大館市消防本部 消防長 菅原 博昭

由利本荘市字尾崎17番地

由利本荘市消防本部 消防長 中村 晴二

北秋田市鷹巣字北中家下85

北秋田市消防本部 消防長 近藤 文廣

にかほ市金浦字館ヶ森152

にかほ市消防本部 消防長 中津 博行

南秋田郡五城目町字石田六ヶ村堰添113-6

五城目町消防本部 消防長 佐藤 眞悦

湯沢市材木町2丁目1番3号

湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部 消防長 佐藤 博志

能代市緑町2番22号

能代山本広域市町村圏組合消防本部 消防長 日沼 一之

大仙市大曲栄町13番47号

大曲仙北広域市町村圏組合消防本部 消防長 佐藤 富男

鹿角市花輪字高井田64番地2

鹿角広域行政組合消防本部 消防長 田中 孝夫

男鹿市船川港船川字海岸通り2-12-7

男鹿地区消防一部事務組合消防本部 消防長 近藤 利蔵

南秋田郡井川町浜井川字喜兵衛堰10番地1

湖東地区行政一部事務組合消防本部 消防長 土橋 次男

鉄道事業者（乙）

秋田市中通7丁目1番1号

東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社 支社長 吉田 幸一

盛岡市盛岡駅前通1-41

東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社 支社長 中井 雅彦

鉄道災害発生時における消防活動に関する協定書第2条第4項に基づく緊急連絡先
(平成20年9月17日現在)

1 JR東日本旅客鉄道(株)

支社名	部 署	電話・FAX	管轄エリア
JR秋田支社	秋田総合輸送指令室	電話 018-835-1891 FAX 018-831-4098	奥羽本線 陣場－院内 羽越本線 秋田－小砂川 男鹿線 男鹿－追分 田沢湖線 大曲－志度内信号場 五能線 岩館－東能代
JR盛岡支社	盛岡総合輸送指令室	電話 019-651-7932 FAX 019-626-3746	北上線 横手－黒沢 花輪線 大館－湯瀬温泉

2 消防機関

消防本部名	電話・FAX	管轄区域
秋田市消防本部	電話 018-862-7950 FAX 018-823-7214	秋田市
横手市消防本部	電話 0182-32-1111 FAX 0182-33-1300	横手市
大館市消防本部	電話 0186-43-4151 FAX 0186-43-4150	大館市
由利本荘市消防本部	電話 0184-22-0011 FAX 0184-23-2748	由利本荘市
北秋田市消防本部	電話 0186-62-1119 FAX 0186-63-1119	北秋田市、上小阿仁村
にかほ市消防本部	電話 0184-38-2310 FAX 0184-38-4070	にかほ市
五城目町消防本部	電話 018-852-2028 FAX 018-852-4367	五城目町
湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部	電話 0183-73-3169 FAX 0183-73-0734	湯沢市、羽後町、東成瀬村
能代山本広域市町村圏組合本部	電話 0185-52-3311 FAX 0185-53-3958	能代市、藤里町、八峰町、三種町
大曲仙北広域市町村圏組合消防本部	電話 0187-63-0150 FAX 0187-62-3493	大仙市、仙北市、美郷町
鹿角広域行政組合消防本部	電話 0186-23-5601 FAX 0186-23-5605	鹿角市、小坂町
男鹿地区消防一部事務組合消防本部	電話 0185-23-3139 FAX 0185-24-4161	男鹿市、大瀧村、 潟上市（天王）
湖東地区行政一部事務組合消防本部	電話 018-874-2420 FAX 018-874-2564	八郎潟町、井川町、 潟上市（飯田川、昭和）

資料番号 8-51

広域防災拠点施設一覧

1 集結場所・ベースキャンプ

施設の名称	所在地 (全体面積㎡)	使用可能施設	駐車可 能台数	上 水 道 の 有 無	ト イ レ の 有 無	所有者／電話番号
		名 称 (面積㎡)				管理者／電話番号
長根山運動公園	大館市字東台地内 (180,000)	陸上競技場 (23,410)	—	有	有	大館市教育委員会 スポーツ課 ／0186-43-7136 (一財)大館市体育協会 ／0186-43-7136
		野球場 (12,544)	—			
		駐車場 (13,000)	500			
長木川河川緑地	大館市片山字中道 ほか (138,990)	多目的芝生広場 (6,700)	—	有	有	大館市建設部都市計画 課／0186-43-7082 同 上
		駐車場 (1,580)	120			
県立北欧の杜公園	北秋田市上杉 字中山沢 128 (937,000)	イベント広場 (49,100)	—	有	有	秋田県都市計画課 ／018-860-2443 北欧の杜パークマネジメントJV ／0186-78-3300
		中央駐車場 (7,580)	318			
道の駅ふたつ	能代市二ツ井町小繋 字泉 51 番地 (20,644)	駐車場 (10,114)	大型 23 普通車 118	有	有	能代市二ツ井地域局 総務企画課 0185-73-2112 (株)道の駅ふたつ 0185-74-5118
飯田川南公園一帯	潟上市飯田川下虻川 字井戸沢 41 番地 (14,800)	トレイクかたがみ 駐車場	普通車 86	有	有	潟上市福祉保健部 健康推進課 018-853-5315 医療法人正和会 018-877-7110
	潟上市飯田川下虻川 字蟹沢 12 番地 1 外 (14,830)	飯田川南公園グラウン ド及び野球場 (14,830)	普通車 40 大型車 5	有	有	潟上市教育委員会 文化スポーツ課 018-853-5363
	潟上市飯田川下虻川 字蟹沢 12 番地 1 (18,700)	二荒山グラウンドゴル フ場 (18,700)				むつみ造園土木(株) 潟上事業所 018-878-2011
県立中央公園	秋田市雄和椿川 字駒坂台 4-1 (610,000)	運動広場 (31,700)	—	有	有	秋田県都市計画課 ／018-860-2443 (一財)秋田県総合 公社中央公園事務所 ／018-886-3131
		P 6 駐車場 (12,000)	大 11・普 269			
		P 7 駐車場 (8,000)	366			

由利本荘総合防災公園	由利本荘市石脇字田 尻野 18 (96, 086)	駐車場 (20, 700)	1, 000	有	有	由利本荘市教育委員会 スポーツ課 ／0184-32-1334
		多目的広場 (15, 000)	—	有	有	ミズノグループ ／0184-22-0001
道の駅協和一带	大仙市協和荒川 字新田表 15-2 ほか (46, 706) (11, 641)	駐車場 (16, 260)	大型 12 普通車 121	有	有	国土交通省東北地方整備局 秋田河川国道事務所 018-864-2291 大仙市協和支所 市民サービス課 018-892-3699 (株)協和振興開発公社 018-881-6646
		米ヶ杜公園 (東屋周辺を含む) (20, 358)	—			大仙市西仙北・協和建設 水道事務所
		グラウンドゴルフ場 (11, 641)	—			(株)協和振興開発公社 018-881-6646
大仙市総合公園 ほか	大仙市内小友 字中沢頭ほか (89, 000) (24, 540) (89, 899)	大仙市総合公園		有	有	大仙市都市管理課 ／0187-66-4908
		野球場及び仮設駐車場 (20, 800)	495			
		テニスコート駐車場 (6, 600)	278			
		大曲西中学校		有	有	大仙市教育総務課 ／0187-63-1111 大曲西中学校 ／0187-68-2222
		グラウンド (23, 225)	—			
		駐車場	30			
		農業科学館		有	有	秋田県生涯学習課 ／018-860-5181 秋田県農業科学館 ／0187-68-2300
		やすらぎ広場 (19, 765)	—			
駐車場 (7, 836)	239					

赤坂総合公園 ほか	横手市赤坂地内 (450,000) (秋田ふるさと村を除く) (65,399)	赤坂総合公園		有	有	横手市スポーツ振興課 ／0182-35-2173
		グラウンドゴルフ場 (176,000)	—			グリーンスタジアムよこて ／0182-35-8989
		駐車場	1,807	有	有	横手市教育総務課 ／0182-32-2402
		横手南中学校グラウンド (48,849)	120			横手南中学校 ／0182-32-3108
道の駅十文字	横手市十文字町 字海道下 21-4 (16,110)	駐車場 (7,000)	大型車 23 普通車 102	有	有	国土交通省東北地方整 備局 湯沢河川国道事務所 0183-75350

2 一次物資集積拠点

○大館樹海ドーム

所在地	大館市上代野字稲荷台 1-1
所有者／連絡先	秋田県スポーツ振興課／TEL 018-860-1239 FAX 018-860-3876
使用者／連絡先	大館市教育委員会教育総務課／TEL 0186-43-7111 FAX 0186-54-6100
管理者／連絡先	(一財)大館市文教振興事業団／TEL 0186-45-2500 FAX 0186-45-2220
施設面積 (㎡)	建築面積 : 21,914 ㎡ グラウンド面積 : 12,915 ㎡
駐車場の規模	1,060 台程度 [冬季平常除雪時は 555 台程度]

○県立中央公園スカイドーム

所在地	秋田市雄和椿川字駒坂台 4-1
所有者／連絡先	秋田県都市計画課／TEL 018-860-2443 FAX 018-860-3845
管理者／連絡先	(一財)秋田県総合公社中央公園事務所 ／代表 TEL 018-886-3131 代表 FAX 018-886-3686
施設面積 (㎡)	建築面積 : 12,123 ㎡ グラウンド面積 : 8,720 ㎡
駐車場の規模	120 台程度 (P8, P9) 非常時はドーム前広場 (4,800 ㎡) に 200 台程度確保可能 冬期平常除雪時は 60 台程度

○由利本荘総合防災公園ナイスアリーナ

所在地	由利本荘市石脇字田尻野 18
所有者／連絡先	由利本荘市教育委員会スポーツ課／TEL 0184-32-1334 FAX 0184-33-2202
管理者／連絡先	ミズノグループ／TEL 0184-22-0001 FAX 0184-25-7080
施設面積（㎡）	11,740
駐車場の規模	1,000 台程度（冬季平常除雪時は 900 台程度）

○神岡嶽ドーム

所在地	大仙市神宮寺字中瀬古川敷 212
所有者／連絡先	大仙市スポーツ振興課／TEL 0187-63-1111 FAX 0187-63-7131
管理者／連絡先	NPO 法人大仙スポーツクラブ／TEL 0187-72-2721 FAX 0187-72-2832
施設面積（㎡）	建築面積：1,850 ㎡ アリーナ面積：1,661 ㎡
駐車場の規模	80 台程度 冬期平常除雪時は 50 台程度

○協和樹パル

所在地	大仙市協和船岡字大袋 2-2
所有者／連絡先	大仙市生涯学習課協和公民館／TEL 018-892-3820 FAX 018-892-3822
管理者／連絡先	むつみ造園土木(株)樹パル／TEL 018-892-3530
施設面積（㎡）	建築面積：1,401 ㎡ アリーナ面積：1,203 ㎡
駐車場の規模	50 台程度 冬期平常除雪時は 25 台程度

○秋田ふるさと村ドーム劇場

所在地	横手市赤坂字富ヶ沢 62-46
所有者／連絡先	秋田県観光戦略課／TEL 018-860-1461 FAX 018-860-3868
管理者／連絡先	(株)秋田ふるさと村／代表 TEL 0182-33-8800 代表 FAX 0182-33-8889
施設面積（㎡）	建築面積：3,131 ㎡ 劇場面積：720 ㎡（フルフラット時）
駐車場の規模	150 台程度（第 1, 2, 4 駐車場） 冬期平常除雪時は 50 台程度（第 1 駐車場）

3 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）

設置場所	所在地	設置形態	設置者
大館能代空港	北秋田市脇神字桌台 21-144	広域医療搬送実施時随時	秋田県健康福祉部医務薬事課 (秋田県災害医療対策本部) TEL 018-860-1402
秋田空港	秋田市雄和椿川字 山籠 49	広域医療搬送実施時随時	秋田県健康福祉部医務薬事課 (秋田県災害医療対策本部) TEL 018-860-1402

第9章 雪对策

除雪機械保有状況一覧

1 国土交通省〔各河川国道事務所〕

（令和5年3月現在）

河川国道事務所	出張所		ロータリ除雪車	除雪トラック	除雪グレーダ	除雪ドーザ	小形除雪車	凍結抑制剤散布車	計
	本 荘	本荘除雪ステーション		1	3		5	3	12
		本荘IC除雪ステーション	1	3					4
		金浦除雪ステーション		3					3
秋 田	秋 田	秋田防災ステーション		2	5		3	2	12
		上北手ステーション	1	1	3		4	1	10
		協和除雪ステーション		1			1	1	3
	角 館	角館除雪ステーション	1	2	3	1	5	1	13
		生保内除雪ステーション	1	1	3	1	2	1	9
	計			4	14	17	2	20	9
能 代	能 代	能代除雪ステーション	2	2	3	1	3	2	13
		能代南防災ステーション		1				1	2
	大 館	矢立除雪ステーション	1	2	4		4	2	13
		大館防災ステーション	2	4					6
	計			5	9	7	1	7	5
湯 沢	湯 沢	横手防災ステーション	1	1	2		5	1	10
		雄勝防災ステーション	2	3	2		1	1	9
		湯沢除雪ステーション	1		3	1	2	1	8
	大 曲	大曲防災ステーション	1	1	3		5	1	11
		神岡除雪ステーション	2	1	2		4	1	10
	計			7	6	12	1	17	5
合 計			16	29	36	4	44	19	148

2 県建設部〔道路課〕

（令和4年3月現在）

地域振興局建設部 機械名	ロータリー 除雪車	除雪 トラック	除雪 グレーダー	除雪ドーザ	小型除雪車	凍結防止 剤散布車	計
鹿角	6	2	6	9	5	4	32
北秋田	6	2	9	6	6	6	35
山本	3	4	3	3	7	5	25
秋田	3	5	11	4	9	9	41
由利	5	4	9	2	15	7	42
仙北	10	4	13	9	13	8	57
平鹿	10	3	12	3	7	4	39
雄勝	9	1	11	4	8	5	38
計	52	25	74	40	70	48	309

第 10 章 消防

市町村消防計画の基準

昭和41年2月17日

消防庁告示第1号

消防組織法（昭和22年法律第226号）第4条第15号〔現行＝第14号〕の規定に基づき、市町村消防計画の基準を次のように定める。

市町村消防計画の基準

（目的）

第1条 この基準は、市町村が作成する消防計画について、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 消防計画は、市町村の消防機関が災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期することを主眼とするものでなければならない。

（消防計画の大綱）

第3条 消防計画の大綱は、次のとおりとする。

- 一 消防力等の整備に関すること。
- 二 防災のための調査に関すること。
- 三 防災教育訓練に関すること。
- 四 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
- 五 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- 六 その他災害対策に関すること。

（消防計画の内容）

第4条 消防計画の内容は、別表のとおりとする。

（消防計画の修正）

第5条 市町村は、消防計画について、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

附 則

この告示は、昭和41年4月1日から施行する。

別表

計画の種別	計画の指針	計画の項目
1 組織計画	市町村の消防機関が災害に対処するための組織に関する計画をたてておく。	1 事務機構 (1) 平常時の消防本部、消防署、消防団及び訓練機関の事務機構 (2) 非常災害時の消防本部、消防署、消防団及び訓練機関の事務機構 2 災害時の消防隊の編成 (1) 通常災害 ア 消防本部及び消防署の部隊編成 イ 消防団の部隊編成 (2) 非常災害 ア 消防本部及び消防署の部隊編成 イ 消防団の部隊編成 ウ 訓練機関の部隊編成
2 消防力等の整備計画	消防の施設及び人員の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図るための計画をたてておく。	1 消防力等の現況 (1) 人員 (2) 施設 (3) 資器材 2 消防力等の増強

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 人員 (2) 施設 (3) 資器材 3 消防力等の更新 <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設 (2) 資器材 4 施設及び資器材の整備点検 <ul style="list-style-type: none"> (1) 定期 (2) 災害後
3 調査計画	災害に対して、的確な防災活動ができるための、調査に関する計画をたてておく。	<ul style="list-style-type: none"> 1 消防地理調査 2 消防水利調査 3 災害危険区域等調査 4 被害想定図の作成
4 教育訓練計画	消防職員及び消防団員を教育訓練するための、計画をたてておく。	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育 <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教養 (2) 一般教養 (3) 委託教養等 2 訓練 <ul style="list-style-type: none"> (1) 基礎訓練 <ul style="list-style-type: none"> ア 規律訓練 イ 車両訓練 ウ 操法訓練 (2) 火災防ぎよ訓練 <ul style="list-style-type: none"> ア 基本訓練 イ 建物火災防ぎよ訓練 ウ 林野火災防ぎよ訓練 エ 船舶火災防ぎよ訓練 オ 車両火災防ぎよ訓練 カ その他火災防ぎよ訓練 (3) 水災防ぎよ訓練 <ul style="list-style-type: none"> ア 基本訓練 イ 水防訓練 ウ 浸水地域内火災防ぎよ訓練 (4) 救助救急訓練 <ul style="list-style-type: none"> ア 救助訓練 イ 救急訓練 (5) 総合防災訓練
5 災害予防計画	災害を未然に防止し、被害を最小限度に止めるための計画をたてておく。	<ul style="list-style-type: none"> 1 火災予防指導 <ul style="list-style-type: none"> (1) 防火管理者 (2) 危険物取扱主任者 (3) 消防設備士 (4) 各団体等 2 火災予防査察 <ul style="list-style-type: none"> (1) 査察対象物の指定 (2) 査察の実施 <ul style="list-style-type: none"> ア 定期査察 イ 臨時査察 ウ 特別査察 3 風水害等の予防指導 4 広報活動
6 警報発令伝達計画	異常気象時における火災警報等を発令、解除、伝達及び周知するための計画をたてておく。	<ul style="list-style-type: none"> 1 火災警報 <ul style="list-style-type: none"> (1) 警報発令及び解除 (2) 警報の伝達及び周知 2 その他警報の伝達及び周知
7 情報計画	災害の状況を収集し、関係機関に報告、通報するための計画をたてておく。	<ul style="list-style-type: none"> 1 情報収集 2 情報報告及び連絡 3 情報広報 4 情報記録

8 火災警防計画	火災を警戒し、及び鎮圧するための計画をたてておく。	1 消防職員及び消防団員の招集 (1) 火災警報発令時 (2) 通常火災時 (3) 非常火災時 (4) その他火災時 2 出動 (1) てい察 (2) 通常火災 (3) 非常火災 (4) 応援 (5) その他 3 警戒 (1) 火災警報発令時 (2) 災害時 (3) その他 4 通信 (1) 平常時の通信体制 (2) 非常時の通信統制 5 望楼 (1) 望楼の指定 (2) 望楼発見区域図 6 火災防ぎよ (1) 危険区域 (2) 特殊建物 (3) 危険物 (4) 放射性物質 (5) 林野 (6) 船舶 (7) 車両 (8) その他
9 風水害等警防計画	風水害等を警戒し、及び防ぎよするための計画をたてておく。	1 消防職員及び消防団員の招集 2 出動 3 資器材の配備 4 監視警戒 5 事前措置の指示の方法 6 通信統制 7 応急給食
10 避難計画	住民の生命、身体を災害から保護するための避難に関する計画をたてておく。	1 勧告及び指示の基準 2 勧告及び指示の伝達 3 避難場所の指定及び誘導方法 4 避難場所の警戒
11 救助救急計画	傷病者が発生したときに救助救急を的確に行なうための計画をたてておく。	1 非常招集 2 出動 (1) 平常時 (2) 非常時 3 通信統制 4 医療機関等との協力体制 (1) 平常時 (2) 非常時
12 応援協力計画	市町村相互及び関係機関等との応援協力に関する計画をたてておく。	1 協定機関 (1) 地方公共団体 (2) 関係機関 (3) その他団体 2 応援の方法 3 資料の交換

秋田県林野火災空中消火運営実施要領

平成29年2月3日

総務部総合防災課

（趣 旨）

第1 この要領は、「林野火災の予防及び消火活動について」（平成15年10月29日付け消防災発第206号消防庁防災課長）並びに「秋田県地域防災計画」に基づき林野火災空中消火（以下「空中消火」という。）作業を円滑に実施し、その効果を最大限に発揮するため必要な事項を定めるものとする。

（協力体制）

第2 空中消火は、県、応援を行う道県（以下「応援道県」という。）、自衛隊、及び市町村が協力する体制で実施するものとし、空中消火基地（以下「基地」という。）の選定にあたっては、防災関係機関の密接な連携のもとに行うものとする。

（空中消火の実施）

第3 空中消火を実施するのは、原則として次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 急傾斜地等、道路水利が不便であるなど火災現場周辺の立地条件が悪く地上防御活動が困難な場合
- (2) 火災規模に対し、地上防御能力（広域消防相互応援協定等による応援及び自衛隊地上災害派遣部隊を含む）が不足、または不足と判断される場合
- (3) 人命危険・人家等への延焼の危険、その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

（災害派遣要請手続）

第4 応援道県及び自衛隊のヘリコプター派遣要請の手続は、「秋田県地域防災計画」によるほか、空中消火を実施するため次の事項について明らかにするものとする。

- (1) 基地の使用場所、水利の確保、その周辺の状況（障害物、気象の状況等）並びに目標物
- (2) 災害派遣要請市町村の連絡場所と連絡責任者の氏名
- (3) 空中消火用資機材（以下「資機材」という。）の整備状況
- (4) その他空中消火を実施するにあたり参考となる事項

（連絡通報）

第5 空中消火のための林野火災発生連絡通報系統は、別表1によるものとする。

（実施体制の確立）

第6 市町村は、空中消火を実施するため県、応援道県及び自衛隊のヘリコプター派遣を要請した場合には、その実施に際し、火災現場に統括的実動的な連絡調整指揮を行える組織を設置するとともに、適切な防御計画をたて、関係機関との連絡調整を行い、また、火災現場及びその周辺の地理等に通じた者を配備するなど、防ぎよ活動の万全を期する。なお、指揮体系の一例は、別表2のとおりである。

2 県は、早急に基地を定めるとともに、関係機関と連携のうえ、次の体制を整えておくものとする。

- (1) 応援道県及び自衛隊のヘリコプターが現地に到着するまでに、基地に資機材及び薬剤の搬入及び補給作業に従事する人員を配置し、作業を円滑に実施できる体制を整えておく。

なお、薬剤による空中消火活動を行うための地上作業班の編成及び作業内容の一例は、別表3のとおりである。

- (2) 資機材及び薬剤は、原則としてこれを保管する県が現地に輸送するか、その状況によっては市町村が輸送する。
- (3) 資機材の取扱い、薬剤の溶解等は県職員が行い、又その指導にあたるが市町村においても作業要員を確保する。

（基地）

第7 基地を設置する場合は、事前に当該施設管理者の了承を得ておくものとする。

（安全の確保）

第8 基地において作業に従事する者は通常守るべき安全のための配慮のほか、次の事項に留意するものとする。

- (1) 防塵用眼鏡、マスクを着用する。
- (2) ヘリコプターの行動に注意し、ヘリコプターの飛行中はその周辺に位置しない。
- (3) 地上にあるヘリコプターに近づく場合は、誘導員等（消防防災航空隊員、自衛隊員又はパイロット等）に連絡し、その指示に従う。
- (4) ヘリコプターの離着陸方向は常に開放しておくとともに、基地周辺での火気の使用を禁止する。

（資機材及び薬剤の整備）

第9 県は管内の林野分布、林野火災発生状況、基地の分布状況を考慮して、あらかじめ資機材及び薬剤を整備するものとする。

（その他）

第10 使用した資機材及び薬剤の費用負担については、県、及び市町村が協議して決めるものとする。

附 則 この要領は、昭和54年11月21日から施行する。

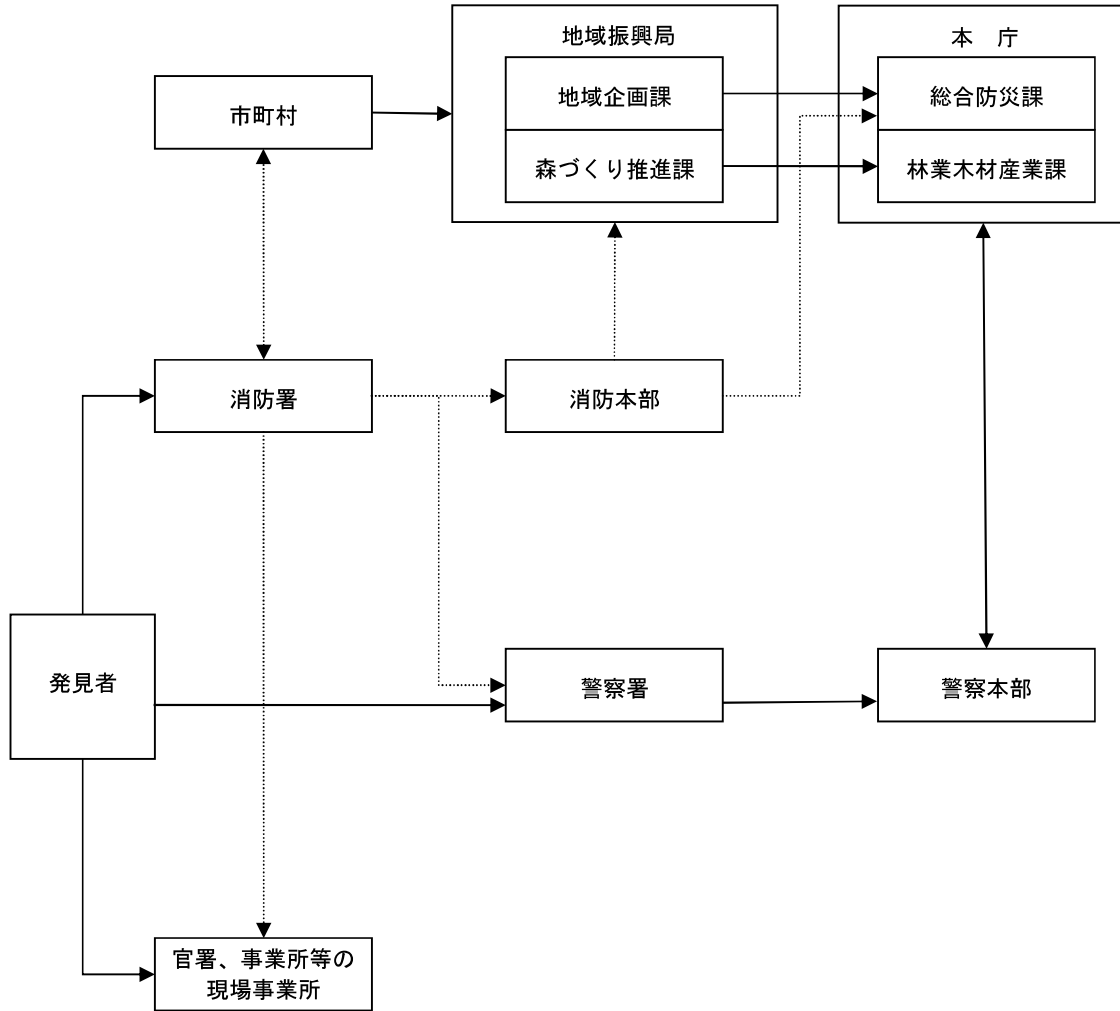
附 則 この要領は、平成9年7月23日から施行する。

附 則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

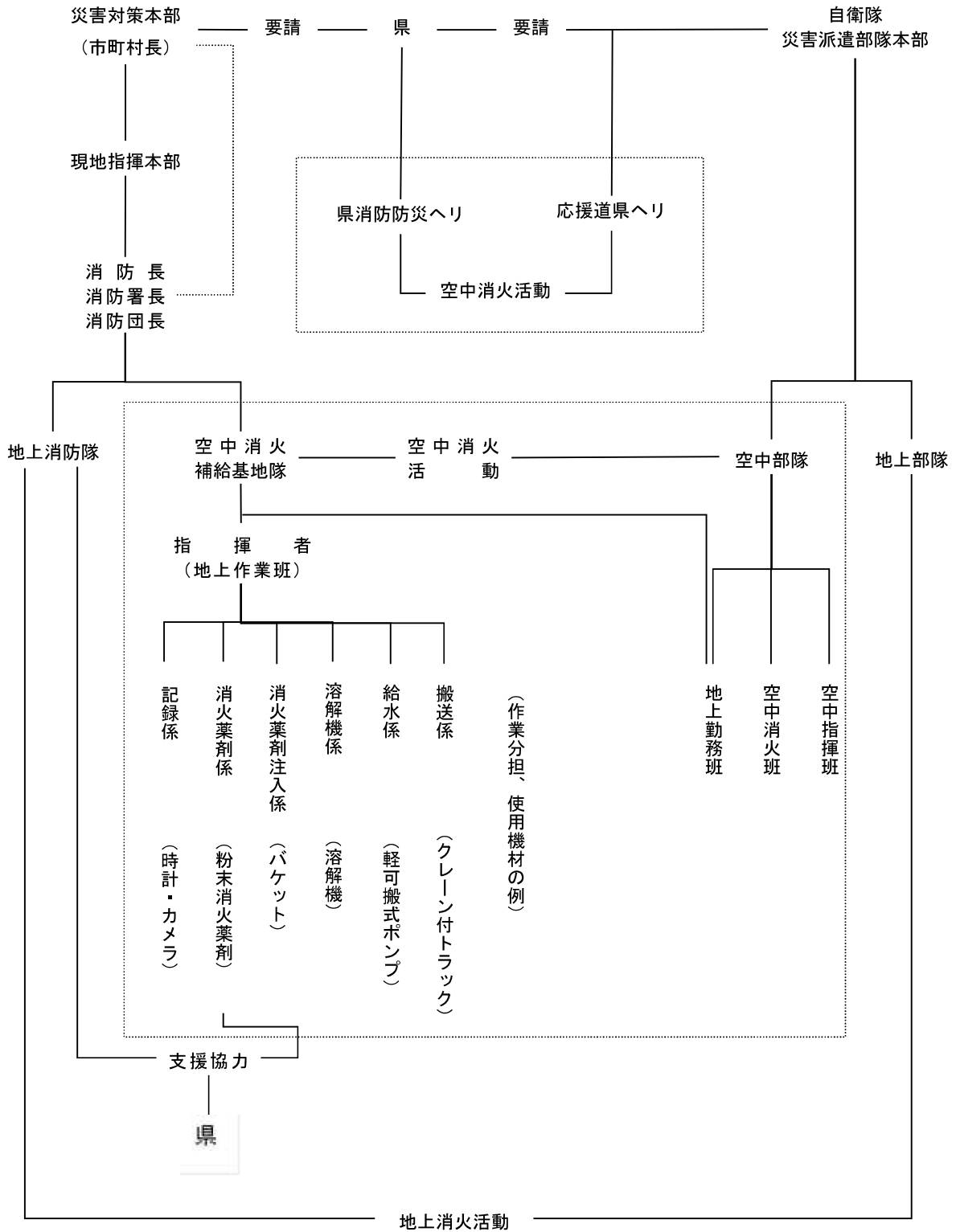
附 則 この要領は、平成23年1月19日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年2月3日から施行する。

林野火災発生連絡通報系統図



指揮体系



地上作業班の編成及び作業内容

名 称	資機材	人員	任 務	作 業 内 容
指揮者		1	現地ヘリポート指揮全般	消火基地から現地のヘリポートへ輸送された資機材について、現地ヘリポートの作業全般について指揮をする。
搬送係	クレーン付きトラック	5	消火資機材の搬送	消火薬剤、バケツ、溶解機、組立水槽、軽可搬式ポンプ、バッテリー等の資機材を消火基地へ搬送する。
給水係	軽可搬式ポンプ	1	水源地から消火ポンプで溶解機に給水 (注水量の決定)	水源地から軽可搬式ポンプで溶解機に給水する。 (送水圧力 1.0Mpa)
溶解機係	溶解機	1	溶解機の運転	薬液の濃度をバルブで調整する。 注入開始・停止のバルブ操作をする。
消火薬剤注入係	バケツ	1	消火剤水溶液を散布装置（バケツ型）に注入（注入量の決定）	溶解機よりホースを延ばし、専用ノズルを取り付ける。 溶解機の濃度調整作業の水が止まり次第、組立水槽に専用ノズルを引っかける。 注入後、ノズルをはずし待機する。
消火薬剤係	粉末消火薬剤	3	粉末消火薬剤を溶解機に投入	15 リットル缶より消火薬剤を取り出して投入の準備をし、溶解機、消火薬剤注入の準備を確認後、ホッパーから溢れないよう投入する。
記録係	時計・カメラ	1	ヘリコプターの飛行回数、離着陸時間の記録	ヘリコプターの飛行回数と離着陸時間の計測を行う。

秋田県林野火災空中消火運営実施要領細則

平成29年2月3日

秋田県総合防災課

秋田県林野火災空中消火運営実施要領による空中消火作業のうち、県が実施するものについては、次によるものとする。

第5関係

林野火災発生連絡通報系統のうち、連絡の主務担当は、総合防災課は消防班、林業木材産業課は調整・木材流通班、地域企画課は危機管理を所管する班、森づくり推進課は林業振興班とする。

第6の2の(2)関係

- 1 資機材及び薬剤の現地への輸送は、総合防災課が行うものとする。
- 2 市町村が輸送する場合は、総合防災課は、速やかに搬送できるよう協力するものとする。

第6の2の(3)関係

資機材の取り扱い等別表3の技術指導は、総合防災課の職員がこれにあたるものとする。

第9関係

- 1 資機材及び薬剤は、総合防災課が常時点検整備しておくこと。
- 2 整備に要する費用は、総合防災課が負担する。

第10関係

費用負担等の協議は、総合防災課が行う。

附 則 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この細則は、平成23年1月19日から施行する。

附 則 この細則は、平成29年2月3日から施行する。

資料番号 10-4

〔県総務部 総合防災課〕

消防本部が保有する救助活動用資機材

（令和3年4月1日現在）

資機材		消防本部														合計
		鹿角広域	大館市	北秋田市	能代山本	五城目町	湖東地区	秋田市	男鹿地区	由利本荘市	にかほ市	大曲仙北	横手市	湯沢雄勝		
一般救助用器具	かぎ付きはしご	5	2	7	3	2	3	14	5	5	3	5	3	4	61	
	三連はしご	5	6	7	12	3	3	23	9	13	4	17	11	10	123	
	金属製折り畳み梯子 又はワイヤー梯子	3	6	1	1		1	12	4	1	2	2	5	10	48	
	空気式救助マット	1	2	1	2		1	4	3	1		3	1		19	
	救命索発射銃	1	1	2	2	1	1	4	1	2	1	1	1	1	19	
	サバイバースリング 又は救助用縛帯	4	7	8	14	2	5	16	6	7	4	12	14	4	103	
	平担架	1	1	1	3		1	9	2	1		3	9	1	32	
	重量物排除用器具															
油圧ジャッキ	3	2	7	3	1	1	5	2	1		3	2	5	35		
油圧スプレッダー	1	2	2	1	1		2	4		2	3	2	1	21		
可搬ウィンチ	3	2	5	7	2	2	11	2	3	2	6	2	2	49		
マンホール救助器具	1	2	1	3		1	5	2	2		2	1	1	21		
救助用簡易起重機									1		1			2		
マット型空気ジャッキ	1	2	4	3	1	1	5	3	2	1	3	2	4	32		
大型油圧スプレッダー	2	2	6	7		3	8	2	2		3	4	1	40		
救助用支柱器具		1	5	1			4	1	2	2	1	1		18		
チェーンブロック			4	2			3	1			1	1		12		
切断用器具	油圧切断機	1	2	4	4	1	1	4	1	2		5	1		26	
	エンジンカッター	3	7	8	14	3	5	16	8	9	5	9	7	13	107	
	ガス溶断機	1	2	1	3		1	2	2	1	1	2	1		17	
	チェーンソー	6	6	7	15	3	3	18	10	13	7	18	11	8	125	
	鉄線カッター	3	2	7	29	4	6	19	2	22	1	5	11	5	116	
	空気鋸	2	2	2	3	1	1	6	1	2	2	4	2	1	29	
	大型油圧切断機	2	1	5	3		1	7	2	2	1	3	3	1	31	
	空気切断機			5	2		1	2	1			1	1		13	
	コンクリート鉄筋切断用チェーンソー	1		3				1	1			1			7	

消防本部 資機材		鹿角 広域	大 館 市	北 秋 田 市	能 代 山 本	五 城 目 町	湖 東 地 区	秋 田 市	男 鹿 地 区	由 利 本 荘 市	に か ほ 市	大 曲 仙 北	横 手 市	湯 沢 雄 勝	合 計	
破壊用器具	万能斧	3	7	26	26	4	8	77	21	28	7	27	27	18	279	
	ハンマー	8	3	5	15	2	1	25	10	14	2	29	16	1	131	
	携帯用コンクリート破壊器具	1	1	3	4		1	5	1	2		3	6	1	28	
	削岩機	1	1		1	1	1	4	1	1		2	2	1	16	
	ハンマドリル	2	1	1	4	1	2	8	2	1		3	1	1	27	
検知・測定用器具	生物剤検知器							1							1	
	可燃性ガス測定器	1	3	3	8		1	18	3	3		10	2	3	55	
	有毒ガス測定器	1	1	3	8	1	2	23		1	2	10	3	3	58	
	酸素濃度測定器	1	1	3	8		1	17	1			10	2	2	46	
	放射線測定器	8	8		36		2	76		10		47	26	20	233	
	化学剤検知器							3					1		4	
呼吸保護用具	空気呼吸器	23	41	37	68	13	22	123	51	68	19	141	55	61	722	
	空気補充用ポンベ	6		116											122	
	酸素呼吸器		5					18		5	2	4	5		39	
	簡易呼吸器				9		2	14				2	2		29	
	防塵マスク		25	29	40	5	5	30		62	24	58	79	15	372	
	送排風機	2	2	1	4		1	5	1	2	1	2	3	2	26	
	エアラインマスク											1			1	
隊員保護用具	耐電手袋	2	12	30	36	9	2	48	19	13	21	59	17	4	272	
	耐電衣	2	7	8	10	2	2	17	5	11	2	11	8	4	89	
	耐電ズボン	2	7	8	10	2	2	17	5	11	2	11	8	3	88	
	耐電長靴	2	7	14	10	2	2	19	5	13	2	14	6	4	100	
	防塵メガネ		5	2	10	10		21	5			253	49	170	525	
	携帯警報機	15	21	12	36	4	14	32	14	30	12	9	45	10	254	
	防毒マスク		9	5	36	3	14	33	6	39	5	58	10	191	409	
	化学防護服 （陽圧式化学防護服を除く）	5	2	2	71			34	307	11	131	30	28	28	25	674
	陽圧式化学防護服	3	3	2	3	3			21	3	5	2	5	5	5	60
	耐熱服	4	3		2			2	19	9	4	2	3	2	2	52
	放射線防護服		2		7				23		2		3	2		39
	特殊ヘルメット	2					2		3				2	40		49
汚染用器具	汚染シャワー	1	1		1			2				1	1	1	8	
	防染剤散布器	2	2		1			2					2	2	11	

消防本部 資機材		鹿角 広域	大 館 市	北 秋 田 市	能 代 山 本	五 城 目 町	湖 東 地 区	秋 田 市	男 鹿 地 区	由 利 本 荘 市	に か ほ 市	大 曲 仙 北	横 手 市	湯 沢 雄 勝	合 計
		水難救助用器具	潜水器具	6	11	11	6			19	16	11	8		11
救命胴衣	38		72	54	108	27	27	191	80	90	58	115	113	37	1010
水中投光器			12	2	10			22		7			12		65
救命浮環	4		16	9	21	9	4	36	15	17	6	4	40	4	185
浮標	1				5			5	2		1		1		15
救命ボート	2		3	6	2	1	1	15	1	2	2	5	4	2	46
船外機			3	3	3	1	1	6	1	3	1	4	1	2	29
水中スクーター				1	4										5
水中無線機				1					1				5		7
水中時計			14	4	9				2		1		11		41
水中テレビカメラ												1		1	
山岳救助用器具	登山器具				5			4		6					15
	バスケット型担架	1	3	7	7	1	1	14	3	5	2	11	5	3	63
検索用器具	簡易画像探索器		2		1		1	2	1			2	2	1	12
高度救助用器具	画像探索器				1			4	1	1		3	1	1	12
	地中音響探知機							2				1			3
	熱画像直視装置			5	5	1	1	14	8	2		15	7	2	60
	夜間用暗視装置							2				1			3
	電磁波探査装置														
	二酸化炭素探査装置														
	水中探査装置														
その他の救助用器具	投光器	6	15	13	33	3	9	35	1	16	5	27	22	14	199
	携帯投光器	5	47	19	60	3	20	15	14	28	7	63	30	6	317
	携帯拡声器	7	14	19	35	14	10	51	2	26	11	29	25	17	260
	携帯無線機	5	30	33	66	15		55	2	56	25	138	25	5	455
	応急処置用セット	1	11	4	1	1	1	13	1	2		2	2	1	40
	車両移動器具		1	1	4		2	6	1	2		2	4	4	27
	緩降機	1	4	1	2		1	4	1	2		2	4		22
	ロープ登降機	2	5	6	4		2	2	2	5		10	4	1	43
	救助用降下機		3	3			4	2				1	2		15
	発電機	6	12	25	24	5	12	36	14	20	15	26	16	14	225
その他	大型プロア							1							1
	ウォーターカッター														

※ 令和3年度版 救急救助の現況（総務省消防庁）

災害時における消防用水等の確保に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と秋田県生コンクリート工業組合（以下「乙」という。）は、秋田県内において、秋田県地域防災計画が対象とする災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における必要な消防用水等の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に、甲が乙に対して飲料水を除く生活用水や消防用水（以下「消防用水等」という。）の供給の協力を求めるときに必要な事項を定める。

（業務の内容）

第2条 甲は、災害時等において必要と認める場合に、乙に対して、コンクリートミキサー車等の水輸送が可能な車両（以下「輸送車両」という。）による消防用水等の供給を要請できるものとする。

2 乙は、甲から要請があったときは、特別な理由がない限り、通常業務に優先して甲の指定する場所に輸送車両を出動し、消防用水等を供給するものとする。

3 県内の市町村から甲に対して、消防用水等の供給の協力要請があったときは、甲は乙に対し、要請できるものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の甲から乙への要請は、次に掲げる事項について、口頭等により乙に行うものとし、その後、遅滞なく、甲は別紙様式第1号「供給支援活動要請書」を乙に提出するものとする。

- 一 要請日時
- 二 業務の内容
- 三 業務の場所
- 四 業務の予定期間
- 五 要請する輸送車両の台数・人員等
- 六 甲の担当者名及び連絡先
- 七 その他必要な事項

2 甲は、乙への要請を終了し、又は中止するときは、速やかに口頭等により乙に連絡するものとする。

（実績の報告）

第4条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時及び場所、協力する輸送車両台数及び人員を口頭等により速やかに連絡するものとする。

2 乙は、要請業務を完了したときは、別紙様式第2号「災害時における消防用水等の供給支援業務報告書」により、遅滞なく、甲に対し文書で報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、要請業務に要した経費について負担するものとする。

2 甲が負担する金額は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、負担額を決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、第4条第2項による業務報告後、当該業務に要した経費について、前条第2項により決定した負担額を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかに負担額を支払うものとする。

（危険回避）

第7条 乙から連絡を受けた乙の構成員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、作業を中断し、その危険を回避することができるものとする。

（会員名簿の提出）

第8条 乙は、乙の構成員名簿並びに乙の構成員が所有する輸送車両の車種及び台数の一覧表を毎年度1回、甲に提出するものとする。

（連絡担当者）

第9条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限りその効力を継続するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（他の協定との関係）

第12条 この協定は、乙に加盟する構成員等と市町村が締結する災害時の応援協定等を妨げるものではない。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月28日

甲 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県総務部危機管理監

渡 辺 雅 人

乙 秋田市寺内蛭根一丁目15番18号

秋田県生コンクリート工業組合理事長

村 岡 兼 幸

様式第1号（第3条関係）

〇〇 - 〇〇〇〇
 〇〇 年 月 日

秋田県生コンクリート工業組合理事長 様

秋田県総務部危機管理監 印

供給支援活動要請書

「災害時における消防用水等の確保に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり要請します。
 なお、作業の安全管理には十分注意の上、危険を感じた場合は速やかに活動を中止し、撤退してください。

要請日時	〇〇 年 月 日 時 分	
業務の内容	(例：簡易水槽への給水 等)	
業務の場所	市町村	
業務の予定期間	〇〇 年 月 日 時 分から 〇〇 年 月 日 時 分まで（空欄の場合は終了連絡時まで）	
その他の 連絡事項	(要請する輸送車両の台数・人員等)	
県担当 連絡先	所属・職氏名	秋田県総務部総合防災課 〇〇班
	電話番号等	電話 F A X
	電話番号等	電話 F A X

様式第2号（第4条関係）

〇〇 年 月 日

秋田県総務部危機管理監 あて

秋田県生コンクリート工業組合理事長 印

災害時における消防用水等の供給支援業務報告書

〇〇 年 月 日付け〇〇-〇〇〇〇により支援活動要請のあった業務を完了したので、「災害時における消防用水等の確保に関する協定書」第4条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

要請日時	〇〇 年 月 日 時 分
業務活動日時	〇〇 年 月 日 時 分から 〇〇 年 月 日 時 分まで
支援活動実施 会社・工場名 (複数の場合は別様に記載)	会社・工場名： 担当者名： 担当者連絡先：TEL FAX
支援活動業務 の内容	1 場所 2 派遣車両数 3 派遣人員数 4 具体的内容

第 11 章 危険物、高圧ガス、毒物・劇物

危険物大量貯蔵事業所

1 秋田地区

(1) 危険物の貯蔵・取扱量

(令和4年4月1日現在)

事業所名		危険物					
		石油			石油以外の第4類危険物		
		貯蔵量 (KL)	取扱量 (KL)	計 (KL)	貯蔵量 (KL)	取扱量 (KL)	計 (KL)
(株)昭友秋田共同油槽所	第1種	20,490	1,800	22,290			
出光興産(株)秋田油槽所	第1種	19,990	5,800	25,790			
東北電力(株)秋田火力発電所	第1種	136,653	54,062	190,715			
E N E O S (株)秋田油槽所	第1種	70,552	4,270	74,822			
東西オイルターミナル(株)秋田油槽所	第1種	8,835	9,340	18,175			
秋田製錬(株)飯島製錬所	第2種	300	76	376		57	57
秋田ジンクリサイクリング(株)	その他		365	365			
船川臨港運送(株)秋田支社	その他	30		30			
合 計	第1種	256,520	75,272	331,792			
	第2種	300	76	376		57	57
	その他	30	365	395			

(2) 容量別屋外タンク設置数（危険物第 4 類）

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

事業所名		① 1,000KL 未満				② 1,000KL 以上 10,000KL 未満				③ 10,000KL 以上 50,000KL 未満			
		計	外部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他	計	外部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他	計	外部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他
（株）昭友秋田共同油槽所	第 1 種	5			5	6		1	5				
出光興産（株）秋田油槽所	第 1 種	6		1	5	8		2	6				
東北電力（株）秋田火力発電所	第 1 種	3			3					4	4		
E N E O S（株）秋田油槽所	第 1 種	2			2	9		4	5	1		1	
東西オイルターミナル（株）秋田油槽所	第 1 種	6		2	4	3		1	2				
秋田製錬（株）飯島製錬所	第 2 種	1			1								
秋田ジンクリサイクリング（株）	その他	1			1								
船川臨港運送（株）秋田支社	その他												
合 計	第 1 種	22		3	19	26		8	18	5	4	1	
	第 2 種	1			1								
	その他	1			1								

事業所名		④ 50,000KL 以上 100,000KL 未満				⑤ 100,000KL 以上				①～⑤ 合 計			
		計	外部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他	計	外部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他	計	外部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他
（株）昭友秋田共同油槽所	第 1 種									11		1	10
出光興産（株）秋田油槽所	第 1 種									14		3	11
東北電力（株）秋田火力発電所	第 1 種									7	4		3
E N E O S（株）秋田油槽所	第 1 種									12		5	7
東西オイルターミナル（株）秋田油槽所	第 1 種									9		3	6
秋田製錬（株）飯島製錬所	第 2 種									1			1
秋田ジンクリサイクリング（株）	その他									1			1
船川臨港運送（株）秋田支社	その他												
合 計	第 1 種									53	4	12	37
	第 2 種									1			1
	その他									1			1

2 男鹿地区

(1) 危険物の貯蔵・取扱量

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

事業所名		危険物					
		石油			石油以外の第 4 類危険物		
		貯蔵量 (KL)	取扱量 (KL)	計 (KL)	貯蔵量 (KL)	取扱量 (KL)	計 (KL)
E N E O S (株) 船川事業所	第 1 種	10,464	17,032	27,496			
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 秋田 国家石油備蓄基地	第 1 種	4,532,876	192,059	4,724,935			
合 計	第 1 種	4,543,340	209,091	4,752,431			

(2) 容量別屋外タンク設置数（危険物第 4 類）

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

事業所名		① 1,000KL 未満				② 1,000KL 以上 10,000KL 未満				③ 10,000KL 以上 50,000KL 未満			
		計	外 部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他	計	外 部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他	計	外 部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他
		E N E O S (株) 船川事業所	第 1 種	1			1	4		4			
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 秋田 国家石油備蓄基地事務所	第 1 種	6			6	2	2						
合 計	第 1 種	7			7	6	2	4					

事業所名		④ 50,000KL 以上 100,000KL 未満				⑤ 100,000KL 以上				①~⑤ 合 計			
		計	外 部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他	計	外 部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他	計	外 部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他
		E N E O S (株) 船川事業所	第 1 種									5	
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 秋田 国家石油備蓄基地事務所	第 1 種					16	16			24	18		6
合 計	第 1 種					16	16			29	18	4	7

資料番号 11-2

〔県総務部 総合防災課〕

高圧ガス

1 一般高圧ガス第一種製造事業所

（令和4年12月末現在）

NO	事業所名	電話番号	郵便番号	所在地	ガス種	貯蔵最大数量	貯蔵目的
1	(株)柳澤鉄工所	0186 23-2233	018-5201	鹿角市 花輪字六月田 28	液化酸素 液化窒素	2.0t 2.9×2t	鋼材溶断
2	(株)日本ピージーエム 小坂工場	0186 29-2744	017-0202	鹿角郡小坂町 小坂鉱山字尾樽部 76-1	酸素	19t	重油燃焼及び溶 融メタルの酸化
3	小坂製錬(株) 小坂製錬所	0186 29-2770	017-0202	鹿角郡小坂町 小坂鉱山字尾樽部 60-1	窒素 酸素 アルゴン	15t 10t 10t	反応用酸素製造
4	ニプロファーマ(株) 大館工場	0186 44-8690	018-5751	大館市 二井田字前田野 5-7	窒素 LNG	54.5t 82.8t	医薬品封入用 燃料
5	ニプロ(株) 大館工場	0186 49-5916	018-5794	大館市 二井田字羽貴谷地 8-7	LNG	165.6t	燃料
6	(株)伊藤技研	0186 49-0705	018-5751	大館市 二井田字上四ノ羽出 75-1	酸素 窒素 アルゴン	3t 5t 3t	金属溶断の雰 囲気ガス
7	三菱重工業(株) 名古屋誘導推進システ ム製作所 田代第二試験場	0186 53-2021	018-3501	大館市 岩瀬字澄川 1	酸素 ヘリウム 窒素 水素	450 m ³ , 163.6t 857 m ³ 31,355 m ³ 31.3t 2,045 m ³ , 24.5t	ロケットエンジ ン試験
8	新東北メタル(株)	0186 62-2381	018-3301	北秋田市 綴子字上台 121-2	酸素	17t	鋼材切断用及 び吹精用
9	石垣鐵工(株)	0186 59-8102	018-5751	大館市 二井田字前田野 5-2	酸素 炭酸ガス	5t 9t	鋼材の溶断、 シールドガス
10	東光鉄工(株) バンダー事業部	0186 48-6313	017-0012	大館市 釈迦内字稻荷山下 9	酸素 炭酸ガス	3t 9t	鋼材の溶断、溶接 作業のシールド ガス
11	東光鉄工(株) 花岡工場 鉄骨事業部	0186 46-3255	017-0005	大館市 花岡町字前田 40-21	炭酸ガス	9t	ガス溶接
12	東光鉄工(株) 本宮工場 インフラ鉄構事業部	0186 42-3257	018-5752	大館市 本宮字上ハ野 8	炭酸ガス 液化酸素	5t 3t	ガス溶接
13	藤嶋鉄工(株)	0186 49-2288	017-0876	大館市餅田字向田 1	酸素 炭酸ガス	3t 9t	鋼材の溶接、溶断、 シールドガス
14	国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構 能代ロケット実験場	0185 52-7123	016-0179	能代市 浅内字下西山 1-1	水素 窒素 酸素 ヘリウム	1,342 m ³ , 2.3t 1,622 m ³ , 16.2t 364 m ³ , 20.5t 1,611 m ³ , 0.1t	ロケットエンジ ン試験
15	(株)安藤鉄工建設	0185 58-5211	016-0122	能代市 扇田字扇淵 12-5	炭酸ガス 酸素	5t 3t	溶接、溶断
16	秋木製鋼(株)	0185 52-6311	016-0814	能代市 中川原 26	炭酸ガス 酸素	9t 15t	鋳型製造 溶接、溶断

NO	事業所名	電話番号	郵便番号	所在地	ガス種	貯蔵最大数量	貯蔵目的
17	(株)市川スチールエンジニアリング 扇田工場	0185 74-7775	016-0813	能代市扇田字扇田2-7・17-4	酸素 炭酸ガス	5.0t 8.9t	溶断
18	エア・ウォーター東日本 (株)秋田センター	018 854-8710	018-1401	潟上市昭和大久保字北野蓮沼前山1-50	酸素 窒素 アルゴン 炭酸ガス	29.6t 16.8t 18.8t 74.7t	容器充填
19	(株)東北フジクラ	018 825-1123	010-1415	秋田市 御所野湯本5-1-2	フルオロ カーボン	0.6t	電子部品製造
20	(株)フジクラプリント サーキット	018 826-1111	010-1415	秋田市 御所野湯本5-1-2	窒素	14.6t	電子部品製造
21	コスモ工機(株) 秋田工場	018 879-3111	010-1503	秋田市 下浜羽川字五郎池126-2	炭酸ガス 酸素	4.7t 2.9t	溶接、溶断
22	(株)ヨウコー 御所野事業所	018-039- 7667	010-1415	秋田市 御所野湯本2丁目1-11	酸素 窒素	ローリー1台 ローリー1台	チャージ
23	(株)相場商店 ガスセンター	018 846-8000	011-0911	秋田市飯島字砂田26-7	窒素	12.2t, 14.6t	炉の雰囲気ガス
24	(株)東北機械製作所 マテックス事業部	018 862-5271	010-0944	秋田市川尻若葉町6-1	酸素 炭酸ガス	20.5t 4.7t	酸素吹精、溶断、溶接
25	(株)東北機械製作所 茨島工場	018 862-5541	010-0065	秋田市茨島1-2-3	酸素 炭酸ガス	2.9t 4.6t	酸素吹精、溶断、溶接
26	幸栄運輸(株) 秋田営業所	018 845-6854	011-0911	秋田市 飯島字砂田26-7	酸素 窒素	ローリー3台 ローリー6台	チャージ
27	航空自衛隊秋田分屯地 秋田救難隊	018 886-3320	010-1211	秋田市 雄和町椿川字山籠23-26	空気 窒素 ヘリウム	—	移動式圧縮機 (ボンベ充填)
28	秋田大学 医学部附属病院	018 889-2249	010-0041	秋田市広面字蓮沼44-2	酸素	10t	医療用
29	秋酸工業(株) 秋田工場	018 846-5360	011-0911	秋田市 飯島字砂田26-7	酸素 窒素 アルゴン 炭酸ガス	19.9t 14.5t 12.2t 13.9t	充填販売
30	秋田液酸工業(株)	018 846-5027	011-0911	秋田市 飯島字古道下川端217-9 (秋田製錬(株)飯島製錬構内)	酸素 窒素 アルゴン 水素	217.3t 407t 21t 5m ³	ガス製造
31	秋田製錬(株)	018 846-1121	011-0911	秋田市 飯島字古道下川端217-9	亜硫酸ガス アンモニア 窒素	239t 22t 12.1t	鉱石製錬残渣処理
32	千代田興業(株) 第二工場	018 864-6200	010-0941	秋田市 川尻町大川反170-49	酸素 炭酸ガス	2.6t 9.3t	溶接、溶断
33	東横化学(株) 秋田ガスセンター	018 839-7900	010-1412	秋田市 御所野下堤3-1-1	窒素 酸素 アルゴン	118t 5t 6t	液晶基盤製造
34	日本新金属(株)秋田工場	018 865-7204	010-0065	秋田市茨島3-1-18	炭酸ガス	9t	酸化防止
35	日本精機(株)	018 863-1631	010-0941	秋田市 川尻町大川反170-28	空気	—	移動式圧縮機
36	日本製紙(株) 秋田工場	018 896-7181	010-1601	秋田市 向浜2-1-1	酸素	41t	リニング除去
37	片倉コープアグリ(株) 東北支店秋田工場	018 864-6001	010-0065	秋田市 茨島3-1-6	アンモニア	30t×2	化学肥料の製造
38	陸上自衛隊秋田駐屯地 第21普通科連隊	018 845-0125	011-0901	秋田市 寺内將軍野1	空気	—	移動式圧縮機 (ボンベ充填)

NO	事業所名	電話番号	郵便番号	所在地	ガス種	貯蔵最大数量	貯蔵目的
39	TDKエレクトロニクスファクトリーズ(株)大内工場	0184 65-2197	018-0731	由利本荘市 大内三川字弘川 146-1	窒素	24t	雰囲気ガス、 バージ用
40	TDK(株)鳥海工場	0184 33-6700	018-0402	にかほ市 平沢字山王森 15	窒素	21.8t	雰囲気ガス
41	(株)秋田新電元 大浦工場	0184 22-2327	015-0021	由利本荘市 大浦字上谷地 114-2	窒素 水素	19t 5,516m ³	雰囲気ガス
42	(株)秋田新電元 飛鳥工場	0184 22-2327	015-0055	由利本荘市 土谷字前田 39-1	酸素 窒素	10.2t 23.1t	雰囲気ガス
43	第一貨物(株) 象潟支店	0184 43-5665	018-0100	にかほ市 象潟町字蒲谷地 1-4	窒素 酸素	ローリー3台 ローリー1台	チャージ
44	日本エア・リキード合同 会社 秋田ガスセンタ ー	0184 27-2729	015-0064	由利本荘市 万願寺 1-9	窒素 水素	105t 3t	シールドガス 表面処理
45	由利工業(株)	0184 33-2140	018-0604	由利本荘市西目町 沼田字新道下 2-659	窒素	46t	雰囲気ガス
46	セイコーインスツル(株) 秋田事業所	0187 68-3131	014-0072	大仙市 大曲西根字鳥居 58-2	窒素	13t	雰囲気ガス
47	興栄建設(株) 大曲工場	0187 72-2401	014-0072	大仙市 大曲西根字西道地野 502-2	炭酸ガス アルゴン	4.5t 12.5t	シールドガス
48	Orbray(株)	0182 33-8055	013-0053	横手市 外ノ目字上桜沢 12-1	窒素	2t	雰囲気ガス
49	日発精密工業(株) 横手工場	0182 32-2020	019-1211	横手市 安本字南御所野 108-2	窒素	12t	雰囲気ガス、 ガスバネ封入
50	成瀬ダム堤体打設工事 鹿島・前田・竹中土木特 定建設工事共同企業体	0182-23- 5185	019-0803	雄勝郡東成瀬村椿川字立石 30-1	炭酸ガス	9t	中和処理

2 高圧ガス第一種貯蔵所

（令和4年12月末現在）

NO	事業所名	所在地	貯蔵ガス種	貯蔵区分	貯蔵量
1	西ノ森ファーム（株）	鹿角市十和田大湯字西ノ森 188-1	L P G	バルク貯槽	14.1t
2	（有）十和田湖高原ファーム	鹿角郡小坂町 小坂字台作 1-1	L P G	貯槽	16.1t
3	（有）ポーランド	鹿角郡小坂町 小坂字台作 1-2	L P G	貯槽	20t
4	太平熔材（株）大館営業所	大館市字池内中台 278	窒素・アルゴン ヘリウム・二酸化炭素 フロン・ネオン 不活性ガスの混合ガス	容器	2,036m ³
5	（株）相場商店大館営業所	大館市 大茂内上瘤之木岱 74-2	L P G・サンアーク ヘリウム・炭酸ガス 炭酸エルフ・窒素 アルゴン・フロン アセチレン・アンモニア その他混合ガス	容器	3,759m ³
6	大館市立総合病院	大館市豊町 3-1	酸素 液化亜酸化窒素 窒素	貯槽、容器	1,327.1m ³
7	株式会社日立金属ネオマテ リアル 北日本工場 秋田 製造部 第1ガスヤード	北秋田市 上杉字金沢 178-712	液化アンモニア 液化アルゴン 液化窒素 圧縮水素	貯槽 貯槽 貯槽 マニホールド	10t 6t 7.1t 2,069m ³
8	株式会社日立金属ネオマテ リアル 北日本工場 秋田 製造部 第2ガスヤード	北秋田市 上杉字金沢 178-778	液化アンモニア 窒素ガス 二酸化炭素	貯槽、容器	2,192.9m ³
9	タプロス（株）北秋田営業所	北秋田市 綴子字大堤道下 95-2	L P G	容器	11.3t
10	新東北メタル(株)	北秋田市綴子字上台 121-2	L P G	貯槽	15t
11	東北電力（株） 能代火力発電所	能代市字大森山 1-6	水素・二酸化炭素 窒素・アンモニア	容器、カードル	1,334m ³
12	東北電力（株） 能代火力発電所 （2号アンモニア）	能代市字大森山 1-6	液化アンモニア	貯槽	40t
13	東北電力（株） 能代火力発電所 （2号ボンベ庫）	能代市字大森山 1-6	水素・炭酸ガス 窒素ガス・酸素	カードル	1,649 m ³
14	（株）相場商店能代営業所	能代市浅内字赤沼 26-1	L P G・窒素 二酸化炭素・アルゴン ヘリウム・フロン・酸素 水素・アセチレン 滅菌ガス	容器	1,718m ³
15	太平熔材（株） 能代営業所容器置場	能代市扇田字扇淵 4-19	アセチレン・窒素・酸素 アルゴン・二酸化炭素 ヘリウム・亜酸化窒素 混合ガス・空気・L P G	容器	3,824m ³
16	東北電力（株） 能代火力発電所 （3号ガスボンベ室）	能代市字大森山 1-6	水素・二酸化炭素 窒素・酸素	カードル	3,051 m ³
17	JA 秋田厚生連 能代厚生医 療センター	能代市落合字上前田地内	酸素	貯槽	10t
18	特定医療法人仁政会 杉山病院	潟上市昭和大久保 字北野出戸道脇 41	液化酸素 酸素・窒素	貯槽 容器	10.0t 42m ³

NO	事業所名	所在地	貯蔵ガス種	貯蔵区分	貯蔵量
19	エア・ウォーター東日本㈱秋田センター	潟上市昭和久保字北野蓮沼前山 1-50	アセチレン 天然ガス 水素 L P G	容器	5269.1 m ³
20	東横化学（株） 秋田ガスセンターNo.1	秋田市御所野下堤 3-1-1	窒素・アルゴン ヘリウム・炭酸ガス 酸素・水素・アンモニア メタン・塩化水素 ネオン・アセチレン その他混合ガス	容器	2,492m ³
21	東北電力（株） 秋田火力発電所	秋田市 飯島字古道下川端 217-6	アンモニア	貯槽	16.6t
22	医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町 3-15	液化酸素 笑気ガス 酸素ガス 窒素ガス	貯槽、容器	20.5t 0.06t 167 m ³ 57.5m ³
23	アルフレッサファインケミカル㈱秋田工場還元棟	秋田市向浜 1-10-1	水素 窒素	ローダー カードル 容器	4,801.3m ³
24	コスモ工機（株） 秋田下浜工場	秋田市 下浜羽川字五郎池 126-2	L P G	貯槽	15t
25	（株）北都銀行 北都銀行事務センター	秋田市旭北錦町 136	液化炭酸ガス	容器	4,800m ³
26	太平熔材（株） 秋田営業所 ガスセンター容器置場	秋田市土崎港 相染町字浜ナシ山 7-6	L P G・水素・窒素 アルゴン・ヘリウム フロン・アセチレン 亜酸化窒素・アンモニア 酸化エチレン 亜硫酸ガス	カードル 容器	2,650m ³
27	太平熔材（株） 秋田営業所 容器置場	秋田市土崎港 相染町字浜ナシ山 6-25	L P G・アセチレンガス 水素・メタン・空気 酸素・窒素・二酸化炭素 アルゴン・ヘリウム フロン・アンモニア 一酸化炭素 その他混合ガス	容器	2,494m ³
28	秋田赤十字病院	秋田市 上北手猿田字苗代沢 222-1	液化酸素・酸素ガス 窒素ガス・液化炭素ガス 液化亜酸化窒素	貯槽、容器	1,540.8m ³
29	秋田県厚生農業協同組合連 合会秋田組合総合病院	秋田市飯島字西袋 273-1	液化酸素・酸素ガス 窒素ガス 液化亜酸化窒素	貯槽、容器	1,228m ³

NO	事業所名	所在地	貯蔵ガス種	貯蔵区分	貯蔵量
30	(株)相場商店 ガスセンター第1貯蔵所	秋田市飯島字砂田 26-7	LPG・ヘリウム・窒素 アルゴン・フロン アセチレン・酸素 窒素カードル 水素・亜酸化窒素 塩素・アンモニア等	容器	15,287m ³
31	医療法人惇慧会外旭川病院	秋田市外旭川字三後田 142	液化酸素・酸素ガス 液化亜酸化窒素	貯槽、容器	10t 56m ³
32	(株)エネックス東北支店 秋田営業所	秋田市寺内字大小路 207-11	液化天然ガス	コンテナ	23.2t
33	秋田市立総合病院	秋田市川元松丘町 4-30	液化酸素 酸素ガス 窒素ガス	貯槽、容器	996 m ³ 196 m ³ 63m ³
34	(株)ヨウコー御所野事業所	秋田市御所野湯本 2-1-11	LPG	ローリー	24.6t
35	由利工業(株)	由利本荘市西目町 沼田字新道下 2-659	LPG 圧縮水素	貯槽 カードル	20t 1,182 m ³
36	(株)相場商店本荘営業所	由利本荘市 石脇字田尻野 2-52	LPG・空気・窒素 窒素エルフ・アルゴン 炭酸ガス・フロン ヘリウム・酸素 酸素エルフ・アセチレン 水素・その他混合ガス	容器	2,583m ³
37	日本エア・リキード合同会社 秋田ガスセンター	由利本荘市万願 1-9	圧縮水素	ローダー	5,516m ³
38	TDKエレクトロニクスフ ァクトリーズ(株)大内工場	由利本荘市大内三川字弘川 146-1	LPG	貯槽	20.2t
39	TDK(株) にかほ工場北サイト	にかほ市平沢字立沢 200	水素・ヘリウム・フロン アルゴン・酸素	容器、カードル	2,140m ³
40	(株)秋田マシナリー	にかほ市 象潟町字下浜山 9-20	液化酸素 液化窒素	貯槽	1,705 m ³
41	(株)相場商店大曲営業所	大仙市花館字常保寺 1-1	LPG・ヘリウム・窒素 アルゴン・炭酸・フロン 酸素・アセチレン・水素 アンモニア・フッ素 その他混合ガス	容器	3,224m ³
42	J A 秋田厚生連 大曲厚生医療センター	大仙市大曲通町 8-65	酸素、窒素	貯槽、容器	10t
43	ミライフ東日本(株) 秋田基地	仙北郡美郷町 六郷字北矢口 26-1	LPG	容器	23.8t
44	秋田ふるさと村	横手市赤坂字富が沢 62-64	LPG	貯槽	35.6t

NO	事業所名	所在地	貯蔵ガス種	貯蔵区分	貯蔵量
45	日発精密工業（株） 横手工場	横手市 安本字南御所野 108-2	圧縮水素、圧縮窒素 メタン	容器、カードル	1,012m ³
46	太平熔材（株）横手営業所	横手市横手町字六の口 12	LPG・窒素・アルゴン ヘリウム・二酸化炭素 フロン等 不活性ガスの混合ガス	容器	9,919m ³
47	第一開明（株） 横手営業所	横手市八幡字十二柳 230	LPG・窒素・アルゴン ヘリウム・二酸化炭素 フロン・アセチレン等	容器	2,705m ³
48	睦特殊金属工業（株） 秋田工場	横手市柳田 1-1	水素	ローダー	5,516m ³
49	株式会社ヤマダフーズ 浅 舞工場	横手市平鹿町浅舞字中東 182-1・182-2	LPG	貯槽	15t
50	秋田県厚生農業協同組合連 合会雄勝中央病院	湯沢市山田字勇ヶ岡 25	液化酸素 圧縮酸素ガス	貯槽、容器	1,066m ³

資料番号 11-3

〔関東東北産業保安監督部東北支部〕

都市ガス

（令和4年12月現在）

事業所名	所在地	電話番号	供給区域	ガスの種類
のしろエネルギーサービス株式会社	能代市万町 11-21	0185-52-5030	能代市	13A
男鹿市企業局	男鹿市角間崎字家ノ下 452	0185-46-4102	男鹿市 大潟村	13A
東部瓦斯株式会社秋田支社	秋田市櫛山川口境 1-1	018-832-6595	秋田市	13A
由利本荘市企業局	由利本荘市表尾崎町 5	0184-22-4375	由利本荘市	13A
にかほガス株式会社	にかほ市平沢字舟橋 4	0184-74-7870	にかほ市	13A

資料番号 11-4

〔県総務部 総合防災課〕

LPGガス

1 一般高圧ガス・LPG兼用第一種製造所

（令和4年12月末現在）

NO	製造所名	電話番号	郵便番号	所在地	ガス種	貯蔵能力(t)	製造目的
1	太平熔材（株） 大館営業所	0186 42-0811	017-0836	大館市池内字中台 278	酸素 LPG LPG	10.0 35.0 12.3	充填販売 オートガス 移動式
2	（株）スズキ部品秋田	018 874-2321	018-1516	南秋田郡井川町 浜井川字家の東 192-1	窒素 LPG	7.0 15.0	雰囲気ガス 消費
3	太平熔材（株） 秋田営業所	018 845-9731	011-0951	秋田市土崎港 相染町字浜ナシ山 6-25	酸素 窒素 アルゴン 炭酸ガス LPG	10.1 10.0 12.5 14.0 30.0	充填販売
4	TDK（株）にかほ工場 北サイト	0184 35-5000	018-0402	にかほ市平沢字立沢 200	窒素 LPG	10.0 20.0×2	消費

2 LPG第一種製造所、容器検査所

（令和4年12月末現在）

NO	製造所名	電話番号	郵便番号	所在地	貯蔵能力(t)	製造目的
1	（株）秋田耐圧センター	018 877-5707	018-1401	潟上市昭和久保字北野蓮沼 前山 1-35	2.9×2	残ガス回収

3 LPG第一種製造所、オートスタンド専用

（令和4年12月末現在）

NO	製造所名	電話番号	郵便番号	所在地	貯蔵能力(t)	製造目的
1	秋田ハイタク事業協同組合 MGセンター	018 862-7426	011-0904	秋田市寺内蛭根一丁目 15-34	20×1	オート

4 LPG第一種製造所、消費プラント

（令和4年12月末現在）

NO	製造所名	電話番号	郵便番号	所在地	貯蔵能力(t)	製造目的
1	(株) たけや製パン	018 864-3117	010-0941	秋田市 川尻町字大川反 233-60	10×1	消費
2	丸三化成(株) 秋田事業所	0182 25-4403	013-0102	横手市 平鹿町醍醐字釜ノ川西 228	50kg×40本	消費

5 LPG第一種製造所、充てん所・輸送事業所

（令和4年12月末現在）

NO	製造所名	電話番号	郵便番号	所在地	貯蔵能力(t)	製造目的
1	ハタリキ(株) 十和田南充てん所	0186 35-3067	018-5336	鹿角市 十和田綿木字向谷地 9-1	20×1 0.5×1	充填、オート、 残ガス回収
2	ENEOS グローブエナジー(株) 大館充填所	0186 42-4664	017-0878	大館市川口字上野 89-2	20×1	充填
3	カメイ(株) 大館ガスターミナル	0186 48-4774	017-0012	大館市釈迦内字街道上 36	15×2	充填
4	(株) 工藤米治商店 LPGガス充てん所	0186 43-5744	018-5751	大館市二井田字葛蒲沼 208	30.5×1	充填、オート
5	北秋商事(株)	0186 48-3556	017-0053	大館市板子石境 124	30×1 10×1 4.8×1	充填、オート
6	NXエネルギー東北(株) 秋田支店鷹巣ガスターミナル	0186 66-2009	018-3452	北秋田市 七日市字ケン越岱 11-4	15×1	充填、オート
7	(株) ホームエネルギー東北 能代センター	0185 58-3659	016-0113	能代市字下悪戸 120-1	20×1 9.6×1	充填
8	(株) 山二 昭和LPGガス充填所	018 877-2530	018-1402	潟上市 昭和乱橋字開上関田 62	20×1 15×1	充填
9	タプロス(株) 秋田充てん所	018 845-6174	011-0901	秋田市寺内字神屋敷 295-48	20×2	充填
10	マルハ産業(株) 秋田営業所	018 845-2135	011-0901	秋田市寺内字大小路 207-6	30×1	充填
11	(株) ホームエネルギー東北 秋田センター	018 847-0345	011-0901	秋田市寺内字後城 322-2	20×2 3.5×1 台	充填、移動式
12	東部液化石油(株) 秋田工場	018 882-3556	019-1702	秋田市河辺戸島字七曲台 120-4	20×2	充填
13	NXエネルギー東北(株) 秋田支店秋田ガスターミナル	018 828-4220	010-1634	秋田市新屋沖田町 1-1	15×2 0.6×2	充填

NO	製造所名	電話番号	郵便番号	所在地	貯蔵能力(t)	製造目的
14	荘内ガス（株）本荘営業所	0184 22-1050	015-0011	由利本荘市石脇字田尻 3	15×1 10×1 2.5×1 台	充填 移動式
15	鈴木商事（株）日の出工場	0187 63-4555	014-0063	大仙市日の出町 2-3-3	20×2 10×1 0.5×2 2.5×1 台 2.6×1 台	充填、オート 残ガス回収 移動式
16	（株）本間 本間プロパン LP ガス充填所	0187 62-0183	014-0801	大仙市戸地谷字大和田 216-1	20×1 10×1 2.6×1 台	充填、オート 移動式
17	（株）谷口石油 角館LPガス供給センター	0187 55-2121	014-0369	仙北市角館町上菅沢 53-1	15×1 10×1	充填、オート
18	タブロス（株）横手充填所	0182 33-2855	013-0053	横手市 外目字三ツ塚山 159-1	20×2 2.6×1 台	充填、移動式
19	羽後ガス（株）	0182 32-0727	013-0055	横手市 朝日が丘三丁目 1-53	20×1	充填
20	（株）山二 横手充填所	0182 32-9190	013-0043	横手市安田字八王寺 108-7	30×1 15×1	充填
21	全農エネルギー（株） 県南LPガスセンター	0182 33-3598	013-0008	横手市睦成字七日市 72-1	15×2	充填、消費
22	NXエネルギー東北（株） 秋田支店横手ガスターミナル	0182 42-4124	019-0506	横手市十文字町 佐賀会字石川原 106	20×1	充填
23	（株）高田屋	0183 73-8120	012-0042	湯沢市字小豆田 9-3	20×2 2.4×1 台	充填、オート 移動式
24	太平熔材（株） 湯沢ガスセンター	0183 73-3279	012-0802	湯沢市成沢字横山 17-1	15×2 3.7×1 台	充填、オート 移動式

6 LPG第一種製造事業所、移動式製造設備

（令和5年1月末現在）

NO	製造所名	電話番号	郵便番号	所在地	貯蔵能力(t)	製造目的
1	(株)ガスセンター秋田 大館営業所	0186 42-8500	018-5751	大館市二井田字菖蒲沼 208	3.5×1 台	移動式
2	(株)ガスセンター秋田 秋田営業所	018 877-2966	018-1402	潟上市昭和乱橋字開上関田 63	3.7×1 台 3.7×1 台 3.6×1 台	移動式
3	カメイ物流サービス(株) 秋田営業所	018 847-0472	011-0901	秋田市寺内字神屋敷 295-55	3.4×1 台	移動式
4	(株)エルピージーアキタ	018 845-1141	011-0901	秋田市寺内字後城 322-3	2.6×1 台 2.4×1 台	移動式
5	太平熔材(株)秋田営業所 バルクローリー	018 845-2101	011-0951	秋田市 土崎港相染町字浜ナン山 6-25	3.7×2 台 2.6×1 台	移動式
6	東液サービス(株)秋田支店	018 882-3555	019-2611	秋田市河辺七曲台 120-4	2.6×1 台 2.4×1 台 2.3×1 台	移動式
7	(株)ホームエネルギー東北 横手センター	018 847-0345	013-0055	横手市朝日が丘 3-1-53	2.6×1 台	移動式
8	(株)ガスセンター秋田 横手営業所	018 877-2966	013-0071	横手市八幡字石町 4-7	3.5×1 台 2.6×1 台	移動式

7 特定供給設備

（令和4年12月末現在）

NO	名称	設備の所在地	ガス供給 販売事業者	販売事業者の住所	貯蔵能力
1	ふるさと村	横手市赤坂字富ヶ沢 62-46	タプロス（株）	秋田市寺内字後城 322-3	17.8t×2
2	スーパーセンター トラスト	横手市雄物川町字社の前 67-1	（株）山二	秋田市中通二丁目 2番 32号	985kg×2
3	ガイア	秋田市新屋豊町 396-5	（株）山二	秋田市中通二丁目 2番 32号	2.8t×1
4	ユニバース毛馬内店	鹿角市十和田毛馬内字中陣場 101	ハタリキ（株）	鹿角市十和田錦木字向谷地 9-1	2.9t×1
5	大館桂桜高校	大館市片山町 3丁目 10番 43号	ハタリキ（株）	鹿角市十和田錦木字向谷地 9-1	2.8t×1
6	地域密着型介護老人福祉施設 ClubCity	大館市釈迦内字獅子ヶ森 1番 32	（株）相場商店 （大館営業所）	秋田市檜山登町 1番 20号	973kg×2
7	東部瓦斯㈱秋田支社仁別プロパン供給所	秋田市仁別字マンタラメ 162番 10号	東部瓦斯（株）	東京都中央区日本橋箱崎町 7番 1号	20t×1
8	湯瀬ホテル	鹿角市八幡平字湯瀬湯端 43	鹿角自動車整備（株）	鹿角市八幡平字坂元 298-1	493kg×3
9	大館イオン	大館市大田面 157-1	カメイ（株）	宮城県仙台市国分町三丁目 1-18	980kg×3
10	特別養護老人ホーム一つ森	秋田市上北手荒巻字鳥越	太平熔材(株)	秋田市土崎港相染町字浜ヶ山 6-25	2.8t×1
11	養護老人ホーム和光園	鹿角市花輪字案内 90	（株）角昌機械店	鹿角市花輪字中花輪 135	2.8t×1
12	湯沢市学校給食センター(ハル貯槽 No.1)	湯沢市岩崎字狐崎 8-1	（株）高田屋	湯沢市小豆田 9-3	2.8t×1
13	湯沢市学校給食センター(ハル貯槽 No.2)	湯沢市岩崎字狐崎 8-1	（株）高田屋	湯沢市小豆田 9-3	2.8t×1
14	スーパーモール ラッキー	横手市十文字町仁井田字東 22-1	（有）マルナカ燃料	横手市十文字町西原一番町 20番地	2.8t×1

資料番号 11-5

〔県産業労働部 クリーンエネルギー産業振興課〕

火薬類

1 製造所

(令和3年12月末現在)

事業者名	項 目		
日本アノホ火薬製造(株) (大館工場)	所在地	大館市十二所字上太沢 1	
	火薬庫	所在地	大館市十二所字太沢 42、47、48、49、50、50-2、51-2、52、53、54、54-1
		棟数	2
		種類	特定硝酸油剤爆薬等／爆薬・特定硝酸油剤爆薬等
		取扱数量	48,000 kg／5,000kg・42,000kg
	工場	所在地	大館市十二所字上太沢 1
		危険工室	5
(株)須藤火工	所在地	秋田市土崎港中央 5-2-16	
	火薬庫	所在地	秋田市飯島字砂田 33-2
		棟数	3
		種類	煙火等
		取扱数量	4,000 kg
	工場	所在地	秋田市飯島字砂田 33-2
		危険工室	5
日乾場		1	
(株)和火屋	所在地	大仙市神宮寺字福島 30	
	火薬庫	所在地	大仙市神宮寺字豊後野上段 4-1 (2棟) 大仙市神宮寺字福島家の下 59-1 (1棟)
		棟数	3
		種類	煙火等
		取扱数量	6,000 kg
	工場	所在地	大仙市神宮寺字福島家下 56-1、59、62、88、90、91-1 大仙市神宮寺字豊後野上段 4-1
		危険工室	6
日乾場		1	
響屋大曲煙火(株)	所在地	大仙市長戸呂字ハサバ長根 1-5	
	火薬庫	所在地	大仙市長戸呂字ハサバ長根 1-5 (1棟) 大仙市四ツ屋字上原野 77 (1棟) 大仙市四ツ屋字下原野 97 (1棟) 大仙市松倉字松倉 95 (2棟)
		棟数	5
		種類	煙火等
		取扱数量	8,400 kg
	工場	所在地	大仙市長戸呂字ハサバ長根 1-5、大仙市松倉字松倉 95
		危険工室	10
日乾場		1	

事業者名	項 目		
(株)北日本花火興業	所在地	大仙市神宮寺字下金葛 320	
	火薬庫	所在地	大仙市神宮寺字金葛 98 (2棟) 大仙市神宮寺字小沢山 15-5、15-7、15-8 (4棟)
		棟数	6
		種類	煙火等
		取扱数量	20,400 kg
	工場	所在地	大仙市神宮寺字金葛 54-1、58-5、60-1、60-2、60-3、92、95 (第1工場) 大仙市神宮寺字小沢山 15-7、15-8 (第2工場)
		危険工室	16
		日乾場	1
(株)小松煙火工業	所在地	大仙市内小友字宮林 6	
	火薬庫	所在地	大仙市内小友字下高花 110-1 (1棟) 大仙市内小友字中土 17-3 (1棟) 大仙市内小友字中田宮東 345、354-1、361、362、422-2 (8棟)
		棟数	10
		種類	煙火等
		取扱数量	18,140 kg
	工場	所在地	大仙市内小友字下高花 110-1 大仙市内小友字中田宮東 345、354-1、361、362、422-2
		危険工室	18
		日乾場	2
大久保煙火製造所	所在地	仙北郡美郷町六郷字田岡 106	
	火薬庫	所在地	仙北郡美郷町六郷字田岡 51-2
		棟数	2
		種類	煙火等
		取扱数量	3,700 kg
	工場	所在地	仙北郡美郷町六郷字田岡 51
危険工室		4	
秋南火工佐藤煙火工場	所在地	横手市平鹿町下鍋倉字二本松 56	
	火薬庫	所在地	横手市平鹿町下鍋倉字上掬 26 (2棟) 横手市平鹿町浅舞下鍋倉字二本松上掬 2 (1棟)
		棟数	3
		種類	煙火等
		取扱数量	6,000 kg
	工場	所在地	横手市平鹿町下鍋倉字上掬 31
		危険工室	3
日乾場		1	
(株)花火創造企業	所在地	大仙市内小友字山根 89-31	
	火薬庫	所在地	大仙市内小友字山根 89-3、字明通 36-1
		棟数	5
		種類	煙火等
		取扱数量	10,000kg
	工場	所在地	大仙市内小友字山根 89-3、字明通 36-1
危険工室		15	
日乾場		3	

2 1級、3級火薬庫

（令和3年12月末現在）

火薬庫所有者	事務所所在地	区分	火薬庫		火薬庫所在地
			種別	棟数	
1 白川建設(株)	大館市花岡町字大森山下 67	採石	地上1級	2	大館市花岡町字神山下 22
2 堀江建材(株)	大館市中道 3-1-50	採石	地上1級	2	大館市山田字上月山下 80-28
3 北新工業(株)	大館市岩瀬字奥目名市 38	採石	地上1級	2	大館市岩瀬 字岩瀬沢国国有林 2409 林班イ小班
4 (有)米広組	北秋田市米内沢字桐木岱 304-3	採石	地上1級	2	北秋田市浦田字武蔵沢 28-3
5 秋林工業(株)	北秋田市米内沢字倉ノ沢出口 5-1	採石	地上1級	2	北秋田市桂瀬字上中島 86
6 (国研)宇宙航空研 究開発機構 (能代ウツ実験場)	能代市浅内字下西山 1	その他	地上1級	1	能代市浅内字下西山 1
7 斎藤建材(株)	山本郡藤里町藤琴字鳥谷場 122-1	採石	地上1級	2	山本郡藤里町藤琴字大高石 29
8 (有)峰浜碎石	能代市落合字砂田 123-1	採石	地上1級	2	山本郡八峰町 石川字三階滝ノ下 51-1
9 (株)寒風	男鹿市脇本脇本字前野 1-1	採石	地上1級	2	男鹿市脇本田谷沢字大沢 84-1
10 (株)吉政石材	男鹿市脇本富永字南前田 102	採石	地上1級	2	男鹿市脇本富永字毘沙門沢 2
11 (株)トーセキ マテリアル	潟上市 飯田川下虻川字道心谷地 17-4	採石	地上1級	2	南秋田郡八郎潟町 真坂字鳥越 4-10
12 秋田県警察本部	秋田市山王 4-1-5	その他	3級	1	秋田市新屋勝平台 9-2
13 臨海碎石(株)	秋田市仁井田字古川向 365	採石	地上1級	2	大仙市協和船岡字沢内 811-1
		採石	地上1級	2	仙北市西木町小山田字鎌足 325-22
14 阿部善産業(株)	湯沢市秋ノ宮字造石 70-3	採石	地上1級	2	湯沢市秋ノ宮字嶽山 2
15 成瀬碎石(株)	雄勝郡東成瀬村 田子内字滝ノ下 76-1	採石	地上1級	2	雄勝郡東成瀬村 田子内字滝の下 70、71
16 合居碎石(株)	横手市黒川字川南 149	採石	地上1級	2	雄勝郡東成瀬村岩井川字野尻 29、30
17 鳥海碎石(株)	由利本荘市鳥海町上笹子字砥沢 101	碎石	地上1級	2	由利本荘市鳥海町上笹子字砥沢 101

3 2級火薬庫

（令和3年12月末現在）

火薬庫所有者	事務所所在地	区分	火薬庫		火薬庫所在地
			種別	棟数	
1 川越工業(株)	にかほ市 象潟町小砂川字タカコヤ 6-35	採石	2級	2	にかほ市 象潟町小砂川字タカコヤ 5-1
2 (株)フジタ農工	大仙市大曲西根字仁応治 72-4	採石	2級	2	大仙市大曲西根字仁応治 64
3 (有)長走碎石	大館市長走字長走 301-5	碎石	2級	2	大館市長走字長走 301-5
4 大成建設(株)	雄勝郡東成瀬村榑川字立石 72	その他	2級	3	雄勝郡東成瀬村榑川地内
5 (株)フジタ	鹿角郡小坂町小坂字上田表 2-7	その他	2級	2	鹿角郡小坂町小坂鉦山字尾榑部地内

4 火薬類販売店所有・占有火薬庫

（令和3年12月末現在）

火薬庫所有者		事務所所在地	区分	火薬庫		火薬庫所在地
				種別	棟数	
1	東北火薬興業(株)	大館市十二所字上太沢 1	販売	地上1級	2	大館市 十二所字太沢 93-2、94、95-4、117
				3級	1	大館市十二所字上太沢 12-1
2	(株)でんろく	大館市比内町扇田字長岡 45	販売	地上1級	2	大館市比内町味噌内字上宿内 67-4
3	(株)総合スポーツ店	能代市河戸川字下大須賀 43-3	販売	3級	1	能代市河戸川字上相染下 16
4				実包	1	能代市浅内字上西山 37-3
5	(有)天王銃砲火薬店	潟上市天王字蒲沼 136-15	販売	3級	1	潟上市天王字蒲沼 136-15
6	(株)三田商店秋田支店	秋田市大町 3-3-11	販売	地上1級	2	秋田市山内字増沢 12-3
7	秋田銃砲火薬(有)	秋田市八橋新川向 7-29	販売	実包	1	由利本荘市岩城道川字中沢 61-7
8	(株)三尺堂商店	由利本荘市肴町 11	販売	地上1級	2	由利本荘市藤崎字寺ノ沢 88-1
9	鈴木銃砲火薬店	仙北郡美郷町六郷字馬場 17-9	販売	実包	1	仙北郡美郷町六郷東根字下馬転 143-1
10	新田煙火店	横手市平鹿町醍醐字鱒田 42-2	販売	煙火	1	横手市平鹿町醍醐字鱒田 37
11	(有)旭銃砲店	湯沢市千石町 1-2-8	販売	実包	1	湯沢市山谷字蛇野 12-9

資料番号 11-6

〔県健康福祉部 医務薬事課〕

毒物・劇物

1 製造業

（令和4年12月現在）

No.	管内	製造所・営業所等の名称	所在地	電話番号
1	大館	小坂製錬株式会社小坂製錬所	鹿角郡小坂町小坂鉦山字尾樽部 94	0186-29-2700
2	大館	ニプロ株式会社大館工場	大館市二井田字羽貫谷地 8-7	0186-49-5111
3	秋田中央	秋田製錬株式会社	秋田市飯島字古道下川端 217-9	018-846-8202
4	秋田中央	三菱マテリアル電子化成株式会社	秋田市茨島 3-1-6	018-864-6011
5	秋田中央	片倉コープアグリ株式会社 東北支店 秋田営業所	秋田市茨島 3-1-6	018-864-6004
6	秋田中央	秋田十條化成株式会社	秋田市新屋島木町 1-1	018-828-3318
7	秋田中央	秋田住友ベーク株式会社	秋田市土崎港相染町字中島下 27-4	018-845-1181
8	秋田中央	第一物産株式会社秋田支店	秋田市新屋島木町 1-117	018-828-0071
9	大館	三共光学工業株式会社仙南工場	仙北郡美郷町金沢字長岡森 8-8	0182-37-2171
10	由利本荘	第一物産株式会社仁賀保支店	にかほ市三森字高田 69-9	0184-36-2394
11	由利本荘	佐藤化学工業株式会社	にかほ市両前寺字浜中 31-30	0184-35-4351

2 業務上取扱者

（令和4年12月現在）

No.	管内	製造所・営業所等の名称	所在地	電話番号
1	大館	株式会社日本オート技研工業	大館市岩瀬字羽貫谷地山下 1-1	0186-54-3371
2	大館	ニューロング秋田株式会社	大館市岩瀬字羽貫谷地山下 66	0186-54-0667
3	秋田市	太平化成工業株式会社	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山 6-1	018-845-0442
4	秋田市	太平化成工業株式会社 飯島工場	秋田市土崎港相染町字沖谷地 173-1	018-845-9707
5	由利本荘	TDKエレクトロニクスファクトリーズ株式会社岩城工場	由利本荘市岩城亀田亀田町字田町 16-2	0184-72-2248
6	由利本荘	アルファ・エレクトロニクス株式会社秋田工場	由利本荘市中田代字板井沢 238-1	0184-67-2905
7	由利本荘	ミサキ化学工業株式会社	にかほ市飛字餅田 13-1	0184-38-4091
8	大館	東電化工業株式会社	大仙市協和船岡字善知島 14-1	018-892-3411

※ 運送業者を除く

第 12 章 公用負担

公用負担

災害時における応急的な物的公用負担については、災害対策基本法、災害救助法等各種法令に規定されている。これら各種法令に基づく処分権者、処分の条件、範囲、補償等及び公用令書の交付、受領の手続等については次のとおりである。

1 事前の手続

市町村長が行う応急公用負担は、現地における緊急性に富むものとの考えから、事前の手続を要件としないが、知事、指定行政機関の長等の公用負担権はそれほど緊急性を要求していないものであり、かつ慎重な手続を経るべきものであるから公用令書の交付が必要である。

2 知事・関係機関等

処分権者	条 件	範 囲	補 償 等	根拠条項
指定行政機関の長	救助を行うため特に必要があると認めるとき	救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。	その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。	災害救助法 第 5 条 第 1 項 第 3 項
指定地方行政機関の長	災害が発生した場合において、災害対策基本法第 50 条第 1 項第 4 号から第 9 号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるとき	当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又は当該応急措置の実施に必要な物資を収用することができる。		災害対策基本法 第 78 条 第 82 条
知 事	救助を行うため特に必要があると認めるとき 内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるとき	病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。	その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。	災害救助法 第 9 条 第 1 項 第 2 項
	当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害対策基本法第 50 条第 1 項第 4 号から第 9 号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるとき	施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用することができる。	当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。	災害対策基本法 第 71 条第 1 項 第 82 条

3 市町村長等

処分権者	条 件	範 囲	補 償 等	根拠条項
市 町 村 長 (警 察 署 長) (管区海上保安 部の事務所の長)	災害が発生するおそれがあるとき	災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。		災害対策基本法 第 59 条
市 町 村 長 (警 察 官) (自 衛 官) (海上保安官)	当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき	当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。	当該処分により通常生ずべき損失を補償する。	災害対策基本法 第 64 条第 1 項 第 82 条
市 町 村 長 (警 察 官) (自 衛 官) (海上保安官)	当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき	現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（「工作物等」）の除去その他必要な措置をとることができる。		災害対策基本法 第 64 条第 2 項
消 防 吏 員 消 防 団 員	消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるとき	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。		消防法 第 29 条第 1 項
消 防 長 消 防 署 長 (消 防 団 長)	火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとき	延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。		消防法 第 29 条第 2 項
	消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるとき	消防法第 29 条第 1 項及び第 2 項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。	損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時価により、その損失を補償するものとする。	消防法 第 29 条第 3 項
水 防 管 理 者 水 防 団 長 消 防 機 関 の 長	水防のため緊急の必要があるとき	水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。	時価によりその損失を補償しなければならない。	水防法 第 28 条

4 公用令書の記載事項及び様式

(1) 公用令書の記載事項（災害対策基本法第 81 条第 2 項）

- ① 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ② 当該処分の根拠となつた法律の規定
- ③ 従事命令にあつては従事すべき業務、場所及び期間、保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、施設等の管理、使用又は収用にあつては管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

(2) 公用令書の様式（災害対策基本法施行規則第 7 条、別記様式第 5～第 7）

① 別記様式第 5

従事第	号			
		公 用 令 書		
			住 所	
			氏 名	
		災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり	従事 協力	を命ずる。
		処分権者 氏 名 印		
従事すべき業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間				
出頭すべき日時				
出頭すべき場所				
備 考				

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

② 別記様式第 6

保管第	号			
		公 用 令 書		
			住 所	
			氏 名	
		災害対策基本法 第 71 条 第 78 条第 1 項	の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。	
		年 月 日		
		処分権者 氏 名 印		
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

③ 別記様式第 7

管理第	号	公 用 令 書						住 所 氏 名
災害対策基本法		第 71 条 第 78 条第 1 項	の規定に基づき、次のとおり				を	管理 使用 する。 収用
		年 月 日						
								処分権者 氏 名 印

名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

5 公用変更又は解消

知事又は指定行政機関の長等（以下「処分権者」という。）が、公用令書を交付した後、変更を必要とする場合又は処分の必要のなくなった場合は、遅滞なく公用変更令書又は公用取消令書を交付する。（災害対策基本法施行規則第 7 条、別記様式第 8・第 9）

① 別記様式第 8

変更第	号	公 用 変 更 令 書						住 所 氏 名
災害対策基本法		第 71 条 第 78 条第 1 項	の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る				処分	を
		年 月 日	の規定により、これを交付する。					
								処分権者 氏 名 印
変更した処分の内容								

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

② 別記様式第 9

取消第	号	公 用 取 消 令 書						住 所 氏 名
災害対策基本法		第 71 条 第 78 条第 1 項	の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る				処分	を
		年 月 日	の規定により、これを交付する。					
								処分権者 氏 名 印

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

6 公用令書の取扱い

- (1) 公用令書を受領した者は、ただちに受領書を提出し公用令書の記載事項に従い処分権者に物資の引渡し又は保管、管理、使用の指示に従わなければならない。
- (2) 物資の引渡しにあたって、引渡しを受けた官吏又は吏員は受領調書を作り所有者又は占有者に交付する。

7 損失補償の手続

公用令書を受領した場合、損失の補償を請求しようとする者は、次により損失補償請求書を処分権者に提出する。

なお、この請求書には損失補償額算出明細書を添付するものとし、受領調書の交付を受けた場合は、その写を添付すること。

- (1) 保管、管理、使用の場合は、期間満了後を原則とするが 1 か月を経過する毎に、その経過した部分について提出しても差支えないこと。
- (2) 収用の場合は、収用後 3 か月以内

第 13 章 生活必需物資

食品の卸売業者及び製造業者

1 地方卸売市場

（令和4年12月現在）

市場名	卸売業者名	取扱品目	所在地	電話番号
秋田市公設地方卸売市場				018-869-5222
	秋印秋田中央青果（株）	青果	秋田市外旭川字待合 28	018-869-7222
	丸果秋田県青果（株）	青果	秋田市外旭川字待合 28	018-869-5511
	丸水秋田中央水産（株）	水産物	秋田市外旭川字待合 28	018-869-5311
	（株）秋田丸魚	水産物	秋田市外旭川字待合 28	018-869-5411
大館市公設総合 地方卸売市場	大館市青果魚類卸売（株）	総合	大館市釈迦内字街道上 1	0186-48-6760
本荘総合 地方卸売市場	（株）本荘由利中央青果市場	青果	由利本荘市水林 415	0184-23-2291
	（株）本荘丸中魚市場	水産物	由利本荘市水林 415	0184-22-5124
能代青果地方卸売市場	（株）能代青果地方卸売市場	青果	能代市字鳥小屋 36-1	0185-52-5301
秋田県南青果 地方卸売市場	（株）秋田県南青果地方卸売市場	青果	横手市三枚橋 2-3-26	0182-32-5551
秋田県南青果地方卸売 市場湯沢雄勝市場	（株）秋田県南青果地方卸売市場	青果	湯沢市古館町 12-1	0183-73-3430
横手中水地方卸売市場	横手中水（株）	水産物	横手市卸町 6-10	0182-32-5101
湯沢地方卸売市場	（株）山小湯沢水産地方卸売市場	水産物	湯沢市前森 3-8-17	0183-72-2111

〔県観光文化スポーツ部 食のあきた推進課〕

2 秋田県パン協同組合組合員

（令和4年12月現在）

名 称	所 在 地	電話番号
秋田県パン協同組合	秋田市山王 6-1-13-3F	018-862-3566
(株) たけや製パン	秋田市川尻町大川反 233-60	018-864-3117
秋田米飯給食事業協同組合	秋田市新屋天稗野 88-25	018-865-1415
岩谷製パン	大館市十二所字十二所町 303	0186-52-2164
(有)渡部製パン	由利本荘市砂子下 73-4	0184-22-1553
(合)六郷製パン工場	仙北郡美郷町六郷字馬場 155-6	0187-84-0258
(有)布川製菓店	横手市平鹿町浅舞字蔀沼 163	0182-24-1073
(有)さそう	横手市増田町増田字上町 102-2	0182-45-4799
(合)佐藤製パン所	湯沢市杉沢字戸石崎 112-5	0183-72-5078
(有)木村精肉店	北秋田市材木町 9-30	0186-62-2460
玉ノ池ワークハウス	男鹿市男鹿中滝川字寒風山横通 116	0185-24-5102
花輪ふくし会かづの悠遊工房	鹿角市十和田錦木字下野添 9	0186-35-3955
(株)伊徳いとくデリカセンター	大館市二井田字前田野 37-29	0186-44-5577
(株)カネショウササキ	大館市根下戸小館花尻 405	0186-43-5800

3 秋田県牛乳協会会員（「※」印の事業所は特別会員、「△」印は販売のみ。）

（令和4年12月現在）

名 称	所 在 地	電話番号	牛乳	加工乳	乳飲料
全農秋田県本部	秋田市八橋南 2-10-16	018-864-2505	△		
東北森永乳業(株)秋田工場	大館市岩瀬字上軽石野 38-1	0186-54-6111	○		
鈴木牛乳店	秋田市太平目長崎字館の腰 3	018-838-2009	○		
(株)栗駒フーズ	湯沢市皆瀬字桂沢 81-1	0183-47-5859	○		○
(株)鳥海高原ユースパーク	由利本荘市矢島町城内字花立 60	0184-55-2929	○		
※雄勝酪農農業協同組合	湯沢市前森 3-4-11	0183-73-2560	△		
※雪印メグミルク(株)北東北支店	岩手県盛岡市盛岡駅前北通 1-10-6F	019-626-3691	○	○	○
※(株)明治 北日本支社（盛岡）	岩手県盛岡市盛岡駅西通 2-9-1-12F	0120-044-082	○	○	○

災害時における生活必需物資の調達に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 秋田県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 秋田県以外の災害について、甲が物資のあっせんを必要と判断したとき。

（調達物資の範囲及び数量）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。ただし、乙の加盟店への商品供給を優先すること、災害時における物流ラインの断絶等により物資の供給が不能または遅延する場合があることを甲は予め承諾するものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において災害時に供給可能な物資の数量を報告するものとする。ただし、実際の供給物資は前項に定めるとおり要請時点での供給可能物資を基準とする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「調達可能数量・措置の状況報告書」（別紙2）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。
- 4 甲は、当該場所への物資運搬は乙の指定業者が行うことを予め承諾する。

（費用）

第6条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、引渡し場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙の通常の商品搬送業務と異なる引渡し場所が発生した場合は甲の負担とする。

（費用の支払い）

第7条 甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（担当者等の報告）

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも意思表示がないときは、更新されたものとする。

（解除）

第12条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成18年7月10日

（甲）住所 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
氏名 秋田県知事 寺田典城

（乙）住所 大阪府吹田市豊津町9番1号
株式会社 ローソン
氏名 代表取締役 新浪 剛

物 資 発 注 書

年 月 日

会社名 株式会社ローソン

代表取締役社長 ○○○○ 様

担当部署 CCOオフィス

秋田県知事

「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。なお、協定書第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日から 月 日まで			

※ 要請数量は、1日あたりの数量とする。

秋田県総務部総合防災課

電話 018-860-○○○○

担当 ○○ ○○

調達可能数量・措置の状況報告書

年 月 日

（あて先）秋田県知事

会社名 株式会社ローソン

担当部署 CCOオフィス

「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」（第4条・第8条）に基づき、当社の（物資可能数量・措置の状況）を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量

発災直後		発災後3日以降	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
（調理不要の食品）		（主食＋副食品）	
おにぎり		おにぎり	
弁 当		弁 当	
パ ン		パ ン	
飲料水（お茶等）		缶 詰	
その他		カップラーメン	
		カップ味噌汁	
		飲料水（お茶等）	
		その他	
下着類（ ）	タオル（ ）	懐中電灯（ ）	乾電池（ ）
軍 手（ ）	ちり紙（ ）	ろうそく（ ）	ウエットティッシュ（ ）
カセットボンベ（ ）			
※ その他			
（ ）（ ）		（ ）（ ）	
（ ）（ ）		（ ）（ ）	
（ ）（ ）		（ ）（ ）	

（注）協定書第8条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

2 物資の搬入場所・方法（いずれかに○印を付ける。）

- ① 秋田県災害対策本部まで当社が搬入する。
- ② 当社指定場所で現地対策本部に引渡し。
- ③ その他

搬入方法（陸路、空路、海路）

3 発生時の当社の連絡先（不通の場合を考慮し、3ケースを記入する。）

	所 在	担当部署	担当者	電話（FAX）番号
第1順位				電話 FAX
第2順位				電話 FAX
第3順位				電話 FAX

4 その他

災害時における応急生活物資の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と秋田県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、秋田県内において地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急生活物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙に加盟する生協（以下「会員生協」という。）の保有商品の供給について、協力を要請することができる。

（応急生活物資）

第2条 甲が乙に要請する応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

（要請手続）

第3条 第1条の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（応急生活物資の供給）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、会員生協を通じ、保有商品の供給に積極的に協力するものとする。

（応急生活物資の運搬、引渡）

第5条 乙及び会員生協は、応急生活物資の運搬及び引渡については、甲の指示に従うものとする。

2 応急生活物資の運搬は、原則として会員生協が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡を受けるものとする。ただし、会員生協が運搬できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において、物資を確認の上、引渡を受けるものとする。

3 甲は、前項の規定による応急生活物資の受領を市町村に代行させることができる。

（費用負担）

第6条 第4条の規定により会員生協が供給した商品の対価及び会員生協が行った運搬等の費用については甲が負担する。

（広域的な支援体制の整備）

第7条 乙及び会員生協は、秋田県以外を事業区域とする生協との間での連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（保有数量の報告）

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、物資の保有状況等について、報告を求めることができるものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年11月28日

甲 秋田市山王4丁目1番1号
秋田県知事 寺田典城

乙 秋田市土崎港北6丁目1番30号
秋田県生活協同組合連合会
会長 大川 功

別表 災害時応急生活物資

分類		商品名
食料品	飲料	水、ミネラルウォーター、お茶類、牛乳類、ジュース類
	食品	おにぎり、弁当類、ご飯類（レトルト食品）、パン類、カップ麺類、インスタント麺類 果物類（バナナ等） 米 惣菜（レトルト食品）、缶詰（イージーオープン）、調味料（塩、砂糖、みそ、しょうゆ、食用油）、バター、ジャム
日用品雑貨		ティッシュペーパー、トイレットペーパー、キッチンペーパー、濡れティッシュ、生理用品、マスク 紙製食器、紙コップ、はし ラップ、アルミホイル 電池、懐中電灯 軍手、ガムテープ、ゴミ袋 洗濯用洗剤、台所用洗剤、石鹼 ろうそく、マッチ、ライター 洗面用具、バケツ 下着、靴下
季節品	夏	蚊取り線香、殺虫剤、虫除けスプレー
	冬	使い捨てカイロ、灯油

災害時における生活必需物資の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下、「乙」という。）は、災害時における生活必需物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田県内に地震、風水害その他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、秋田県地域防災計画に基づき、甲が行う被災地等への生活必需物資の供給に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（生活必需物資の範囲）

第2条 この協定に係る生活必需物資は、次に掲げるもののうち、甲から乙に対する要請時点で、乙が調達及び製造可能な物資とする。

- 一 食料品 おにぎり、弁当、缶詰、インスタント食品、レトルト食品
- 二 飲料品 容器入り飲料水
- 三 衣類等 タオル、肌着（下着）、軍手、紙おむつ（乳幼児用、成人用）、生理用品
- 四 日用品 割り箸、スプーン、懐中電灯、乾電池、マッチ、ライター、石鹼、洗剤
- 五 その他甲乙協議の上、その都度指定する品目

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において、必要と認めるときは、乙に対し、生活必需物資の供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、生活必需物資要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（生活必需物資の供給）

第4条 乙は、前条第1項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において物資の供給及び運搬に積極的に協力するとともに、その実施状況を生活必需物資供給実施状況報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

（生活必需物資の運搬、引渡）

第5条 生活必需物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの生活必需物資の運搬は、原則として乙が行う。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲が指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し生活必需物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項の規定による引き取りを市町村に代行させることができる。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した生活必需物資の対価は、甲が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前における小売価格等を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。

2 乙が行った運搬に要した費用は、乙による通常の商品配送業務と異なる引渡場所が発生した場合は、甲が負担するものとし、甲乙が協議して、負担額を調整するものとする。

（被災した都道府県への応援）

第7条 甲が、被災した都道府県に対して生活必需物資の供給応援を行う場合においても、乙は、この協定の精神にのっとり、可能な限り協力するものとする。

（情報交換等）

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び生活必需物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成20年3月31日までとする。

2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年12月7日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 寺田典城

乙 東京都豊島区東池袋四丁目26番10号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 上田準二

(様式1)

防災 ー

平成 年 月 日

株式会社ファミリーマート

代表取締役社長 様

秋田県知事

生活必需物資要請書

「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」第3条第1項の規定に基づき、次のとおり生活必需物資の供給を要請します。

記

供給を要請する生活必需物資の内容等

引渡希望日時	品目	数量	引渡場所	備考

(様式2)

平成 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

会社名

代表者名

生活必需物資供給実施状況報告書

「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」第4条の規定により、当社の生活必需物資供給の実施状況を次のとおり報告します。

記

1 要請書 平成 年 月 日付け防災一

2 生活必需物資供給の実施状況

引渡日時	品目	数量	引渡場所	備考

災害時における生活必需物資の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）とイオングループのイオンリテール株式会社東北カンパニー（以下「乙」という。）（注1）、イオンスーパーセンター株式会社（以下「丙」という。）、マックスバリュ東北株式会社（以下「丁」という。）（注2）、株式会社サンデー（以下「戊」という。）、株式会社マイカル（以下「己」という。）とは、災害時における生活必需物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。乙は、甲の要請に基づき、丙、丁、戊、己と協力し、可能な範囲内で対応するものとする。

- (1) 秋田県内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合。
- (2) 秋田県以外の災害について、甲が物資のあっせんを必要と判断した場合。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が丙、丁、戊、己と協力し、調達・製造が可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 生活必需品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「緊急物資供給要請書」（別紙様式1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、丙、丁、戊、己と協力し、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「調達可能数量・措置の状況報告書」（別紙様式2号）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が丙、丁、戊、己と調整の上、行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、前項の引渡し場所に職員を派遣し物資を確認の上、引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。
- 4 甲は、第1項の引渡し場所への物資運搬について、乙の指定業者が行うことを予め承諾するものとする。

（実績報告）

第6条 乙は、この協定に基づき物資を供給した場合は、甲に対し、「物資供給の実績報告書」（別紙様式3号。以下「実績報告書」という。）により報告するものとする。

（費用）

第7条 乙がこの協定第2条に基づき供給した物資の対価は、乙が提出する実績報告書に基づき、甲が負担するものとする。

- 2 甲が前項の規定により負担する額は、災害発生直前の乙の店頭価格を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。
- 3 乙が行った運搬に係る費用は、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品搬送業務と異なる引渡し場所が発生した場合は、甲が負担するものとし、甲乙が協議して負担額を調整するものとする。

（費用の支払い）

第8条 甲は、甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用について、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

（緊急連絡先の報告等）

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（避難場所の提供）

第10条 乙は、丙、丁、戊、己と協力し、災害時において乙、丙、丁、戊、己が所有し又は管理する駐車場を、付近住民等の一時避難場所として提供するものとする。

（車両の通行）

第11条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも解除の意思表示がないときは、更新されたものとする。

（解除）

第14条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれかが解除予定の日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書6通を作成し、甲乙丙丁戊己記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成22年2月16日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹敬久

乙 宮城県仙台市青葉区中央三丁目3番3号
イオンリテール株式会社
取締役
東北カンパニー支社長 大山英佳

丙 岩手県盛岡市菜園一丁目11番5号
イオンスーパーセンター株式会社
代表取締役社長 奥野善徳

丁 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番地25号
マックスバリュ東北株式会社
代表取締役社長 勝浦二郎

戊 青森県八戸市根城六丁目22番10号
株式会社サンデー
代表取締役社長 和田正徳

己 大阪府大阪市中央区久太郎町3-1-30
株式会社マイカル
代表取締役社長 松井博史

（注1） 「イオンリテール株式会社東北カンパニー」を「イオン東北株式会社」に読み替える。

（注2） 「マックスバリュ東北株式会社」を「イオン東北株式会社」に読み替える。

様式1号

緊急物資供給要請書

(文書番号：防災一)

年 月 日

イオンリテール株式会社東北カンパニー 様

秋田県知事

「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」第1条の規定により、次のとおり要請します。なお、同協定第4条により、本申請に対する貴社の措置状況等を報告願います。

【要請する物資】

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日～ 月 日まで			

※要請数量は、1日あたりの数量とする。

発信者・報告先

秋田県 部 課

担当 班 ()

TEL 018-860- FAX 018-860 -

E-mail @pref.akita.lg.jp

様式2号

調達可能数量・措置の状況報告書

年 月 日

（あて先）秋田県知事

イオンリテール株式会社東北カンパニー

「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」第4条の規定に基づき、当社の物資調達可能数量等の状況を次のとおり報告します。

1 調達可能数量

発災直後（調理不要の食品）		発災後3日以降（主食+副食品）	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
おにぎり 弁当 パン 飲料水（お茶等） その他		おにぎり 弁当 パン 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 飲料水（お茶等） その他	
下着類（ ） タオル（ ） 懐中電灯（ ） 乾電池（ ） 軍手（ ） ちり紙（ ） ろうそく（ ） ウェットティッシュ（ ） カセットボンベ（ ） ※その他 （ ）（ ）（ ）（ ） （ ）（ ）（ ）（ ） （ ）（ ）（ ）（ ） （ ）（ ）（ ）（ ）			

2 物資の搬入場所・方法（いずれかに○をつける）

(1) 搬入場所 ①県が指定する場所で引渡し ②当社が指定する場所で引渡し
③その他で引渡し（ ）

(2) 搬入方法 ①陸路 ②空路 ③海路

発信者・連絡先

担当部署

担当者

TEL

FAX

E-mail

様式3号

物資供給の実績報告書

年 月 日

（あて先）秋田県知事

イオンリテール株式会社東北カンパニー

「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」第1条の規定により要請のありました物資の供給について、次のとおり実施しましたので、同協定第6条の規定により報告します。

1 要請書番号 年 月 日付け防災-

2 物資供給実績

引渡日時	引渡場所	引渡品目	数量	備考

※添付書類：①別途、引渡場所別の日時、品目、数量等を記載した一覧表がある場合には、「別紙のとおり」としての添付も可とする。

②出荷伝票等の写し

発信者・連絡先

担当部署

担当者

TEL

FAX

E-mail

災害時における飲料供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）は、秋田県内において、地震、風水害等により甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の飲料供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時において、飲料を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で飲料の供給を要請することができる。

（飲料供給の範囲及び数量）

第2条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な数量とする。

- (1) ミネラルウォーター
- (2) その他飲料

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において災害時に供給可能な飲料の見込み数量を報告するものとする。ただし、実際の供給数量は前項に定めるとおり要請時点での供給可能数量を基準とする。

（災害時における飲料供給及び要請方法）

第3条 乙は、災害時に甲から飲料供給の要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期するものとする。

2 甲は、前項の乙への要請を別紙1「緊急物資（飲料水）要請書」により行うことができる。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに緊急物資（飲料水）要請書を提出するものとする。

なお、後日速やかに供給内容精査のため別途乙の指定様式に必要事項を記入のうえ、甲から乙へ提出するものとする。

3 前項の連絡を受けた場合、乙はできうる限り早く供給可能な飲料の数量、運送可能な場所・日時等を別紙2「供給可能数量報告書」により甲に連絡する。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。

（費 用）

第5条 この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び供給費用等については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による対価・費用等は、乙が飲料の供給終了後、乙の提出する請求書に基づき、災害直前における適正な対価・費用等を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては「秋田県知事公室総合防災課（注）」、乙においては、「サントリーフーズ株式会社東北支社 企画部」とする。なお、その連絡窓口及び責任者は別紙3「災害時緊急連絡体制表」に定め双方ともに備え付けるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれよりも異議の申し出がない限り、この契約は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

（協 議）

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年11月29日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 寺 田 典 城

乙 東京都港区台場二丁目3番3号
サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 磯 川 進

（注）「秋田県知事公室総合防災課」を「秋田県総務部総合防災課」に読み替える。

別紙1

緊急物資（飲料水）要請書

年 月 日

サントリーフーズ株式会社

代表取締役社長 磯川 進 様

秋田県知事 佐竹 敬久

「災害時における飲料供給に関する協定」第1条及び第3条第2項に基づき、次のとおり要請します。
 なお、同協定書第3条第3項により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

1・要請日時	平成 年 月 日 時 分
2・飲料水の種類・数量	
3・納入日時（納入希望日）	平成 年 月 日 時 分
4・納入場所	
5・災害対策本部等設置日時	平成 年 月 日 時 分
<連絡事項>	

秋田県総務部総合防災課

要請者 秋田県総務部総合防災課長

電 話

F A X

e-mail

別紙 2

供給可能数量報告書

年 月 日

（あて先）秋田県知事

サントリーフーズ株式会社
担当部署

「災害時における飲料供給に関する協定」第3条第3項に基づき、当社の供給可能数量を次のとおり報告します。

1・要請書受領日時	平成 年 月 日 時 分
2・供給可能飲料水の種類・数量	
3・納入日時	平成 年 月 日 時 分
4・納入場所	
5・納入方法	
<連絡事項>	

サントリーフーズ（株）東北支社企画部
報告者
電 話
F A X
e-mail

災害時における飲料供給に関する協定

秋田県（以下、「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、秋田県内において、地震、風水害、その他による被害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）の飲料供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時において、飲料を調達する必要があると認めた場合は、飲料の供給を乙に要請することができる。
2 前項の規定による要請は、飲料供給要請書（様式1）により行う。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（供給可能数量の報告）

第2条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の最寄りの倉庫、営業所及び関連工場などの飲料の在庫を確認のうえ、可能な限り甲に協力するものとし、要請後速やかに供給可能数量報告書（様式2）を甲に提出するものとする。

（飲料の運搬、引渡）

第3条 飲料の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行う。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。
2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し飲料を確認のうえ引き取るものとする。
3 甲は、前項の規定による引き取りを市町村に代行させることができる。
4 引渡の終了後、甲は、飲料受領書（様式3）を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙がこの協定に基づき提供した飲料の対価及びその運搬に要した費用は、甲が負担する。

（飲料の確保）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく飲料の供給が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は飲料の供給可能数量等について協議するものとする。

（連絡窓口）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、秋田県知事公室総合防災課（注）、乙においては、みちのくコカ・コーラボトリング株式会社秋田県販売部とする。

（被災した都道府県への応援）

第7条 甲が、被災した都道府県に対して飲料の供給応援を行う場合においても、乙は、この協定の精神にのっとり、可能な限り協力するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は平成19年8月8日から平成20年3月31日までとする。
2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年8月8日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 寺田 典城

乙 岩手県紫波郡矢巾町広宮沢第1地割279番地
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 谷村 邦久

（注）「秋田県知事公室総合防災課」を「秋田県総務部総合防災課」に読み替える。

（様式1）

防災 一
平成 年 月 日

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 谷村邦久様

秋田県知事



飲料供給要請書

「災害時における飲料の確保に関する協定」第1条第1項の規定に基づき、次のとおり飲料の供給を要請します。

記

- 1 納入希望日時
- 2 納入場所
- 3 飲料の種類及び数量

品名	規格	数量	備考

（様式2）

平成 年 月 日

（あて先）秋田県知事

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
担当部署

供給可能数量報告書

「災害時における飲料の確保に関する協定」第2条の規定に基づき、当社の供給可能数量を次のとおり報告します。

記

- 1 要請書 平成 年 月 日付け防災一
- 2 納入日時
- 3 納入場所
- 4 飲料の種類及び数量

品名	規格	数量	備考

（様式3）

平成 年 月 日

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
様

飲料受領確認者

職氏名



飲 料 受 領 書

貴社より次のとおり飲料を受領しました。

記

1 受領場所 _____

2 飲料の種類及び数量

品 名	規 格	数 量	備 考

※受領確認者の押印は省略できる。

災害時における物資の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害時における救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- （1）秋田県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- （2）秋田県以外の災害について、甲が物資のあっせんを必要と判断したとき

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- （1）食料品（おにぎり、弁当、カップ麺等）
- （2）飲料（水、お茶、コーヒー等）
- （3）日用品（タオル、乾電池、マスク等）
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資の供給に関する要請書」（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、調達・製造・運搬が可能な範囲内で、速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、「物資の供給報告書」（別紙2）により、その状況を報告するものとする。

（供給可能物資の情報提供）

第5条 乙は、秋田県内で大規模な災害等が発生し、甲による第1条の要請がない場合であっても、乙が供給可能な物資について、甲に情報提供することができる。

2 前項の情報提供は、「供給可能な物資に関する情報提供書」（別紙3）をもって行うものとし、甲がこれを受けて行う要請等は、前条までに定めるところによる。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うことができる。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。

（費用）

第7条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとし、その費用の算出は、要請時の乙の店舗での販売推奨価格を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。

2 乙が行なった運搬に要した費用は、甲の負担とする。

（費用の支払い）

第8条 甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第9条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる担当者及び連絡先を、協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第10条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（その他）

第11条 乙は、自己の加盟店又は関係者（配送業者等）に最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、甲は、乙がこの協定を履行することが困難な事情があることを承諾する。

第12条 甲及び乙は、甲が行う防災訓練に乙が参加するなど、平時から情報交換等を行い、緊急時に備えるものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第14条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

（解約）

第15条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年7月5日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹 敬久

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 井阪 隆一

（別紙1）

記 号 一 番 号
平成 年 月 日

●●●●●●
●●●●●● ● ● ● ● 様

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

物資の供給に関する要請書

「災害時における物資の供給に関する協定書」の第1条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況および要請事由

2 要請する物資等

引 渡 日 時	引 渡 場 所	要 請 品 名	数 量
月 日 時頃			

3 その他

（別紙2）

物資の供給報告書

平成 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

●●●●●●●●
●●●●●●●● ● ● ● ●

要請のあった物資を次のとおり供給しましたので報告します。

1 報告事項

- (1) 引渡場所

- (2) 引渡品名及び数量

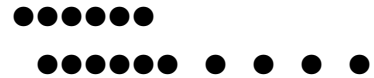
- (3) 立会い確認者名

2 その他

（別紙3）

平成 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○



供給可能な物資に関する情報提供書

「災害時における物資の供給に関する協定書」の第5条の規定に基づき、次のとおり情報提供します。

1 供給可能な物資等

供給可能な物資	数 量	引き渡し可能な日時等の目安	
		日 時	場 所
		月 日 時頃	

2 その他

秋田県とダイードリンク株式会社との連携と協力に関する協定細目

（趣旨）

第1条 この細目は、「秋田県とダイードリンク株式会社との連携と協力に関する協定書」（平成24年11月7日締結。以下「協定書」という。）第2条第1項第1号及び第2号に規定する連携事項の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害救援自販機）

第2条 協定書第2条第1項第1号に規定する災害救援機能付自動販売機（以下「災害救援自販機」という。）とは、蓄電池を備えることにより停電時でも稼働し、かつ、災害時には、災害救援自販機の設置施設を管理する者（管理を委託した者を含む。以下「施設管理者」という。）が、機内の飲料を当該施設への避難者等に無償で提供することができるものをいう。

（災害救援自販機の設置）

第3条 乙は、災害救援自販機を次に掲げる施設に積極的に設置するよう努めるものとする。

- （1）避難所
- （2）不特定多数の者が利用する公共施設
- （3）その他防災上重要な施設

（災害救援自販機の解錠等）

第4条 災害時における災害救援自販機の解錠方法その他必要な事項は、乙と施設管理者が別途協議して定めるものとする。

（飲料の供給要請）

第5条 甲は、次に掲げる場合において、大量の飲料を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、協定書第2条第1項第2号に基づく飲料の供給を要請することができる。

- （1）秋田県内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - （2）秋田県以外において災害が発生し、甲が当該災害の発生地に飲料を提供するとき
- 2 前項の要請は、「飲料の供給に関する要請書」（別紙1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（供給する飲料の範囲等）

第6条 甲が乙に供給を要請する飲料は、乙が販売する全ての飲料とするが、その主なものは次に掲げるものとする。

- （1）飲料水
- （2）お茶系飲料

（要請に基づく乙の措置）

第7条 乙は、甲から第5条第1項の要請を受けたときは、乙が調達可能な範囲内で速やかに供給するものとする。

2 乙は、前項により飲料を供給した場合は、甲に対し、「飲料の供給報告書」（別紙2）により、その状況を報告するものとする。

（供給可能物資の情報提供）

第8条 乙は、秋田県内で大規模な災害等が発生し、甲から第5条第1項の要請がない場合であっても、乙が供給可能な飲料について、甲に情報提供することができる。

2 前項の情報提供は、「供給可能な飲料に関する情報提供書」（別紙3）により行うものとし、これを受けて行う甲の要請及び乙の措置は、前条までに定めるところによる。

（飲料の引き渡し等）

第9条 飲料の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、引き渡し場所までの運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うことができる。

2 甲は、飲料の引き渡し場所に職員を派遣し、飲料を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。

（費用）

第10条 乙が供給した飲料の対価は、甲が負担するものとし、その費用は、要請時の乙の小売価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が行った運搬に要した費用は、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

（協議）

第11条 この細目に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附則

この細則は、平成24年11月7日から施行する。

(別紙1)

記 号 一 番 号
平成 年 月 日

ダイドードリンコ株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 様

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

飲料の供給に関する要請書

「秋田県とダイドードリンコ株式会社との連携と協力に関する協定細目（災害時の飲料供給関係）」第5条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況および要請事由

2 要請する飲料

引 渡 日 時	引 渡 場 所	要 請 品 名	数 量
月 日 時頃			

3 その他

（別紙2）

飲料の供給報告書

平成 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

ダイドードリンコ株式会社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

要請のあった飲料を次のとおり供給しましたので報告します。

1 報告事項

(1) 引渡場所

(2) 引渡品名及び数量

(3) 立会い確認者名

2 その他

（別紙3）

平成 年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

ダイドードリンコ株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

供給可能な飲料に関する情報提供書

「秋田県とダイドードリンコ株式会社との連携と協力に関する協定細目（災害時の飲料供給関係）」第8条第1項の規定に基づき、次のとおり情報提供します。

1 供給可能な飲料等

供給可能な飲料	数 量	引き渡し可能な日時等の目安	
		日 時	場 所
		月 日 時頃	

2 その他

災害時における物資の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と株式会社伊徳（以下「乙」という。）及び株式会社タカヤナギ（以下「丙」という。）は、災害時に必要な物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙及び丙に対し、物資の供給を要請することができる。

- （1）秋田県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- （2）秋田県以外の災害について、甲が物資のあっせんを必要と判断したとき

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙及び丙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- （1）食料品（おにぎり、弁当、カップ麺等）
- （2）飲料（水、お茶、コーヒー等）
- （3）日用品（タオル、乾電池、マスク等）
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資の供給に関する要請書」（別紙1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（要請に基づく乙及び丙の措置）

第4条 乙及び丙は、甲から第1条の要請を受けたときは、調達・製造・運搬が可能な範囲内で、速やかに供給を行うものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により物資の供給を実施したときは、甲に対し、「物資の供給報告書」（別紙2）により、その状況を報告するものとする。

（供給可能物資の情報提供）

第5条 乙及び丙は、秋田県内で大規模な災害等の発生を覚知したときは、甲による第1条の要請がない場合であっても、乙及び丙が供給可能な物資の情報を、甲に提供することができる。

2 前項の情報提供は、「供給可能な物資に関する情報提供書」（別紙3）により行うものとし、甲がこれを受けて行う要請等は、前条までに定めるところによる。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙若しくは丙又は乙若しくは丙の指定する者が行うものとする。ただし、それが困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うことができる。

2 甲は、原則として前項の引き渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとするが、必要に応じて当該確認及び引き取りを市町村の職員その他の者に代行させることができる。

（費用）

第7条 乙及び丙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとし、その費用の算出は、要請時の乙及び丙のそれぞれの店舗での販売価格を基準として、甲乙及び甲丙が協議して定めるものとする。

2 乙及び丙が行なった物資の運搬に要した費用は、甲の負担とする。

（費用の支払い）

第8条 甲が引き取った物資並びに乙及び丙が行った物資の運搬等の費用は、乙及び丙からの請求後、速やかに甲から乙及び丙に支払うものとする。

（連絡責任者等）

第9条 甲、乙及び丙は、この協定締結後速やかに災害発生時の連絡責任者及び連絡先をそれぞれ報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（車両の通行）

第10条 甲は、乙及び丙が物資を運搬する際には、そのために使用する車両が緊急通行車両として円滑な輸送ができるように支援するものとする。

（その他）

第11条 甲が行う防災訓練に乙及び丙が参加するなど、甲乙丙は平時から連携し、緊急時に備えるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

（効力）

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙丙のいずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

（解約）

第14条 この協定を解約する場合は、甲乙丙のいずれかが解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年8月18日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹敬久

乙 秋田県大館市清水四丁目4番15号
株式会社伊徳
代表取締役社長 塚本 徹

丙 秋田県大仙市川目字東33番地
株式会社タカヤナギ
代表取締役社長 高柳智史

（別紙1）

記 号 一 番 号
年 月 日

●●●●●●
●●●●●● ● ● ● ● 様

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

物資の供給に関する要請書

「災害時における物資の供給に関する協定書」の第1条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況および要請事由

2 要請する物資等

引 渡 日 時	引 渡 場 所	要 請 品 名	数 量
月 日 時頃			

3 その他

（別紙2）

物資の供給報告書

年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

●●●●●●●●
●●●●●●●● ● ● ● ●

要請のあった物資を次のとおり供給しましたので報告します。

1 報告事項

- (1) 引渡場所

- (2) 引渡品名及び数量

- (3) 立会い確認者名

2 その他

（別紙3）

年 月 日

秋田県知事 ○ ○ ○ ○

●●●●●●●●
●●●●●●●● ● ● ● ●

供給可能な物資に関する情報提供書

「災害時における物資の供給に関する協定書」の第5条の規定に基づき、次のとおり情報提供します。

1 供給可能な物資等

供給可能な物資	数 量	引き渡し可能な日時等の目安	
		日 時	場 所
		月 日 時頃	

2 その他

災害時における物資の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年12月20日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹 敬久

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表 災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時（秋田県地域防災計画が対象としている災害又はその恐れがある場合。以下同じ。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（レンタル機材の種類）

第2条 レンタル機材の種類は、要請時点で乙が保有する次に掲げるものとする。

- （1）仮設トイレ
- （2）発電機
- （3）照明機器
- （4）荷役又は輸送用機材
- （5）その他被災者支援等に必要な機材のうち、乙が供給可能なもの

（要請の方法）

第3条 甲は、災害時などにおけるレンタル機材の供給を実施する上で、乙の協力を必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話その他の方法により伝達し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び協力要請を必要とする理由
- （2）レンタル機材名
- （3）数量
- （4）引渡（設置）場所
- （5）レンタル期間
- （6）その他参考となる事項

（要請に基づく協力）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な限り優先的にレンタル機材を供給するものとする。

（レンタル機材の運搬、引き渡し）

第5条 レンタル機材の運搬経路等は、甲と乙が協議の上決定するものとし、引き渡し場所までのレンタル機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙は運搬が困難と判断した場合は、甲に連絡し、その指示に従うものとする。

- 2 レンタル機材の運搬に必要な車両及び人員の確保は、乙がこれを行うものとする。
- 3 甲は、レンタル機材の種類及び数量を確認し、適正と認めるときは、引き渡しを受けるものとする。
- 4 甲は、前項による受領を甲の指定する者に代行させることができる。
- 5 乙は、甲又は甲が指定した者にレンタル機材を引き渡した場合は、書面により引き渡しが完了した旨を甲に報告するものとする。

（車両の通行）

第6条 甲は、乙が前条の規定によりレンタル機材を運搬する車両を、緊急通行車両として通行できるように、可能な範囲で支援するものとする。

（レンタル機材の費用等）

第7条 乙が供給したレンタル機材の代金及び引き渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上、算出・決定するものとする。
- 3 乙は、第1項の費用を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

（費用の支払い）

第8条 乙から供給を受けたレンタル機材の代金及び引き渡し場所までの運搬に係る費用実費は、乙からの請求後、遅滞なく甲から乙に支払うものとする。

（連絡体制等）

第9条 甲及び乙は、レンタル機材の供給に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定の実施に関する事項の連絡責任者等をあらかじめ定めておくものとする。ただし、体制が大幅に変更になった場合には、直ちに報告を行うものとする。

（情報の共有等）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、供給可能なレンタル機材の品目及び数量等について報告を求めることができる。

（有効期間等）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年を経過した日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙が本協定を終了する旨を書面により通知しない限りは、期間満了の翌日から起算して1年間、本協定と同一の条件をもって更新され、以後同様とする。

2 本協定の有効期間中でも、甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙は、協議の上必要に応じて本協定の変更又は解除を行うものとする。

（実施細目）

第12条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

（協議）

第13条 本協定及び実施細目に定めるもののほか、本協定の実施に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成30年 5月18日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹敬久 印

乙 東京都中央区日本橋三丁目12番2号
株式会社アクティオ
代表取締役 小沼直人 印

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定実施細目

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定第13条の規定に基づき、秋田県（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」とする。）との協定を実施するための細目を次のとおり定める。

（要請書）

第1条 協定第3条に規定する、甲が乙に提出する書面は、様式第1のとおりとする。

（完了報告）

第2条 協定第5条に規定する、甲が乙に提出する書面は、様式第2のとおりとする。

（連絡責任者等）

第3条 協定第9条に規定する連絡責任者等は、別表のとおりとする。

附則

この実施細目は、平成30年 5月18日から実施する。

様式第1

レンタル機材供給協力要請書

年 月 日

様

秋田県知事

「災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定」第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 災害の状況及び協力要請を必要とする理由

2 必要とする協力の内容

レンタル機材名	数量	引渡（設置）場所	レンタル期間	備考
			年 月 日 ～ 年 月 日	

3 その他参考となる事項

(問い合わせ先)

電 話

F A X

担 当

様式第2

レンタル機材供給完了報告書

年 月 日

様

秋田県知事

「災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定」第5条の規定に基づき、要請のあったレンタル機材について、下記のとおり供給が完了しましたので報告します。

1 報告事項

レンタル機材名	数量	引渡（設置）場所	レンタル期間	備考
			年 月 日 ～ 年 月 日	

2 その他参考となる事項

(問い合わせ先)

電 話

F A X

担 当

別表

	秋田県	株式会社アクティオ
連絡責任者	総務部総合防災課長	秋田ブロック長
事務担当者	総務部総合防災課 危機管理・防災支援班長	秋田営業所職員

災害時における救援活動に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と、東北港運協会（以下「乙」という。）は、災害時における救援活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時（秋田県地域防災計画が対象としている災害並びに秋田県国民保護計画が対象としている武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害が発生し又はその恐れがある場合、若しくは秋田県以外の災害について甲が支援する場合。以下同じ。）に、甲が行う被災者の救援のための物資等の確保及び輸送活動（以下「救援活動」という。）に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる救援活動に必要な業務の実施を、乙に要請することができる。

（救援活動への協力）

第3条 乙は、前条に基づく要請を受けた場合は、救援活動に協力するものとする。

2 前項の救援活動への協力業務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）救援物資等の荷役
- （2）救援物資等の受入及び積出施設並びに保管場所の確保
- （3）埠頭内道路等の啓開
- （4）その他必要とする業務

（要請手続）

第4条 第2条の規定による要請は、秋田県総務部危機管理監が乙に対し、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、当該事項を電話その他の方法により伝達し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- （1）要請を行った担当者名
- （2）要請した理由及び災害状況
- （3）要請期間及び場所
- （4）要請する業務の内容
- （5）その他必要な事項

（実施報告）

第5条 第3条第2項各号に掲げる業務を実施したときは、乙は秋田県総務部危機管理監に対し、次に掲げる事項を記載した書面により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合には、当該事項を電話その他の方法により伝達し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- （1）業務従事者及び業務に使用した機材
- （2）業務従事日数及び場所
- （3）業務実施状況
- （4）その他必要な事項

（経費の負担等）

第6条 乙が第2条の規定に基づく要請のため第3条第2項各号に掲げる業務の実施に要した経費は、甲が負担する。

2 甲は、前条の実施報告があったときは、書面等に基づきその報告に係る業務が救援活動に要したものであるかを審査し、その負担すべき経費について確定する。

（価格の決定）

第7条 甲が負担する経費の価格は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、次により算出された料金を基準と

して決定する。

- （1）港湾運送事業法に基づき届出された料金
- （2）前号の定めにより難い場合においては、甲と乙とが協議して定めた料金

（連絡体制等）

第8条 甲及び乙は、災害時における救援活動が円滑に行われるよう、この協定の実施に関する事項の連絡責任者等をあらかじめ定めておくとともに、甲にあつては、秋田県地域防災計画等を変更したときは、遅滞なく乙に通知し、乙にあつては、協力体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第9条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

（雑 則）

第10条 本協定及び実施細目に定めるもののほか、本協定の実施に関して必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（適 用）

第11条 この協定は、平成30年 3月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年 3月29日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋 田 県
知 事 佐 竹 敬 久

乙 宮城県仙台市宮城野区原町南目字町146
東 北 港 運 協 会
会 長 西 宮 公 平

災害時における救援活動に関する協定実施細目

災害時における救援活動に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、秋田県と東北港運協会との協定を実施するための細目を次のように定める。

（救援活動協力業務）

第1条 東北港運協会は、協定第2条に基づく要請があった場合は、直ちに協定第3条第2項第1号に掲げる「救援物資の荷役」を行う作業場所及び同第2号に掲げる救援物資受入及び積出施設並びに保管場所を確保し、その旨を遅滞なく秋田県に報告するとともに、協定第3条第2項各号に掲げる業務の実施に必要な人員、機材等を出動させるものとする。

2 前項の報告は、様式第1及び様式第2の例によるものとする。

（要請書）

第2条 協定第4条に規定する、秋田県総務部危機管理監が東北港運協会会長に提出する書面は、様式第3のとおりとする。

（報告書）

第3条 協定第5条に規定する、東北港運協会会長が秋田県総務部危機管理監に提出する書面は、様式第4のとおりとする。

（担当者等の報告）

第4条 協定第8条に規定する連絡責任者等は、別表のとおりとする。

附 則

この実施細目は、平成30年3月29日から実施する。

様式第1

救援物資受入・積出し施設及び保管場所

1. ○○埠頭上屋
2. 各港湾荷役の荷さばき

※秋田県以外の港湾も適用する。なお、詳細は協定第10条により甲と乙と協議する。

様式第2

港湾荷役作業場所

1. ○○埠頭○号岸壁
2. ○○埠頭○ふ頭

様式第3

年 月 日

救援活動業務協力要請書

東北港運協会会長 殿

秋田県総務部危機管理監 印

災害における救援活動に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

連 絡 先	秋田県総務部総合防災課 班 電話
連 絡 日 時	平成 年 月 日 時 分
要 請 理 由 及 び 災 害 状 況	
要 請 期 間 及 び 場 所	
要 請 す る 業 務 の 内 容	
摘 要	

様式第4

年 月 日

救援活動協力業務実施報告書

秋田県総務部危機管理監 殿

東北港運協会会長

印

災害時における救援活動に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

連 絡 先	電 話
従 事 者	別紙のとおり
業 務 に 使 用 し た 機 材	
従 事 日 数 及 び 場 所	平成 年 月 日から平成 年 月 日
業 務 実 施 状 況	
摘 要	

別表

	秋田県	東北港運協会
連絡責任者	総務部総合防災課長	専務理事
事務担当者	総務部総合防災課 危機管理・防災支援班長	協会職員

災害時等における輸送車両提供に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田県レンタカー協会（以下「乙」という。）は、秋田県内において、地震、津波、風水害等、秋田県地域防災計画で対象とする災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車及び建設機械等（以下「輸送車両」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に、甲が乙に対して輸送車両の提供を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 甲は、災害時等に必要と認めるときは、被災状況に応じて、乙に対して輸送車両の提供を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、協力するものとする。

- 2 乙は、甲からの輸送車両の提供要請があったときは、できる限り速やかに必要な車種及び台数を整え、十分な保険を付した上で優先的に提供するものとする。
- 3 乙は、要請に基づき、甲の指示する場所（以下「参集場所」という。）へ輸送車両を搬送する。
- 4 第1項の規定は、災害時等に、甲が県内市町村から輸送車両確保のために協力を要請されたときにおいても、適用できるものとする。

（要請方法）

第3条 前条の甲から乙への要請は、次に掲げる事項について、速やかに口頭等をもって乙に行うものとし、その後、遅滞なく、甲は別紙様式1「災害時等における輸送車両提供要請書」を乙に提出するものとする。

- 一 要請の理由
- 二 要請する輸送車両の車種及び台数
- 三 輸送車両の提供を必要とする地域
- 四 輸送車両の提供予定期間及び参集場所
- 五 甲の担当者及び連絡先等
- 六 その他必要な事項

（車両の引き渡し）

第4条 甲は、乙から輸送車両の提供を受けるときは、当該輸送車両に係る運転者の運転免許証を乙に提示するものとする。

（事故等）

第5条 乙の提供した輸送車両が、故障その他の理由により利用できなくなったときは、乙は、速やかに、当該輸送車両を交換してその運行等を継続できるようにするものとする。

（実績報告）

第6条 乙は、輸送車両を提供したときは、次に掲げる事項について、速やかに、口頭等をもって甲に報告するものとし、その後遅滞なく、乙は別紙様式2「災害時等における輸送車両提供実績報告書」を甲に提出するものとする。

- 一 提供した輸送車両の車種及び車両登録番号
- 二 輸送車両を提供した地域
- 三 輸送車両を提供した日数及び走行距離
- 四 その他必要な事項

（費用の負担）

第7条 第2条の業務に要した費用は、甲が負担することとし、その算出方法については、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払い）

第8条 乙は、輸送車両の提供の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（会員名簿の提出）

第9条 乙は、乙の会員名簿並びに乙の会員が所有する輸送車両の車種及び台数の一覧表を、毎年度1回、甲に提出するものとする。

（連絡担当者の設置）

第10条 甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限りその効力を継続する。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成31年3月12日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県総務部危機管理監
出 口 廣 晴

乙 秋田県秋田市八橋大畑二丁目12番53号
一般社団法人秋田県レンタカー協会会長
小 野 寺 正 臣

様式 1

年 月 日

災害時等における輸送車両提供要請書

秋田県レンタカー協会会長 様

秋田県知事

災害時等における輸送車両提供に関する協定第3条に基づき、次のとおり車両の提供を要請します。

要請の理由		
要請する輸送車両の 車種及び台数	車種	台数
輸送車両の提供を 必要とする地域		
輸送車両の利用予定期間及び 参集場所	利用予定期間： 年 月 日～ 年 月 日 参 集 場 所：	
秋田県の担当者及び 連絡先等	課 所 名： 職 氏 名： 電 話：() ー	
【第2条第4項適用時】 市町村及び連絡先等	市町村名： 課 所 名： 職 氏 名： 電 話：() ー	
その他必要な事項		

様式2

年 月 日

災害時等における輸送車両提供実績報告書

秋田県知事 様

秋田県レンタカー協会会長

災害時等における輸送車両提供に関する協定第6条に基づき、輸送車両の提供実績について報告します。

提供した輸送車両の車種及び 車両登録番号	車種		車両登録番号	
輸送車両を提供した地域				
輸送車両を提供した日数及び 走行距離	車両登録番号	日数	走行距離 (km)	
その他必要な事項				

災害発生時における復興支援に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）、秋田県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）及び公益社団法人秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「丙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合における、甲及び秋田県内市町村が実施する災害対応について、乙及び丙の組織的な支援活動の実施により、迅速かつ的確に災害復興を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田県内に災害が発生した場合において、甲が、乙及び丙に対し、支援協力を求めるに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定めるものをいう。

（支援協力の内容）

第3条 甲が乙及び丙に要請する支援内容は、次のとおりとする。

- 一 不動産登記及び境界問題等の相談業務
- 二 市町村が実施する住家の被害認定調査業務
- 三 前各号に定めるもののほか、特に必要な支援

（協力要請の方法）

第4条 甲は、前条の支援が必要と認めるとき又は秋田県内市町村から前条の支援が必要として甲に対して依頼を受けたときは、書面により、乙及び丙に対して支援協力を要請するものとする。ただし、書面による要請が困難な場合や緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、その後速やかに書面を乙及び丙に交付するものとする。

（協力）

第5条 乙及び丙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の会員、丙の社員を動員することとし、書面により甲に協力体制を報告するものとする。ただし、書面による報告が困難な場合や緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により報告し、その後速やかに書面を甲に交付するものとする。

2 甲は前項の報告を受けたときは、速やかに当該市町村に通知するものとする。

3 乙及び丙は甲の要請に基づき業務に従事した場合、その活動内容について、活動終了後速やかに書面により甲に報告し、甲は速やかに前項の報告を当該市町村に通知するものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条に定める支援協力の実施に要する経費に関しては、次の各号のとおりとする。

- 一 第3条各号に掲げる業務を実施するための乙の会員及び丙の社員の派遣に要する経費は、甲の負担とする。
- 二 第3条各号に掲げる業務を実施するに当たり会場の使用料が生じる場合は、甲の負担とする。

2 経費の負担について、前項によりがたいときは、甲、乙及び丙が協議して定める。

（労務補償）

第7条 この協定に基づく支援活動に従事した者が、本活動を起因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、当該従事者の所属する乙又は丙の責任において行うものとする。

（研修会への参加）

第8条 乙及び丙は、甲の開催する家屋被害認定調査に関する知識、技術の習得を目的として開催する研修会に、乙の会員及び丙の社員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

（協力要請等の窓口）

第9条 乙及び丙は、お互いに調整し、第4条の協力要請を受け、第5条第1項及び第3項の協力体制報告及び活動終了報告を行う窓口を一本化するものとする。

（連絡担当者の設置）

第10条 甲、乙及び丙は、あらかじめ支援活動に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

（実施細目）

第11条 この協定の実施に必要な事項は、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は誠意をもって協議して定めるものとする。

（適用）

第13条 この協定は締結の日から適用することとし、有効期限は協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲、乙又は丙のいずれからもこの協定を解除又は改訂する意思表示がないときは、更に1年間有効期限を更新するものとする。

この協定を締結するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙署名の上、各自1通を保有する。

平成30年6月14日

- 甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県総務部危機管理監 出口 廣晴
- 乙 秋田市山王六丁目1番1号 山王ビル2階
秋田県土地家屋調査士会会長 古川 克巳
- 丙 秋田市山王六丁目1番1号 山王ビル2階
公益社団法人秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 小笹 壽郎

災害発生時における復興支援に関する協定実施細目

（趣旨）

第1条 この実施細目は、災害発生時における復興支援に関する協定（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、秋田県（以下「甲」という。）、秋田県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）及び公益社団法人秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「丙」という。）との協定の実施に必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 協定第4条の規定により、協定第3条第一号又は第三号の業務について甲又は秋田県内市町村が協力要請を行う場合は、第1号様式の1により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- 一 応援協力の内容
- 二 応援協力を必要とする場所
- 三 応援協力を要請する期間
- 四 応援協力を要請する人数
- 五 その他必要な事項

2 協定第4条の規定により、協定第3条第二号の業務について甲又は秋田県内市町村が協力要請を行う場合は、第1号様式の2により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- 一 応援協力の内容
- 二 応援協力を必要とする場所
- 三 応援協力を要請する期間
- 四 応援協力を要請する人数
- 五 市町村連絡担当者
- 六 その他必要な事項

（協力体制報告）

第3条 協定第5条第1項による協力体制報告は、第2号様式により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- 一 応援協力期間
- 二 対応可能人数
- 三 現地対応責任者の氏名・連絡先
- 四 その他必要な事項

（業務報告）

第4条 協定第5条第3項による活動内容の報告は、第3号様式により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- 一 応援協力期間
- 二 対応人数
- 三 現地対応責任者の氏名・連絡先
- 四 応援業務の内容
- 五 その他必要な事項

（協力要請等の窓口）

第5条 協定第9条の規定により、協力要請等の窓口は、乙に一本化するものとする。

- 2 乙は、甲から協定第4条の協力要請を受けたときは、遅滞なく丙にその旨を伝えたとともに、対応について丙と調整のうえ、協定第5条第1項の協力体制報告を行うものとする。
- 3 乙が、被災等により前2項の対応を行うことができないときは、丙が乙に代わって前2項の対応を行うものとする。

（連絡担当者等の報告）

第6条 協定第10条に基づき、甲は、毎年4月30日までに、県の担当者及び連絡先を第4号様式により乙及び丙に報告するものとする。

- 2 協定第10条に基づき、乙及び丙は、毎年4月30日までに、第5号様式により次の各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。
 - 一 支援協力に関する連絡担当者及び連絡先
 - 二 支援協力に関する乙及び丙の組織
 - 三 支援協力に従事できる会員、社員
 - 四 その他、必要と認められる事項

（その他）

第7条 この実施細目に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は誠意をもって協議して定めるものとする。

この実施細目に定める事項を確認するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自1通を保有する。

附則 この実施細目は、平成30年6月14日から適用する。

（第1号様式の1）相談業務等関係

年 月 日

様

秋 田 県 知 事

又 は

市 町 村 長

応援協力要請書

災害発生時における応援協力に関する協定第4条の規定により、下記のとおり応援協力を要請します。

記

- 1 応援協力の内容
- 2 応援協力を必要とする場所
- 3 応援協力を要請する期間
- 4 応援協力を要請する人数
- 5 その他必要な事項

（第1号様式の2）住家被害認定業務関係

年 月 日

様

秋 田 県 知 事
又 は
市 町 村 長

応援協力要請書

災害発生時における応援協力に関する協定第4条の規定により、下記のとおり応援協力を要請します。

記

- 1 応援協力の内容
- 2 応援協力を必要とする場所
- 3 応援協力を要請する期間
- 4 応援協力を要請する人数
- 5 市町村連絡担当者
- 6 その他必要な事項

（第2号様式）

年 月 日

秋 田 県 知 事

又 は 　　　　　　　 あて

市 町 村 長

（ 団 体 名 ）

協力体制報告書

災害発生時における応援協力に関する協定第5条第1項の規定により、下記のとおり協力体制を報告します。

記

- 1 応援協力期間
- 2 対応可能人数
- 3 現地対応責任者の氏名・連絡先
- 4 その他必要な事項

（第3号様式）

年 月 日

秋 田 県 知 事

又 は 　　　　　　　　　 あて

市 町 村 長

（ 団 体 名 ）

業務報告書

災害発生時における応援協力に関する協定第5条第3項の規定により、下記のとおり業務実施内容を報告します。

記

- 1 応援協力期間
- 2 対応人数
- 3 現地対応責任者の氏名・連絡先
- 4 応援業務の内容
- 5 その他必要な事項

(第4号様式)

年 月 日

様

秋 田 県 知 事

災害発生時における応援協力に関する協定に関する連絡担当者等報告書

災害発生時における応援協力に関する協定第10条の規定により、下記のとおり連絡担当者等を報告します。

記

1 秋田県 担当者名簿

業務名	相談業務	被害認定業務
担当課		
連絡担当者		
電話		
FAX		
e-mail		
備考		

（第5号様式）

年 月 日

秋 田 県 知 事 あて

（ 団 体 名 ）

災害発生時における応援協力に関する協定に関する連絡担当者等報告書

災害発生時における応援協力に関する協定第10条の規定により、下記のとおり連絡担当者等を報告します。

記

- 1 支援協力に関する連絡担当者及び連絡先

- 2 添付資料
 - ・ 支援協力に関する組織図

 - ・ 支援協力を従事できる会員又は社員名簿

 - ・ その他、必要と認められる書類

東北地方における災害等の相互応援に関する協定

国土交通省東北地方整備局（以下「東北地方整備局」という。）、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、仙台市及び東日本高速道路株式会社東北支社（以下「構成機関」という。）は、災害等が発生し、又はそのおそれがある場合の相互応援をより円滑に行うために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、構成機関が所管する区域内において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合の相互応援の内容を定め、もって災害等の拡大の防止と被災施設の早期の応急復旧に資することを目的とする。

（応援内容）

第2条 応援の内容は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を含む。）
- 二 構成機関への職員の派遣
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧資機材の貸し付け
- 五 構成機関が保有する通信機器等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 構成機関が関係団体等に対し要請が必要な場合の協力
- 八 必要最小限の災害等緊急対応
- 九 その他必要と認められる事項

（災害等状況調査並びに連絡）

第3条 災害等が発生し、被災した構成機関が、本協定により他の構成機関からの応援を要請する場合は、その内容を東北地方整備局に連絡するものとする。

2 東北地方整備局は、被災した構成機関から上記の連絡があった場合、その内容を他の構成機関に連絡するものとする。

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要する構成機関は、第2条に定める応援内容を明らかにし、口頭もしくは電話により応援を要請し、後日、応援した構成機関に対し、速やかに文書で応援要請手続きを行うものとする。

（応援要請によらない応援）

第5条 災害等が発生し、被災による連絡不能又は災害等に伴う進行性のある災害等の発生により、被災した構成機関から応援の要請はないが、特に緊急を要し応援の要請を待ついとまがないと認められる場合においては、前条の規定にかかわらず、構成機関は第2条の規定に関し独自の判断により応援できるものとする。

（応援の実施）

第6条 第4条の規定により応援要請を受けた場合もしくは前条の規定により応援の判断をした場合、構成機関は可能な限り相互に協議のうえ、応援を行うものとする。

（応援の終了）

第7条 前条の応援の終了については、現地の状況等を踏まえ、構成機関が相互に協議のうえ終了するものとする。

（費用負担）

第8条 第4条及び第5条に基づく第2条第2号から第9号までの応援に要する費用は、応援を受けた構成機関の負担とする。ただし、別に定める場合及び応援を受けた構成機関と応援を行った構成機関で協議した結果、合意が得られた場合についてはこの限りではない。

（他の協定等との関係）

第9条 この協定は、構成機関が既に締結している他の相互応援協定等による応援及び新たな相互応援協定等を妨げるものではない。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項は、構成機関が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、別途、定めるものとする。

付則

- 1 平成21年3月26日に締結された「東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申合せ」は、これを廃止する。

平成31年 3月25日

国土交通省
東北地方整備局長 高田 昌行

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 達増 拓也

宮城県知事 村井 嘉浩

秋田県知事 佐竹 敬久

山形県知事 吉村 美栄子

福島県知事 内堀 雅雄

仙台市長 郡 和子

東日本高速道路株式会社
東北支社長 松崎 薫

「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」における協定実施細目

（趣旨）

第1条 この協定実施細目は、東北地方における災害等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第10条第2項の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものである。なお、「災害等」とは、構成機関相互の応援が必要と認められる事案をいう。例えば、地震、大雨等の自然災害、林野火災、原子力災害、及び鳥インフルエンザの発生等をいう。

（東北地方整備局の応援内容の想定）

第2条 国土交通省東北地方整備局（以下、「東北地方整備局」とする。）が実施する協定の第2条で定める応援内容は、次のとおり想定している。

1. 「情報の収集・提供（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を含む）」とは以下の項目をいう。

（1）画像提供

河川、砂防、道路 CCTV、ヘリコプター画像、衛星通信車、Ku-SAT 画像の提供、TV 会議の開催、海保、自衛隊等から提供された画像の転送、他の地方整備局から提供された画像の転送等。

（2）情報収集

被災自治体に派遣された現地情報連絡員（リエゾン）による情報収集等。

2. 「構成機関への職員の派遣」とは、東北地方整備局、他の地方整備局、北海道開発局及び国土技術政策総合研究所の職員による緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を想定している。

3. 「災害に係る専門家の派遣」とは、国土交通省以外の機関である独立行政法人土木研究所、建築研究所、港湾空港技術研究所等の専門家の派遣を想定している。

4. 「構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧機材の貸し付け」とは、以下の項目をいう。

（1）貸与機械

東北地方整備局は、構成機関に貸与する機械設備として、災害対策用機械・通信設備一覧表及び道路維持用機械・除雪機械一覧表を、年度当初に構成機関へ報告するものとする。

（2）運用報告

貸与を受けた構成機関は、貸与期間中の機械設備の稼働時間等、その運用結果 について、様式-3 を用いて東北地方整備局に報告するものとする。

（3）貸与期間

他の災害等への対応に備え、貸与期間は、設置が終了した日から要請者側が応急対策資機材の現場配備を整えるまでの必要最小限度の期間とする。なお、東北地方整備局は貸与機械設備の引き揚げに当たっては、貸与した構成機関に対して、事前に代替え措置について提案助言するとともに、引き揚げの時期について協議するものとする。

5. 「構成機関が保有する通信機器の貸し付け及び操作員の派遣」とは、以下の項目をいう。

（1）貸与通信設備

東北地方整備局は、構成機関に貸与する通信設備として、災害対策用機械・通信設備一覧表を、年度当初に構成

機関へ報告するものとする。

（2）操作員の派遣

貸与する通信設備の操作員を、通信設備と共に派遣できるものとする。

（3）運用報告

貸与を受けた構成機関は、貸与期間中の通信設備の稼働時間等、その運用結果について、様式－3を用いて東北地方整備局に報告するものとする。

（4）貸与期間

他の災害等への対応に備え、貸与期間は、設置が終了した日から要請者側が応急対策資機材の現場配備を整えるまでの必要最小限度の期間とする。なお、東北地方整備局は貸与通信設備の引き揚げに当たっては、貸与した構成機関に対して、事前に代替え措置について提案助言するとともに、引き揚げの時期について協議するものとする。

6. 「通行規制等の措置」とは、直轄国道の如何に係わらず、道路啓開、応急復旧及び通行規制の支援をするものとする。

7. 「構成機関の関係団体等に対する要請」とは、「災害時における応急対策業務に関する協定」第3条3項に基づき、自治体の災害等に関し、東北地方整備局が（一社）日本建設業連合会等に出動を要請するものである。

8. 「必要最小限の災害等緊急対応」とは、以下の項目をいう。

（1）災害等緊急対応事業

災害等発生直後の緊急調査等で発見された被災箇所、最終的に応急復旧等を実施する者が不明あるいは未調整で、実施主体や分担が決定されるまでの間、放置すれば被害拡大及び二次災害のおそれがあるため、民生の安定上、国が主体となって、緊急的に対応を実施する必要がある場合に実施

（2）要請に基づく緊急対応

災害等により被災があった構成機関から要請を受けた場合に実施

（連絡担当部局）

第3条 協定第3条で定める連絡のため、構成機関は、相互応援のための連絡担当部局 課名、連絡責任者及び同補助者の役職、氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

（応援要請の方法）

第4条 協定第4条で定める応援要請は、口頭もしくは電話で連絡責任者に連絡するものとし、後に、様式－1を用いて文書を速やかに提出するものとする。

（応援内容）

第5条 協定第6条で定める応援内容を決定した場合は、別添様式－2を用いて応援先構成機関あて報告するものとする。

（費用負担）

第6条 東北地方整備局が行う以下の応援内容については、協定第8条の定めによらず以下のとおり費用を負担するもの

とする。

1. 協定第2条第2号の「構成機関への職員の派遣」の費用負担

東北地方整備局等の職員による応援については、東北地方整備局の負担とする。

2. 協定第2条第3号の「災害に係る専門家の派遣」の費用負担

災害に係る専門家の派遣については、東北地方整備局又は各独立行政法人の負担とする。

3. 協定第2条第4号「構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧機材の貸し付け」及び第5号「構成機関が保有する通信機器の貸し付け及び操作員の派遣」の費用負担

(1) 費用負担

①貸与機械・通信設備の使用料は無償とする。

②貸与期間中の燃料、操作員の賃金等は、貸与を受けた構成機関が支払うものとする。ただし、協議した結果、合意が得られた場合はこの限りでない。

(2) 負担区分（応急組立橋）

応急組立橋の貸与に係る費用は、搬出から運搬、設置、撤去、返納まで、全て 貸与を受けた構成機関が負担するものとする。

(3) 負担区分（応急組立橋以外）

貸与機械・通信設備（応急組立橋以外）の配備に関する負担区分は次によるものとする。

①当初設置までに要する費用は東北地方整備局が負担する。

② 貸与期間中の再移動、再設置に要する費用は貸与を受けた構成機関の負担とする。

③東北地方整備局は、当初設置終了後、貸与を受ける構成機関へ機械・通信設備の管理を移管するものとする。

貸与期間中の機械・通信設備の損傷については、貸与を受けた構成機関が弁償するものとする。

④引き揚げに要する費用のうち、機械・通信設備の運搬（回送）費は東北地方整備局が負担する。

(4) 用語の定義

①(3)の当初設置とは、災害対策用機械・通信設備を設置し機器本来の運用が可能な状態をいう。

②(3)の再設置とは、災害対策用機械・通信設備の移設または機能の増強の為の機器の増設等を行う場合をいう。

4. 協定第2条第8号の「必要最小限の災害等緊急対応」の費用負担

(1) 災害等緊急対応事業の費用負担

「災害等緊急対応事業」として実施した場合の費用については、東北地方整備局 が負担する。

(2) 要請に基づく緊急対応の費用負担

「要請に基づく緊急対応」として実施した場合の費用については、要請を行った構成機関の負担とする。ただし、協議した結果、合意が得られた場合についてはこの限りではない。

(付則)

この協定実施細目は、平成31年 3月25日から効力を生ずる。

様式－1

○ ○ ー ○ ○ ○ ○
年 月 日

（応援を要請される構成機関の長） 殿

応援を要請する構成機関の長
（公印省略）

応援要請書

「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」第4条の規定に基づき、次のとおり応援要請します。

1. 場所（位置図等を添付）

2. 応援要請内容

（参考：記載内容の項目及び詳細）

- ・被災情報の収集及び連絡
- ・被災状況の調査
- ・重機、資機材等の調達
- ・応急対策工事の実施
- ・その他特に必要な業務

担当者 所属
職氏名
連絡先（TEL/FAX）

様式－2

○ ○ － ○ ○ ○ ○
年 月 日

（応援を要請した構成機関の長） 殿

応援を要請された構成機関の長
（公印省略）

協定第6条に基づく応援の実施について

「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」第6条の規定に基づき、 年 月 日付け○○－○○○○
で要請のあったことについては次のとおり行います。

1. 応援内容

（参考：記載内容の項目及び詳細）

- ・被災情報の収集及び連絡
- ・被災状況の調査
- ・重機、資機材等の調達
- ・応急対策工事の実施
- ・その他特に必要な業務

担当者 所属
職氏名
連絡先（TEL/FAX）

様式－3

○ ○ - ○ ○ ○ ○
年 月 日

（応援を要請された構成機関の長） 殿

応援を要請した構成機関の長

（公印省略）

運用報告

「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」における協定実施細目第2条の規定に基づき、次のとおり運用報告します。

機械および機器 名称	出動場所	稼動状況 (運転日数 及び運転時間)	その他

担当者 所属
職氏名
連絡先（TEL/FAX）

災害時における石油類燃料の供給に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と秋田県石油商業協同組合・秋田県石油商業組合（以下「乙」という。）は、災害時における石油類燃料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、秋田県内において地震、風水害、大火災、その他の原因による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、緊急支援車両及び避難所の暖房用などに必要な石油類燃料の調達及び安定供給を行うための必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲が石油類燃料を必要とするときは、甲は、乙に対して、石油類燃料の供給について協力を要請することができる。

（協力義務）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油類燃料の優先供給及び運搬について積極的に協力を努めるものとする。

（費 用）

第4条 前条の規定により乙が供給した石油類燃料の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。

（引き渡し）

第5条 石油類燃料の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

（価格高騰の防止）

第6条 乙は、災害時において石油類燃料の価格高騰の防止に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第7条 乙は、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の点検整備等、組合員の防災意識の向上等に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（その他必要な支援）

第8条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

（適 用）

第9条 この協定の効力は、協定の締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から特段の意思表示がない場合は更新されたものとする。

（協 議）

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年3月27日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 寺 田 典 城

乙 秋田県秋田市山王3丁目7番21号
秋田県石油商業協同組合・秋田県石油商業組合
理 事 長 國 安 教 善

災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書

秋田県（以下、甲という）と石油連盟（以下、乙という）は、地震・風水害・雪害等の大規模災害時において、甲の地域に存在する重要施設に対する燃料供給について、乙の会員会社である石油元売会社（以下、会員会社という）から直接供給を行う必要が生じた場合、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給（以下、非定形的な燃料供給という）を円滑に実施する為に、対象となる重要施設に関する所要の情報を、甲・乙において平時から共有し、大規模災害時に有効に運用すべく、本覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震・風水害・雪害等の大規模災害が発生したことにより重要施設に対する燃料供給が困難な事態となり、石油の備蓄の確保等に関する法律（以下、石油備蓄法という）第33条第1項の規定に基づく経済産業大臣からの災害時石油供給連携計画の実施の勧告がなされる等、政府が乙若しくは会員会社に対する非定形的な燃料供給要請に関与する場合において、それらの枠組みにおける甲の要請に基づく重要施設への円滑な燃料供給に資することを目的とする。

（大規模災害）

第2条 本覚書の対象とする「大規模災害」とは、石油備蓄法第33条第1項の規定に基づき、経済産業大臣が災害時石油供給連携計画を実施する勧告を行う等により、政府が乙若しくは会員会社に対して非定形的な燃料供給を要請した災害をいう。

（重要施設）

第3条 本覚書の対象とする「重要施設」とは、災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、甲が別途指定して乙に提示した施設をいう。

（重要施設の設備等情報）

第4条 甲は、その指定した重要施設について、燃料供給に必要なものとして乙が定めた情報（以下、設備等情報という）を調査・収集して乙に提供する。甲は、乙に提供する設備等情報の正確性、最新性、網羅性の確保に努めるものとする。

（設備等情報の追加・変更）

第5条 甲は、設備等情報について追加、変更があった場合は、速やかに、前条に基づいてこれを乙に提供する。

（設備等情報の更新）

第6条 甲は、設備等情報の最新性を確保する為に、毎年度1回以上、乙に提供した設備等情報の内容を実態と突き合わせて更新を行い、更新後の設備等情報を乙に提供する。

（設備等情報の展開・共有）

第7条 乙は、甲から提供された本覚書第4条の設備等情報を、会員会社に対して提供してこれを共有し、乙及び会員会社が本覚書の趣旨に沿った大規模災害時の対応計画の策定及び大規模災害時の円滑な対応の為に利用するものとし、甲はこれに同意する。

2. 乙が、経済産業省から、政府の大規模災害時対応計画の策定及び大規模災害時の円滑な対応の為に利用するものとして、本覚書第4条の設備等情報の提供を求められた場合に、甲はこれを経済産業省に提供することについて同意する。

（設備等情報の利用）

第8条 本覚書に基づいて提供された設備等情報は、大規模災害時に政府からの非定形的な燃料供給要請があった場合、及びそのような事態に備えるための行動計画等の立案とその実施準備及び訓練を行う場合に利用するものとし、乙及び会員会社は、第1条で定める本覚書の目的以外の用途のため、設備等情報を利用しないものとする。

（設備等情報の管理）

第9条 乙及び会員会社は、甲から提供された設備等情報の適正管理に努める。

（有効期間）

第10条 本覚書は、締結時から発効し、大規模災害時の非定形的な燃料供給について、石油備蓄法等に基づく政府関与の制度等が廃止されたときは、原則として終了する。但し、これらに代わる制度的枠組みが成立する場合には、同様の

覚書を締結することを考慮する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年10月24日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県総務部
危機管理監 渡辺 雅人

乙 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
石油連盟
専務理事 奥田 真弥

災害時における秋田県と日本郵便株式会社東北支社との協力に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社東北支社（以下「乙」という。）は、秋田県内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、秋田県内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 甲及び乙が収集した災害情報の相互提供
- （2） 乙のネットワークを活用した被災者支援に関する情報の広報
- （3） 甲が行う応急対策の実施に必要な物資等の乙による輸送
- （4） 乙が行う救援物資を内容とする郵便物の区分及び保管並びに乙の通信手段の確保に必要な甲の施設、資材等の提供
- （5） 甲が主催する被災後の復興計画等に関する会議への乙の出席
- （6） 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除き、要請した者が負担するものとし、その金額は、甲乙協議のうえ、適正な方法により算出するものとする。

（平時からの連携）

第5条 甲及び乙は、必要に応じて次の取組を行い、平時から連携を図るものとする。

- （1） 甲及び乙が主催する防災訓練、防災に関する各種会議等への相互参加
- （2） 甲乙相互の防災に関する計画や協力事項に関する情報交換

（市町村との協定）

第6条 甲及び乙は協力して、市町村と秋田県内郵便局との災害時における協力協定の締結を推進するものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部総合防災課、乙においては秋田中央郵便局総務部とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡先等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月24日

- 甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹 敬久
- 乙 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目1番34号
日本郵便株式会社
東北支社長 石塚 信吉

災害時の協力に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）、東北電力株式会社秋田支店（以下「乙」という。）及び東北電力ネットワーク株式会社秋田支社（以下「丙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙及び丙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、三者が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙及び丙は、それぞれ早期の状況把握に努めるとともに、必要な災害情報を提供するものとする。

2 乙及び丙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間、復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（県災害対策本部へのリエゾンの派遣）

第3条 震度6弱以上の大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生し、又は発生するおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙及び丙は甲からの要請を待つことなく、甲が設置した災害対策本部にリエゾンを派遣するものとする。

2 派遣されたリエゾンは、災害情報の収集・伝達等に関する乙及び丙の窓口としての機能を担うものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙及び丙は、秋田県内の被害状況を総合的に判断した上で、甲の意見を踏まえ、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中核となる官公署、避難場所その他の重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の実施に当たり、丙はあらかじめ優先復旧が必要な重要施設を明らかにし、重要施設リスト等により甲と共有するものとする。

（電力復旧作業に対する協力）

第5条 積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙及び丙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において、乙及び丙が電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場及びヘリポート等を確保できない場合には、甲は乙及び丙の要請に協力するものとする。

（連絡体制）

第7条 この協定に関する甲、乙及び丙の担当部署、担当者、電話番号等については、年1回以上三者で確認の上、任意様式の連絡先一覧等を作成し、甲、乙及び丙が各自保有するものとする。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、甲、乙及び丙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 9 月 1 5 日

甲 秋田県秋田市山王四丁目 1 番 1 号

秋田県知事 佐 竹 敬 久

乙 秋田県秋田市山王五丁目 1 5 番 6 号

東北電力株式会社

執行役員 秋田支店長 新 田 盛 久

丙 秋田県秋田市山王五丁目 1 5 番 6 号

東北電力ネットワーク株式会社

秋田支社長 小 林 昭 仁

災害時における電動車両等に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）、秋田三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田県内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定める。加えて、甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く県民に周知し、その理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) その他自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等の貸与を必要とする場合（秋田県内の市町村から要請があった場合を含む。）は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請内容を連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた丙は、乙が貸与可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、甲に結果を連絡するものとする。

2 甲は、前項に規定する連絡を受けた後、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等の貸与が困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲にその旨を連絡するとともに、甲に対して報告書(様式2号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 本協定に基づく電動車両等の貸与の対価については無償とする。ただし、貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、若しくは電動車両等に生じた損害については、その損害の責めに帰すべき事由のある者が補償責任を負うものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(自動車保険の取扱い)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負

担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、秋田県内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所及び使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙及び丙から求められた場合、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。
- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く県民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和2年12月10日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県

秋田県知事

乙 秋田県秋田市川元開和町4番17号

秋田三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号

三菱自動車工業株式会社

執行役員

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの 電力供給の協力に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と秋田トヨタ自動車株式会社、秋田トヨペット株式会社、トヨタカローラ秋田株式会社及びネッツトヨタ秋田株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田県内において災害が発生した場合に、甲及び乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- （1）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （2）ハイブリッド自動車

（協力の要請と内容）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙に対し外部給電可能な車両の提供協力要請書（様式第1号）を提出することにより要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、従業員の安全を確保した上で、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。ただし、乙が車両を運搬できない場合は、甲及び乙が協議の上、引渡しの方法を調整するものとする。

（貸与期間）

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から3日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し口頭又は電話等により報告し、速やかに外部給電可能な車両の提供協力実施報告書（様式第2号）を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の燃料費については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申出があった場合には、この限りではない。

2 前項の費用は、災害発生の直前における適正価格を基礎として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、乙から前条の費用の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) この協定に基づく支援協力に従事した者が、これに従事したことにより負傷し、疾病に罹患し又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。
- (2) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の責めに帰すべき事由がある者が、補償責任を負うものとする。
- (3) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、次条の規定による。

(自動車保険の取扱い)

第11条 乙は、外部給電可能な車両の貸与に当たり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙にその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受ける際に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意若しくは重過失によって保険の適用を受けるに至った場合又は保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を次のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、秋田県内の避難所等で電力供給のために使用する。
- (3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第14条第3項の規定により、速やかに乙に報告する。

(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡責任者届(様式第3号)により相互に報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

- 第14条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供するものとする。
- 2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供するものとする。
- 3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるに当たり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲及び乙で対応を協議するものとする。

(防災訓練等)

- 第15条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が実施する防災訓練等に参加するものとする。
- 2 前項に規定する防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(普及活動等)

第16条 甲及び乙は、住民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及や災害時の車中泊の周知について、協力して取り組むものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年12月23日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県

秋田県知事

乙 秋田市泉中央2丁目1-3

秋田トヨタ自動車株式会社

代表取締役会長

秋田市川尻町字大川反 233-7

秋田トヨペット株式会社

代表取締役社長

秋田市川尻町字大川反 233-7

トヨタカローラ秋田株式会社

専務取締役

秋田市川尻町字大川反 233-49

ネットトヨタ秋田株式会社

代表取締役社長

災害発生時における復興支援に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）及び一般社団法人秋田県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合における、甲及び秋田県内の市町村（以下「市町村」という。）が実施する災害対応について、乙の組織的な支援活動の実施により、迅速かつ的確に災害復興を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田県内に災害が発生した場合において、甲が乙に対し、支援協力を求めるに当たって、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（支援協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する支援の内容は、次のとおりとする。

- 一 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づく調査方法や調査体制等に係る技術的な助言
- 二 市町村が実施する住家の被害認定調査業務
- 三 被災した市町村の職員等を対象とする住家被害認定調査に関する研修の実施
- 四 前各号に定めるもののほか、甲が必要と認める活動

（協力要請の方法）

第4条 甲は、前条の支援が必要と認めるとき又は市町村から前条の支援が必要として甲に対して要請があったときは、書面により、乙に対して支援協力を要請するものとする。ただし、書面による要請が困難な場合や緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、事後速やかに書面を乙に提出するものとする。

（協力）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の会員を動員することとし、書面により甲に協力体制を報告するものとする。ただし、書面による報告が困難な場合や緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により報告し、事後速やかに書面を甲に提出するものとする。

2 乙は甲の要請に基づき業務に従事した場合、その活動内容について、活動終了後速やかに書面により甲に報告するものとする。

3 市町村からの要請により、甲が乙に対し支援協力を要請した場合において、甲は前2項の報告を受けたときは、速やかに当該市町村に通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条に定める支援協力の実施に要する経費に関しては、次の各号のとおりとする。

- 一 第3条各号に掲げる業務を実施するための乙の会員の派遣に関する経費は、甲の負担とする。
- 二 第3条各号に掲げる業務を実施するに当たり会場の使用料が生じる場合は、甲の負担とする。

2 経費の負担について、前項によりがたいときは、甲及び乙が協議して定める。

(損害補償)

第7条 この協定に基づく支援活動に従事した者が、本活動を起因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、乙の責任において行うものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この協定に基づき実施する支援協力活動上知り得た秘密を第3者に漏らしてはならない。また、当該活動を終了した後も、同様とする。

(連絡担当者の設置)

第9条 甲及び乙は、あらかじめ支援活動に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に必要な事項は、甲及び乙が協議の上、別に定める。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定を締結するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年9月24日

甲 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県総務部危機管理監 土田 元

乙 秋田市山王三丁目1-7

一般社団法人秋田県不動産鑑定士協会 会長 山陰 逸郎

災害発生時における復興支援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害発生時における復興支援に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、秋田県（以下「甲」という。）及び一般社団法人秋田県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）との協定の実施に必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 協定第4条の規定に基づき、協定第3条各号の支援について甲が乙に、又は秋田県内の市町村が甲に協力要請を行う場合は、第1号様式により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- 一 応援協力の内容
- 二 応援協力を必要とする場所
- 三 応援協力を要請する期間
- 四 応援協力を要請する人数
- 五 その他必要な事項

(協力体制報告)

第3条 協定第5条第1項の規定による協力体制報告は、第2号様式により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- 一 応援協力期間
- 二 対応可能人数
- 三 現地対応責任者の氏名・連絡先
- 四 その他必要な事項

(業務報告)

第4条 協定第5条第2項の規定による活動内容の報告は、第3号様式により、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

- 一 応援協力期間
- 二 対応人数
- 三 現地対応責任者の氏名・連絡先
- 四 応援業務の内容
- 五 その他必要な事項

(連絡担当者等の報告)

第5条 協定第9条の規定に基づき、甲及び乙は、毎年4月30日までに、連絡担当者及び連絡先を

第4号様式により相互に報告するものとする。

なお、乙にあつては、第4号様式に次の各号に掲げる資料を添付し、甲に報告するものとする。

- 一 支援協力に関する乙の組織図
- 二 支援協力に従事できる会員名簿
- 三 その他、必要と認められるもの

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議して定めるものとする。

この実施細目に定める事項を確認するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年9月24日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県総務部危機管理監 土田 元

乙 秋田市山王三丁目1-7
一般社団法人秋田県不動産鑑定士協会 会長 山陰 逸郎

(第1号様式)

年 月 日

様

秋 田 県 知 事

又 は

市 町 村 長

応 援 協 力 要 請 書

災害発生時における応援協力に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり応援協力を要請します。

- 1 応援協力の内容
- 2 応援協力を必要とする場所
- 3 応援協力を要請する期間
- 4 応援協力を要請する人数
- 5 その他必要な事項^(※)

(※) 市町村が県に対して要請する場合には連絡担当者も記載すること。

(第2号様式)

年 月 日

秋 田 県 知 事 あて

(一社) 秋田県不動産鑑定士協会長

協 力 体 制 報 告 書

災害発生時における応援協力に関する協定第5条第1項の規定に基づき、次のとおり協力体制を報告します。

- 1 応援協力期間
- 2 対応可能人数
- 3 現地対応責任者の氏名・連絡先
- 4 その他必要な事項

(第3号様式)

年 月 日

秋 田 県 知 事 あて

(一社) 秋田県不動産鑑定士協会長

業 務 報 告 書

災害発生時における応援協力に関する協定第5条第2項の規定に基づき、次のとおり業務実施内容を報告します。

- 1 応援協力期間
- 2 対応人数
- 3 現地対応責任者の氏名・連絡先
- 4 応援業務の内容
- 5 その他必要な事項

(第4号様式)

災害時における連絡窓口

1 秋田県(現在)		所在地	〒
担当部署	名称		
	電話番号(一般)		
	電話番号(衛星)		
	FAX番号(一般)		
	E-mailアドレス		
担当者	第1順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-mailアドレス	
	第2順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-mailアドレス	

2 一般社団法人秋田県不動産鑑定士協会		所在地	〒
担当部署	名称		
	電話番号(一般)		
	電話番号(衛星)		
	FAX番号(一般)		
担当者	責任者	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-mailアドレス	
	第1順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-mailアドレス	
	第2順位	職氏名(ふりがな)	
		電話番号(職場)	
		電話番号(携帯)	
		E-mailアドレス	

災害時等における天幕等資機材の供給に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と太陽工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における天幕等資機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田県内において、地震、津波、風水害等、秋田県地域防災計画で対象とする災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙と協力して、天幕等資機材（以下「物資」という。）を防災拠点等へ供給するために、その必要な事項を定めるものとする。

（供給の協力要請）

第2条 甲は、災害時等に物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、調達可能な物資の供給を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 天幕大型テント
- (2) エアテント
- (3) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、原則として「物資の供給に係る協力要請書（様式1）」により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資供給への協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、速やかに物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、速やかに「物資の供給に係る実施状況報告書（様式2）」により、その実施状況を甲に報告するものとする。

（物資の引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも文書による意思表示がないときは、当該期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年10月13日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事

乙 大阪府大阪市淀川区木川東4-8-4
太陽工業株式会社
代表取締役社長

様式1 (第4条関係)

物資の供給に係る協力要請書

年 月 日

太陽工業株式会社 様

秋田県知事

「災害時等における天幕等資機材の供給に関する協定書」第4条に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

1 災害の状況及び協力要請を必要とする理由

2 協力を必要とする物資の内容等

要 請 品 目	数 量	納 入 (設 置) 場 所	要 請 期 間	備 考
			年 月 日 ～ 年 月 日	

※要請期間は1か月単位とする。

3 その他参考となる事項

(問い合わせ先)

担 当

電 話

F A X

E-mail

様式2 (第5条関係)

物資の供給に係る実施状況報告書

年 月 日

秋田県知事 様

太陽工業株式会社

「災害時等における天幕等資機材の供給に関する協定書」第5条に基づき、次のとおり実施状況を報告します。

1 報告事項

引渡年月日	引 渡 品 目	数量	引渡 (設置) 場所	備 考 (運搬方法等)
年 月 日				

2 その他参考となる事項

(問い合わせ先)

担 当

電 話

F A X

E-mail

参考(第3条関係)

天幕の種類とその他機材について

項目	規格	備考
天幕 大型テント		
天幕 パイプテント		
エアテント	ビッグ・マク・クイックシェルター	
	マク・クイックシェルター	
間仕切り	クイックパーテーション	
ブルーシート	クロスラムシート	
水囊チューブ	デルタチューブ	

※その他、乙が供給可能なもののうち、甲が指定するもの。

災害に係る情報発信等に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、秋田県内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が秋田県民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲と乙が両者で協議を行い、具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 甲が、次の情報を必要に応じて乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - 平時における秋田県内の避難所等の防災情報
 - 秋田県内の避難勧告、避難指示等の緊急情報
 - 災害発生時の秋田県内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報
 - 秋田県内の避難所等における必要救援物資に関する情報
 - その他の防災・災害情報

2 甲と乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲と乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲と乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲と乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了前までに甲又は乙から相手方に期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年1月14日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹 敬久

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊 健太郎

秋田県と東日本電信電話株式会社との多分野連携協定書 (災害・防災に関する協力事項抜粋)

秋田県(以下「甲」という。)と東日本電信電話株式会社(以下「乙」という。)とは、相互の連携を強化し、ICTを活用した地域社会の活性化と県民サービスの向上を推進するため、次のとおり多分野連携協定(以下「協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が密接な相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

(2) 暮らしの安全・安心に関すること

災害発生時の安否確認・情報連絡手段確保の取組

- ① 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(Web171)の提供
- ② 行政指定避難場所での情報連絡手段の提供
(災害時用公衆電話(特設公衆電話)設置避難場所の拡大)
- ③ 災害発生時、無料開放可能なWi-Fiサービスの提供

平時の防災訓練の取組

- ① 行政指定避難所におけるポータブル衛星電話等の開設、運用訓練の実施
- ② SNS等の利用を想定した災害時用Wi-Fi通信装置の開設、活用訓練の実施

※(1)および(3)～(5)の分野事項は省略

- 2 甲と乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。
- 3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、県内市町村、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、乙の関係会社を実施させることができる。

(協定の有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。なお、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

- 2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(協定の見直し)

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、この協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の秘密事項（相手方の秘密情報）について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年9月5日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 佐 竹 敬 久

乙 秋田県秋田市中通四丁目4番4号

東日本電信電話株式会社

取締役 宮城事業部長 中 村 浩

電気自動車を活用した災害連携協定書

秋田県(以下「甲」という。)と秋田日産自動車株式会社(以下「乙1」という。)、羽後日産モーター株式会社(以下「乙2」という。)、株式会社日産サティオ秋田(以下「乙3」という。)及び日産プリンス秋田販売株式会社(以下「乙4」といい、乙1から乙4を総称して以下「乙」という。)並びに日産自動車株式会社(以下「丙」という。)は、第1条に定義する災害時における電気自動車による避難所等への電力の供給について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲、乙、及び丙が電気自動車等の次世代自動車の普及及び秋田県内で災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。以下同じ。)の発生した場合における円滑な災害対策の実施について基本的事項を定めることを目的とする。

(電気自動車の貸与要請)

第2条 甲は、災害時に避難所等が開設された時において、電力供給のための電気自動車及び電気自動車用充電スタンド(以下「充電スタンド」という。)を必要とする場合(秋田県内の市町村から要請があった場合を含む。)は、乙に対し、協力要請書(第1号様式)により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって速やかに処理するものとする。

(協力)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙の所有する電気自動車を甲に貸与することに努めるものとする。なお、本項に基づき乙から甲に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」という。

2 乙は、前項に基づく貸与に併せて、乙の指定する日時及び場所において、乙の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

3 貸与車両の貸与期間(以下「貸与期間」という。)及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として貸与開始日から1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害時等の状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲乙間で協議して延長期間を決定する。

(電気自動車の貸与実施)

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受け、電気自動車等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、貸与車両の種類・数量について確認の上、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。ただし、乙が貸与車両を運搬できない場合は、甲及び乙が協議の上、引渡しの方法を調整するものとする。

2 乙は、前項の規定により、貸与車両の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲にその旨を連絡するとともに、甲に対して実施報告書(第2号様式)を提出するものとする。

(貸与時の残充電)

第5条 乙は、貸与車両の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

(管理等)

第6条 甲は、貸与車両を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、甲乙間での協議により取り決める。

2 甲は、充電スタンドを乙より提示される使用条件に従って使用するものとする。

3 前二項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲は乙に対しその損害を賠償するものとする。

(補償)

第7条 貸与期間中に生じた貸与車両による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 前条の規定に違反し、甲の責めに帰すべき事由により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは貸与車両又は充電スタンドに生じた損害については、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、乙に通知した上で、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第8条 乙は、車両の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は

重過失により保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（返却）

第9条 甲は、乙より貸与車両を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲乙間で協議し決定する。

（費用負担）

第10条 貸与車両の貸与期間中の電気代（乙の管理する充電スタンドの使用した場合を除く。）については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申出があった場合には、この限りではない。

2 前項の費用は、災害発生の前直前における適正価格を基礎として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（外部給電器の使用上の注意）

第11条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

（電気自動車等の情報提供）

第12条 乙及び丙は、電気自動車の普及促進に資する情報及び災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を適宜、甲に提供する。

（連絡調整）

第13条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ連絡調整者名簿（第3号様式）により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

（定期協議）

第14条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第15条 甲、乙及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

第17条 甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。ただし、秋田県内の市町村から要請があった場合を除く。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、甲乙丙それぞれが署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年7月8日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県

秋田県知事 佐竹敬久

- 乙1 秋田県秋田市寺内大小路 207-38
秋田日産自動車株式会社
代表取締役社長 富 樫 俊
- 乙2 秋田県秋田市保戸野鉄砲町 13-2
羽後日産モーター株式会社
代表取締役社長 佐 藤 健 己
- 乙3 秋田県秋田市寺内字イサノ 44-1
株式会社日産サテリオ秋田
代表取締役社長 児 玉 純 一
- 乙4 秋田県秋田市保戸野千代田町 6 番 2 号
日産プリンス秋田販売株式会社
代表取締役社長 道 丹 健
- 丙 神奈川県横浜市神奈川区宝町 2 番地
日産自動車株式会社
専務執行役員 遠 藤 淳 一

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

御中

秋田県知事

協力要請書

電気自動車を活用した災害連携協定書第2条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 要請日 年 月 日

2 電気自動車の貸与

車種名等	台数	備考(引渡場所・提供期間等)
	台	
	台	
	台	

3 充電スタンドの使用希望

希望有無	備考(提供期間等)

4 その他の要請及び連絡事項等

【問合せ先】
 秋田県〇〇部〇〇課
 電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

秋田県知事

宛

会社名

代表者名

実施報告書

電気自動車を活用した災害連携協定書第4条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1 電気自動車等の提供内容

	提供実施日	提供場所 (自治体名・住所)	提供期間	車種	台数 (台)
1	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
2	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
3	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
4	月 日		自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

2 その他の連絡事項等

--

3 報告に係る連絡先担当者

会社名	
職氏名	
連絡先	

第3号様式(第13条関係)

年 月 日

連絡調整者名簿

企 業 ・ 団 体 名	秋田県
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

企 業 ・ 団 体 名	秋田日産自動車株式会社
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

企 業 ・ 団 体 名	羽後日産モーター株式会社
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

企 業 ・ 団 体 名	株式会社日産サテリオ秋田
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

企 業 ・ 団 体 名	日産プリンス秋田販売株式会社
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

企 業 ・ 団 体 名	日産自動車株式会社
所 属 :	
役 職 :	
氏 名 :	
勤務先電話 :	
携 帯 電 話 :	

※この名簿に記載の個人情報は、この協定に必要な範囲内でのみ利用されます。

県の備蓄倉庫及び備蓄状況

備蓄倉庫一覧

（令和3年4月現在）

名 称	所 在 地	面 積	設置年月日	備 考
鹿角地域振興局防災備蓄倉庫	鹿角市花輪字六月田1 鹿角地域振興局職員会館内	38.9 m ²	H24.6.30	
県北地区防災備蓄倉庫	北秋田市脇神字ハケノ下 34-5 大館能代空港敷地内	840.0 m ²	H10.10.30	大館能代空港敷地を使用
山本地域振興局防災備蓄倉庫	能代市御指南町1-10 山本地域振興局職員会館内	59.28 m ²	H26.8.31	
トレイクかたがみ防災備蓄倉庫	潟上市飯田川下虻川井戸沢 41 トレイクかたがみ敷地内	170.0 m ²	H.30.10.1	土地・建物は潟上市より借用
中央地区防災備蓄倉庫	秋田市雄和椿川字山籠地内 消防防災航空隊敷地内	480.0 m ²	H14.3.25	秋田空港敷地を使用
消防学校防災備蓄倉庫	由利本荘市岩城内道川字 築館1-1 消防学校敷地内	495.0 m ²	H2.8.10	
仙北地域振興局防災備蓄倉庫	大仙市大曲上栄町13-62 仙北地域振興局倉庫内	57.6 m ²	H24.6.30	
県南地区防災備蓄倉庫	横手市赤坂字館ノ下48-9他 横手市赤坂総合公園内	801.24 m ²	H10.10.15	土地は横手市より借用
雄勝地域振興局防災備蓄倉庫	湯沢市千石町2-1-10 雄勝地域振興局職員会館内	35.0 m ²	H24.6.30	

共同備蓄指定品目

（令和3年3月31日現在）

品名	単位	県北地区	中央地区	県南地区	消防学校	鹿角	山本	仙北	雄勝	トレイク 潟上	合計
アルファ米 （白飯）	食	6,500	3,000	13,500	12,650	950	1,200	1,200	950	3,950	43,900
アルファ米 （五目ご飯）	食	3,050	3,000	3,250		200	150	350			10,000
アルファ米 （ドライカレー）	食	3,100	3,000	3,250		150	150	350			10,000
パン （真空パック）	食	11,616	8,568	17,232	8,376	744	3,672	2,568	1,032	4,560	60,000
アルファ米 （白がゆ）	食	4,500	4,250	6,700	3,000	700	1,250	850	500	1,650	23,400
飲料水	L	36,528	15,744	47,580	20,736	1,560	2,496	5,772	2,544	13,248	146,208
粉ミルク （育児用）	g	2,592	2,592	2,592	2,592	2,592	2,592	2,592	2,592	2,592	23,328
粉ミルク （フォローアップ用）	g	2,688	2,688	2,688	2,688					2,688	13,440
粉ミルク （ミルクアレルギー用）	g	1,566	1,566	1,566							4,698
ほ乳瓶 （耐熱ガラス）	本	12	25	12	15	8	8	12	8	10	110
毛布	枚	7,630	8,080	10,910	2,620	430	810	900	560	560	32,500
石油ストーブ ※1	台	70 (70)	80 (80)	101 (101)	100 (50)	5 (5)	9 (9)	9 (9)	6 (6)		380 (330)
非常用トイレ （便袋）	回	59,000	72,000	84,000		3,000	5,700	6,300	3,900		233,900
トイレットペーパー	巻	2,304	2,208	960	480	240	240	240	240	480	7,392
紙おむつ （大人用）	枚	2,028	780	1,040	2,080	104	104	104	104	520	6,864
紙おむつ （乳幼児用）	枚	728	728	904	728	728	728			728	5,272
生理用品	枚	3,010	1,290	1,290	2,580	860	860	860	860	860	12,470
自家発電機	台	47		62	40	3	5	5	3		165
投光器	台	94		124	80	6	10	10	6		330
コードリール	台	94		124	80	6	10	10	6		330
燃料タンク	個	142		188	120	8	14	14	9		495
タオル	枚	9,500	8,000	12,000	100	500	900	900	600		32,500
給水袋	個	800	1800	700	500	50	100	150	100		4,200
医薬品セット	個	31	24	44	16	4	10	19	9	8	165

その他の品目

（令和2年2月現在）

品名	単位	県北地区	中央地区	県南地区	消防学校	鹿角	山本	仙北	雄勝	トレイ 潟上	合計
使い捨てほ乳瓶	本	90	230	230							550
タオルケット	枚				1,528						1,528
鍋	個				50						50
やかん	個				110						110
メリヤス	着				400						400
肌着(紳士用)	組			1,560	1,000						2,560
肌着(婦人用)	組			1,560	1,000						2,560
肌着(子供用)	組			480	1,000						1,480
避難生活用品セット	組	1,840	3,200	100							5,140
災害用敷マット	枚	1,900	3,200	1,900							7,000
安全ろうそく	個	380	640	380							1,400
長靴	足	80	120	80							280
防水シート(大)	枚	250	200	250	300						1,000
防水シート(小)	枚	250	300	250	200						1,000

※1 石油ストーブの（ ）内の数字は、共同備蓄指定品目の指定規格に換算後の数量
（反射式2台＝対流式（指定規格）1台に換算）

県・市町村の備蓄目標量

県と市町村が最低限備蓄すべき数量（合計）

品目		数量	左の内訳	
食料品等	主食	289,500 食	139,193 人×99%（乳幼児(1.5 歳未満)以外)×3 食×3 日×7/10×1/3	
	内訳	主食 (アルファ米・パン等)	242,700 食	139,193 人×83%（高齢者(75 歳以上)・乳幼児(1.5 歳未満)以外)×3 食×3 日×7/10×1/3
		主食 (お粥等)	46,800 食	139,193 人×16%（高齢者(75 歳以上)）×3 食×3 日×7/10×1/3
	飲料水	292,400 ℓ	139,193 人×3 ℓ×3 日×7/10×1/3	
	粉ミルク	82,400 g	139,193 人×1%（乳幼児(1.5 歳未満)）×65%（人工・混合授乳者）×130g×3 日×7/10×1/3	
	ほ乳瓶	220 本	139,193 人×1%（乳幼児(1.5 歳未満)）×65%（人工・混合授乳者）×1 本×7/10×1/3	
防寒用品	毛布	65,000 枚	139,193 人×2 枚×7/10×1/3	
	石油ストーブ	660 台	139,193 人÷100 人×2 台×7/10×1/3（100 人の避難所に 2 台・投光器の数量との調整有り） ※反射式の場合は 1 台につき 0.5 台に換算	
衛生用品	トイレ	467,700 回分	139,193 人×96%（紙おむつ使用者(要介護度 4・5 及び 3 歳未満)以外)×5 回×3 日×7/10×1/3	
	トイレトーパー	14,700 巻	139,193 人×0.15 巻×3 日×7/10×1/3	
	紙おむつ(大人用)	13,700 枚	139,193 人×2%（要介護度 4・5）×7 枚×3 日×7/10×1/3	
	紙おむつ(乳幼児用)	9,800 枚	139,193 人×2%（3 歳未満）×5 枚×3 日×7/10×1/3	
	生理用品	24,400 枚	139,193 人×5%（12～50 歳女性の 25%）×5 枚×3 日×7/10×1/3	

品 目		数 量	左の内訳
発電・照明機材	自家発電機	330 台	$139,193 \text{ 人} \div 100 \text{ 人} \times 1 \text{ 台} \times 7/10 \times 1/3$ (100人の避難所に1台)
	投光器	660 台	$139,193 \text{ 人} \div 100 \text{ 人} \times 2 \text{ 台} \times 7/10 \times 1/3$ (発電機1台につき2台)
	コードリール	660 台	$139,193 \text{ 人} \div 100 \text{ 人} \times 2 \text{ 台} \times 7/10 \times 1/3$ (発電機1台につき2台)
	燃料タンク	990 台	$139,193 \text{ 人} \div 100 \text{ 人} \times 3 \text{ 台} \times 7/10 \times 1/3$ (石油ストーブ及び発電機1台につき各1台)
その他	タオル	65,000 枚	$139,193 \text{ 人} \times 2 \text{ 枚} \times 7/10 \times 1/3$
	給水袋	6,500 個	$139,193 \text{ 人} \times 2 \text{ ㍓} (1 \text{ 人分} 2 \text{ ㍓}) \div 10 \text{ ㍓} (10 \text{ ㍓} \text{ 用の個数に換算}) \times 7/10 \times 1/3$ ※10㍓程度以外の場合は10㍓に換算
	医薬品セット	330 個	$139,193 \text{ 人} \times 10\% (医療機関を受診しない軽傷者) \div 10 \text{ 人} (10 \text{ 人分の個数に換算}) \times 7/10 \times 1/3$ ※10人分程度以外の場合は10人分に換算

県と市町村が最低限備蓄すべき数量（県・市町村毎の内訳①）

品 目	主食 (食)	内 訳		飲料水 (ℓ)	粉ミルク (g)	ほ乳瓶 (本)	毛布 (枚)	
		主食 (アルファ米・ パン等)	主食 (お粥等)					
目標量全体	289,500	242,700	46,800	292,400	82,400	220	65,000	
県	144,750	121,350	23,400	146,200	41,200	110	32,500	
市 町 村	秋田市	43,136	36,163	6,974	43,568	12,278	33	9,685
	能代市	7,889	6,614	1,276	7,968	2,246	6	1,772
	横手市	13,115	10,995	2,121	13,246	3,733	10	2,945
	大館市	10,524	8,823	1,702	10,629	2,996	8	2,363
	男鹿市	4,314	3,617	698	4,357	1,228	4	969
	湯沢市	6,789	5,692	1,098	6,857	1,933	6	1,525
	鹿角市	4,604	3,859	745	4,650	1,311	4	1,034
	由利本荘市	11,363	9,526	1,837	11,477	3,235	9	2,552
	潟上市	4,604	3,859	745	4,650	1,311	4	1,034
	大仙市	11,783	9,878	1,905	11,901	3,354	9	2,646
	北秋田市	4,864	4,078	787	4,913	1,385	4	1,092
	にかほ市	3,677	3,083	595	3,714	1,047	3	826
	仙北市	3,952	3,313	639	3,992	1,125	4	888
	小坂町	811	680	132	819	231	1	182
	上小阿仁村	377	316	61	381	108	1	85
	藤里町	522	437	85	527	149	1	117
	三種町	2,519	2,112	408	2,544	717	2	566
	八峰町	1,101	923	178	1,112	314	1	247
	五城目町	1,405	1,178	227	1,419	400	2	316
	八郎潟町	883	741	143	892	252	1	199
井川町	739	619	120	746	211	1	166	
大潟村	435	365	71	439	124	1	98	
美郷町	2,895	2,427	468	2,924	824	3	650	
羽後町	2,244	1,881	363	2,267	639	2	504	
東成瀬村	391	328	64	395	112	1	88	
県・市町村の合計 ※	289,686	242,857	46,842	292,587	82,463	231	65,049	

※市町村毎の数量算出に当たっては、「端数切り上げ」としているため、「県・市町村分の合計」は「目標量全体」を上回っている。

県と市町村が最低限備蓄すべき数量（県・市町村毎の内訳②）

品 目	石油ストーブ (台)	トイレ (回分)	トイレトペ ーパー(巻)	紙おむつ (大人用) (枚)	紙おむつ (乳幼児用) (枚)	生理用品 (枚)	
目標量全体	660	467,700	14,700	13,700	9,800	24,400	
県	330	233,850	7,350	6,850	4,900	12,200	
市 町 村	秋田市	99	69,688	2,191	2,042	1,461	3,636
	能代市	18	12,745	401	374	268	665
	横手市	30	21,187	666	621	444	1,106
	大館市	24	17,001	535	498	357	887
	男鹿市	10	6,969	220	205	147	364
	湯沢市	16	10,968	345	322	230	573
	鹿角市	11	7,437	234	218	156	388
	由利本荘市	26	18,358	577	538	385	958
	潟上市	11	7,437	234	218	156	388
	大仙市	27	19,036	599	558	399	994
	北秋田市	12	7,858	247	231	165	410
	にかほ市	9	5,940	187	174	125	310
	仙北市	10	6,385	201	188	134	334
	小坂町	2	1,310	42	39	28	69
	上小阿仁村	1	609	20	18	13	32
	藤里町	2	842	27	25	18	44
	三種町	6	4,069	128	120	86	213
	八峰町	3	1,778	56	53	38	93
	五城目町	4	2,269	72	67	48	119
	八郎潟町	3	1,427	45	42	30	75
井川町	2	1,193	38	35	25	63	
大潟村	1	702	23	21	15	37	
美郷町	7	4,677	147	137	98	244	
羽後町	6	3,625	114	107	76	190	
東成瀬村	1	632	20	19	14	33	
県・市町村の合計 ※	671	467,992	14,719	13,720	9,816	24,425	

※市町村毎の数量算出に当たっては、「端数切り上げ」としているため、「県・市町村分の合計」は「目標量全体」を上回っている。

県と市町村が最低限備蓄すべき数量（県・市町村毎の内訳③）

品 目	自家発電機 (台)	投光器 (台)	コード リール (台)	燃料 タンク (台)	タオル (枚)	給水 タンク (個)	医薬品 セット (個)	
目標量全体	330	660	660	990	65,000	6,500	330	
秋田県分	165	330	330	495	32,500	3,250	165	
市 町 村	秋田市	50	99	99	148	9,685	969	50
	能代市	9	18	18	27	1,772	178	9
	横手市	15	30	30	45	2,945	295	15
	大館市	12	24	24	36	2,363	237	12
	男鹿市	5	10	10	15	969	97	5
	湯沢市	8	16	16	24	1,525	153	8
	鹿角市	6	11	11	16	1,034	104	6
	由利本荘市	13	26	26	39	2,552	256	13
	潟上市	6	11	11	16	1,034	104	6
	大仙市	14	27	27	41	2,646	265	14
	北秋田市	6	12	12	17	1,092	110	6
	にかほ市	5	9	9	13	826	83	5
	仙北市	5	10	10	14	888	89	5
	小坂町	1	2	2	3	182	19	1
	上小阿仁村	1	1	1	2	85	9	1
	藤里町	1	2	2	2	117	12	1
	三種町	3	6	6	9	566	57	3
	八峰町	2	3	3	4	247	25	2
	五城目町	2	4	4	5	316	32	2
	八郎潟町	2	3	3	4	199	20	2
井川町	1	2	2	3	166	17	1	
大潟村	1	1	1	2	98	10	1	
美郷町	4	7	7	10	650	65	4	
羽後町	3	6	6	8	504	51	3	
東成瀬村	1	1	1	2	88	9	1	
県・市町村分の合計 ※	341	671	671	1,000	65,049	6,516	341	

※市町村毎の数量算出に当たっては、「端数切り上げ」としているため、「県・市町村分の合計」は「目標量全体」を上回っている。

第 14 章 給食・給水

資料番号 14-1

〔県教育庁 保健体育課〕

市町村の学校給食施設

（令和3年5月現在）

区 分	共同調理場		単独調理場	
	箇所数	供給食数	箇所数	供給食数
秋 田 市	11	7,324	34	12,592
秋田南中等部	0	0	1	237
能 代 市	3	2,860	0	0
横 手 市	4	5,495	0	0
横手清陵学院	1	196 ※横手支援 88 含	0	0
大 館 市	6	3,598	2	563
大館国際情報学院	0	0	1	160
男 鹿 市	3	1,198	0	0
湯 沢 市	2	2,495 ※稲川支援 74 含	0	0
鹿 角 市	1	1,986 ※比内支援かつの校 50 含	0	0
由利本荘市	3	2,757	11	2,178
潟 上 市	0	0	9	2,106
大 仙 市	5	4,925	0	0
北 秋 田 市	3	1,626 ※比内支援たかのす校 37 含	0	0
にかほ市	2	956	2	535
仙 北 市	1	1,532 ※大曲支援 せんぼく校 34 含	0	0
小 坂 町	0	0	1	239
上小阿仁村	0	0	1	78
藤 里 町	1	146	0	0
三 種 町	1	797	0	0
八 峰 町	1	292	0	0

五 城 目 町	0	0	2	395
八 郎 潟 町	1	291	0	0
井 川 町	1	229	0	0
大 潟 村	1	240	0	0
美 郷 町	2	1,157	0	0
羽 後 町	1	856	0	0
東 成 瀬 村	1	129	0	0
計	55	41,085	64	19,083

※供給食数は教職員分を除く

資料番号 14-2

〔県生活環境部 生活衛生課〕

市町村の水道施設

（令和3年度末現在）

区 分	上水道	簡易水道		専用水道	小規模水道	計
		公営	その他			
秋 田 市	1	0	0	15	2	18
能 代 市	1	4	4	2	21	32
横 手 市	1	0	0	7	0	8
大 館 市	1	0	4	6	14	25
男 鹿 市	1	0	0	2	0	3
湯 沢 市	2	22	0	4	10	38
鹿 角 市	1	0	4	5	11	21
由利本荘市	1	0	0	4	0	5
潟 上 市	1	0	0	2	0	3
大 仙 市	1	30	7	13	17	68
北 秋 田 市	2	13	0	2	3	20
にかほ市	1	0	0	1	1	3
仙 北 市	1	0	1	8	2	12
小 坂 町	1	0	0	6	0	7
上小阿仁村	0	4	0	0	0	4
藤 里 町	0	1	0	1	0	2
三 種 町	1	0	0	2	0	3
八 峰 町	0	2	1	0	0	3
五 城 目 町	1	0	1	0	1	3
八 郎 潟 町	1	0	0	1	0	2
井 川 町	1	0	0	0	0	1
大 潟 村	0	1	0	0	0	1
美 郷 町	1	0	1	6	0	8
羽 後 町	1	0	3	0	5	9
東 成 瀬 村	0	1	0	0	0	1
合 計	22	78	26	87	87	300

資料番号 14-3

〔県生活環境部 生活衛生課〕

市町村の給水機材

（令和3年3月末現在）

市町村	保有機材	規格	数量	備考
秋田市	給水車	2 m ³	2	
	給水タンク	2 m ³	2	
	給水タンク	1 m ³	3	
	給水ポリ容器	20 ℓ	165	
	給水用ポリ袋	10 ℓ	18,627	
	給水用ポリ袋	6 ℓ	14,120	
能代市	給水車	1.6 m ³	1	
	給水タンク	1 m ³	2	
	給水ポリ容器	10 ℓ	117	
横手市	給水タンク	2 m ³	11	
	給水タンク	1.5 m ³	2	
	給水タンク	1.2 m ³	1	
	給水タンク	0.5 m ³	12	
	給水ポリ容器	20 ℓ	30	
	給水ポリ容器	18 ℓ	200	
	給水ポリ容器	10 ℓ	520	
	給水用ポリ袋	6 ℓ	3,100	
大館市	給水タンク	2 m ³	8	
	給水タンク	1 m ³	10	
	給水用ポリ袋	10 ℓ	1,550	
	給水用ポリ袋	6 ℓ	3,800	
	給水用ポリ袋	5 ℓ	1,650	
男鹿市	給水タンク	2 m ³	1	
	給水タンク	1 m ³	1	
	給水ポリ容器	18 ℓ	40	
	給水用ポリ袋	10 ℓ	980	
湯沢市	給水車	3 m ³	1	
	給水タンク	2 m ³	3	
	給水タンク	1 m ³	1	
	給水タンク	0.5 m ³	18	
	給水ポリ容器	18 ℓ	150	
	給水用ポリ袋	6 ℓ	3,400	
鹿角市	給水タンク	2 m ³	2	
	給水ポリ容器	10 ℓ	100	
由利本荘市	給水車	3 m ³	1	
	給水車	2 m ³	1	
	給水タンク	1 m ³	4	
	給水タンク	0.5 m ³	15	
	給水タンク	0.3 m ³	5	
	給水ポリ容器	20 ℓ	30	
	給水ポリ容器	18 ℓ	80	
	給水用ポリ袋	10 ℓ	2,000	
潟上市	給水タンク	2 m ³	1	
	給水タンク	1 m ³	1	
	給水タンク	0.5 m ³	1	
	給水用ポリ袋	5 ℓ	900	

市町村	保有機材	規格	数量	備考
大 仙 市	給水車	2 m ³	1	
	給水タンク	2 m ³	6	
	給水タンク	1 m ³	3	
	給水タンク	0.5 m ³	3	
	給水ポリ容器	20 ℓ	70	
	給水ポリ容器	10 ℓ	110	
	給水用ポリ袋	18 ℓ	50	
	給水用ポリ袋	10 ℓ	150	
	給水用ポリ袋	6 ℓ	300	
北 秋 田 市	給水タンク	1 m ³	4	
	給水タンク	0.5 m ³	6	
	給水ポリ容器	20 ℓ	40	
	給水ポリ容器	18 ℓ	50	
	給水ポリ容器	10 ℓ	10	
	給水用ポリ袋	6 ℓ	210	
に か ほ 市	給水タンク	1 m ³	3	
	給水タンク	0.5 m ³	1	
	給水ポリ容器	10 ℓ	130	
	給水用ポリ袋	10 ℓ	800	
仙 北 市	給水タンク	1 m ³	2	
	給水ポリ容器	18 ℓ	20	
	給水用ポリ袋	6 ℓ	100	
小 坂 町	給水タンク	2 m ³	1	
	給水用ポリ袋	10 ℓ	200	
上小阿仁村	給水タンク	3 m ³	1	
	給水タンク	0.5 m ³	3	
	給水用ポリ袋	6 ℓ	1,000	
藤 里 町	給水タンク	2 m ³	1	
	給水タンク	1 m ³	1	
	給水ポリ容器	20 ℓ	6	
	給水ポリ容器	10 ℓ	2	
	給水用ポリ袋	20 ℓ	1,000	
三 種 町	給水車	2 m ³	1	
	給水タンク	1 m ³	2	
	給水用ポリ袋	10 ℓ	100	
八 峰 町	給水ポリ容器	20 ℓ	170	
	給水ポリ容器	10 ℓ	50	
	給水ポリ容器	6 ℓ	110	
	給水用ポリ袋	10 ℓ	100	
五 城 目 町	給水タンク	1 m ³	1	
	給水タンク	0.3 m ³	1	
	給水ポリ容器	18 ℓ	10	
八 郎 潟 町	給水タンク	1 m ³	2	
	給水タンク	0.6 m ³	1	
	給水タンク	0.5 m ³	1	
	給水タンク	0.3 m ³	4	
	給水ポリ容器	20 ℓ	10	
井 川 町	—	—	—	
大 潟 村	給水用ポリ袋	10 ℓ	795	
美 郷 町	給水タンク	2 m ³	4	
	給水タンク	1 m ³	2	
	給水タンク	0.5 m ³	2	
	給水ポリ容器	10 ℓ	1,100	

	給水用ポリ袋	10 ℓ	1,500	
	給水用ポリ袋	6 ℓ	300	
羽 後 町	給水ポリ容器	18 ℓ	50	
	給水用ポリ袋	10 ℓ	100	
	給水用ポリ袋	6 ℓ	600	
東 成 瀬 村	給水タンク	2 m ³	2	
	給水タンク	0.5 m ³	5	
合 計	給水車	3 m ³	2	
		2 m ³	5	
		1.6 m ³	1	
	給水タンク	3 m ³	1	
		2 m ³	42	
		1.5 m ³	2	
		1.2 m ³	1	
		1 m ³	42	
		0.6 m ³	1	
		0.5 m ³	67	
	給水ポリ容器	0.3 m ³	10	
		20 ℓ	521	
		18 ℓ	600	
		10 ℓ	2,139	
	給水用ポリ袋	6 ℓ	110	
		20 ℓ	1,000	
		18 ℓ	50	
		10 ℓ	26,902	
		6 ℓ	26,930	
		5 ℓ	2,550	

1 給水用車両

（令和3年3月末現在）

市町村	担当課	給水車（タンク一体型）			給水タンク等 運搬用トラック
		3.00m ³	2.00m ³	1.60m ³	
秋田市	上下水道局総務課		2		1
能代市	水道課			1	
横手市	水道課				3
大館市	水道課				2
男鹿市	ガス上下水道課				1
湯沢市	上下水道課	1			2
鹿角市	上下水道課				1
由利本荘市	水道課	1	1		1
潟上市	上下水道課				
大仙市	水道課		1		1
北秋田市	水道課				
にかほ市	上下水道課				2
仙北市	上下水道課				2
小坂町	建設課				
上小阿仁村	建設課				1
藤里町	生活環境課				1
三種町	上下水道課		1		
八峰町	建設課				
五城目町	建設課				
八郎潟町	水道課				
井川町	産業課				
大潟村	生活環境課				
美郷町	建設課				3
羽後町	上下水道課				
東成瀬村	環境課				
計		2	5	1	21

2 給水用タンク（トラック積載型等）

（令和3年3月末現在）

タンク種別 市町村	5.00 (m ³)	3.00 (m ³)	2.00 (m ³)	1.50 (m ³)	1.20 (m ³)	1.00 (m ³)	0.60 (m ³)	0.50 (m ³)	0.30 (m ³)	その他
秋田市			2			3				
能代市						2				
横手市			11	2	1			12		
大館市			8			10				
男鹿市			1			1				
湯沢市			3			1		18		
鹿角市			2							
由利本荘市						4		15	5	
潟上市			1			1		1		
大仙市			6			3		3		
北秋田市						4		6		
にかほ市						3		1		
仙北市						2				
小坂町			1							
上小阿仁村		1						3		
藤里町			1			1				
三種町						2				
八峰町										
五城目町						1			1	
八郎潟町						2	1	1	4	
井川町										
大潟村										
美郷町			4			2		2		
羽後町										
東成瀬村			2					5		
計	0	1	42	2	1	42	1	67	10	

3 給水用ポリ容器

（令和3年3月末現在）

市町村	容器種別							
	1,000ℓ	600ℓ	70ℓ	20ℓ	18ℓ	10ℓ	5ℓ	その他
秋田市				165				
能代市						117		
横手市				30	200	520		
大館市								
男鹿市					40			
湯沢市					150			
鹿角市						100		
由利本荘市				30	80			
潟上市								
大仙市				70		110		
北秋田市				40	50	10		
にかほ市						130		
仙北市					20			
小坂町								
上小阿仁村								
藤里町				6		2		
三種町								
八峰町				170		50		110(6ℓ)
五城目町					10			
八郎潟町				10				
井川町								
大潟村								
美郷町						1,100		
羽後町					50			
東成瀬村								
計	0	0	0	521	600	2,139	0	110

4 給水用ポリ袋（ビニール）

（令和3年3月末現在）

ポリ袋種別 市町村	20 ㍓	18 ㍓	10 ㍓	6 ㍓	その他
秋田市			18,627	14,120	
能代市					
横手市				3,100	
大館市			1,550	3,800	1,650(5 ㍓)
男鹿市			980		
湯沢市				3,400	
鹿角市					
由利本荘市			2,000		
潟上市					900(5 ㍓)
大仙市		50	150	300	
北秋田市				210	
にかほ市			800		
仙北市				100	
小坂町			200		
上小阿仁村				1,000	
藤里町	1,000				
三種町			100		
八峰町			100		
五城目町					
八郎潟町					
井川町					
大潟村			795		
美郷町			1,500	300	
羽後町			100	600	
東成瀬村					
計	1,000	50	26,902	26,930	2,550

第 15 章 防疫・清掃

資料番号 15-1

〔県生活環境部 環境整備課〕

一般廃棄物処理（し尿）

保健所	事業主体	施設所在地	着工	竣工	処理能力 (注)	処理方式	関係市町村
大館	大館市	大館市松木字高館平 2-1	S57.11	S59.9	160	標準脱窒素	
	鹿角広域行政組合	鹿角市十和田 毛馬内字鹿倉崎 26	H7.8	H10.3	63	高負荷脱窒素 膜分離	鹿角市 小坂町
北秋田	北秋田市	北秋田市 鷹巣字小沼 15	H30.8	R2.8	46	下水投入	北秋田市 上小阿仁村
能代	能代山本 広域市町村圏組合	能代市 河戸川字西山下 1-2	H8.7	H11.3	120	高負荷脱窒素	能代市 三種町 八峰町 藤里町
秋田 中央	秋田市	秋田市 向浜一丁目 13-1	H23.9	H25.3	175	固液分離・希釈 放流	
	男鹿地区衛生処理一部 事務組合	男鹿市 船越字一向 207-145	S63.9	H2.10	100	高負荷脱窒素	男鹿市 湯上市
	八郎潟町・井川町衛生 処理施設組合	八郎潟町字洲先 244	H7.9	H8.4	8	高負荷脱窒素	五城目町 八郎潟町 井川町
由利 本荘	本荘由利 広域市町村圏組合	由利本荘市	S54.6	S55.9	120	好気性硝化 活性汚泥	由利本荘市
		二十六木字下鎌田野 33-1	S63.7	H2.9	100	高負荷脱窒素	にかほ市
大仙	大曲仙北 広域市町村圏組合	仙北市 角館町藪田字古川 37-3	H20.3	H21.3	60	高負荷脱窒素 膜分離	仙北市 大仙市
		大仙市花館 字大戸下川原 3-24	S58.7	S61.2	182	標準脱窒素	美郷町
横手	横手市	横手市 睦成字七間川原 53-2	H6.5	H8.3	122	高負荷脱窒素 膜分離	
		横手市雄物川町 矢神字堂ノ下 129	S59.6	S61.3	55	高負荷脱窒素	
湯沢	湯沢雄勝 広域市町村圏組合	湯沢市関口字川前 35-1	H6.11	H9.4	160	標準脱窒素	湯沢市 羽後町 東成瀬村

(注) 処理能力の単位は、キロリットル/日である。

(令和3年度末現在〔環境整備課調べ〕)

一部改訂

資料番号 15-2

〔県生活環境部 環境整備課〕

一般廃棄物処理（ごみ）

保健所	事業主体	施設所在地	着工	竣工	規模 (注)	方式	関係市町村
大館	大館市	大館市雪沢字又右工門沢 49	H15.10	H17.6	90	全連	
	鹿角広域行政組合	鹿角市十和田毛馬内字鹿倉崎 26	H13.5	H14.11	60	全連	鹿角市 小坂町
北秋田	北秋田市	北秋田市坊沢字大野宮後 150	H27.5	H30.4	50	准連	北秋田市 上小阿仁村
能代	能代山本 広域市町村圏組合	三種町鶴川字上笠岡 70-21	H5.5	H7.3	144	全連	能代市 三種町 八峰町 藤里町
秋田 中央	秋田市	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1-1	H10.9	H14.3	460	全連	
	潟上市	潟上市昭和久保字大藤崎 1	S57.8	S59.3	60	准連	
	八郎湖周辺 清掃事務組合	男鹿市松木沢字板引沢台 73	H18.8	H20.3	60	全連	男鹿市 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村
由利 本荘	由利本荘市	由利本荘市二十六木字下鎌田野 39	H4.8	H6.8	130	全連	
	にかほ市	にかほ市金浦轄町 55	H27.1	H28.8	29	准連	
大仙	大曲仙北 広域市町村圏組合	仙北市角館町菌田字古川 37-3	H8.8	H10.3	51	准連	仙北市
		大仙市花館字大戸下川原 2-10	H11.7	H14.3	154	全連	大仙市 美郷町
横手市	横手市	横手市柳田字中村 126	H26.3	H28.3	95	全連	
湯沢	湯沢雄勝 広域市町村圏組合	湯沢市字中崎 109-1	H27.4	H29.3	74	全連	湯沢市 羽後町 東成瀬村

(注) 規模の単位は、トン/日である。

(令和3年度末現在〔環境整備課調べ〕)

一部改訂

資料番号 15-3

〔県生活環境部 環境整備課〕

市町村ごみ収集運搬機材

（令和3年度末現在〔環境整備課調べ〕）

区分	直営分				委託業者分				許可業者分			
	収集車		運搬車		収集車		運搬車		収集車		運搬車	
	台数 (台)	積載量 (ト)	台数 (台)	積載量 (ト)	台数 (台)	積載量 (ト)	台数 (台)	積載量 (ト)	台数 (台)	積載量 (ト)	台数 (台)	積載量 (ト)
秋田市					67	186			113	262		
能代市					23	54			139	479		
横手市			4	14	80	177	9	88	109	280		
大館市					30	70			131	429	24	119
男鹿市					14	42	10	21			1	2
湯沢市					23	51	12	23	12	25	54	165
鹿角市												
由利本荘市			3	10	49	119			82	279		
潟上市			1	3	22	47			32	67		
大仙市					36	82			111	300		
北秋田市									129	451		
にかほ市			1	4	9	22	1	2	61	162		
仙北市												
小坂町												
上小阿仁村									71	266		
藤里町	3	7							57	57		
三種町					6	12			134	477		
八峰町					7	18	11	39	19	58	47	152
五城目町					4	8			11	24		
八郎潟町					4	10	2	8	1	3		
井川町					3	12			2	8		
大潟村					2	6			2	5		
美郷町					13	35			10	27		
羽後町					20	48					171	506
東成瀬村					10	72			20	111		
鹿角広域行政組合					8	17			16	40	20	79
能代山本広域市町村圏組合			1	4			1	4				
北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合	4	4										
八郎湖周辺清掃事務組合							1	3				
大曲仙北広域市町村圏組合			1	2								
合計	7	11	11	37	430	1,088	47	188	1,262	3,780	317	1,023

資料番号 15-4

〔県生活環境部 環境整備課〕

市町村し尿収集運搬機材

（令和3年度末現在〔環境整備課調べ〕）

区分	直営分				委託業者分				許可業者分			
	収集車		運搬車		収集車		運搬車		収集車		運搬車	
	台数 (台)	積載量 (ト)	台数 (台)	積載量 (ト)	台数 (台)	積載量 (ト)	台数 (台)	積載量 (ト)	台数 (台)	積載量 (ト)	台数 (台)	積載量 (ト)
秋田市									32	125		
能代市									26	95		
横手市									34	117		
大館市									17	57		
男鹿市					10	33			1	3		
湯沢市									25	83	1	3
鹿角市												
由利本荘市									33	131		
潟上市									5	16		
大仙市									39	130		
北秋田市											26	50
にかほ市									38	157		
仙北市												
小坂町												
上小阿仁村									6	20		
藤里町									15	53		
三種町									5	19		
八峰町									19	69		
五城目町									3	11		
八郎潟町									2	5		
井川町					2	3						
大潟村									7	23		
美郷町									6	20		
羽後町									6	19		
東成瀬村									13	51		
鹿角広域行政組合									11	41		
能代山本広域市町村圏組合							2	22				
八郎潟町・井川町衛生処理施設組合									3	8		
合計					12	36	2	22	346	1,253	27	53

災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定

秋田県（以下「甲」という。）と秋田県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、秋田県災害対策本部が設置された場合の初期の段階におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の収集運搬に関して、甲が乙に支援協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請手続）

第2条 甲は、災害の被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）からし尿等の収集運搬について協力の要請があった場合には、当該協力の要請をした市町村に対する支援を乙に要請するものとする。

（被災市町村との協議）

第3条 乙が、前条の要請を受けた場合には、支援の内容、方法等について当該要請に係る被災市町村と協議の上、支援を行うものとする。

2 乙は、し尿等の収集運搬に係る支援の実績について、甲及び当該支援を受けた被災市町村に文書で報告するものとする。

（経費負担）

第4条 乙は甲に対し、この協定に係る支援に要する一切の経費負担を求めないものとする。

（連絡窓口）

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては秋田県生活環境部環境整備課、乙においては秋田県環境整備事業協同組合事務局とする。

（有効期間）

第6条 この協定の期間は、平成23年11月14日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかがこの協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、この協定は、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月14日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹敬久

乙 能代市河戸川字西山下1番6号
秋田県環境整備事業協同組合
理事長 大塚勝栄

大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と社団法人秋田県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内において大規模災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物の処理等の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、大規模災害により倒壊、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い発生し緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内市町村が実施する次の事業について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処理・処分
- (4) その他必要な事項

（協力内容）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。

2 前条の協力要請に基づき、乙は速やかに市町村と具体的な処理の方法等について協議するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮する。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報提供）

第5条 甲は、大規模災害時に災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理に関し、協力可能な会員の状況を甲に報告する。

（要請手続き）

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の事項を文書で乙に通知する。ただし、これにより難しい場合は、口頭により要請し、事後速やかに文書で通知する。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他の必要な事項

（実施報告）

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の事項を文書で甲へ報告する。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他の必要な事項

（費用負担）

第8条 第3条に規定する市町村の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として当該市町村が負担するものとし、その額は乙と当該市町村で協議のうえ決定する。

（損害補償）

第9条 第3条に規定する市町村の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等により生じた損害等の補償については、乙と当該市町村で協議する。

（連絡窓口）

第10条 この協定の業務に関する連絡窓口については、甲においては生活環境文化部環境整備課（注）とし、乙においては協会事務局とする。

（協議）

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成20年7月31日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県
秋田県知事 寺田典城

乙 秋田市山王三丁目1番7号
社団法人秋田県産業廃棄物協会
会長 長崎雄二

（注）「生活環境文化部環境整備課」を「生活環境部環境整備課」に読み替える。

第 16 章 指定緊急避難場所・指定一般 避難所・指定福祉避難所

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
1	グリーンステージ飯島(1号棟から2号棟まで〔2階から4階までの廊下と階段および踊り場〕)	秋田市飯島緑丘町11-1						○					540
2	ビレッジハウス土崎(1号棟から3号棟まで〔3階から5階までの階段と踊り場〕)	秋田市土崎港西2-12-48						○					90
3	社会福祉法人はまなすケアハウス土崎(3階から8階までのホール、屋外階段と踊り場)	秋田市土崎港中央3-4-40						○					500
4	医療法人正和会五十嵐記念病院在宅総合ケアセンター(病院屋上、ケアセンター屋上)	秋田市土崎港中央1-17-23						○					500
5	土崎聖書キリスト教会グローリアチャペル(3階ホールと和室)	秋田市土崎港中央6-16-34						○					150
6	土崎マンション(3階から4階までの通路)	秋田市土崎港中央6-16-17						○					130
7	医療法人運忠会土崎病院介護老人保健施設なごさ(病院外来棟屋上、介護老人保健施設屋上・6階ベランダ)	秋田市土崎港中央4-4-26						○					580
8	秋田県JAビル(3階から10階までの廊下、3階から9階までのエレベータホールおよび屋上)	秋田市八橋南2-10-16						○					1,500
9	秋田県赤十字血液センター(3階会議室)	秋田市川尻町字大川反233-186						○					120
10	株式会社ユアテック秋田支社(3階から5階までの通路と屋内階段および踊り場)	秋田市川尻町字大川反233-9						○					260
11	株式会社さわやか倶楽部介護付有料老人ホームさわやか桜式番館(3階から4階までの通路と食堂)	秋田市卸町1-10-3						○					600
12	天然温泉グランspaホテルこまち立体駐車場(3階、屋上)	秋田市卸町1-2-3						○					1,150
13	ドジャース食品館屋上駐車場(屋上駐車場)	秋田市川尻大川町8-25						○					1,100
14	フォレストヒルズ山王(3階から4階までの共用通路)	秋田市山王沼田町10-33						○					140
15	株式会社 ジーンズエムシーディ物流棟・工場棟(屋上)	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山17-3						○					1,000
16	秋田県児童会館(2階から3階までのホールと各室)	秋田市山王中島町1-2						○					681
17	秋田県職員港北新町公舎(2階から3階までの階段と踊り場)	秋田市港北新町10-1						○					100
18	山王プレスビル(2階から屋上までの屋外施設および踊り場)	秋田市山王六丁目1-13						○					248
19	秋田県営土崎港住宅(3階から4階までの階段と踊り場)	秋田市土崎港相染町字中谷地47-2 ほか						○					199
20	ホテルルートイン秋田土崎(4階から8階までの通路)	秋田市土崎港西2-12-30						○					850
21	医療法人久盛会秋田緑ヶ丘病院 第二、第三駐車場	秋田市飯島字堀川地内						○					2,000
22	宗教法人雲祥院霊園および山林	秋田市飯島穀丁地内						○					1,700
23	イオン東北株式会社イオン土崎港店敷地	秋田市土崎港南2地内						○					10,480
24	秋田県青少年交流センター駐車場	秋田市寺内神屋敷地内						○					3,120
25	秋田カントリークラブコース内、クラブ前駐車場	秋田市新屋字砂奴寄地内						○					110,350
26	向浜運動広場内旧運転練習場	秋田市新屋字砂奴寄地内ほか						○					10,000
27	国土交通省秋田防災ステーション敷地	秋田市新屋町字天稗野地内						○					9,400
28	秋田県立栗田支援学校グラウンド	秋田市新屋栗田町地内						○					1,540
29	もしもビット秋田市はまなす広場	秋田市浜田字滝ノ元地内						○					1,800
30	医療法人緑陽会笠松病院敷地	秋田市浜田字藍ノ原地内						○					3,200
31	長浜地区運動公園	秋田市下浜長浜字藤木台・兜森地内						○					3,500

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所の重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
32	下浜旧ゲートボール場	秋田市下浜羽川字横長根地内					○						3,830
33	羽川岩城地区周辺山林	秋田市下浜羽川字岩城地内					○						1,000
34	秋田県立新屋高等学校グラウンド(野球場・陸上競技場)	秋田市豊岩石田坂字鎌塚地内	○	○		○	○						津波21,538 津波以外 10,769
35	桂根グラウンドゴルフ場	秋田市下浜桂根字大台地内					○						14,000
36	珠林寺 墓地駐車場	秋田市下浜羽川字寺ノ下地内					○						750
37	八幡神社境内	秋田市下浜羽川字家ノ腰地内					○						900
38	秋田工業高等専門学校グラウンド	秋田市飯島文京町地内	○	○		○	○						津波30,400 津波以外 15,200
39	コスモ工機株式会社 秋田工場敷地	秋田市下浜羽川字五郎池126番地2					○						3,332
40	旧チャレンジオフィスあきた(3階〔大小多目的室、通路〕、屋上)	秋田市土崎港西3-9-15					○						970
41	ユナイテッド計画株式会社(2階屋上部分)	秋田市寺内蛭根3-24-3					○						690
42	川尻市営住宅(1号棟から7号棟まで〔2階から5階までの階段および踊り場〕)	秋田市川尻上野町1					○						480
43	牛島清水町市営住宅(1号棟から3号棟まで〔3階から4階までの廊下と階段および踊り場〕)	秋田市牛島西4-29					○						240
44	大森山公園	秋田市浜田地内					○						100,300
45	高清水公園	秋田市寺内大畑地内					○						105,000
46	飯島老人いこいの家敷地	秋田市飯島字堀川地内					○						970
47	港北小学校(校舎3階教室と廊下)	秋田市土崎港北4-6-1					○						2,160
48	土崎中学校(校舎2階から3階までの教室と廊下)	秋田市土崎港北1-3-1					○						1,140
49	土崎小学校(校舎3階教室と廊下および屋上)	秋田市土崎港中央3-1-78					○						2,680
50	川尻小学校(校舎3階教室と廊下)	秋田市川尻みよし町8-31					○						920
51	大住小学校(校舎3階教室と廊下)	秋田市仁井田字西潟敷33					○						1,820
52	秋田西中学校(校舎3階教室と廊下、塔屋1階部分)	秋田市新屋大川町19-75					○						1,810
53	八橋小学校(校舎2階〔普通教室、学習室、多目的ホールおよび廊下〕、3階〔普通教室、多目的ホールおよび廊下〕)	秋田市八橋大沼町7-1					○						2,558
54	飯島小学校校庭・グラウンド	秋田市飯島鼠田2-2-1					○						19,970
55	土崎南小学校グラウンド	秋田市土崎港東1-6-39	○	○		○	○						津波5,470 津波以外 2,735
56	将軍野中学校グラウンド	秋田市将軍野南1-12-1	○	○		○	○						津波12,920 津波以外 6,460
57	高清水小学校グラウンド	秋田市将軍野南1-2-16	○	○		○	○						津波13,700 津波以外 6,850
58	寺内小学校グラウンド	秋田市寺内堂ノ沢2-14-1	○	○		○	○						津波8,490 津波以外 4,245

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
59	秋田商業高等学校グラウンド(サッカー場、硬式野球場、陸上競技場)	秋田市新屋勝平台1-1	○	○		○	○						津波37,060 津波以外 18,530
60	勝平小学校グラウンド	秋田市新屋松美ガ丘北町14-1	○	○		○	○						津波9,970 津波以外 4,985
61	勝平中学校グラウンド	秋田市新屋北浜町13-1	○	○		○	○						津波10,810 津波以外 5,405
62	日新小学校グラウンド	秋田市新屋栗田町24-1	○	○		○	○						津波6,710 津波以外 3,355
63	浜田小学校グラウンド	秋田市浜田字自在山47-2	○			○	○						津波8,500 津波以外 4,252
64	下浜小・中学校グラウンド	秋田市下浜羽川字水垂92	○	○		○	○						津波5,180 津波以外 2,590
65	保戸野小学校(体育館)	秋田市保戸野すわ町9-60	○	○		○					○		419
66	明德小学校(体育館)	秋田市千秋公園1-13	○			○					○		341
67	築山小学校(2階体育館)	秋田市櫛山古川新町55-1	○	○		○					○		346
68	旭北小学校(体育館)(洪水時は校舎2階以上を含む)	秋田市山王3-1-35	○	○		○					○		364
69	中通小学校(体育館)(洪水時は校舎2階以上を含む)	秋田市中通5-8-22	○	○		○					○		300
70	旭南小学校(体育館)(洪水時は校舎2階以上を含む)	秋田市旭南1-15-1	○	○		○					○		409
71	牛島小学校(体育館)(洪水時は校舎2階以上を含む)	秋田市牛島東6-6-1	○	○		○					○		417
72	川尻小学校(体育館)	秋田市川尻みよし町8-31	○	○		○					○		337
73	旭川小学校(体育館)	秋田市手形字才ノ浜63	○			○					○		338
74	土崎小学校(体育館)	秋田市土崎港中央3-1-78	○	○		○					○		319
75	港北小学校(体育館)	秋田市土崎港北4-6-1	○	○		○					○		412
76	土崎南小学校(体育館)	秋田市土崎港東1-6-39	○	○		○					○		326
77	高清水小学校(体育館)	秋田市将軍野南1-2-16	○	○		○					○		416
78	広面小学校(体育館)(洪水時は校舎2階以上を含む)	秋田市広面字蟹沢29	○	○		○					○		347
79	日新小学校(体育館)	秋田市新屋栗田町24-1	○	○		○					○		289
80	勝平小学校(体育館)	秋田市新屋松美ガ丘北町14-1	○	○		○					○		514
81	太平小学校(体育館)	秋田市太平目長崎字上目長崎144		○		○					○		172
82	外旭川小学校(体育館)	秋田市外旭川字梶ノ目262-2	○	○		○					○		357
83	飯島小学校(体育館)	秋田市飯島鼠田2-2-1	○	○		○					○		359
84	下新城小学校(体育館)	秋田市下新城笠岡字佐戸反10	○	○		○					○		304
85	旧上新城小学校(体育館)	秋田市上新城五十丁字大村屋敷22		○		○					○		225
86	仁井田小学校(体育館)(洪水時は校舎2階以上を含む)	秋田市仁井田本町4-7-1	○	○		○					○		337
87	四ツ小屋小学校(体育館)(洪水時は校舎2階以上を含む)	秋田市四ツ小屋字街道東256-1	○	○		○					○		326

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
88	上北手小学校(体育館)	秋田市上北手猿田字館ノ下38				○					○	274
89	下北手小学校(体育館)	秋田市下北手松崎字谷崎202-1	○			○					○	260
90	下浜小学校(体育館)	秋田市下浜羽川字水垂92	○	○		○					○	252
91	金足西小学校(体育館)	秋田市金足大清水字大清水台1	○	○		○					○	264
92	八橋小学校(体育館)	秋田市八橋大沼町7-1	○	○		○					○	309
93	東小学校(2階体育館)	秋田市東通2-11-1	○	○		○					○	329
94	泉小学校(体育館)	秋田市泉中央6-2-1	○	○		○					○	333
95	大住小学校(2階体育館)	秋田市仁井田字西潟敷33	○	○		○					○	329
96	桜小学校(体育館)	秋田市桜4-12-1	○	○		○					○	320
97	飯島南小学校(体育館)	秋田市飯島西袋1-1-2	○	○		○					○	328
98	寺内小学校(体育館)	秋田市寺内堂/沢2-14-1	○	○		○					○	364
99	御所野小学校(体育館)	秋田市御所野元町5-1-1	○	○		○					○	419
100	旧川添小学校(体育館)	秋田市雄和椿川字長者屋敷36-1	○	○		○					○	237
101	旧大正寺小学校(体育館)	秋田市雄和新波字寺沢32-8	○			○					○	288
102	戸島小学校(体育館)(洪水時は校舎2階を含む)	秋田市河辺戸島字本町123	○	○		○					○	292
103	河辺小学校(体育館)	秋田市河辺和田字岡村164-1	○			○					○	341
104	岩見三内小学校(体育館)	秋田市河辺三内字外川原39		○		○					○	110
105	秋田東中学校(2階体育館)	秋田市手形休下町10-51	○	○		○					○	591
106	秋田南中学校(2階体育館)	秋田市南通宮田15-1	○	○		○					○	654
107	山王中学校(体育館)(洪水時は校舎2階以上を含む)	秋田市山王3-1-24	○	○		○					○	653
108	土崎中学校(体育館)	秋田市土崎港北1-3-1	○	○		○					○	611
109	秋田西中学校(体育館)	秋田市新屋大川町19-75	○	○		○					○	603
110	外旭川中学校(体育館)	秋田市外旭川字梶/目50	○	○		○					○	336
111	秋田北中学校(体育館)	秋田市下新城中野字街道端西241-90	○	○		○					○	553
112	豊岩中学校(体育館)	秋田市豊岩豊巻字内縄尻90-2				○					○	218
113	城南中学校(体育館)	秋田市檜山城南町4-1	○	○		○					○	611
114	下北手中学校(体育館)	秋田市下北手松崎字走り崎14	○	○		○					○	282
115	下浜中学校(体育館)	秋田市下浜羽川字水垂92	○	○		○					○	235
116	城東中学校(2階体育館)	秋田市広面字鍋沼17	○	○		○					○	677
117	泉中学校(体育館)	秋田市泉北2-6-1	○	○		○					○	591
118	将軍野中学校(体育館)	秋田市将軍野南一丁目12-1	○	○		○					○	601
119	御野場中学校(体育館)	秋田市仁井田字中新田223	○	○		○					○	597
120	勝平中学校(体育館)	秋田市新屋北浜町13-1	○	○		○					○	561

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫			火山 現象
121	飯島中学校(体育館)	秋田市飯島字田尻堰越48	○	○		○					○	611
122	桜中学校(体育館)	秋田市桜台1-1-1	○	○		○					○	560
123	御所野学院中学校(体育館)	秋田市御所野地藏田4-1-1	○	○		○					○	477
124	雄和中学校(体育館)	秋田市雄和石田字蟹沢40	○	○		○					○	470
125	河辺中学校(体育館)	秋田市河辺北野田高屋字雷谷地84	○			○					○	562
126	岩見三内中学校(体育館)	秋田市河辺三内字外川原39		○		○					○	348
127	秋田商業高等学校	秋田市新屋勝平台1-1	○	○		○					○	1,250
128	御所野学院高等学校(体育館)	秋田市御所野地藏田4-1-1	○	○		○					○	396
129	秋田公立美術大学附属高等学院(体育館)	秋田市新屋大川町12-3	○	○		○					○	284
130	旧金足東小学校(体育館)	秋田市金足片田字待入109	○			○					○	239
131	旧山谷小学校(体育館)	秋田市太平山谷字中山谷143	○	○		○					○	186
132	旧赤平小学校(体育館)	秋田市河辺赤平字小曾根80	○	○		○					○	197
133	金足西小学校グラウンド	秋田市金足大清水字大清水台1	○	○		○						6,925
134	下新城小学校グラウンド	秋田市下新城笠岡字佐戸反10	○	○		○						12,110
135	旧上新城小学校グラウンド	秋田市上新城五十丁字大村屋敷22		○		○						4,555
136	飯島小学校グラウンド	秋田市飯島鼠田2-2-1	○	○		○						8,669
137	港北小学校グラウンド	秋田市土崎港北4-6-1	○	○		○						7,913
138	土崎小学校グラウンド	秋田市土崎港中央3-1-78	○	○		○						2,104
139	外旭川小学校グラウンド	秋田市外旭川字梶ノ目262-2	○	○		○						5,350
140	泉小学校グラウンド	秋田市泉中央6-2-1		○		○						4,555
141	旭川小学校グラウンド	秋田市手形字才ノ浜63	○			○						2,715
142	広面小学校グラウンド	秋田市広面字蟹沢29				○						5,715
143	保戸野小学校グラウンド	秋田市保戸野すわ町9-60		○		○						3,670
144	八橋小学校グラウンド	秋田市八橋大沼町7-1		○		○						5,215
145	旭北小学校グラウンド	秋田市山王3-1-35		○		○						3,200
146	川尻小学校グラウンド	秋田市川尻みよし町8-31	○	○		○						3,665
147	旭南小学校グラウンド	秋田市旭南1-15-1		○		○						4,590
148	中通小学校グラウンド	秋田市中通5-8-22		○		○						2,720
149	築山小学校グラウンド	秋田市稽山古川新町55-1		○		○						3,085
150	東小学校グラウンド	秋田市東通2-11-1		○		○						4,590
151	下北手小学校グラウンド	秋田市下北手松崎字谷崎202-1	○			○						5,550
152	太平小学校グラウンド	秋田市太平目長崎字上目長崎144		○		○						3,245
153	牛島小学校グラウンド	秋田市牛島東6-6-1		○		○						4,975

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
154	大住小学校グラウンド	秋田市仁井田字西潟敷33		○		○							5,510
155	仁井田小学校グラウンド	秋田市仁井田本町4-7-1		○		○							6,520
156	四ツ小屋小学校グラウンド	秋田市四ツ小屋字街道東256-1		○		○							6,435
157	上北手小学校グラウンド	秋田市上北手猿田字館ノ下38				○							3,105
158	豊岩小学校グラウンド	秋田市豊岩豊巻字内縄尻90				○							2,125
159	桜小学校グラウンド	秋田市桜4-12-1	○	○		○							3,560
160	飯島南小学校グラウンド	秋田市飯島西袋1-1-2	○	○		○							4,780
161	御所野小学校グラウンド	秋田市御所野元町5-1-1	○	○		○							5,595
162	明德小学校グラウンド	秋田市千秋公園1-13	○			○							5,890
163	旧川添小学校グラウンド	秋田市雄和榑川字長者屋敷36-1	○	○		○							9,055
164	旧戸米川小学校グラウンド	秋田市雄和戸賀沢字金山沢20	○	○		○							9,745
165	旧大正寺小学校グラウンド	秋田市雄和新波字寺沢32-8	○			○							10,200
166	戸島小学校グラウンド	秋田市河辺戸島字本町123		○		○							7,085
167	河辺小学校グラウンド	秋田市河辺和田字岡村164-1	○			○							8,330
168	秋田北中学校グラウンド	秋田市下新城中野字街道端西241-90	○	○		○							4,855
169	土崎中学校グラウンド	秋田市土崎港北1-3-1	○	○		○							5,365
170	泉中学校グラウンド	秋田市泉北2-6-1	○	○		○							5,055
171	秋田東中学校グラウンド	秋田市手形休下町10-51		○		○							4,120
172	山王中学校グラウンド	秋田市山王3-1-24		○		○							4,545
173	秋田南中学校グラウンド	秋田市南通宮田15-1		○		○							5,355
174	城東中学校グラウンド	秋田市広面字鍋沼17		○		○							6,195
175	城南中学校グラウンド	秋田市榑山城南町4-1	○	○		○							4,280
176	秋田西中学校グラウンド	秋田市新屋大川町19-75		○		○							10,260
177	御野場中学校グラウンド	秋田市仁井田字中新田223		○		○							6,275
178	飯島中学校グラウンド	秋田市飯島字田尻堰越48	○	○		○							4,890
179	外旭川中学校グラウンド	秋田市外旭川字梶ノ目50	○	○		○							11,475
180	下北手中学校グラウンド	秋田市下北手松崎字走り崎14	○	○		○							5,500
181	桜中学校グラウンド	秋田市桜台1-1-1	○	○		○							6,395
182	河辺中学校グラウンド	秋田市河辺北野田高屋字雷谷地84	○			○							24,080
183	岩見三内中学校グラウンド	秋田市河辺三内字外川原39		○		○							6,260
184	御所野学院中学校・高等学校グラウンド	秋田市御所野地蔵田4-31	○	○		○							12,315
185	旧金足東小学校グラウンド	秋田市金足片田字待入109	○			○							3,175
186	旧山谷小学校グラウンド	秋田市太平山谷字中山谷143	○	○		○							2,805

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
187	旧赤平小学校グラウンド	秋田市河辺赤平字小管根80	○	○		○							6,115
188	旧岩見三内小学校グラウンド	秋田市河辺岩見字鍛冶屋敷14		○		○							7,270
189	秋田市立体育館(メインアリーナ固定観覧席および2階上部ジョギングコースほか、サブアリーナ固定観覧席)	秋田市八橋本町6-12-20						○					5,000
190	茨島体育館	秋田市茨島1-4-71	○	○		○					○		425
191	雄和体育館	秋田市雄和妙法字上大部95-1		○		○					○		364
192	雄和南体育館	秋田市雄和神ヶ村字陳笠259		○		○					○		263
193	河辺体育館	秋田市河辺和田字上中野186	○	○		○					○		336
194	市立体育館第2駐車場	秋田市八橋本町六丁目地内		○		○							575
195	外旭川地域運動広場 (旧外旭川中学校グラウンド)	秋田市外旭川八幡田1-18	○	○		○							5,085
196	八橋運動公園	秋田市八橋運動公園地内	○	○		○	○						津波117,000 津波以外 58,500
197	八橋陸上競技場	秋田市八橋運動公園1-10		○		○							14,725
198	八橋球技場	秋田市八橋運動公園地内		○		○							8,130
199	八橋硬式野球場	秋田市八橋運動公園1-7		○		○							8,815
200	八橋第2球技場・健康広場	秋田市八橋運動公園地内		○		○							4,970
201	下浜八田地域運動広場 (旧八田小学校グラウンド)	秋田市下浜八田字餅田42	○	○		○							2,030
202	横森地域運動広場	秋田市横森3-3	○	○		○							4,170
203	勝平市民グラウンド	秋田市新屋豊町153-1		○		○							11,770
204	茨島多目的運動広場	秋田市茨島1-12-12		○		○							2,000
205	雄和花の森野球場	秋田市雄和石田字蟹沢39	○			○							6,920
206	雄和新波野球場	秋田市雄和新波字寺沢31-1	○	○		○							5,755
207	河辺体育館駐車場	秋田市河辺和田字上中野186	○	○		○							2,620
208	飯島西部街区公園	秋田市飯島川端3地内	○	○		○	○						津波2,500 津波以外 1,250
209	飯島穀丁第四児童遊園地(松風団地)	秋田市飯島穀丁地内	○	○		○	○						津波250 津波以外 125
210	飯島神社街区公園	秋田市飯島松根西町地内	○	○		○	○						津波4,600 津波以外 2,300
211	琴平第二街区公園	秋田市土崎港中央4地内	○	○		○	○						津波1,800 津波以外 900
212	総社神社街区公園	秋田市川尻総社町地内	○	○		○	○						津波8,200 津波以外 4,100
213	松美ヶ丘第三街区公園	秋田市新屋松美ガ丘南町地内	○	○		○	○						津波3,000 津波以外 1,500

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
214	新屋松美町緑道(勝平日吉神社隣接広場)	秋田市新屋松美町地内	○	○		○	○						津波6,300 津波以外 3,150
215	下浜工業団地緑地	秋田市下浜羽川字下山地内	○	○		○	○						津波830 津波以外 415
216	飯島道東一丁目第一児童遊園地	秋田市飯島道東1地内	○	○		○	○						津波500 津波以外 250
217	一つ森公園コミュニティ体育館	秋田市下北手桜字蛭沢141-7	○	○		○					○		456
218	八橋墓地公園	秋田市八橋本町6地内		○		○							300
219	前谷地近隣公園	秋田市外旭川字前谷地地内		○		○							10,000
220	山王第一街区公園	秋田市山王3地内		○		○							3,500
221	榎山緑地(榎山公園)	秋田市榎山南中町1-9		○		○							3,000
222	拠点第一街区公園	秋田市東通仲町16		○		○							3,750
223	桜台中央公園	秋田市桜台2-5	○	○		○							3,000
224	牛島運動公園	秋田市牛島東1-5番		○		○							2,780
225	光沼近隣公園	秋田市土崎港相染町字沼端77	○	○		○							14,450
226	土崎駅東第三街区公園	秋田市土崎港北2-18	○	○		○							1,750
227	桜ガ丘第二街区公園	秋田市桜ガ丘3-4	○	○		○							2,195
228	大平台もみの木公園	秋田市大平台1-14	○	○		○							3,220
229	竹の花公園	秋田市雄和新波字清水木233	○	○		○							2,500
230	古川町街区公園(土崎市民グラウンド)	秋田市土崎港西4-3-1	○	○		○							4,700
231	千秋公園	秋田市千秋公園1	○			○		○					51,000
232	八橋地区コミュニティセンター(2階和室、会議室および談話コーナー)	秋田市八橋本町5-2-27	○					○					160
233	八橋地区コミュニティセンター(多目的ホール)	秋田市八橋本町5-2-27	○	○		○					○		122
234	榎山地区コミュニティセンター	秋田市榎山南中町1-9		○		○					○		209
235	泉地区コミュニティセンター	秋田市泉北1-20-27	○	○		○					○		120
236	旭北地区コミュニティセンター	秋田市大町4-4-15	○	○		○					○		111
237	保戸野地区コミュニティセンター	秋田市保戸野中町6-12	○	○		○					○		111
238	川尻地区コミュニティセンター	秋田市川尻みよし町8-16	○	○		○					○		120
239	旭南地区コミュニティセンター	秋田市旭南1-15-5	○	○		○					○		59
240	茨島地区コミュニティセンター	秋田市茨島1-4-71	○	○		○					○		87
241	平和公園	秋田市泉字五庵山135	○			○							30,000
242	西部市民サービスセンター(3階各室と廊下およびホール)	秋田市新屋扇町13-34						○					590
243	西部市民サービスセンター(多目的ホール)	秋田市新屋扇町13-34	○	○		○					○		183
244	勝平地区コミュニティセンター	秋田市新屋松美ガ丘東町10-10	○	○		○					○		124

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
245	豊岩地区コミュニティセンター	秋田市豊岩豊巻字内縄尻224-1		○		○						○	48
246	下浜地区コミュニティセンター	秋田市下浜羽川字下野1-76	○	○		○						○	66
247	北部市民サービスセンター(立体駐車場3階、庁舎3階〔フロア、バルコニー〕および屋上)	秋田市土崎港西5-3-1						○					4,830
248	北部市民サービスセンター(体育館)	秋田市土崎港西5-3-1	○	○		○						○	405
249	飯島地区コミュニティセンター敷地	秋田市飯島松根東町地内	○	○		○	○						津波1,300 津波以外 650
250	寺内地区コミュニティセンター敷地	秋田市寺内神屋敷地内	○	○		○	○						津波1,700 津波以外
251	上新城地区コミュニティセンター	秋田市上新城五十丁字小林88-5				○						○	42
252	金足地区コミュニティセンター	秋田市金足小泉字上前55	○	○		○						○	92
253	飯島地区コミュニティセンター	秋田市飯島松根東町5-22	○	○		○						○	128
254	寺内地区コミュニティセンター	秋田市寺内神屋敷13-23	○	○		○						○	80
255	外旭川地区コミュニティセンター	秋田市外旭川字四百刈76	○	○		○						○	122
256	将軍野地区コミュニティセンター	秋田市将軍野南4-8-8	○	○		○						○	80
257	下新城地区コミュニティセンター	秋田市下新城笠岡字堰場193-4	○	○		○						○	48
258	港北地区コミュニティセンター	秋田市土崎港北3-7-9	○	○		○						○	111
259	南部市民サービスセンター	秋田市御野場1-5-1	○	○		○						○	127
260	上北手地区コミュニティセンター	秋田市上北手猿田字四ツ小屋29-1	○			○						○	42
261	大住地区コミュニティセンター	秋田市大住南2-7-24	○	○		○						○	115
262	長者やま荘(雄和地区北部コミュニティ施設)	秋田市雄和椿川字長者屋敷38-1	○	○		○						○	59
263	雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48-1	○	○		○						○	280
264	雄和基幹集落センター(大正寺連絡所)	秋田市雄和新高字樋口62-2		○		○						○	63
265	河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38-2	○	○		○						○	186
266	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	秋田市河辺三内字外川原34-1		○		○						○	94
267	和込駅前駐車場	秋田市河辺和田字上中野129	○	○		○							2,140
268	下北手地区コミュニティセンター	秋田市下北手柳館字前田面133-1	○	○		○						○	63
269	太平地区コミュニティセンター	秋田市太平目長崎字沼田42				○						○	93
270	旭川地区コミュニティセンター	秋田市手形字才ノ浜51-2	○			○						○	122
271	東地区コミュニティセンター	秋田市広面字鬼頭38	○	○		○						○	122
272	明徳地区コミュニティセンター	秋田市手形住吉町2-27	○	○		○						○	102
273	東部市民サービスセンター	秋田市広面字釣瓶町13-3	○	○		○						○	150
274	秋田市民交流プラザ	秋田市東通仲町4-1	○	○		○						○	612
275	雄和サイクリングターミナル	秋田市雄和椿川字奥椿岱145-2	○	○		○						○	55
276	秋田公立美術大学(講義棟2階の各室と通路)	秋田市新屋大川町12-3						○					850

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫			火山 現象
277	秋田公立美術大学(体育館)	秋田市新屋大川町12-3	○	○		○					○	399
278	秋田公立美術大学グラウンド	秋田市新屋大川町12-3	○	○		○						3,450
279	大森山老人と子どもの家	秋田市浜田字出小屋333-1	○								○	250
280	秋田市河辺高齢者健康づくりセンター(ユフォーレ体育館)	秋田市河辺三内字丸舞1-1	○	○		○					○	178
281	雄和ふれあいプラザ敷地(一部)	秋田市雄和妙法字上大部46、47-2		○		○						1,269
282	河辺総合福祉交流センター	秋田市河辺北野田高屋字上前田表66-1	○	○		○					○	703
283	河辺総合福祉交流センター駐車場	秋田市河辺北野田高屋字上前田表66-1	○	○		○						7,350
284	下新城交流センター	秋田市下新城中野字前谷地263	○	○							○	229
285	中央市民サービスセンター	秋田市山王1-1-1	○	○		○					○	125
286	桜地区コミュニティセンター(多目的ホール)	秋田市桜台1-1-4	○	○		○					○	117
287	雄和小学校(体育館)	秋田市雄和石田字蟹沢40	○	○		○					○	128
288	秋操近隣公園	秋田市泉中央6-3	○	○		○						9,500
289	秋田県立秋田高等学校陸上競技場	秋田市手形字中台1	○			○						7,500
290	秋田県立金足農業高等学校野球場・ラグビー場	秋田市金足追分字海老穴102-4	○	○		○						6,840
291	秋田県立秋田南高等学校陸上競技場	秋田市仁井田緑町4-1		○		○	○					津波10,200 津波以外 5,100
292	秋田県立秋田北高等学校グラウンド	秋田市千秋中島町8-1		○		○						4,000
293	秋田県立秋田中央高等学校野球場・ラグビー場	秋田市土崎港南3-2-78	○	○		○	○					津波15,540 津波以外 7,770
294	秋田県立秋田工業高等学校多目的グラウンド	秋田市保戸野金砂町3-1		○		○						5,475
295	学校法人日本赤十字学園日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学グラウンド	秋田市上北手猿田字苗代沢17-3		○		○						4,700
296	秋田県中央地区老人福祉総合エリア駐車場	秋田市御所野下堤5-1-1	○	○		○						12,160
297	秋田県健康増進交流センター駐車場	秋田市河辺三内字丸舞1-1	○	○		○						375
298	秋田県農業試験場駐車場第1駐車場	秋田市雄和相川字源八沢34-1	○	○		○						1,120
299	秋田県立秋田きらり支援学校グラウンド	秋田市南ヶ丘1-1-1	○	○		○						4,565
300	国立大学法人秋田大学陸上競技場	秋田市手形住吉町6		○		○						14,150
301	国立大学法人秋田大学野球場	秋田市手形学園町1		○		○						10,185
302	国立大学法人秋田大学附属中学校屋外運動場	秋田市保戸野原の町7-75		○		○						4,275
303	飯島南地区コミュニティセンター(多目的ホール)	秋田市飯島字南場掛318-2	○	○		○					○	100
304	南部市民サービスセンター別館	秋田市牛島東六丁目4-5	○	○		○					○	121
305	秋田県立中央公園	秋田市雄和椿川字駒坂台4-1	○	○		○						38,500
306	聖霊女子短期大学付属高等学校グラウンド	秋田市南通みその町4-82		○		○						2,500
307	秋田モータースクール自動車教習場	秋田市茨島四丁目3-36		○		○						9,419

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数		
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象				
308	社会福祉法人感恩講児童保育園グラウンド	秋田市寺内神屋敷2-1	○			○	○							津波5,000 津波以外 2,500
309	秋田なまはげ農業協同組合雄和支店駐車場	秋田市雄和石田字中大部3		○		○								2,890
310	秋田なまはげ農業協同組合大正寺資材倉庫駐車場	秋田市雄和新波字本屋敷1-1		○		○								1,000
311	秋田県立大学陸上競技場	秋田市下新城中野字街道端西241-7	○	○		○								11,173
312	下浜羽川遊園地	秋田市下浜羽川字二十町41-2	○	○		○								480
313	ノースアジア大学明桜高等学校グラウンド	秋田市下北手桜字守沢8-1	○	○		○								16,000
314	ノースアジア大学グラウンド	秋田市下北手桜字守沢46-1	○	○		○								8,000
315	下浜長浜公民館敷地	秋田市下浜長浜字荒郷屋70				○	○							津波1,181 津波以外 590
316	仁井田地区コミュニティセンター	秋田市仁井田本町四丁目5番20号		○		○								99
317	湊城西小学校グラウンド	能代市盤若町2-1	○	○	○	○		○	○					3,797
318	湊城南小学校グラウンド	能代市若松町2-24	○	○	○	○	○	○	○					4,611
319	第四小学校グラウンド	能代市宇藤山3	○	○	○	○	○	○	○					7,609
320	能代第一中学校グラウンド	能代市盤若町8-11	○	○	○	○	○	○	○					4,521
321	能代第二中学校グラウンド	能代市宇豊祥岱1-46	○	○	○	○	○	○	○					9,087
322	能代松陽高等学校グラウンド	能代市緑町4-7		○	○	○	○	○	○					23,304
323	能代高等学校グラウンド	能代市宇高埜2-1	○	○	○	○	○	○	○					28,650
324	旧能代北高等学校跡地	能代市追分町1-36	○	○	○	○	○	○	○					9,357
325	能代ふれあいプラザ	能代市上町12-32	○	○	○	○	○	○	○		○			457
326	中央公民館広場	能代市追分町4-26	○	○	○	○	○	○	○					14,119
327	市営陸上競技場	能代市末広町66-1	○	○	○	○		○	○					15,281
328	能代公園	能代市清助町25外	○	○	○	○	○	○	○					24,500
329	能代河畔公園	能代市万町136外		○	○	○		○	○					52,500
330	川端街区公園	能代市万町213外		○	○	○		○	○					2,037
331	大町街区公園	能代市大町148-2外	○	○	○	○		○	○					1,193
332	中央近隣公園	能代市上町152	○	○	○	○		○	○					2,818
333	富町街区公園	能代市富町197	○	○	○	○		○	○					1,824
334	富町小街区公園	能代市富町193	○	○	○	○		○	○					896
335	井坂街区公園	能代市御指南町24外	○	○	○	○	○	○	○					3,007
336	柳町街区公園	能代市柳町167	○	○	○	○		○	○					1,169
337	出戸町街区公園	能代市西通町172	○	○	○	○		○	○					908
338	大正町街区公園	能代市末広町273	○	○	○	○	○	○	○					1,390

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
339	萩の台街区公園	能代市末広町298	○	○	○	○	○	○	○			1,433
340	栄町街区公園	能代市栄町274	○	○	○	○		○	○			1,241
341	昭南町街区公園	能代市昭南町113	○	○	○	○	○	○	○			1,062
342	花園街区公園	能代市花園町1	○	○	○	○	○	○	○			1,166
343	出戸街区公園	能代市出戸本町187	○	○	○	○	○	○	○			3,090
344	出戸小街区公園	能代市出戸本町248	○	○	○	○	○	○	○			848
345	明治町街区公園	能代市明治町126		○	○	○	○	○	○			283
346	大瀬街区公園	能代市宇大瀬儘下21-7		○	○	○	○	○	○			1,800
347	向能代小学校グラウンド	能代市向能代字上野越25-1	○	○	○	○	○	○	○			9,700
348	東雲中学校グラウンド	能代市向能代字トトメキ106-1	○	○	○	○	○	○	○			12,239
349	旧竹生小学校グラウンド	能代市竹生字竹生18-1	○	○	○	○	○	○	○			5,676
350	旧朴瀬小学校グラウンド	能代市朴瀬字二林台65-1	○	○	○	○	○	○	○			7,223
351	旧日影小学校グラウンド	能代市朴瀬字日影71-2	○	○	○	○	○	○	○			1,407
352	能代球場前	能代市落合字下台3	○	○	○	○		○	○			25,213
353	向ヶ丘街区公園	能代市落合字中大野台1-163	○	○	○	○	○	○	○			839
354	落合1号街区公園	能代市落合字落合150	○	○	○	○		○	○			772
355	落合2号街区公園	能代市落合字上前田198	○	○	○	○		○	○			1,235
356	落合3号街区公園	能代市落合字下前田204	○	○	○	○		○	○			935
357	落合4号街区公園	能代市落合字下悪土150	○	○	○	○		○	○			1,111
358	落合5号街区公園	能代市落合字上釜谷地280		○	○	○		○	○			1,598
359	落合近隣公園	能代市落合字古釜谷地72	○	○	○	○		○	○			7,514
360	落合球技場	能代市落合字古悪土1-1		○	○	○		○	○			3,087
361	落合第二球場	能代市落合字古悪土1-1		○	○	○		○	○			6,003
362	ソフトボール場第一	能代市落合字古悪土1-1		○	○	○		○	○			1,917
363	ソフトボール場第二	能代市落合字古悪土1-1		○	○	○		○	○			1,917
364	浅内小学校グラウンド	能代市浅内字上ノ山236	○	○	○	○	○	○	○			15,654
365	能代南中学校グラウンド	能代市河戸川字中野241	○	○	○	○	○	○	○			15,251
366	第五小学校グラウンド	能代市鍼淵字中嶋古屋布25		○	○	○	○	○	○			4,165
367	能代東中学校グラウンド	能代市扇田字東扇田251-1	○	○	○	○	○	○	○			14,122
368	旧崇徳小学校グラウンド	能代市檜山字寺田4-9	○		○	○	○	○	○			4,379
369	旧鶴形小学校グラウンド	能代市宇町後16	○		○	○	○	○	○			5,517
370	旧常盤小学校グラウンド	能代市常盤字堂回90		○	○	○	○	○	○			3,624
371	旧常盤中学校グラウンド	能代市常盤字堂回90		○	○	○	○	○	○			9,361

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所の重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
372	田ノ沢生活改善センター	能代市二ツ井町梅内字様の下96-3	○		○			○	○	○			67
373	大畑公民館	能代市二ツ井町梅内字大畑無番地	○		○			○	○	○			10
374	馬子岱集会所	能代市二ツ井町梅内字馬子岱48-1	○		○			○	○	○			43
375	大淵泥ノ木部落公民館	能代市二ツ井町梅内字来万無番地	○		○			○	○	○			15
376	梅内聚落会館	能代市二ツ井町梅内字前田160	○		○			○	○	○			86
377	悪戸集落営農センター	能代市二ツ井町梅内字白岩新田無番地			○			○	○	○			50
378	外面部落集会所(児童館)	能代市二ツ井町種字外面29-1		○	○			○	○	○			58
379	旧種梅小学校	能代市二ツ井町種字下樋ノ口15-1	○	○	○			○	○	○			222
380	旧種梅小学校グラウンド	能代市二ツ井町種15-1	○	○	○	○		○	○	○			620
381	種公民館	能代市二ツ井町種字熊野堂前145-2	○	○	○			○	○	○			120
382	鎌谷公民館	能代市二ツ井町種字鎌谷沢出口無番地			○			○	○	○			15
383	旧天神小学校	能代市二ツ井町小繋字天神道上38-1			○			○	○	○			229
384	旧天神小学校グラウンド	能代市二ツ井町小繋字天神道上38-1			○	○		○	○	○			6,461
385	道の駅ふたつ	能代市二ツ井町小繋字泉51		○	○	○		○	○	○			10,322
386	麻生会館	能代市二ツ井町麻生字麻生46-1		○	○			○	○	○			76
387	下田平集会所	能代市二ツ井町麻生字綱前54	○	○	○			○	○	○			70
388	切石コミュニティセンター	能代市二ツ井町切石字山根64-4	○	○	○			○	○	○			191
389	切石老人集会所	能代市二ツ井町切石字山根61-1	○		○			○	○	○			20
390	旧切石小学校	能代市二ツ井町切石字大倉175	○	○	○			○	○	○			251
391	旧切石小学校グラウンド	能代市二ツ井町切石字大倉175	○	○	○	○		○	○	○			3,589
392	苧又石地区集会所	能代市二ツ井町苧又石字大沢掛112-1	○	○	○			○	○	○			32
393	昭和新田部落集会所	能代市二ツ井町飛根字中道下悪戸無番地		○	○			○	○	○			18
394	羽立新田部落集会所	能代市二ツ井町飛根字羽立新田無番地		○	○			○	○	○			32
395	旧富根小学校	能代市二ツ井町飛根字高清水304		○	○			○	○	○			464
396	旧富根小学校グラウンド	能代市二ツ井町飛根字高清水304		○	○	○		○	○	○			7,325
397	羽立部落会館	能代市二ツ井町飛根字羽立169		○	○			○	○	○			40
398	富田公民館	能代市二ツ井町飛根字富田無番地		○	○			○	○	○			49
399	大林部落集会所	能代市二ツ井町飛根字大林無番地		○	○			○	○	○			24
400	駒形部落集会所	能代市二ツ井町駒形字出口115-2	○	○	○			○	○	○			44
401	矢崎集会所	能代市二ツ井町駒形字矢崎無番地	○	○	○			○	○	○			25
402	二ツ井中学校グラウンド	能代市二ツ井町字下野76-2		○	○	○		○	○	○			15,101
403	能代高等学校定時制課程グラウンド	能代市二ツ井町字五千苧20-1		○	○	○		○	○	○			3,618
404	二ツ井小学校グラウンド	能代市二ツ井町字上台25-1		○	○	○		○	○	○			9,354

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
405	旧ニツ井小学校グラウンド	能代市ニツ井町字滑良子川端40-1		○	○	○	○	○	○				7,580
406	ニツ井児童館	能代市ニツ井町字下野家後82-2		○	○			○	○	○			136
407	ニツ井球場	能代市ニツ井町字神川原113		○	○	○	○	○	○				16,822
408	桜づつみ公園	能代市ニツ井町荷上場米代川右岸		○	○	○	○	○	○				31,000
409	旧仁鮎小学校	能代市ニツ井町仁鮎字後山52-1	○		○			○	○	○			276
410	旧仁鮎小学校グラウンド	能代市ニツ井町仁鮎字後山52-1	○		○	○	○	○	○				7,061
411	仁鮎部落集会所	能代市ニツ井町仁鮎字家後無番地	○	○	○			○	○	○			10
412	中台自治会館	能代市ニツ井町仁鮎字中台無番地	○		○			○	○	○			58
413	鬼神公民館	能代市ニツ井町小掛字堰根台22-1	○		○			○	○	○			124
414	小掛部落会館	能代市ニツ井町小掛字下田表2	○		○			○	○	○			100
415	ニツ井公民館濁川分館	能代市ニツ井町濁川字濁川145-1	○		○			○	○	○			103
416	田代上部落集会所	能代市ニツ井町田代字水沢無番地	○	○	○			○	○	○			10
417	旧田代小学校	能代市ニツ井町田代字泥ノ木岱212	○	○	○			○	○	○			208
418	旧田代小学校グラウンド	能代市ニツ井町田代字泥ノ木岱212	○	○	○	○	○	○	○				375
419	田代生活改善センター	能代市ニツ井町田代字泥ノ木岱122-1	○		○			○	○	○			67
420	本田代集会所	能代市ニツ井町田代字胡麻木岱73-3	○	○	○			○	○	○			30
421	淳城西小学校	能代市盤若町2-1	○	○	○	○	○	○	○		○		395
422	淳城南小学校	能代市若松町2-24	○	○	○	○	○	○	○		○		404
423	第四小学校	能代市字藤山3	○	○	○	○	○	○	○		○		507
424	能代第一中学校	能代市盤若町8-11	○	○	○	○	○	○	○		○		461
425	能代第二中学校	能代市字豊祥岱1-46	○	○	○	○	○	○	○		○		457
426	能代松陽高等学校	能代市緑町4-7	○	○	○	○	○	○	○		○		444
427	能代高等学校	能代市字高埜2-1	○	○	○	○	○	○	○		○		337
428	能代科学技術高等学校	能代市盤若町3-1	○	○	○	○	○	○	○		○		708
429	能代市総合体育館	能代市大町9-53		○	○	○		○	○		○		2,333
430	文化会館	能代市追分町4-26	○	○	○	○	○	○	○		○		89
431	勤労青少年ホーム	能代市追分町4-26	○	○	○	○	○	○	○		○		106
432	広域交流センター	能代市字海詠坂3-2	○		○	○	○	○	○		○		740
433	向能代小学校	能代市向能代字上野越25-1	○	○	○	○	○	○	○		○		339
434	東雲中学校	能代市向能代字トメキ106-1	○	○	○	○	○	○	○		○		837
435	向能代地域センター	能代市向能代字上野越83	○	○	○	○	○	○	○		○		55
436	土床体育館	能代市落合字亀谷地1-65	○	○	○	○		○	○		○		450
437	アリナス	能代市落合字下台2-1	○	○	○	○		○	○		○		2,974

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
438	旧竹生小学校	能代市竹生字竹生18-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	268
439	浅内小学校	能代市浅内字上ノ山236	○	○	○	○	○	○	○	○	○	457
440	能代南中学校	能代市河戸川字中野241	○	○	○	○	○	○	○	○	○	377
441	南地域センター	能代市河戸川字南後田134-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	49
442	第五小学校	能代市臈淵字中嶋古屋布25	○	○	○	○	○	○	○	○	○	443
443	能代東中学校	能代市扇田字東扇田251-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	470
444	扇淵地域センター	能代市扇田字道地155-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	54
445	おとも苑	能代市字腹鞆ノ沢19-10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	999
446	旧崇徳小学校	能代市檜山字寺田4-8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	371
447	檜山地域拠点施設	能代市檜山字霧山下104	○	○	○	○	○	○	○	○	○	45
448	母体会館	能代市母体字樋ノ口6-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	50
449	鶴形地域拠点施設	能代市字鶴形16	○		○	○	○	○	○	○	○	33
450	旧常盤小学校	能代市常盤字堂回90	○	○	○	○	○	○	○	○	○	33
451	旧常盤中学校	能代市常盤字堂回90	○	○	○	○	○	○	○	○	○	446
452	常盤地域センター	能代市常盤字堂回90	○	○	○	○	○	○	○	○	○	116
453	旧朴瀬小学校	能代市朴瀬字二林台65-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	246
454	B&G海洋センター	能代市落合字亀谷地1-65	○	○	○	○		○	○	○	○	542
455	種梅ふるさとの家	能代市二ツ井町種字下樋ノ口167	○		○	○	○	○	○	○	○	53
456	きみまち子ども園	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口15-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	241
457	二ツ井公民館荷上場分館	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口1-1		○	○	○	○	○	○	○	○	69
458	荷上場体育館	能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口1-1		○	○	○	○	○	○	○	○	221
459	小繋会館	能代市二ツ井町小繋字神明社下22-1		○	○	○	○	○	○	○	○	63
460	ブナの森ふれあい伝承館	能代市二ツ井町飛根字高清水391		○	○	○	○	○	○	○	○	159
461	二ツ井中学校	能代市二ツ井町字下野76-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	533
462	二ツ井伝承ホール	能代市二ツ井町字上台1-1		○	○	○	○	○	○	○	○	333
463	二ツ井町総合体育館	能代市二ツ井町字上台60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2,392
464	能代高等学校定時制課程	能代市二ツ井町字五千苺20-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	451
465	二ツ井公民館二ツ井分館	能代市二ツ井町字三千苺3-3		○	○	○	○	○	○	○	○	178
466	二ツ井小学校	能代市二ツ井町字上台25-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	487
467	二ツ井公民館	能代市二ツ井町字下野家後49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	688
468	二ツ井子ども園	能代市二ツ井町字下野川端2-1		○	○	○	○	○	○	○	○	261
469	杉ホールひびき	能代市二ツ井町仁鮎字後山38-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	136
470	横手南小学校	横手市羽黒町4-36	○			○		○			○	8,926

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
471	朝倉小学校	横手市睦成字旋185	○	○		○		○			○	7,353
472	旭小学校	横手市赤坂字城野岡222	○	○		○		○			○	9,805
473	栄小学校	横手市大屋寺内字長谷下6-3	○	○		○		○			○	7,280
474	横手北小学校	横手市八幡字下長田50	○	○		○		○			○	8,910
475	横手南中学校	横手市赤坂字郷土館32-1	○	○		○		○			○	28,969
476	横手北中学校	横手市静町字鶴田37	○	○		○		○			○	20,743
477	横手高等学校	横手市睦成字鶴谷地68	○	○		○		○			○	21,654
478	横手城南高等学校	横手市根岸町2-14	○			○		○			○	19,123
479	横手清陵学院高等学校	横手市大沢字前田147-1	○	○		○		○			○	54,013
480	横手高等学校青雲館	横手市前郷二番町10-1	○	○		○					○	8,537
481	横手支援学校	横手市赤坂字仁坂105-1	○			○		○			○	23,286
482	女性センター	横手市本町3-30	○	○		○		○			○	341
483	あさくら館	横手市朝倉町6-38	○	○		○		○			○	1,109
484	さかえ館	横手市大屋新町字堂ノ前32-1	○	○		○		○			○	585
485	旭ふれあい館	横手市猪岡字水上91-2	○	○		○		○			○	2,444
486	ふるさと館	横手市上境字谷地中144-1	○	○		○		○			○	433
487	オアシス館	横手市黒川字館西619		○		○		○			○	401
488	金沢孔城館	横手市金沢中野字長持213	○	○				○			○	1,613
489	横手体育館	横手市条里二丁目2-40	○	○				○			○	2,260
490	横手市民会館	横手市南町13-1	○	○				○			○	4,744
491	横手保健センター	横手市横山町1-1	○	○		○		○			○	191
492	横手防災センター	横手市婦気大堤字婦気前197-1	○	○		○		○			○	250
493	高齢者センター	横手市条里二丁目2-52		○		○		○			○	446
494	旧境町小学校グラウンド	横手市上境字谷地中17	○	○		○		○				3,439
495	旧黒川小学校グラウンド	横手市黒川字福島59		○		○		○				2,180
496	旧横手西中学校グラウンド	横手市黒川字一本木32		○		○		○				4,666
497	旧金沢中学校グラウンド	横手市金沢中野字根小屋84	○	○		○		○				3,400
498	立馬郊グラウンド	横手市金沢中野字三貫堰645-1	○	○		○		○				5,200
499	記念公園運動広場	横手市南町13	○	○		○		○				7,500
500	花端木児童公園	横手市前郷一番町760		○		○						1,450
501	三井寺児童公園	横手市南町849	○	○		○		○				1,500
502	駅南児童公園	横手市駅南一丁目35	○	○		○		○				1,950
503	本郷第一公園	横手市旭川一丁目6		○		○		○				3,000

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
504	本郷第二公園	横手市旭川二丁目44		○		○		○					1,500
505	水上児童公園	横手市平和町485		○		○							1,050
506	清川児童公園	横手市清川町112		○		○							800
507	追廻第一児童公園	横手市追廻三丁目27	○	○		○		○					1,750
508	追廻第二児童公園	横手市追廻一丁目56	○			○		○					1,200
509	西山児童公園	横手市朝日が丘三丁目423	○	○		○		○					750
510	荒沼児童公園	横手市朝日が丘二丁目422	○	○		○		○					500
511	八王寺公園	横手市安田柳堤3-1	○	○		○		○					9,000
512	大島公園	横手市新坂町132-1	○	○		○		○					8,100
513	横手公園	横手市睦成字城付1-4	○			○		○					18,500
514	赤坂総合公園	横手市赤坂字大沼沢2-9	○	○		○		○					13,281
515	梅ノ木街区公園	横手市梅の木町711		○		○		○					2,100
516	光明寺街区公園	横手市中央町		○		○							1,950
517	増田小学校	横手市増田町増田字土肥館141	○	○		○		○			○		14,575
518	増田中学校	横手市増田町増田字若松27	○	○		○		○			○		11,099
519	増田高等学校	横手市増田町増田字一本柳137	○	○		○		○			○		19,882
520	増田まんが美術館	横手市増田町増田字新町285	○	○		○		○			○		6,821
521	西成瀬地域センター	横手市増田町荻袋字真当72	○	○		○		○		○	○		5,612
522	亀田地域センター	横手市増田町亀田字半助村70	○	○		○		○			○		4,905
523	狙半内地域センター	横手市増田町狙半内字七曲下101	○			○		○		○	○		5,639
524	増田体育館	横手市増田町増田字若松44-4	○	○		○		○			○		7,142
525	増田野球場	横手市増田町増田字若松106		○		○		○					4,250
526	浅舞小学校	横手市平鹿町浅舞字八幡小路18	○	○		○		○			○		10,450
527	吉田小学校	横手市平鹿町上吉田字大道88-3	○	○		○		○			○		5,197
528	醍醐小学校	横手市平鹿町醍醐字大橋7	○	○		○		○			○		7,393
529	平鹿中学校	横手市平鹿町浅舞字一関向3-1	○	○		○		○			○		16,332
530	平成高等学校	横手市平鹿町上吉田字角掛60	○	○		○		○			○		22,772
531	浅舞公民館	横手市平鹿町浅舞字寛町後140	○	○		○		○			○		363
532	浅舞公民館蛭野分館	横手市平鹿町浅舞字釜池175	○	○		○		○			○		5,577
533	醍醐公民館	横手市平鹿町醍醐字四ツ屋76	○	○		○		○			○		12,824
534	吉田公民館	横手市平鹿町上吉田字田ノ植57-2	○	○				○			○		163
535	吉田地区生涯学習センター	横手市平鹿町上吉田字吉田95-3	○	○		○		○			○		6,958
536	平鹿就業改善センター	横手市平鹿町浅舞字蔭沼313	○	○		○		○			○		112

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
537	農村体験学習施設「アイリスハウス」	横手市平鹿町浅舞字蔭沼291	○	○		○		○			○	377
538	福祉保健センター平鹿町ゆとり館	横手市平鹿町浅舞字蔭沼289	○	○		○		○			○	178
539	平鹿防災センター	横手市平鹿町浅舞字野々助158-3		○		○		○			○	45
540	浅舞スポーツセンター	横手市平鹿町浅舞字野々助141-4		○				○			○	12,336
541	平鹿体育館	横手市平鹿町浅舞字覚町後131-2	○	○				○			○	923
542	下鍋倉地区農村集落多目的共同利用施設	横手市平鹿町下鍋倉字下系畑原229		○		○		○			○	82
543	平鹿ときめき交流センターゆつぷる	横手市平鹿町醍醐字沢口166	○	○		○		○			○	97
544	樽見内地区農村総合運動公園	横手市平鹿町樽見内字扇田173-2	○	○		○		○				2,791
545	下醍醐農村公園	横手市平鹿町醍醐字醍醐東66	○	○		○		○				1,675
546	浅舞陸上競技場	横手市平鹿町浅舞字道川南19-1	○	○		○		○				13,866
547	十五野公園(平鹿野球場)	横手市平鹿町浅舞字十六石野61	○	○		○		○				20,780
548	浅舞公園	横手市平鹿町浅舞字上蔭沼52外	○	○		○		○				24,334
549	雄物川小学校	横手市雄物川町今宿字鳴田35	○	○		○		○			○	9,046
550	雄物川高等学校	横手市雄物川町今宿字まみ袋125	○	○		○		○			○	24,572
551	雄物川コミュニティセンター	横手市雄物川町沼館字高畑338	○	○		○		○			○	4,835
552	沼館公民館(アスパルおものがわ)	横手市雄物川町沼館字沼館140-1		○		○		○			○	363
553	館合公民館	横手市雄物川町薄井字薄井60	○	○		○		○			○	1,337
554	里見公民館	横手市雄物川町東里字東里173-2	○	○		○		○			○	377
555	福地公民館	横手市雄物川町柏木字後田7		○		○		○			○	3,789
556	雄物川体育館	横手市雄物川町今宿字前田面7		○				○			○	4,253
557	大沢地区農村集落多目的センター	横手市雄物川町大沢字大沢182	○	○		○		○			○	145
558	のびる館(旧雄南小)	横手市雄物川町谷地新田字堤添33-2	○	○		○		○			○	2,579
559	つきの木館(旧館合小学校)	横手市雄物川町薄井字下小出70	○	○				○			○	4,776
560	二井山地区農村集落多目的共同利用施設	横手市雄物川町二井山字二井山153-4	○	○		○		○			○	85
561	旧雄物川北小学校グラウンド	横手市雄物川町沼館字沼館182		○		○		○				4,800
562	雄物川中央公園	横手市雄物川町沼館字高畑320		○		○		○				1,925
563	大森小学校	横手市大森町字中田1-4		○		○		○			○	4,475
564	大森コミュニティ交流センター(旧大森中学校)	横手市大森町字高口下水戸堤1	○					○			○	10,591
565	保呂羽山少年自然の家	横手市大森町八沢木字大木屋73	○	○				○			○	2,650
566	大森コミュニティセンター	横手市大森町字大中島276		○				○			○	365
567	大森公民館	横手市大森町字大森145		○				○			○	147
568	八沢木公民館	横手市大森町八沢木字中房29	○					○			○	299
569	前田公民館	横手市大森町八沢木字前田33-2	○	○				○			○	4,600

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所の重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
570	大森農村環境改善センター(川西公民館)	横手市大森町袴形字東神成309		○		○		○			○	250
571	坂部多目的集落集会所	横手市大森町坂部字小屋ノ沢1-1	○	○		○		○			○	170
572	大森町高齢者等保健福祉センター	横手市大森町菅生田245-206	○	○		○		○			○	553
573	大森体育館	横手市大森町字持向192	○	○		○		○			○	1,192
574	白山体育館	横手市大森町上溝字白山下72	○	○				○			○	7,073
575	大森町生きがい交流広場	横手市大森町上溝字白山下16-1	○	○		○		○				4,682
576	山村広場(松原団地おまつり広場)	横手市大森町上溝字観音寺361	○	○		○		○				4,916
577	中房農村公園	横手市大森町八沢木字中房29-1	○			○		○				1,479
578	大森前田運動場	横手市大森町八沢木字前田100	○	○		○		○				4,144
579	坂部農村公園	横手市大森町坂部字小屋ノ沢1-1	○	○		○		○				1,260
580	板井田農村公園	横手市大森町板井田字沖田24		○		○		○				1,807
581	十文字コミュニティセンター	横手市十文字町海道下12-5	○	○		○		○			○	365
582	十文字小学校	横手市十文字町十五野新田字坊主沢5-1	○	○		○		○			○	21,760
583	十文字中学校	横手市十文字町十五野新田字梨木境134-1	○	○		○		○			○	1,7657
584	三重保育所	横手市十文字町十五野新田字増田道東93-4		○				○			○	661
585	十文字西地区館/農村環境改善センター/交流館	横手市十文字町植田字一ト市330	○	○		○		○			○	3,292
586	十文字西スポーツ交流センター	横手市十文字町植田字一ト市127	○	○		○		○			○	8,434
587	十文字防災センター	横手市十文字町植田字古川端111-2		○		○		○			○	149
588	道の駅十文字	横手市十文字町字海道下21-4	○	○		○		○			○	7,541
589	旧十文字第一小学校グラウンド	横手市十文字町字十文字48	○	○		○		○				4,714
590	旧十文字第二小学校グラウンド	横手市十文字町十五野新田字増田道東19		○		○		○				3,245
591	旧植田小学校グラウンド	横手市十文字町植田字忍ノ沢14-4		○		○		○				3,645
592	旧睦合小学校グラウンド	横手市十文字町睦合字宿屋布36		○		○		○				2,430
593	十文字陸上競技場	横手市十文字町十五野新田字坊主沢20		○		○		○				10,900
594	梨木公園	横手市十文字町西原二番町54	○	○		○		○				9,528
595	西原児童公園	横手市十文字町西原二番町55	○	○		○		○				800
596	海蔵院農村公園	横手市十文字町鼎字海蔵院34-1		○		○		○				1,500
597	柳原農村公園	横手市十文字町鼎字中川原10		○		○		○				522
598	能平喜農村公園	横手市十文字町鼎字能平喜160		○		○		○				1,500
599	腕越児童公園	横手市十文字町腕越字山道端105-2	○	○		○		○				753
600	中央団地児童公園	横手市十文字町梨木字羽場下10-24	○	○		○		○				994
601	睦合農村公園	横手市十文字町睦合字乱場115-1	○	○		○		○				1,077
602	木下広域健康広場	横手市十文字町木下字木下167	○	○		○		○				1,150

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
603	宝竜公園	横手市十文字町宝竜2丁目		○		○		○					1,250
604	山内小学校	横手市山内土淵字菅生37-1	○	○		○		○			○		12,668
605	さんない保育園	横手市山内土淵字菅生37-7	○	○		○		○			○		800
606	山内公民館(庁舎2階)	横手市山内土淵字二瀬8-4	○	○		○		○			○		507
607	山内公民館吉谷地分館	横手市山内平野沢字蔵台5	○					○			○		109
608	山内公民館筏分館	横手市山内筏字久保5	○	○				○			○		107
609	山内三又コミュニティセンター	横手市山内三又字堂林72	○	○		○		○			○		1,607
610	山内南郷コミュニティセンター	横手市山内南郷字赤淵31	○	○		○		○			○		86
611	山内体育館	横手市山内平野沢字南相野々42-1	○	○		○		○			○		800
612	山内ほっとパレス「ゆうらく館」	横手市山内土淵字鶴ヶ池31-3	○	○		○		○			○		1,392
613	総合交流施設ふれあい館	横手市山内土淵字道地59-12	○	○		○		○			○		619
614	道の駅さんない	横手市山内土淵字小目倉沢34	○			○		○			○		1,184
615	旧黒沢小学校グラウンド	横手市山内黒沢字田代沢口4-1	○			○		○					3,500
616	旧松川小学校グラウンド	横手市山内大松川字上台140	○			○		○					600
617	鶴ヶ池公園	横手市山内土淵字鶴ヶ池地内1-1	○	○		○		○					2,450
618	山内陸上競技場、野球場	横手市山内筏字力石126-3	○	○		○		○					6,400
619	大雄小学校	横手市大雄字田根森50	○	○		○		○			○		8,361
620	横手明峰中学校	横手市大雄字藤巻西10	○	○		○		○			○		25,237
621	大雄コミュニティ交流センター(旧大雄中学校)	横手市大雄字狐塚262		○				○			○		9,053
622	大雄交流研修館(ふれあいホール)	横手市大雄字本庄道下10		○		○		○			○		317
623	大雄地域福祉センター(ふれあい館)	横手市大雄字大関310		○		○		○			○		641
624	大雄子どもセンター	横手市大雄字田根森50	○	○		○		○			○		218
625	大雄農業者トレーニングセンター	横手市大雄字石持前34		○				○			○		891
626	旧阿気小学校グラウンド	横手市大雄字木戸口22		○		○		○					2,979
627	大雄運動公園	横手市大雄字本庄道下20		○		○		○					7,145
628	桂城小学校グラウンド	大館市水門町1-12		○		○		○	○				5,339
629	城南小学校グラウンド	大館市字桜町9	○	○		○		○	○				2,635
630	城西小学校グラウンド	大館市城西町8-1	○	○		○		○	○				3,388
631	有浦小学校グラウンド	大館市有浦四丁目6-55	○	○		○		○	○				4,045
632	釈迦内小学校グラウンド	大館市釈迦内字相染台24	○	○		○		○	○				1,298
633	長木小学校グラウンド	大館市上代野字八幡岱45	○	○		○		○	○				3,886
634	川口小学校グラウンド	大館市川口字隼人岱108-68	○	○		○		○	○				3,199
635	上川沿小学校グラウンド	大館市鶴釣字前田75	○	○		○		○	○				4,433

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫			火山 現象
636	南小学校グラウンド	大館市下川原字向野6	○	○		○		○	○			5,147
637	成章小学校グラウンド	大館市十二所字大平190		○		○		○	○			2,074
638	花岡小学校グラウンド	大館市花岡町字根井下22	○	○		○		○	○			1,818
639	矢立小学校グラウンド	大館市白沢字白沢1149	○	○		○		○	○			1,352
640	扇田小学校グラウンド	大館市比内町扇田字白砂131	○	○		○		○	○			1,834
641	東館小学校グラウンド	大館市比内町独鉦字独鉦90		○		○		○	○			5,107
642	西館小学校グラウンド	大館市比内町笹館字前田野77	○	○		○		○	○			2,124
643	早口小学校グラウンド	大館市長坂字坂地岱12	○	○		○		○	○			5,395
644	山瀬小学校グラウンド	大館市岩瀬字上軽石野39-18	○	○		○		○	○			2,623
645	旧大葛小学校グラウンド	大館市比内町大葛字休間内沢口22				○		○	○			4,207
646	旧岩野目小学校グラウンド	大館市早口字前田73-1	○	○		○		○	○			2,716
647	旧越山小学校グラウンド	大館市岩瀬字越山向岱79-5	○	○		○		○	○			6,363
648	第一中学校グラウンド	大館市北神明町10-1	○	○		○		○	○			7,501
649	北陽中学校グラウンド	大館市釈迦内字長者森1	○	○		○		○	○			6,600
650	東中学校グラウンド	大館市有浦五丁目2-8		○		○		○	○			8,330
651	下川沿中学校グラウンド	大館市川口字隼人岱108-69	○	○		○		○	○			4,076
652	南中学校グラウンド	大館市二井田字小石台20	○	○		○		○	○			14,948
653	成章中学校グラウンド	大館市猿間字中谷地10		○		○		○	○			5,754
654	比内中学校グラウンド	大館市比内町扇田字新館野中岱12	○	○		○		○	○			4,176
655	田代中学校グラウンド	大館市岩瀬字下軽石野2-2	○	○		○		○	○			13,333
656	大館国際情報学院中・高等学校グラウンド	大館市松木字大上25-1	○	○		○		○	○			13,563
657	旧花岡中学校グラウンド	大館市花岡町字前田202-1	○			○		○	○			7,206
658	旧矢立中学校グラウンド	大館市白沢字白沢1149	○	○		○		○	○			2,323
659	大館鳳鳴高等学校グラウンド	大館市字金坂後6	○			○		○	○			8,887
660	大館鳳鳴高等学校定時制桜楯館グラウンド	大館市柄沢字狐台52-2	○	○		○		○	○			7,213
661	秋田職業能力開発短期大学校駐車場等	大館市字扇田道下6-1	○	○		○		○	○			13,225
662	秋田看護福祉大学駐車場等	大館市清水二丁目3-4	○	○		○		○	○			5,672
663	比内支援学校グラウンド	大館市比内町達子字前田野1-2	○	○		○		○	○			16,207
664	二井田陸上競技場	大館市二井田字中台15-1の内	○	○		○		○	○			4,906
665	桂城公園	大館市字中城1	○	○		○		○	○			9,000
666	長根山運動公園	大館市字東台1	○	○		○		○	○			13,279
667	大館運動公園(田町球場)	大館市字大館3-1		○		○		○	○			6,063
668	柳町児童公園	大館市字中町46	○	○		○		○	○			966

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
669	駅前児童公園	大館市御成町一丁目21	○	○		○		○					366
670	清水堰児童公園	大館市御成町一丁目134	○	○		○		○					833
671	昭和児童公園	大館市幸町164	○	○		○		○	○				2,000
672	前田児童公園	大館市花岡町字前田102-3	○	○		○		○	○				900
673	中道児童公園	大館市中道一丁目13	○	○		○		○	○				966
674	御成児童公園	大館市御成町二丁目321	○	○		○		○	○				1,200
675	城西児童公園	大館市城西町70-1	○	○		○		○	○				800
676	狐台児童公園	大館市柄沢字狐台2-107	○	○		○		○	○				566
677	有浦児童公園	大館市有浦六丁目49		○		○		○	○				766
678	水門児童公園	大館市水門町88		○		○		○	○				900
679	中道南児童公園	大館市中道二丁目73-2		○		○		○	○				833
680	神明児童公園	大館市北神明町269-1	○	○		○		○	○				400
681	鉄砲場児童公園	大館市字鉄砲場102-2		○		○		○	○				933
682	松木児童公園	大館市松木字伊勢堂下2	○	○		○		○	○				666
683	釈迦内児童公園	大館市釈迦内字上大留23		○		○		○	○				3,200
684	片山三丁目児童公園	大館市片山町三丁目26	○	○		○		○	○				733
685	鳳町児童公園	大館市大茂内字清水田49-1	○	○		○		○	○				366
686	大森野街区公園	大館市花岡町字大森野31-1	○	○		○		○	○				666
687	高館公園	大館市釈迦内字高館下100-1外		○		○		○	○				16,633
688	古片山下街区公園	大館市美園町180-1	○	○		○		○	○				1,247
689	大館樹海ドーム(ニプロハチ公ドーム)駐車場	大館市上代野字稲荷台1-1	○	○		○		○	○				7,300
690	大館郷土博物館敷地	大館市釈迦内字獅子ヶ森1-1	○	○		○		○	○				17,280
691	北部老人福祉総合エリア	大館市十二所字平内新田237-1		○		○		○	○				39,321
692	ニツ山総合公園	大館市餅田一丁目129外	○	○		○		○	○				17,633
693	し尿処理場駐車場等	大館市松木字高館平2-1	○	○		○		○	○				284
694	扇田ふれあい公園	大館市比内町扇田字南扇田36-2	○	○		○		○	○				2,675
695	扇田保育園北側広場	大館市比内町扇田字庚申岱1	○	○		○		○	○				578
696	扇田保育園南側駐車場	大館市比内町扇田字庚申岱4-6	○	○		○		○	○				254
697	比内グラウンド	大館市比内町扇田字伊勢堂岱178-1外	○	○		○		○	○				2,333
698	達子森公園	大館市比内町達子字前田野39	○	○		○		○	○				16,513
699	田代スポーツ公園	大館市早口字岩瀬越6-1	○	○		○		○	○				26,336
700	中央公民館	大館市字桜町南45-1	○	○		○		○	○		○		649
701	釈迦内公民館	大館市釈迦内字上大留6	○	○		○		○	○		○		206

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
702	長木公民館	大館市上代野字八幡岱24-1	○	○		○		○	○		○	160
703	上川沿公民館	大館市池内字大出135		○		○		○	○		○	232
704	下川沿公民館	大館市川口字隼人岱108-55	○	○		○		○	○		○	115
705	二井田公民館	大館市二井田字高村1	○	○		○		○	○		○	114
706	真中公民館	大館市出川字上野30	○	○		○		○	○		○	43
707	十二所公民館	大館市十二所字元館1-1	○	○		○		○	○		○	103
708	花岡公民館	大館市花岡町字前田102-3	○	○		○		○	○		○	208
709	矢立公民館	大館市白沢字白沢1149	○	○		○		○	○		○	289
710	比内公民館	大館市比内町扇田字庚申岱8	○	○		○		○	○		○	700
711	田代公民館	大館市早口字上野43-1	○	○		○		○	○		○	538
712	長木公民館雪沢分館	大館市雪沢字上谷地55-3	○			○		○	○		○	102
713	二井田公民館麓西分館	大館市比内前田字下前田8	○	○		○		○	○		○	23
714	比内公民館東館分館	大館市比内町独鉦字小館下18-2	○	○		○		○	○		○	112
715	比内公民館三岳分館	大館市比内町中野字上客路橋7-17	○	○		○		○	○		○	146
716	比内公民館味噌内分館	大館市比内町味噌内字鬼ヶ沢10	○			○		○	○		○	222
717	構造改善センター(比内公民館西館分館)	大館市比内町達子字曲谷地62-7	○	○		○		○	○		○	163
718	比内公民館八木橋分館	大館市比内町八木橋字畠沢16	○	○		○		○	○		○	99
719	高齢者・若者センター(比内公民館大葛分館)	大館市比内町大葛字大葛家後74-3	○			○		○	○		○	52
720	田代公民館早口一分館	大館市早口字上野55-8	○	○		○		○	○		○	125
721	田代公民館早口二分館	大館市長坂字宝田岱33-5	○	○		○		○	○		○	50
722	田代公民館本郷分館	大館市早口字上屋敷66-2	○	○		○		○	○		○	70
723	田代公民館岩野目分館	大館市早口字岩野目22	○	○		○		○	○		○	150
724	田代公民館大野分館	大館市早口字大野1-4	○	○		○		○	○		○	120
725	田代公民館岩瀬分館	大館市岩瀬字大柳95-6	○	○		○		○	○		○	100
726	田代公民館谷地の平分館	大館市早口字深沢岱40-4	○	○		○		○	○		○	100
727	田代公民館赤川分館	大館市岩瀬字赤川20	○	○		○		○	○		○	200
728	田代公民館山田分館	大館市山田字寺下42	○	○		○		○	○		○	163
729	田代公民館越山分館	大館市岩瀬字越山向岱77-5	○	○		○		○	○		○	118
730	城南保育園	大館市字桜町南45-3	○	○		○		○	○		○	519
731	城南保育園分園	大館市字水門前124		○		○		○	○		○	330
732	有浦保育園	大館市有浦一丁目7-38	○	○		○		○	○		○	464
733	釈迦内保育園	大館市釈迦内字相染台24	○	○		○		○	○		○	232
734	十二所保育園	大館市十二所字片町21-6	○	○		○		○	○		○	177

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所の重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
735	扇田保育園	大館市比内町扇田字町後13-8	○	○		○		○	○		○	327
736	東館保育園	大館市比内町独鉢字独鉢11	○	○		○		○	○		○	247
737	西館保育園	大館市比内町笹館字前田野79-1	○	○		○		○	○		○	260
738	たしろ保育園	大館市岩瀬字上岩瀬上野19	○	○		○		○	○		○	665
739	沼館保育所	大館市沼館字神田表111		○		○		○	○		○	134
740	二井田保育所	大館市二井田字贅ノ里190	○	○		○		○	○		○	289
741	真中保育所	大館市出川字上野30	○	○		○		○	○		○	154
742	矢立保育所	大館市白沢字白沢1139-4	○	○		○		○	○		○	173
743	長木保育所	大館市上代野字八幡岱47	○	○		○		○	○		○	260
744	下川沿保育所	大館市川口字蟹沢1-30	○	○		○		○	○		○	233
745	花岡保育所	大館市花岡町字前田181-5	○	○		○		○	○		○	230
746	旧松峰児童館	大館市松峰字松峰仁王田102-1外		○		○		○	○		○	125
747	旧天下町児童館	大館市下代野字天下道下1-150	○	○		○		○	○		○	93
748	比内児童館	大館市比内町扇田字伊勢堂岱178	○	○		○		○	○		○	155
749	西館児童館	大館市比内町笹館字前田野73	○	○		○		○	○		○	80
750	はやぐち児童館	大館市長坂字坂地13-1	○	○		○		○	○		○	157
751	有浦児童会館	大館市有浦四丁目6-43	○	○		○		○	○		○	70
752	有浦児童会館分館	大館市有浦一丁目8-33	○	○		○		○	○		○	79
753	桂城児童センター	大館市水門町1-5		○		○		○	○		○	70
754	釈迦内児童センター	大館市釈迦内字相染台24	○	○		○		○	○		○	70
755	桂城小学校	大館市水門町1-12		○		○		○	○		○	308
756	城南小学校	大館市字桜町9	○	○		○		○	○		○	290
757	城西小学校	大館市城西町8-1	○	○		○		○	○		○	417
758	有浦小学校	大館市有浦四丁目6-55	○	○		○		○	○		○	328
759	釈迦内小学校	大館市釈迦内字相染台24	○	○		○		○	○		○	433
760	長木小学校	大館市上代野字八幡岱45	○	○		○		○	○		○	271
761	川口小学校	大館市川口字隼人岱108-68	○	○		○		○	○		○	366
762	上川沿小学校	大館市鶴釣字前田75	○	○		○		○	○		○	338
763	南小学校	大館市下川原字向野6	○	○		○		○	○		○	265
764	成章小学校	大館市十二所字大平190		○		○		○	○		○	378
765	花岡小学校	大館市花岡町字根井下22	○	○		○		○	○		○	433
766	矢立小学校	大館市白沢字白沢1149	○	○		○		○	○		○	287
767	扇田小学校	大館市比内町扇田字白砂131	○	○		○		○	○		○	376

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所の重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
768	東館小学校	大館市比内町独鈷字独鈷90		○		○		○	○		○	236
769	西館小学校	大館市比内町笹館字前田野77	○	○		○		○	○		○	363
770	早口小学校	大館市長坂字坂地岱12	○	○		○		○	○		○	302
771	山瀬小学校	大館市岩瀬字上軽石野39-18	○	○		○		○	○		○	207
772	旧大葛小学校	大館市比内町大葛字休間内沢口22				○		○	○		○	318
773	旧岩野目小学校	大館市早口字前田73-1	○	○		○		○	○		○	240
774	第一中学校	大館市北神明町10-1	○	○		○		○	○		○	727
775	北陽中学校	大館市釈迦内字長者森1	○	○		○		○	○		○	343
776	東中学校	大館市有浦五丁目2-8	○	○		○		○	○		○	674
777	下川沿中学校	大館市川口字隼人岱108-69	○	○		○		○	○		○	303
778	南中学校	大館市二井田字小石台20	○	○		○		○	○		○	270
779	成章中学校	大館市猿間字中谷地10		○		○		○	○		○	216
780	比内中学校	大館市比内町扇田字新館野中岱12	○	○		○		○	○		○	670
781	田代中学校	大館市岩瀬字下軽石野2-2	○	○		○		○	○		○	382
782	大館国際情報学院中学校	大館市松木字大上25-1	○	○		○		○	○		○	405
783	旧花岡中学校	大館市花岡町字前田202-1	○			○		○	○		○	295
784	比内支援学校	大館市比内町達子字前田野1-2	○	○		○		○	○		○	166
785	大館鳳鳴高等学校	大館市字金坂後6	○			○		○	○		○	970
786	大館桂桜高等学校	大館市片山町三丁目10-43	○	○		○		○	○		○	988
787	大館鳳鳴高等学校定時制桜楯館	大館市柄沢字狐台52-2	○	○		○		○	○		○	791
788	大館国際情報学院高等学校	大館市松木字大上25-1	○	○		○		○	○		○	948
789	秋田職業能力開発短期大学校	大館市字扇田道下6-1	○	○		○		○	○		○	353
790	秋田看護福祉大学	大館市清水二丁目3-4	○	○		○		○	○		○	289
791	樹海体育館(タクミアリーナ)	大館市上代野字八幡岱29-4	○	○		○		○	○		○	1,018
792	花岡体育館	大館市花岡町字姥沢32-1	○	○		○		○	○		○	220
793	釈迦内体育館	大館市釈迦内字台野道上10-1外	○	○		○		○	○		○	386
794	城西体育館	大館市根下戸新町6-20	○	○		○		○	○		○	348
795	十二所体育館	大館市猿間字長漕61-2外		○		○		○	○		○	348
796	比内体育館	大館市比内町扇田字庚申岱34-2	○	○		○		○	○		○	348
797	田代体育館(グリアス)	大館市早口字岩瀬越6-1	○	○		○		○	○		○	586
798	大館樹海ドーム(ニプロハチ公ドーム)	大館市上代野字稲荷台1-1	○	○		○		○	○		○	7,449
799	旧山田小学校体育館	大館市山田字寺下24	○	○		○		○	○		○	102
800	田代公民館大野分館体育館	大館市早口字墓所岱65-3	○	○		○		○	○		○	106

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
801	大館労働福祉会館	大館市豊町2-37	○	○		○		○	○		○	168
802	北地区コミュニティセンター本館	大館市有浦一丁目8-15	○	○		○		○	○		○	147
803	老人いこいの家(清和荘)	大館市獅子ヶ森1-1の内	○	○		○		○	○		○	57
804	沼館町内(温泉)会館	大館市沼館字藤蕪92	○	○		○		○	○		○	33
805	し尿処理場	大館市松木字高館平2-1外	○	○		○		○	○		○	373
806	大館少年自然の家	大館市東字岩神沢31	○	○		○		○	○		○	422
807	身体障害者福祉センター	大館市池内字大出82		○		○		○	○		○	66
808	真中農林業多目的研修集会施設	大館市出川字上野30	○	○		○		○	○		○	181
809	湯夢湯夢の里	大館市十二所字後田34	○	○		○		○	○		○	58
810	粕田沢農林業多目的研修集会施設	大館市粕田字中羽立156	○	○		○		○	○		○	97
811	農村婦人の家	大館市比内町独鈷字川久保33-1		○		○		○	○		○	78
812	高齢者生産活動施設 ※土砂災害時不可	大館市比内町中野字下靱内102-2				○		○	○		○	30
813	小泉交流センター ※土砂災害時不可	大館市比内町白沢水沢字水沢25-2	○			○		○	○		○	28
814	田代老人福祉センター	大館市早口字堤ノ沢4	○	○		○		○	○		○	200
815	障害者生活支援センター	大館市岩瀬字赤川20	○	○		○		○	○		○	85
816	大館市花岡総合スポーツ公園多目的運動 広場	大館市花岡町字アセ石33	○	○		○		○	○			12,093
817	東光鉄工(株)雪沢テクノパーク体育館	大館市雪沢字積ヶ岱256-1	○	○		○		○	○		○	295
818	観光交流施設 秋田犬の里	大館市御成町1丁目13-1	○	○		○		○	○			2,769
819	仁井山街区公園	船川港仁井山字谷地端99-2他				○	○		○			1,150
820	馬生目街区公園	船川港仁井山字屋布台16-1				○	○		○			950
821	船川北公民館グラウンド	船川港比詰字大沢田50		○	○	○		○				870
822	男鹿総合運動公園	船川港比詰字大沢田他				○	○		○			155,500
823	男鹿市総合体育館	船川港比詰字大沢田111外		○	○	○	○		○		○	2,990
824	旧男鹿高校グラウンド	船川港比詰字餅ヶ沢200				○	○		○			27,760
825	羽立街区公園	船川港比詰字才の神28-1				○			○			1,250
826	金川台街区公園	船川港金川字金川台1-25				○			○			700
827	OGAマリンパーク	船川港船川字海岸通り1-20							○			62,620
828	金川近隣公園	船川港船川字海岸通り2号17-1,19							○			15,500
829	サンワーク男鹿駐車場	船川港金川字姫ヶ沢158-10		○	○	○			○			3,190
830	船川第一小学校グラウンド	船川港船川字漆畑36-1		○	○	○	○		○			18,370
831	船川ふれあい公園	船川港船川字大沢田、小沢田				○	○	○	○			6,500
832	西ヶ丘街区公園	船川港船川字小沢田146-1				○	○	○	○			3,500
833	泉台街区公園	船川港船川字泉台46-1				○	○	○	○			1,950

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
834	旧船川南小学校	船川港南平沢字越名坂1					○					1,450
835	旧船川南小学校グラウンド	船川港南平沢字越名坂1		○	○	○		○				8,110
836	男鹿南中学校グラウンド	船川港南平沢字上大畑台30		○	○	○		○				20,040
837	樹園 養護老人ホーム前	船川港女川字鶴ノ崎130			○	○	○	○				160
838	男鹿市民文化会館前	船川港船川字海岸通り二号14-5		○	○			○				3,500
839	男鹿市保健センター前	船川港船川字片田74			○			○				1,150
840	船川港公民館前	船川港船川字外ヶ沢126-1			○			○				420
841	男鹿海洋高等学校	船川港南平沢字大畑台42		○	○	○		○			○	8,000
842	老人ホーム寿恵園前	船川港比詰字神明堂脇7						○				320
843	鶴の崎灯台	船川港女川字二ツ坂地内						○				50
844	船川神明社境内	船川港船川字鳥屋場25-1						○				110
845	嶺徳院境内	船川港船川字鳥屋場86						○				200
846	オガルベ	船川港船川字新浜町50						○				280
847	NTT男鹿ビル	船川港船川字栄町62						○				350
848	芦沢1区高台	船川港船川字外ヶ沢91-4地内						○				40
849	大宮・小泊	船川港増川字大宮17-3地内						○				40
850	惣屋布・小田	船川港増川字惣屋布16-4地内						○				80
851	増川八幡神社	船川港増川字宮ノ下20						○				70
852	祥雲寺境内	船川港女川字堂ノ前1						○				80
853	柴崎の畑	船川港女川字大坂台地内						○				90
854	下長根の台地	船川港女川字下長根地内						○				420
855	坂の上	船川港女川字堂ノ前地内						○				250
856	金川台4区方面	船川港金川字金川台1-1地内						○				50
857	洞泉寺境内	船川港金川字金川78						○				320
858	夏興宅	船川港金川字上ノ山98-9						○				60
859	男鹿みなと市民病院	船川港船川字海岸通り1-8-6						○				110
860	男鹿市勤労青少年ホーム前	船川港金川字姫ヶ沢150-4						○				580
861	台島街区公園	船川港台島字木戸口30他			○	○	○	○				2,150
862	旧樺小学校グラウンド	船川港樺字中山138-3			○	○	○	○				200
863	樺公民館前	船川港樺字東27			○			○				3,580
864	双六街区公園	船川港双六字打越			○	○		○				1,750
865	門前駐車場	船川港本山門前字垂水地内			○	○	○	○				420
866	五社堂駐車場	船川港本山門前字祓川地内			○	○	○	○				680

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
867	十年坂の上	船川港台島字野竹57-1						○					150
868	山の恵美子宅前	船川港椿字東40-3						○					100
869	鎌田實宅	船川港椿字東66-1						○					40
870	船木慶一郎宅上	船川港椿字坂ノ上地内						○					140
871	吉祥院境内	船川港椿字家ノ後45						○					280
872	館山	船川港双六字館山118-1						○					210
873	わらび台	船川港双六字藤台95						○					80
874	しんめいさんの上	船川港双六字打越37						○					560
875	ウジャカの坂	船川港双六字小倉山154						○					170
876	ナコジャカの坂	船川港小浜字下台17						○					30
877	ドノ坂の上	船川港小浜字下台60						○					420
878	脇本街区公園	脇本脇本字脇本149-21			○	○		○					1,100
879	脇本第一小学校グラウンド	脇本脇本字上野1-1			○	○	○	○					7,560
880	脇本公民館前	脇本脇本字前野8		○	○	○		○					210
881	脇本近隣公園	脇本脇本字前野7		○	○	○	○	○					4,000
882	旧脇本第二小学校グラウンド	脇本樽沢字刈沢156			○	○		○					8,810
883	大倉街区公園	脇本富永字大倉71			○	○		○					2,450
884	本明寺境内	脇本脇本字横町道上203						○					360
885	萬境寺境内	脇本脇本字横町道上167						○					250
886	前野街区公園	船越字前野97-3、内子1-396			○			○					950
887	船越近隣公園	船越字内子6-3,4,5-1			○	○	○	○					1,380
888	内子街区公園	船越字内子1-614			○			○					1,450
889	男鹿東中学校グラウンド	船越字根木169		○	○	○		○					26,970
890	船越小学校グラウンド	船越字本町7		○	○	○		○					9,150
891	一向街区公園	船越字一向33-27、67-61			○			○					700
892	船越公民館前	船越字船越40		○	○			○					2,080
893	八郎谷地街区公園	船越字八郎谷地37-166						○					900
894	男鹿工業高等学校グラウンド	船越字内子1-1		○	○			○					14,750
895	男鹿工業高等学校	船越字内子1-1						○			○		630
896	男鹿東中学校	船越字根木169						○			○		900
897	船越小学校	船越字本町7						○			○		550
898	清水組屋上	船越字船越285						○					80
899	旧五里合中学校グラウンド	五里合箱井字三十刈150-1			○	○	○	○					10,870

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
900	箱井街区公園	五里合箱井字町屋田104,105			○	○		○					600
901	五里合体育館前	五里合神谷字鮫の口82		○	○			○					1,040
902	旧五里合小学校グラウンド	五里合神谷字下石27		○	○	○		○					8,500
903	五里合市民センター	五里合神谷字下石27						○			○		1,720
904	安田町内会館	五里合琴川字浜台19地内						○					30
905	琴川児童遊園	五里合箱井字是ヶ沢地内						○					780
906	第2駐車場	五里合中石字南浜野地内						○					1,510
907	第3駐車場	五里合中石字南浜野地内						○					990
908	男鹿中公民館前	男鹿中山町字家口144-2		○	○	○		○					1,310
909	旧男鹿中小学校グラウンド	男鹿中山町字家口124-2			○	○		○					7,510
910	旧男鹿中学校グラウンド	男鹿中山町字小室沢100			○	○		○					500
911	墓所入口	男鹿中浜間口字岡杭地内						○					260
912	大高金幸宅前	男鹿中浜間口字岡杭地内						○					340
913	地藏台坂道	男鹿中浜間口字岡杭地内						○					940
914	中間口坂道	男鹿中浜間口字川上地内						○					580
915	北浦保育園前	北浦北浦字鍛冶屋長根52-2			○	○		○					100
916	北浦公民館前	北浦北浦字杉原9-1		○	○	○		○					1,460
917	北浦街区公園	北浦北浦字山王林			○	○		○					1,000
918	北陽小学校グラウンド	北浦北浦表町字表町19		○	○	○		○					5,490
919	旧男鹿北中学校グラウンド	北浦北浦字山王林40		○	○	○		○					19,540
920	西水口街区公園	北浦西水口字櫛坂122-1			○	○		○					1,650
921	湯本街区公園	北浦湯本字中里84			○	○	○	○					2,850
922	旧北磯小学校グラウンド	北浦西黒沢字戸沢75			○	○		○					7,590
923	入道崎街区公園	北浦入道崎字家の上3-1			○	○		○					1,250
924	入道崎駐車場	北浦入道崎字昆布浦2-3,2-1			○	○	○	○					6,410
925	入道崎公民館	北浦入道崎字嶋畑80			○	○	○	○					80
926	温泉会館五風	北浦湯本字草木原21-2		○	○	○	○	○			○		200
927	相川十王堂前	北浦北浦字冷水地内						○					30
928	北浦保育園	北浦北浦字鍛冶屋長根52-2						○					100
929	新道街区公園	北浦北浦字忍田73地内						○					260
930	雲昌寺境内	北浦北浦字北浦57						○					480
931	北浦出張所	北浦北浦字杉原9-1						○					1,460
932	宝田寺境内	北浦西黒沢字鳥の久保36-2						○					370

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
933	戸賀公民館前	戸賀塩浜字大水沢15-2							○				280
934	戸賀湾展望公園	戸賀塩浜字壺ヶ沢52			○	○	○	○					10,430
935	ホテルきららか前	戸賀加茂青砂字中台1-466			○	○		○					1,520
936	加茂集会所	戸賀加茂青砂字鴨34-3			○			○					40
937	新町	戸賀戸賀字小沢45-124						○					40
938	街区公園上トチ山	戸賀戸賀字戸賀152-8						○					80
939	ヨサゲの坂の上	戸賀戸賀字戸賀204-2						○					120
940	浜塩谷神社境内	戸賀浜塩谷字抜沢62						○					140
941	浜中神社境内地上	戸賀戸賀字平床45						○					100
942	塩戸十王堂前	戸賀塩浜字漁元崎59						○					30
943	加茂ドライブイン駐車場	戸賀加茂青砂字中台地内						○					1,030
944	加茂青砂神社	戸賀加茂青砂字倉道72-1						○					140
945	横長根住宅幼児遊園	払戸字横長根89-34			○	○		○					140
946	若美南部地区運動広場	払戸字川向3-1			○	○		○					5,290
947	若美ふれあい創明館	払戸字川向8-1		○	○	○		○			○		1,000
948	旧払戸小学校グラウンド	払戸字渡部22			○	○		○					15,870
949	払戸小学校	払戸字渡部97						○			○		1,630
950	払戸小学校グラウンド	払戸字渡部97		○	○	○		○					5,570
951	潟端地区集会施設前	払戸字小堤下千間35-1			○	○		○					180
952	福川地区運動広場	福川字堅石106			○	○		○					5,810
953	若美支所前	角間崎字家ノ下452		○	○	○		○					6,980
954	角間崎文化振興館前	角間崎字諏訪田77-1			○	○		○					250
955	若美総合体育館前	鶴木字中角境36		○	○	○		○					17,360
956	若美コミュニティセンター	角間崎字家ノ下54		○	○			○					3,000
957	角間崎地区児童遊園	角間崎字百目木17-1			○	○		○					790
958	鶴木文化交流館前	鶴木字鶴木15-3			○	○		○					340
959	JA秋田なまはげ若美支店駐車場	鶴木字白榎235			○	○		○					1,250
960	美里小学校グラウンド	鶴木字松木沢境90		○	○	○		○					14,490
961	若美総合体育館	鶴木字中角境36						○			○		17,360
962	館山近隣公園	鶴木字道村133-3ほか						○					20,000
963	松木沢地区児童遊園	松木沢字本内堂ノ前本内境162-1、 163-1、166-1			○	○		○					380
964	潟西中学校グラウンド	福米沢字八卦1-1		○	○	○	○	○					21,230
965	福米沢農村公園	福米沢字福米93-1ほか						○					4,430

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
966	赤坂地区児童遊園	野石字牛踏1-32			○	○		○					90
967	野石地区農村公園	野石字才ノ神11-2			○	○		○					720
968	旧野石小学校前庭	野石字牛沢32		○	○	○		○					24,720
969	宮沢町内会館前	野石字大沢47-1			○	○		○					410
970	釜谷地地区集会施設前	野石字天山10-68			○			○					1,350
971	玉ノ池町内会館前	野石字玉ノ池1-385			○			○					90
972	美野町内会館前	野石字玉ノ池54			○			○					660
973	柳原地区集会施設前	野石字柳原200			○			○					150
974	石田川原地区児童遊園	野石字石田川原170-180			○			○					30
975	五明光地区児童遊園	野石字山崎20-2			○			○					1,060
976	福野農村公園	野石字上李台地内			○	○		○					390
977	八ツ面農村公園	野石字東下八ツ面69			○	○		○					300
978	申川農村公園	野石字苦竹台18-2			○	○		○					320
979	若美農業者トレーニングセンター	野石字大場沢下1-48		○	○			○					2,350
980	旧野石小学校	野石字牛沢32						○			○		24,720
981	上山(宮沢)	野石字宮沢地内						○					80
982	旧北保育所(宮沢)	野石字大場沢台28-1						○					210
983	市の山(五明光)	野石字五明光地内						○					430
984	坂の上(五明光)	野石字山崎22						○					150
985	墓地(五明光)	野石字五明光地内						○					680
986	八ッ面朋友館	野石字籐台36						○					40
987	秋田県立男鹿水族館	戸賀塩浜字壺ヶ沢		○									150
988	道の駅おが	船川港船川字新浜町1-19		○				○					6168
989	船川港津波避難タワー	男鹿市宗川港船川字外ヶ沢地内						○					34
990	鶴ノ崎散策道	船川港台島字鶴ノ崎62-1						○					200
991	秋田県立湯沢翔北高等学校(体育館)	湯沢市湯ノ原2-1-1	○	○		○		○	○	○	○		676
992	秋田県立湯沢翔北高等学校(グラウンド)	湯沢市湯ノ原2-1-1	○			○		○	○	○			9,732
993	湯沢西小学校(体育館)	湯沢市字万石26		○		○		○	○	○	○		809
994	湯沢西小学校(グラウンド)	湯沢市字万石26		○		○		○	○	○			7,000
995	石名塚街区公園	湯沢市千石町2-4		○		○		○	○	○			650
996	西松沢街区公園	湯沢市千石町3-5	○	○		○		○	○	○			1,100
997	松沢街区公園	湯沢市西愛宕町1	○	○		○		○	○	○			1,300
998	平清水街区公園	湯沢市表町4-7	○	○		○		○	○	○			500

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所の重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
999	西田町街区公園	湯沢市田町2-3	○	○		○		○	○	○		900
1000	古館街区公園	湯沢市古館町地内	○	○		○		○	○	○		1,200
1001	清水町街区公園	湯沢市清水町四丁目地内		○		○		○	○	○		500
1002	中川原南街区公園	湯沢市清水町五丁目地内		○		○		○	○	○		600
1003	西新町街区公園	湯沢市清水町一丁目地内		○		○		○	○	○		600
1004	寺沢街区公園	湯沢市若葉町地内	○	○		○		○	○	○		650
1005	元清水東街区公園	湯沢市元清水一丁目地内		○		○		○	○	○		1,250
1006	元清水西街区公園	湯沢市元清水二丁目地内		○		○		○	○	○		1,150
1007	ヘルシーパーク	湯沢市字沖鶴110		○		○		○	○	○		8,524
1008	湯沢南中学校(体育館)	湯沢市南台6-1	○	○		○		○	○	○	○	736
1009	湯沢南中学校(グラウンド)	湯沢市南台6-1	○	○		○		○	○	○		13,075
1010	旧湯沢テニスコート	湯沢市千石町2-355-2		○		○		○	○	○		1,275
1011	岩崎街区公園	湯沢市岩崎字岩崎地内	○	○		○		○	○	○		500
1012	成沢街区公園	湯沢市成沢字堤端地内	○	○		○		○	○	○		700
1013	ふるさとふれあいセンター	湯沢市岩崎字寝連沢9-4	○	○		○		○	○	○	○	343
1014	湯沢東小学校(体育館)	湯沢市杉沢新所字八斗場33	○	○		○		○	○	○	○	801
1015	湯沢東小学校(グラウンド)	湯沢市杉沢新所字八斗場33	○	○		○		○	○	○		10,685
1016	新所街区公園	湯沢市杉沢新所字八幡山地内	○	○		○		○	○	○		850
1017	杉沢街区公園	湯沢市杉沢字野々沢地内	○	○		○		○	○	○		1,000
1018	湯沢北中学校(体育館)	湯沢市杉沢新所字八斗場33	○	○		○		○	○	○	○	1,262
1019	湯沢北中学校(グラウンド)	湯沢市杉沢新所字八斗場33	○	○		○		○	○	○		11,444
1020	幡野地区センター	湯沢市金谷字樋ノ口123		○		○		○	○	○	○	357
1021	山田小学校(体育館)	湯沢市山田字土生原52		○		○		○	○	○	○	587
1022	山田小学校(グラウンド)	湯沢市山田字土生原52		○		○		○	○	○		10,817
1023	山田中学校(体育館)	湯沢市山田字下館10		○		○		○	○	○	○	508
1024	山田中学校(グラウンド)	湯沢市山田字下館10		○		○		○	○	○		8,259
1025	関口街区公園	湯沢市関口字関口地内	○			○		○	○	○		800
1026	三関小学校(体育館)	湯沢市関口字堀量68	○	○		○		○	○	○	○	526
1027	三関小学校(グラウンド)	湯沢市関口字堀量68	○	○		○		○	○	○		5,166
1028	須川小学校(体育館)	湯沢市相川字須川119-7		○		○		○	○	○	○	515
1029	須川小学校(グラウンド)	湯沢市相川字須川119-7		○		○		○	○	○		6,401
1030	高松地区センター(体育館)	湯沢市高松字上地6-2	○	○		○		○	○	○	○	1,489
1031	高松地区センター(グラウンド)	湯沢市高松字上地6-2	○	○		○		○	○	○		2,366

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
1032	稲庭小学校(体育館)	湯沢市稲庭町字琵琶倉24	○	○		○		○	○	○	○	373
1033	稲庭小学校(グラウンド)	湯沢市稲庭町字琵琶倉24	○	○		○		○	○	○		6,022
1034	三梨小学校(体育館)	湯沢市三梨町字清水小屋244	○	○		○		○	○	○	○	361
1035	三梨小学校(グラウンド)	湯沢市三梨町字清水小屋244	○	○		○		○	○	○		4,846
1036	稲川中学校(体育館)	湯沢市三梨町字間明田140	○	○		○		○	○	○	○	734
1037	稲川中学校(グラウンド)	湯沢市三梨町字間明田140	○			○		○	○	○		21,892
1038	稲川農村環境改善センター	湯沢市川連町字上平城120	○	○		○		○	○	○	○	212
1039	稲川体育館駐車場	湯沢市川連町字上平城120	○	○		○		○	○	○		824
1040	川連小学校(体育館)	湯沢市川連町字道下86	○	○		○		○	○	○	○	536
1041	川連小学校(グラウンド)	湯沢市川連町字道下86	○	○		○		○	○	○		4,744
1042	駒形小学校(体育館)	湯沢市駒形町字三又前田面47-4	○	○		○		○	○	○	○	413
1043	駒形小学校(グラウンド)	湯沢市駒形町字三又前田面47-4	○	○		○		○	○	○		4,660
1044	雄勝小学校(体育館)	湯沢市横堀字板橋5	○	○		○		○	○	○	○	570
1045	雄勝小学校(グラウンド)	湯沢市横堀字板橋5	○	○		○		○	○	○		5,130
1046	雄勝中学校(体育館)	湯沢市横堀字板橋5	○	○		○		○	○	○	○	868
1047	雄勝中学校(グラウンド)	湯沢市横堀字板橋5	○	○		○		○	○	○		16,517
1048	雄心館	湯沢市横堀字板橋5	○	○		○		○	○	○	○	209
1049	横堀交流センター(体育館)	湯沢市横堀字小田中5-2	○	○		○		○	○	○	○	371
1050	旧院内小学校(体育館)	湯沢市下院内字笈形町73-1	○	○		○		○	○	○	○	334
1051	旧院内小学校(グラウンド)	湯沢市下院内字笈形町73-1	○			○		○	○	○		3,338
1052	雄勝スポーツセンター(体育館)	湯沢市秋ノ宮字中島365	○	○		○		○	○	○	○	513
1053	雄勝スポーツセンター(グラウンド)	湯沢市秋ノ宮字中島365	○	○		○		○	○	○		7,238
1054	旧中山小学校(体育館)	湯沢市秋ノ宮字中山222	○			○		○	○	○	○	447
1055	小町の郷公園	湯沢市小野字橋本90	○	○		○		○	○	○		16,085
1056	小野地区センター(体育館)	湯沢市小野字油屋敷15	○	○		○		○	○	○	○	354
1057	小野地区センター(グラウンド)	湯沢市小野字油屋敷15	○	○		○		○	○	○		3,621
1058	皆瀬小学校(体育館)	湯沢市皆瀬字下管生27	○	○		○		○	○	○	○	737
1059	皆瀬小学校(グラウンド)	湯沢市皆瀬字下管生27	○	○		○		○	○	○		3,286
1060	皆瀬中学校(体育館)	湯沢市皆瀬字下管生24-1	○	○		○		○	○	○	○	457
1061	皆瀬開発総合センター北側広場	湯沢市皆瀬字沢梨台66-1	○	○		○		○	○	○		1,627
1062	皆瀬生涯学習センター	湯沢市皆瀬字沢梨台106	○	○		○		○	○	○	○	93
1063	市営皆瀬野球場	湯沢市皆瀬字上小保内3	○	○		○		○	○	○		6,248
1064	小安峡見晴し広場	湯沢市皆瀬字坂ノ上3-2	○			○		○	○	○		4,479

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
1065	皆瀬休養施設駐車場	湯沢市皆瀬字小湯ノ上79-3	○	○		○		○	○	○		468
1066	湯沢コミュニティセンター	湯沢市千石町2-4-8		○		○		○	○	○	○	258
1067	総合体育館	湯沢市宇沖鶴140		○		○		○	○	○	○	2,462
1068	広域交流センター	湯沢市宇沖鶴69-5		○		○		○	○	○	○	232
1069	稲川体育館	湯沢市川連町字上平城120	○	○		○		○	○	○	○	824
1070	文化の社交流館 コモッセ	鹿角市花輪字八正寺13		○		○				○	○	720
1071	柴平地域活動センター	鹿角市花輪字八幡平12-1	○	○		○		○	○	○	○	170
1072	交流センター	鹿角市花輪字荒田1-1	○	○		○		○	○	○	○	500
1073	鹿角市役所敷地内	鹿角市花輪字荒田4-1	○	○		○		○	○	○		27,590
1074	花輪小学校	鹿角市花輪字中花輪88	○			○		○	○	○	○	8,140
1075	旧花輪北小学校	鹿角市花輪字新川端20		○		○		○		○	○	5,030
1076	旧平元小学校	鹿角市花輪字源田平6-1	○	○		○		○	○	○	○	2,950
1077	花輪中学校	鹿角市花輪字陳場125	○	○		○		○	○	○	○	17,910
1078	柴平小学校	鹿角市花輪字高市向35	○	○		○		○	○	○	○	13,010
1079	花輪高等学校	鹿角市花輪字明堂長根12	○	○		○		○	○	○	○	22,250
1080	下川原地域活動センター	鹿角市花輪字下川原35-4		○		○		○		○	○	90
1081	福祉プラザ	鹿角市花輪字上中島93		○		○				○	○	180
1082	鹿角アメニティパーク 倶楽部ハウス	鹿角市花輪字小坂8-1	○	○		○		○	○	○	○	9,070
1083	記念スポーツセンター	鹿角市花輪字荒田4-1	○	○		○		○	○	○	○	750
1084	鹿角トレーニングセンター (アルバス)	鹿角市花輪字百合沢81-1	○			○		○	○	○	○	1,650
1085	山村開発センター	鹿角市花輪字荒田4-1	○	○		○		○	○	○	○	300
1086	交流プラザ(MITプラザ)	鹿角市花輪字上花輪128-1	○	○		○			○	○	○	130
1087	福祉保健センター	鹿角市花輪字下花輪50	○	○		○			○	○	○	210
1088	上中島街区公園	鹿角市花輪字上中島94		○		○				○		1,100
1089	西街区公園	鹿角市花輪字上中島150		○		○				○		1,500
1090	柴内街区公園	鹿角市花輪字地羅野1-7	○	○		○		○	○	○		1,050
1091	桜山地区公園	鹿角市花輪字荒屋敷51-1	○			○		○	○	○		19,000
1092	鹿角市総合運動公園	鹿角市花輪字赤坂160	○	○		○		○	○	○		181,500
1093	大湯地区市民センター	鹿角市十和田大湯字権現堂22-1	○	○		○		○	○	○	○	510
1094	十和田市民センター	鹿角市十和田毛馬内字城ノ下7-5	○	○		○		○	○	○	○	8,680
1095	錦木地区市民センター	鹿角市十和田錦木字浜田91-1		○		○		○	○	○	○	320
1096	大湯小学校	鹿角市十和田大湯字権現堂15-1	○	○		○		○	○	○	○	5,350
1097	旧草木小学校	鹿角市十和田草木字大畑70	○	○		○		○	○	○	○	3,420

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
1098	大湯温泉総合振興プラザ	鹿角市十和田大湯字中田23-3				○				○	○	○	90
1099	旧末広小学校	鹿角市十和田末広字不動平4-1	○	○		○			○		○	○	8,380
1100	十和田小学校	鹿角市十和田毛馬内字上新田1-1		○		○			○		○	○	7,740
1101	十和田中学校	鹿角市十和田毛馬内字上土ヶ久保22-1		○		○			○		○	○	19,530
1102	十和田高等学校	鹿角市十和田毛馬内字下寄熊12		○		○			○		○	○	9,220
1103	毛馬内保育園	鹿角市十和田毛馬内字下小路67	○	○		○			○	○	○	○	1,600
1104	中滝ふるさと学舎グラウンド	鹿角市十和田大湯字白沢45-1				○			○		○		4,210
1105	大湯運動公園・四の岱街区公園	鹿角市十和田大湯字五の岱53-44	○			○			○	○	○		10,970
1106	旧山根分校グラウンド	鹿角市十和田山根字大畑32	○	○		○			○	○	○		640
1107	錦木塚公園・錦木塚伝説公園	鹿角市十和田錦木字浜田83-1 ～下田表1		○		○			○		○		4,850
1108	弁天崎街区公園	鹿角市十和田毛馬内字下小路67		○		○			○	○	○		1,600
1109	陣場街区公園	鹿角市十和田毛馬内字中陣場4-1		○		○			○		○		3,150
1110	毛馬内運動公園	鹿角市十和田毛馬内字古館16	○	○		○			○	○	○		17,070
1111	尾去沢市民センター	鹿角市尾去沢字軽井沢46-5	○	○		○				○	○	○	330
1112	尾去沢小学校	鹿角市尾去沢字上山201-1	○	○		○			○	○	○	○	4,800
1113	尾去沢中学校	鹿角市尾去沢字上山239	○	○		○			○	○	○	○	11,740
1114	旧尾去沢デイサービスセンター	鹿角市尾去沢字軽井沢47-9	○	○		○				○	○	○	140
1115	城山野球場	鹿角市尾去沢字新堀3-2	○	○		○			○	○	○		6,710
1116	八幡平市民センター	鹿角市八幡平字小豆沢碓144		○		○			○			○	1,990
1117	八幡平小学校	鹿角市八幡平字長嶺川原1		○		○			○			○	11,300
1118	八幡平中学校	鹿角市八幡平字諸田4-1		○		○			○			○	10,120
1119	湯瀬体育館	鹿角市八幡平字湯瀬一羽根45-2		○		○				○	○	○	100
1120	谷内地区市民センター	鹿角市八幡平字仲の沖100	○	○		○			○	○	○	○	260
1121	谷内運動広場・谷内街区公園	鹿角市八幡平字堰の下104	○	○		○			○	○	○		5,970
1122	旧曙運動広場	鹿角市八幡平字長内2-2	○	○		○			○	○	○		2,380
1123	八幡平運動広場	鹿角市八幡平字小豆沢碓144		○		○			○				7,150
1124	由利本荘市消防庁舎	由利本荘市美倉町27-2				○	○						200
1125	鶴舞球場	由利本荘市鶴沼切通地内	○		○	○	○	○	○	○	○		8,000
1126	本荘公園	由利本荘市尾崎地内	○	○	○	○	○	○	○	○	○		15,000
1127	本荘公園前広場	由利本荘市尾崎17	○	○	○	○	○	○	○	○	○		2,500
1128	コミュニティ体育館	由利本荘市美倉町30		○		○			○	○	○	○	450
1129	鶴舞会館	由利本荘市瓦谷地1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	600
1130	本荘由利広域行政センター	由利本荘市尾崎17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	120

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類									指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象				
1131	羽後信用金庫駐車場	由利本荘市大町32番地				○	○							800
1132	本荘グランドホテル	由利本荘市岩淵下254番地				○	○							500
1133	本荘由利総合運動公園	由利本荘市水林379			○	○	○	○	○	○				18,250
1134	鶴舞小学校	由利本荘市水林	○	○	○	○	○	○	○	○	○			5,600
1135	本荘南中学校	由利本荘市水林466	○	○	○	○	○	○	○	○	○			15,750
1136	ボートプラザ「アクアパル」	由利本荘市北裏地54-1		○		○		○	○	○	○			1,950
1137	砂子下コミュニティセンター	由利本荘市砂子下15-1	○	○		○		○	○	○	○			80
1138	秋田県立ゆり支援学校	由利本荘市水林456-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○			5,300
1139	ホテルアイリス	由利本荘市肴町5番地				○	○							500
1140	本荘合同庁舎	由利本荘市給人町17番地				○	○							50
1141	本荘高等学校グラウンド	由利本荘市陳場岱6	○	○	○	○	○	○	○	○				16,000
1142	尾崎小学校	由利本荘市桜小路1		○	○	○		○	○	○	○			5,600
1143	本荘東中学校	由利本荘市薬師堂字境橋77	○	○		○		○	○	○	○			13,100
1144	文化交流館「カダーレ」	由利本荘市東町15番地		○	○	○	○	○	○	○	○			5,180
1145	市民交流学習センター	由利本荘市上大野16		○		○		○	○	○	○			1,250
1146	本荘ステーションホテル	由利本荘市花畑町1-80				○	○							110
1147	本荘南部コミュニティ防災センター	由利本荘市小人町42-2		○	○	○	○	○	○	○	○			40
1148	由利工業高校グラウンド	由利本荘市石脇字田尻30			○	○	○	○	○	○				8,150
1149	由利本荘総合防災公園	由利本荘市石脇字田尻野18	○	○	○	○	○	○	○	○	○			23,000
1150	石脇公園グラウンド	由利本荘市石脇字弁慶川			○	○	○	○	○	○				8,500
1151	新山小学校	由利本荘市石脇字山ノ神11	○	○	○	○	○	○	○	○	○			5,500
1152	本荘北中学校	由利本荘市石脇字山ノ神11-304	○	○	○	○	○	○	○	○	○			14,900
1153	石脇体育館	由利本荘市石脇字弁慶川2	○	○	○	○	○	○	○	○	○			500
1154	由利本荘市職業訓練センター	由利本荘市石脇字田尻30-22	○	○	○	○	○	○	○	○	○			250
1155	田尻野消防センター	由利本荘市石脇字田尻野23-8	○	○	○	○	○	○	○	○				50
1156	松ヶ崎八幡神社境内	由利本荘市松ヶ崎字宮ノ腰27			○		○							500
1157	光禅寺境内	由利本荘市松ヶ崎字光禅寺前105			○		○							160
1158	神沢緑地広場	由利本荘市神沢字冷水			○		○							2,050
1159	神沢配水池敷地	由利本荘市神沢字赤砂子25-2			○		○							200
1160	松ヶ崎運動広場	由利本荘市神沢字大森山地内			○	○	○	○	○	○				2,500
1161	折林八幡神社境内	由利本荘市芦川字折林69			○		○							160
1162	芦川配水池敷地	由利本荘市芦川字芦川145-2			○		○							250
1163	親川御嶽神社境内	由利本荘市親川字親川158			○		○							1,150

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
1164	深沢運動広場	由利本荘市親川字濁川			○	○	○	○	○	○		280
1165	三川公民館前広場	由利本荘市浜三川字三川12-1			○	○	○	○	○	○		330
1166	松ヶ崎公民館	由利本荘市神沢字浜辺111	○		○	○		○	○	○	○	1,100
1167	松ヶ崎体育館	由利本荘市松ヶ崎字荒町北側181-1		○	○	○		○	○	○	○	360
1168	北内越運動広場	由利本荘市内越字中の目209				○		○	○	○		9,000
1169	北内越公民館	由利本荘市内越字平岡304-1	○	○		○		○	○	○	○	1,250
1170	秋田県立大学本荘キャンパス	由利本荘市土谷海老ノ口84-4					○					13,500
1171	南内越運動広場	由利本荘市川口字愛宕山150				○		○	○	○		2,500
1172	由利高等学校グラウンド	由利本荘市川口字太鞍森7				○		○	○	○		18,000
1173	南内越公民館・体育館	由利本荘市川口字愛宕町192	○	○		○		○	○	○	○	620
1174	小友小学校	由利本荘市館前字後田20	○	○		○		○	○	○	○	5,870
1175	小友公民館	由利本荘市三条字三条谷地72-1	○	○		○		○	○	○	○	1,600
1176	石沢運動広場	由利本荘市館字六角168				○		○	○	○		5,000
1177	石沢体育館	由利本荘市館字六角168	○	○		○		○	○	○	○	310
1178	ウッディホールこだま	由利本荘市館字中島372	○	○		○		○	○	○	○	130
1179	石沢小学校	由利本荘市館字六角167	○	○		○		○	○	○	○	5,140
1180	山内公民館	由利本荘市山内下長田39	○	○		○		○	○	○	○	20
1181	子吉小学校	由利本荘市薬師堂字堂ノ下93-2	○			○		○	○	○	○	6,760
1182	子吉公民館	由利本荘市埋田字用堰北17	○	○		○		○	○	○	○	960
1183	子吉地区コミュニティ防災センター	由利本荘市葛法字轄田1-5	○	○		○		○	○	○	○	1,950
1184	矢島ふれあい公園	由利本荘市矢島町七日町字羽坂174				○		○	○	○		6,500
1185	矢島多目的運動広場	由利本荘市矢島町七日町字上山寺34-2				○		○	○	○		7,350
1186	矢島高等学校グラウンド	由利本荘市矢島町七日町字助の淵1-5				○		○	○			7,000
1187	矢島ソフトボール場	由利本荘市矢島町七日町字上山寺20-1				○		○	○	○		6,400
1188	由利本荘市消防署矢島分署	由利本荘市矢島町元町字大川原127-1				○		○	○			500
1189	矢島小学校	由利本荘市矢島町城内字八森6	○	○		○		○	○	○	○	3,340
1190	矢島中学校	由利本荘市矢島町七日町助の淵1-4		○		○		○	○		○	8,250
1191	矢島体育センター	由利本荘市矢島町七日町字上山寺54-1	○			○		○	○	○	○	1,550
1192	矢島コミュニティセンター「日新館」	由利本荘市矢島町七日町字羽坂64-1	○	○		○		○	○	○	○	2,500
1193	矢島保育園	由利本荘市矢島町城内字八森下515	○	○		○		○	○	○		2,750
1194	矢島福祉会館	由利本荘市矢島町館町25	○			○		○	○	○	○	120
1195	上新谷自治会グラウンド	由利本荘市岩城勝手字前砂沢地内			○	○	○	○	○	○		1,450
1196	国立病院機構あきた病院	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢84-40			○	○	○	○	○	○		1,400

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
1197	旧道川中学校グラウンド	由利本荘市岩城内道川字烏森150-70			○	○	○	○	○	○		2,150
1198	岩城総合支所駐車場	由利本荘市岩城内道川字新鶴湯50			○	○	○	○	○	○		1,450
1199	二古自治会グラウンド	由利本荘市岩城二古字庵ノ前1-4			○	○	○	○	○	○		2,200
1200	岩城多目的グラウンド(天鷲グラウンド)	由利本荘市岩城亀田町字亀田町45			○	○	○	○	○	○		5,000
1201	旧道川小学校グラウンド	由利本荘市岩城内道川字烏森151			○	○		○	○	○		2,150
1202	岩城小学校	由利本荘市岩城赤平字新鶴巻4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5,600
1203	岩城コミュニティセンター「岩城会館」	由利本荘市岩城内道川字新鶴湯50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300
1204	亀田出張所	由利本荘市岩城亀田亀田町字田町41	○	○	○	○		○	○	○	○	200
1205	岩城中学校	由利本荘市岩城二古字向村20-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9,650
1206	岩城総合体育館	由利本荘市岩城内道川字新鶴湯50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	700
1207	亀田体育館	由利本荘市岩城亀田亀田町字亀田町93	○		○	○		○	○	○	○	350
1208	旧前郷小学校グラウンド	由利本荘市前郷字滝沢館76-4				○		○	○	○		6,000
1209	鳥海山木のおもちゃ美術館駐車場	由利本荘市町村鳴瀬台65-1				○		○	○	○		3,700
1210	旧西沢小グラウンド	由利本荘市西沢字舞台5-7				○		○	○	○		6,300
1211	由利緑地公園多目的グラウンド	由利本荘市黒沢字山本68				○		○	○	○		8,900
1212	由利小学校	由利本荘市前郷字金神110	○	○		○		○	○	○	○	6,050
1213	由利中学校	由利本荘市前郷字根堀台39	○			○		○	○	○	○	10,800
1214	由利体育館	由利本荘市前郷字御伊勢下1	○	○		○		○	○	○	○	1,320
1215	B&G由利海洋センター	由利本荘市前郷字御伊勢下39-2	○	○		○		○	○	○	○	450
1216	由利コミュニティセンター「善隣館」	由利本荘市前郷字御伊勢下24-1	○	○		○		○	○	○	○	360
1217	西滝沢水辺プラザ	由利本荘市川西字高野242-1	○	○		○		○		○		3,800
1218	岩谷小学校	由利本荘市岩谷町字十二柳2	○	○		○		○	○	○	○	6,250
1219	旧下川大内小学校	由利本荘市新沢字猫屋布45	○	○		○		○	○	○		5,380
1220	旧上川大内小学校	由利本荘市小栗山字小栗山76-2	○			○		○	○	○		5,750
1221	大内農村環境改善センター	由利本荘市岩谷町字日渡100	○	○		○		○	○	○	○	380
1222	上川大内出張所	由利本荘市小栗山字小栗山113	○	○		○		○	○	○	○	140
1223	下川大内出張所	由利本荘市松本字上川原14-4	○			○		○	○	○	○	80
1224	大内中学校	由利本荘市中館字堤台6	○	○		○		○	○	○	○	80
1225	由利本荘市総合体育館	由利本荘市岩谷町字西越62	○	○		○		○	○	○	○	11,200
1226	大内小学校	由利本荘市松本字及位野78	○	○		○		○	○	○	○	9,950
1227	岩谷体育館	由利本荘市岩谷町字日渡78	○	○		○		○	○	○	○	330
1228	旧住吉小学校跡広場	由利本荘市東由利田代字住吉48-1				○		○	○	○		1,750
1229	東由利運動場	由利本荘市東由利老方字台山23				○		○	○	○		5,000

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
1230	旧大琴生涯学習センターグラウンド	由利本荘市東由利宿字上ノ台73				○		○	○	○		2,450
1231	老方館グラウンド	由利本荘市東由利老方字五升畑13				○		○	○	○		1,150
1232	東由利小学校	由利本荘市東由利法内字宮ノ前243	○	○		○		○	○	○	○	4,700
1233	東由利中学校	由利本荘市東由利老方字台山85	○	○		○		○	○	○	○	4,150
1234	八塩生涯学習センター	由利本荘市東由利館合字館野10	○			○		○	○	○	○	1,820
1235	東由利体育館	由利本荘市東由利老方字台山40	○	○		○		○	○	○	○	210
1236	総合開発センター「有鄰館」	由利本荘市東由利老方字台山36	○	○		○		○	○	○	○	130
1237	八塩館	由利本荘市東由利黒淵字野中83-5	○			○		○	○	○	○	170
1238	住吉館	由利本荘市東由利田代字住吉48-1	○	○		○		○	○	○	○	200
1239	玉米会館	由利本荘市東由利館合字向田79-4	○	○		○		○	○	○	○	140
1240	大蔵館	由利本荘市東由利蔵字蔵113-1	○	○		○		○	○	○	○	200
1241	高瀬館	由利本荘市東由利宿字上ノ台363-1	○			○		○	○	○	○	210
1242	袖山館	由利本荘市東由利田代字滝ノ下5-1	○			○		○	○	○	○	120
1243	老方館	由利本荘市東由利老方字五升畑13	○	○		○		○	○	○	○	130
1244	東由利克雪センター	由利本荘市東由利法内字上苗代沢36	○			○		○	○	○	○	170
1245	「黄桜温泉」湯楽里駐車場	由利本荘市東由利老方字畑田28	○	○		○		○	○	○		1,100
1246	特別養護老人ホーム「ひまわり」駐車場	由利本荘市西目町海士剝字御月森1			○		○					5,000
1247	坊主森	由利本荘市西目町出戸外字浜山国国有林			○		○					140
1248	御月森グラウンド	由利本荘市西目町海士剝字御月森1-530			○	○	○	○	○	○		5,000
1249	中高屋公民館広場	由利本荘市西目町出戸字浜山1-47			○	○	○	○	○	○		430
1250	出戸交流センター敷地内	由利本荘市西目町出戸字浜山6-108			○	○	○	○	○	○		600
1251	西目高等学校グラウンド	由利本荘市西目町沼田字新道下2-142			○	○		○	○	○		10,500
1252	西目小学校	由利本荘市西目町沼田字新屋下37-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10,650
1253	西目中学校	由利本荘市西目町出戸字浜山6-107	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18,950
1254	西目公民館「シーガル」	由利本荘市西目町沼田字新道下2-533	○	○	○	○	○	○	○	○	○	450
1255	B&G西目海洋センター	由利本荘市西目町沼田字新道下2-682	○	○	○	○		○	○	○	○	500
1256	津波避難タワー	由利本荘市西目町海士剝52-21	○	○	○	○	○	○	○	○		20
1257	上田野グラウンド	由利本荘市鳥海町栗沢字上田野2-11				○		○	○	○		9,000
1258	旧直根小学校グラウンド	由利本荘市鳥海町下直根字大谷地28				○		○	○	○		11,000
1259	旧笹子小学校グラウンド	由利本荘市鳥海町上笹子字塚台65の一部				○		○	○			6,000
1260	健康広場	由利本荘市鳥海町伏見字折切38-1				○		○	○			5,750
1261	紫水館	由利本荘市鳥海町伏見字久保193	○	○		○		○	○	○	○	5,380
1262	直根公民館	由利本荘市鳥海町中直根字中山5-2	○			○		○	○	○	○	1,180

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所の重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
1263	笹子公民館	由利本荘市鳥海町上笹子字下野77-2	○	○		○		○	○	○	○	1,210
1264	小川農村環境改善センター	由利本荘市鳥海町小川字倉隅16-1	○			○		○	○	○	○	590
1265	鳥海小学校	由利本荘市鳥海町上川内字西野14-1	○	○		○		○	○	○	○	4,300
1266	鳥海中学校	由利本荘市鳥海町上川内字西野108	○	○		○		○	○	○	○	7,050
1267	鳥海学習センター	由利本荘市鳥海町栗沢字上田野4	○	○				○	○	○	○	4,000
1268	直根学習センター	由利本荘市鳥海町下直根字大谷地37	○	○		○		○	○	○	○	5,550
1269	笹子学習センター	由利本荘市鳥海町上笹子字塚台65	○	○		○		○	○	○	○	2,580
1270	鳥海トレーニングセンター	由利本荘市鳥海町伏見字折切38-3	○	○		○		○	○		○	4,800
1271	天王コミュニティ防災センター	潟上市天王字持長根93-1		○		○	○	○			○	166
1272	天王総合体育館	潟上市天王字持長根93-1		○		○	○	○			○	879
1273	天王中学校	潟上市天王字宮の後3		○		○	○	○			○	1,795
1274	天王小学校	潟上市天王字児玉82		○		○	○	○			○	1,675
1275	潟上市市民センター	潟上市天王字上江川47-398		○		○	○	○			○	274
1276	潟上市図書館	潟上市天王字御休下1-1		○		○		○				369
1277	二田地区ことぶき荘	潟上市天王字上江川213-1		○		○		○				66
1278	二田新町集会所	潟上市天王字上江川47-1190		○		○		○				37
1279	二田栄町集会所	潟上市天王字上江川170		○		○		○				35
1280	二田児童館	潟上市天王字二田184-2		○		○		○				30
1281	天王農村婦人の家	潟上市天王字二田154		○		○		○				118
1282	二田一区集会所	潟上市天王字下分水42-3		○		○		○				31
1283	二田二区集会所	潟上市天王字二田208-2		○		○		○				41
1284	児玉ことぶき荘	潟上市天王字沖田台350-1		○		○		○				65
1285	江川児童館	潟上市天王字江川151		○		○		○				30
1286	江川ことぶき荘	潟上市天王字江川51-4		○		○		○				62
1287	蒲沼ことぶき荘	潟上市天王字蒲沼69-2		○		○		○				73
1288	鶴沼台児童館	潟上市天王字鶴沼台54		○		○		○				61
1289	東湖町集会所	潟上市天王字一向11-103		○		○		○				42
1290	曲町集会所	潟上市天王字御休下209-1		○		○		○				40
1291	東湖小学校	潟上市天王字宮の後303		○		○	○	○			○	1,122
1292	天王ことぶき荘	潟上市天王字ハラへ4-3		○		○		○				171
1293	塩口ことぶき荘	潟上市天王字不動下529		○		○		○				58
1294	渋谷分館	潟上市天王字不動台62		○		○		○				48
1295	天王B&G海洋センター	潟上市天王字羽立片山254-2		○		○		○				278

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
1296	羽立ことぶき荘	潟上市天王字羽立131-1		○		○		○					71
1297	大崎ことぶき荘	潟上市天王大崎字野沢166-1		○		○		○					58
1298	塩口北野分館	潟上市天王字塩口北野51		○		○		○					48
1299	羽立北野分館	潟上市天王字羽立北野1-124		○		○		○					59
1300	天王温泉くらら	潟上市天王字江川上谷地109-2		○		○	○	○			○		746
1301	細谷ことぶき荘	潟上市天王字上狼縁1-2		○		○		○					68
1302	下出戸体育館・分館	潟上市天王字下浜山105-1		○		○		○					135
1303	出戸小学校	潟上市天王字北野231-2		○		○	○	○			○		1,173
1304	出戸地区ことぶき荘	潟上市天王字北野239-2		○		○		○					62
1305	上出戸体育館・分館	潟上市天王字北野164-15		○		○		○					158
1306	三軒屋ことぶき荘	潟上市天王字北野117-2		○		○		○					75
1307	出戸地区コミュニティーセンター	潟上市天王字北野329		○		○		○					113
1308	出戸新町ことぶき荘	潟上市天王字北野299-38		○		○		○					83
1309	追分地区児童館	潟上市天王字上北野75		○		○		○					97
1310	追分西児童館	潟上市天王字追分西25-15		○		○		○					51
1311	追分西北ことぶき荘	潟上市天王字上北野121-22		○		○		○					67
1312	追分小学校	潟上市天王字追分西26-7		○		○	○	○			○		1,027
1313	緑町集会所	潟上市天王字追分西32-173		○		○		○					37
1314	追分西西集会所	潟上市天王字追分西66-2		○		○		○					45
1315	勤労青少年ホーム	潟上市天王字長沼132-21		○		○	○	○			○		248
1316	追分自治会館	潟上市天王字長沼132-9		○		○		○					73
1317	天王南中学校	潟上市天王字上北野4-38		○		○	○	○			○		1,883
1318	牛坂ことぶき荘	潟上市天王字追分117-179		○		○		○					56
1319	天王本郷自治会館	潟上市天王字天王123		○		○		○					43
1320	藤原記念病院	潟上市天王字上江川47		○		○	○	○			○		195
1321	自性院	潟上市天王字天王71		○		○	○	○			○		127
1322	秋田西高等学校	潟上市天王字追分西26-1		○		○	○	○			○		650
1323	地域密着型特別養護老人ホーム聚恵苑	潟上市天王字上江川47-100		○		○	○	○			○		50
1324	野村多目的研修集会センター	潟上市昭和久保字北野白洲野上37-2		○		○	○	○			○		75
1325	湖南交流センター	潟上市昭和久保字後谷地4-1		○		○		○					152
1326	天神下集落農業構造改善センター	潟上市昭和久保字北野大崎道添40-4		○		○		○					37
1327	昭和南部児童館	潟上市昭和久保字北野街道上56-8		○		○		○					50
1328	川向分館(たんぼぼ館)	潟上市昭和久保字イカリ沖18-4		○		○		○					37

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
1329	乱橋交流情報拠点施設	潟上市昭和八丁目字汲田24		○		○		○					70
1330	昭和中央コミュニティセンター(レイクプラザ)	潟上市昭和大久保字町後247		○		○		○					203
1331	中町集会所	潟上市昭和大久保字町後45-2		○		○		○					27
1332	大久保児童館	潟上市昭和乱橋字下畑61-7		○		○		○					32
1333	潟上市市民センター昭和館	潟上市昭和大久保字堤の上1-3		○		○	○	○			○		294
1334	昭和体育館	潟上市昭和大久保字元木田179		○		○	○	○			○		383
1335	昭和介護予防センター	潟上市昭和大久保字堤の上1-3		○		○		○					327
1336	大豊小学校	潟上市昭和大久保字高田22		○		○	○	○			○		1,714
1337	羽城中学校(体育館)	潟上市昭和大久保字元木田145		○		○	○	○			○		410
1338	昭和中央児童館	潟上市昭和大久保字元木田68		○		○		○					108
1339	竜毛交流情報拠点施設	潟上市昭和豊川竜毛字観音田30-1		○		○		○					67
1340	上虻川集落農事集会所	潟上市昭和豊川上虻川字山王田5-1		○		○		○					58
1341	郷土文化保存伝習館	潟上市昭和豊川山田字家の上64		○		○		○					296
1342	真形草生土集会所	潟上市昭和豊川槻木字真形沢1-5		○		○		○					21
1343	上町自治会館	潟上市昭和大久保字小橋24		○		○		○					75
1344	元木分館	潟上市昭和大久保字堤ノ上34-11		○		○		○					27
1345	下町分館	潟上市昭和大久保字屋布24-2		○		○		○					24
1346	八郎まつり伝承館	潟上市昭和大久保字音羽下342		○		○		○					69
1347	新薬児童館	潟上市昭和豊川上虻川字新所130-1		○		○		○					17
1348	多目的交流施設	潟上市昭和豊川船橋字鈴木8-1		○		○		○					181
1349	羽立児童館	潟上市飯田川下虻川字道心谷地48-1		○		○		○					10
1350	飯田川ふれあいの家	潟上市飯田川下虻川字屋敷40-1		○		○		○					41
1351	中町会館	潟上市飯田川下虻川字屋敷120-1		○		○		○					10
1352	下虻川分館	潟上市飯田川下虻川字屋敷40-1		○		○		○					42
1353	潟上市市民センター飯田川館	潟上市飯田川下虻川字八ツ口66		○		○	○	○			○		293
1354	けやき児童館	潟上市飯田川下虻川字蟹沢114		○		○		○					10
1355	羽立神明自治会館	潟上市飯田川下虻川字街道上一本木34-1		○		○		○					52
1356	飯田川ふれあいスポーツ会館	潟上市飯田川和田妹川字岩崎8-4		○		○	○	○			○		252
1357	和田妹川自治会館	潟上市飯田川和田妹川字出張32-1		○		○		○					39
1358	和田児童館	潟上市飯田川和田妹川字和田25-1		○		○		○					13
1359	矢坂会館	潟上市飯田川和田妹川字坂ノ下51		○		○		○					13
1360	妹川浜集会所	潟上市飯田川和田妹川字四百刈2		○		○		○					15
1361	飯田川保健福祉センター	潟上市飯田川和田妹川字千刈8-2		○		○		○					365

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
1362	飯田川小学校	潟上市飯田川和田妹川字岩崎12-12		○		○	○	○			○	1,491
1363	金山分館	潟上市飯田川金山字家ノ前83-2		○		○		○				25
1364	宮下会館	潟上市飯田川飯塚僧ヶ沢4		○		○		○				10
1365	飯塚自治会館	潟上市飯田川飯塚字樋中谷地47-7		○		○		○				40
1366	飯塚浜生活総合センター	潟上市飯田川飯塚字片田35-5		○		○		○				13
1367	平成会館	潟上市飯田川飯塚字中谷地89-2		○		○		○				13
1368	飯塚児童館	潟上市飯田川飯塚字深田19-2		○		○		○				41
1369	大曲中学校グラウンド	大仙市若竹町7-17		○		○		○				4,730
1370	十日市第一児童公園	大仙市大曲白金町地内		○		○						150
1371	さるびや児童公園	大仙市佐野町地内		○		○						180
1372	白金児童公園	大仙市大曲白金町地内		○		○						160
1373	若竹第一児童公園	大仙市若竹町地内		○		○						310
1374	ねむのき児童公園	大仙市大曲通町地内		○		○						220
1375	あかしや児童公園	大仙市朝日町地内		○		○						530
1376	大曲黒瀬街区公園	大仙市大曲黒瀬町地内		○		○						390
1377	八幡児童公園	大仙市大曲丸の内町地内		○		○						230
1378	大花児童公園	大仙市大花町地内		○		○						150
1379	大曲駅東広場	大仙市大花町13地内		○		○		○				300
1380	秋田県立大曲工業高等学校グラウンド	大仙市大曲若葉町3-17		○		○		○				14,275
1381	戸巻町児童公園	大仙市大曲戸巻町地内		○		○						130
1382	東大曲小学校グラウンド	大仙市大曲字下高畑81		○		○		○				1,000
1383	桂公園	大仙市大曲田町地内		○		○		○				1,700
1384	須和町児童公園	大仙市大曲須和町1地内		○		○						250
1385	大曲小学校グラウンド	大仙市大曲花園町4-88		○		○		○				900
1386	中央公園	大仙市大曲川原町、大曲花園町及び大曲浜町地内		○		○		○				2,700
1387	花園児童公園	大仙市大曲花園町地内		○		○						60
1388	秋田県立大曲農業高等学校グラウンド	大仙市大曲金谷町26-9		○		○		○				2,400
1389	蓮沼第一児童公園	大仙市大曲金谷町地内		○		○						60
1390	いちよう児童公園	大仙市大曲日の出町1丁目地内		○		○						180
1391	旧大曲南保育園跡地	大仙市大曲日の出町1-27		○		○						180
1392	さくら児童公園	大仙市大曲日の出町1丁目地内		○		○						100
1393	大曲市民会館第1駐車場	大仙市大曲日の出町2-472・473		○		○		○				1,458
1394	大曲市民会館第2駐車場	大仙市飯田字屋舗通247・248		○		○		○				1,784

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫			火山 現象
1395	大曲中央公民館駐車場	大仙市大曲日の出町2-447		○		○						755
1396	住吉町児童公園	大仙市大曲住吉町地内		○		○						290
1397	花館小学校グラウンド	大仙市泉町地内		○		○		○				2,500
1398	大曲西中学校グラウンド	大仙市内小友字中沢176-1	○	○		○		○	○			2,100
1399	内小友小学校グラウンド	大仙市内小友字四ツ村35		○		○		○				900
1400	総合公園テニスコート駐車場	大仙市内小友字中沢176-14	○	○		○		○	○			3,217
1401	大川西根小学校グラウンド	大仙市大川西根字小館20		○		○		○				800
1402	秋田県立大曲支援学校グラウンド	大仙市大曲西根字下成沢122	○	○		○		○	○			7,402
1403	大曲南中学校グラウンド	大仙市藤木字上野中70-2		○		○		○				1,500
1404	藤木小学校グラウンド	大仙市藤木字街道下67		○		○		○				1,000
1405	角間川小学校グラウンド	大仙市角間川町字大浦町99		○		○		○				1,000
1406	角間川児童公園	大仙市角間川町字四上町地内		○		○						180
1407	川港親水公園	大仙市藤木字東八圭及び丙大久保地内		○		○		○				350
1408	四ツ屋小学校グラウンド	大仙市四ツ屋字下古道81		○		○		○				1,000
1409	松倉農村広場	大仙市四ツ屋字小又35-1	○	○		○		○	○			400
1410	中川原グラウンド	大仙市神宮寺字吉貝人着		○		○		○				1,200
1411	神岡小学校グラウンド	大仙市神宮寺字館ノ北29		○		○		○				1,900
1412	平和中学校グラウンド	大仙市神宮寺字荒屋20		○		○		○				2,700
1413	かみおか嶽雄館	大仙市神宮寺字下川原前開102		○		○		○				1,355
1414	神岡中央公園	大仙市神宮寺字大坪街道下及び中瀬古川敷地内		○		○		○				3,781
1415	二太子沢農村公園	大仙市神宮寺字八石上高野56-1	○	○		○		○	○			2,100
1416	笹倉公園	大仙市神宮寺字笹倉1-2	○	○		○		○	○			10,000
1417	太平健康広場	大仙市神宮寺字鶴ヶ沢出口50-1	○	○		○		○	○			1,200
1418	神岡野球場	大仙市北檜岡字向堀野2-1		○		○		○				1,200
1419	旧北神小学校グラウンド(音楽交流館)	大仙市北檜岡字鳴151		○		○		○				1,200
1420	道の駅かみおか駐車場	大仙市北檜岡字船戸		○		○		○				410
1421	八石太平台	大仙市神宮寺字萩の台151-5	○	○		○		○	○			4,404
1422	神岡カントリーエレベーター	大仙市北檜岡字上龍蔵台191-1	○	○		○		○	○			623
1423	西仙北小学校グラウンド	大仙市刈和野字上ノ台322	○			○		○	○			661
1424	旧土川小学校グラウンド	大仙市土川字半道寺西野1-11外	○	○		○		○	○			547
1425	旧大沢郷小学校グラウンド	大仙市大沢郷宿字カクマ沢138-1	○	○		○		○	○			1,263
1426	旧双葉小学校グラウンド	大仙市強首字上野台1-2		○		○		○				601
1427	西仙北中学校グラウンド	大仙市刈和野字田中蟻塚12	○	○		○		○	○			1,021

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
1428	旧西仙北西中学校グラウンド	大仙市強首字上野台92-1	○	○		○		○	○			1,243
1429	秋田県立西仙北高等学校グラウンド	大仙市刈和野字北ノ沢嶋山5-1	○			○		○	○			726
1430	西仙北緑地運動広場	大仙市強首字上野台23-22	○	○		○		○	○			1,213
1431	大佐沢公園	大仙市刈和野字大佐沢	○			○		○	○			758
1432	半道寺運動公園	大仙市土川字上雨堤1-33	○			○		○	○			451
1433	西仙北スポーツセンター内公園	大仙市刈和野字小野17	○	○		○		○	○			537
1434	大綱交流館駐車場	大仙市刈和野字愛宕下24-1		○		○		○				1,236
1435	西今泉農村公園	大仙市土川字大楽183-3	○	○		○		○	○			800
1436	西仙北農村環境改善センター	大仙市土川字刈布沢24-48	○	○		○		○	○			600
1437	辰ノ口集落会館	大仙市土川字小杉山沢ノ内古道沢山2-1	○			○		○	○			50
1438	小杉山地区生涯学習センター	大仙市土川字小杉山沢ノ内焼山1-2	○			○		○	○			200
1439	小杉山農村公園	大仙市土川字楯越1-1	○			○		○	○			900
1440	西仙北農村交流施設	大仙市北野目字堂伝野2		○		○		○				400
1441	強首地区多目的研修施設	大仙市強首字上野台1		○		○		○				100
1442	西仙北林業者等健康増進施設	大仙市大沢郷宿字横山59-2		○		○		○				300
1443	大場台集落会館	大仙市円行寺字大場台38-2	○	○		○		○	○			200
1444	刈和野地区コミュニティセンター	大仙市刈和野字愛宕町10-2		○		○		○				70
1445	中仙公民館鶯野分館グラウンド	大仙市下鶯野字上村1	○	○		○		○	○			300
1446	ドンパン広場	大仙市北長野字茶畑地内		○		○		○				2,900
1447	中仙中学校グラウンド	大仙市長野字新山5-1		○		○		○				1,500
1448	中仙公民館鍵見内分館広場	大仙市鍵見内字石持108		○		○		○				300
1449	清水小学校グラウンド	大仙市清水字上大蔵86	○	○		○		○	○			1,000
1450	豊成小学校グラウンド	大仙市豊川字下水無47	○	○		○		○	○			1,000
1451	旧豊岡小学校グラウンド	大仙市豊岡字中荒井野29	○	○		○		○	○			1,000
1452	道の駅なかせん駐車場	大仙市長野字高畑95-1	○	○		○		○	○			500
1453	協和市民センター和ピア駐車場	大仙市協和船岡字大袋1-7	○	○		○		○	○			9,000
1454	協和支所駐車場	大仙市協和境字野田4-2	○	○		○		○	○			2,600
1455	協和小学校グラウンド	大仙市協和境字岸館37	○	○		○		○	○			6,304
1456	旧協和給食センター駐車場	大仙市協和荒川字下谷地10	○	○		○		○	○			651
1457	大盛館駐車場	大仙市協和荒川字川前9-1	○	○		○		○	○			4,600
1458	道の駅協和駐車場	大仙市協和荒川字新田表15-2	○	○		○		○	○			8,131
1459	旧稲沢小学校グラウンド	大仙市協和稲沢字堰ヶ沢出口6	○	○		○		○	○			1,500
1460	旧船岡小学校グラウンド	大仙市協和船岡字上中野126-1	○	○		○		○	○			400

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
1461	宇津野農村公園	大仙市協和船岡字上宇津野278-2	○	○		○		○	○				900
1462	協和スキー場駐車場	大仙市協和船岡字上庄内71-1	○			○		○	○				1,600
1463	峰吉川駅前広場	大仙市協和峰吉川字半仙64-21	○			○		○	○				600
1464	中淀川緑地広場	大仙市協和中淀川字鳥屋野24	○	○		○		○	○				5,000
1465	特別養護老人ホーム 峰山荘駐車場	大仙市協和中淀川字中村12-2	○	○		○		○	○				4,400
1466	下淀川グラウンド	大仙市協和下淀川字車田29-2		○		○		○					2,800
1467	旧小種小学校グラウンド	大仙市協和小種字中台15-4	○	○		○		○	○				4,500
1468	南外山村運動広場・運動場	大仙市南外字小出375番地外	○	○		○		○	○				6,750
1469	南外中学校グラウンド・野球場	大仙市南外字赤平台野19-1	○	○		○		○	○				14,950
1470	南外運動場	大仙市南外字上野99-1	○	○		○		○	○				6,500
1471	南外小学校グラウンド・駐車場	大仙市南外字田中田17	○	○		○		○	○				4,850
1472	旧南外西小学校グラウンド	大仙市南外字下湯ノ又198-14	○	○		○		○	○				7,800
1473	高梨小学校グラウンド	大仙市高梨字新屋敷1		○		○		○					2,000
1474	仙北健康広場	大仙市堀見内字元田茂木35-1外		○		○		○					500
1475	真山公園	大仙市払田字真山1	○	○		○		○	○				150
1476	横堀小学校グラウンド	大仙市福田字穴沢4		○		○		○					2,000
1477	仙北中学校グラウンド	大仙市堀見内字西福嶋29	○	○		○		○	○				2,000
1478	柵の湯駐車場	大仙市板見内一ツ森149	○	○		○		○	○				1,372
1479	太田東小学校グラウンド	大仙市太田町齊内字高野1-93	○	○		○		○	○				1,000
1480	太田ふれあいの里(グラウンド・ゴルフ場)	大仙市太田町太田字惣行小坂地内他	○	○		○		○	○				1,000
1481	太田東部地区公園(墓地公園)	大仙市太田町川口字千本野1-57	○	○		○		○	○				1,000
1482	太田東今泉緑地広場(敬愛館)	大仙市太田町東今泉字大信田472-6	○	○		○		○	○				1,000
1483	太田南小学校グラウンド	大仙市太田町横沢字窪関南298	○	○		○		○	○				1,000
1484	太田球場	大仙市太田町横沢字堤田350		○		○		○					1,000
1485	太田北小学校グラウンド	大仙市太田町国見字国見田115	○	○		○		○	○				1,000
1486	太田中学校グラウンド	大仙市太田町太田字新田田尻76	○	○		○		○	○				1,000
1487	今泉交流センター	北秋田市 今泉字大堤脇44	○	○		○				○			100
1488	七座健康増進センター (七座公民館)	北秋田市 今泉字根立場65-2	○	○						○			200
1489	前山森林交流センター	北秋田市 前山字かめ山下34-3		○		○			○				100
1490	坊沢公民館	北秋田市 坊沢字善千鳥坂17	○	○									100
1491	蟹沢会館	北秋田市 坊沢字屋敷岱85	○	○		○							50
1492	鷹巣中学校(洪水時2階)	北秋田市 坊沢字下上野79	○	○		○				○	○		1,000
1493	田子ヶ沢セリ集荷所	北秋田市 綴子字田子ヶ沢117-1	○	○		○				○			100

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
1494	綴子児童館	北秋田市 綴子字西館62	○	○							○		100
1495	綴子小学校	北秋田市 綴子字街道下59	○			○					○		350
1496	綴子基幹集落センター (綴子公民館)	北秋田市 綴子字掛泥道上151-1	○								○		100
1497	道の駅たかのす	北秋田市 綴子字大堤道下62-1ほか	○	○		○					○	○	45
1498	綴子大畑自治会館	北秋田市 綴子字宮本169	○	○		○					○		50
1499	北健康増進センター	北秋田市 綴子字糠沢上谷地301-1	○	○		○					○		300
1500	鷹巣東小学校(洪水時2階)	北秋田市 栄字田沢古川布252	○	○		○					○		500
1501	栄公民館	北秋田市 栄字下夕前田9-1		○		○					○		100
1502	竹原岱農業倉庫	北秋田市 栄字竹原岱1-2	○	○							○		50
1503	交流センター(洪水時2階)	北秋田市 材木町2-2	○	○		○						○	200
1504	文化会館(洪水時2階)	北秋田市 材木町2-3	○	○		○						○	50
1505	市民ふれあいプラザ(洪水時2階)	北秋田市 花園町10-5	○	○		○					○	○	900
1506	北秋田市役所第二庁舎(洪水時2階)	北秋田市 花園町15-1	○	○		○					○		260
1507	保健センター	北秋田市 宮前町9-69		○		○					○	○	300
1508	地域福祉センター(洪水時2階)	北秋田市 宮前町9-68	○	○		○					○	○	200
1509	秋田北鷹高等学校(洪水時2階)	北秋田市 伊勢町1-1	○	○		○				○	○	○	650
1510	鷹巣体育館(洪水時2階)	北秋田市 鷹巣字東中家11	○	○									2,000
1511	鷹巣小学校(洪水時2階)	北秋田市 鷹巣字南中家下37-1	○	○		○					○		700
1512	伊勢堂岱温泉縄文の湯	北秋田市 脇神字平崎川戸沼86-2		○		○							50
1513	舟場自治会館	北秋田市 脇神字平崎上岱135-14	○	○		○					○		70
1514	清鷹小学校	北秋田市 脇神字塚ノ岱165-1	○	○		○					○	○	700
1515	沢口林業センター (沢口公民館)	北秋田市 脇神字下太田表22-1		○		○					○		100
1516	小森自治会館	北秋田市 小森字小森14-1	○	○		○					○		100
1517	坊山交流センター	北秋田市 小森字坊山52	○	○		○					○		50
1518	中屋敷自治会館	北秋田市 中屋敷字中悪戸40				○					○		50
1519	七日市基幹集落センター (七日市公民館)	北秋田市 七日市字寺山下7	○	○							○		100
1520	松沢児童館	北秋田市 七日市字大沢16-2	○	○							○		50
1521	上舟木生活改善センター	北秋田市 七日市字菅谷地岱16	○	○							○		50
1522	岩脇児童館	北秋田市 七日市字岩脇圃ノ内23	○	○							○		50
1523	本城地域コミュニティセンター	北秋田市 本城字館ノ下113-4	○	○		○					○		50
1524	米内沢小学校	北秋田市 本城字中島16	○	○		○					○	○	450
1525	森吉コミュニティセンター (森吉公民館)	北秋田市 米内沢字寺ノ下16-3	○	○							○	○	200
1526	森吉構造改善センター	北秋田市 米内沢字七曲51	○			○					○		100

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所の重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
1527	森吉総合スポーツセンター	北秋田市 米内沢字七曲172	○	○		○					○	○	1,500
1528	アグリハウス	北秋田市 米内沢字櫛岱57	○	○		○					○		50
1529	浦田交流センター	北秋田市 浦田字浦田5-1	○	○		○					○		30
1530	森吉中学校	北秋田市 桂瀬字下柏木岱1	○	○		○					○	○	650
1531	コンベンションホール四季美館	北秋田市 阿仁前田字大道上3-1	○	○		○					○	○	50
1532	前田小学校	北秋田市 阿仁前田字下川端103-1	○			○					○		550
1533	前田公民館	北秋田市 阿仁前田字下川端167-1	○			○					○		150
1534	クウインズ森吉	北秋田市 小又字堂ノ下21-2	○	○		○					○	○	100
1535	桜庭木材株式会社 厚生会館	北秋田市 小又字堂ノ下44-3	○	○							○		700
1536	新屋布コミュニティセンター	北秋田市 小又字新屋布24-1	○	○		○					○		30
1537	根森田地域コミュニティセンター	北秋田市 根森田字杉ノ下92	○			○					○		50
1538	森吉山ダム広報館	北秋田市 根森田字姫ヶ岱31	○	⊖		○					○		90
1539	五味堀地域コミュニティセンター	北秋田市 五味堀字家ノ下モ92-1	○	⊖		○					○		50
1540	神成交流センター	北秋田市 阿仁前田字神成67				○					○		30
1541	小様児童館	北秋田市 阿仁小様字小様120	○								○		50
1542	小淵集会所	北秋田市 阿仁小淵字小淵23-2	○			○					○		60
1543	吉田自治会館	北秋田市 阿仁吉田字町頭65-2	○	○							○		60
1544	阿仁合小学校	北秋田市 阿仁水無字上岱13-2	○	○		○					○	○	300
1545	下新町児童館	北秋田市 阿仁銀山字下新町63-1	○	○							○		100
1546	阿仁合保育所・阿仁保健センター	北秋田市 阿仁銀山字上新町71-1	○			○					○		600
1547	阿仁ふるさと文化センター (阿仁公民館)	北秋田市 阿仁水無字大町146-1	○	○		○					○	○	800
1548	阿仁中学校	北秋田市 阿仁水無字畑町東裏194-4	○			○					○		350
1549	阿仁体育館	北秋田市 阿仁水無字畑町東裏130	○								○		1,000
1550	根子番学伝承館	北秋田市 阿仁根子字館下段44	○	○							○		300
1551	大阿仁小学校	北秋田市 阿仁比立内字様ノ向1	○	○		○					○	○	500
1552	阿仁農村環境改善センター (大阿仁公民館)	北秋田市 阿仁幸屋渡字山根23-1	○								○		500
1553	戸島内地区地域特産品生産施設	北秋田市 阿仁戸島内字家ノ前109-1	○			○					○		50
1554	打当温泉マタギの湯	北秋田市 阿仁打当字仙北渡道上ミ67	○	○		○					○	○	115
1555	増沢集会所	北秋田市 増沢字上岱34		○		○					○		60
1556	木戸石児童館	北秋田市 木戸石字東屋布岱9	○	○							○		130
1557	松ヶ丘児童館	北秋田市 川井字松石殿1-462	○	○		○					○		60
1558	旧合川東小学校 体育館	北秋田市 上杉字下屋布岱279	○	○		○					○		260
1559	上杉あいターミナル	北秋田市 上杉字相染岱174-1	○	○		○					○		30

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
1560	合川小学校(洪水時2階)	北秋田市 李岱字家向26-1	○	○		○					○	○	700
1561	合川中学校(洪水時2階)	北秋田市 李岱字家向1	○	○		○					○		600
1562	合川体育館(洪水時2階)	北秋田市 李岱字下豊田25	○	○		○					○		1,600
1563	新田目児童館	北秋田市 新田目字屋布岱37	○	○							○		50
1564	東根田多目的集会施設	北秋田市 根田字屋布岱175-1	○	○		○					○		50
1565	鎌沢生活改善センター	北秋田市 鎌沢字地藏岱96	○	○							○		60
1566	合川学童研修センター	北秋田市 鎌沢字石測44	○	○		○					○		100
1567	杉山田集会施設	北秋田市 鎌沢字雪田岱207-1	○								○		50
1568	セントラル合川	北秋田市 新田目字大野80-1	○	○		○					○	○	141
1569	合川公民館	北秋田市 李岱字下豊田25		○		○					○		400
1570	芹田児童遊園地	にかほ市芹田字中道130-1		○									806
1571	諏訪神社境内	にかほ市芹田字中道106	○	○	○			○			○		196
1572	午ノ浜温泉	にかほ市三森字水上177-1		○									2,498
1573	三森児童遊園地	にかほ市三森字午ノ浜110-1		○									1,359
1574	共立エーティーエス駐車場	にかほ市平沢字平森83-8	○	○							○	○	1,296
1575	大日神社	にかほ市平沢字前谷地238	○		○			○			○	○	1,546
1576	平沢小学校グラウンド	にかほ市平沢字長磯32		○									6,573
1577	八幡神社	にかほ市平沢字上町5	○		○			○			○	○	3,789
1578	安楽寺	にかほ市平沢字坂ノ下108	○	○	○			○			○	○	2,093
1579	仁賀保公園	にかほ市平沢字清水4	○		○			○			○	○	5,431
1580	駅前広場	にかほ市平沢字清水152	○	○							○	○	1,530
1581	秋葉神社	にかほ市平沢字新町17-2	○	○							○	○	580
1582	仁賀保運動公園	にかほ市平沢字馬飼森	○	○	○			○			○	○	30,002
1583	室内神社	にかほ市平沢字宮ノ前46	○		○			○			○	○	1,319
1584	行ヒ森公園	にかほ市平沢字行ヒ森17-7	○	○							○	○	831
1585	マックスパリュ駐車場	にかほ市平沢字天ヶ町80-1	○	○	○			○			○	○	1,852
1586	清水尻公園	にかほ市平沢字館ヶ森15-17	○	○							○	○	612
1587	石橋公園	にかほ市平沢字石橋47-15	○								○	○	354
1588	墓地公園	にかほ市平沢字団子坂1	○		○			○			○	○	48,686
1589	両前寺児童遊園地	にかほ市両前寺字阿部堂68-40	○	○							○	○	492
1590	香取神社境内	にかほ市両前寺字阿部館53	○	○	○			○			○	○	1,361
1591	院内児童遊園地	にかほ市院内字城前61	○		○			○			○	○	386
1592	駐在所広場	にかほ市院内字城前15-2			○			○			○		505

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定 避難 所との 重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
1593	院内小学校グラウンド	にかほ市小国字郷ノ町65-1	○	○	○		○		○	○		6,112
1594	小国ゲートボール場	にかほ市小国字道下60	○	○	○		○		○	○		688
1595	神明神社	にかほ市小国字下腰4	○	○	○		○		○	○		928
1596	上小国公園広場	にかほ市小国字前田225	○		○		○		○	○		1,132
1597	馬場児童遊園地	にかほ市馬場字石水口84	○	○	○		○		○	○		636
1598	石田広場	にかほ市田爪字地藏森164	○	○	○		○		○	○		423
1599	田爪児童遊園地	にかほ市田爪字小荒田170	○	○	○		○		○			710
1600	薫風苑	にかほ市院内字メカケ114	○	○	○		○		○	○		12,969
1601	横根児童遊園地	にかほ市院内字下横根7-28	○	○	○		○		○	○		246
1602	仁賀保中学校グラウンド	にかほ市院内字ヒシカタ261	○	○	○		○		○	○		23,784
1603	さくら団地駐車場	にかほ市院内字下横根78-3	○	○	○		○		○	○		628
1604	杉山運動公園	にかほ市院内字ヒシカタ161	○	○	○		○		○	○		1,375
1605	伊勢居地児童遊園地	にかほ市伊勢地字谷地25	○	○	○		○		○	○		730
1606	中野児童遊園地	にかほ市中三地字中ノ堀10-19		○	○		○					403
1607	旧小出小学校グラウンド	にかほ市中三地字橋本293-1		○	○		○					8,799
1608	三日市児童遊園地	にかほ市中三地字森ノ内69		○	○		○					514
1609	立居地児童遊園地	にかほ市中三地字立居地89-1		○	○		○					238
1610	百目木運動公園	にかほ市樋目野字百目木11		○	○		○					1,576
1611	塚児童遊園地	にかほ市樋目野字百目木谷地97		○	○		○					1,432
1612	樋ノ口会館前広場	にかほ市樋目野字中道115		○	○		○					264
1613	久神社境内	にかほ市樋目野字堂ノ本58-1		○	○		○					792
1614	寺田児童遊園地	にかほ市寺田字長瀬町149-1		○	○		○					448
1615	畑運動広場	にかほ市畑字宮嶋132-3		○	○		○					686
1616	桂坂会館広場	にかほ市畑字一本木下20-12	○	○	○		○		○			435
1617	東畑会館前広場	にかほ市伊勢居地字平太屋敷31	○	○	○		○		○			334
1618	水沢会館前広場	にかほ市水沢字堂ノ前225-1	○		○		○		○	○		366
1619	釜ヶ台児童遊園地	にかほ市釜ヶ台字中島9-5	○	○	○		○		○	○		730
1620	下坂会館前広場	にかほ市院内字下坂3			○		○			○		469
1621	冬師児童遊園地	にかほ市冬師字冬師20-2	○	○	○		○		○	○		382
1622	上坂会館前広場	にかほ市伊勢居地字グミノ木森140-3	○		○		○		○	○		484
1623	旧釜ヶ台小中学校グラウンド	にかほ市馬場字冬師山8-4	○	○	○		○		○	○		10,550
1624	サイエンスパーク	にかほ市平沢字宝田47		○	○		○					6,552
1625	山王森	にかほ市三森字浜田259-1	○						○			1,202

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
1626	家ノ後高台	にかほ市芹田字家ノ後122-1	○	○						○			1,649
1627	古四王森	にかほ市三森字浜田203-1	○							○			941
1628	TDK健保駐車場	にかほ市平沢字新町	○	○						○	○		3,077
1629	薬師神社	にかほ市三森字御堂森1	○	○	○			○		○			1,807
1630	TDK琴浦工場跡地	にかほ市平沢字古里38-5	○	○						○	○		7,431
1631	水道記念碑	にかほ市両前寺字狐森3-2	○		○			○		○	○		120
1632	午ノ浜温泉脇の山	にかほ市三森字水上174-1	○	○						○			982
1633	望海公園	にかほ市平沢字画書面37-1	○		○			○		○			6,591
1634	御堂森	にかほ市三森字水上104-1	○	○	○			○		○			4,805
1635	高速両前寺緊急避難施設	にかほ市両前寺字阿部館	○		○			○		○	○		500
1636	高速杉山緊急避難施設	にかほ市院内字杉山	○	○	○			○		○	○		500
1637	大水口国道緑地	にかほ市平沢字大水口	○	○						○			100
1638	TDK秋田工場東門	にかほ市平沢字前田	○		○			○		○	○		500
1639	平森高台	にかほ市平沢字平森	○							○			50
1640	ホテルエクセルキクスイ	にかほ市平沢字町田108-1			○			○					500
1641	金浦中学校グラウンド	にかほ市金浦字谷地中30-3	○	○	○			○		○	○		7,873
1642	金浦公民館広場	にかほ市金浦字南金浦49-2	○		○			○		○	○		1,850
1643	金浦駅前広場	にかほ市金浦字十二林83-1	○	○	○			○		○	○		522
1644	十二林児童公園	にかほ市金浦字十二林223-1	○	○	○			○		○	○		895
1645	コミュニティ公園	にかほ市金浦字金浦95-2	○							○	○		500
1646	勢至保育園広場	にかほ市金浦字木の浦山17-11	○		○			○		○	○		2,500
1647	塩竈神社	にかほ市飛字飛ヶ崎3-1	○	○	○			○		○	○		631
1648	黒川児童遊園地	にかほ市黒川字三嶽新田242	○	○						○			145
1649	赤石館広場	にかほ市金浦字赤石31-1	○	○						○	○		721
1650	いちょう館広場	にかほ市前川字久根添55	○	○	○			○		○	○		525
1651	前川児童館広場	にかほ市前川字沼尻95-1	○	○	○			○		○	○		851
1652	大竹農村公園	にかほ市大竹字水叩25-4	○		○			○		○	○		11,750
1653	金浦小学校グラウンド	にかほ市金浦字谷地中9-1	○	○	○			○		○	○		5,023
1654	岡の谷地グラウンド	にかほ市金浦字岡の谷地107		○							○		7,433
1655	鳥長根児童公園	にかほ市金浦字鳥長根33-9	○	○	○			○		○	○		358
1656	太平山	にかほ市金浦字南金浦188	○		○			○		○	○		3,679
1657	コミュニティ防災センター	にかほ市金浦字南金浦12-1	○	○						○	○	○	4,080
1658	太郎助山団地	にかほ市金浦字岡の谷地169-25	○	○	○			○		○	○		219

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
1659	にかほ市商工会館前広場	にかほ市金浦字十二林158-9	○							○	○		272
1660	金浦中央公園	にかほ市金浦字堀切7	○		○			○		○	○		216
1661	金浦バイパス跨線橋	にかほ市金浦字高森140-6	○	○	○			○		○	○		500
1662	三嶽神社	にかほ市黒川字三嶽後12	○	○	○			○		○			970
1663	宮田高台	にかほ市黒川字宮田21-1	○	○	○			○		○			2,641
1664	高速黒川緊急避難施設	にかほ市黒川	○	○	○			○		○	○		500
1665	道の駅「ねむの丘」広場	にかほ市象潟町字大塩越73-1	○	○						○	○		5,723
1666	八島神社広場	にかほ市象潟町字象潟島	○	○	○			○		○	○		618
1667	象潟夕日の宿さんねむ温泉	にかほ市象潟町字才の神31-1	○	○						○	○	○	2,937
1668	熊野神社広場	にかほ市象潟町字一丁目塩越5	○	○						○	○		1,639
1669	象潟公会堂	にかほ市象潟町字三丁目塩越163	○	○	○			○		○	○	○	770
1670	象潟小学校グラウンド	にかほ市象潟町字妙見下77-2		○							○		7,305
1671	おぼこ町会館前	にかほ市象潟町字浜畑59-7	○	○						○	○		400
1672	にかほ市商工会象潟支所前	にかほ市象潟町字四丁目塩越76-2	○	○						○	○		247
1673	象潟神社広場	にかほ市象潟町字妙見下66-1		○							○		1,392
1674	本隆寺広場	にかほ市象潟町字四丁目塩越192-2	○	○	○			○		○	○		496
1675	古四王神社広場	にかほ市象潟町字五丁目塩越13	○	○						○	○		763
1676	上荒屋会館前	にかほ市象潟町字五丁目塩越87	○	○						○	○		392
1677	象潟公民館前	にかほ市象潟町字狐森31-1	○	○	○			○		○	○		1,700
1678	九十九島球場	にかほ市象潟町字屋敷田76	○	○						○	○		5,830
1679	出雲神社広場	にかほ市象潟町字上狐森9	○	○	○			○		○	○		3,565
1680	汐見会館遊園地	にかほ市象潟町字狐森31-20	○	○	○			○		○	○		820
1681	鳥屋森運動広場	にかほ市象潟町関字鳥屋森26-6	○	○	○			○		○	○		5,000
1682	市営住宅松ヶ丘広場	にかほ市象潟町関字建石45-310	○	○	○			○		○	○		1,650
1683	桜ヶ丘遊園地	にかほ市象潟町字木戸口51-75	○		○			○		○	○		295
1684	関グラウンド	にかほ市象潟町関字西大阪1-9	○	○	○			○		○	○		5,700
1685	中ノ沢グラウンド	にかほ市象潟町西中野沢字中ノ沢131-2	○	○	○			○		○	○		4,802
1686	旧JA秋田しんせい上浜支所	にかほ市象潟町洗釜字砂山2-45	○	○						○	○		2,935
1687	ぐみの木会館広場	にかほ市象潟町洗釜字浜山2-2	○		○			○		○	○		25
1688	大砂川生活改善センター	にかほ市象潟町大砂川字トド森20-1	○		○			○		○	○		1,445
1689	萬照寺前広場	にかほ市象潟町川袋字滝ノ下78-2	○	○	○			○		○			50
1690	大須郷グラウンド	にかほ市象潟町大須郷字雨谷地316	○	○	○			○		○	○		3,597
1691	小砂川保育園広場	にかほ市象潟町小砂川字砂畑5	○	○	○			○		○	○		405

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所の重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
1692	小砂川グラウンド	にかほ市象潟町小砂川字小田12-2	○	○	○		○		○	○		3,845
1693	観音森集会所広場	にかほ市象潟町小砂川字観音森23-1	○		○		○		○			820
1694	上郷グラウンド	にかほ市象潟町字小滝舞台64	○	○	○		○		○	○		12,330
1695	本郷運動広場	にかほ市象潟町本郷字盛		○	○		○					1,091
1696	横岡会館前	にかほ市象潟町横岡字前田56-1	○		○		○		○			360
1697	舟岡集会所前	にかほ市象潟町横岡字堰端7	○	○	○		○		○	○		89
1698	水岡自治会館前広場	にかほ市象潟町横岡字前谷地92	○	○	○		○		○	○		145
1699	大森遊園地	にかほ市象潟町横岡字大森2-1	○	○	○		○		○	○		400
1700	長岡グラウンド	にかほ市象潟町長岡字家尻79-1	○	○	○		○		○	○		2,610
1701	大飯郷会館前	にかほ市象潟町大飯郷字堂ノ前48	○	○	○		○		○	○		112
1702	水岡広場	にかほ市象潟町横岡字目貫谷地1-32	○	○	○		○		○	○		2,175
1703	上浜グラウンド	にかほ市象潟町大砂川字釜道1-1	○	○	○		○		○			4,408
1704	象潟グラウンド	にかほ市象潟町字沖ノ田8-1		○						○		10,898
1705	鳥の海中央公園	にかほ市象潟町字鳥の海3-40	○		○		○		○	○		1,049
1706	駅前広場	にかほ市象潟町字家ノ後1-12		○						○		1,349
1707	都市農村交流センター	にかほ市象潟町大砂川字下橋20-6	○	○	○		○		○	○	○	8,409
1708	小砂川自治会館前	にかほ市象潟町小砂川字中磯47-1	○						○	○		1,066
1709	石名坂広場	にかほ市象潟町小滝字石名坂25	○	○	○		○		○	○		298
1710	象潟町児童公園	にかほ市象潟町字入道島15-1		○						○		4,571
1711	天の山広場	にかほ市象潟町字浜山126	○	○	○		○		○	○		922
1712	市営住宅建石広場	にかほ市象潟町関字建石45-348	○	○					○	○		5,887
1713	阿曾石材駐車場	にかほ市象潟町大須郷大道下40-23	○	○	○		○		○	○		642
1714	伊東与四秀宅前	にかほ市象潟町小砂川字中磯	○	○	○		○		○	○		273
1715	光岸寺	にかほ市象潟町字四丁目塩越231	○	○					○	○		1,225
1716	みどり中央公園	にかほ市象潟町字後田60-1	○	○					○	○		1,623
1717	戸隠神社広場	にかほ市象潟町字五丁目塩越173	○	○					○	○		257
1718	JA象潟支店駐車場	にかほ市象潟町字家の後146	○	○					○	○		644
1719	まま高台	にかほ市象潟町関字村の下2-1	○	○	○		○		○	○		7,948
1720	上浜駅前広場	にかほ市象潟町洗釜字砂山5-47	○		○		○		○	○		129
1721	旧国道	にかほ市象潟町川袋字釜ノ上	○	○	○		○		○	○		264
1722	御不動様神社	にかほ市象潟町字一丁目塩越44	○	○					○	○		440
1723	稲荷神社	にかほ市象潟町字狐森28-2	○	○	○		○		○	○		662
1724	老人福祉センター	にかほ市象潟町字浜山121-2	○	○					○	○	○	667

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数		
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象				
1725	久志神社	にかほ市象潟町川袋字滝ノ下54	○		○			○		○				315
1726	国道7号	にかほ市象潟町川袋字釜ノ上	○		○			○		○				264
1727	大日露貴神社	にかほ市象潟町西中野澤字中ノ沢44-1	○	○	○			○		○	○			962
1728	大須郷林ノ下	にかほ市象潟町大須郷字林ノ下	○	○	○			○		○	○			100
1729	大須郷大道下	にかほ市象潟町大須郷字大道下	○	○	○			○		○	○			100
1730	小砂川クツカケ	にかほ市象潟町小砂川字クツカケ	○	○	○			○		○	○			100
1731	大塩越会館裏山	にかほ市象潟町字琴和喜	○	○						○	○			997
1732	にかほ市商工会象潟支所	にかほ市象潟町字四丁目塩越76-2			○			○				○		457
1733	たつみ寛洋ホテル	にかほ市象潟町字後田116-5			○			○						100
1734	塩焚浜高台	にかほ市金浦字塩焚浜108-1	○							○	○			1,574
1735	丸大機工駐車場	にかほ市金浦字背長森10-1	○	○	○			○		○	○			5,250
1736	生保内小学校	田沢湖生保内字武蔵野111					○		○			○		243
1737	生保内中学校	田沢湖生保内字武蔵野105-1					○		○			○		256
1738	神代小学校	田沢湖神代字珍重屋敷48					○		○			○		221
1739	神代中学校	田沢湖神代字野中清水244					○		○			○		203
1740	角館小学校	角館町西野川原56-1					○		○			○		314
1741	中川小学校	角館町川原中道41	○				○		○	○		○		206
1742	白岩小学校	角館町白岩新西野162					○		○			○		208
1743	角館中学校	角館町小勝田小倉前73					○		○			○		238
1744	西明寺小学校	西木町門屋字六本杉6	○				○		○	○		○		243
1745	西明寺中学校	西木町上荒井字上橋元280-1					○		○			○		173
1746	桧木内小学校	西木町桧木内字高屋110					○		○			○		210
1747	桧木内中学校	西木町桧木内字高屋2-3		○			○		○			○		168
1748	田沢市民体育館	田沢湖田沢字高屋59		○			○		○			○		308
1749	生保内市民体育館	田沢湖生保内字武蔵野105-1					○		○			○		346
1750	生保内武道館	田沢湖生保内字武蔵野105-1					○		○			○		124
1751	神代市民体育館	田沢湖神代字野中清水259					○		○			○		308
1752	神代武道館	田沢湖神代字野中清水283-2					○		○			○		114
1753	仙北市民会館	田沢湖生保内字武蔵野105-1					○		○			○		50
1754	角館公民館	角館町表町上丁6					○		○			○		320
1755	角館東地区公民館	角館町外ノ山11					○		○			○		626
1756	勤労青少年ホーム	角館町外ノ山19					○		○			○		181
1757	角館交流センター	角館町中菅沢77-30					○		○			○		557

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫		
1758	田沢湖総合開発センター	田沢湖生保内字宮ノ後27				○		○		○	362
1759	西木総合開発センター	西木町上荒井字古堀田47				○		○		○	120
1760	田沢湖活性化センター	田沢湖田沢字高屋166-5		○		○		○		○	575
1761	田沢交流センター	田沢湖田沢字大山7		○		○		○		○	579
1762	紙風船館	西木町上松木内字大地田3-1	○			○		○	○	○	150
1763	松木内地区公民館	西木町松木内字松葉290-1		○		○		○		○	100
1764	下延コミュニティセンター	角館町下延段添198				○		○		○	126
1765	八割コミュニティセンター	角館町八割西ヶ沢195				○		○		○	46
1766	西長野交流センター	角館町西長野中泊402				○		○		○	255
1767	就業改善センター	田沢湖神代字古館野404-1				○		○		○	227
1768	中川集落センター	角館町川原中道66	○			○		○	○	○	122
1769	雲沢集落センター	角館町雲然田中437-13				○		○		○	145
1770	白岩集落センター	角館町白岩上西野123				○		○		○	116
1771	西木林業総合センター	西木町松木内字松葉232				○		○		○	50
1772	健康管理センター	角館町中菅沢77-28				○		○		○	167
1773	田沢湖健康増進センター	田沢湖生保内字浮世坂20				○		○		○	80
1774	西木保健センター	西木町門屋字屋敷田84	○			○		○	○	○	50
1775	西木林業者等健康増進施設	西木町門屋字屋敷田84	○			○		○	○	○	145
1776	西木総合健康増進センター	西木町松木内字吉田123				○		○		○	300
1777	角館こども園	角館町中菅沢91-1				○		○		○	90
1778	中川保育園	角館町川原羽黒堂324-1				○		○		○	90
1779	角館西保育園	角館町雲然田中437-2				○		○		○	90
1780	白岩小百合保育園	角館町白岩上西野93-1				○		○		○	50
1781	多世代交流施設西木山鳩館	西木町上松木内字大森37	○	○		○		○	○	○	50
1782	花葉館	角館町西長野古米沢30-19				○		○		○	200
1783	西木温泉クリオン	西木町門屋字屋敷田83-2	○			○		○	○	○	500
1784	角館樺細工伝承館	角館町表町下丁10-1				○		○		○	60
1785	特別豪雪地帯克雪管理センター	西木町松木内字松葉290-2		○		○		○		○	50
1786	秋田県立角館高等学校	角館町細越町37				○		○		○	2500
1787	秋田県立大曲支援学校せんぼく校	角館町小館77-2				○		○		○	2000
1788	広久内住民センター	角館町広久内町後108	○			○		○	○	○	70
1789	活性化施設かたくり館	西木町小山田字八津249-1		○		○		○		○	33
1790	田沢湖活性化センターグラウンド	田沢湖田沢字高屋166-5		○		○		○			350

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
1791	県営発電所グラウンド	田沢湖田沢字鐘畑42-1				○		○				1800
1792	春山第1駐車場	田沢字春山145-1				○		○		○		320
1793	春山第2駐車場	田沢字春山148-1				○		○		○		2050
1794	生保内小学校グラウンド	田沢湖生保内字武蔵野111				○		○				1650
1795	生保内中学校グラウンド	田沢湖生保内字武蔵野105-1				○		○				1350
1796	中生保内農村運動広場	田沢湖生保内字造道171	○			○		○		○		960
1797	生保内公園野球場	田沢湖生保内字武蔵野地内				○		○				540
1798	四十程グラウンド	田沢湖生保内字船場地内	○			○		○				1150
1799	神代小学校グラウンド	田沢湖神代字珍重屋敷48				○		○				640
1800	神代中学校グラウンド	田沢湖神代字野中清水244				○		○				750
1801	小松農村広場	仙北市田沢湖小松字羽根ヶ台174-1				○		○				250
1802	大沼農村広場	田沢湖梅沢字沼頭4-10	○	○		○		○				730
1803	秋田県立角館高等学校グラウンド	角館町細越町37				○		○				3500
1804	秋田県立大曲支援学校せんぼく校グラウンド	角館町小館77-2				○		○				2400
1805	角館小学校グラウンド	角館町西野川原56-1				○		○				1730
1806	角館中学校グラウンド	角館町小勝田中川原135				○		○				2450
1807	角館東地区公民館グラウンド	角館町外ノ山11				○		○				1570
1808	旧角館警察署跡地	角館町小館33-1				○		○				245
1809	角館交流センター前広場	角館町中菅沢77-30				○		○				135
1810	落合運動公園	角館町西野川原55-27				○		○				2650
1811	桧木内川河川公園	西木町門屋下川原及び入江地内	○			○		○	○			3150
1812	古城山公園	角館町古城山地内				○		○				230
1813	旧角館高等学校グラウンド	角館町表町上丁24外				○		○				1750
1814	旧角館高等学校跡地	角館町表町上丁5外				○		○				90
1815	桜並木駐車場	角館町北野107外				○		○				2350
1816	旧図書館前広場(火除け)	角館町東勝楽丁17				○		○				145
1817	外ノ山テニスコート	角館町外ノ山19				○		○				115
1818	雲沢集落センター前広場	角館町雲然田中437-13				○		○				185
1819	下延コミュニティセンター前広場	角館町下延段添198				○		○				40
1820	西長野交流センターグラウンド	角館町西長野中泊402				○		○				1850
1821	雲然野球場	角館町雲然田中264-1				○		○				360
1822	八割運動広場	角館町雲然田中41-1				○		○				220
1823	雲然トレーニングセンター前広場	角館町雲然田中437-13				○		○				75

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫			火山 現象
1824	花葉館前広場	角館町西長野古米沢30-19				○		○				140
1825	中川小学校グラウンド	角館町川原中道41	○			○		○				350
1826	下延コミュニティセンター前広場	角館町下延段添198				○		○				160
1827	中川コミュニティ広場	角館町川原中道46	○			○		○				370
1828	中川集落センター前広場	角館町川原中道66				○		○				75
1829	白岩小学校グラウンド	角館町白岩上西野162				○		○				805
1830	白岩集落センター前広場	角館町白岩上西野123				○		○				55
1831	白岩コミュニティ運動広場	角館町白岩上西野153				○		○				470
1832	仙北市役所西木庁舎駐車場	西木町上荒井字古堀田47				○		○				225
1833	西明寺小学校グラウンド	西木町門屋字六本杉6	○			○		○				2100
1834	西明寺中学校グラウンド	西木町上荒井字上橋元280-1				○		○				1350
1835	西明寺野球場	西木町小淵野字向山52-2				○		○				420
1836	活性化施設かたくり館駐車場	西木町小山田字八津249-1	○			○		○				270
1837	桧木内小学校グラウンド	西木町桧木内字高屋110				○		○				1210
1838	桧木内中学校グラウンド	西木町桧木内字高屋2-3		○		○		○				560
1839	吉田野球場	西木町桧木内字吉田6-6	○			○		○				380
1840	紙風船館広場	西木町上桧木内字大地田3-1	○			○		○				1120
1841	多世代交流施設西木山鳩館広場	西木町上桧木内字大森37				○		○				180
1842	旧上桧木内小学校グラウンド	西木町上桧木内字大地田50	○			○		○				580
1843	上桧木内地区コミュニティ高野台グラウンド	西木町上桧木内字浦子内地内				○		○				1650
1844	小坂小学校グラウンド	鹿角郡小坂字赤神4-1		○		○		○	○	○		2155
1845	旧七滝小学校グラウンド	鹿角郡小坂町荒谷字上ノ平27-1	○	○		○		○	○	○		2527
1846	小坂高等学校グラウンド	鹿角郡小坂町小坂字館平66-1	○	○		○		○	○	○		15833
1847	向陽運動場	鹿角郡小坂町小坂字上谷地29-1	○	○		○		○	○	○		3266
1848	川上グラウンド	鹿角郡小坂町小坂字下川原29-1		○		○		○	○	○		2680
1849	中央公園	鹿角郡小坂町小坂字赤神13-2		○		○		○	○	○		23500
1850	北あけぼの街区公園	鹿角郡小坂町小坂鉦山字尾樽部76-1	○			○		○	○	○		566
1851	南あけぼの児童遊園	鹿角郡小坂町小坂鉦山字尾樽部76-1	○	○		○		○	○	○		533
1852	向陽街区公園	鹿角郡小坂町小坂鉦山字苦竹31	○	○		○		○	○	○		933
1853	鳥越街区公園	鹿角郡小坂町上向字谷地端25-1	○	○		○		○	○	○		966
1854	東渡ノ羽街区公園	鹿角郡小坂町小坂鉦山字渡ノ羽1-49		○		○		○	○	○		1066
1855	藤倉街区公園	鹿角郡小坂町小坂字山崎2-130		○		○		○	○	○		566
1856	十和田出張所(道の駅)	鹿角郡小坂町十和田湖字生出無番地	○			○		○	○			2400

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
1857	健康増進トレーニングセンター	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118		○									784
1858	生涯学習センター	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原63		○		○						○	431
1859	開発センター	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118		○		○						○	252
1860	保健センター	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原80		○		○						○	160
1861	高齢者生活福祉センター	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原80		○		○							37
1862	小沢田公民館	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原75		○									39
1863	い樹い樹交流センター	北秋田郡上小阿仁村福館字村岱43、44、45-9	○	○		○						○	35
1864	大阿瀬公民館	北秋田郡上小阿仁村堂川字鶴頭坂4-9	○	○									54
1865	五反沢児童館	北秋田郡上小阿仁村五反沢字家ノ下86	○										97
1866	中五反沢公民館	北秋田郡上小阿仁村五反沢字森ノ下9-1	○										67
1867	上五反沢公民館	北秋田郡上小阿仁村五反沢字堰根沢口83-3	○										40
1868	上小阿仁小・中学校	北秋田郡上小阿仁村小沢田字上の岱97	○	○		○						○	530
1869	かみこあに保育園	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原210		○									210
1870	羽立集会施設	北秋田郡上小阿仁村仏社字羽立台22-5外	○	○		○						○	73
1871	長信田交流センター	北秋田郡上小阿仁村仏社字長信田ノ台330	○			○							55
1872	杉花交流センター	北秋田郡上小阿仁村杉花字杉花33-4	○	○		○						○	60
1873	下仏社多目的集会施設	北秋田郡上小阿仁村仏社字伊勢堂下67-4	○	○		○							56
1874	上仏社担い手センター	北秋田郡上小阿仁村仏社字田ノ沢11-1	○	○									75
1875	沖田面公民館	北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中278-2	○	○									317
1876	大林公民館	北秋田郡上小阿仁村大林字村廻37-2	○										60
1877	南沢公民館	北秋田郡上小阿仁村南沢字箱淵岱30	○	○									51
1878	中茂公民館	北秋田郡上小阿仁村沖田面字南沢109	○										45
1879	八木沢公民館	北秋田郡上小阿仁村沖田面字西山下3-7	○										50
1880	若者センター	北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中278-7	○	○		○						○	153
1881	大海公民館	北秋田郡上小阿仁村沖田面字上大海7	○										33
1882	村民グラウンド	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原190		○		○							7,500
1883	旧沖田面小グラウンド	北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中335	○			○							4,989
1884	集住型宿泊交流拠点施設	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原72-2	○	○		○						○	170
1885	藤里幼稚園	山本郡藤里町藤琴字鳥谷場223	○	○		○		○	○		○		1,491
1886	藤里保育園	山本郡藤里町藤琴字三ツ谷脇38-1	○	○		○		○	○				200
1887	藤里小学校グラウンド	山本郡藤里町藤琴字鳥谷場218	○	○		○		○	○		○		17,900
1888	藤里中学校グラウンド	山本郡藤里町藤琴草刈野137	○	○		○		○	○		○		17,911
1889	旧坊中小学校グラウンド	山本郡藤里町藤琴字上坊中86	○	○		○		○	○				2,500

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
1890	旧米田小学校グラウンド	山本郡藤里町粕毛字米田67	○	○		○		○	○				3,350
1891	釜谷地区避難場所	山本郡三種町 大口字下の沢58-1				○		○					2400
1892	八竜中学校	山本郡三種町 鶴川字西本田10	○	○		○		○	○			○	12433
1893	湖北小学校	山本郡三種町 鶴川字上谷地28	○	○		○		○	○			○	6328
1894	浜口小学校	山本郡三種町 浜田字福沢55	○	○		○		○	○			○	8050
1895	琴丘中学校	山本郡三種町 鹿渡字盤岩台89	○	○		○		○	○			○	16600
1896	琴丘小学校	山本郡三種町 鹿渡東二本柳23	○	○		○		○	○			○	10082
1897	旧鯉川小学校 グラウンド	山本郡三種町 鯉川字片平34	○	○		○		○	○				7,062
1898	旧上岩川小学校グラウンド	山本郡三種町 上岩川字柏木岱40	○	○		○		○	○				3,872
1899	山本中学校	山本郡三種町 森岳字関の台18	○	○		○		○	○			○	34436
1900	森岳小学校	山本郡三種町 森岳字東園99-2	○	○		○		○	○			○	3600
1901	下岩川小学校	山本郡三種町 下岩川字長面向台50	○	○		○		○	○			○	13320
1902	金岡小学校	山本郡三種町 豊岡金田字茂呂沢78-2	○	○		○		○	○			○	13141
1903	(旧)岩館小学校グラウンド	山本郡八峰町八森字ノケソリ116	○	○	○	○	○	○	○			○	600
1904	(旧)岩館子ども園広場	山本郡八峰町八森字岩館76	○		○	○	○		○				150
1905	八森小学校グラウンド	山本郡八峰町八森字滝の上117	○	○	○	○	○	○	○			○	1,000
1906	(旧)八森中学校グラウンド	山本郡八峰町八森字椿台112	○	○	○	○	○	○	○			○	1,240
1907	八峰町役場駐車場	山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田 118	○	○	○	○	○	○	○			○	1,600
1908	(旧)岩子小学校グラウンド	山本郡八峰町峰浜目名潟字羽木沢24	○	○	○	○	○	○	○			○	400
1909	峰浜小学校グラウンド	山本郡八峰町峰浜水沢字カッチキ台8	○	○	○	○	○	○	○			○	650
1910	(旧)鳩川小学校グラウンド	山本郡八峰町峰浜字豊後長根150 -1	○	○	○	○	○	○	○			○	650
1911	八峰中学校グラウンド	山本郡八峰町峰浜田中字野田沢40- 1	○	○	○	○	○	○	○			○	1,200
1912	雀館運動公園	南秋田郡五城目町上樋口字堂社75		○		○		○					3675
1913	昭辰児童公園	南秋田郡五城目町高崎字中川原11		○		○		○					575
1914	町民センター	南秋田郡五城目町上樋口字堂社75	○	○		○		○	○			○	167
1915	広域体育館	南秋田郡五城目町上樋口字堂社75	○	○		○		○	○			○	601
1916	屋内温水プール	南秋田郡五城目町上樋口字堂社75	○	○		○		○	○			○	11
1917	馬川地区公民館	南秋田郡五城目町高崎字前田81		○		○		○				○	31
1918	五城目第一中学校	南秋田郡五城目町高崎字広ヶ野200	○	○		○		○	○			○	408
1919	ターミナルパーク磯ノ目	南秋田郡五城目町字鶴ノ木90-2		○		○							747
1920	五城館	南秋田郡五城目町字鶴ノ木89-1	○	○		○			○			○	157
1921	朝市ふれあい館	南秋田郡五城目町字下々町182	○	○		○			○			○	86
1922	もりやまこども園	南秋田郡五城目町字羽黒前76-1	○	○		○		○	○			○	38

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象		
1923	矢崎集会所	南秋田郡五城目町川崎字宮花10-74	○	○		○				○		8
1924	町村農村公園	南秋田郡五城目町馬場目字町村64-1		○		○						327
1925	馬場目地区公民館	南秋田郡五城目町馬場目字蓬内台117-1	○	○		○		○	○		○	80
1926	坊井地農村公園	南秋田郡五城目町馬場目字坊井地86	○	○		○			○			350
1927	杉沢交流センター友愛館	南秋田郡五城目町馬場目字杉沢下台59-1	○	○		○		○	○		○	337
1928	大手農村公園	南秋田郡五城目町内川黒土字千刈台7	○	○		○		○	○			750
1929	富津内地区公民館	南秋田郡五城目町内川黒土字千刈台7	○	○		○		○	○		○	91
1930	旧富津内小学校跡地	南秋田郡五城目町富津内中津又字大台7-1	○	○		○		○	○			650
1931	北北口山村広場	南秋田郡五城目町富津内中津又字高野10-2	○	○		○		○	○			556
1932	谷地中農村公園	南秋田郡五城目町大川谷地中宇堰添11-2	○	○		○		○	○			182
1933	農村環境改善センター(グラウンド)	南秋田郡五城目町大川下樋口字屋敷下3-2		○		○	○	○				1,018
1934	旧大川小学校(校舎)	南秋田郡五城目町大川下樋口字関合13-1	○	○		○	○	○	○		○	76
1935	五城目高等学校	南秋田郡五城目町大川西野字田屋下100	○	○		○		○	○		○	487
1936	中津又地区コミュニティセンター	南秋田郡五城目町富津内中津又字石動44-1	○	○		○		○	○		○	37
1937	旧大川小学校(体育館)	南秋田郡五城目町大川下樋口字関合13-1	○	○		○	○	○	○		○	128
1938	塞ノ神農村公園	南秋田郡浦大町字塞ノ神171	○	○		○						1,326
1939	八郎潟中学校グラウンド	南秋田郡夜叉袋字大嶋田107	○	○		○						2,319
1940	中羽立公園	南秋田郡夜叉袋字中羽立1-1	○	○		○						4,952
1941	八郎潟小学校グラウンド	南秋田郡字大道111	○	○		○						2,807
1942	中田街区(児童)公園	南秋田郡字中田277	○	○		○						508
1943	大道街区(児童)公園32区	南秋田郡字中嶋64	○	○		○						445
1944	えきまえ交流館はちバル駐車場	南秋田郡字中田67-4	○	○		○						509
1945	中久保街区(児童)公園	南秋田郡字中久保24	○	○		○						433
1946	多目的広場(防災センター隣駐車場)	南秋田郡字家ノ後2-1	○	○		○						504
1947	家ノ後街区(児童)公園	南秋田郡字家ノ後7-1	○	○		○						373
1948	昼根下街区(児童)公園	南秋田郡字昼寝下68	○	○		○						158
1949	小池農村公園	南秋田郡小池字中嶋142	○	○		○						626
1950	川崎農村公園	南秋田郡川崎字高田312	○	○		○						852
1951	うたせ館駐車場	南秋田郡字川口531-1		○		○						821
1952	大台地区生活改善センター前広場	井内字桂畑62-1	○	○		○		○				484
1953	井内運動広場(井内児童館前広場)	井内字杉ヶ崎125				○		○				504
1954	井内農村公園(井内地区緑化施設)	井内字畜生沢160				○		○				243
1955	仲台運動広場(仲台分館前広場)	井内字上野239	○	○		○		○				198

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
1956	大麦運動広場(大麦分館前広場)	大麦字向村31-2	○	○		○			○				79
1957	寺沢分館前広場	菟田字中ノ目29-9		○		○			○				81
1958	菟田農村公園(コミュニティセンター前広場)	菟田字柳町36-1		○		○			○				666
1959	菟田分館前広場	菟田字轡田31-3	○	○		○			○				116
1960	館岡分館前広場	菟田字羽根田195	○			○			○				48
1961	赤沢分館前広場	赤沢字赤沢163	○			○			○				45
1962	老人福祉センター前広場	寺沢字綱木沢145-1	○	○		○			○				165
1963	八幡運動広場	八田大倉字八幡2-1	○	○		○			○				765
1964	旧幼稚園前広場	坂本字山崎49-1	○	○		○			○				166
1965	町民体育館前	坂本字山崎5-1	○	○		○			○				728
1966	横岡児童館前	坂本字横岡27-1	○	○		○			○				16
1967	宇治木運動広場	宇治木字伊勢堂41-1	○	○		○			○				393
1968	泉岳地区集会所前広場	宇治木字伊勢堂45	○	○		○			○				97
1969	小泉運動広場	黒坪字小泉9	○	○		○			○				528
1970	新間分館前広場	黒坪字新間198-7	○			○			○				666
1971	今戸分館前広場(今戸コミュニティセンター前)	今戸字家ノ後77-1	○	○		○			○				66
1972	今戸運動広場	今戸字ラマキ49-1	○	○		○			○				657
1973	小今戸運動広場	今戸字カチ田191-1	○	○		○			○				506
1974	新屋敷運動広場	浜井川字洲崎99-2	○	○		○			○				423
1975	街道運動広場	北川尻字海老沢巡り21	○	○		○			○				515
1976	役場駐車場	北川尻字海老沢樋ノ口78-1	○	○		○			○				1,815
1977	農村環境改善センター前広場	北川尻字海老沢樋ノ口78-4	○	○		○			○				781
1978	田中分館前	浜井川字家ノ東54-2	○	○		○			○				25
1979	浜井川運動広場	浜井川字家ノ東425-2	○	○		○			○				1,341
1980	榊スズキ部品秋田駐車場	浜井川字家ノ東136	○	○		○			○				443
1981	翠香苑駐車場	小竹花字道端14-1	○	○		○			○				72
1982	こどもセンター内広場	小竹花字道端50	○	○		○			○				170
1983	上村分館前広場	北川尻字上村宅地66	○	○		○			○				16
1984	中下村分館前広場	北川尻字中村42-5	○	○		○			○				37
1985	小学校グラウンド	浜井川字二階103	○	○		○			○				2,008
1986	中学校グラウンド	坂本字山崎38	○	○		○			○				2,479
1987	日本国花苑広場	坂本字飛塚42	○	○		○			○				1,614
1988	坂本団地児童公園広場	坂本字四百刈61-14	○	○		○			○				70

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
1989	大野地分館前広場	坂本字大野地54-3	○	○		○			○				107
1990	海老沢分館前広場	北川尻字海老沢村191-2	○	○		○			○				400
1991	さくら駅児童公園	浜井川字新堰30-2	○	○		○			○				71
1992	中央2丁目広場	仙北郡美郷町南秋田郡大潟村中央2				○			○				8,500
1993	大潟中学校グラウンド	仙北郡美郷町南秋田郡大潟村中央5-1				○			○				1,100
1994	西1丁目コミュニティ広場	仙北郡美郷町南秋田郡大潟村西1-4				○			○				500
1995	西2丁目コミュニティ広場	仙北郡美郷町南秋田郡大潟村西2-5				○			○				500
1996	西3丁目コミュニティ広場	仙北郡美郷町南秋田郡大潟村西3-4				○			○				500
1997	道の駅おおがた	仙北郡美郷町南秋田郡大潟村西5-2				○			○				50
1998	南コミュニティ広場	仙北郡美郷町南秋田郡大潟村東2-1				○			○				50
1999	東2丁目コミュニティ広場	仙北郡美郷町南秋田郡大潟村東2-5				○			○				500
2000	東3丁目コミュニティ広場	仙北郡美郷町南秋田郡大潟村東3-1				○			○				500
2001	北1丁目コミュニティ広場	仙北郡美郷町南秋田郡大潟村北1-1				○			○				50
2002	北2丁目コミュニティ広場	仙北郡美郷町南秋田郡大潟村北2-4				○			○				50
2003	旧千畑中学校グラウンド	仙北郡美郷町土崎字上野乙205		○		○			○	○			9,700
2004	千畑小学校グラウンド	仙北郡美郷町土崎字上野乙1-4				○			○				4,900
2005	みさと福祉センター駐車場	仙北郡美郷町土崎字上野乙6-1				○			○				3,200
2006	一丈木公園	仙北郡美郷町浪花字一丈木1-3				○			○				7,400
2007	役場駐車場	仙北郡美郷町土崎字上野乙170-10		○		○			○	○			1,800
2008	黒沢農村公園	仙北郡美郷町黒沢字西野144-1				○			○				600
2009	千畑農村公園	仙北郡美郷町土崎字上野乙1-197				○			○				1,800
2010	土崎農村公園	仙北郡美郷町土崎字土崎林8-17				○			○				500
2011	本堂城回農村公園	仙北郡美郷町本堂城回字若林2-4				○			○				500
2012	元本堂農村公園	仙北郡美郷町浪花字大道178-5				○			○				300
2013	旧千畑南小学校グラウンド	仙北郡美郷町畑屋字高野5-1		○		○			○	○			5,500
2014	安城寺農村公園	仙北郡美郷町安城寺字柳原22				○			○				500
2015	大畑農村公園	仙北郡美郷町金沢東根字蛭川409-1				○			○				300
2016	六郷小学校グラウンド	仙北郡美郷町六郷字赤城1				○			○				4,400
2017	六郷高等学校グラウンド	仙北郡美郷町六郷字馬場52				○			○				3,900
2018	美郷中学校グラウンド	仙北郡美郷町六郷字押切10		○		○			○	○			3,800
2019	下鎌田農村公園	仙北郡美郷町鎌田字上二ツ石245-7				○			○				400
2020	美郷町中央公園	仙北郡美郷町六郷字安楽寺288				○			○				5,700
2021	わくわく広場	仙北郡美郷町六郷字古屋敷54-1				○			○				1,100

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
2022	もとだて農村公園	仙北郡美郷町六郷字八幡44-1				○		○					1,000
2023	六郷東根運動広場	仙北郡美郷町六郷東根字東明田地271				○		○					4,600
2024	美郷町野球場	仙北郡美郷町六郷東根字北明田地150		○		○		○	○				700
2025	旧わくわく児童クラブ前駐車場	仙北郡美郷町六郷字白山55-1				○		○					200
2026	にぎわい広場	仙北郡美郷町六郷字米町62				○		○					100
2027	雁の里山本公園	仙北郡美郷町飯詰字東西法寺159		○		○		○	○				8,700
2028	南運動公園	仙北郡美郷町飯詰字糠淵18-1		○		○		○	○				6,700
2029	美郷町宿泊交流施設グラウンド	飯詰字下鶴田22				○		○					4,000
2030	仙南小学校グラウンド	飯詰字轄町26-1				○		○					4,500
2031	旧金沢小学校グラウンド	金沢字長岡森215				○		○					3,400
2032	道の駅雁の里せんなん駐車場	金沢字下館124		○		○		○	○				1,200
2033	駅前多目的広場	上深井字谷地中77-5				○		○					100
2034	西馬音内小学校校庭・屋外運動場	羽後町西馬音内字祭ノ神19				○							7,500
2035	羽後中学校校庭	羽後町字雄勝野1				○							1,850
2036	町営羽後陸上競技場・町営羽後球場	羽後町字雄勝野1				○							16,000
2037	県立羽後高等学校校庭	羽後町字大戸1				○							25,000
2038	西馬音内公民館・明通分館屋外広場	羽後町床舞字軽内180-4		○		○							7,500
2039	多目的運動広場	羽後町字大戸14-1				○							14,000
2040	活性化センター駐車場	羽後町西馬音内字中野187				○							1,200
2041	新処公園	羽後町床舞字堤下55				○							500
2042	三輪小学校校庭・屋外運動場	羽後町貝沢字拾三本塚7		○		○							2,000
2043	旧三輪中学校校庭	羽後町貝沢字拾三本塚25		○		○							850
2044	町営三輪陸上競技場・町営三輪球場	羽後町貝沢字拾三本塚25		○		○							15,000
2045	三輪公民館(美里音)駐車場	羽後町貝沢字拾三本塚111-1		○		○							4,000
2046	大久保公園	羽後町大久保字柏原124-1				○							450
2047	田畑公園	羽後町杉宮字田畑177-1		○		○							350
2048	貝沢公園	羽後町字前谷地186				○							700
2049	羽後明成小学校校庭	羽後町足田字大谷地223				○							850
2050	ひばり野グラウンド	羽後町足田字新城川1-5				○							5,000
2051	土館公園	羽後町足田字大谷地200-1				○							3,900
2052	郡山公園	羽後町郡山字下郡330				○							750
2053	嶋田公園	羽後町嶋田新田字嶋田214				○							22,500
2054	五輪坂アルカディア公園	羽後町足田字古堤上地内				○							22,500

資料番号16-1

指定緊急避難場所一覧

令和4年12月31日現在

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類								指定 避難 所との 重複	想定収容人 数	
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規 模な 火事	内水 氾濫	火山 現象			
2055	五輪坂運動広場	羽後町林崎字三ツ盛22				○							21,500
2056	八反田公園	羽後町新町字馬ノ峰16-1				○							7,500
2057	旧明治小学校跡地	羽後町新町字京塚野1				○							4,500
2058	農林業体験交流施設屋外広場	羽後町飯沢字瀬後野50				○							2,500
2059	元西公園	羽後町西馬音内堀回字関ノ口71-1		○		○							700
2060	大手門会館屋外広場	羽後町西馬音内堀回字上石地藏10-3		○		○							800
2061	田代公民館・上到米分館屋外広場	羽後町上到米字高橋39-6		○		○							5,500
2062	旧田代小学校校庭・屋外運動場	羽後町軽井沢字下除野山6-2				○							3,300
2063	旧田代小学校屋外広場	羽後町田代字明通山3				○							4,700
2064	軽井沢山村広場	羽後町軽井沢字下杉沢山5-3		○		○							10,500
2065	高瀬ケアセンター駐車場	羽後町下仙道字風平97-1		○		○							950
2066	ポプラ館屋外広場	羽後町上仙道字約束沢45				○							1,200
2067	旧田代仙道診療所屋外広場	羽後町下仙道字田中122		○		○							1,300
2068	東成瀬村多目的グラウンド	東成瀬村田子内字宮田114-1	○			○		○	○	○			6,000
2069	総合グラウンド	東成瀬村田子内字上林1-1	○	○		○		○	○	○			7,012
2070	野球場	東成瀬村田子内字上林20	○	○		○		○	○	○			3495
2071	平良農村公園	東成瀬村田子内字二階野77-1	○	○		○		○	○	○			1000
2072	城下農村公園	東成瀬村岩井川字城下96-1		○		○		○	○	○			1800
2073	旧矢櫃グラウンド	東成瀬村岩井川字矢櫃	○					○	○	○			4500
2074	手倉農村公園	東成瀬村椿川字中村120-1	○	○		○		○	○	○			1300

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
1	保戸野小学校体育館	秋田県秋田市保戸野すわ町9-60	1	419
2	明德小学校体育館	秋田県秋田市千秋公園1-13	1	341
3	築山小学校体育館	秋田県秋田市櫛山古川新町55-1	1	346
4	旭北小学校体育館	秋田県秋田市山王3-1-35	1	364
5	中通小学校体育館	秋田県秋田市中通5-8-22	1	300
6	旭南小学校体育館	秋田県秋田市旭南1-15-1	1	409
7	牛島小学校体育館	秋田県秋田市牛島東6-6-1	1	417
8	川尻小学校体育館	秋田県秋田市川尻みよし町8-31	1	337
9	旭川小学校体育館	秋田県秋田市手形字才ノ浜63	1	338
10	土崎小学校体育館	秋田県秋田市土崎港中央3-1-78	1	319
11	港北小学校体育館	秋田県秋田市土崎港北4-6-1	1	412
12	土崎南小学校体育館	秋田県秋田市土崎港東1-6-39	1	326
13	高清水小学校体育館	秋田県秋田市将軍野南1-2-16	1	416
14	広面小学校体育館	秋田県秋田市広面字蟹沢29	1	347
15	日新小学校体育館	秋田県秋田市新屋栗田町24-1	1	289
16	勝平小学校体育館	秋田県秋田市新屋松美ガ丘北町14-1	1	514
17	太平小学校体育館	秋田県秋田市太平目長崎字上目長崎144	1	172
18	外旭川小学校体育館	秋田県秋田市外旭川字梶ノ目262-2	1	357
19	飯島小学校体育館	秋田県秋田市飯島鼠田二丁目2-1	1	359
20	下新城小学校体育館	秋田県秋田市下新城笠岡字佐戸反10	1	304
21	旧上新城小学校体育館	秋田県秋田市上新城五十丁字大村屋敷22	1	225
22	仁井田小学校体育館	秋田県秋田市仁井田本町4-7-1	1	337
23	四ツ小屋小学校体育館	秋田県秋田市四ツ小屋字街道東256-1	1	326
24	上北手小学校体育館	秋田県秋田市上北手猿田字館ノ下38	1	274
25	下北手小学校体育館	秋田県秋田市下北手松崎字谷崎202-1	1	260
26	下浜小学校体育館	秋田県秋田市下浜羽川字水垂92	1	252
27	金足西小学校体育館	秋田県秋田市金足大清水字大清水台1	1	264
28	八橋小学校体育館	秋田県秋田市八橋大沼町7-1	1	309
29	東小学校体育館	秋田県秋田市東通2-11-1	1	329
30	泉小学校体育館	秋田県秋田市泉中央6-2-1	1	333
31	大住小学校体育館	秋田県秋田市仁井田字西潟敷33	1	329
32	桜小学校体育館	秋田県秋田市桜4-12-1	1	320
33	飯島南小学校体育館	秋田県秋田市飯島西袋1-1-2	1	328
34	秋田大学附属小学校	秋田県秋田市保戸野原の町13-1		479
35	寺内小学校体育館	秋田県秋田市寺内堂ノ沢2-14-1	1	364
36	御所野小学校体育館	秋田県秋田市御所野元町5-1-1	1	419
37	旧川添小学校体育館	秋田県秋田市雄和椿川字長者屋敷36-1	1	237
38	旧大正寺小学校体育館	秋田県秋田市雄和新波字寺沢32-8	1	288
39	戸島小学校体育館	秋田県秋田市河辺戸島字本町123	1	292

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
40	河辺小学校体育館	秋田県秋田市河辺和田字岡村164	1	341
41	岩見三内小学校体育館	秋田県秋田市河辺三内字外川原39	1	110
42	秋田東中学校体育館	秋田県秋田市手形体下町10-51	1	591
43	秋田南中学校体育館	秋田県秋田市南通宮田15-1	1	654
44	山王中学校体育館	秋田県秋田市山王3-1-24	1	653
45	土崎中学校体育館	秋田県秋田市土崎港北1-3-1	1	611
46	秋田西中学校体育館	秋田県秋田市新屋大川町19-75	1	603
47	外旭川中学校体育館	秋田県秋田市外旭川字梶ノ目50	1	336
48	秋田北中学校体育館	秋田県秋田市下新城中野字街道端西241-90	1	553
49	豊岩中学校体育館	秋田県秋田市豊岩豊巻字内縄尻90-2	1	218
50	城南中学校体育館	秋田県秋田市檜山城南町4-1	1	611
51	下北手中学校体育館	秋田県秋田市下北手松崎字走り崎14	1	282
52	下浜中学校体育館	秋田県秋田市下浜羽川字水垂92	1	235
53	城東中学校体育館	秋田県秋田市広面字鍋沼17	1	677
54	泉中学校体育館	秋田県秋田市泉北2-6-1	1	591
55	将軍野中学校体育館	秋田県秋田市将軍野南1-12-1	1	601
56	御野場中学校体育館	秋田県秋田市仁井田字中新田223	1	597
57	勝平中学校体育館	秋田県秋田市新屋北浜町13-1	1	561
58	飯島中学校体育館	秋田県秋田市飯島字田尻堰越48	1	611
59	秋田大学附属中学校第1・2体育館	秋田県秋田市保戸野原の町7-75		595
60	桜中学校体育館	秋田県秋田市桜台1-1-1	1	560
61	御所野学院中学校体育館	秋田県秋田市御所野地蔵田4-1-1	1	477
62	雄和中学校体育館	秋田県秋田市雄和石田字蟹沢40	1	470
63	河辺中学校体育館	秋田県秋田市河辺北野田高屋字雷谷地84	1	562
64	岩見三内中学校体育館	秋田県秋田市河辺三内字外川原39	1	348
65	秋田北高等学校第一体育館	秋田県秋田市千秋中島町8-1		597
66	秋田工業高等学校体育館	秋田県秋田市保戸野金沙町3-1		575
67	秋田高等学校大体育館	秋田県秋田市手形字中台1		624
68	秋田中央高等学校体育館棟	秋田県秋田市土崎港南3-2-78		1331
69	秋田南高等学校第1・2体育館	秋田県秋田市仁井田緑町4-1		1106
70	秋田商業高等学校	秋田県秋田市新屋勝平台1-1	1	1250
71	金足農業高等学校第一体育館	秋田県秋田市金足追分字海老穴102-4		533
72	明桜高等学校体育館	秋田県秋田市下北手桜字守沢8-1		1616
73	秋田令和高等学校体育館	秋田県秋田市千秋矢留町4-17		428
74	新屋高等学校体育館	秋田県秋田市豊岩石田坂字鎌塚7-3		632
75	御所野学院高等学校体育館	秋田県秋田市御所野地蔵田4-1-1	1	396
76	秋田工業高等専門学校第1・2体育館	秋田県秋田市飯島文京町1-1		366
77	秋田大学体育館	秋田県秋田市手形住吉町6		863
78	聖園学園短期大学	秋田県秋田市保戸野すわ町1-58		350

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
79	聖霊女子短期大学	秋田県秋田市寺内高野10-33		166
80	秋田公立美術大学附属高等学院体育館	秋田県秋田市新屋大川町12-3	1	284
81	栗田支援学校体育館	秋田県秋田市新屋栗田町10-10		250
82	秋田公立美術大学	秋田県秋田市新屋大川町12-3	1	399
83	日赤秋田看護・短期大学大体育館	秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢17-3		427
84	秋田県立きらり支援学校体育館	秋田県秋田市南ヶ丘一丁目1番1号		208
85	旧金足東小学校体育館	秋田県秋田市金足片田字待入109	1	239
86	旧山谷小学校体育館	秋田県秋田市太平山谷字中山谷143	1	186
87	旧赤平小学校体育館	秋田県秋田市河辺赤平字小曾根80	1	197
88	北部市民サービスセンター体育館	秋田県秋田市土崎港西5-3-1	1	405
89	西部市民サービスセンター多目的ホール	秋田県秋田市新屋扇町13-34	1	183
90	南部市民サービスセンター	秋田県秋田市御野場1-5-1	1	127
91	下新城交流センター	秋田県秋田市下新城中野字前谷地263	1	229
92	太平地区コミュニティセンター	秋田県秋田市太平目長崎字沼田42	1	93
93	上新城地区コミュニティセンター	秋田県秋田市上新城五十丁字小林88-5	1	42
94	上北手地区コミュニティセンター	秋田県秋田市上北手猿田字四ツ小屋29-1	1	42
95	下北手地区コミュニティセンター	秋田県秋田市下北手柳館字前田面133-1	1	63
96	金足地域センター	秋田県秋田市金足小泉字上前55	1	72
97	旭川地区コミュニティセンター	秋田県秋田市手形字才ノ浜51-2	1	122
98	東地区コミュニティセンター	秋田県秋田市広面字鬼頭38	1	122
99	勝平地区コミュニティセンター	秋田県秋田市新屋松美ガ丘東町10-10	1	124
100	飯島地区コミュニティセンター	秋田県秋田市飯島松根東町5-22	1	128
101	寺内地区コミュニティセンター	秋田県秋田市寺内神屋敷13-23	1	80
102	外旭川地区コミュニティセンター	秋田県秋田市外旭川字四百刈76	1	122
103	檜山地区コミュニティセンター	秋田県秋田市檜山南中町1-9	1	209
104	将軍野地区コミュニティセンター	秋田県秋田市将軍野南4-8-8	1	80
105	泉地区コミュニティセンター	秋田県秋田市泉北1-20-27	1	120
106	明德地区コミュニティセンター	秋田県秋田市手形住吉町2-27	1	102
107	大住地区コミュニティセンター	秋田県秋田市大住2-7-24	1	115
108	八橋地区コミュニティセンター	秋田県秋田市八橋本町5-2-27	1	122
109	旭北地区コミュニティセンター	秋田県秋田市大町4-4-15	1	111
110	保戸野地区コミュニティセンター	秋田県秋田市保戸野中町6-12	1	111
111	下新城地区コミュニティセンター	秋田県秋田市下新城笠岡字堰場193-4	1	48
112	豊岩地区コミュニティセンター	秋田県秋田市豊岩豊巻字内縄尻224-1	1	48
113	下浜地区コミュニティセンター	秋田県秋田市下浜羽川字下野1-76	1	66
114	川尻地区コミュニティセンター	秋田県秋田市川尻みよし町8-16	1	120
115	港北地区コミュニティセンター	秋田県秋田市土崎港北3-7-9	1	111
116	旭南地区コミュニティセンター	秋田県秋田市旭南1-15-5	1	59
117	秋田市民交流プラザ	秋田県秋田市東通仲町4-1	1	612

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
118	県立体育館	秋田県秋田市八橋運動公園1-12		750
119	茨島体育館	秋田県秋田市茨島1-4-71	1	425
120	一つ森公園コミュニティ体育館	秋田県秋田市下北手桜字蛭沢141-7	1	896
121	大森山老人と子どもの家	秋田県秋田市浜田字出小屋333-1	1	250
122	秋田県スポーツ科学センター	秋田県秋田市八橋運動公園1-5		650
123	秋田県児童会館	秋田県秋田市山王中島町1-2		744
124	秋田県青少年交流センター	秋田県秋田市寺内神屋敷3-1		163
125	秋田県ゆとり生活創造センター(遊学舎)	秋田県秋田市上北手荒巻字塚切24-2		90
126	秋田県中央地区老人福祉総合エリア屋内運動広場ほか17部屋	秋田県秋田市御所野下堤5-1-1		611
127	長者やま荘(雄和地区北部コミュニティ施設)	秋田県秋田市雄和椿川字長者屋敷38-1	1	113
128	雄和サイクリングセンター	秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱145-2	1	151
129	雄和市民サービスセンター	秋田県秋田市雄和妙法字上大部48-1	1	280
130	雄和体育館	秋田県秋田市雄和妙法字上大部95-1	1	364
131	秋田県健康増進交流センター(ユフォーレ宿泊棟)	秋田県秋田市河辺三内字丸舞1-1		334
132	雄和基幹集落センター(大正寺連絡所)	秋田県秋田市雄和新波字樋口62-2	1	154
133	雄和南体育館	秋田県秋田市雄和神ヶ村字陳笠259	1	263
134	河辺体育館	秋田県秋田市河辺和田字上中野186	1	336
135	河辺総合福祉交流センター	秋田県秋田市河辺北野田高屋字上前田表66-1	1	703
136	河辺市民サービスセンター	秋田県秋田市河辺和田字北条ヶ崎38-2	1	186
137	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	秋田県秋田市河辺三内字外川原34-1	1	259
138	秋田市河辺高齢者健康づくりセンター(ユフォーレ体育館)	秋田県秋田市河辺三内字丸舞1-1	1	178
139	上三内農村集落センター	秋田県秋田市河辺三内字三内段91		62
140	砂子淵公民館	秋田県秋田市河辺三内字高畑内63		68
141	東生活改善センター	秋田県秋田市河辺岩見字東49-50		65
142	茨島地区コミュニティセンター	秋田県秋田市茨島1-4-71	1	87
143	東部市民サービスセンター	秋田県秋田市広面字釣瓶町13-3	1	157
144	中央市民サービスセンター	秋田県秋田市山王1-1-1	1	125
145	桜地区コミュニティセンター(多目的ホール)	秋田県秋田市桜台1-1-4	1	117
146	雄和小学校体育館	秋田県秋田市雄和石田字蟹沢40	1	128
147	秋田県農業試験場講堂・職員会館	秋田県秋田市雄和相川字源八沢34-1		248
148	飯島南地区コミュニティセンター(多目的ホール)	秋田県秋田市飯島字南場掛318-2	1	100
149	南部市民サービスセンター別館	秋田県秋田市牛島東六丁目4-5	1	121
150	秋田市にぎわい交流館AU(1階オープンスペース及び交流スペース)	秋田県秋田市中通一丁目4-1		66
151	仁井田地区コミュニティセンター	秋田県秋田市仁井田本町4-5-20		99
152	浄城西小学校	秋田県能代市盤若町2-1	1	395
153	浄城南小学校	秋田県能代市若松町2-24	1	404
154	第四小学校	秋田県能代市字藤山3	1	507
155	能代第一中学校	秋田県能代市盤若町8-11	1	461
156	能代第二中学校	秋田県能代市字豊祥岱1-46	1	457

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
157	能代松陽高等学校	秋田県能代市緑町4-7	1	444
158	能代高等学校	秋田県能代市字高埜2-1	1	337
159	能代科学技術高等学校	秋田県能代市盤若町3-1	1	708
160	能代市総合体育館	秋田県能代市大町9-53	1	2333
161	能代ふれあいプラザ	秋田県能代市上町12-32	1	100
162	文化会館	秋田県能代市追分町4-26	1	89
163	勤労青少年ホーム	秋田県能代市追分町4-26	1	106
164	広域交流センター	秋田県能代市字海詠坂3-2	1	740
165	向能代小学校	秋田県能代市向能代字上野越25-1	1	339
166	東雲中学校	秋田県能代市向能代字トメキ106-1	1	837
167	向能代地域センター	秋田県能代市向能代字上野越83	1	55
168	土床体育館	秋田県能代市落合字亀谷地1-65	1	450
169	アリナス	秋田県能代市落合字下台2-1	1	2974
170	旧竹生小学校	秋田県能代市竹生字竹生18-1	1	268
171	浅内小学校	秋田県能代市浅内字上ノ山236	1	457
172	能代南中学校	秋田県能代市河戸川字中野241	1	377
173	南地域センター	秋田県能代市河戸川字南後田134-1	1	49
174	第五小学校	秋田県能代市臈淵字中嶋古屋布25	1	443
175	能代東中学校	秋田県能代市扇田字東扇田251-1	1	470
176	扇淵地域センター	秋田県能代市扇田字道地155-1	1	54
177	おとも苑	秋田県能代市字腹鞆ノ沢19-10	1	999
178	旧崇徳小学校	秋田県能代市檜山字寺田4-8	1	371
179	檜山地域センター	秋田県能代市檜山字霧山下104	1	45
180	母体会館	秋田県能代市母体字樋ノ口6-5	1	50
181	旧鶴形小学校	秋田県能代市字町後16	1	208
182	鶴形地域センター	秋田県能代市字鶴形70	1	33
183	旧常盤小学校	秋田県能代市常盤字堂回90	1	33
184	旧常盤中学校	秋田県能代市常盤字堂回90	1	446
185	常盤地域センター	秋田県能代市常盤字堂回90	1	116
186	旧朴瀬小学校	秋田県能代市朴瀬字二林台65-1	1	246
187	B&G海洋センター	秋田県能代市落合字亀谷地1-65	1	542
188	種梅ふるさとの家	秋田県能代市二ツ井町種字下樋ノ口167	1	53
189	きみまち子ども園	秋田県能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口15-1	1	241
190	二ツ井公民館荷上場分館	秋田県能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口1-1	1	69
191	荷上場体育館	秋田県能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口1-1	1	221
192	小繋会館	秋田県能代市二ツ井町小繋字神明社下22-1	1	63
193	ブナの森ふれあい伝承館	秋田県能代市二ツ井町飛根字高清水391	1	159
194	二ツ井中学校	秋田県能代市二ツ井町字下野76-2	1	533
195	二ツ井伝承ホール	秋田県能代市二ツ井町字上台1-1	1	333

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
196	ニツ井町総合体育館	秋田県能代市ニツ井町字上台60	1	2392
197	能代高等学校定時制課程	秋田県能代市ニツ井町字五千苅20-1	1	451
198	ニツ井公民館ニツ井分館	秋田県能代市ニツ井町字三千苅3-3	1	178
199	ニツ井小学校	秋田県能代市ニツ井町字上台25-1	1	487
200	ニツ井公民館	秋田県能代市ニツ井町字下野家後49	1	688
201	ニツ井子ども園	秋田県能代市ニツ井町字下野川端2-1	1	261
202	杉ホールひびき	秋田県能代市ニツ井町仁鮎字後山38-2	1	136
203	横手南小学校	秋田県横手市羽黒町4-36	1	4129
204	朝倉小学校	秋田県横手市睦成字碓185	1	3324
205	旭小学校	秋田県横手市赤坂字城野岡222	1	2749
206	栄小学校	秋田県横手市大屋寺内字長谷下6-3	1	1712
207	横手北小学校	秋田県横手市八幡字下長田50	1	3695
208	横手南中学校	秋田県横手市赤坂字郷土館32-1	1	4545
209	横手北中学校	秋田県横手市静町字鶴田37	1	5943
210	横手高等学校	秋田県横手市睦成字鶴谷地68	1	6252
211	横手城南高等学校	秋田県横手市根岸町2-14	1	6672
212	横手清陵学院高等学校	秋田県横手市大沢字前田147-1	1	12023
213	横手高等学校青雲館	秋田県横手市前郷二番町10-1	1	1800
214	横手支援学校	秋田県横手市赤坂字仁坂105-1	1	3126
215	女性センター	秋田県横手市本町3-30	1	341
216	あさくら館	秋田県横手市朝倉町6-38	1	1109
217	さかえ館	秋田県横手市大屋新町字堂ノ前32-1	1	585
218	旭ふれあい館	秋田県横手市猪岡字水上91-2	1	344
219	ふるさと館	秋田県横手市上境字谷地中144-1	1	433
220	オアシス館	秋田県横手市黒川字館西619	1	401
221	金沢孔城館	秋田県横手市金沢中野字長持213-1	1	1613
222	横手体育館	秋田県横手市条里二丁目2-40	1	2260
223	横手市民会館	秋田県横手市南町13-1	1	1591
224	横手保健センター	秋田県横手市横山町1-1	1	191
225	横手防災センター	秋田県横手市婦気大堤字婦気前197-1	1	250
226	高齢者センター	秋田県横手市条里二丁目2-52	1	446
227	増田小学校	秋田県横手市増田町増田字土肥館141	1	3504
228	増田中学校	秋田県横手市増田町増田字若松27	1	3102
229	増田高等学校	秋田県横手市増田町増田字一本柳137	1	5817
230	増田まんが美術館	秋田県横手市増田町増田字新町285	1	140
231	西成瀬地域センター	秋田県横手市増田町荻袋字真当72	1	1651
232	亀田地域センター	秋田県横手市増田町亀田字半助村70	1	1550
233	狙半内地域センター	秋田県横手市増田町狙半内字七曲下101	1	989
234	増田体育館	秋田県横手市増田町増田字若松44-4	1	1581

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
235	浅舞小学校	秋田県横手市平鹿町浅舞字八幡小路18	1	3765
236	吉田小学校	秋田県横手市平鹿町上吉田字大道88-3	1	2005
237	醍醐小学校	秋田県横手市平鹿町醍醐字大橋7	1	2128
238	平鹿中学校	秋田県横手市平鹿町浅舞字一関向3-1	1	4739
239	平成高等学校	秋田県横手市平鹿町上吉田字角掛60	1	3919
240	浅舞公民館	秋田県横手市平鹿町浅舞字覚町後140	1	363
241	浅舞公民館蛭野分館	秋田県横手市平鹿町浅舞字釜池175	1	372
242	醍醐公民館	秋田県横手市平鹿町醍醐字四ツ屋76	1	771
243	吉田公民館	秋田県横手市平鹿町上吉田字田ノ植87	1	163
244	吉田地区生涯学習センター	秋田県横手市平鹿町上吉田字吉田95-3	1	229
245	平鹿就業改善センター	秋田県横手市平鹿町浅舞字蔦沼313	1	112
246	農村体験学習施設「アイリスハウス」	秋田県横手市平鹿町浅舞字蔦沼291	1	377
247	福祉保健センター平鹿町ゆとり館	秋田県横手市平鹿町浅舞字蔦沼289	1	178
248	平鹿防災センター	秋田県横手市平鹿町浅舞字野々助158-3	1	45
249	浅舞スポーツセンター	秋田県横手市平鹿町浅舞字野々助80-2	1	454
250	平鹿体育館	秋田県横手市平鹿町浅舞字覚町後131-2	1	923
251	下鍋倉地区農村集落多目的共同利用施設	秋田県横手市平鹿町下鍋倉字下糸畑原229	1	82
252	平鹿ときめき交流センターゆっぶる	秋田県横手市平鹿町醍醐字沢口166	1	97
253	雄物川小学校	秋田県横手市雄物川町今宿字鳴田35	1	4086
254	雄物川高等学校	秋田県横手市雄物川町今宿字まみ袋125	1	10809
255	雄物川コミュニティセンター	秋田県横手市雄物川町沼館字高畑338	1	978
256	沼館公民館(アスパル雄物川)	秋田県横手市雄物川町沼館字沼館140-1	1	363
257	館合公民館	秋田県横手市雄物川町薄井字薄井60	1	267
258	里見公民館	秋田県横手市雄物川町東里字東里173-2	1	259
259	福地公民館	秋田県横手市雄物川町柏木字後田7	1	566
260	雄物川体育館	秋田県横手市雄物川町今宿字前田面7	1	1826
261	大沢地区農村集落多目的センター	秋田県横手市雄物川町大沢字大沢182	1	146
262	のびる館(旧雄南小)	秋田県横手市雄物川町谷地新田字堤添33-2	1	829
263	つきの木館(旧館合小学校)	秋田県横手市雄物川町薄井字下小出70	1	1276
264	二井山地区農村集落多目的共同利用施設	秋田県横手市雄物川町二井山字二井山153-4	1	85
265	大森小学校	秋田県横手市大森町字中田1-4	1	1551
266	大森コミュニティ交流センター(旧大森中学校)	秋田県横手市大森町字高口下水戸提1	1	889
267	保呂羽山少年自然の家	秋田県横手市大森町八沢木字大木屋73	1	400
268	大森コミュニティセンター	秋田県横手市大森町字大中島276	1	365
269	大森公民館	秋田県横手市大森町字大森145	1	147
270	八沢木公民館	秋田県横手市大森町八沢木字中房29	1	299
271	前田公民館	秋田県横手市大森町八沢木字前田33-2	1	456
272	大森農村環境改善センター(川西公民館)	秋田県横手市大森町袴形字東神成309	1	250
273	坂部多目的集落集会所	秋田県横手市大森町坂部字小屋ノ沢1-1	1	170

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
274	大森町高齢者等保健福祉センター	秋田県横手市大森町菅生田245-206	1	553
275	大森体育館	秋田県横手市大森町字持向192	1	1192
276	白山体育館	秋田県横手市大森町上溝字白山下72	1	360
277	十文字コミュニティセンター	秋田県横手市十文字町海道下12-5	1	365
278	十文字中学校	秋田県横手市十文字町十五野新田字梨木境134-1	1	3359
279	三重保育所	秋田県横手市十文字町十五野新田字増田道東93-4	1	423
280	十文字西地区館/農村環境改善センター/交流館	秋田県横手市十文字町植田字一ト市330	1	1029
281	十文字西スポーツ交流センター	秋田県横手市十文字町植田字一ト市127	1	2536
282	十文字防災センター	秋田県横手市十文字町植田字古川端111-2	1	149
283	道の駅十文字	秋田県横手市十文字町字海道下21-4	1	281
284	山内小学校	秋田県横手市山内土淵字菅生37-1	1	2483
285	さんない保育園	秋田県横手市山内土淵字菅生37-7	1	750
286	山内公民館(庁舎2階)	秋田県横手市山内土淵字二瀬8-4	1	507
287	山内公民館吉谷地分館	秋田県横手市山内平野沢字蕨台5	1	109
288	山内公民館筏分館	秋田県横手市山内筏字久保5	1	107
289	山内三又コミュニティセンター	秋田県横手市山内三又字堂林72	1	107
290	山内南郷コミュニティセンター	秋田県横手市山内南郷字赤淵31	1	86
291	山内体育館	秋田県横手市山内平野沢字南相野々42-1	1	800
292	山内ほっとパレス「ゆうらく館」	秋田県横手市山内土淵字鶴ヶ池31-3	1	292
293	総合交流施設ふれあい館	秋田県横手市山内土淵字道地59-12	1	119
294	道の駅さんない	秋田県横手市山内土淵字小目倉沢34	1	251
295	大雄小学校	秋田県横手市大雄字田根森50	1	2002
296	横手明峰中学校	秋田県横手市大雄字藤巻西10	1	6537
297	大雄コミュニティ交流センター(旧大雄中学校)	秋田県横手市大雄字狐塚262	1	2379
298	大雄交流研修館(ふれあいホール)	秋田県横手市大雄字本庄道下10	1	317
299	大雄地域福祉センター(ふれあい館)	秋田県横手市大雄字大関310	1	641
300	大雄子どもセンター	秋田県横手市大雄字田根森50	1	218
301	大雄農業者トレーニングセンター	秋田県横手市大雄字石持前34	1	891
302	十文字小学校	秋田県横手市十文字町十五野新田字坊主沢5-1	1	4995
303	中央公民館	秋田県大館市字桜町南45-1	1	649
304	釈迦内公民館	秋田県大館市釈迦内字上大留6	1	206
305	長木公民館	秋田県大館市上代野字八幡袋24-1	1	160
306	上川沿公民館	秋田県大館市池内字大出135	1	232
307	下川沿公民館	秋田県大館市川口字隼人岱108-55	1	115
308	二井田公民館	秋田県大館市二井田字高村1	1	114
309	真中公民館	秋田県大館市出川字上野30	1	43
310	十二所公民館	秋田県大館市十二所字元館1-1	1	103
311	花岡公民館	秋田県大館市花岡町字前田102-3	1	208
312	矢立公民館	秋田県大館市白沢字白沢1149	1	289

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
313	比内公民館	秋田県大館市比内町扇田字庚申岱8	1	700
314	田代公民館	秋田県大館市早口字上野43-1	1	538
315	長木公民館雪沢分館	秋田県大館市雪沢字上谷地55-3	1	102
316	二井田公民館麓西分館	秋田県大館市比内前田字下前田8	1	23
317	比内公民館東館分館	秋田県大館市比内町独鈷字小館下18-2	1	112
318	比内公民館三岳分館	秋田県大館市比内町中野字上客路橋7-17	1	146
319	比内公民館味噌内分館 ※土砂災害時不可	秋田県大館市比内町味噌内字鬼ヶ沢10	1	222
320	構造改善センター(比内公民館西館分館)	秋田県大館市比内町達字字曲谷地62-7	1	163
321	比内公民館八木橋分館	秋田県大館市比内町八木橋字畠沢岱16	1	99
322	高齢者・若者センター(比内公民館大葛分館) ※土砂災害時不可	秋田県大館市比内町大葛字大葛家後74-3	1	52
323	田代公民館早口一分館	秋田県大館市早口字上野55-8	1	125
324	田代公民館早口二分館	秋田県大館市長坂字宝田岱33-5	1	50
325	田代公民館本郷分館	秋田県大館市早口字上屋敷66-2	1	70
326	田代公民館岩野目分館	秋田県大館市早口字岩野目22	1	150
327	田代公民館大野分館	秋田県大館市早口字大野1-4	1	120
328	田代公民館岩瀬分館	秋田県大館市岩瀬字大柳95-6	1	100
329	田代公民館谷地の平分館	秋田県大館市早口字深沢岱40-4	1	100
330	田代公民館赤川分館	秋田県大館市岩瀬字赤川20	1	200
331	田代公民館山田分館	秋田県大館市山田字寺下42	1	163
332	田代公民館越山分館	秋田県大館市岩瀬字越山向岱77-5	1	118
333	城南保育園	秋田県大館市字桜町南45-3	1	519
334	城南保育園分園	秋田県大館市字水門前124	1	330
335	有浦保育園	秋田県大館市有浦一丁目7-38	1	464
336	釈迦内保育園	秋田県大館市釈迦内字相染台24	1	232
337	十二所保育園	秋田県大館市十二所字片町21-6	1	177
338	扇田保育園	秋田県大館市比内町扇田字町後13-8	1	327
339	東館保育園	秋田県大館市比内町独鈷字独鈷11	1	247
340	西館保育園	秋田県大館市比内町笹館字前田野79-1	1	260
341	たしろ保育園	秋田県大館市岩瀬字上岩瀬上野19	1	665
342	沼館保育所	秋田県大館市沼館字神田表111	1	134
343	二井田保育所	秋田県大館市二井田字贅ノ里190	1	289
344	真中保育所	秋田県大館市出川字上野30	1	154
345	矢立保育所	秋田県大館市白沢字白沢1139-4	1	173
346	長木保育所	秋田県大館市上代野字八幡岱47	1	260
347	下川沿保育所	秋田県大館市川口字蟹沢1-30	1	233
348	花岡保育所	秋田県大館市花岡町字前田181-5	1	230
349	旧松峰児童館	秋田県大館市松峰字松峰仁王田102-1外	1	125
350	旧天下町児童館	秋田県大館市下代野字天下道下1-150	1	93
351	比内児童館	秋田県大館市比内町扇田字伊勢堂岱178	1	155

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
352	西館児童館	秋田県大館市比内町笹館字前田野73	1	80
353	はやぐち児童館	秋田県大館市長坂字坂地13-1	1	157
354	有浦児童会館	秋田県大館市有浦四丁目6-43	1	70
355	有浦児童会館分館	秋田県大館市有浦一丁目8-33	1	79
356	桂城児童センター	秋田県大館市水門町1-5	1	70
357	釈迦内児童センター	秋田県大館市釈迦内字相染台24	1	70
358	桂城小学校	秋田県大館市水門町1-12	1	308
359	城南小学校	秋田県大館市字桜町9	1	290
360	城西小学校	秋田県大館市城西町8-1	1	417
361	有浦小学校	秋田県大館市有浦四丁目6-55	1	328
362	釈迦内小学校	秋田県大館市釈迦内字相染台24	1	433
363	長木小学校	秋田県大館市上代野字八幡岱45	1	271
364	川口小学校	秋田県大館市川口字隼人岱108-68	1	366
365	上川沿小学校	秋田県大館市餌釣字前田75	1	338
366	南小学校	秋田県大館市下川原字向野6	1	265
367	成章小学校	秋田県大館市十二所字大平190	1	378
368	花岡小学校	秋田県大館市花岡町字根井下22	1	433
369	矢立小学校	秋田県大館市白沢字白沢1149	1	287
370	扇田小学校	秋田県大館市比内町扇田字白砂131	1	376
371	東館小学校	秋田県大館市比内町独鈷字独鈷90	1	236
372	西館小学校	秋田県大館市比内町笹館字前田野77	1	363
373	早口小学校	秋田県大館市長坂字坂地岱12	1	302
374	山瀬小学校	秋田県大館市岩瀬字上軽石野39-18	1	207
375	旧大葛小学校 ※土砂災害時不可	秋田県大館市比内町大葛字休間内沢口22	1	318
376	旧岩野目小学校	秋田県大館市早口字前田73-1	1	240
377	第一中学校	秋田県大館市北神明町10-1	1	727
378	北陽中学校	秋田県大館市釈迦内字長者森1	1	343
379	東中学校	秋田県大館市有浦五丁目2-8	1	674
380	下川沿中学校	秋田県大館市川口字隼人岱108-69	1	303
381	南中学校	秋田県大館市二井田字小石台20	1	270
382	成章中学校	秋田県大館市猿間字中谷地10	1	216
383	比内中学校	秋田県大館市比内町扇田字新館野中岱12	1	670
384	田代中学校	秋田県大館市岩瀬字下軽石野2-2	1	382
385	大館国際情報学院中学校	秋田県大館市松木字大上25-1	1	405
386	旧花岡中学校	秋田県大館市花岡町字前田202-1	1	295
387	比内支援学校	秋田県大館市比内町達子字前田野1-2	1	166
388	大館鳳鳴高等学校 ※土砂災害時不可	秋田県大館市字金坂後6	1	970
389	大館桂桜高等学校	秋田県大館市片山町三丁目10-43	1	988
390	大館鳳鳴高等学校定時制桜楯館	秋田県大館市柄沢字狐台52-2	1	791

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
391	大館国際情報学院高等学校	秋田県大館市松木字大上25-1	1	948
392	秋田職業能力開発短期大学校	秋田県大館市字扇田道下6-1	1	353
393	秋田看護福祉大学	秋田県大館市清水二丁目3-4	1	289
394	樹海体育館(タクミアリーナ)	秋田県大館市上代野字八幡岱29-4	1	1018
395	花岡体育館	秋田県大館市花岡町字姥沢32-1	1	220
396	釈迦内体育館	秋田県大館市釈迦内字台野道上10-1外	1	386
397	城西体育館	秋田県大館市根下戸新町6-20	1	348
398	十二所体育館	秋田県大館市猿間字長漕61-2外	1	348
399	比内体育館	秋田県大館市比内町扇田字庚申岱34-2	1	348
400	田代体育館(グリアス)	秋田県大館市早口字岩瀬越6-1	1	586
401	大館樹海ドーム(ニプロハチ公ドーム)	秋田県大館市上代野字福荷台1-1	1	7449
402	旧山田小学校体育館	秋田県大館市山田字寺下24	1	102
403	田代公民館大野分館体育館	秋田県大館市早口墓所岱65-3	1	106
404	大館労働福祉会館	秋田県大館市豊町2-37	1	168
405	北地区コミュニティセンター本館	秋田県大館市有浦一丁目8-15	1	147
406	老人いこいの家(清和荘)	秋田県大館市釈迦内字獅子ヶ森1-1の内	1	57
407	沼館町内(温泉)会館	秋田県大館市沼館字藤蕪82	1	33
408	し尿処理場	秋田県大館市松木字高館平2-1外	1	373
409	大館少年自然の家	秋田県大館市東字岩神沢31	1	422
410	身体障害者福祉センター	秋田県大館市池内字大出82	1	66
411	真中農林業多目的研修集会施設	秋田県大館市出川字上野30	1	181
412	湯夢湯夢の里	秋田県大館市十二所字後田34	1	58
413	粕田沢農林業多目的研修集会施設	秋田県大館市粕田字中羽立156	1	97
414	農村婦人の家	秋田県大館市比内町独鈷字川久保33-1	1	78
415	高齢者生産活動施設 ※土砂災害時不可	秋田県大館市比内町中野字下廻内102-2	1	30
416	小泉交流センター ※土砂災害時不可	秋田県大館市比内町白沢水沢字水沢25-2	1	28
417	田代老人福祉センター	秋田県大館市早口字堤ノ沢4	1	200
418	障害者生活支援センター	秋田県大館市岩瀬字赤川20	1	85
419	東光鉄工株式会社雪沢テクノパーク体育館	秋田県大館市雪沢字薮ヶ岱256-1	1	295
420	花岡総合スポーツ公園体育館	秋田県大館市花岡町字アセ石33	1	298
421	船川北公民館	秋田県男鹿市船川港比詰字大沢田44-4		1330
422	男鹿市総合体育館	秋田県男鹿市船川港比詰字大沢田111外	1	2990
423	サンワーク男鹿	秋田県男鹿市船川港金川字姫ヶ沢158-10		550
424	船川第一小学校	秋田県男鹿市船川港船川字漆畑36-1		2780
425	旧船川南小学校体育館	秋田県男鹿市船川港南平沢字越名坂1		1800
426	男鹿南中学校	秋田県男鹿市船川港南平沢字上大畑台30		3950
427	男鹿海洋高等学校	秋田県男鹿市船川港南平沢字大畑台42	1	770
428	脇本第一小学校	秋田県男鹿市脇本脇本字上野1-1		2170
429	脇本公民館	秋田県男鹿市脇本脇本字前野8		440

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
430	旧脇本第二小学校体育館	秋田県男鹿市脇本樽沢字刈沢156		1310
431	男鹿工業高等学校	秋田県男鹿市船越字内子1-1	1	1100
432	男鹿東中学校	秋田県男鹿市船越字根本169	1	4000
433	船越小学校	秋田県男鹿市船越字本町7	1	2340
434	五里合市民センター	秋田県男鹿市五里合神谷字下石27	1	1720
435	北陽小学校	秋田県男鹿市北浦北浦表町字表町19		2290
436	旧男鹿北中学校	秋田県男鹿市北浦北浦字山王林40		2800
437	温泉会館五風	秋田県男鹿市北浦湯本字草木原21-2	1	200
438	若美ふれあい創明館	秋田県男鹿市弘戸字川向8-1	1	100
439	弘戸小学校	秋田県男鹿市弘戸字渡部97	1	1630
440	若美総合体育館	秋田県男鹿市鶴木字中角境36	1	1280
441	美里小学校	秋田県男鹿市鶴木字松木沢境90		2470
442	潟西中学校	秋田県男鹿市福米沢字八卦1-1		2020
443	旧野石小学校	秋田県男鹿市野石字牛沢32	1	2380
444	県立湯沢翔北高等学校体育館	秋田県湯沢市湯ノ原二丁目1-1	1	818
445	市立湯沢西小学校体育館	秋田県湯沢市市万石26	1	980
446	南部文化交流センター	秋田県湯沢市千石町二丁目4-8	1	312
447	総合体育館	秋田県湯沢市市沖鶴140	1	2983
448	文化交流センター	秋田県湯沢市市沖鶴69-5	1	280
449	市立湯沢南中学校体育館	秋田県湯沢市南台6-1	1	892
450	ふるさとふれあいセンター	秋田県湯沢市岩崎字寝連沢9-4	1	415
451	市立湯沢東小学校体育館	秋田県湯沢市杉沢新所字八斗場33	1	970
452	市立湯沢北中学校体育館	秋田県湯沢市杉沢新所字八斗場33	1	1529
453	幡野地区センター	秋田県湯沢市金谷字樋口123	1	713
454	市立山田小学校体育館	秋田県湯沢市山田字土生原52	1	711
455	市立山田中学校体育館	秋田県湯沢市山田字下館10	1	615
456	旧三関小学校体育館	秋田県湯沢市関口字堀量68	1	636
457	旧須川小学校体育館	秋田県湯沢市相川字須川119-7	1	624
458	高松地区センター	秋田県湯沢市高松字上地6-2	1	1804
459	旧稲庭小学校体育館	秋田県湯沢市稲庭町字琵琶倉24	1	451
460	旧三梨小学校体育館	秋田県湯沢市三梨町字清水小屋244	1	437
461	市立稲川中学校体育館	秋田県湯沢市三梨町字間明田140	1	889
462	稲川農村環境改善センター	秋田県湯沢市川連町字上平城120	1	256
463	稲川体育館	秋田県湯沢市川連町字上平城120	1	998
464	市立稲川小学校体育館	秋田県湯沢市川連町字道下86	1	649
465	旧駒形小学校体育館	秋田県湯沢市駒形町字三又前田面47-4	1	500
466	市立雄勝小学校体育館	秋田県湯沢市横堀字板橋5	1	690
467	市立雄勝中学校体育館	秋田県湯沢市横堀字板橋5	1	1052
468	雄心館	秋田県湯沢市横堀字板橋5	1	311

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
469	横堀交流センター体育館	秋田県湯沢市横堀字小田中5-2	1	449
470	旧院内小学校体育館	秋田県湯沢市下院内字笈形町73-1	1	404
471	雄勝スポーツセンター体育館	秋田県湯沢市秋ノ宮字中島365	1	621
472	旧中山小学校体育館	秋田県湯沢市秋ノ宮字中山222	1	541
473	小野地区センター体育館	秋田県湯沢市小野字油屋敷15	1	429
474	皆瀬生涯学習センター	秋田県湯沢市皆瀬字沢梨台106	1	112
475	市立皆瀬小学校体育館	秋田県湯沢市皆瀬字下菅生27	1	892
476	市立皆瀬中学校体育館	秋田県湯沢市皆瀬字下菅生24-1	1	553
477	文化の杜交流館 コモッセ	鹿角市花輪字八正寺13	1	720
478	柴平地域活動センター	鹿角市花輪字八幡平12-1	1	170
479	交流センター	鹿角市花輪字荒田1-1	1	500
480	花輪小学校	秋田県鹿角市花輪字中花輪88	1	1770
481	旧花輪北小学校	秋田県鹿角市花輪字新川端20	1	870
482	旧平元小学校	秋田県鹿角市花輪字源田平6-1	1	580
483	花輪中学校	秋田県鹿角市花輪字陳場125	1	1810
484	柴平小学校	秋田県鹿角市花輪字高市向35	1	930
485	花輪高等学校	秋田県鹿角市花輪字明堂長根12	1	2310
486	下川原地域活動センター	秋田県鹿角市花輪字下川原35-4	1	90
487	福祉プラザ	秋田県鹿角市花輪字上中島93	1	180
488	鹿角アメニティパーク	秋田県鹿角市花輪字小坂8-1	1	640
489	記念スポーツセンター	秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	1	750
490	鹿角トレーニングセンター(アルパス)	秋田県鹿角市花輪字百合沢81-1	1	1650
491	山村開発センター	秋田県鹿角市花輪字荒田4-1	1	300
492	交流プラザ(MITプラザ)	鹿角市花輪字上花輪128-1	1	130
493	福祉保健センター	鹿角市花輪字下花輪50	1	210
494	大湯地区市民センター	鹿角市十和田大湯字権現堂22-1	1	510
495	十和田市民センター	鹿角市十和田毛馬内字城ノ下7-5	1	640
496	錦木地区市民センター	鹿角市十和田錦木字浜田91-1	1	320
497	大湯小学校	秋田県鹿角市十和田大湯字権現堂15-1	1	1070
498	旧草木小学校	秋田県鹿角市十和田草木字大畑70	1	670
499	大湯温泉総合振興プラザ	秋田県鹿角市十和田大湯字中田23-3	1	90
500	旧末広小学校	秋田県鹿角市十和田末広字不動平4-1	1	560
501	十和田小学校	秋田県鹿角市十和田毛馬内字上新田1-1	1	1390
502	十和田中学校	秋田県鹿角市十和田毛馬内字上土ヶ久保22-1	1	1650
503	十和田高等学校	秋田県鹿角市十和田毛馬内字下寄熊9	1	2120
504	毛馬内保育園	秋田県鹿角市十和田毛馬内字下小路67	1	360
505	尾去沢市民センター	鹿角市尾去沢字軽井沢46-5	1	330
506	尾去沢小学校	秋田県鹿角市尾去沢字上山201-1	1	1200
507	尾去沢中学校	秋田県鹿角市尾去沢字上山239-1	1	990

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
508	旧尾去沢デイサービスセンター	秋田県鹿角市尾去沢字軽井沢47-9	1	140
509	八幡平市民センター	鹿角市八幡平字小豆沢碓114	1	460
510	八幡平小学校	秋田県鹿角市八幡平字長嶺川原1	1	1430
511	八幡平中学校	秋田県鹿角市八幡平字諸田4-1	1	1160
512	湯瀬体育館	秋田県鹿角市八幡平字湯瀬一羽根45-2	1	100
513	谷内地区市民センター	鹿角市八幡平字仲の沖100	1	260
514	コミュニティ体育館	秋田県由利本荘市美倉町30	1	450
515	鶴舞会館	秋田県由利本荘市瓦谷地1	1	600
516	本荘由利広域行政センター	秋田県由利本荘市尾崎17	1	120
517	鶴舞小学校	秋田県由利本荘市水林	1	600
518	本荘南中学校	秋田県由利本荘市水林466	1	750
519	ボートプラザ「アクアパル」	秋田県由利本荘市北裏地54-1	1	450
520	砂子下コミュニティセンター	秋田県由利本荘市砂子下15-1	1	80
521	秋田県立ゆり支援学校	秋田県由利本荘市水林456-3	1	300
522	尾崎小学校	秋田県由利本荘市桜小路1	1	600
523	本荘東中学校	秋田県由利本荘市薬師堂字境橋77	1	700
524	文化交流館「カダール」	秋田県由利本荘市東町15番地	1	430
525	市民交流学習センター	秋田県由利本荘市上大野16	1	250
526	本荘南部コミュニティ防災センター	秋田県由利本荘市小人町42-2	1	40
527	由利本荘総合防災公園	秋田県由利本荘市石脇字田尻野18	1	3000
528	新山小学校	秋田県由利本荘市石脇字山ノ神11	1	750
529	本荘北中学校	秋田県由利本荘市石脇字山ノ神11-304	1	900
530	石脇体育館	秋田県由利本荘市石脇字弁慶川2	1	500
531	由利本荘市職業訓練センター	秋田県由利本荘市石脇字田尻30-22	1	250
532	松ヶ崎公民館	秋田県由利本荘市神沢字浜辺111	1	100
533	松ヶ崎体育館	秋田県由利本荘市松ヶ崎字荒町北側181-1	1	360
534	北内越公民館	秋田県由利本荘市内越字平岡304-1	1	350
535	南内越公民館・体育館	秋田県由利本荘市川口字愛宕町192	1	620
536	小友小学校	秋田県由利本荘市館前字後田20	1	370
537	小友公民館	秋田県由利本荘市三条字三条谷地72-1	1	450
538	石沢体育館	秋田県由利本荘市館字六角168	1	310
539	ウッディホールこだま	秋田県由利本荘市館字中島372	1	130
540	旧石沢小学校	秋田県由利本荘市館字六角167	1	390
541	山内公民館	秋田県由利本荘市山内下長田39	1	20
542	子吉小学校	秋田県由利本荘市薬師堂字堂ノ下93-2	1	360
543	子吉公民館	秋田県由利本荘市埋田字用堰北17	1	260
544	子吉地区コミュニティ防災センター	秋田県由利本荘市葛法字轄田1-5	1	50
545	矢島小学校	秋田県由利本荘市矢島町城内字八森6	1	490
546	矢島中学校	秋田県由利本荘市矢島町七日町助の淵1-4	1	950

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
547	矢島体育センター	秋田県由利本荘市矢島町七日町字上山寺54-1	1	550
548	矢島コミュニティセンター「日新館」	秋田県由利本荘市矢島町七日町字羽坂64-1	1	350
549	矢島福祉会館	秋田県由利本荘市矢島町館町25	1	120
550	岩城小学校	秋田県由利本荘市岩城赤平字新鶴巻4	1	600
551	岩城コミュニティセンター「岩城会館」	秋田県由利本荘市岩城内道川字新鶴潟50	1	300
552	亀田出張所	秋田県由利本荘市岩城亀田亀田町字田町41	1	200
553	岩城中学校	秋田県由利本荘市岩城二古字向村20-1	1	650
554	岩城総合体育館	秋田県由利本荘市岩城内道川字新鶴潟50	1	700
555	亀田体育館	秋田県由利本荘市岩城亀田亀田町字亀田町93	1	350
556	由利小学校	秋田県由利本荘市前郷字金神110	1	600
557	由利中学校	秋田県由利本荘市前郷字根堀台39	1	600
558	由利体育館	秋田県由利本荘市前郷字御伊勢下1	1	770
559	B&G由利海洋センター	秋田県由利本荘市前郷字御伊勢下39-2	1	450
560	由利コミュニティセンター「善隣館」	秋田県由利本荘市前郷字御伊勢下24-1	1	360
561	岩谷小学校	秋田県由利本荘市岩谷町字十二柳2	1	400
562	大内農村環境改善センター	秋田県由利本荘市岩谷町字日渡100	1	380
563	上川大内出張所	秋田県由利本荘市小栗山字小栗山113	1	140
564	下川大内出張所	秋田県由利本荘市松本字上川原14-4	1	80
565	大内中学校	秋田県由利本荘市中館字堤台6	1	750
566	由利本荘市総合体育館	秋田県由利本荘市岩谷町字西越62	1	1200
567	大内小学校	秋田県由利本荘市松本字及位野78	1	380
568	岩谷体育館	秋田県由利本荘市岩谷町字日渡78	1	330
569	東由利小学校	秋田県由利本荘市東由利法内字宮ノ前243	1	350
570	東由利中学校	秋田県由利本荘市東由利老方字台山85	1	550
571	八塩生涯学習センター	秋田県由利本荘市東由利館合字館野10	1	370
572	東由利体育館	秋田県由利本荘市東由利老方字台山40	1	210
573	総合開発センター「有鄰館」	秋田県由利本荘市東由利老方字台山36	1	130
574	八塩館	秋田県由利本荘市東由利黒淵字野中83-5	1	170
575	住吉館	秋田県由利本荘市東由利田代字住吉48-1	1	200
576	玉米会館	秋田県由利本荘市東由利館合字向田79-4	1	140
577	大蔵館	秋田県由利本荘市東由利蔵字蔵113-1	1	200
578	高瀬館	秋田県由利本荘市東由利宿字上ノ台363-1	1	210
579	袖山館	秋田県由利本荘市東由利田代字滝ノ下5-1	1	120
580	老方館	秋田県由利本荘市東由利老方字五升畑13	1	130
581	東由利克雪センター	秋田県由利本荘市東由利法内字上苗代沢36	1	170
582	西目小学校	秋田県由利本荘市西目町沼田字新屋下37-1	1	650
583	西目中学校	秋田県由利本荘市西目町出戸字浜山6-107	1	950
584	西目公民館「シーガル」	秋田県由利本荘市西目町沼田字新道下2-533	1	450
585	B&G西目海洋センター	秋田県由利本荘市西目町沼田字新道下2-682	1	500

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
586	紫水館	秋田県由利本荘市鳥海町伏見字久保193	1	380
587	直根公民館	秋田県由利本荘市鳥海町中直根字中山5-2	1	130
588	笹子公民館	秋田県由利本荘市鳥海町上笹子字下野77-2	1	160
589	小川農村環境改善センター	秋田県由利本荘市鳥海町小川字倉隅16-1	1	170
590	鳥海小学校	秋田県由利本荘市鳥海町上川内字西野14-1	1	450
591	鳥海中学校	秋田県由利本荘市鳥海町上川内字西野108	1	1050
592	鳥海学習センター	秋田県由利本荘市鳥海町栗沢字上田野4	1	100
593	直根学習センター	秋田県由利本荘市鳥海町下直根字大谷地37	1	550
594	笹子学習センター	秋田県由利本荘市鳥海町上笹子字塚台65	1	380
595	鳥海トレーニングセンター	秋田県由利本荘市鳥海町伏見字折切38-3	1	550
596	天王コミュニティ防災センター	秋田県潟上市天王字持長根93-1	1	166
597	天王総合体育館	秋田県潟上市天王字持長根93-1	1	879
598	天王中学校	秋田県潟上市天王字宮の後3	1	1795
599	天王小学校	秋田県潟上市天王字児玉82	1	1675
600	潟上市市民センター	秋田県潟上市天王字上江川47-398	1	274
601	東湖小学校	秋田県潟上市天王字宮の後303	1	1122
602	天王温泉くらら	秋田県潟上市天王字江川上谷地109-2	1	746
603	出戸小学校	秋田県潟上市天王字北野231-2	1	1173
604	追分小学校	秋田県潟上市天王字追分西26-7	1	1027
605	勤労青少年ホーム	秋田県潟上市天王字長沼132-21	1	248
606	天王南中学校	秋田県潟上市天王字上北野4-38	1	1883
607	藤原記念病院	秋田県潟上市天王字上江川47	1	195
608	自性院	秋田県潟上市天王字天王71	1	127
609	秋田西高等学校	秋田県潟上市天王字追分西26-1	1	650
610	地域密着型特別養護老人ホーム聚恵苑	秋田県潟上市天王字上江川47-100	1	50
611	野村多目的研修集会センター	秋田県潟上市昭和久保字北野白洲野上37-2	1	75
612	潟上市市民センター昭和館	秋田県潟上市昭和久保字堤の上1-3	1	294
613	昭和体育館	秋田県潟上市昭和久保字元木田179	1	383
614	大豊小学校	秋田県潟上市昭和久保字高田22	1	1714
615	羽城中学校(体育館)	秋田県潟上市昭和久保字元木田145	1	410
616	潟上市市民センター飯田川館	秋田県潟上市飯田川下虻川字ハツ口66	1	293
617	飯田川ふれあいスポーツ会館	秋田県潟上市飯田川和妹川字岩崎8-4	1	252
618	飯田川小学校	秋田県潟上市飯田川和妹川字岩崎12-12	1	1491
619	大曲中学校	秋田県大仙市若竹町7-17		2095
620	はびねす大仙	秋田県大仙市幸町2-70		419
621	ベアーレ大仙	秋田県大仙市大曲中通町10-6		116
622	大曲高等学校	秋田県大仙市大曲栄町6-7		1102
623	大曲地域職業訓練センター	秋田県大仙市大曲町3-1		350
624	大曲小学校	秋田県大仙市大曲花園町4-88		1609

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
625	大曲農業高等学校	秋田県大仙市大曲金谷町26-9		1639
626	サンクレスト大曲	秋田県大仙市大曲日の出町1-23-3		360
627	大曲交流センター	秋田県大仙市大曲日の出町2-7-53		1039
628	大曲市民会館	秋田県大仙市大曲日の出町2-6-50		500
629	大曲中央公民館	秋田県大仙市大曲日の出町2-6-60		300
630	大曲工業高等学校	秋田県大仙市大曲若葉町3-17		931
631	東大曲小学校	秋田県大仙市大曲字下高畑81		387
632	花館小学校	秋田県大仙市花館中町1-40		461
633	花館公民館	秋田県大仙市花館上町5-19		210
634	大曲西中学校	秋田県大仙市内小友字中沢176-1		820
635	内小友小学校	秋田県大仙市内小友字四ツ村35		354
636	内小友公民館	秋田県大仙市内小友字仙北屋68-2		210
637	大川西根小学校	秋田県大仙市大曲西根字小館20		412
638	大川西根公民館	秋田県大仙市大曲西根字小館10		202
639	道路維持センター	秋田県大仙市大曲西根字上野150-2		50
640	大曲南中学校	秋田県大仙市藤木字上野中70-2		511
641	藤木小学校	秋田県大仙市藤木字街道下67		270
642	藤木公民館	秋田県大仙市藤木字乙本藤木8		210
643	角間川小学校	秋田県大仙市角間川町字大浦町99		293
644	角間川公民館	秋田県大仙市角間川町字四上町1		225
645	四ツ屋小学校	秋田県大仙市四ツ屋字下古道81		374
646	四ツ屋公民館	秋田県大仙市四ツ屋字西下瀬162-4		232
647	松倉平成会館	秋田県大仙市四ツ屋字小又35-1		144
648	神岡小学校	秋田県大仙市神宮寺字神宮寺52		569
649	神岡福祉センター	秋田県大仙市神宮寺字蓮沼17		611
650	平和中学校	秋田県大仙市神宮寺字荒屋20		700
651	北檜岡公民館	秋田県大仙市北檜岡字北檜岡57		325
652	音楽交流館(旧北神小学校)	秋田県大仙市北檜岡字嶋151		416
653	神岡体育館	秋田県大仙市神宮寺字大坪街道下22		666
654	神岡農村環境改善センター	秋田県大仙市神宮寺字下川原前開100		699
655	かみおか嶽雄館	秋田県大仙市神宮寺字下川原前開102		1108
656	大綱交流館	秋田県大仙市刈和野字愛宕下24-1		1236
657	刈和野地区コミュニティセンター	秋田県大仙市刈和野字愛宕下10-2		200
658	西今泉公民館	秋田県大仙市土川字大薬183-3		103
659	西仙北農村環境改善センター	秋田県大仙市土川字刈布沢24-48		800
660	小杉山地区生涯学習センター	秋田県大仙市土川字小杉山沢ノ内焼山1-2		800
661	西仙北林業者等健康増進施設	秋田県大仙市大沢郷宿字横山59-2		500
662	強首地区多目的研修施設	秋田県大仙市強首字上野台1		800
663	西仙北農村交流施設	秋田県大仙市北野目字堂伝野2		800

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
664	西仙北小学校	秋田県大仙市刈和野字上ノ台322		546
665	西仙北中学校	秋田県大仙市刈和野字田中蟻塚12		619
666	西仙北西体育館	秋田県大仙市強首字上野台92-1		498
667	西仙北スポーツセンター	秋田県大仙市刈和野字小野17-1		1100
668	西仙北めぐ森温泉ユメリア	秋田県大仙市刈和野字山北ノ沢5-4		1062
669	西仙北高等学校	秋田県大仙市刈和野字北ノ沢嶋山5-1		680
670	中仙中学校	秋田県大仙市長野字新山5-1		837
671	中仙公民館鍵見内分館	秋田県大仙市鍵見内字石持108		361
672	中仙公民館鶯野分館	秋田県大仙市下鶯野字上村1		337
673	中仙公民館清水分館	秋田県大仙市清水字上大蔵75-1		181
674	清水小学校	秋田県大仙市清水字上大蔵86		450
675	中仙公民館豊川分館	秋田県大仙市豊川字久保175		502
676	豊成小学校	秋田県大仙市豊川字下水無47		598
677	中仙公民館豊岡分館	秋田県大仙市豊岡字中荒井野175		1105
678	八乙女交流センター	秋田県大仙市長野字長野山88		1469
679	道の駅なかせんこめこめプラザ	秋田県大仙市長野字高畑95-1		37
680	中仙小学校	秋田県大仙市長野字六日町215		504
681	中仙農村環境改善センター	秋田県大仙市長野字茶畑108		787
682	協和中学校	秋田県大仙市協和境字岸館90		522
683	協和小学校	秋田県大仙市協和境字岸館37		648
684	荒川福祉会館	秋田県大仙市協和荒川字平城22		139
685	道の駅協和	秋田県大仙市協和荒川字新田表15-2		155
686	稲沢体育館	秋田県大仙市協和稲沢字堤ヶ沢出口6		412
687	協和市民センター「和ピア」	秋田県大仙市協和船岡字大袋1-7		2307
688	宇津野自治会館	秋田県大仙市協和船岡字上宇津野282-2		100
689	船岡共学館	秋田県大仙市協和船岡字下中野159-2		164
690	美山荘	秋田県大仙市協和船岡字上庄内71-1		358
691	半仙会館	秋田県大仙市協和峰吉川字半仙64-320		300
692	旧峰吉川小学校体育館(協和第2体育館)	秋田県大仙市協和峰吉川字南明谷地1		413
693	中淀川世代交流福祉館	秋田県大仙市協和中淀川字鳥屋野22		257
694	協和公民館淀川分館	秋田県大仙市下淀川字車田16-1		188
695	小種体育館	秋田県大仙市協和小種字上鏡台2-1		420
696	南外コミュニティセンター	秋田県大仙市南外字下袋218		1660
697	南小学区コミュニティセンター	秋田県大仙市南外字坊田240		150
698	旧南外西小学校	秋田県大仙市南外字下湯ノ又198-14		350
699	南外体育館	秋田県大仙市南外字梨木田208-3		1042
700	南外中学校	秋田県大仙市南外字赤平台野19-1		735
701	仙北中学校	秋田県大仙市堀見内字西福嶋29		452
702	横堀小学校	秋田県大仙市福田字穴沢4		539

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
703	高梨小学校	秋田県大仙市高梨字新屋敷1		354
704	ふれあい体育館	秋田県大仙市堀見内字下田茂木122		1200
705	柵の湯	秋田県大仙市板見内一ツ森149		167
706	仙北ふれあい文化センター	秋田県大仙市堀見内字元田茂木7-1		1200
707	さくまる館	秋田県大仙市高梨字田茂木10		100
708	敬愛館	秋田県大仙市太田町東今泉字大信田472-10		355
709	太田トレーニングセンター	秋田県大仙市太田町太田字築地古館27-1		530
710	太田東部地区生活改善センター	秋田県大仙市太田町太田字築地古館27-1		50
711	太田東小学校	秋田県大仙市太田町斉内字高野1-93		462
712	太田体育館	秋田県大仙市太田町横沢字堤田369-1		1200
713	太田体育館クラブハウス	秋田県大仙市太田町横沢字堤田369-4		100
714	太田北部地区多目的研修センター	秋田県大仙市太田町国見字佐弊神161		320
715	太田南小学校	秋田県大仙市太田町横沢字窪関南298		363
716	太田北小学校	秋田県大仙市太田町国見字国見田115		393
717	太田文化プラザ	秋田県大仙市太田町字新田田尻3-4		900
718	太田中学校	秋田県大仙市太田町字新田田尻76		542
719	おたコミュニティプラザ	秋田県大仙市太田町横沢字窪関501		137
720	鷹巣中学校	秋田県北秋田市坊沢字下上野79	1	2095
721	道の駅たかのす	秋田県北秋田市綴子字大堤道下62-1ほか	1	419
722	交流センター	秋田県北秋田市材木町2-2	1	116
723	文化会館	秋田県北秋田市材木町2-3	1	1102
724	市民ふれあいプラザ	秋田県北秋田市花園町10-5	1	350
725	保健センター	秋田県北秋田市宮前町9-69	1	1609
726	地域福祉センター	秋田県北秋田市宮前町9-68	1	1639
727	秋田北鷹高等学校	秋田県北秋田市伊勢町1-1	1	360
728	清鷹小学校	秋田県北秋田市脇神字塚ノ岱165-1	1	466
729	森吉総合スポーツセンター	秋田県北秋田市米内沢字七曲172	1	1000
730	森吉中学校	秋田県北秋田市桂瀬字下柏木岱1	1	433
731	コンベンションホール四季美館	秋田県北秋田市阿仁前田字大道上3-1	1	33
732	クウンス森吉	秋田県北秋田市小又字堂ノ下21-2	1	67
733	阿仁合小学校	秋田県北秋田市阿仁水無字上岱13-2	1	200
734	阿仁ふるさと文化センター(阿仁公民館)	秋田県北秋田市阿仁水無字大町146-1	1	533
735	大阿仁小学校	秋田県北秋田市阿仁比立内字様ノ向1	1	333
736	合川小学校	秋田県北秋田市李岱字家向26-1	1	466
737	米内沢小学校	秋田県北秋田市本城字中島16	1	300
738	森吉コミュニティーセンター (森吉公民館)	秋田県北秋田市米内沢字寺ノ下16-3	1	133
739	打当温泉マタギの湯	秋田県北秋田市阿仁打当字仙北渡道上ミ67	1	76
740	セントラル合川	秋田県北秋田市新田目字大野80-1	1	93
741	仁賀保公民館むらさぎ荘	秋田県にかほ市平沢字馬飼森30		1218

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
742	仁賀保勤労青少年ホーム	秋田県にかほ市平沢字中町79		1484
743	総合福祉交流センタースマイル	秋田県にかほ市平沢字八森31-1		1645
744	フェアイト子ども科学館	秋田県にかほ市平沢字宝田4-1		983
745	仁賀保老人憩いの家午ノ浜温泉	秋田県にかほ市三森字午ノ浜144-1		409
746	小出老人憩いの家けやき	秋田県にかほ市中三地字橋本98-1		120
747	釜ヶ台老人憩いの家はんの木	秋田県にかほ市馬場字冬師山8-4		82
748	平沢小学校	秋田県にかほ市平沢字画書面37-1		4361
749	院内小学校	秋田県にかほ市小国字郷ノ町85		1418
750	旧小出小学校	秋田県にかほ市中三地字金井森27		1424
751	旧釜ヶ台小中学校	秋田県にかほ市馬場字冬師山8-4		967
752	仁賀保中学校	秋田県にかほ市院内字ヒシカタ40		5587
753	にかほ保育園	秋田県にかほ市院内字嶋田70		915
754	つぼみ保育園	秋田県にかほ市院内字嶋田70		223
755	旧小出保育園	秋田県にかほ市中三地字橋本166		247
756	平沢町内自治会館	秋田県にかほ市平沢字清水76-1		116
757	芹田会館	秋田県にかほ市芹田字高磯63		74
758	三森町内自治会館	秋田県にかほ市三森字浜田194-4		142
759	鈴会館	秋田県にかほ市平沢字前谷地89		90
760	室沢会館	秋田県にかほ市平沢字家妻71		80
761	琴浦会館	秋田県にかほ市平沢字琴浦23		111
762	両前寺会館	秋田県にかほ市両前寺字阿部堂2		90
763	院内会館	秋田県にかほ市院内字城前60		138
764	横根会館	秋田県にかほ市院内字下横根7		78
765	杉山会館	秋田県にかほ市院内字ヒシカタ163-1		98
766	田爪会館	秋田県にかほ市田爪字木ノ下1		88
767	石田会館	秋田県にかほ市田爪字石田11		44
768	小国会館	秋田県にかほ市小国字下腰4		89
769	馬場会館	秋田県にかほ市馬場字冷沢23		82
770	上小国会館	秋田県にかほ市小国字上小国52		66
771	伊勢居地会館	秋田県にかほ市伊勢居地字湯田1		93
772	中野会館	秋田県にかほ市中三地字中ノ堀10		65
773	三日市会館	秋田県にかほ市中三地字谷地中2		68
774	立居地会館	秋田県にかほ市中三地字立居地89		103
775	百目木会館	秋田県にかほ市樋目野字百目木21		95
776	堺会館	秋田県にかほ市樋目野字百目木谷地97		71
777	樋ノ口会館	秋田県にかほ市樋目野字樋ノ口25		72
778	寺田会館	秋田県にかほ市寺田字寺田15		49
779	畑会館	秋田県にかほ市畑字宮嶋54-2		53
780	桂坂会館	秋田県にかほ市畑字一本木下20-12		62

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
781	東畑会館	秋田県にかほ市伊勢居地字大畑32		41
782	水沢会館	秋田県にかほ市水沢字堂ノ下50		69
783	仁賀保農業集落多目的集会施設	秋田県にかほ市釜ヶ台字中島9-2		119
784	下坂会館	秋田県にかほ市院内字下坂		55
785	上坂会館	秋田県にかほ市伊勢居地字グミノ木森140		80
786	冬師自治会館	秋田県にかほ市冬師字冬師96		106
787	仁賀保体育館	秋田県にかほ市平沢字馬飼森30		590
788	金浦中学校	秋田県にかほ市金浦字谷地中30-3		2054
789	金浦公民館(青少年ホーム、コミュニティセンター)	秋田県にかほ市金浦字南金浦49-2		707
790	勢至保育園	秋田県にかほ市金浦字木ノ浦山17-11		100
791	赤石館	秋田県にかほ市金浦字赤石31-2		62
792	にかほ市金浦野菜指定産地研修センター(いちよ う館)	秋田県にかほ市前川字久根添55		111
793	金浦農業集落多目的集会施設(ふくじゅ館)	秋田県にかほ市大竹字水叩23		141
794	金浦小学校	秋田県にかほ市金浦字背長森39		3102
795	金浦体育館(勤労者体育センター)	秋田県にかほ市金浦字南金浦49-2		524
796	さくら荘	秋田県にかほ市金浦字堀切174-6		113
797	かもめ荘	秋田県にかほ市金浦字塩焚浜104-3		51
798	なぎさ荘	秋田県にかほ市飛字飛ヶ崎86-1		85
799	にかほ市黒川農業構造改善センター	秋田県にかほ市黒川字三嶽前75		120
800	金浦保健センター	秋田県にかほ市金浦字花潟83-1		439
801	ひまわり荘	秋田県にかほ市黒川字三嶽前51		44
802	労働者研修センターエニワン	秋田県にかほ市金浦字上林4-1		207
803	コミュニティ防災センター	秋田県にかほ市金浦字南金浦12-1	1	72
804	温泉保養センターはまなす	秋田県にかほ市金浦字中谷地20-1		1376
805	にかほ市スポーツ宿泊研修センター	秋田県にかほ市黒川字平石48-2		498
806	象潟公民館	秋田県にかほ市象潟町字狐森31-1		930
807	象潟体育館	秋田県にかほ市象潟町字狐森7		1325
808	象潟公会堂	秋田県にかほ市象潟町字三丁目塩越163	1	227
809	にかほ市象潟構造改善センター	秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1		403
810	象潟保健センター	秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1		478
811	象潟夕日の宿さんねむ温泉	秋田県にかほ市象潟町字才ノ神31-1	1	1725
812	道の駅「ねむの丘」	秋田県にかほ市象潟町字大塩越73-1		2058
813	鶴泉荘	秋田県にかほ市象潟町横岡字目貫谷地1		454
814	にかほ市上郷生活改善センター	秋田県にかほ市象潟町小滝字北田79-1		235
815	にかほ市上浜構造改善センター	秋田県にかほ市象潟町大砂川字下橋20-6		167
816	にかほ市象潟都市農村交流センター	秋田県にかほ市象潟町大砂川字下橋20-6	1	513
817	象潟小学校	秋田県にかほ市象潟町字妙見下77-2		3997
818	旧上浜小学校	秋田県にかほ市象潟町大砂川字釜道1		1912
819	旧上郷小学校	秋田県にかほ市象潟町小滝字舞台64		1468

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
820	象潟中学校	秋田県にかほ市象潟町字屋敷田108		5080
821	県立仁賀保高等学校	秋田県にかほ市象潟町字下浜山3-3		4412
822	白百合保育園・幼稚園	秋田県にかほ市象潟町字上狐森123-3		742
823	ひまわり保育園	秋田県にかほ市象潟町字一丁目塩越124-1		505
824	明星保育園	秋田県にかほ市象潟町関字西大坂1-20		348
825	星城保育園	秋田県にかほ市象潟町小滝字舞台64-2		329
826	小砂川保育園	秋田県にかほ市象潟町小砂川字カウヤ32		254
827	小浜集会所	秋田県にかほ市象潟町字一丁目塩越216		31
828	川岸会館	秋田県にかほ市象潟町字妙見下4		32
829	おぼこ町会館	秋田県にかほ市象潟町字浜畑59		37
830	にかほ市商工会象潟支所	秋田県にかほ市象潟町字四丁目塩越76-2	1	457
831	上荒屋会館	秋田県にかほ市象潟町字五丁目塩越87		42
832	栄町会館	秋田県にかほ市象潟町字浜山121-2		41
833	大谷地会館	秋田県にかほ市象潟町字上狐森185-242		48
834	汐見会館	秋田県にかほ市象潟町字浜山126		73
835	松ヶ丘団地集会所	秋田県にかほ市象潟町関字建石45-310		82
836	桜ヶ丘集会所	秋田県にかほ市象潟町字木戸口51-8		42
837	建石団地集会所	秋田県にかほ市象潟町関字建石45-348		54
838	立石集会所	秋田県にかほ市象潟町関字建石45-346		38
839	関生活改善センター	秋田県にかほ市象潟町関字村ノ下1-5		100
840	中ノ沢生活改善センター	秋田県にかほ市象潟町西中野沢字中ノ沢98		91
841	ぐみの木会館	秋田県にかほ市象潟町洗釜字浜山2-2		95
842	洗釜公民館	秋田県にかほ市象潟町洗釜字家ノ前33		20
843	大砂川生活改善センター	秋田県にかほ市象潟町大砂川字トド盛20-1		101
844	川袋自治会センター	秋田県にかほ市象潟町川袋字滝ノ下26		97
845	大須郷村づくりセンター	秋田県にかほ市象潟町大須郷字雨谷地36		122
846	小砂川自治会館	秋田県にかほ市象潟町小砂川字中磯55		175
847	小砂川駅前集会所	秋田県にかほ市象潟町小砂川字小田12		65
848	観音森集会所	秋田県にかほ市象潟町小砂川字観音森21-2		50
849	小滝老人いこいの家	秋田県にかほ市象潟町小滝字北田124-1		70
850	本郷コミュニティセンター	秋田県にかほ市象潟町本郷字盛163		115
851	横岡自治会館	秋田県にかほ市象潟町横岡字前田58-1		138
852	舟岡会館	秋田県にかほ市象潟町横岡字堰端7		36
853	水岡会館	秋田県にかほ市象潟町横岡字前谷地42		54
854	大森生活改善センター	秋田県にかほ市象潟町横岡字大森11		241
855	長岡自治会館	秋田県にかほ市象潟町長岡字家尻79		103
856	大飯郷集会所	秋田県にかほ市象潟町大飯郷字堂ノ前48		30
857	中橋町自彊会館	秋田県にかほ市象潟町字中橋町83		35
858	若宮会館	秋田県にかほ市象潟町字二丁目塩越77		44

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
859	荒古屋町内会館	秋田県にかほ市象潟町字三丁目塩越71		41
860	石名坂会館	秋田県にかほ市象潟町小滝字後田1		50
861	鳥の海会館	秋田県にかほ市象潟町字鳥の海3-42		57
862	駅前会館	秋田県にかほ市象潟町字家ノ後127		38
863	下荒屋会館	秋田県にかほ市象潟町字荒屋下9-1		68
864	つくも島会館(武道島2区)	秋田県にかほ市象潟町字武道島180-5		62
865	武道島会館(武道島1区)	秋田県にかほ市象潟町字武道島88-14		69
866	潟見町会館	秋田県にかほ市象潟町字狐森31-20		82
867	鳥屋森会館	秋田県にかほ市象潟町関字鳥屋森10-1		48
868	大塩越会館	秋田県にかほ市象潟町字琴和喜25		27
869	浜の町会館	秋田県にかほ市象潟町字二丁目塩越188-1		30
870	島会館	秋田県にかほ市象潟町字象潟島26		29
871	34区会館	秋田県にかほ市象潟町字四隅池74-1		42
872	生保内小学校	秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野111	1	243
873	生保内中学校	秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野105-1	1	256
874	神代小学校	秋田県仙北市田沢湖神代字珍重屋敷48	1	221
875	神代中学校	秋田県仙北市田沢湖神代字野中清水244	1	203
876	角館小学校	秋田県仙北市角館町西野川原56-1	1	314
877	中川コミュニティーセンター	秋田県仙北市角館町川原中道41	1	206
878	白岩小学校	秋田県仙北市角館町白岩新西野162	1	208
879	角館中学校	秋田県仙北市角館町小勝田小倉前73	1	238
880	西明寺小学校	秋田県仙北市西木町門屋字六本杉6	1	243
881	西明寺中学校	秋田県仙北市西木町上荒井字上橋元280-1	1	173
882	桧木内小学校	秋田県仙北市西木町桧木内字高屋110	1	210
883	桧木内中学校	秋田県仙北市西木町桧木内字高屋2-3	1	168
884	田沢市民体育館	秋田県仙北市田沢湖田沢字高屋59	1	308
885	生保内市民体育館	秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野105-1	1	346
886	生保内武道館	秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野105-1	1	124
887	神代市民体育館	秋田県仙北市田沢湖神代字野中清水259	1	308
888	神代武道館	秋田県仙北市田沢湖神代字野中清水283-2	1	114
889	仙北市民会館	秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野105-1	1	50
890	角館公民館	秋田県仙北市角館町表町上丁6	1	320
891	角館東地区公民館	秋田県仙北市角館町外ノ山11	1	626
892	勤労青少年ホーム	秋田県仙北市角館町外ノ山19	1	181
893	角館交流センター	秋田県仙北市角館町中菅沢77-30	1	557
894	田沢湖総合開発センター	秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後27	1	362
895	西木総合開発センター	秋田県仙北市西木町上荒井字古堀田47	1	120
896	田沢湖活性化センター	秋田県仙北市田沢湖田沢字高屋166-5	1	575
897	田沢交流センター	秋田県仙北市田沢湖田沢字大山7	1	579

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
898	紙風船館	秋田県仙北市西木町上桧木内字大地田3-1	1	150
899	桧木内地区公民館	秋田県仙北市西木町桧木内字松葉290-1	1	100
900	下延コミュニティセンター	秋田県仙北市角館町下延段添198	1	126
901	八割コミュニティセンター	秋田県仙北市角館町八割西ヶ沢195	1	46
902	西長野交流センター	秋田県仙北市角館町西長野中泊402	1	255
903	就業改善センター	秋田県仙北市田沢湖神代字古館野404-1	1	227
904	中川集落センター	秋田県仙北市角館町川原中道66	1	122
905	雲沢集落センター	秋田県仙北市角館町雲然田中437-13	1	145
906	白岩集落センター	秋田県仙北市角館町白岩上西野123	1	116
907	西木林業総合センター	秋田県仙北市西木町桧木内字松葉232	1	50
908	健康管理センター	秋田県仙北市角館町菅沢77-28	1	167
909	田沢湖健康増進センター	秋田県仙北市田沢湖生保内字浮世坂20	1	80
910	西木保健センター	秋田県仙北市西木町門屋字屋敷田84	1	50
911	西木林業者等健康増進施設	秋田県仙北市西木町門屋字屋敷田84	1	145
912	西木総合健康増進センター	秋田県仙北市西木町桧木内字吉田123	1	300
913	角館こども園	秋田県仙北市角館町菅沢91-1	1	90
914	中川保育園	秋田県仙北市角館町川原羽黒堂324-1	1	90
915	角館西保育園	秋田県仙北市角館町雲然田中437-2	1	90
916	白岩小百合保育園	秋田県仙北市角館町白岩上西野93-1	1	50
917	多世代交流施設 西木山鳩館	秋田県仙北市西木町上桧木内字大森37	1	50
918	花葉館	秋田県仙北市角館町西長野古米沢30-19	1	200
919	西木温泉クリオン	秋田県仙北市西木町門屋字屋敷田83-2	1	500
920	角館樺細工伝承館	秋田県仙北市角館町表町下丁10-1	1	60
921	特別豪雪地帯克雪管理センター	秋田県仙北市西木町桧木内字松葉290-2	1	50
922	秋田県立角館高等学校	秋田県仙北市角館町細越町37	1	2500
923	秋田県立大曲支援学校 せんぼく校	秋田県仙北市角館町館77-2	1	2000
924	広久内住民センター	秋田県仙北市角館町広久内町後108	1	70
925	活性化施設 かたくり館	秋田県仙北市西木町小山田字八津249-1	1	33
926	向陽体育館	秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41-1		300
927	小坂町交流センター	秋田県鹿角郡小坂町小坂字砂森7-1		702
928	七滝コミュニティセンター	秋田県鹿角郡小坂町荒谷字沢ノ口16-1		22
929	川上公民館	秋田県鹿角郡小坂町小坂字下川原28-2		104
930	小坂小学校	秋田県鹿角郡小坂町小坂字赤神4-1		230
931	小坂中学校	秋田県鹿角郡小坂町小坂字赤神4-1		60
932	七滝活性化拠点センター	秋田県鹿角郡小坂町荒谷字上ノ平27-1		50
933	小坂高等学校	秋田県鹿角郡小坂町小坂字館平66-1		655
934	小坂マリア園	秋田県鹿角郡小坂町小坂字上前田7-9		30
935	障害者支援施設 あすなろ	秋田県鹿角郡小坂町小坂字仁吾平16		30
936	障害者支援施設 更望園	秋田県鹿角郡小坂町小坂字大石平45		30

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
937	孫左衛門	秋田県鹿角郡小坂町上向字藤原35-3		24
938	十和田ふるさとセンター	秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱55-2		30
939	十和田出張所(道の駅)	秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字生出無番地	1	40
940	生涯学習センター	秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原63	1	287
941	開発センター	秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118	1	168
942	保健センター	秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原80	1	106
943	い樹い樹交流センター	秋田県北秋田郡上小阿仁村福館字村岱43、44、45-9	1	23
944	上小阿仁小・中学校	秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字上ノ岱97	1	353
945	羽立集会施設	秋田県北秋田郡上小阿仁村仏社字羽立台22-5外	1	49
946	杉花交流センター	秋田県北秋田郡上小阿仁村杉花字杉花33-4	1	40
947	若者センター	秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中278-7	1	102
948	集住型宿泊交流拠点施設	秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原72-2	1	111
949	藤里幼稚園	秋田県山本郡藤里町藤琴字鳥谷場223	1	100
950	藤里小学校	秋田県山本郡藤里町藤琴字鳥谷場218	1	550
951	藤里中学校	秋田県山本郡藤里町藤琴字草苅野137	1	650
952	町民体育館	秋田県山本郡藤里町藤琴字家の後60		900
953	土床体育館	秋田県山本郡藤里町粕毛字清水岱91		200
954	総合開発センター	秋田県山本郡藤里町藤琴字家の後14		300
955	偕楽荘	秋田県山本郡藤里町藤琴字家の後48-1		100
956	婦人若者等活動促進施設	秋田県山本郡藤里町矢坂字坂本18-1		100
957	粕毛交流センター	秋田県山本郡藤里町粕毛字春日野40		100
958	米田会館	秋田県山本郡藤里町粕毛字米田77-2		200
959	大沢会館	秋田県山本郡藤里町大沢字向山下93-8		180
960	中通会館	秋田県山本郡藤里町藤琴字上坊中86		200
961	金沢体育館	秋田県山本郡藤里町藤琴字金沢46-2		150
962	農村環境改善センター	秋田県山本郡藤里町藤琴字下湯の沢16		150
963	清流荘	秋田県山本郡藤里町藤琴字真名子66-2		50
964	八竜中学校	秋田県山本郡三種町鶴川字西本田10	1	3394
965	湖北小学校	秋田県山本郡三種町鶴川字上谷地28	1	2162
966	浜口小学校	秋田県山本郡三種町浜田字福沢55	1	2301
967	琴丘中学校	秋田県山本郡三種町鹿渡字盤若台89	1	2507
968	琴丘小学校	秋田県山本郡三種町鹿渡東二本柳23	1	2182
969	山本中学校	秋田県山本郡三種町森岳字関の台18	1	1305
970	森岳小学校	秋田県山本郡三種町森岳字東園99-2	1	3009
971	(旧)下岩川小学校	秋田県山本郡三種町下岩川字長面向台50	1	1728
972	金岡小学校	秋田県山本郡三種町豊岡金田字茂呂沢78-2	1	2054
973	(旧)岩館小学校	秋田県山本郡八峰町八森字ノケソリ116		600
974	八森小学校	秋田県山本郡八峰町八森字滝の上117		1000
975	(旧)八森中学校	秋田県山本郡八峰町八森字椿台112		1240

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
976	八峰町役場	秋田県山本郡八峰町峰浜目名湯字目長田118		100
977	(旧)岩子小学校	秋田県山本郡八峰町峰浜目名湯字榎木沢24		400
978	峰浜小学校	秋田県山本郡八峰町峰浜水沢字カッチキ台8		650
979	(旧)埴川小学校	秋田県山本郡八峰町峰浜埴字豊後長根150-1		650
980	八峰中学校	秋田県山本郡八峰町峰浜田中野田沢40-1		1200
981	町民センター	秋田県南秋田郡五城目町上樋口字堂社75	1	167
982	広域体育館	秋田県南秋田郡五城目町上樋口字堂社75	1	601
983	屋内温水プール	秋田県南秋田郡五城目町上樋口字堂社75	1	11
984	馬川地区公民館	秋田県南秋田郡五城目町高崎字前田81	1	31
985	五城目第一中学校	秋田県南秋田郡五城目町高崎字広ヶ野200	1	408
986	五城館	秋田県南秋田郡五城目町字鶴ノ木89-1	1	157
987	朝市ふれあい館	秋田県南秋田郡五城目町字下夕町182	1	86
988	もりやまこども園	秋田県南秋田郡五城目町字羽黒前76-1	1	38
989	矢場崎集会所	秋田県南秋田郡五城目町川崎字宮花10-74	1	8
990	馬場目地区公民館	秋田県南秋田郡五城目町馬場目字蓬内台117-1	1	80
991	杉沢交流センター友愛館	秋田県南秋田郡五城目町馬場目字杉沢下台59-1	1	337
992	富津内地区公民館	秋田県南秋田郡五城目町内川黒土字千刈台7	1	91
993	旧大川小学校(校舎)	秋田県南秋田郡五城目町大川下樋口字関合13-1	1	76
994	五城目高等学校	秋田県南秋田郡五城目町大川西野字田屋下100	1	487
995	中津又地区コミュニティセンター	秋田県南秋田郡五城目町富津内中津又字石動44-1	1	37
996	旧大川小学校(体育館)	秋田県南秋田郡五城目町大川下樋口字関合13-1	1	128
997	三倉鼻児童館	秋田県南秋田郡八郎潟町真坂字三倉鼻78-4	1	24
998	真坂集落センター	秋田県南秋田郡八郎潟町真坂字大沢100-1	1	35
999	真坂児童館	秋田県南秋田郡八郎潟町真坂字石塚175-2	1	37
1000	真坂地区コミュニティ施設	秋田県南秋田郡八郎潟町真坂字鳥屋崎159	1	63
1001	高岡コミュニティセンター	秋田県南秋田郡八郎潟町真坂字沢田30-5	1	191
1002	高岡コミュニティ体育館	秋田県南秋田郡八郎潟町真坂字沢田30-5	1	218
1003	浦大町コミュニティセンター	秋田県南秋田郡八郎潟町浦大町字豊坂40-1	1	57
1004	地域史料館	秋田県南秋田郡八郎潟町浦大町字天道田100-1	1	95
1005	夜叉袋生活総合センター	秋田県南秋田郡八郎潟町夜叉袋字一向堂17	1	31
1006	夜叉袋児童館	秋田県南秋田郡八郎潟町夜叉袋字一本木3-1	1	35
1007	八郎潟中学校(体育館、武道場)	秋田県南秋田郡八郎潟町夜叉袋字大嶋田107	1	1314
1008	夜叉袋中央公民館	秋田県南秋田郡八郎潟町夜叉袋字松ノ木66-1	1	59
1009	老人憩いの家 弁天荘	秋田県南秋田郡八郎潟町夜叉袋字沖谷地300	1	90
1010	中羽立公園管理棟	秋田県南秋田郡八郎潟町夜叉袋字中羽立1-1	1	116
1011	オリンピック記念会館	秋田県南秋田郡八郎潟町夜叉袋字中羽立1-1	1	287
1012	町民体育館	秋田県南秋田郡八郎潟町夜叉袋字中羽立1-1	1	753
1013	八郎潟町第二町民体育館	秋田県南秋田郡八郎潟町字大道111		408
1014	大道地域公民館	秋田県南秋田郡八郎潟町字大道88-1		52

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
1015	農村環境改善センター	秋田県南秋田郡八郎潟町字大道81-1		617
1016	青年婦人会館 ロマンの里	秋田県南秋田郡八郎潟町字大道23-1		129
1017	えきまえ交流館 はちバル	秋田県南秋田郡八郎潟町字中田67-4		873
1018	羽立児童館	秋田県南秋田郡八郎潟町字中田261-2		33
1019	中央児童館	秋田県南秋田郡八郎潟町字中嶋336-60		166
1020	31・32区児童館	秋田県南秋田郡八郎潟町字中嶋64		35
1021	9・10区児童館	秋田県南秋田郡八郎潟町字中嶋336-2		35
1022	11・12・13区児童館	秋田県南秋田郡八郎潟町字中嶋30		35
1023	老人憩いの家 壽山荘	秋田県南秋田郡八郎潟町字中久保27		91
1024	1・2・3区児童館	秋田県南秋田郡八郎潟町字中久保102		37
1025	7・8区児童館	秋田県南秋田郡八郎潟町字家ノ後7-1		34
1026	八郎潟幼稚園	秋田県南秋田郡八郎潟町字家ノ後1-1		521
1027	防災センター	秋田県南秋田郡八郎潟町字家ノ後6-1		192
1028	上屋根集会所	秋田県南秋田郡八郎潟町字家ノ後153-19		36
1029	屋根下児童館	秋田県南秋田郡八郎潟町字上屋根273-2		34
1030	小池児童館	秋田県南秋田郡八郎潟町小池字中嶋136		67
1031	岡本下台地域公民館	秋田県南秋田郡八郎潟町小池字岡本下台127-2		28
1032	川崎地区農村集落多目的共同利用施設	秋田県南秋田郡八郎潟町川崎字高田314		87
1033	川崎公民館	秋田県南秋田郡八郎潟町川崎字嘉美2-4		36
1034	八郎潟展示館 うたせ館	秋田県南秋田郡八郎潟町字川口531-1		138
1035	大台地区生活改善センター	秋田県南秋田郡井川町井内字桂畑62-1	1	41
1036	井内児童館	秋田県南秋田郡井川町井内字杉ヶ崎127	1	87
1037	井内分館	秋田県南秋田郡井川町井内字杉ヶ崎127	1	62
1038	仲台分館	秋田県南秋田郡井川町井内字上野239	1	42
1039	大麦分館	秋田県南秋田郡井川町大麦字向村141-2	1	42
1040	寺沢分館	秋田県南秋田郡井川町菴田字中ノ目29-9	1	44
1041	菴田コミュニティセンター	秋田県南秋田郡井川町菴田字柳町36-1	1	160
1042	菴田分館	秋田県南秋田郡井川町菴田字巒田31-3	1	56
1043	館岡分館	秋田県南秋田郡井川町菴田字羽根田60-2	1	36
1044	赤沢分館	秋田県南秋田郡井川町赤沢字赤沢164-4	1	43
1045	老人福祉センター	秋田県南秋田郡井川町寺沢字綱木沢145-1	1	354
1046	八幡分館	秋田県南秋田郡井川町八田大倉字八幡7-8	1	26
1047	大倉分館	秋田県南秋田郡井川町八田大倉字縄手内86	1	49
1048	保野子分館	秋田県南秋田郡井川町保野子字堀合25-2	1	21
1049	町民体育館	秋田県南秋田郡井川町坂本字山崎19	1	686
1050	横岡児童館	秋田県南秋田郡井川町坂本字横岡27-3	1	28
1051	宇治木分館	秋田県南秋田郡井川町宇治木字前田面202	1	46
1052	泉岳地区集会所	秋田県南秋田郡井川町宇治木字伊勢堂45	1	96
1053	小泉分館	秋田県南秋田郡井川町黒坪字小泉25-1	1	45

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
1054	新聞分館	秋田県南秋田郡井川町黒坪字新聞198-7	1	46
1055	今戸児童館	秋田県南秋田郡井川町今戸字家ノ後83-1	1	86
1056	今戸コミュニティセンター	秋田県南秋田郡井川町今戸字家ノ後77-1	1	86
1057	小今戸分館	秋田県南秋田郡井川町今戸字小今戸5	1	58
1058	新屋敷分館	秋田県南秋田郡井川町浜井川字洲崎156-2	1	43
1059	街道分館	秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢巡り24	1	67
1060	農村環境改善センター	秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口79-2	1	506
1061	田中分館	秋田県南秋田郡井川町浜井川字家ノ東54-2	1	51
1062	浜井川地区集会所	秋田県南秋田郡井川町浜井川字家ノ東425-2	1	95
1063	小竹花分館	秋田県南秋田郡井川町小竹花字小縄手下9-2	1	28
1064	上村分館	秋田県南秋田郡井川町北川尻字上村宅地66	1	47
1065	中下村分館	秋田県南秋田郡井川町北川尻字中村42-5	1	44
1066	坂本分館	秋田県南秋田郡井川町坂本字四百刈57-3		36
1067	飛塚児童館	秋田県南秋田郡井川町坂本字飛塚24-26		31
1068	大野地分館	秋田県南秋田郡井川町坂本字大野地54-3	1	41
1069	海老沢分館	秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢村191-2		52
1070	さくら分館	秋田県南秋田郡井川町浜井川字新堰30-27	1	57
1071	健康センター	秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口106-1		319
1072	定住促進センター	秋田県南秋田郡井川町浜井川字二階102-1		360
1073	旧小学校体育館	秋田県南秋田郡井川町坂本字三嶽下170		231
1074	井川義務教育学校体育館	秋田県南秋田郡井川町坂本字山崎38		656
1075	大潟小学校	秋田県南秋田郡大潟村中央5-1	1	600
1076	大潟中学校	秋田県南秋田郡大潟村中央5-1	1	540
1077	ボルダ―潟の湯	秋田県南秋田郡大潟村北1-3	1	330
1078	ホテルサンルーラル大潟	秋田県南秋田郡大潟村北1-3	1	1110
1079	旧幼稚園プレイルーム	秋田県南秋田郡大潟村中央5番地1	1	40
1080	北ふれあい館	土崎字上野乙205-1		340
1081	中央ふれあい館	秋田県仙北郡美郷町野中宇下村37-1		160
1082	南ふれあい館	秋田県仙北郡美郷町飯詰字北中島37-1		170
1083	千畑小学校	秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙1-4		210
1084	みさと福祉センター	秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙6-1		130
1085	千畑なかよし園	秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙31		250
1086	大仙美郷介護福祉組合特別養護老人ホーム真屋荘	秋田県仙北郡美郷町本堂城回字若林119		120
1087	土崎コミュニティセンター	秋田県仙北郡美郷町土崎字中谷地1-1		30
1088	上畑屋コミュニティセンター	秋田県仙北郡美郷町畑屋字前田16-1		20
1089	美郷町住民活動センター	秋田県仙北郡美郷町畑屋字街道東144		200
1090	千畑温泉サン・アール	秋田県仙北郡美郷町金沢東根字仏沢210-1		130
1091	サン・スポーツランド千畑	秋田県仙北郡美郷町金沢東根字仏沢210-1		120
1092	美郷町屋内スポーツ館	秋田県仙北郡美郷町畑屋字高野5-1		200

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
1093	美郷町学友館	秋田県仙北郡美郷町六郷字安楽寺122		70
1094	美郷中学校	秋田県仙北郡美郷町六郷字作山13-3		480
1095	六郷小学校	秋田県仙北郡美郷町六郷字赤城1		280
1096	大島会館	秋田県仙北郡美郷町六郷字小安門58		30
1097	六郷高等学校	秋田県仙北郡美郷町六郷字馬場52		810
1098	鍵田コミュニティセンター	秋田県仙北郡美郷町鍵田字馬町145-3		50
1099	本館コミュニティセンター	秋田県仙北郡美郷町六郷字八幡44-1		80
1100	名水市場湧太郎	秋田県仙北郡美郷町六郷字馬町83		90
1101	手づくり工房湧子ちゃん	秋田県仙北郡美郷町六郷字大町71-7		30
1102	サテライト六郷	秋田県仙北郡美郷町六郷字古館南6		140
1103	旧六郷東根小学校	秋田県仙北郡美郷町六郷東根字上中村27		470
1104	六郷東根コミュニティセンター	秋田県仙北郡美郷町六郷東根字上中村37-1		100
1105	六郷温泉あったか山	秋田県仙北郡美郷町六郷東根字下馬転120		210
1106	六郷わくわく園	秋田県仙北郡美郷町六郷字作山13-7		310
1107	金沢西根コミュニティセンター	秋田県仙北郡美郷町金沢西根字西今泉141		90
1108	金沢コミュニティセンター	秋田県仙北郡美郷町金沢字味噌森10		90
1109	飯詰コミュニティセンター	秋田県仙北郡美郷町上深井字松葉野246		70
1110	後三年コミュニティセンター	秋田県仙北郡美郷町飯詰字東山本107-1		110
1111	旧仙南西小学校	秋田県仙北郡美郷町金沢西根字北今泉80		230
1112	旧金沢小学校	秋田県仙北郡美郷町金沢字長岡森215		240
1113	仙南小学校	秋田県仙北郡美郷町飯詰字轄町26-1		430
1114	仙南すこやか園	秋田県仙北郡美郷町飯詰字糠淵4-1		150
1115	美郷町公民館	秋田県仙北郡美郷町飯詰字北中島37-1		290
1116	美郷町総合体育館リリオス	秋田県仙北郡美郷町飯詰字糠淵18-1		730
1117	湯とびあ雁の里温泉	秋田県仙北郡美郷町飯詰字東西法寺181-2		170
1118	道の駅美郷	秋田県仙北郡美郷町金沢字下館124		110
1119	西馬音内小学校	秋田県仙北郡美郷町秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字祭ノ神19		130
1120	羽後中学校	秋田県雄勝郡羽後町字雄勝野1		380
1121	羽後高等学校	秋田県雄勝郡羽後町字大戸1		200
1122	にしもないこども園	秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字本町138		70
1123	コミュニティセンター	秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字本町23		150
1124	西馬音内公民館明通分館	秋田県雄勝郡羽後町床舞字軽内180-4		140
1125	子育て支援センター	秋田県雄勝郡羽後町床舞字明通68		30
1126	三輪小学校	秋田県雄勝郡羽後町貝沢字拾三本塚7		160
1127	旧三輪中学校	秋田県雄勝郡羽後町貝沢字拾三本塚25		170
1128	みわこども園	秋田県雄勝郡羽後町貝沢字拾三本塚9		60
1129	三輪公民館(美里音)	秋田県雄勝郡羽後町貝沢字拾三本塚111-1		130
1130	民話伝承館	秋田県雄勝郡羽後町貝沢字柳原188-1		60
1131	介護予防拠点施設	秋田県雄勝郡羽後町字清水川34-1		300

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
1132	羽後明成小学校	秋田県雄勝郡羽後町足田字大谷地223		120
1133	新成公民館	秋田県雄勝郡羽後町足田字古堤下30		70
1134	明治公民館	秋田県雄勝郡羽後町新町字新町176		30
1135	JAうご信用共済事務所	秋田県雄勝郡羽後町新町字野町1		100
1136	かしわ館	秋田県雄勝郡羽後町新町字新町176		50
1137	旧元西小学校	秋田県雄勝郡羽後町西馬音内堀回字浦田山29		130
1138	もとにしこども園	秋田県雄勝郡羽後町字元西147		30
1139	元西生活改善センター	秋田県雄勝郡羽後町西馬音内堀回字関ノ口71-1		110
1140	農林業体験交流施設	秋田県雄勝郡羽後町飯沢字瀬後野50		280
1141	高瀬小学校	秋田県雄勝郡羽後町田代字畑中45		170
1142	たしろこども園	秋田県雄勝郡羽後町田代字麓110		50
1143	田代農村総合センター	秋田県雄勝郡羽後町田代字天王141		90
1144	田代公民館 上到米分館	秋田県雄勝郡羽後町上到米字高橋39-6		110
1145	旧田代小学校	秋田県雄勝郡羽後町軽井沢字下除野山6-2		120
1146	高瀬ケアセンター	秋田県雄勝郡羽後町下仙道字風平97-1		70
1147	健康増進センター	秋田県雄勝郡羽後町中仙道字堀内190		110
1148	旧せんだうこども園	秋田県雄勝郡羽後町中仙道字堀内190		40
1149	ポプラ館	秋田県雄勝郡羽後町上仙道字約束沢45		20
1150	滝ノ沢センター	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字若宮3-1		100
1151	下田センター	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字下田160-2		45
1152	東成瀬小学校	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字上野8		680
1153	東成瀬村民体育館	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字上野21-3		460
1154	東成瀬中学校	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字上林18		1600
1155	なるせつ子夢センター	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字上野8-1		600
1156	山村開発センター	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1		300
1157	防災情報センター	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1		600
1158	農村交流センター	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字田子内40		120
1159	平良センター	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字二階野88-1		45
1160	蛭川会館	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字蛭川2-4		40
1161	肴沢センター	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字肴沢105-1		50
1162	地域交流センターゆるるん	秋田県雄勝郡東成瀬村岩井川字東村72		630
1163	岩井川防災センター	秋田県雄勝郡東成瀬村岩井川字村中94-2		150
1164	青少年山の家	秋田県雄勝郡東成瀬村岩井川字野頭36-2		45
1165	手倉会館	秋田県雄勝郡東成瀬村椿川字中村120-1		40
1166	地域交流センターまるごと自然館	秋田県雄勝郡東成瀬村椿川字堤31-2		480
1167	間木重里台会館	秋田県雄勝郡東成瀬村椿川字間木8		30
1168	五里台センター	秋田県雄勝郡東成瀬村椿川字五里台53-6		45
1169	谷地天江会館	秋田県雄勝郡東成瀬村椿川字ブナノ木沢53		40
1170	地域交流センター成瀬川交流館	秋田県雄勝郡東成瀬村椿川字大柳下村56-1		400

指定一般避難所一覧

資料番号10-2

令和4年12月31日現在

NO	施設名	住所	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
1171	地域交流センター大柳センター	秋田県雄勝郡東成瀬村椿川大字大柳下村54		140

指定福祉避難所一覧

資料番号16-3

令和4年12月31日現在

NO	名称 (施設名)	所在地 (住所)	受入対象者	その他市町村長が必要と認める事項	指定緊急避難場所との重複	想定収容
1	障がい者福祉サービス事業所つぼとぼんぶー	秋田市柳田字竹生168-1	市が特定したもの			159
2	障がい者支援施設竹生寮	秋田市柳田字竹生168	市が特定したもの			31
3	柳田新生寮	秋田市柳田字竹生169	市が特定したもの			23
4	秋田県立視覚支援学校	秋田市南ヶ丘一丁目1-1	在校生、卒業生及び事前に市が特定したもの			243
5	秋田県立聴覚支援学校	秋田市南ヶ丘一丁目1-1	在校生、卒業生及び事前に市が特定したもの			243
6	秋田県立秋田きり支援学校	秋田市南ヶ丘一丁目1-1	在校生、卒業生及び事前に市が特定したもの			243
7	秋田県立栗田支援学校	秋田市新谷栗田町10-10	在校生、卒業生及び事前に市が特定したもの			29
8	障がい者支援施設雄高園	秋田市雄和戸賀沢字金山沢89-29	市が特定したもの			70
9	高清水園	秋田市上北手猿田字苗代沢14-1	市が特定したもの			36
10	障害者支援センター御所野	秋田市御所野下堤五丁目1-4	市が特定したもの			91
11	障がい者支援施設ほくと	秋田市下新城中野字街道端西11-1	市が特定したもの			101
12	障がい者支援施設秋田ワークセンター	秋田市下北手柳館前田面134	市が特定したもの			27
13	秋田聖徳会障がい福祉サポートセンター聖和	秋田市川本小川町1-8	市が特定したもの			20
14	障がい者支援施設ひだまり	秋田市東通仲町4-1	市が特定したもの			9
15	げんきハウス下新城	秋田市金足追分字海老穴222	市が特定したもの			36
16	げんきハウス金足	秋田市金足追分字海老穴222	市が特定したもの			5
17	指定相談支援事業所クローバー	秋田市飯島道東二丁目13-20	市が特定したもの			51
18	ウエルビューいずみ障がい福祉サービスセンター	秋田市泉菅野二丁目17-27	市が特定したもの			55
19	北部老人福祉総合エリア(つくし苑)	秋田県大館市十二所字大水口4-5	要配慮者			139
20	比内福祉保健総合センター(ハートビルとつと)	秋田県大館市比内町新館字館下79-1	要配慮者			80
21	田代いきいきふれあいセンター	秋田県大館市岩瀬字上岩瀬塚ノ岱16	要配慮者			85
22	障害者支援施設 道目木更生園	秋田県大館市道目木字陣場岱38	要配慮者			15
23	障害者支援施設 軽井沢福祉園	秋田県大館市軽井沢字鶯ヶ長根1-32	要配慮者			5
24	障害者支援施設 矢立育成園	秋田県大館市白沢字白沢851	要配慮者			8
25	特別養護老人ホーム 長慶荘	秋田県大館市岩瀬字羽貫谷地中島21-90	要配慮者			12
26	特別養護老人ホーム 神山荘	秋田県大館市花岡町字神山6-2	要配慮者			52
27	特別養護老人ホーム 大館南ガーデン	秋田県大館市下川原字向野17-1	要配慮者			40
28	大館乳児保育園	秋田県大館市泉町8-12	要配慮者			10
29	母子生活支援施設 百合ホーム	秋田県大館市泉町7-20	要配慮者			10
30	特別養護老人ホーム 水交苑	秋田県大館市下代野字中道南36-1	要配慮者			10
31	特別養護老人ホーム 山館苑	秋田県大館市山館字館ノ下12-1	要配慮者			10
32	特別養護老人ホーム はなみずき	秋田県大館市比内町新館字真館21-2	要配慮者			5
33	介護老人保健施設 成寿苑	秋田県大館市釈迦内字狼穴79	要配慮者			28
34	特別養護老人ホームやまぼうし	秋田県大館市比内町新館字真館21-6	要配慮者			8
35	特別養護老人ホーム 寿恵園	秋田県男鹿市船川港比詰字神明堂脇7	要配慮者			5

指定福祉避難所一覧

資料番号16-3

令和4年12月31日現在

NO	名称 (施設名)	所在地 (住所)	受入対象者	その他市町村長が必要と認める事項	指定緊急避難場所との重複	
					指定緊急避難場所との重複	規定取容
36	ユニット型特別養護老人ホーム南海の丘	秋田県男鹿市船川港台島字中台108	要配慮者			10
37	樹園 養護老人ホーム	秋田県男鹿市船川港女川字鶴ノ崎130-1	要配慮者			18
38	特別養護老人ホーム 偕生園	秋田県男鹿市脇本浦田字坂ノ上139-1	要配慮者			8
39	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 わだつみ	秋田県男鹿市脇本脇本字大石館90-1	要配慮者			10
40	介護老人保健施設男鹿老健	秋田県男鹿市脇本富永字南前田72	要配慮者			40
41	介護老人保健施設 たらちね	秋田県男鹿市船越字一向67-1	要配慮者			20
42	特別養護老人ホーム ゆりの希	秋田県男鹿市船越字内子294-3	要配慮者			15
43	特別養護老人ホーム 和幸苑	秋田県男鹿市角間崎字岡見沢86-12	要配慮者			15
44	文化の交流館 コモッセ	秋田県鹿角市花輪字八正寺13	要配慮者		1	720
45	柴平地域活動センター	秋田県鹿角市花輪字八幡平12-1	要配慮者		1	170
46	交流センター	秋田県鹿角市花輪字荒田1-1	要配慮者		1	500
47	交流プラザ(MITプラザ)	秋田県鹿角市花輪字上花輪128-1	要配慮者		1	130
48	福祉保健センター	秋田県鹿角市花輪字下花輪50	要配慮者		1	210
49	大湯地区市民センター	秋田県鹿角市十和田大湯字権現堂22-1	要配慮者		1	510
50	十和田市民センター	秋田県鹿角市十和田毛馬内字城ノ下7-5	要配慮者		1	640
51	錦木地区市民センター	秋田県鹿角市十和田錦木字浜田91-1	要配慮者		1	320
52	尾去沢市民センター	秋田県鹿角市尾去沢字軽井沢46-5	要配慮者		1	330
53	八幡平市民センター	秋田県鹿角市八幡平字小豆沢114	要配慮者		1	460
54	谷内地区市民センター	秋田県鹿角市八幡平字仲の沖100	要配慮者		1	260
55	秋田県立ゆり支援学校	秋田県由利本荘市水林456-3	在校生、卒業生及び事前に市が特定した者		1	100
56	特別養護老人ホームわかば園	秋田県潟上市飯田川下虻川字上谷地168-1	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			10
57	特別養護老人ホームわかば園ユニット	秋田県潟上市飯田川下虻川字上谷地168-1	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			10
58	飯田川ショートステイセンターわかば園	秋田県潟上市飯田川下虻川字上谷地168-1	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			10
59	飯田川デイサービスセンターわかば園	秋田県潟上市飯田川下虻川字上谷地168-1	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			10
60	特別養護老人ホーム松恵苑(介護老人福祉施設)	秋田県潟上市天王字鶴沼台43-226	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			8
61	老人保健施設くらかけの里(介護老人保健施設)	秋田県潟上市天王字鶴沼台43-231	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			12
62	老人保健施設くらかけの里(通所リハビリテーション)	秋田県潟上市天王字鶴沼台43-231	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			1
63	特別養護老人ホーム松恵苑(短期入所生活介護)	秋田県潟上市天王字鶴沼台43-226	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			1
64	短期ケアセンター松恵苑	秋田県潟上市天王字鶴沼台43-226	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			5
65	デイサービスセンターはまなす	秋田県潟上市天王字上江川212-2	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			5
66	特別養護老人ホーム昭寿苑	秋田県潟上市昭和久保字北野海老瀬沼端74-3	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			1
67	ユニット型特別養護老人ホーム昭寿苑	秋田県潟上市昭和久保字北野海老瀬沼端74-3	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			10
68	潟上市昭和デイサービスセンター	秋田県潟上市昭和久保町後244	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			10
69	ショートステイこうのとり	秋田県潟上市天王字棒沼台247-4	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			5
70	ショートステイ啄木鳥	秋田県潟上市天王字棒沼台247-1	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			10
71	デイサービスセンターふくろう	秋田県潟上市天王字棒沼台247-4	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			5

指定福祉避難所一覧

資料番号16-3

令和4年12月31日現在

NO	名称 (施設名)	所在地 (住所)	受入対象者	その他市町村長が必要と認める事項	指定緊急避難場所との重複	規定収容
72	小規模多機能型居宅介護かわせみ	秋田県潟上市天王字棒沼台247-4	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			5
73	地域密着型特別養護老人ホームたんちよう	秋田県潟上市天王字棒沼台247-4	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			5
74	地域密着型介護老人福祉施設あかひげ	秋田県潟上市昭和久保字街道下84-6	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			5
75	老人保健施設ほのぼの苑(介護老人保健施設)	秋田県潟上市昭和久保字街道下92-1	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			10
76	老人保健施設ほのぼの苑(通所リハビリテーション)	秋田県潟上市昭和久保字街道下92-1	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			10
77	グループホームまめだすか	秋田県潟上市昭和久保字街道下119	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			3
78	地域密着型特別養護老人ホーム聚恵苑	秋田県潟上市天王字上江川47-100	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			3
79	短期ケアセンター聚恵苑	秋田県潟上市天王字上江川47-100	認知症(日常生活自立度Ⅲ以上)、要介護者、その家族及び付添人			1
80	特別養護老人ホーム福寿園	秋田県大仙市南外字湯神台10	要配慮者			8
81	介護老人保健施設 幸寿園	秋田県大仙市強首字上野台12-15	要配慮者			15
82	介護老人保健施設 八乙女荘	秋田県大仙市北長野字野口前23	要配慮者			9
83	特別養護老人ホーム 愛幸園	秋田県大仙市神宮寺字本郷道南78	要配慮者			30
84	特別養護老人ホーム 桜寿苑	秋田県大仙市北長野字野口前47	要配慮者			40
85	特別養護老人ホーム 峰山荘	秋田県大仙市協和中澁川字中村12-2	要配慮者			30
86	特別養護老人ホーム ありすの街	秋田県大仙市強首字上野台23-18	要配慮者			50
87	障がい者支援施設 柏の郷	秋田県大仙市強首字上野台23-18	要配慮者			3
88	特別養護老人ホーム こもれびの杜	秋田県大仙市飯田字堰東235	要配慮者			20
89	特別養護老人ホーム サン・サルビア	秋田県大仙市角間川町字元道巻97	要配慮者			20
90	特別養護老人ホーム テンダーヒルズ	秋田県大仙市内小友字明通36-2	要配慮者			20
91	特別養護老人ホーム ウォームハート	秋田県大仙市刈和野字愛宕町17-1	要配慮者			17
92	介護老人保健施設 なごみのさと	秋田県大仙市大曲船場町1-1-4	要配慮者			3
93	特別養護老人ホーム 真木苑	秋田県大仙市太田町横沢字窪関南535-1	要配慮者			25
94	特別養護老人ホーム 真森苑	秋田県大仙市板見内字一ツ森410	要配慮者			30
95	介護老人保健施設 サングレイス	秋田県大仙市協和上澁川字五百刈田278-5	要配慮者			5
96	かわ舟の里角間川	秋田県大仙市角間川町字町頭98	要配慮者			20
97	ショートステイ大仙 あんり	秋田県大仙市戸地谷字大和田288-1	要配慮者			15
98	ショートステイ大曲	秋田県大仙市飯田字大槻127-1	要配慮者			20
99	特別養護老人ホーム 花館	秋田県大仙市花館柳町1番51号	要配慮者			14
100	グループホーム 銀のさじ	秋田県大仙市大曲上栄町11番2号	要配慮者			5
101	特別養護老人ホーム 楽しいわが家	にかほ市平沢字宝田32	高齢者(要介護3以上)と、その家族			40
102	障害者支援施設 金浦療護園	にかほ市前川字中ノ森20-2	障害者(支援区分3以上)と、その家族			43
103	特別養護老人ホーム 浩寿苑	にかほ市前川字中ノ森24-5	高齢者(要介護3以上)と、その家族			25
104	特別養護老人ホーム 陽光苑	にかほ市金浦字古賀の田31-2	高齢者(要介護3以上)と、その家族			24
105	特別養護老人ホーム 蕉風苑	にかほ市象潟町大砂川字下橋20-3	高齢者(要介護3以上)と、その家族			20
106	障害者支援施設 さん・とらつが	にかほ市象潟町字下浜山5-3	障害者(支援区分3以上)と、その家族			3
107	介護老人保健施設 栗山荘	にかほ市象潟町字小滝字麻針堰16	高齢者(要介護1以上)と、その家族			15

指定福祉避難所一覧

資料番号16-3

令和4年12月31日現在

NO	名称 (施設名)	所在地 (住所)	受入対象者	その他市町村長が必要と認める事項	指定緊急避難場所との重複	想定収容
108	かくのだて桜苑	仙北市角館町菅沢15-1	要配慮者			12
109	たざわこ清眺苑	仙北市田沢湖田沢字春山148-1	要配慮者			12
110	清流苑	仙北市西木町松木内字松葉232	要配慮者			12
111	田沢の郷	秋田県仙北郡美郷町仙北市田沢湖生保内字上清水698	要配慮者			12
112	にしき園	仙北市西木町門屋字屋敷田100	要配慮者			10
113	角館寿楽荘	仙北市角館町白岩上西野87-13	要配慮者			12
114	愛仙の華	仙北市西木町西荒井字番屋94-1	要配慮者			30
115	小坂町福祉保健総合センター	秋田県鹿角郡小坂町小坂字上前田7-1	要配慮者			20
116	特別養護老人ホーム「藤里」	秋田県山本郡藤里町矢坂字上野蟹子沢92				10
117	藤里町社会福祉協議会	秋田県山本郡藤里町藤琴字三ツ谷脇40				20
118	三種町地域福祉センター	秋田県山本郡三種町森岳字上台93-5	要配慮者			50
119	特別養護老人ホーム広青苑	秋田県南秋田郡五城目町上樋口字榊沢137	要配慮者(高齢者)			5
120	養護老人ホーム森山荘	秋田県南秋田郡五城目町上樋口字榊沢187	要配慮者(高齢者)			5
121	湖東老健	秋田県南秋田郡五城目町字上町284-1	要配慮者(高齢者)			5
122	グループホームすずめだて	秋田県南秋田郡五城目町高崎字雀館下川原88-5	要配慮者(高齢者)			3
123	ハッピーライフあんど	秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目2-50	要配慮者(高齢者)			3
124	ショートステイ福寿荘	秋田県南秋田郡五城目町字鶴ノ木90-1	要配慮者(高齢者)			3
125	ショートステイおもてなし	秋田県南秋田郡五城目町富津内下山内字奈良崎1-4	要配慮者(高齢者)			3
126	ショートステイかがやき	秋田県南秋田郡五城目町字石田六ヶ村堰添135-1	要配慮者(高齢者)			1
127	保健センター	秋田県南秋田郡八郎潟町字大道84				69
128	老人福祉センター(社協)	秋田県南秋田郡八郎潟町家ノ後23-3				52
129	特別養護老人ホームひだまり園	秋田県南秋田郡大潟村西3-3				0
130	大潟村ふれあい健康館	秋田県南秋田郡大潟村北1-3				270
131	美郷町宿泊交流施設ワクス	飯詰字下鶴田22-1				310
132	東成瀬村保健センター	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下11-3				50
133	特別養護老人ホーム幸寿苑	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字二階野206				60

第 17 章

土砂災害による被害のおそれのある地域

資料番号 17-1

〔県建設部 河川砂防課〕

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

（令和4年12月現在）

地 域	市町村名	土砂災害警戒 区域等指定数	うち土砂災害警戒区域数			うち土砂災害特別警戒区域数		
			土石流	地すべり	急傾斜	土石流	地すべり	急傾斜
鹿 角	鹿 角 市	298(233)	161	15	122	119		114
	小 坂 町	96(61)	68	3	25	41		20
北 秋 田	大 館 市	313(255)	121	23	169	92		163
	北 秋 田 市	299(209)	175	32	92	119		90
	上小阿仁村	68(48)	38	10	20	28		20
山 本	能 代 市	337(276)	111	33	193	89		187
	三 種 町	98(83)	27	4	67	25		58
	八 峰 町	88(76)	22		66	13		63
	藤 里 町	119(101)	30	9	80	24		77
秋 田	秋 田 市	1009(854)	495	38	476	383		471
	男 鹿 市	456(333)	149	80	227	111		222
	潟 上 市	112(89)	52	4	56	35		54
	五 城 目 町	139(120)	78	3	58	63		57
	八 郎 潟 町	21(20)	13		8	12		8
	井 川 町	14(14)	1		13	1		13
	大 潟 村							
由 利	由利本荘市	1,554(1,167)	852	160	542	628		539
	に か ほ 市	97(73)	32	9	56	21		52
仙 北	大 仙 市	520(433)	328	26	166	270		163
	仙 北 市	505(362)	334	47	124	244		118
	美 郷 町	62(50)	39	8	15	35		15
平 鹿	横 手 市	475(309)	321	52	102	208		101
雄 勝	湯 沢 市	691(557)	345	57	289	269		288
	羽 後 町	523(413)	301	33	189	225		188
	東 成 瀬 村	91(58)	35	22	34	24		34
計		7,985(6,194)	4,128	668	3,189	3,079		3,115

注) () 内は、内特別警戒区域数

第 18 章 急傾斜地崩壊危険箇所

資料番号 18-1

〔県建設部 河川砂防課〕

急傾斜地崩壊危険区域

（令和4年12月末現在）

地 域	市町村名	急傾斜地崩壊危険区域 (法指定)	
		箇所数	面積 (ha)
鹿 角	鹿 角 市	35	76.64
	小 坂 町	8	26.69
北 秋 田	大 館 市	37	34.35
	北 秋 田 市	32	45.09
	上 小 阿 仁 村	9	21.75
山 本	能 代 市	23	31.90
	藤 里 町	9	13.58
	三 種 町	18	29.35
	八 峰 町	20	19.83
秋 田	秋 田 市	81	122.92
	男 鹿 市	42	79.42
	潟 上 市	16	24.61
	五 城 目 町	12	10.39
	八 郎 潟 町	2	8.59
	井 川 町	2	1.60
	大 潟 村	0	0.00
由 利	由 利 本 荘 市	66	119.77
	に か ほ 市	16	19.99
仙 北	大 仙 市	23	15.65
	仙 北 市	23	26.89
	美 郷 町	0	0.00
平 鹿	横 手 市	32	42.50
雄 勝	湯 沢 市	30	43.40
	羽 後 町	16	28.15
	東 成 瀬 村	6	11.59
計		558	854.65

第 19 章 地すべり災害危険箇所

資料番号 19-1

〔東北森林管理局〕

地すべり危険地区

（令和4年3月現在）

地 域	市町村名	地区数	面積 (ha)	地区内保全対象					
				人 家 (戸)	公 共 施設	道 路 (m)			
						国 道	県 道	市町村道	林 道
鹿 角	鹿 角 市	2	74.0	14				1,900	
	小 坂 町	2	71.0	53	2	10	300		
北 秋 田	大 館 市	3	14.0	23	1		1,220	917	200
	北 秋 田 市	3	22.0	13	1		70	1,000	4,600
	上小阿仁村								
山 本	能 代 市	2	8.0	30			1,300		50
	藤 里 町	2	15.0						600
	三 種 町								
	八 峰 町								
秋 田	秋 田 市								
	男 鹿 市								
	潟 上 市								
	五 城 目 町								
	八 郎 潟 町								
	井 川 町								
	大 潟 村								
由 利	由利本荘市								
	にかほ市								
仙 北	大 仙 市								
	仙 北 市	1	2.0	4		200			
	美 郷 町								
平 鹿	横 手 市								
雄 勝	湯 沢 市	4	63.0		8	1,600			
	羽 後 町								
	東 成 瀬 村								
計		19	269.0	137	12	1,810	2,890	3,817	5,450

資料番号 19-2

〔県農林水産部 森林環境保全課〕

地すべり危険地区

（令和4年12月現在）

地 域	市町村名	地区数	面積 (ha)	地 区 内 保 全 対 象							
				人家等 (戸)	公共 施設	道 路					
						国 道	県 道	市 町 村 道	農 道	林 道	そ の 他
鹿 角	鹿 角 市	10	742	117	-	3	-	4	-	3	-
	小 坂 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北 秋 田	大 館 市	8	118	50	-	-	2	3	-	3	-
	北 秋 田 市	32	1,171	254	4	6	7	2	2	15	-
	上小阿仁村	16	521	42	-	-	4	2	-	10	-
山 本	能 代 市	18	654	501	3	1	5	4	2	6	-
	藤 里 町	7	290	888	-	-	5	-	-	2	-
	三 種 町	5	71	41	-	-	2	-	-	3	-
	八 峰 町	6	453	-	-	-	-	1	-	5	-
秋 田	秋 田 市	10	488	20	1	-	-	5	-	5	-
	男 鹿 市	4	161	30	-	-	3	1	-	-	-
	潟 上 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	五 城 目 町	5	182	54	-	2	-	2	-	-	-
	八 郎 潟 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	井 川 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大 潟 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
由 利	由利本荘市	72	3,048	566	12	9	11	46	-	6	-
	にかほ市	4	278	81	-	1	1	2	-	-	-
仙 北	大 仙 市	6	127	44	-	-	4	2	-	-	-
	仙 北 市	3	282	1	-	1	-	1	-	1	-
	美 郷 町	1	50	-	-	-	-	1	-	-	-
平 鹿	横 手 市	18	1,315	129	2	3	6	4	1	4	-
雄 勝	湯 沢 市	12	444	149	6	4	-	4	-	4	-
	羽 後 町	9	339	72	-	-	5	4	-	-	-
	東 成 瀬 村	4	679	15	2	4	-	-	-	-	-
計		250	11,413	3,054	30	34	55	88	5	67	-

資料番号 19-3

〔県農林水産部 農地整備課〕

地すべり災害危険箇所

（令和4年12月現在）

地域	市町村名	箇所数	面積 (ha)			保全対象 人家数 (戸)	指定区分		
			耕地	林地 その他	計		概成	工事中	未指定
鹿角	鹿角市	2	4.93	26.57	31.50		2		
	小坂町								
北秋田	大館市								
	北秋田市	10	124.74	718.83	843.57	46	1		9
	上小阿仁村	5	33.60	182.40	216.00	20			5
山本	能代市	3	48.93	132.07	181.00		1		2
	藤里町	2	7.00	89.10	96.10				2
	三種町	1	11.15	15.07	26.22	8	1		
	八峰町								
秋田	秋田市								
	男鹿市								
	潟上市								
	五城目町								
	八郎潟町								
	井川町								
	大潟村								
由利	由利本荘市	35	580.52	1,500.13	2,080.65	156	15	4	16
	にかほ市								
仙北	大仙市	1	29.37	57.33	86.70	8	1		
	仙北市								
	美郷町								
平鹿	横手市	4	83.06	219.49	302.55	1	3		1
雄勝	湯沢市	1	6.10	33.90	40.00				1
	羽後町	3	47.99	139.86	187.85	27	3		
	東成瀬村								
計		67	977.39	3,114.75	4,092.14	266	27	4	36

資料番号 19-4

〔県建設部 河川砂防課〕

地すべり防止区域

（令和4年12月末現在）

地 域	市町村名	地すべり防止区域（法指定）	
		指定箇所数	指定面積（ha）
鹿 角	鹿 角 市	2	60.43
	小 坂 町	1	6.20
北 秋 田	大 館 市	3	45.47
	北 秋 田 市	10	570.71
	上 小 阿 仁 村	6	145.91
山 本	能 代 市	2	14.25
	藤 里 町	2	103.24
	三 種 町	2	26.18
	八 峰 町	1	35.00
秋 田	秋 田 市	5	59.64
	男 鹿 市	10	219.73
	潟 上 市	1	5.20
	五 城 目 町	0	0
	八 郎 潟 町	0	0
	井 川 町	0	0
	大 潟 村	0	0
由 利	由 利 本 荘 市	17	477.68
	に か ほ 市	0	0
仙 北	大 仙 市	2	34.56
	仙 北 市	2	85.63
	美 郷 町	1	21.67
平 鹿	横 手 市	6	178.14
雄 勝	湯 沢 市	2	52.25
	羽 後 町	7	195.56
	東 成 瀬 村	2	190.11
計		84	2,527.56

第 20 章 砂防指定地

資料番号 20-1

〔県建設部 河川砂防課〕

砂防指定地

（令和4年12月末現在）

地 域	市町村名	箇所数	指定面積 (ha)	備 考
鹿 角	鹿 角 市	112	1,082.20	
	小 坂 町	49	402.72	
北 秋 田	大 館 市	139	1,112.63	
	北 秋 田 市	147	1,128.15	
	上小阿仁村	34	290.61	
山 本	能 代 市	89	507.82	
	藤 里 町	55	528.56	
	三 種 町	23	193.09	
	八 峰 町	73	443.55	
秋 田	秋 田 市	53	403.66	
	男 鹿 市	13	33.20	
	湯 上 市	1	2.18	
	五 城 目 町	21	352.95	
	八 郎 湯 町	0	0	
	井 川 町	1	2.92	
	大 湯 村	0	0	
由 利	由利本荘市	187	2,333.95	
	に か ほ 市	37	470.61	
仙 北	大 仙 市	75	555.40	
	仙 北 市	200	2,401.10	
	美 郷 町	41	277.96	
平 鹿	横 手 市	157	1,138.92	
雄 勝	湯 沢 市	185	915.11	
	羽 後 町	18	121.70	
	東 成 瀬 村	31	182.17	
計		1,741	14,881.17	

第 21 章 山地

資料番号 21-1

〔東北森林管理局〕

山腹崩壊危険地区

（令和4年3月現在）

地 域	市町村名	地区数	面積 (ha)	地 区 内 保 全 対 象					
				人家 (戸)	公共 施設	道 路 (m)			
						国 道	県 道	市町村道	林 道
鹿 角	鹿 角 市	7	12.0	23		900		320	
	小 坂 町	2	12.0	15		700	100		
北 秋 田	大 館 市	7	28.0	7	1		500		4,050
	北 秋 田 市	2	3.0		1		30		200
	上小阿仁村	1	1.0						10
山 本	能 代 市	4	14.0				200		1,000
	藤 里 町	6	6.0		1		200		450
	三 種 町								
	八 峰 町								
秋 田	秋 田 市	2	3.0		0				260
	男 鹿 市	2	4.0		0		600		
	潟 上 市								
	五 城 目 町	1	11.0						700
	八 郎 潟 町								
	井 川 町								
	大 潟 村								
由 利	由利本荘市	1	2.0						400
	にかほ市								
仙 北	大 仙 市								
	仙 北 市	6	20.0	66	1	500		550	20
	美 郷 町	2	4.0				300		200
平 鹿	横 手 市								
雄 勝	湯 沢 市	2	2.0	16	2	100			800
	羽 後 町								
	東 成 瀬 村								
計		45	122.0	127	6	2,200	1,930	870	8,090

資料番号 21-2

〔県農林水産部 森林環境保全課〕

山腹崩壊危険地区

（令和4年12月現在）

地域	市町村名	地区数	面積 (km ²)	地区内保全対象							
				人家等 (戸)	公共 施設	道 路					
						国 道	県 道	市 町 村 道	農 道	林 道	そ の 他
鹿 角	鹿 角 市	134	12.7	1,731	56	33	18	71	-	12	-
	小 坂 町	58	3.0	723	21	12	13	32	-	1	-
北 秋 田	大 館 市	178	9.3	1,173	11	20	43	85	2	23	-
	北 秋 田 市	199	14.2	1,034	33	35	54	76	5	24	-
	上小阿仁村	38	1.4	292	2	3	21	9	2	3	-
山 本	能 代 市	106	3.3	1,603	24	9	38	56	2	-	-
	藤 里 町	73	3.2	554	3	-	34	28	-	10	-
	三 種 町	66	2.1	485	6	-	23	37	1	4	-
	八 峰 町	22	1.9	174	5	6	-	7	-	9	-
秋 田	秋 田 市	203	3.1	1,468	23	4	41	114	1	1	-
	男 鹿 市	100	4.8	1,629	20	4	41	50	3	1	-
	潟 上 市	29	0.4	338	1	-	7	22	-	-	-
	五 城 目 町	49	2.3	601	5	9	17	15	-	5	-
	八 郎 潟 町	4	0.4	89	2	2	-	2	-	-	-
	井 川 町	8	0.1	90	-	-	2	6	-	-	-
	大 潟 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
由 利	由利本荘市	470	19.7	4,105	204	73	108	271	-	14	-
	に か ほ 市	27	1.2	494	15	4	5	16	-	-	-
仙 北	大 仙 市	245	7.1	1,507	12	29	42	158	2	7	4
	仙 北 市	202	15.2	2,149	55	68	41	75	1	16	-
	美 郷 町	32	1.4	192	-	-	3	26	3	-	-
平 鹿	横 手 市	158	9.7	1,851	12	20	45	82	3	7	1
雄 勝	湯 沢 市	226	13.1	3,445	35	56	43	119	-	8	-
	羽 後 町	154	4.6	1,188	5	4	33	106	2	9	-
	東 成 瀬 村	44	3.6	412	7	23	1	17	-	3	-
計		2,825	137.8	27,327	557	414	673	1,480	27	157	5

資料番号 21-3

〔東北森林管理局〕

崩壊土砂流出危険地区

（令和4年3月現在）

地 域	市町村名	地区数	面積 (ha)	地 区 内 保 全 対 象					
				人家 (戸)	公共 施設	道 路 (m)			
						国 道	県 道	市町村道	林 道
鹿 角	鹿 角 市	15	29.82	80	3	1,350	1,000	2,500	350
	小 坂 町	14	14.58	72	0	2,000	800	200	
北 秋 田	大 館 市	36	86.79	456	10	1,800	2,400	6,700	23,300
	北 秋 田 市	41	79.38	139	2	2,600	2,000	15,150	35,780
	上小阿仁村	9	15.02	22		300	800		250
山 本	能 代 市	11	12.48	95	1	500	2,800	4,700	1,700
	藤 里 町	26	67.83	20	9		900	6,700	4,100
	三 種 町	8	16.41	93	4		2,250		1,950
	八 峰 町	2	2.34	83		300			
秋 田	秋 田 市	26	53.49	10	4		3,450	50	7,650
	男 鹿 市	4	3.54		1		250		250
	潟 上 市								
	五 城 目 町	3	8.52	26	3		700		
	八 郎 潟 町								
	井 川 町	1	3.00	17	1		500		
	大 潟 村								
由 利	由利本荘市	9	19.4	28		60	700	700	500
	にかほ市	3	85.80	102			2,600	5,000	
仙 北	大 仙 市	2	6.3	12			500	100	
	仙 北 市	37	74.14	139	1	1,100	2,200	2,000	
	美 郷 町	1	2.16						500
平 鹿	横 手 市	3	8.55	19			500		500
雄 勝	湯 沢 市	31	65.69	280	2	5,750	600	5,450	3,100
	羽 後 町								
	東 成 瀬 村								
計		282	655.24	1,693	41	15,760	24,950	49,250	79,930

資料番号 21-4

〔県農林水産部 森林環境保全課〕

崩壊土砂流出危険地区

（令和4年12月現在）

地 域	市町村名	地区数	面積 (km ²)	地 区 内 保 全 対 象							
				人家等 (戸)	公共 施設	道 路					
						国 道	県 道	市 町 村 道	農 道	林 道	そ の 他
鹿 角	鹿 角 市	150	3.4	2,302	58	39	21	73	-	17	-
	小 坂 町	71	0.7	1,277	36	27	13	31	-	-	-
北 秋 田	大 館 市	335	3.5	3,748	57	49	100	142	1	40	-
	北 秋 田 市	395	4.3	2,546	93	69	109	150	3	49	-
	上小阿仁村	74	0.7	609	-	10	40	14	3	7	-
山 本	能 代 市	178	1.9	2,086	24	20	108	40	7	3	-
	藤 里 町	105	0.9	410	2	-	56	29	1	19	-
	三 種 町	112	1.2	755	7	3	43	54	1	10	1
	八 峰 町	81	1.9	683	37	29	5	16	1	29	-
秋 田	秋 田 市	251	2.5	2,080	225	6	85	125	2	18	-
	男 鹿 市	74	1.0	1,179	15	3	50	21	-	-	-
	湯 上 市	21	0.1	300	1	-	13	8	-	-	-
	五 城 目 町	85	1.2	1,031	4	20	34	22	4	5	-
	八 郎 湯 町	5	0.0	86	2	3	1	1	-	-	-
	井 川 町	4	0.1	90	-	-	-	4	-	-	-
	大 湯 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
由 利	由利本荘市	661	8.2	6,444	342	169	204	271	-	16	-
	にかほ市	33	0.6	1,418	31	6	9	18	-	-	-
仙 北	大 仙 市	322	3.2	1,877	22	63	82	149	3	23	1
	仙 北 市	323	3.4	2,217	63	88	66	117	-	48	-
	美 郷 町	38	0.4	277	-	-	4	31	-	2	1
平 鹿	横 手 市	261	4.6	2,572	34	32	80	120	4	21	1
雄 勝	湯 沢 市	335	4.9	4,060	20	82	90	136	-	27	-
	羽 後 町	97	1.1	411	-	4	19	67	2	5	-
	東 成 瀬 村	77	1.0	463	2	36	3	25	-	13	-
計		4,088	50.8	38,921	1,075	758	1,235	1,664	32	352	4

第 22 章 雪崩

資料番号 22-1

〔東北森林管理局〕

なだれ危険箇所

（令和4年3月現在）

地 域	市町村名	地区数	地 区 内 保 全 対 象							
			人 家 (戸)	公 共 施 設 旅 館 寺	道 路 (m)					
					国 道	県 道	市 町 村 道	農 道	林 道	そ の 他
鹿 角	鹿 角 市	14		6	432	170			300	
	小 坂 町	5			150	300			150	
北 秋 田	大 館 市									
	北 秋 田 市	17			4,410	620				
	上小阿仁村	1				700				
山 本	能 代 市	3				2,650				
	藤 里 町									
	三 種 町									
	八 峰 町									
秋 田	秋 田 市	10							410	
	男 鹿 市									
	潟 上 市									
	五 城 目 町									
	八 郎 潟 町									
	井 川 町									
	大 潟 村									
由 利	由利本荘市	3	3			120	40			
	に か ほ 市									
仙 北	大 仙 市									
	仙 北 市	2		2						
	美 郷 町									
平 鹿	横 手 市									
雄 勝	湯 沢 市	5		4		50	80		60	
	羽 後 町									
	東 成 瀬 村	1			30					
計		61	3	12	5,022	4,610	120		920	

資料番号 22-2

〔県農林水産部 森林環境保全課〕

雪崩危険地区

（令和4年12月現在）

地 域	市町村名	地区数	面積 (km ²)	地 区 内 保 全 対 象							
				人家等 (戸)	公共 施設	道 路					
						国 道	県 道	市 町 村 道	農 道	林 道	そ の 他
鹿 角	鹿 角 市	16	-	5	1	6	3	6	-	-	-
	小 坂 町	5	-	16	-	3	1	1	-	-	-
北 秋 田	大 館 市	14	-	43	3	4	8	2	-	2	2
	北 秋 田 市	34	-	27	2	4	4	22	-	4	-
	上小阿仁村	6	-	20	-	1	1	4	-	-	-
山 本	能 代 市	11	-	44	-	2	8	2	-	-	-
	藤 里 町	12	-	18	2	-	8	3	-	1	-
	三 種 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	八 峰 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋 田	秋 田 市	3	-	12	-	1	2	1	-	-	-
	男 鹿 市	35	-	398	5	-	19	18	-	-	2
	湯 上 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	五 城 目 町	7	-	51	1	1	3	4	1	-	-
	八 郎 湯 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	井 川 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大 湯 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
由 利	由利本荘市	125	-	51	9	26	30	65	1	8	1
	に か ほ 市	1	-	13	1	-	-	1	-	-	-
仙 北	大 仙 市	31	-	48	-	1	4	25	-	1	-
	仙 北 市	35	-	161	3	14	8	12	-	1	1
	美 郷 町	5	-	18	-	-	1	4	-	-	-
平 鹿	横 手 市	27	-	74	2	4	10	12	1	-	-
雄 勝	湯 沢 市	35	-	78	4	5	4	25	-	-	-
	羽 後 町	18	-	30	-	-	10	8	-	-	-
	東 成 瀬 村	19	-	28	2	9	-	10	-	-	-
計		439	-	1,135	35	81	124	225	3	17	6

資料番号 22-3

〔県建設部 河川砂防課〕

雪崩危険箇所

（令和4年12月末現在）

地 域	市町村名	危険箇所数	備 考
鹿 角	鹿 角 市	71	
	小 坂 町	31	
北 秋 田	大 館 市	153	
	北 秋 田 市	126	
	上小阿仁村	24	
山 本	能 代 市	68	
	藤 里 町	33	
	三 種 町	25	
	八 峰 町	29	
秋 田	秋 田 市	136	
	男 鹿 市	136	
	潟 上 市	26	
	五 城 目 町	22	
	八 郎 潟 町	3	
	井 川 町	6	
	大 潟 村	0	
由 利	由利本荘市	289	
	に か ほ 市	37	
仙 北	大 仙 市	44	
	仙 北 市	84	
	美 郷 町	6	
平 鹿	横 手 市	77	
雄 勝	湯 沢 市	131	
	羽 後 町	44	
	東 成 瀬 村	29	
計		1,630	

資料番号 22-4

〔県建設部 道路課〕

スノーシェッド設置箇所

（令和4年4月現在）

地 域	市町村名	道路種別	路線名	設置箇所数	延長 (m)
鹿 角	鹿 角 市	一般国道	国道 103 号他	3	409
	小 坂 町	一般国道	国道 103 号他	9	738
北 秋 田	大 館 市				
	北 秋 田 市	一般国道	国道 105 号	12	1,260
	上小阿仁村	一般県道	杉沢上小阿仁線	1	60
山 本	能 代 市				
	藤 里 町				
	三 種 町				
	八 峰 町				
秋 田	秋 田 市				
	男 鹿 市				
	潟 上 市				
	五 城 目 町				
	八 郎 潟 町				
	井 川 町				
	大 潟 村				
由 利	由利本荘市	一般国道	国道 107 号	3	126
	に か ほ 市				
仙 北	大 仙 市				
	仙 北 市	一般国道	国道 105 号他	14	2,186
	美 郷 町				
平 鹿	横 手 市	一般国道他	国道 107 号他	6	532
雄 勝	湯 沢 市	一般国道	国道 108 号	3	471
	羽 後 町				
	東 成 瀬 村	一般国道	国道 342 号他	8	667
計				59	6,449

資料番号 22-5

〔県建設部 道路課〕

スノーシェルター設置箇所

（令和4年4月現在）

地域	市町村名	道路種別	路線名	設置箇所数	延長 (m)
鹿角	鹿角市	一般国道	国道104号他	4	419
	小坂町	主要地方道	大館十和田湖線	1	261
北秋田	大館市				
	北秋田市	一般国道	国道105号	3	112
	上小阿仁村				
山本	能代市				
	藤里町				
	三種町				
	八峰町				
秋田	秋田市				
	男鹿市				
	潟上市				
	五城目町				
	八郎潟町				
	井川町				
	大潟村				
由利	由利本荘市				
	にかほ市	一般県道	長岡冬師城内線	1	250
仙北	大仙市				
	仙北市	一般国道	国道105号他	5	487
	美郷町				
平鹿	横手市	一般国道他	国道107号他	5	431
雄勝	湯沢市	一般国道他	国道398号他	3	895
	羽後町	一般国道他	国道398号他	3	880
	東成瀬村	一般国道	国道397号	2	220
計				27	3,955

資料番号 22-6

〔県建設部 道路課〕

雪崩予防柵設置箇所

（令和4年4月現在）

地域	市町村名	道路種別	路線名	設置箇所数	延長（m）	備考
鹿角	鹿角市	一般国道他	国道103号他	18	2,242	
	小坂町	一般国道他	国道103号他	19	1,359	
北秋田	大館市	主要地方道他	比内大葛鹿角線他	6	328	
	北秋田市	一般国道他	国道105号他	22	2,256	
	上小阿仁村	一般県道	杉沢上小阿仁線他	10	920	
山本	能代市	一般県道	小滝二ツ井線他	3	997	
	藤里町	一般県道	西目屋二ツ井線他	2	210	
	三種町					
	八峰町					
秋田	秋田市	主要地方道	秋田空港線他	4	814	
	男鹿市					
	潟上市					
	五城目町	一般国道他	国道285号他	2	100	
	八郎潟町					
	井川町					
	大潟村					
由利	由利本荘市	一般国道他	国道107号他	27	3,316	
	にかほ市					
仙北	大仙市	主要地方道他	神岡南外東由利線他	5	1,097	
	仙北市	一般国道	国道105号他	27	2,677	
	美郷町					
平鹿	横手市	一般国道他	国道107号他	8	882	
雄勝	湯沢市	一般国道他	国道108号他	16	1,539	
	羽後町	一般国道他	国道398号他	10	760	
	東成瀬村	一般国道他	国道342号他	13	1,619	
計				192	21,113	

資料番号 22-7

〔県建設部 道路課〕

雪崩防護柵設置箇所

（令和 4 年 4 月現在）

地 域	市町村名	道路種別	路線名	設置箇所数	延長 (m)	備 考
鹿 角	鹿 角 市	一般国道	国道 282 号	1	170	
	小 坂 町	一般国道	国道 103 号他	6	420	
北 秋 田	大 館 市	主要地方道	十二所花輪大湯線他	4	310	
	北 秋 田 市	一般国道	国道 105 号	1	53	
	上小阿仁村	一般県道	杉沢上小阿仁線	2	45	
山 本	能 代 市					
	藤 里 町	一般県道	きみまち坂公園素波里湖線	1	24	
	三 種 町					
	八 峰 町					
秋 田	秋 田 市					
	男 鹿 市					
	潟 上 市					
	五 城 目 町					
	八 郎 潟 町					
	井 川 町					
	大 潟 村					
由 利	由利本荘市					
	に か ほ 市					
仙 北	大 仙 市					
	仙 北 市	一般国道	国道 341 号	35	4,826	
	美 郷 町					
平 鹿	横 手 市	一般国道	国道 107 号	1	75	
雄 勝	湯 沢 市					
	羽 後 町					
	東 成 瀬 村	一般国道	国道 342 号	2	104	
計				53	6,027	

資料番号 22-8

〔県建設部 道路課〕

防雪柵設置箇所

（令和4年4月現在）

地域	市町村名	道路種別	路線名	設置箇所数	延長 (m)	備考
鹿角	鹿角市	一般国道他	国道103号他	11	7,428	
	小坂町	一般国道他	国道103号他	3	744	
北秋田	大館市	一般国道他	国道103号他	10	10,762	
	北秋田市	一般国道他	国道105号他	10	13,210	
	上小阿仁村					
山本	能代市	一般国道他	国道101号他	23	18,164	
	藤里町					
	三種町	主要地方道	能代五城目線他	5	3,832	
	八峰町	一般国道他	国道101号他	5	2,265	
秋田	秋田市	一般国道他	国道341号他	30	31,283	
	男鹿市	一般国道他	国道101号他	11	7,100	
	潟上市	一般国道他	国道101号他	2	2,986	
	五城目町	主要地方道	秋田八郎潟線	1	341	
	八郎潟町	主要地方道他	秋田八郎潟線他	3	1,419	
	井川町	一般国道	国道285号	1	3,276	
	大潟村	主要地方道	男鹿八竜線	1	5,629	
由利	由利本荘市	一般国道他	国道105号他	53	30,094	
	にかほ市	主要地方道他	仁賀保矢島館合線他	8	6,344	
仙北	大仙市	一般国道他	国道105号他	38	18,245	
	仙北市	一般国道	国道341号	1	1,256	
	美郷町					
平鹿	横手市	一般国道他	国道107号他	38	32,637	
雄勝	湯沢市	一般国道他	国道108号他	13	9,065	
	羽後町	一般国道他	国道398号他	12	9,038	
	東成瀬村	一般国道	国道342号	5	3,126	
計				284	218,242	

資料番号 22-9

〔東北森林管理局、県農林水産部 森林環境保全課、県建設部 道路課 河川砂防課〕

雪崩危険・対策箇所概況

所 管	東北森林管理局 (令和 4 年 3 月現在)	農林水産部	建設部	
		森林環境保全課 (森林整備課) (令和 4 年 12 月現在)	道路課 (令和 4 年 4 月現在)	河川砂防課 (令和 4 年 12 月現在)
危険箇所	61	439	229	1,630
対策箇所	32	183	62	21

第 23 章 重要水防区域

重要水防区域調査総括表【東北地方整備局：令和3年度】

河川 国道 事務所	河川名	直轄管 理区間 延長 (km)	水防対 象堤防 延長 (km)	重要度A(水防上最も重要な区間)						重要度B(水防上重要な区間)						要注意区間				
				堤防(m)			工作物(箇所)			堤防(m)			工作物(箇所)			工事 施工 (箇所)	新堤防 旧川跡 (m)	陸 間 (箇所)		
				堤防高	堤断面	法筋れ すべり	漏水	水衝 洗堰	計	工作物	堤防高	堤断面	法筋れ すべり	漏水	水衝 洗堰				計	工作物
湯沢	雄物川	88	146	44,665	14,165	800	400	296	60,326	7	50,398	47,689	20,845	5,672	1,070	125,674	15	0	7,895	2
	右支川	11	16	44,665	221	0	0	296	45,182	0	50,398	4,170	400	284	920	56,172	0	0	0	0
	右支川	2	2	3,024	3,142	0	0	0	6,166	0	2,521	1,497	0	0	50	4,068	2	0	0	0
	玉川	2	2	3,024	118	0	0	0	3,142	0	2,521	209	0	0	0	2,730	0	0	0	0
	右支川	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2,328	346	863	0	0	3,537	0	0	130	0
	丸子川	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2,328	0	0	0	0	2,328	0	0	0	0
	右支川	1	2	413	413	0	0	0	826	0	530	1,344	2,292	0	230	4,396	3	0	0	0
	糠手川	3	3	413	0	0	0	0	413	0	530	971	1,096	0	130	2,727	0	0	0	0
	左支川	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	661	1,174	0	0	1,835	0	0	0	0
	大納川	9	17	0	0	0	0	0	0	0	0	661	0	0	0	661	0	0	0	0
右支川	3	7	2,257	2,257	200	0	0	4,714	0	216	190	5,041	0	0	5,447	1	0	0	0	
皆瀬川	3	3	2,257	0	200	0	0	2,457	0	216	190	2,018	0	0	2,424	0	0	0	0	
右支川	3	3	2,925	4,412	0	386	0	7,723	0	1,301	0	0	0	1,319	2,620	0	0	0	0	
成瀬川	3	3	2,925	186	0	200	0	3,311	0	1,301	0	0	0	1,319	2,620	0	0	0	0	

(注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

重要水防区域評定基準【秋田県】

（令和 4 年 12 月末現在）

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 （溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤 濁水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に係る変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取付部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 破堤跡 旧川跡			新堤防で築造後 3 年以内の箇所。堤防の決壊跡または旧川跡の箇所。
陸開			陸開が設置されている箇所

秋田県重要水防区域総括表

（令和4年12月末現在）

支 部	水 系 名	箇所数	重要水防区域		特に警戒を 要する延長 (m)
			堤防		
			A(m)	B(m)	
鹿 角	米代川水系	15	40,000	140,000	68,500
北 秋 田	米代川水系	95	12,850	111,620	92,845
山 本	米代川水系	28	19,100	26,080	27,700
	馬場目川水系	17	700	23,800	19,200
	その他の水系	10	2,500	4,300	6,600
	海 岸	4	0	23,000	2,900
秋 田	馬場目川水系	16	11,000	57,700	7,400
	雄物川水系	14	0	93,600	12,200
	その他の水系	6	0	28,100	3,000
	海 岸	4	0	6,800	4,000
由 利	子吉川水系	20	2,000	19,300	7,300
	白雪川水系	2	0	12,000	1,600
	衣川水系	3	1,800	100	1,900
	奈曾川水系	2	0	800	800
	その他の水系	10	1,100	3,800	4,400
	海 岸	15	0	6,285	3,097
仙 北	雄物川水系	64	0	107,082	51,987
平 鹿	雄物川水系	46	15,000	131,800	83,650
	子吉川水系	2	0	3,600	3,600
雄 勝	雄物川水系	23	12,500	34,200	8,670
	子吉川水系	1	0	28,000	0
計		397	118,550	861,967	411,349

資料番号 23-4

〔県建設部 港湾空港課、県農林水産部 水産漁港課〕

海岸重要水防区域

1 県建設部（港湾空港課）

（平成28年4月現在）

	港湾海岸名	市町村名	防護区域	区域延長	防護延長	予想される 危険概要	工法	防護 面積 (ha)	摘 要 (背後地状況)
				(m)	(m)				
1	能代港海岸	能代市	落合～大森	6,435	2,131	家屋耕地 流失	突堤 離岸堤	33	居住区域
2	戸賀港海岸	男鹿市	戸賀	4,460	3,259	家屋耕地 流失	離岸堤 護岸	12	居住区域 海水浴場・水族館
3	船川港海岸	男鹿市	鶺ノ崎～金川	6,215	5,122	家屋耕地 流失	護岸	24	居住区域
4	秋田港海岸	秋田市	飯島北～向浜	7,046	4,156	耕地流失	護岸 離岸堤	44	秋田マリーナ
5	本荘港海岸	由利本荘市	本荘～水林	3,024	1,825	耕地流失	突堤 離岸堤	41	本荘マリーナ・ 海水浴場・保安林
合計	5			27,180	16,493			154	

2 県農林水産部（水産漁港課）

（令和4年12月現在）

	漁港海岸名	市町村名	防護区域		指定 延長 (m)	防護 延長 (m)	予想さ れる危 険概要	工法	防護 面積 (ha)	摘 要
			字	地区名						
1	椿（船川港）漁 港海岸	男鹿市	船川港	双六～小 浜	4,170	1,380	家屋耕地 流失	護岸 陸閘	3.0	
2	八森漁港海岸	八峰町	八森	茂浦 椿台	6,010	280	〃	護岸 離岸堤	5.6	
3	象潟漁港海岸	にかほ市	象潟	一丁目塩 越～入湖 の澗	5,600	1,350	〃	護岸 階段護岸 堤防・潜 堤	27.6	
合計	3				15,780	3,010			36.2	

第 24 章 噴火警戒レベル

秋田焼山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への 対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及び それより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし (数千年に一回程度の発生規模)
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。	火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 有史以降の事例なし (数千年に一回程度の発生規模)
警報	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域 近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難等が必要。	想定火口域から概ね 4 km 以内に大きな噴石の飛散や火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が想定火口域から居住地域の近くまで流下するような噴火の発生またはその可能性。 【過去事例】 西暦 615 年頃の噴火
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	想定火口域から概ね 1 km 以内に大きな噴石の飛散や火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生またはその可能性。 【過去の噴火事例】 1997 年 8 月の噴火 1951 年、1949 年、1678 年の噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であること に留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等が必要。	状況により想定火口域内に影響する程度の噴出の可能性。

- ※ 特定地域とは、居住地域よりも秋田焼山の想定火口域に近いところに位置する温泉等の集客施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になる場合がある。
- ※ 融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。
- ※ 西暦 615 年頃の噴火は、「秋田焼山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の調査では西暦 500 年頃と推定された。

秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし
			4 （高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。 危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 有史以降の事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 危険な地域への立入規制等。 状況に応じて、特定地域の避難等、高齢者等の要配慮者の避難準備が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 想定火口域から概ね2km以内に大きな噴石の飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 想定火口域から居住地域近くまで火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 1970年女岳からの噴火
		火口周辺	2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 想定火口域から概ね1km以内に大きな噴石の飛散するような噴火の発生またはその可能性。 【過去事例】 1932年南部カルデラ内（石ボラ）での水蒸気爆発
予報	噴火予報	火口内等	1 （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏 状況により想定火口域内に影響する程度の噴出の可能性あり。

※大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流で、避難道路などが通行不能となる恐れがある区域でも、避難等の対応が必要。
 ※特定地域とは、居住地域よりも秋田駒ヶ岳の想定火口域に近いところに位置する施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。
 ※想定火口域とは、北部カルデラと南部カルデラを合わせた範囲を示す。

資料番号 24-3

〔秋田地方気象台〕

鳥海山の噴火警戒レベル

予報警報	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれぞれ火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等。	噴火により火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす、または切迫している。 【過去事例】 1800～04年の噴火：新山形成、火砕物降下、噴石、泥流、死者8名
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。	噴火により火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼすことが予想される。 【過去事例】 該当事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備、特定地域の避難等が必要。 住民は通常の生活。	噴火により大きな噴石が火口から概ね4kmの範囲内、火砕流・火砕サージが居住地域の近くまで影響を及ぼす、または予想される。 【過去事例】 1740～47年の噴火：噴煙多量。硫黄化合物が川に流入し、水田・川魚に被害 1974年の噴火：火砕物降下、泥流
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難の準備等が必要。 住民は通常の生活。	噴火により大きな噴石が火口から概ね1.5kmの範囲内に影響を及ぼす、または予想される。 【過去事例】 該当事例なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火口内で噴気や火山ガス等が発生。

※火口とは、鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画の想定火口域をいう。

状況に応じて新山周辺に火口域が限定される場合がある。

※火口噴出型泥流とは、噴火に伴い火山内部の熱水が噴出し、泥流となって流れ下る現象をさす。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※特定地域とは、他の居住地域より早期に避難等の対応が必要な地域をさす。

※各レベルの警戒が必要な範囲内で上位レベルに記載されている火山現象が発生する場合がある。

資料番号 24-4

〔秋田地方気象台〕

栗駒山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降事例なし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	融雪型火山泥流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】 有史以降事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備、特定地域の避難等が必要。 住民は通常の生活。	火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散する噴火の発生またはその可能性。 火口から居住地域近くまで火砕流・火砕サーージ・融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。 【過去事例】 有史以降事例なし
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常の生活。	火口から概ね800m以内に大きな噴石の飛散、火口周辺に火砕流・火砕サーージが流下するような噴火の発生またはその可能性。 【過去事例】 1744年の噴火、1944年の噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。

※特定地域とは、居住地域よりも栗駒山の想定火口に近いところに位置する温泉等の施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になる場合がある。（須川温泉周辺地域、イワカガミ平）

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※レベル3以上の火砕流・火砕サーージの影響範囲は、到達範囲の推移など火山活動の状況をみながら判断する。

十和田の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル （警戒）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	【5-3】 ・火砕流・火砕サージが火口から概ね 30km の範囲の居住地域に被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。積雪期には融雪型火山泥流が海岸部までの河川流域の居住地域に到達、あるいは切迫。 【過去事例】 約 6200 年前の噴火（中楸軽石噴火）、915 年のクライマックスの噴火（毛馬内火砕流） ----- 【5-2】 ・火砕流・火砕サージが火口から概ね 20km（最大 23km）の範囲の居住地域に被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。 【過去事例】 915 年の一回当たりの噴火（中規模噴火） ----- 【5-1】 ・大きな噴石が火口から 4 km 程度まで飛散するなど居住地域に被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。 【過去事例】 なし
			4 （高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難及び住民の避難の準備等が必要。想定火口範囲内の居住地域での避難等が必要。	【4-2】 ・火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が火口から概ね 4 km の範囲を超えた居住地域に到達する噴火の可能性。 【過去事例】 なし ----- 【4-1】 ・大きな噴石が火口から 4 km 程度まで飛散するなど居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】 なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域 近くまで	3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	危険な地域への立入規制等。住民は今後の火山活動の推移に注意。	【レベル 2、3 の発表について】 ・火山活動が高まっていく段階では使用せず、火山活動が沈静化し、レベル 4、5 から下げる段階で、火山活動の状況に応じて発表する場合がある。
		火口周辺	2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。住民は今後の火山活動の推移に注意。	
予報	噴火予報	火口内等	1 （活火山であることに留意）	火山活動に高まりがみられる。今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある。	状況に応じて、想定火口範囲内の居住地域での高齢者等の要配慮者の避難等が必要。	・浅部を震源とする火山性地震の増加、火山性地震の発生、浅部の膨張を示す地殻変動等。 【過去事例】 なし
			火山活動は静穏。	住民は通常の生活。	火山活動は静穏。	

※火山活動に高まりがみられ、今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある、または判断に迷う場合には、火山の状況に関する解説情報（臨時）を発表する。

※想定火口内の居住地域は、他の居住地域より早期に避難等の対応が必要。

※火口とは、火山ハザードマップの想定する噴火場所のことをいう。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

第 25 章 その他

資料番号 25-1

〔県健康福祉部 福祉政策課〕

福祉施設一覧

（令和4年12月31日現在）

施設区分	施設種別 ※1	設置数	定員数	備考
児童関係施設	助産施設	10	219	
	乳児院	1	30	
	母子生活支援施設	7	116	
	児童養護施設	4	174	
	児童心理治療施設	—	—	
	児童自立支援施設	1	26	
	児童自立生活援助事業所	2	12	
	小規模住居型児童養育事業所	3	17	
	婦人保護施設	1	16	
	婦人相談所一時保護施設	1	20	
	児童相談所一時保護施設	1	23	
	保育所・認定こども園等 ※2	315	25,109	令和4年4月1日現在
	放課後児童クラブ	307	12,745	令和4年5月1日現在
	児童厚生施設	78	—	令和4年4月1日現在
	地域子育て支援拠点	55	—	令和4年12月1日現在
	子育て短期支援事業を行う施設	10	—	令和4年12月1日現在
	一時預かり事業所	217	590	
	病児保育事業所	62	95	
産後ケア事業を行う施設	1	2		
障害関係施設	障害者支援施設	45	2,990	
	福祉型障害児入所施設	4	65	
	医療型障害児入所施設	2	260	
	共同生活援助	95	1,512	
	短期入所	108	—	
	療養介護	3	330	
高齢者関係施設	老人短期入所施設	294	7,277	
	養護老人ホーム	16	1,060	
	特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）	160	8,453	
	軽費老人ホーム	44	1,152	
	認知症高齢者グループホーム	207	2,828	
	生活支援ハウス	19	251	令和4年6月30日現在
	介護老人保健施設	55	5,015	
	介護医療院	6	390	
	小規模多機能型居宅介護事業所	64	1,677	
	看護小規模多機能型居宅介護看護事業所	9	257	
	有料老人ホーム	109	2,812	
	サービス付高齢者向け住宅	76	1,886	
その他施設	救護施設	2	205	
	更生施設	—	—	
	宿所提供施設	—	—	
計		2,423	82,392	

※1 施設種別は、令和3年4月15日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」による。

※2 保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園並びに児童福祉法34条の15第1項又は第2項に基づく小規模保育事業所、家庭的保育事業所及び事業所内保育事業所。

耕作面積及び主要農作物収穫量の現状

【耕作面積（令和3年）】

（単位：ha）

区分	田	普通畑	樹園地	牧草地	計
面積	128,400	11,800	2,170	3,910	146,400

【主要農作物の収穫量（令和2年）】

（単位：トン）

品目	収穫量	品目	収穫量	品目	収穫量
米	501,200	きゅうり	8,450	だいこん	17,100
大豆	8,820	はくさい	6,700	りんご	15,700
ばれいしょ※	(H28) 9,840	キャベツ	8,130	たばこ	320

※ ばれいしょについては、平成29年以降、主産県（全国の作付面積の概ね80%を占めるまでの上位都道府県等）を調査対象としており、秋田県は対象外であるため、平成28年が最新の数値である。

防災重点農業用ため池箇所数

（令和4年12月現在）

地域	市町村名	ため池 総数 (箇所)	防災重点農業用ため池 (箇所)	備考
鹿角	鹿角市	35	11	
	小坂町			
北秋田	大館市	129	52	
	北秋田市	135	71	
	上小阿仁村			
山本	能代市	100	25	
	藤里町	16	7	
	三種町	240	55	
	八峰町	17	2	
秋田	秋田市	343	150	
	男鹿市	141	64	
	潟上市	60	25	
	五城目町	51	36	
	八郎潟町	7	4	
	井川町	64	18	
	大潟村			
由利	由利本荘市	546	198	
	にかほ市	74	44	
仙北	大仙市	360	109	
	仙北市	34	9	
	美郷町	47	25	
平鹿	横手市	161	111	
雄勝	湯沢市	33	14	
	羽後町	78	19	
	東成瀬村	1		
計		2,672	1,049	

防災重点農業用ため池の選定基準

ア ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの

イ ため池から100m以上500m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がありかつ貯水量1000m³以上のものウ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5000m³以上のもの

エ 上記以外で、ため池の規模、構造、地形条件、家屋、公共施設等の位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊地の土質及び地形等から、都道府県又は市町村が特に必要と認めるもの

